

警察政策学会資料 第122号

令和4(2022)年5月8日刊

近代警察史の諸問題—川路大警視研究を中心に— (第三輯)

福永英男氏・原田弘氏・松井幹郎氏追悼論集

警察政策学会
警察史研究部会

序 文

令和 4 (2022) 年は、コロナ・パンデミック、ロシアのウクライナ侵攻、経済不安等々、全世界の人々が苦難と闘った「大変な年」となってしまいました。

次の歌が心に残りました。

かそふれは とまらぬ物を 年といひて ことしはいたく おいそしにける (古今和歌集 卷 17 雑上 893 読人知らず)

私は、夏に病を得て、「老いぞしにける」が身に染みましたが、今年は多くの人々が同じ思いをされたのではないかとも思います。

2022 年 2 月 24 日に端を発したロシアによるウクライナ侵攻は、深刻度を増すばかりです。平和で美しい地球を子孫に残せるのか、世界中の人が固唾をのんで見守っています。戦争に関しては、そもそも人間には、「破壊を求める攻撃的な欲動がある」とするジークムント・フロイト説が注目を集めています (日本経済新聞 2022.3.12 「春秋」、原典は A・アインシュタイン、S・フロイト『ひとはなぜ戦争をするのか』浅見昇吾訳)。ならばどうしたらいいのか。フロイトは「戦争への拒絶 (となるもの)」、「それは平和主義者の体と心の奥底にある (のだ)」と説いているそうです。そうだとすれば、歴史に関心を持つ者は、孜孜兀兀 (こうこうこつこつ)、その「平和主義者の体と心の奥底にあるもの」を掘り出すことに努めなければならないと思います。

『近代警察史の諸問題—川路大警視研究を中心に—』(第三輯) がまとまりました。「福永英男氏・原田弘氏・松井幹郎氏追悼論集」とさせていただきます。福永先生、松井先生のごことは第二輯でご報告申し上げましたが、原田先生には、第二輯発刊後の令和 3(2021) 年 7 月 6 日お亡くなりになりました。享年 95 でした。川路大警視とも直接お会いになったのではないかと思わせる語り口で、往時を語ってくださる方は、ついにいなくなりました。謹んで御冥福をお祈りいたします。

今回も「第 1 篇 川路大警視研究」から「第 12 篇 鎮魂・顕彰」まで、大変なボリュームとなりました。貴重な御原稿をお寄せいただいた部内外の方々に心から御礼申し上げます。また、懇切なご指導を賜った部外の先生方、警察政策学会理事会、事務局の皆様、そして吉原文司幹事、佐藤裕夫事務局長はじめ当部会員の方々のご尽力に感謝申し上げます。

以下、きわめて荒っぽく、的を射ていない点多々あると思いますが、全体を俯瞰させていただきます。また、吉原幹事のお力添えで、部外の先生方から御寄稿文の「要旨」を送っていただきました。いずれも素晴らしい素描で、内容理解が一段と進みます。はなはだ失礼ですが、この序文の中に、原文のまま収録させていただきますことを、お許しください。

第 1 篇 川路大警視研究

川路利永名誉会長の 3 篇は、大変な名篇で、人々への愛情にあふれています。大阪のこと、新潟古町のこと、読みふけた小説やジャズ音楽、日本酒のことなど、この世の楽しみを存分に述べられています。そして、逝かれた人には、「『あっちの世界』も結構楽しいらしいです。だって、誰も帰って来ませんからね」と、思いを馳せています (私の母にまで言及していただき御礼を申し上げます。)。川路会長のようなお人柄に学べば、世界から

争いがなくなっていくように思います。

小杉修二先生の「いわゆる『外勤警察』所感」は、現役時代、多くの困難な事案を扱われた先生が、つくづく、「管内住民の真実の声を掬い上げて、有効に対処してもらいたいものである。その主役は外勤警察官にほかならない」と述べられておられます。(注 7)には「筆者の属する自治会は、規約、細則のほか、『パトロール隊設置運用要綱』を設け、これに則り町内のパトロールを実施している。しかし、警察からのいざないやサジェスションなどを受けたことはない」と、あります。町と警察のさらなる意見交換を望んでおられます。

私の「この際、川路利良大警視をもう一度勉強する」は、川路大警視の活動の何分の一かを、「オウム」との戦いの中で実体験した記録です。

兒玉圭司先生の「(資料紹介) 小野田元熙『本署改正ノ要目』」は、従来知られていなかった一次史料を紹介しています。本資料は、明治 12 年に川路利良とともに渡欧した小野田元熙が、帰朝後の明治 13 年にまとめた東京警視本署の機構改革案ともいべきものです。その概要は『警視庁史稿』に掲載されているものの、原本の写しである本資料から、起案日や添付された図面等が初めて明らかになった由です。兒玉先生は、新たに部会員になられましたが、今後ともよろしくご指導の程お願い申し上げます。

笠井聰夫氏「二人の愛国者—川路大警視とガンベ・グロース」は、川路大警視とガンベ・グロースの間の深い友情は、二人が真の愛国者、真の実力者であったからこそ、結ばれたとされています。ガンベ・グロースの母親を、大警視の部下の佐和正が訪問するくだりが出てきますが、こうした国際交友を結びたいなあと思います。

小風明氏「国立国会図書館デジタルコレクション『建議』」は、難航する捜査の指揮官が新たな証拠を見つけたときの喜びに似たものを感じます。また、同氏は、「自著紹介」として「川路大警視の撃剣再興論」のことに触れています。警察剣道の意義を国民国家警察の形成という高い見地から見直したものであり、優れた内容です。私の小論に啓発されたとされていますが、深く感謝申し上げます。井上三治『警察関係図書目録』をはじめ、今後の発展が期待されます。

鈴木康夫氏「明治の衛生警察と疫病」は、内務省の格闘の一端を述べていますが、今回のコロナのことも含め、さらなる研究が待たれます。

第 2 篇 武藤誠先生・加藤晶元警察史研究部会長記念集

武藤誠先生の奥様の御書翰は、我々部会員に対する慈愛に富んだ励ましに満ちており、誠にありがたく、心から御礼申し上げます。加藤晶元警察史研究部会長の武藤先生へのお思いには、感動いたすばかりです。ふと、両先生とともにこの資料集を作成しているような感じにもなります。部会員一同、より高みを目指して努力することを誓います。

第 3 篇 廣瀬権氏拾遺続々輯

『私のオウム戦記』からの提言」は、戦いの中、その後に気づいたことを書き留めました。オウムの教祖の生きざまを見て、「人間は如何に生きるべきか」をつくづく考えさせられました。論文の最後を「私としては、絆を結んでいただいた人々に感謝し、自分自身の責任をどうとるかを常に自問自答しながら、自らの信ずるところを進むしかない」と、しました。

第4篇 福永英男前警察史研究部会長追悼集

福永先生のご功績は皆様のご指摘の通りですが、先生は警察現役時代、極めて困難な立場に立たされても、決して弱音をもらさず、歯を食いしばって頑張られました。改めて懐かしく感じています。

第5篇 原田弘氏追悼集

原田弘先生の警察史研究における御業績、部会における御貢献には、まことに多大なものがあります。残された御著作を改めて精読し、先生の御学問を後世に正しく位置付けていきたいと考えます。

第6篇 松井幹郎氏追悼集

松井先生が昨夏お亡くなりになった後も、『大警視だより』続刊を発行させて頂いていますが、正直申し上げて、創業者であり、続刊の鹿児島事務局を受け持っていた先生の御存在は、あまりにも大きく、その空白を埋めることは到底叶いません。どうしたらよいか、溜息の連続です。今回、娘様の鈴木裕美子様、先生の教え子の知覧小学校桜組の皆様のお寄稿をいただきました。御期待にお応えするためにも頑張るしかないなあと、心を新たにいたしております。今後ともご連絡いただきたいと思います。

第7篇 犯罪学研究その他

恵良道信氏「心理学の実務への応用（犯罪抑止対策等）」

恵良道信氏は警察OBですが、「要旨」をいただきました。「犯罪発生件数抑止は大きなテーマであるが、平成11年から数年間ある県の警察本部長時代に、かねて読んでいた福島章先生の『犯罪心理学入門』から窃盗の基本犯罪性を読み取り、万引き、自転車盗を入り口型犯罪とし、窃盗犯全体の検挙推進を図ることにより、犯罪の土台を掘り崩し、犯罪全体を抑止するという目的が達成できるよう取り組んだ。その考え方を記したものである。また、取調べは心理療法的機能を有し、この機能により被疑者は、いわゆる落ちたという不可逆的心理・人格状態になるのではないかとかねてから考えていたが、併せて心理学的考察として記したものである。」

【特別寄稿】西畑一哉氏「強力な混成機動部隊の経験—預金保険機構大阪業務部時代の思い出—」

西畑一哉氏は、日本銀行出身。預金保険機構勤務のときに、私と一緒に仕事をさせていただきました。預金保険機構は、不良債務者の責任追及で刑事法の取扱もするし、再生も講じるという組織です。暴力団とも果敢に闘いました。現在は、学校法人二松学舎の常任理事として、夏目漱石のアンドロイドを活用するなど、学舎発展に尽力されています。

第8篇 旧外地警察史検討

旧外地警察史検討は、様々な意味で興味深いものがあるようです。今回はその一つとして、資料的なものですが、吉原丈司氏「『台湾警察歌』始末—澤村胡夷に寄せて— 日本統治下台湾警察史の一齣—」を収録しました。

第9篇 外国事情研究

当研究部会員、元ボランティア日本語支援教師（在ネパール）高橋功氏の「ネパール滞在記一斑」は、驚きの連続です。ご夫婦で、まさに全身を投入されて、ネパールの若者のために尽くされました。ネパールの「高度理系人材」は、我が国企業への就職を希望し、企業側もまたその獲得に力を入れているようです（「高度理系人材」を獲得せよ」BS101、2022年3月20日19:30）。私は、正直申し上げて、高橋部会員と同時期に歴史部会員でいられることに、大きな誇りを感じます。一日も早く全快され、また部会にご出席ください。この文章掲載に当たり、佐藤裕夫事務局長のご友情、『大警視だより』続刊の編輯指南役でもある松宇正一先生のご指導に心から御礼申し上げます。

台湾・高雄大学兼任教授、佛光大学佛教研究センター客員研究員柴田幹夫先生「【特別寄稿】中国・台湾研究の思い出と台湾での教育を目の当たりにして」。要旨は以下のとおりです。

「研究生活のスタートはかなり遅かったが（30歳を過ぎてから大学院に入学した）、中国上海師範大学に留学し、中国語と中国近代史を学んだ。また多くの研究者とも交流を深めることができたのは最大の収穫であった。清末の戊戌変法の研究から孫中山（孫文）の研究へと課題が移っていく過程で孫文と大谷光瑞の交流を知ることになった。その後研究方向は大谷光瑞の研究から日本近代仏教史へと移っていった。さらに台湾での研究留学（2015年）を通じて、日本時代の台湾佛教（日本の台湾佛教）の研究に傾注しているこの頃である。ただまだ台湾の民間宗教などの理解が不十分であることは否めず、目下の研究課題の一つになっている。」

第10篇 法学、法制史研究その他

京都大学法学系教授佐々木健先生「【特別寄稿】刑罰としての亡命：ローマからの視点」及び「【特別寄稿】訴訟の二段階」ですが、それぞれ要旨を頂きました。

「刑罰としての亡命」は、著者のイタリア留学を発端とする。日本では、ローマ法と言えば民事法への影響がよく知られる。しかし、法的保護が民事裁判で実現される背景には、公法や刑事法による秩序が不可欠である。警察は、公益の観点から私人の保護を間接的に果たす。その際、犯罪者に懲役など自由刑を科すのは、市民が政治の主体だからである。その意味で、死刑には抑制的である必要がある。可能ならば、亡命を認め、犯罪者を当該共同体から放逐すれば良い。その痕跡は、日本の刑法典や刑事訴訟法にも見える。また、「訴訟の二段階」は、起訴段階と公判段階という刑事裁判の構造に注目し、民事裁判にも相似形があると見る。「刑罰としての亡命」と通底して、民事法と刑事法を陸続きと見る訳である。現代では、「人権」や「人身の保護」と説明されていよう。秩序維持のために警察組織が必要であることは勿論である。同時に、行政組織としての警察は、起訴の端緒を提供する。だからこそ、警察官は「司法警察職員」と呼ばれる。逮捕・捜査・送検は、私人を保護するために丁寧な手続を経る。民事訴訟を提起する原告も、まずは裁判が有効に受理され証拠調べに入るかどうかの第一関門を経る。起訴不起訴の判断に類する。」

武蔵野学院大学国際コミュニケーション学部准教授高田久実先生「【特別寄稿】罵詈雑言か一書面か—書面でする誹謗と馬鹿」ですが、要旨を頂きました。

「罵詈雑言か一書面か」は、名誉毀損と侮辱の扱いに関わる。口頭か書面か、という手段の違いも注目される。しかし、明治の刑法が、中国に由来する律の世界と、維新に発する欧米各

国からの輸入（継受）の問題とが、交錯する点で興味深い。その狭間で、罰すべき行為に対し、適用可能な法令が不足する場面も生じる。江戸末期から明治初期を経て、刑法典が編纂されるに至る長い過程において、「バカ」と罵ることがどのような罪となり、どのように処罰されるか、丹念な史料分析から実態に迫る。」

國學院大學栃木高等学校教諭瀬賀正博先生「【特別寄稿】中国司法制度と古代律学(覚書)」ですが、要旨をいただきました。

「中華人民共和国（以下、中国）における法学者や法制史研究者は、前近代司法制度や律学（前近代法学）を、現行の司法制度の在り方と直接的に結びつけようとする傾向を持っている。法の運用メカニズムについて、前近代と近現代との間に、さほどの断絶があるとは思っていないかのようなのである。もちろん、このような研究の在り方に対して、歴史の科学性の観点から批判する学者もいる。しかし、翻って考えてみれば、法や法学に関して、前近代と近現代とを重ね合わせることを可能とする、なにがしかの共通性があるという認識を中国の学者は持っているのであろう。本稿は、『人民法院報』という、法曹を読者として想定している「裁判所ニュース」に最近掲載された古代律学の記事を契機に、現代中国の制定法主義と判例制度導入の問題に、古代律令学がどのような示唆を与えるのかを考えるために草した覚書である。」

三浦裕史先生「【特別寄稿】満洲国軍制の法的構造」は、満洲国軍制の構造を法的側面から解き明かされた御力作であり、要約しますと次のようになるかと思えます。「満洲国の軍制は日本の軍制を参考にして創設された。所謂「統帥権の独立」は日本と同様、不文的に主張されていた。軍事権限は軍政部（治安部・軍事部）に集中しており、これを顧問部（関東軍将校など）が指導するという体制であった。満洲国軍は治安維持を主な任務とする軍隊であり、国防は日本に委託されていた。しかし、日本側にとって、満洲国の国防は、日本の国防のための副次的な任務に過ぎなかった。満洲国軍制の基幹事項は日本との条約類によって変更されており、軍事権限は制限され日本側に委譲されていた。満洲国の軍制は軍事自主権の欠如を特徴とすると言えよう。」。先生の軍制研究の更なる御進展が期待されるようです。

福島大学行政政策学類准教授阪本尚文先生「【特別寄稿】暗い時代の人々——博棣華と朱紹文のこと」、「【特別寄稿】垣見隆禎教授の〈中間団体としての自治体〉論——廃藩置県150年に思う」、「【特別寄稿】押し付け憲法論雑感——憲法の「出生の秘密」をめぐる」、「【特別寄稿】象徴・コロナ・SNS」、「【特別寄稿】額縁と絵のあいだ——上山安敏先生と西村稔先生」、「【特別寄稿】紹介 原田哲史著『19世紀前半のドイツ経済思想——ドイツ古典派、ロマン主義、フリードリヒ・リスト』」及び「【特別寄稿】紹介 令和4年度福島大学 foR-A プロジェクト「戦後日本社会科学 エゴ・ドキュメント・アーカイブの構築と活用」」ですが、要旨をいただきました。

「暗い時代の人々——博棣華と朱紹文のこと」は、1924（大正13）年から1944（昭和19）年まで福島高等商業学校（福島経済専門学校）などで中国語を講じた博棣華と、その義理の息子であり現代中国を代表する経済学史家となった朱紹文という2人の中国人知識人の苦難の道筋を、遺族の回想録などを活用してたどったものである。「垣見隆禎教授の〈中間団体としての自治体〉論——廃藩置県150年に思う」は、明治国家が「社会的権力」たる自治体＝中間団体の意向に振り回され、中央集権の支配を末端の地域社会に貫徹し得なかった「弱い」国家であった、という垣見隆禎教授（福島大学行政政策学類）の研究結果

を要約し、廃藩置県 150 年を迎えた今日においても、その犀利な比較国制史的分析がアクチュアリティを有することを指摘したものである。「押し付け憲法論雑感——憲法の「出生の秘密」をめぐる」は、アメリカ合衆国憲法とフランス人権宣言（1789 年）の制定時の混乱の一端を紹介し、日本国憲法の来歴だけをことさらに責めたてて無効だなどと難じる論者の姿勢に、世界の憲法典は、さて、何らの意味でも「出生の秘密」を抱えていないもの、つまり、理想的な環境下に、十分な時間をかけた討議を経て、手続き的瑕疵もなく成立したものばかりなのだろうか？、と疑問を呈している。

「象徴・コロナ・SNS」は、象徴天皇制についての学説を概観し、現行憲法の下では、天皇が全国を巡って市井の人々と交流し国民と情感を通わせることではじめて象徴天皇制が維持されるのだとすると、コロナ禍によって現天皇が国民の視線に晒される機会が大幅に減じたことは、象徴性の調達を著しく困難にすると考えられ、コロナ禍が長期化するならば、皇室は、象徴性を調達するために SNS の積極的な活用に舵を切ることを迫られるのではないかと予想している。「額縁と絵のあいだ——上山安敏先生と西村稔先生」は、阪本先生の恩師である西村稔先生と、その師である上山安敏先生との交流の模様を描いたものであり、阪本先生と西村先生との Skype のチャットの履歴を用いて、西村先生が手法や対象の点で師から離れることはあっても、師の学問の精神を疑われることは生涯なかったことを論じている。

「紹介 原田哲史著『19 世紀前半のドイツ経済思想——ドイツ古典派、ロマン主義、フリードリヒ・リスト』」は、小林昇のフリードリヒ・リスト研究の批判的克服を企図し、ドイツ古典派、ロマン主義、リストという 3 つの思想（や初期社会主義など）が交錯する当時のドイツ経済思想の布置を、立体的に浮かび上がらせた原田哲史氏の近著を紹介する。

「紹介 令和 4 年度福島大学 foR - A プロジェクト「戦後日本社会科学 エゴ・ドキュメント・アーカイブの構築と活用」」は、福島大学に未活用のまま放置されるか、新たに集積された歴史家のエゴ・ドキュメント（1 人称で書かれた資料）である、大塚久雄草稿・大塚宛書簡・大塚講義ノート、小林昇日記・小林講義ノート、高橋幸八郎日記・高橋宛書簡）を整理・公開する歴史実践プロジェクトを概説している。」

【特別寄稿】重田麻紀先生「【雑感】コロナ禍と大学教育」

重田先生は、我々 10 名ぐらいの高齢者グループにも、古文書解読を教授して下さっています。御寄稿文には、先生がコロナ禍を乗り越えるため如何にご苦労されたかが語られていますが、我々グループは、「リモートにしましょうか」との先生のご提案に対応できませんでした。結果、今日まで 2 年間休講となってしまいました。先生、お許しください。

第 11 篇 歴史地理その他

松宇正一氏「ランニングで巡る歴史旅日記」ですが、要旨をいただきました。

「これらの文章は、①ランニングで巡る、若しくは、②現地でランニングしてみるという自らの行動を起点とした生活目線、庶民目線で捉えた歴史を綴ったものであり、私が勤務する長野市エリアを中心とし、身近に感じられる題材について考えたものです。京都、江戸、そして北陸などの日本海沿岸からそれぞれ同じバランスに位置しているこのエリアに点在する史実から見えてくる地理的要素を交えた考察は、一般的なそれとは少々違った味わい、新たな気付きのヒントなどを含んでおり、改めて我が国の歴史を振り返るきっかけ

になるのではないかと考えています。当然の成り行きとして上杉謙信、武田信玄といった戦国武将の登場が多くなりますが、鎌倉や越前といった地域とのつながりや距離感なども、実際に足で巡る目線によって身近に捉えることができているのではないかと考えています。」

松宇氏からは、併せ「【コラム】曾我兄弟の仇討雑感—日本三大仇討の一つ—」なる珠玉の短編をもいただきました。今年のNHK大河ドラマ『鎌倉殿の13人』鑑賞のよき参考に願います。

また、影法師氏からも『大警視だより』些論』についての要旨をいただきました。

『大警視だより』続刊の余白を埋めるためのコンテンツ（いわゆる埋め草）ではあるものの、日常生活でふと気に留まる事柄、慣用句や著名人の言葉など、様々な題材を自然体で受け止める姿勢を意識し、心地良さを感じてもらえるコラムとなるよう心掛けました。直面する難題、特に、気の重い案件を抱えてなかなか思うように前に進めない時などに背中を押すことができる可能性も意識しているため、噛んで含むように読み、何かの折にお役立ていただければ幸いです。」

第12篇 鎮魂・顕彰

【追悼】記事として、「元警察史研究部会員横山英男氏の御業績を偲びて」、「石田雄教授、東山健吾（鄧健吾）先生、高橋由利子先生、色川大吉教授の御逝去」及び「上山安敏先生の御長逝を悼みて」を収録するとともに、上山安敏先生関係で、小林宏先生、新井勉先生及び佐々木健先生の心あたたまる御追悼文を収めさせていただきました。なお、阪本尚文先生の追悼文「額縁と絵のあいだ——上山安敏先生と西村稔先生」は本輯「第10篇 法学、法制史研究その他」中に別途掲載されています。ただただ御冥福をお祈りいたします。

終わりに

多くの論述の中には、冒頭に申し上げた「平和主義者の体と心の奥底にあるもの」に通じるものがあると思います。次輯でもご健筆を振るわれんことを、お願い申し上げます。

なお、本輯の発出が大変遅れたこと、電子版となったことを心からお詫び申し上げます。

参考文献：荘子邦雄『人間と戦争』（トルストイ、与謝野晶子「君死にたもうことなかれ」等）、別冊NHK 100分de名著『平和について考えよう』（フロイト『人はなぜ戦争をするのか』、ブローデル『地中海』、ヴォルテール『寛容論』等）、高橋源一郎『ぼくらの戦争なんだぜ』

令和4年12月7日

警察政策学会警察史研究部会長
廣瀬 権

〔凡 例〕

- ・警察政策学会警察史研究部会では、創部（再設置）の平成 13（2001）年度以降近世、近代の警察史研究に努めてきており、定期的に研究例会を開催するとともに、その主たる成果については、随時「学会資料」及び「学会資料・別刷」として作成、発行してきた（巻末参照。）。
- ・加えて、この間別途多岐にわたる個別研究をも実施してきており、多少の蓄積をみていたところであった。ただし、これらは分量その他の事情で、単独の「学会資料」としては作成し得なかったが、いくつかについては、その都度、学会機関誌『警察政策』、警察大学校編集『警察学論集』及び大警視川路利良研鑽会編『大警視だより』続刊等に寄稿するなどして、極力資料化に努めてきた。
- ・その後、これらを集成するものとして、警察政策学会の御高配を賜り、同学会資料として『近代警察史の諸問題—川路大警視研究を中心として—』の名の下に、論文、資料集を作成することとなり、既に一昨年度、昨年度に下記第一輯及び第二輯を発行した（警察政策学会 HP <<http://www.asss.jp/>> 参照。）。
 - ①警察政策学会警察史研究部会編『近代警察史の諸問題—川路大警視研究を中心として—（第一輯）』（警察政策学会資料第110号、警察政策学会、令和2（2020）年5月8日刊）
 - ②警察政策学会警察史研究部会編『近代警察史の諸問題—川路大警視研究を中心として—（第二輯）—武藤誠氏・加藤晶氏・福永英男氏・戸高公德氏追悼記念論集—【上・下冊】』（警察政策学会資料第114号、第115号、令和3（2021）年5月8日刊）
- ・今次作成の本輯は、その第三輯に当たり、福永英男氏・原田弘氏及び松井幹郎氏追悼論集として、主として上記第二輯発行以降に作成したものその他を収録している。
- ・部会員の論稿に加え、従前と同じく、大警視川路利良研鑽会名誉会長川路利永氏はじめ部外の御高名な諸先生方から貴重な御玉稿を賜った。厚く御礼申し上げるものである。
- ・本輯の構成は、次のとおりである。

序文 警察政策学会警察史研究部会長 廣瀬 権

第1篇 川路大警視研究

第2篇 武藤誠先生・加藤晶元警察史研究部会長記念集

第3篇 廣瀬権氏拾遺続々輯

第4篇 福永英男前警察史研究部会長追悼集

第5篇 原田弘氏追悼集

第6篇 松井幹郎氏追悼集

第7篇 犯罪学研究その他

第8篇 旧外地警察史検討

第9篇 外国事情研究

第10篇 法学、法制史研究その他

第11篇 歴史地理その他

第12篇 鎮魂・顕彰

附録

跋

【簡便索引】

- ・部会が全体として検討を進めている「川路大警視研究」を主篇とし、以下 11 篇に分けて配列した。福永英男氏、原田弘氏及び松井幹郎氏各追悼関係論稿は、それぞれの篇にまとめた。なお、各論稿末尾に初出を記すとともに、今次再録での補足部分は [] 内に記載した。
- ・警察史研究部会員、大警視川路利良研鑽会会員及び警察関係者以外の御論稿には、「特別寄稿」を各冒頭に掲げた。
- ・附録として、警察史研究部会及び大警視川路利良研鑽会作成資料の一部を収録した。
- ・本来ならば、索引は、詳細な人名索引、事項索引、書名索引等を附すべきではあるが、諸般の事情で今回も僅かに各執筆者寄稿文表題検索のための「簡便索引」なるものを作成し得たのみにとどまることをお断りしておく。

〔目次〕

序文	警察政策学会警察史研究部会長	廣瀬 権	-1-
第1篇 川路大警視研究			
「てとろどときしん」	……大警視川路利良研鑽会名誉会長	川路 利永	1
「ドライブ・マイ・カー」	……大警視川路利良研鑽会名誉会長	川路 利永	4
「あっちとこっち」	……大警視川路利良研鑽会名誉会長	川路 利永	7
(紹介) 川路利永名誉会長『大警視だより』続刊御寄稿一覧	……		9
この際、川路利良大警視をもう一度勉強する			
…警察政策学会警察史研究部会長 大警視川路利良研鑽会会長		廣瀬 権	11
いわゆる「外勤警察」所感			
……警察政策学会警察史研究部会員		小杉 修二	21
【特別寄稿】(資料紹介) 小野田元熙『本署改正ノ要目』			
……舞鶴工業高等専門学校人文科学部門教授		兒玉 圭司	25
二人の愛国者—川路大警視とガンベ・グロース			
……大警視川路利良研鑽会会員		笠井 聡夫	31
(警察史資料1) ヘーン警察大尉慰靈祭(昭和15(1940)年)	……		33
国立国会図書館デジタルコレクション「建議」			
……警察政策学会警察史研究部会員		小風 明	34
【自著紹介】川路大警視の撃剣再興論(警察政策第24巻)			
について……警察政策学会警察史研究部会員		小風 明	35
井上三治氏『警察関係図書目録』について—小風明部会員の			
お教えを受けて—……警察政策学会警察史研究部編			36
明治の衛生警察と疫病……警察政策学会警察史研究部会員		鈴木 康夫	38
【紹介】令和3年度追浜官修墓地墓前祭中止の件	……		40
【資料再録】日高節「安立綱之翁叢談」(其1~6)『自警』昭和10(1935)			
年1~4、6、7月号	……		41
第2篇 武藤誠先生・加藤晶元警察史研究部会長記念集			
武藤都喜子様御書翰二通	……		57
『武藤誠先生略年譜・著作目録』序文(再録)			
……警察政策学会警察史研究部会長[当時]		加藤 晶	60

第3篇 廣瀬権氏拾遺続々輯

「私のオウム戦記」からの提言

…警察政策学会警察史研究部会長 大警視川路利良研鑽会会長 廣瀬 権 63

「書き残す使命がある」—警察史研究部会の今後によせて—

…警察政策学会警察史研究部会長 大警視川路利良研鑽会会長 廣瀬 権 71

我が家の断捨離

…警察政策学会警察史研究部会長 大警視川路利良研鑽会会長 廣瀬 権 73

(紹介) 廣瀬権氏『大警視だより』続刊寄稿中前輯(第二輯)及び本輯(第三輯)収録稿一覧…………… 75

第4篇 福永英男前警察史研究部会長追悼集

福永英男君を偲んで……………元警察庁刑事局長 中門 弘 78

福永英男前警察政策学会警察史研究部会長を偲んで

……………大警視川路利良研鑽会会員 笠井 聰夫 81

福永英男先輩の「ひとこと」

…警察政策学会警察史研究部会長・大警視川路利良研鑽会会長 廣瀬 権 82

福永英男元静岡県警察本部長の思い出

……………元静岡県警察本部刑事部長 渡辺 芳郎 84

(資料) 福永英男前部会長単行書目録…………… 86

第5篇 原田弘氏追悼集

原田弘先生の御逝去を悼みて……………警察政策学会警察史研究部会事務局編 87

(警察史資料 2-1) 警察史研究の先人—田村豊氏著作年譜—①…………… 90

第6篇 松井幹郎氏追悼集

第1【松井幹郎先生追悼集Ⅰ】(『大警視だより』続刊第13号所収分再録) 91

松井幹郎先生を偲ぶ……………大警視川路利良研鑽会名誉会長 川路 利永 92

松井幹郎先生、ありがとうございました

…警察政策学会警察史研究部会長・大警視川路利良研鑽会会長 廣瀬 権 94

松井先生の悲報に接して……………東京外国語大学名誉教授 高橋 均 95

松井幹郎様のこと……………武藤都喜子
(武藤誠先生御令室様) 96松井幹郎先生の御逝去をお悼みして……………加藤悠起子
(加藤晶元部会長御令室様) 98

松井幹郎先生を悼む……………大警視川路利良研鑽会会員	笠井 聰夫	99
加藤晶先生追悼会での献杯—松井幹郎先生追悼— ……………警察政策学会警察史研究部会事務局長	佐藤 裕夫	99
【遺稿 1】川路大警視研究端緒について—『大警視だより 第 I 集』「編集後記」(再録)— ……………		100
【遺稿 2】DVD『川路利良生誕一八〇年 研鑽会発足三周年記念』(大警視川路利良研鑽会、平成 26 年 12 月 13 日刊) 送付状 ……………		102
【遺稿 3】『大警視川路利良関係資料集』発行に寄せて—加藤晶会長を偲びつつ— ……………		103
【資料紹介】最近発行警察史研究部会関連「警察政策学会資料」抄(含「別刷」) ……………		105
【資料再録】(『大警視だより 第 I 集』未収録号)		
『大警視だより』No.28(全 2 頁) ……………		106
『大警視だより』No.29(最終号。全 1 頁) ……………		108
【御遺族様より】父、松井幹郎について……………	鈴木裕美子	109
【略年譜・著作目録】松井幹郎先生略年譜・著作目録(初稿) ……………		112
【松井幹郎先生追悼号発行経緯】松井幹郎先生の御逝去を悼みて ……………		116
【事務局通信】 ……………		118
第 2 【松井幹郎先生追悼集 II】(『大警視だより』続刊第 15 号所収分再録「最後の約束」……………鹿児島県知覧小学校桜組教え子	有吉 和	119
松井幹郎先生との関係 再会前の約束—追想文—(再会後の記録:平成 7(1995)年 8 月 19 日~令和元(2019)年 12 月 3 日まで)……………知覧小学校桜組教え子	松清 吉則	120
恩師松井幹郎先生との記録—松井先生追想— ……………知覧小学校桜組教え子	坂之上公仕	123
【事務局通信】(抄) ……………		124

第 7 篇 犯罪学研究その他

心理学の実務への応用(犯罪抑止対策等) ……………元中部管区警察局長	恵良 道信	125
【特別寄稿】強力な混成機動部隊の経験—預金保険機構大阪業務部時代の思い出—……………学校法人二松学舎常任理事	西畑 一哉	132
(警察史資料 2-2) 警察史研究の先人—田村豊氏著作年譜—②……………		136

第 8 篇 旧外地警察史検討

「台湾警察歌」始末—澤村胡夷に寄せて—(資料)—日本統治下台湾警察史の一齣—……………警察政策学会警察史研究部会員	吉原 丈司	137
---	-------	-----

第9篇 外国事情研究

ネパール滞在記一斑……………警察政策学会警察史研究部会員 元ボランティア日本語支援教師 (在ネパール)	高橋 功	145
高橋功氏「ネパール滞在記」について(紹介) ……………警察政策学会警察史研究部会事務局長	佐藤 裕夫	145
【特別寄稿】中国・台湾研究の思い出と台湾での教育を目の 当たりにして……………台湾・高雄大学兼任教授、佛光大学 佛教研究センター客員研究員	柴田 幹夫	174

第10篇 法学、法制史研究その他

【特別寄稿】刑罰としての亡命：ローマからの視点 ……………京都大学法学系教授	佐々木 健	179
【特別寄稿】訴訟の二段階：民刑事の相似 ……………京都大学法学系教授	佐々木 健	183
(紹介) 佐々木健先生『大警視だより』続刊御寄稿一覧 ……………		186
【追悼】柴田光蔵先生の御逝去を悼みて ……………		186
【特別寄稿】罵詈か讒謗か一書面でする誹謗と馬鹿 ……………武蔵野学院大学国際コミュニケーション学部准教授	高田 久実	187
【特別寄稿】中国司法制度と古代律学(覚書) ……………國學院大學栃木高等学校教諭	瀬賀 正博	190
【特別寄稿】満洲国軍制の法的構造……………	三浦 裕史	195
【特別寄稿】暗い時代の人々——博棟華と朱紹文のこと ……………福島大学行政政策学類准教授	阪本 尚文	198
【特別寄稿】垣見隆禎教授の〈中間団体としての自治体〉論 ——廃藩置県150年に思う……………福島大学行政政策学類准教授	阪本 尚文	203
(紹介) 阪本尚文先生『大警視だより』続刊御寄稿一覧 ……………		205
【特別寄稿】押し付け憲法論雑感——憲法の「出生の秘密」 をめぐって……………福島大学行政政策学類准教授	阪本 尚文	206
【特別寄稿】象徴・コロナ・SNS ……………福島大学行政政策学類准教授	阪本 尚文	208
【特別寄稿】額縁と絵のあいだ——上山安敏先生と西村稔先 生……………福島大学行政政策学類准教授	阪本 尚文	211
【特別寄稿】紹介 原田哲史著『19世紀前半のドイツ経済思 想——ドイツ古典派、ロマン主義、フリードリヒ・リスト』 ……………福島大学行政政策学類准教授	阪本 尚文	214

【特別寄稿】紹介 令和4年度福島大学 foR-A プロジェクト 「戦後日本社会科学エゴ・ドキュメント・アーカイブの構 築と活用」……………福島大学行政政策学類准教授	阪本 尚文	216
【特別寄稿】【雑感】コロナ禍と大学教育……………慶應義塾大 学文学部古文書室研究員・萩市須佐歴史民俗資料館特別学芸員	重田 麻紀	218

第11篇 歴史地理その他

謙信道——川中島に向かう越後上杉軍のルート——ランニン グで巡る歴史旅日記 2……………大警視川路利良研鑽会会員	松宇 正一	221
飯縄信仰と戦国武将たち——ランニングで巡る歴史旅日記 3 ……………大警視川路利良研鑽会会員	松宇 正一	225
源頼朝と善光寺——ランニングで巡る歴史旅日記 4 ……………大警視川路利良研鑽会会員	松宇 正一	232
(影法師)		
『大警視だより』些論①「〇〇好き」……………		236
『大警視だより』些論②「前向きに」……………		236
『大警視だより』些論③「嫌なことをやれと言われて」……………		237
『大警視だより』些論④「ウソとホント」……………		237
『大警視だより』些論⑤「適度なスペース」……………		238

第12篇 鎮魂・顕彰

【追悼】元警察史研究部会員横山英男氏の御業績を偲びて……………		239
【追悼】石田雄教授、東山健吾（鄧健吾）先生、高橋由利子先生、色川大吉 教授の御逝去……………		240
【追悼】上山安敏先生の御長逝を悼みて……………		243
（参考1）上山安敏先生略年譜（1）、（2）……………		244、246
（参考2）上山安敏先生単行書目録……………		248
（参考3）上山安敏先生追悼文追加紹介……………		252
（参考4）法制史関係最近刊紹介……………		252
(追悼文)		
上山安敏先生を偲ぶ……………國學院大學名誉教授	小林 宏	245
上山安敏先生の御指導……………作家、元日本大学法学部教授	新井 勉	247
論文の戒め：田中周友先生と上山安敏先生—上山安敏先 生追悼—……………京都大学法学系教授	佐々木 健	249

【附録】 警察史研究部会等作成資料抄

1 警察政策学会警察史研究部会編『近代警察史の諸問題—川路大警視研究を中心に—』（警察政策学会資料第110号、令和2（2020）年5月8日刊）目次一覧……………	253
2 警察政策学会警察史研究部会編『近代警察史の諸問題—川路大警視研究を中心に—（第二輯【上・下冊】）』（警察政策学会資料第114号、第115号、令和3（2021）年5月8日刊）目次一覧……………	258
3 警察政策学会警察史研究部会編『令和元年度警察史研究部会特別調査研究報告書 近代警察史関係文献目録抄—川路大警視検討を中心に—』（警察政策学会資料・別刷、令和元（2019）年10月1日刊）目次一覧……………	261
4 『大警視だより』続刊目次一覧（続々・第13～15号分）……………	262
5 その他……………	266
（参考）警察史研究会及び同会誌『手眼』（全3号）の概要……………	266
【コラム】（第11篇 歴史地理その他（補遺） 曾我兄弟の仇討雑感—日本三大仇討の一つ— ……………大警視川路利良研鑽会会員 松宇 正一	268
跋……………	269
【簡便索引】……………	272

第1篇 川路大警視研究

「てとろどときしん」

大警視川路利良研鑽会名誉会長 川路 利永

昭和 47 (1972) 年 8 月大阪梅田の地に赴任。年齢は二十三歳のことでありました。学生時代は関西大学とのアメリカンフットボールの交流戦で隔年毎訪れていた大阪でしたけど、まさか自分がサラリーマンとしての最初の赴任地が「商いのメッカ」の大阪とは、人生は面白いものです。飛ばされた理由として考えられる事は 3 ヶ月間の密度の濃い研修で居眠りばかりしていたお仕置きの結果かも知れません。これがラッキーなことになりました。4 年弱の関西生活で得たものは、私の人生体験において限りなく素晴らしい時間を与えてくれました。

東京では関西出身の仲間は運動部に数人程度いました。その時はたくさんの東京の人間対数少ない関西の人間という関係で、いわゆる関西人は仮面を被っていたようです。関西弁は話すけれど、結構おとなしさと奥ゆかしさがありました。それが赴任という形で逆転します。兎にも角にも能弁というか良く喋ります。私としましては、どちらかと言うと寡黙のスタンス。この狭い島国で受けたカルチャーショックは相当大きかった事を記憶しています。

オフィスは中之島新朝日ビルディング。隣には大阪フェスティバルホールがあったり、現在は閉館した大阪グランドホテルがありました。この地域は大阪というより、殆ど東京丸の内のような感じでした。土佐堀川や堂島川に囲まれていましたので環境としては丸の内より素晴らしい地区でした。

また此处では東京からの転勤組が多かったので標準語がまだ市民権を得ていました。当時、博報堂大阪本部は新朝日ビルディングの十二階のワンフロアを借り、約 200 人の従業員が働いていました。また創業者の名前をいただいたオフィサーズ倶楽部「博尚クラブ」が十三階にあり、晴れた日には宝塚の山々が見渡せ、労働環境としては最高の場所でした。

因みにこのレストラン、夜はお客様をおもてなしするラウンジに変身します。朝 8 時 30 分に出勤しますと必ず上司にフレッシュを入れたアメリカンコーヒーをご馳走になりその日の作戦会議をねるのが毎日の楽しみでもありました。アメリカンコーヒーは学生時代苦いコーヒーを飲んでいて私にとって、こんなに美味しい飲み物は初めてでした。1 日にたくさん飲んだ記憶がありました。

当時といえば梅田駅前は大変な空き地があり辺鄙な感じがしました。その後摩天楼のようにホテルやオフィスビルが出来るとは夢にも思えませんでした。この地でもいろいろな勢力がシノギを削って暗躍したと思います。

住まいは阪急神戸線の塚口の文化住宅を選びました。阪急梅田駅から堂地下を歩いて中之島のオフィスに通いました。毎日が雑踏の中を中之島に向かいます。塚口は阪急神戸線から急行電車で 2 つ目、十三の次の駅です。芦屋や岡本にはかなり劣りますけど、瀟洒な町でした。

昭和 47 年はオイルショックやドルショックの前で日本は好景気に沸き、春を謳歌して

おりずいぶん良い思いをしました。関西は食べ物が美味しく、学生時代と比べると食べ物に驚かされた記憶があります。東京には馴染みの浅い河豚や鱧の湯引き、牛肉の美味しさは天下一品でした。また炭水化物文化の象徴であるお好み焼きや焼きそばをおかずにご飯を食べる定食には驚きました。きつねうどんやタヌキうどんにも必ずご押し鮎が付いていて、慣れますと結構美味い取り合わせです。やはりこの商人の街はエネルギーを充填して仕事をしないと持たない文化があったようです。

博報堂での近代マーケティング理論を学んだ社内研修と関西の広告実態とは雲泥の差がありました。「広告をもらうには這いつくばって、広告主に気に入られなあかんねん」と念仏のように指導してくださる上司。休みの日には広告主のお宅にお邪魔して、庭掃除やワンコの散歩に。兎にも角にも広告主のキーマンに可愛がっていただくように努力しました。「毎度！」や「おおきに。」という言葉も使いはじめは赤面していましたが、慣れればこんなに便利な言葉はないような気がします。いまは知りませんが、当時の関西人はせっかちでした。クラクションを鳴らしながら商店街を疾走する車、駅の切符を買ったり、電車に乗る順番、せっかちです。今となっては懐かしい思い出です。

今年に入ってからも不要不急の外出は避けるように、国からのお達し。年初は柚月裕子の作品にハマりました。「慈雨」から始まり「盤上の向日葵」広島ヤクザをテーマにした「虎狼の血」、「暴虎の牙」、「狂犬の眼」。佐方貞人検事シリーズの「最後の証人」、「検事の本懐」「検事の死命」、「検事の信義」。とても綺麗な女性作家が男勝りの作品を書くところが、非常にショッキングです。

本探しはいつも新宿の紀伊國屋書店です。カドカワの文庫コーナーで彼女の小説を探していると、その反対側に変なタイトルと毒々しい表紙の書物はありました。黒川博行の作品群でした。最初は読む気もさらさらなく柚木作品を探していましたが、黒川博行という名前は私の記憶の片隅にありました。昨年NHKのEテレで放送されたテレビシンポジウム「河井継之助と土方歳三」のパネラーである歴史学者磯田道史氏、小説家木内昇氏、映画監督小泉堯史氏に加えて何故か場違いの感じの小説家黒川博行氏が出演していたのを思い出しました。

いちばんどぎついタイトルと表紙の「悪果」を買いました。大阪府警の堀内信也と伊達誠一のマル暴刑事のシリーズ、経営コンサルの二宮啓之と暴力団員の桑原保彦シリーズ、黒田刑事と亀田刑事シリーズ、ブンと総長シリーズ。バラエティーにとんだ作品ばかりです。瞬く間に私は黒川小説の重篤な中毒になりました。私が中学生の頃石坂洋次郎の小説にハマった時と同じ感じでした。

常に黒川小説の文庫本を持ち歩いて文字を追いかけていました。「週刊アサヒ芸能」や「週刊実話」の連載小説を読んでいるようなタッチです。そう書くと黒川氏に失礼になりますが、登場人物の会話はまさに大阪人の会話主体でストーリーは進んでゆき、「おもしろい、えげつない」中味です。黒川氏は上方落語をベースにしているそうですが、文章の大半は関西弁の会話が主になっており、お笑いの連続です。また黒川小説の面白さは作品に登場するキャラクターの魅力です。その登場人物のリアルな関西弁の会話の魅力は素晴らしいと思います。

産業廃棄物の処分場建設に集まる金の亡者、薬物捜査官の実態、選挙関連の不正、詐欺

師の映画プロデューサーの追跡。そうしたどろどろの世界を黒川小説は関西弁を駆使して物語は展開していく。一度でも作品に手を触れると、夢中になって読んでしまう。あつというまに読んだ作品は、「悪果」から始まり、「てとろどときしん」、「疫病神」、「螻蛄」、「繚乱」、「燻り」、「破門」、「喧嘩」、「国境」、「大博打」、「切断」、「二度のお別れ」。黒川小説の何が面白いのかは、関西に住まないとわからないような気がします。関西弁の妙、炭水化物の食べもの、変わった名前の地名、東西南北で筋と通りを場所を判断する文化は長い年月東京で生まれ育った者には、カルチャーショック以外何物でもありませんでした。

関西に赴任して、ひとつ残念なことがありました。昭和 47 年は司馬遼太郎氏の長編歴史小説が「毎日新聞」で連載が始まった年です。連載が始まる前に司馬遼太郎氏から私の父川路利信に電話取材がありました。取材内容は西郷隆盛と川路利良の関係、大久保利通と川路利良の関係、西南戦争に関する事、川路の子孫としての歴史観、下谷に居を構えた川路利良邸等で、これらについていろいろ聞かれたそうです。

父は「翔ぶが如く」の連載が始まったその年から、「毎日新聞」を購読しました。父は私にそのことを知らせてくれませんでした。同年 8 月の大阪赴任にあたって初めてその話をしてくれました。父が「翔ぶが如く」の取材や今後の連載の中身について多分思うところがあったのだと思います。この小説の中での川路利良の処遇に関して不安があったのかも知れません。しかし関西に行ったら司馬遼太郎先生に挨拶に行くよう私に申し伝えました。

この「翔ぶが如く」は西郷南洲公と大久保卿のあいだで揺れ動いた川路利良の生涯が司馬遼太郎氏の描きたかったテーマだったと思います。当時はこの歴史の悲劇を浅はかながらも感じていましたので、関西の生活ではこの話を封印して過ごしました。

4 年間という長期に渡りこの連載は続きました。「毎日新聞」連載が終わり、文藝春秋社から単行本として発刊され、川路利信に贈呈されました。その頃は不勉強で、ストーリーは長編のためか難解でした。司馬遼太郎氏もかなり持て余したように感じました。過去いろいろな著名の作家の先生がこの歴史の悲劇について、挑戦された方がいらっしゃいましたが、難しかったのか、残念ながら世の中には登場しませんでした。

私の書きました『大警視だより続刊』本号の表題「てとろどときしん」は、黒川小説の短編集「てとろどときしん 大阪府警・捜査一課事件報告書」のタイトルです。また皆さまご存知のように河豚の猛毒の成分です。この毒にあたると殆どの人間は死に至るそうです。いまは養殖物の河豚の肝は食べることができます。神戸に住んでいる高校時代の友人が養殖物の河豚を送ってくれました。もちろん肝が入っていました。最初に河豚の肝を食べるときは、気持ち悪く感じました。てとろどときしんにあたって死んだ人間国宝の歌舞伎役者を思い出します。恐々食べましたが結構美味しかったです。

[初出：『大警視だより』続刊第 12 号（福永英男前部会長追悼号 I、通巻第 41 号、令和 3（2021）年 7 月 1 日刊）【巻頭言】]

「ドライブ・マイ・カー」

大警視川路利良研鑽会名誉会長 川路 利永

私は1949（昭和24）年6月にこの世に生を受けました。本年2021（令和3）年は丑年の年男になります。両親共に当時は高齢出産の部類に入り、大変な難産で半死の状態生まれ落ちたそうです。父利信、母知子の結婚から10数年後のことで、半分諦めていた川路家の分身の誕生を父と母は大層喜びました。子どもの頃は愛情いっぱい育てていただきました。

父は時計やカメラの精密機器の収集が趣味で随分たくさん集めていたようです。丙種合格で徴兵され軍役に就いたそうですが、この時計の収集物によって上官の暴力行為からかなり免れたそうです。どの世の中でも上司に可愛がられるのは大切な事だと思います。

私が子供の頃、自宅に日本ビクターの蓄音機がありました。父はクラシック音楽を聴いていました。私は当時ドーナツ盤と呼ばれたレコードで森山加代子や坂本九をはじめ、コニー・フランシスやジョニー・ソマーズのポップミュージックを一所懸命聴いていました。私が小学生の頃でしたから、ずいぶんオマセな子供だったと思います。

中学校の進級祝いは、やはり日本ビクターのテープレコーダを父から買ってもらいました。当時はとても便利な機械でラジオの深夜放送で当時の新しい音楽を録音しました。中学校ではクラシック研究会に入りベートーベンを初め数々の交響曲に感動したものです。

私が特に好きだった作曲家はアントニン・ドボルザークでアメリカをイメージした交響曲第9番「新世界より」は何度も何度も聴き惚れたものです。またベドルジハ・スメタナの「モルダウ・我が祖国」も大好きな交響詩でした。理由はわかりませんが2人ともチェコスロバキアの産んだ作曲家ですから、ボヘミアンの空気感に、何か通じるものがあったのかも知れません。近年クイーンの「ボヘミアン・ラプソディー」が大ヒットしました。あの映画も素晴らしい作品だったと思います。

中学生当時はPCもスマートフォンも無い時代でしたから、学校の勉強に飽きるとラジオの深夜放送を貪り聴いていました。そこで出会ったのが「ザ・ビートルズ」でした。初めて彼らの音楽を聴いた時は、素晴らしいハーモニーとパンチの効いた「プリーズ・プリーズ・ミー」、「シー・ラブズ・ユー」、「ツイスト・アンド・シャウト」に若き血を踊らせたものです。それからは学校の仲間を引きずり込んで、毎日授業が終わると誰もいない教室に集まってビートルズの曲の練習に没頭しました。

当時は受験戦争が厳しい時代でしたが、高校受験に力を入れるより大切な時間でした。彼等のファーストアルバムの「ミート・ザ・ビートルズ」からグループ最後のアルバム「レット・イット・ビー」までの13枚のLPは全て手に入れました。毎日毎日彼らの楽曲をレコード盤の溝が擦り減るほど聴きました。表題の「ドライブ・マイ・カー」は6枚目のアルバム「ラバー・ソウル」の最初の曲でジョージ・ハリソンのギターソロから始まるノリの良い曲です。

わが青春はビートルズの音楽に尽きるほど中毒に。彼らの発売するアルバムはファーストアルバムから最後のアルバムまで、まったく違うコンセプトを持ったアルバムでした。

ザ・ビートルズとしての活動期間は僅か 8 年間だそうです。グループを解散して 50 年もたつのに、今でも CM に使われたり、ビートルズの特集を組んだりすることも多く、どの曲も新鮮に聴こえるのは私だけでしょうか。

広告会社に入社したおかげでルイジアナ州ニューオーリンズに 2 回ほど行きました。業務としてはクライアントの同行でコンベンションの立ち合いが主でした。残りの時間はクレオール料理、ケイジャン料理に舌鼓を打ち、フレンチクォーターにあるプリザベーションホールに入り浸り。あんなにたくさんの時間、ジャズに浸ったことは人生で初めての感動体験でした。

高齢のジャズミュージシャンが頬つぺたを膨らませてトランペットやサクソで音を奏でる姿は素晴らしい雰囲気でした。それからはジャケットの写真が素晴らしいブルーノートのアルバムを買い漁りました。当時は日立製作所の音響機器ブランドである「LO-D」のプロモーションを担当していましたので、趣味と業務が兼ね合わせて楽しい仕事をさせていただきました。またラジオ CM における数々の広告大賞も受賞しました。

私の家には数千枚のレコード盤が集まりました。レコード盤というものは結構保存が大変で、レコードラックに入れて置いたものが溢れ、部屋中にレコード盤が所狭しと置かれて保存に難航しました。ある時に衣服を含めレコード盤の断捨離を敢行しました。今になって考えれば勿体ない思いでいっぱいですが、すべて廃棄してしまいました。

当時はスモール化を目指した CD コンパクトステレオシステムが主流になり、CD を買い集めていた時代でしたから、レコード盤は無用の長物になったわけです。今になってアナログのレコード盤が見直されるとは思いもよりませんでした。

最近 40 年前に購入したマッシモ・オステイという印刷専門のデザイナーが創った Stone Island の T シャツがメルカリで高い値段で買い手が付きました。本当にビックリです。現在はユニクロを代表とするファストファッションがもてはやされていますが、価値のある物に対する評価は時間が経っても、なくならないということを痛切しました。

川路家には西郷隆盛先生の絶筆とも言える書翰（「西郷南洲書翰」の題箋あり。）があります。田原坂の戦いで敗れ、有名な可愛岳突破から鹿児島に帰ってきたのが明治 10(1877)年 9 月 1 日。それから城山を拠点にしたのですが、9 月 4 日には城山は政府軍によって包囲されています。

その中、西郷先生は鹿児島県下の郷土たちに再決起を呼びかける回文を配布しています。川路利良がこの回文をどのようにして手に入れたかは不明ですが、9 月 1 日に書かれた西郷先生直筆の回文を日付から、先生の絶筆とも言えるものと川路は判断して大事に保管したと思えます（『大警視だより』No.8（平成 24（2012）年 8 月 13 日刊）参照。『大警視だより 第 1 集』（平成 27（2015）年 10 月 13 日刊）30～31 頁に再録。）。

その西郷書翰には婿養子である川路利恭（1856～1925）によって書かれた「明治 10 年西南役ニ亡父手ニ入レタル大西郷翁ノ自筆大切ニすべきもの也」の付箋があります。明治 10 年に入手したこの西郷先生直筆の回文を 144 年のあいだ川路家は川路利永に至るまで大切に保存しております。明治、大正の時代は日本国内での災いは関東大震災以外はほとんどありませんでした。

昭和は国をあげての戦争があり、首都東京も焼け野原になりました。どうやってこの西

郷書翰が現在の川路家に保管されてきたかは不明です。父は徴兵でフィリピンに行き、母が米国の B-29 が落とす焼夷弾を掻い潜って肩身離さず守ったのかも知れません。本当に現在まで大切に保管できたということは、よくよく考えてみますと奇跡的な事だったと思います。川路利良の西郷先生に対する強い恩義がそうさせたのか、西郷先生の川路に対する思いが、そうさせたのかはわかりません。これからも川路家が続く限り西郷翁の絶筆とも言えるこの回文を大切に保存してゆこうと考えております。

[初出：『大警視だより』続刊第 14 号（福永英男前部会長追悼号Ⅱ、通巻第 43 号、令和 4（2022）年 1 月 1 日刊）【巻頭言】]

「あっちとこっち」

大警視川路利良研鑽会名誉会長 川路 利永

人生七十数年生きて来て、数多くの出会いがありました。しかし、最近は悲しい別れが、多くなりました。素晴らしい出会いがあれば、悲しい別れがあるのは当然のことかも知れません。このようなことを考えること自体、齢を重ねたように思います。あと何年これから心身ともに、健康な時間を送ることが出来るのか。あと何年、人生における感動体験を得ることが出来るのか？ そのような思いを、最近抱くことが多くなりました。今までイケイケの人生を送ってきたつもりでも、この疫病蔓延という有事下において、やはり弱気になったような気がします。

大警視川路利良研鑽会で大変お世話になりました方々もお亡くなりになりました。温厚なお人柄であった加藤晶前会長、『大警視だより』の制作にご命をかけてくださった松井幹郎先生、私は直接には存じ上げませんでしたが警察史研究では有名な会員であられた原田弘先生もお亡くなりになりました。また、廣瀬権会長の御母堂であります淳子様、川路大警視の研究を支援してくださった東京外国語大学名誉教授高橋均先生の御令室であります由利子様の御逝去、本当に寂しい限りです。

昨令和3(2021)年、我が人生の師である新潟市で酒店を営む早福岩男さんの奥様、早福澄子さんが5月に亡くなりました。新潟日報社の友人から連絡を受け、すぐさま越後入り。澄子さんのご遺体に対面することができました。澄子さんは新潟で、ナンバーワンの女性でした。澄子さんは早福岩男さんを商いのみならず、生まれ育った地である新潟古町の再盛においても限りなくお支えになった方です。私も早福岩男さん以上に、澄子さんに可愛がっていただきました。早福岩男さんは澄子さんに、至上の愛を注がれました。澄子奥様のご尊顔は本当に安らかに眠られているようでした。

平成28(2016)年/Vol.266 新潟日報事業社発行、月刊誌『キャレル』の「本当の新潟美人に会いたくて」という特集の巻頭に早福澄子さんの記事が載っています。その記事は澄子さんのお人柄を端的に表現していますので、引用させていただきます。

——「新潟美人といわれると、真っ先に浮かぶのが早福澄子さん。新潟市中央区にある早福酒食品店の「お母さん」だ。澄子さんがこの家に嫁いだのは60年ほど前。酒といえば灘、伏見が全盛で、新潟に目を向ける人などいなかった時代である。ご主人の早福岩男さんは「蔵元に本物の美味しい酒を造ってもらい、それを売りたい」とコツコツと県内の蔵元を訪ね回り、時間をかけて今の新潟の地酒人気を作ってきた人。そんなご主人を支え続けたのが澄子さんだ。

「当時は住み込みの従業員もいて、大家族のようだったわね。結婚した時に、40歳を過ぎるまでは休みがないと思ってくれて言われたけれど、なあにそういうもんだと思っていたもの」と澄子さんはあつけからんと笑う。「店のことは全部夫婦で話して決めたんだ。あれがいてくれなかったら今と同じ商売はできなかったな」というのは岩男さん。決して前に出ず、けれど心配りをしながら仕事がうまく進むように調整す

る。まさに新潟女性の典型だ。

今も昔も、店に行くと澄子さんが人懐っこい笑顔で迎えてくれる。訪ねてくる人はひっきりなし。ここで修業した酒屋の後継ぎ、共に新潟の酒を育ててきた酒蔵の人、ご近所の人まで。まさに澄子さんはみんなの「お母さん」。そしていつも澄子さんに感じるのは、髪も染めず化粧もせず、自然体のままでいることの美しさ。「キレイでいることの秘訣？ そんなのないわよ（笑）。美味しいものを食べて、時に美味しいお酒を飲む。どんな時もくよくよしないことかな。」

早福岩男さんの人となりは、『大警視だより』Vol.17号（「越後だより その2」、平成26年2月刊）で紹介させていただきました。早福岩男さんは「越後の日本酒を全国へ」という膨大な夢を実現した素晴らしい人物で、越後の代表的な銘柄の石本酒造の越乃寒梅を筆頭に、新潟市内の内野市に蔵を構える樋木酒造の鶴の友、朝日酒造の久保田、宮尾酒造のメ張づる、等々越後の銘柄を全国に知らしめた人物です。故松井先生に早福酒店特選のお酒をお送りしたところ、知覧小学校桜組の教え子の皆様と堪能されたようでした。先生の嬉しそうなお顔は、今でも脳裏に焼きついています。

毎年訪れる越後の旅は、新潟在住の3年間で知りあった方々との逢瀬で、大変貴重な時間です。秋の季節は黄金色に燃えた越後平野で採れた、新米を食べることができます。今まで東京のご飯しか食べたことがなかった自分にとっては、ご飯がこんなに美味しい食べ物とは考えもしませんでした。昨年までは佐渡で採れたお米を食べておりましたけれど、あるご縁から故加藤晶前会長の御親戚である加藤農場のお米を取り寄せて食べております。新潟県新発田産のお米で、新発田市内を流れる加治川の美味しい水で育てられたお米です。本当に美味しいお米です。また古代米で作ったお餅も毎年食べるのが楽しみです。

私はお酒が飲めない代わりに美味しいものを食べるのが大好きです。新潟県の食べ物は何を食べても美味しいです。これも県民性に由来するのか、食に対するこだわりの追求があると思います。食べ物は人間の口から身体に入っていきますので、作り手の顔が見えることが、いちばん美味しいのではないかとも思います。

新発田市は私にとって、新潟県の中でも大好きな地域のひとつです。牧野藩が治めた長岡市、溝口藩が治めた新発田市は、幕末期において歴史に翻弄されました。両地域はその歴史が感じられます。その歴史観に触れた時に、なんだかわからない武者震いのようなものに襲われます。新発田市の話になりますと、たくさんの思い出があり過ぎますのでこの辺にします。

別れというのは寂しいものです。大体が突然やって来ます。人間は出逢うべき人と出会った瞬間から別れが待っています。川路利良大警視もこの世に生を受け、46年間その役割を遂げました。たくさんの方々と出会い、たくさんの方々との別れがあったと思います。両親との別れから、島津のお殿様、西郷隆盛公、大久保公との別れ。いろいろな方々との別れ。凄まじい人生を駆け抜けました。

これからも、私にとってもたくさんの哀しい別れが待っていることでしょう。ただ私自身の身体が減じる期限も、そう長くはないかも知れませんしわかりません。「こちらの世界」で存分に楽しみ、「あちらの世界」に行くことでしょう。

どなたに伺ったかは忘れましたが、「こっちの世界」も楽しいけれど、「あっちの世

界」も結構楽しいらしいです。だって、誰も帰って来ませんからね。

[初出：『大警視だより』続刊第15号（松井幹郎先生追悼号Ⅱ 原田弘先生追悼号、通巻第45号、令和4（2022）年7月1日刊）【巻頭言】]

（紹介）川路利永名誉会長『大警視だより』続刊御寄稿一覧

平成28（2016）年

- ・「大警視だより」続刊第1号に寄せて」 第1号（通巻第30号、平成28（2016）年3月31日刊）（警察政策学会資料第110号『近代警察史の諸問題—川路大警視研究を中心に—』（警察政策学会HPにアップ <http://www.asss.jp/>）。以下①）34～35頁に再録。）
- ・「父 利信 川路利永 息子 TOSKY そしてこれから」 第2号（通巻第31号、平成28（2016）年8月1日刊）（①15～16頁に再録。）

平成29（2017）年

- ・「コーヒーが冷めないうちに」 第3号（通巻第32号、平成29（2017）年1月1日刊）（①142～144頁に収録。）
- ・「青山霊園にて」 第4号（通巻第33号、平成29（2017）年7月1日刊）（①144～147頁に再録。）

平成30（2018）年

- ・「西郷隆盛となわた料理」 第5号（通巻第34号、平成30（2018）年1月1日刊）（①147～149頁に再録。）
- ・「随想」 第6号（通巻第35号、平成30（2018）年7月1日刊）（①150～152頁に再録。）

平成31、令和元（2019）年

- ・「我が恋人たち」 第7号（通巻第36号、平成31（2019）年1月1日刊）（①152～155頁に再録。）
- ・「加藤晶先生を偲ぶ」 第8号（加藤晶会長追悼号Ⅰ、通巻第37号、令和元（2019）年7月1日刊）（①212～213頁に再録。）
- ・「『すぐ死ぬんだから』」 第8号（加藤晶会長追悼号Ⅰ、通巻第37号、令和元（2019）年7月1日刊）（①155～157頁に再録。）

令和2（2020）年

- ・「加藤晶先生ありがとうございました」 第9号（加藤晶会長追悼号Ⅱ、通巻第38号、令和2（2020）年1月1日刊）（①215～217頁に再録。）
- ・「同調圧力」 第9号（加藤晶会長追悼号Ⅱ、通巻第38号、令和2（2020）年1月1日刊）（①157～159頁に再録。）
- ・「継之助、歳三、そして。」 第10号（加藤晶会長追悼号Ⅲ、復刊第10号記念号、通巻第39号、令和2（2020）年7月1日刊）（警察政策学会資料第114号『近代警察史の諸

問題—川路大警視研究を中心に—（第二輯）上冊』（警察政策学会 HP にアップ
〈<http://www.asss.jp/>〉。以下②）58～60 頁に再録。）

令和3（2021）年

- ・「日本の血脈」第11号（加藤晶会長追悼号Ⅳ、通巻第40号、令和3（2021）年1月1日刊）（②61～63頁に再録。）
- ・「てとろどときしん」第12号（福永英男前部会長追悼号Ⅰ、通巻第41号、令和3（2021）年7月1日刊）（警察政策学会資料第122号『近代警察史の諸問題—川路大警視研究を中心に—（第三輯）』（以下③）1～3頁に再録。）
- ・「松井幹郎先生を偲ぶ」第13号（松井幹郎先生追悼号、通巻第42号、令和3（2021）年10月13日刊）（③92～93頁に再録。）

令和4（2022）年

- ・「ドライブ・マイ・カー」第14号（福永英男前部会長追悼号Ⅱ、通巻第43号、令和4（2022）年1月1日刊）（③4～6頁に再録。）
- ・「あっちとこっち」第15号（松井幹郎先生追悼号Ⅱ 原田弘先生追悼号、通巻第44号、令和4（2022）年7月1日刊）（③7～9頁に再録。）

令和5（2023）年

- ・「昭和97年」第16号（通巻第45号、令和5（2023）年1月1日刊）（③未収録。）

この際、川路利良大警視をもう一度勉強する

警察政策学会警察史研究部会長

大警視川路利良研鑽会会長 廣瀬 権

〔目 次〕

はじめに	11
1 行政警察と司法警察	12
2 「超人的真面目さーガバナンスの徹底」	13
3 「超人的真面目さーコンプライアンスの徹底」	14
4 苦難の連続	14
5 川路大警視の人となり、川路・房親・西郷の人間関係	15
6 「下へは極やさしうして上へ向っては一寸でも引かんちゃった」 安藤則命の川路評	19
7 墨子のこと（結びにかえて）	20

はじめに

令和3（2021）年の新年度が始まった。残念ながら昨年来の新型コロナウイルスは収まる気配を見せない。歴史大好き人間は、資料蒐集の旅にも出られないし、検討会で意見交換することもままならない。こうした中で、この際、自らの足許を見つめ直し、熟考し、自らを改善しようとする動きが盛んになっている。私の場合は何をすべきか。そうだ、もう一度川路利良大警視のことを勉強し、今日に通じる教訓を引き出してみようと思いついた。

次の書物から始めた。

① 中村徳五郎『川路大警視』日本警察新聞社 昭和7（1932）年

② 鈴木蘆堂『大警視川路利良君傳』東洋堂 大正元（1912）年

（①、②の合本復刻版 マツノ書店 平成29（2017）年）

③ 山下洋輔『ドバラダ門』新潮社 平成2（1990）年

①、②、更には司馬遼太郎の『翔ぶが如く』に、突然ヌッと登場する感のある山下房親のことを知るために、曾孫洋輔が書いた③を再読した。

これ等を読んでいるときに、大好きな歴史家・小説家半藤一利さんが本年1月12日にお亡くなりになった。NHKの追悼番組（本年1月30日ETV特集）「一生懸命漕いできた」（半藤さんは東京大学のボート部員だった。）の最終部で、奥様末利子様（夏目漱石のお孫さん）への遺言が「墨子を読みなさい」であったと報じられた。へー半藤先生が墨子に関心を持っていらっしやっただと、信じられない気持ちで著作目録を調べたところ、『墨子よみがえる』を発見、読んでみて驚いた。近く刊行される資料集『近代警察史の諸問題—川路大警視研究を中心に—（第二輯）』（上冊：警察政策学会資料第114号）に登載して戴いた拙稿『暴力団問題の原点を三考する』と重なる部分が多々あった。拙稿に「偉大な半藤先生のこの著を読んでいなかったことはまことに恥ずかしい限りだが、半藤先生

と共感する所が多かったことを知ってまことに欣快であった。心から御冥福をお祈りします」と追記した。

④ 半藤一利『墨子よみがえる』平凡社 平成23(2011)年

⑤ 戴内清『墨子』(中国古典文学大系5『韓非子・墨子』)平凡社 昭和43(1968)年

④、⑤を追加することにした。私は、半藤先生の「墨子を読め」の遺言は、現在、世の中に大きな衝撃を与え、化学反応が進行中であると考えている。いずれそれが大きな波となって、打ち寄せてくるのではなかろうか、川路利良大警視研究にも及んでほしいと期待している。

以下、これ等を読んで考えたことを書いておきたい。

1 行政警察と司法警察

川路利良は、明治4年2月、薩摩藩御親兵を引き連れて上京した西郷隆盛に同行した。西郷の推薦を得て、同年4月東京府大属を拝命、治安の仕事に携わることになった。明治7年1月15日、東京警視庁が新設された。岩倉具視が赤坂喰違で襲撃された翌日である。1月24日、川路利良は大警視に任ぜられた。本稿は主としてこの時以降のことを論じて行きたい。帝都に「ポリス」の制を敷くことを最初に提案した西郷隆盛は、征韓論で敗れ、明治6年10月23日、辞表を提出し、鹿児島に帰耕した。同年11月10日、内務省が設置され、大久保利通が初代内務卿に就任している。そうした時代である。

川路大警視はまず、警察とは何をやる役所であるのかを、「警察手眼」(「明治7年川路大警視の手記に係り」①中村 p150)に次のように書いた。

「警察要旨：行政警察は、予防を以て本質とす、即ち人民をして過ちなからしめ、罪に陥らざらしめ、損害を受けざらしめ、以て共同の福利を増益するを要するなり・・・

警察官たる者は、能く行政司法両警察の権限を領会す可し、其一例を挙げん、茲に人あり、争鬪を生ぜり、之を停止和解するは行政の権なり、既に殴傷を為す者を捕押する等は司法の権なり、其事相牽連し、一人にして両箇の権を行ふと雖も、判然区域あるものとす。」(①中村 p130)。

書き出しのスタイルからして、「行政警察」を高らかに宣言したと言ってよいであろう。先行する司法省に検事指揮という形で捜査活動を押しえられている。内務省警察の法律的な存在価値を「予防」とせざるを得なかった。ここから我が国の行政警察は飛躍的に発展した。道路交通法、薬物・銃器規制等々公共の福祉と国民の安全を守るために大きく貢献した。治安立法で行き過ぎを批判されたこともあった。マスク・うがい・手洗いの啓発をしたのも内務省衛生局だった。「国事犯」の横行で、「密偵」による情報収集や離間工作も行わなければならなかった。

ここでこのことについて今一度考えてみたい。「行政警察」と「司法(刑事)警察」の関係は、なにも警察に限ったことではない。「リスク管理」と「破綻処理」、「予防医学」と「治療」、「事故防止」と「責任追及」等々は、すべての物事の処理に通じる二面である。表裏一体、密接不可分の関係にあり、そもそも切り離して考える方が不自然なのである。この意味からすれば、「昭和24年に施行された刑事訴訟法第189条第2項で「司法警察職員は、

犯罪があると思料するときは、犯人及び証拠を捜査するものとする。」と規定され、警察は独立した第一次捜査機関として捜査を行うこととなったのは、あり得べき本来の姿になったとも言える。犯罪捜査規範第5条（総合捜査）は「捜査を行うに当っては、すべての情報資料を総合して判断するとともに、広く知識技能を活用し、かつ、常に組織の力により、捜査を総合的に進めるようにしなければならない」とするが、「行政警察」と「司法（刑事）警察」を結ぶ言葉は今日まで発せられていない。行政目的で集めたデータを司法目的に使ってはならないとの抑制的諸注意は当然だが、むしろより積極的に行政、司法の統合的発展像を示すべきではなかったろうか。川路大警視は、警察官個人のレベルで「両警察の権限を領会す可し」とされたが、若しこの第一次捜査権を得た時点で生きておられたら、両組織の在るべき姿についてどのように述べられたであろうか。今日 IT 技術の飛躍的進展や DX 変革は先ず行政警察の面に現れ、次々捜査に活用されている。「公安だ」「刑事だ」との縦割主義も脱却すべきだ。「行政と刑事の統合」をこの際、徹底して検討してみるのには価値あることのように思われる。教訓1としたい。

2 「超人的真面目さーガバナンスの徹底」

川路大警視の仕事ぶりであるが、「ガバナンスの徹底」が際立っている。それは警察会議のやり方に如実に表れている。「明治7年5月30日、…初めて警察会議を設けて…毎月五と十の日に各大区少警視及び警部を会同し、事務の打合せ、意思の疎通、諸事方針の統一、質疑の討究等」を行った（①中村 p155）。東京警視庁管内を6大区91屯所にしたと言うから、今日で言えば、6方面本部91警察署にあたるものと思われる。五と十の日、つまり月6回、方面本部長会議を開いたことになる。さらに明治9年4月からは「各方面中順次に各署長を会し、凡そ午後8時より始まり、同12時に至を常とす。…西南役の勃発するに至るまでは、未だ曾て一回の休会を見ることなく」、昼間の業務に影響を与えないように夜間会議にしたという。「会議出席の各署長は、会議後更に管下を巡視し」というのだから、凄い（①中村 p167）。筆者は平成7（1995）年2月下旬以降、オウム真理教徒との「戦い」で、井上幸彦警視総監の下、副総監（筆者）、刑事部長、公安部長、警備部長による検討会を、ほぼ半年間（休日なく）午前午後の計2回、終了は通常午後9時、という経験を持っているので分かるのだが、大警視の御努力は並大抵のものではなかったであろう。我々の会議を部内では「御前会議」と呼んでいたようだ。これだけ会議をやっていると自然に「行政警察」と「司法（刑事警察）」を統合した運営になる。捜査に対するオウムの反撃に備えた警備を講じていたのである。おそらく大警視も同じ経験をされたことであろう。

このシステムの良い点は、迅速な命令伝達と報告聴取がなされることである。しかし、欠点もある。それは法律的・手続的な詰めが十全にはなされていないことである。通常の警視庁本部、方面本部、警察署の担当官の検討そして示達、時間はかかるが着実なルートも機能しないといけない。

3 「超人的真面目さーコンプライアンスの徹底」

第二の特長は「紀律の振粛・コンプライアンスの徹底」である。東京警視庁はゼロからのスタートではなかった、むしろマイナスからのスタートであった。「初メ各藩府下取締ヲ為スニ当テヤ藩兵等尚ホ騒乱ノ余弊ヲ承ケ或ハ其職務ヲ荒廢シ濫リニ酒ヲ飲ミ婦女ニ戯レ負債ヲ償ハサル等暴慢至ラサル所ナク爲メニ府民ノ信用ヲ失墜セリ」という状況であった。

(警視庁史稿卷之一東京警視庁七年三月 p34)「藩兵ノ取締ヲ廢セラレ邏卒之ニ代ルニ方リ大警視大ニ^{かんがみ}鑿ル所アリ邏卒等ヲシテ必ス屯所ニ居ラシメ散宿ヲ禁シ和服ヲ許サス且飲酒ヲ禁シ借財ヲ為サハル等のコトヲ自主盟約セシメ最モ拘束ヲ極ム・・邏卒等能ク自ラ守リ大ニ昔日ノ觀ヲ革ム因テ散宿ヲ許シ飲酒ノ禁ヲ緩クス然トモ又其恩典ニ^か狃ル、者アリテ本庁ノ威信ヲ失ハンコトヲ慮リ更に自守規則ヲ立テ、其必行ヲ盟ハシム其盟約書ノ略ニ曰ク飲酒ハ菓餌及ヒ親戚朋友ノ慶賀等止ムヲ得サルトキノ外堅ク之ヲ禁ス曰ク婦人ニ戯レス又宿舍ニ在テ高聲放歌等不体裁の所為ヲナサス曰ク予シメ伍列ヲ組ミ互ニ其行状ニ注意シ忠告ノ責ニ任ス・・若シ不当ノ借財アルヲ知テ伍列ノ者之ヲ黙過シ後チ顕ハル、トキハ償却ノ責ニ任セン・・・曰ク以上ノ各項ニ違背スルトキハ職ヲ辞シテ其罪ヲ謝セント以テ當時ノ情勢ヲ察知スヘシ」(同上警視庁史稿 p 35、一部当用漢字になっている)。

川路大警視の必死さが窺われる。あまりに厳しい締め付けに離職者が急増したこともあり、自主盟約は大警視が二度目の渡欧中に、安藤則命権大警視の責任で解除された。大警視には心残りのことがあったかもしれない。

以上のことから、川路大警視の仕事ぶりは、寸分の緩みも許さない、誠に厳しいものであった。良い警察組織、良い警察官を作ることに懸命であった。的確な形容詞が見つからない。「超人的真面目さ」と言うほかないように思う。司馬遼太郎や山田風太郎は、川路大警視をジョゼフ・フーシェ(仏 1759.5.21~1820.12.25)になぞらえているが、変節を意に介せず、策謀の限りを尽くして不死鳥のように生きたフーシェとはまったく異質の存在である。今日の我々は易きに流れ、この超人的真面目さを忘れがちである。教訓 2 としたい。

4 苦難の連続

明治 10 年 1 月 11 日、東京警視庁を廃し、その管掌事務を内務省に移し、新たに警視局を設け、東京警視本署を置いた。明治 10 年 3 月 19 日、川路は陸軍少将兼大警視に任ぜられ、別働第三旅団司令長官として奮戦、「連戦累捷遂ニ鹿児島城ニ聯絡セリ朕深ク汝ガ其職任ヲ盡セルヲ嘉ス」との明治天皇の御言葉を賜っている。明治 10 年 7 月 8 日、終戦前(西郷隆盛の死亡は明治 10 年 9 月 24 日)に別働第三旅団司令長官を辞任している。西南戦中の苦闘は大変なものであったろう。その後も苦難の連続であった。なお警視庁が再置されるのは明治 14 年 1 月 14 日である。

川路大警視は、西南戦後も途轍もない事件に連続して遭遇した。

明治 11 年 5 月、直属上司の大久保内務卿暗殺事件の発生を許したことは、身を斬られるような苦しみであったろう。「行政警察」の推進を説いていただけになおさらである。大

警視は三條實美太政大臣に進退伺いを提出したが、「其の儀に及ばず」とされた。この事件はいわば西南戦争の延長線上にあった。「戦争状態」に於いて、そのトップを処分することは、よっぽどのがない限り行うべきでないということも考慮されたであろう。オウムとの戦いを思うと平時でも「戦争状態」になりうることに注意したい。教訓 3 としたい。もう一つ大事な教訓は、護られる人が警護のことを「深く意に介せず」（②鈴木 p236）にいと、それは部下にも伝播し、大失敗につながるということである。「大警視は加州人の優柔なるを軽視し、彼等また何をか為さん」と言ったとされるが、日頃の久保の言動が影響したと思わざるを得ない（②鈴木 p237）。教訓 4 としたい。

なお犯人側は、「斬姦状」に、黒田清隆（後の第二代内閣総理大臣）の妻殺害隠蔽疑惑に川路大警視も加担していると指摘しているが（この部分の斬姦状自体後に付け足されたとの説もある）、これは今日で言うフェイクニュースによる炎上事件と思われる。総理に関するものは、徹底的に処置しておかないと、何度でも炎上するというよい見本である。今日ならば、「第三者委員会」を設置して、司法（行政）解剖や関係者の宣誓証言等を行うように求められるであろう。教訓 5 としたい。

また明治 11 年 10 月、川路大警視自身が明治天皇御巡幸に扈從して京都にあったとき端緒を掴んだ「藤田傳三郎等贗札事件（山口県令中野梧一等の不正）」の捜査も暗転した。捜査は、中警視安藤則命を主務として懸命に行われたが、藤田、中野とも贗札事件では無罪（明治 15 年 9 月、神奈川県中津村居住、元小学校長・熊坂長庵が逮捕され、有罪、本人は無罪を主張）、余罪の贈賄容疑は大阪検事の管轄とされ、立件されなかった。安藤は旧長州陣営に嫌われ、同年 12 月 27 日、免本官、位記返上を命ぜられた。当時川路大警視は同年 1 月に渡欧、病を得て帰国、同年 10 月 13 日に亡くなっているから、安藤は全くの孤軍奮闘であった。おそらく渡欧中の大警視の最大の懸念事項であったろう。ただ見ている人はいたのである、安藤は、明治 15（1882）年 6 月 21 日、司法大書記官として復帰、その後貴族院勅選議員に任じられ、明治 42（1909）年 11 月、貴族院議員在任中に病のため死亡した。

この贗札事件の帰趨は、大きな教訓事項を含んでいる。「国事犯」だとの仮説や見立てにこだわり柔軟性をなくすと捜査は暗礁に乗り上げる。捜査にはスピードが肝心だが、なかにはこの事件のように決着に長期間を要することもあり、捜査指揮に当たるトップの胆力が重要だ。人気の磯田道史先生が別の機会に使っていた「鈍牛のような」捜査も必要だ。國松長官狙撃事件の捜査も同じ轍を踏んでしまい、誠に残念であった。教訓 6 としたい。

5 川路大警視の人となり、川路・房親・西郷の人間関係

川路利良大警視の人となりに移ろう。

①、②に掲載されたゆかりの人々の大警視追悼文が参考になる。出色は山下房親（前警視庁典獄）の追悼文である。

「(川路は) 幼少の時から一風変わって気性の強い、そうして無駄口を叩かない、誠に謹直の人で…健脚…滅多に口を利かぬ代わり、一度口外するときは必ず其主張を貫徹せねば止まぬと云ふ風であった」「剣術などは長沼流の皆伝を受けて居た、文章は故重野（安禪）

博士に就いて学んだ、詩なども中々上手…最も人と異なってる所は下問を恥じざるの一事で、下僚であらうが後輩であらうが、自分の知らぬことを聞くことは決して恥としなかった」「道楽が一つもなく、只詩をつくることと剣を学ぶことが唯一の楽しみであったらしい」「寡言で豪毅、其上に身体が図抜けて大きく…伏見、鳥羽並びに会津の戦争には…いずれの戦でも負けたことがなかった位、益々以て大西郷の信用を得て終に大警視となったのだ」等々（②鈴木 p 283～288）。

洋輔は「講談のような語り口」だと評している（③山下 p 197）。

山下房親は、西郷、川路の間を動き回った不思議な存在だが、その一族のことを知るのには、天才ジャズ・ピアニスト・山下洋輔の③『ドバラダ門』がかっこうである。房親—啓次郎—啓輔—洋輔と連なり、房親は洋輔の曾祖父にあたる。

筆者は洋輔氏に一度お会いしたことがある。平成 6（1994）年 8 月 25 日、警視庁創設 120 周年記念事業の一環として、神宮外苑の日本青年館（二代目ホール）で、警視庁音楽隊と洋輔氏のコラボ「ジャズ and ブラス・スーパーライブ」が行われた。拳と肘まで使った豪快なピアノ演奏と、どことなく西郷さんに似た人なつつこい笑顔で音楽隊を指揮された姿は、今でも脳裏にはっきりと浮かんでくる。ご自身の出演前まで、私と同列の席に座られていたので、ご挨拶した。洋輔氏と筆者は同じ昭和 17 年の生まれであるし、彼が麻布高校、私が開成高校ということもあって、大変親しみをおぼえた。早速『ドバラダ門』を購入し、読みふけた。今回は二度目である。ドバラダとは洋輔氏とそのジャズセンスを生かした造語だそう。他に母方一族を扱った『ドファララ門』（晶文社 2014 年）もある。すばらしい御家族だ。警視庁創設 150 周年も間近に迫っている。またコラボが成立すればよいなあと思う。

明治 12 年、川路大警視再度の欧州視察の主目的の一つは、治外法権を取り除くために、先進国の監獄制度を研究することにあつた（②鈴木 p245）。曾祖父房親は、明治 19 年警視庁（鍛冶橋監獄）典獄（二代目）に任命され（『ドファララ門』p263）、明治 31 年 10 月 21 日に非職になっている（同日付官報）。祖父啓次郎は明治 25（1892）年帝国大学造家学科を卒業、警視庁専属の建築家になった。父親は現職典獄、息子の就職に口出したかどうかは分からない。啓次郎は、その後司法省営繕課長として、明治 40 年代初めに相次いで完成した五大監獄（千葉、長崎、金沢、鹿児島、奈良）の建築に携わった。洋輔は、その鹿児島刑務所の建物保存運動を懸命に繰り広げた。そのドキュメントが③『ドバラダ門』だ。保存運動は時すでに遅く、昭和 61（1986）年、石門（「ドバラダ門」）だけが鹿児島アリーナに組み込まれて残ったが、刑務所は解体消滅した。

川路・親房・西郷の交流、人間関係を見ておこう。

川路は天保 5 年 5 月 11 日、薩摩国鹿児島郡比志島村に生まれる。嘉永 3 年、川路 17 歳の時、西田村の薬師馬場に引っ越す。同じ西田郷中に龍右衛門・房親（10 歳）がいた。川路が漢籍を学んだ重野安繹もいた。房親は子供の時からずっと川路に指導される立場にあり、やがて「川路の幼少の頃のことは山下に聞くに限る」などと人に言われるようになった。「薩摩の郷中で 7 歳年の違う者同士、仲が良いということはもう一つの意味をもつ可能性がある」。洋輔の推論は正しい（③山下 p 70）。文久 3（1863）年、薩英戦争時、川路（29 歳）は房親（22 歳）と共に参戦したと言う。（①中村 p57、59 も、川路の参戦を認

めるが、部署は分からないとしている。) 西郷は二度目の島流しにあっており、参加していない。

司馬遼太郎『翔ぶが如く』で、房親が突然ヌッと登場するのは次の場面である。原本は①の中村本のようだ。明治3年、廃藩置県の準備のため薩摩藩内軍制改革をした時のことだ。「戊辰戦争の後鹿児島に帰った西郷が城下常備隊として四つの大隊を編成し、・・桐野、篠原、川村純義、野津鎮雄、後に種子田左門という面々が選ばれた。このときだ。山下龍右衛門房親が登場するのは、『然れども未だ川路利良君に及ばざるは何ぞやと、南洲答えて曰く、川路の事は予が方寸すでに定まれり、暫く待てと』。見方によってはずいぶん偉そうな態度だ、西郷隆盛という最高司令官の…人事に文句があるといっているようにさえ見える。自分の知り合いのために単身乗り込んで談判をしたわけだ。山下はこういうことをするほど川路を認めていた、…強い友情を感じていた。」(③山下 p197、①中村 p77)。洋輔も「このときだ」と、突飛感を現している。

「(川路研究の大家である肥後精一から洋輔への手紙)西郷は川路よりも山下の方に親しかったのではないか。」(③山下 p204)。

「(肥後精一の研究から)川路は、藩政時代には早くから頭角(を現し)…、年は若かったがあるいは西郷や大久保よりも一目置かれていた可能性もある…やがて城下に住むがこれには^{おおやけ}公の引越し料が払われた(肥後は24歳の時だったのでないかとしている)。異例の処置だった。同じ郷中に7歳下の山下が居た、小さいときから城下に通ってくる川路を見知っていた。誰もが幼馴染みと認める間柄だった。一方あるときに(房親は)西郷と出会って気に入られていた。戊辰戦争のときには陣中に手紙をもらうほどだった。戦後、新政府でポリスというものをやるからと呼ばれた。西郷は藩政府時代から川路を優秀な人材として知っていたらう。島津斉彬に認められて抜擢されるまではむしろ西郷の方が格下だったかもしれない。…激動の時間の中で西郷はいつのまにか大物になっていった。川路はその間も優秀な藩士として存在し続けた。しかし、特に西郷と組んだり西郷を取り巻く一派ではなかった」(③山下 P210)。

また房親は、袂を別つことになった西郷と川路の間を修復すべく努力したという。

「山下房親語って曰く、川路君老西郷の恩顧を受け居りしは一朝一夕の事にあらざるを以て、其の情誼上一応西郷に面謁し…自分の所信を腹藏なく話さば、却って西郷も歓迎するに相違なしと、余が…親しく其の事を話し、…共に献身的西郷の手足になりて活動しては如何と。切に其の帰省を勧告せしに、川路君答えて曰く、決して老西郷に抗する訳にあらず、実は当時帰省の出来ぬ事情あり。…大久保内務卿に建議せし警視庁も将に実現せんとする今日のばあい如何とも致し難くとの事、其後川路君が直接西郷に宛てたる書状の文句に、婦女子の所業なり云々の失言ありしかば、老西郷之を桐野、篠原等に示せしや必せり。之が爲め彼の徒は大いに立腹し敵愾心を渙発したるものにあらざるなき乎。是れ、川路君の無才を証拠するものにして、言わば余りに真面目に過ぎたるもの也。大西郷と川路との関係たるや、実に斯くの如し。此時に際し、中原尚雄等数名大義名分を説かんが爲帰省したるを以て、意外の誤解を招き、西郷暗殺云々などと評する者あるに至りし也。」(①中村 p230、②鈴木 P163)。手紙は「論争に破れたぐらいで国に帰ってしまうなどは女子供のやることだ」というような調子のものであったらしい(③山下 p166、出典は徳富蘇峰『近

世日本国民史』)。

川路から西郷に宛てた書状の全体が分からないのが残念であるが、筆者は、手紙の核心部分であり、当時の鹿児島における「婦女子」の語のインパクトからして、「失言」ではありえず、「真面目さ」故の心からの諫言であったと考えている。坂本龍馬の西郷評に「大きく打てば大きく響く」とあるが、それを期待したかもしれない。

そして密偵に与えた「大義名分」の説示には、次の有名な一節が含まれていた。

「大警視手筆ノ一節

六千余ノ警察員ヲ創立スルハ吾長官ヲ始メトシテ其根本西郷氏ノ意ニ出タルモノ也近來ノ風評其虚実知ル能ハズト雖モ西郷氏腕力ヲ以テ来ルト然レバ兼テ恩アル氏ナルヲ以テ皆鋒ヲ倒ニシテ氏ヲ迎フベキニ却テ氏ヲ殺シテ恩ヲ報ゼン事ヲ望ムモノ亦氏ノ恵ム所ノ物ニシテ氏モ亦歎ブアラン開明ニ従ヒ人智自ラ進ミ大義名分ヲ明カニスルヲ見ルベシ警察員六戦若私学校ノ如ク愚ニシテ氏ヲ墨信スルニ至テハ国家ノ危カラシムルハ疑ハザルベシ思フニ開化ノ力ニ因リ偏ニ国家ノ栄光ヲ見ルニ足ルモノアラントス」(①中村 p231、②鈴木 p160)。

中村は、この手記を次のように解釈している。「私学校党若し暴発東上せば、之を報うるに一矢を以てせんことを(密偵達に)激励したるものなり。私学校党…禍機既に熟して其名義なきに苦しむの時、…是れ実に暗殺を謀るものなりと聲言し、仍って以て挙兵の名と為さんとするは、蓋し免るべからざるの趨勢に属せん、而かも大警視の心事を察するに、敢えて一戦を辞せずと言ふに在りて、其暗殺を誣ゆべき証左の毫も存せざるを奈何せん。」

(①中村 p231)。

過不足ない説明であるが、筆者は次のように想像する。川路大警視は、この戦いを陸軍参軍山県有朋や海軍参軍川村純義のものではない、自らの戦いと真っ正面から受けとめ、最終決着は自らつける(自らの身の処し方も含めて)という決心を述べられたもの、即ち「武士道の極み」を示したものではなかろうか。筆者は刑事警察に長く携わったが、刑事部門では発生した事件を「自分の事件」に出来たかどうか常問われる。自分の五体で受けとめ、自らが解決するとの決意を固めた状態だ。自ら決着をつけると決意を固めた人が、密偵に相手を刺殺せよと命じる筈がないと、筆者は信じている。川路大警視は病を理由に、終戦を見ることなく帰京している。巷間、川路に対する鹿児島人の怒りが激しく、予期せぬことの発生を避けたということになっているが、筆者は川路の並々ならぬ決意を上司が察し、悲劇的な結末を見ないよう「隔離」したものと考えている。

「西郷氏」と氏付けで呼び、「氏」を8回繰り返している。筆者は、西郷を氏付けで呼んだのは、福沢諭吉が『明治10年丁丑公論』(講談社1985年)で「今、西郷氏は政府に抗するに武を用いたる者にて」と書いたのしか知らない。この「氏」の連呼は、密偵激励のため一歩も引かない気概を示したものであろう。しかしこれが敵の手に落ちた時には、これだけでも敵を挑発し、ひいては挙兵の理由付けになるものであろう。部下将兵を如何に「激励」するか、それを敵から如何に秘匿するか、書面にするのか、戦争遂行上の重要なポイントである。太平洋戦争時我が国軍隊の暗号は、米軍にかなりの程度読み取られていたと言う。そして今日のコロナ禍において、デジタル機器の不具合は目を掩いたくなる状態だ。そうしたことへも通じる教訓材料である。教訓7としたい。

なお山下啓次郎の妻・直子（洋輔の祖母）の父は、この文書を持った密偵の一人、末弘直方であった。また、山下房親は、西南戦争において、佐川官兵衛の下で戦ったが、阿蘇山麓二重峠で被弾、「裁断ヲ須ヒサルヲ得ズ」として手術を受け、隻脚となった。後年隻脚で典獄を務め、大正4（1915）年3月亡くなっている。

6 「下へは極やさしうして上へ向ッては一寸でも引かんぢゃった」安藤則命の川路評

①、②に追悼文を寄せた人々のなかに、川路大警視が最も頼りにしたであろう安藤則命権大警視のものが無い。両書の発刊前に安藤が亡くなっているからである（明治42（1909）年11月死亡）。どこかで川路大警視のことを語っていないか。探したところ、あった。長くなるが全文を載せておく。

『速記彙報』第60冊（速記彙報発行所 明治28年11月5日） P238～239

川路利良（安藤則命君の談話）

（一日、安藤則命君を訪ふ。談、故大警視川路利良君のことに及ぶ。安藤君曰く）

あれは鹿児島では士族の下、足軽の上で、先づ与力と云った家筋の男で、幼年の折から根気強く武術に心がけて精神を練った人で、撃剣も上手で竹刀の使ひ方などは人が感心しました、オランダ銃がはやったときは砲術をやりました。

あれは大西郷が信じ居った、それで名も揚った。

人物は餘ほど親切な人だが、少しでも人に失敬でも言われると承知しないタチで、上に向ッて強かった。内務卿の大久保さんも能く信じなされたが、…明治八年だッつらうか元老院が建つ時分、吉原の三業会所の一件で東京府知事と警視庁と喧嘩したことがあった。其時東京府知事は大久保一翁さんぢやった。其時川路はドウしても曲らぬぢやった。内務卿の大久保さんに向ッて、警視庁の理の有ることを言張った。内務卿は權威のあった人で大抵の人が屈したが川路ばかりは自分が條理があると思ふとドウして合点せんぢやった。

警察のことは大西郷が川路にやらせたので、川路が西郷の精神を継いで勉強しました。警察の今の様に整頓したもまったく川路の精神で、川路が西郷の精神を継いで警察に盡したのは実に感服なものぢや。

川路は西郷に引立てられたが、十年の時には天子様にウシロを向けることは出来ぬと言ふて西郷に附かぬぢやった。あの時、川路はふみこたへて隊長になって出張して大變政府に盡しました。あれには内務卿も感心した。もし川路が国分や阪本鄭介（ママ）と一緒に西郷方へ行ッたら東京の巡查は無くなッつらう（坂元純瀨、國分友諒のことと思われる）。

七八年ごろ征韓論の起った時には私は司法の中検事に転じて居ったが、国府（ママ）や阪本（ママ）が退いたので、私が又川路の助に警視に這入ったが、実に川路が政府に盡したと云ふものはぬきんでたことであります。

藤田組の贖札一條も川路が精神で…

今、川路が居ッたら松方さん位な年でありませう、私は六十八だが私より十ばかり下だッつらう。

私と川路とはタチドが違ふから、ほそい時のことは知りませぬ。あれのほそい時のことは山下房親が能う知ッて居ます。私は警視に行てから懇意にしましたが、実に親切な真ッ直ぐな

人で、人に応対するなど丁寧なものでありました。下へは極やさしうして上へ向ッては一寸でも引かんぢゃった。

巡査などに対しては極丁寧で、職掌上に付て意見があらば封じて出せと、トーして言ひました。

巡査が職掌上で怪我でもすると見舞ッてやったり品物を遣ッたり大層鼓舞しました。

実に非常なヤツで、惜いヤツでした、維新の際にも戦功があり、西洋へ警察制度の調べに行つたときも勉強し、十年の西南の時もナカナカ強かつた。今度も川路が生きとつたら手柄をしたでありますらう。」

房親の「講談調」とは違つた、仕事中心のよい談話になっている。「藤田組の贋札一條も川路が精神で…」、…部分は何と語つたのであろうか。「下へは極やさしうして上へ向かつては一寸でも引かんぢゃった。」は対西郷でもその通りであつた。「非常な」とは「常人ならざる」「超人的」ということであらう。「ヤツ」とは同郷の年長者としての立場から親しみを込めて言つたのであらう。最後の「今度も」とは、日清戦争のことである。川路と安藤は全体的に良いコンビであつたことが分かつて、ホツとする。

7 墨子のこと（結びにかえて）

『墨子』のことである。「大警視手筆ノ一節」に「氏ヲ墨信」とあるから一瞬緊張する。「兼愛」、「非攻」、「節用」、「非命」（宿命だと諦めず、奮励努力して切り開け）、2500年前に出現したこの教えの尊さは、皆よく知っている。でも、なかなか浸透しない。そこで諦める。もう一度、根本的に振り返つて奮励努力しよう、墨子を文化にしようとする半藤先生は遺言する。漂白の画家・山下清が『ドバラダ門』にも『墨子よみがえる』にも登場する。後者では、映画『裸の大將』（シナリオ・水木洋子）の主役・小林桂樹扮する清に、「普通に死ねば仏様で、戦争で死ねば神様になるんだな。ふしぎだなー」と言わせている。筆者は、山下清に「非攻」の「一人を殺さばこれを不義と謂い、必ず一の死罪有らん。…国を攻むるに至りては、…これを誉め、これを義と謂ふ。ふしぎだなー」と語らせたい。もう使われているかも知れない。

西南戦争、太平洋戦争等々を発生させないようにするには、どうしたらよいのだろうか。墨子の大攻勢・よみがえりを願わないではいられない。

大警視川路利良の研究は、今日の我々に、多くの教訓をもたらしてくれる。引き続き深く掘つて行きたい。

[初出：『大警視だより』続刊第12号（福永英男前部会長追悼号Ⅰ、通巻第41号、令和3（2021）年7月1日刊）]

いわゆる「外勤警察」所感

警察政策学会警察史研究部会員 小杉 修二

〔目 次〕

「はじめ」に代えて—川路大警視—	21
1 警察活動の基礎	22
2 現在の実情はどうか	22
3 警察署協議会	23
むすび	23

「はじめ」に代えて—川路大警視—

幕政から脱して明治の新時代を迎えた日本政府は、あらゆる制度の改革、改正を迫られたのであるが、就中、社会の平安を保つという点については、これを喫緊の課題として採り上げたことは当然であった。そして、その担い手となるべき警察組織とこれを担うべき人材を求めたことは必然であった。

そこで登場する逸材が、後の警視庁創設者である川路利良（1834～1879）である。天保5（1834）年生れの川路は、明治新政府が誕生した年（1868年）には34歳という活力旺盛な世代を迎えていた。

川路は、代々鹿児島藩の「与力」を勤める家柄に生まれ、足軽の上位ながら士分には及ばない立場にあったが、幼時から英邁剛毅、かつ、文武両道に長けるなど衆目的であったという。嘉永2（1849）年15歳にして藩府に出仕するところとなり、藩主父（国父）島津久光の信任を得つつ明治維新前後の動乱には数々の武功をあげ、維新政府を牽引していた西郷隆盛、大久保利通の絶大な信を得て更にその力量を発揮することとなる。

明治5（1872）年5月に邏卒総長に任ぜられた川路は、警察制度研究のため、ヨーロッパに出張し、1年間の視察・研鑽を経て帰国し、警察制度に関する建議書¹を提出した。

政府は、その建議を受け、明治7（1874）年1月15日に東京警視庁（後の警視庁）を創設し、川路はその長である大警視に任ぜられ、草創期の日本警察の第一人者として、警察のあるべき方向付けを策定していった。なお、前記注1のとおり、上記建議書の正本が正規に保存されていないのはまことに残念であるが、住民との関係の基礎とみるべき外勤警察についていかような意見が盛られていたものか？ しかし、その一年後に制定された行政警察規則の内容から以下のことは推測できよう。

¹ 平成30（2018）年7月発行の警察政策学会資料第101号警察政策学会管理運用研究部会編『明治期の警察に関する諸考察』（会員鈴木康夫氏・松尾庄一氏記）15頁によれば、「川路建議書」は正規には保存されていないという。なお、笠野孝著『注解警察手眼』（立花書房、平成元年刊）180頁によれば、「夫レ警察ハ国家平常ノ治療ナリ」の文言で始まるこの川路の建議は、「政府の容れるところとなり」とある。

1 警察活動の基礎

明治新政府としては、近代国家としての諸制度を模索し、施行すべきことが喫緊の課題であるとして、いわば試行錯誤を重ねていたと言っても過言ではないが、その中で社会的治安に関して一応の方向性を見出したとみるべきことは、明治8(1875)年4月1日施行の「行政警察規則」(太政官達第29号)の制定であろう。

その第1条で「行政警察ノ趣意タル人民ノ凶害ヲ予防シ安寧ヲ保全スルニアリ」と規定し、第3条第1項では「人民ノ妨害ヲ防護スル事」と定めた。このことは、まさに警察のあるべき姿勢の基本を示したものであるべきであり、特に受持区域を担って常に直接住民と接して職務に当たっている外勤警察(「地域警察」。本稿では便宜上「外勤」という。)の本領というべきことであろう。

その「第三章² 巡査勤方之事」においては、第5条に「持区内ノ戸口男女老幼及其職業平生ノ人トナリニ至迄ヲ注意シ若シ無産体ノ者集合スルカ又ハ怪シキ者ト認ルトキハ常ニ注目シテ其ノ挙動ヲ察スベシ」と規定し、更に次条第6条では「持区内へ他ヨリ移り来ル者アラハ前条ニ随テ速ニ之ヲ探知スヘシ云々」³と規定している。

2 現在の実情はどうか

警察を去って既に三十余年の歳月を経て無為に過ごしている立場で、現在の外勤警察の実情を弁えている筈もないが、警視庁在勤時代は警部補までの各階級の初任段階で体験したことや、その後刑事警察一筋に過ごした立場から考察した外勤警察について私見を述べるとすれば、その基本的なことは、管内(受持区)の実態をいかに把握し、それが組織的警察活動にいかにか活かされているかどうかということであろうと考える。

それは、人口の増加や社会の複雑化により、相対的に困難化していることは当然であろう。江戸時代の日本の人口は約2000万人前後に推移していたとのことであるが、資本主義化の進展に伴い明治の末期には約5000万人、昭和40年代には約1億人を超え、ここ数年は人口減少がみられるものの、約1億2千万人余が保たれている。

警察官は増員されても、それによって時代にふさわしい対処ができるものではないとすれば、そこはまず、外勤警察の活動の質を高め、受持区内の実情に即して重点的かつ効果的^{4 5}に情報を収集してその実態・実情を把握することによって、治安維持の基底が強化されると考えるべきであろう。

² 前記「行政警察規則」では、「章」ごとに条文番号が改められている。

³ 表現としては、いささかそぐわない点が多々みられるが、その意とするところは頷ける。

⁴ それぞれの地域には、住民の任意に基づく親睦的・共助的組織として「自治会」、「町内会」等の組織があり、住民の大部分が加入している。その組織の役員等は、地域の重要な情報源たり得るが、受持交番からの情報的連携は皆無ではあるまいか。

⁵ 私事ながら、愚生が福井県警への転任に際し、受持交番へその旨の挨拶をしたが、家内が所用のため帰宅の都度、郵便受けを見ると、交番勤務員の訪問メモが必ず数通投入されていたという。感謝のほかはなかったが、示唆に富む事実であろうと思う。

3 警察署協議会

平成 12 年（2000 年）12 月 6 日、法律第 139 号をもって、警察法が改正（追加）された。即ち、警察署ごとに警察署協議会を置くこととなった（警察法第 53 条の 2）。

この警察法改正の背景には、いわゆるストーカー行為等が全国的に猖獗をきわめ、これに対する警察の初期対応が必ずしも的確ではなかったことから重要犯罪へとエスカレートした事例が目立ったことが挙げられよう。その対応策として、同年 11 月 24 日にはいわゆる「ストーカー行為規制法」が施行されるに至った。

住民からの相談や訴えを、ややもすれば軽く看取り、応分の手を差し延べようとしなかった事例への反省から、警察署協議会は、「一連の不祥事を受けた警察改革の一環として、住民の意見を警察行政に反映させるために設置されるものである。」⁶とされる。

警察署協議会は、警察署の管轄区域内における警察事務の処理に関し、警察署長の諮問に応ずるとともに、警察署に対して意見を述べる機関とされ、委員は都道府県公安委員会が委嘱する。例えば、筆者の居住地の所轄警察署では、管内居住の警視庁 OB、公務員 OB、薬剤師、元教師、農業経営者等 12 名の委員が委嘱されており、会議は四半期に 1 回あて開催されるとのことである。

いずれにしても、たてまえにとられることなく、管内住民の真実の声を掬い上げて、有効に対処してもらいたいものである。その主役は外勤警察官にほかならないと思う。

むすび

警察は、基本的に地域住民との関係を密接にして、警察の側から住民に対して安全のための手を差し延べなければならない。その役割の中心は外勤警察にあると思う。警察署協議会の有効な運営もさることながら、警察は管内の地域ごとに悉皆的に組織化されている自治会（町内会）に手を差し延べるなど、可能な範囲での連携・協力を求めることが治安対策の大切な要素であるとの考えをふくらませるべきではないだろうか⁷。

（執筆者紹介）

故加藤晶元部会長と 60 年余の御交誼をもたれた小杉修二氏の御経歴は次のとおりです。昭和 3（1928）年 8 月生まれ、同 24（1949）年 5 月警視庁に入り、同 32（1957）年 1 月警察庁刑事部捜査課に出向、翌 33 年 4 月警察庁に局制採用、35 年捜査第二課新設により刑事局捜査第一課勤務、その後警察大学校本科第一部（第 24 期）、特別捜査幹部研修所（第 1 期）各卒業、昭和 43（1968）年 3 月任警視、特別捜査幹部研修所教授となり、爾後警察庁、全国府県の捜査幹部等を歴任、昭和 59（1984）年警察庁刑事局鑑識課長、同 60 年福井県警察本部長、同 61 年警察庁刑事局捜査第一課長となり、昭和 62（1987）年 7 月退職。なお、『大警視だより』続刊第 9 号に「故加藤晶部会長を偲ぶ」を寄せられている

⁶ 田村正博著『重要条文解説警察法』（東京法令出版、平成 15 年刊）84 頁

⁷ 船橋市（人口約 63 万人）には、47 自治会（町内会）が組織されている。筆者の属する自治会は、規約、細則のほか、「パトロール隊設置運用要綱」を設け、これに則り町内のパトロールを実施している。しかし、警察からのいざないやサジェスションなどを受けたことはない。

（『警察政策学会資料』第 110 号 224～230 頁に再録。）。

（後記）入力については警察史研究部会員小野田博光氏の御高配を賜った。感謝の意を表する。

[初出：『大警視だより』続刊第 12 号（福永英男前部会長追悼号 I、通巻第 41 号、令和 3（2021）年 7 月 1 日刊）。本輯再録に当たり、註記を脚注に改めた。]

【特別寄稿】

(資料紹介) 小野田元熙『本署改正ノ要目』

舞鶴工業高等専門学校人文科学部門教授 兒玉 圭司

〔目 次〕

1. はしがき	25
2. 『本署改正ノ要目』に触れた経緯と、 その概要紹介	26
3. 本文書の意義	28
4. おわりに	30

1. はしがき

本稿は、明治期に警察・内務官僚として活躍し、内務省警保局長、各県知事、貴族院議員などを歴任した小野田元熙¹の旧蔵にかかる一点の文書『本署改正ノ要目』を取り上げ、その概要と意義を紹介するものである。

まず、監獄制度史(行刑史)を研究する筆者が、なぜ小野田の史料を取り上げるのか、一言触れておきたい。小野田は、前述の通り警察・内務官僚として栄達をとげたが、明治9年に「懲役場掛」²として東京府下に設けられた刑事施設の担当係となったことを皮切りに、監獄行政と深いつながりを持つ。小野田自身が「石川島懲役場就任の事ハ将来元熙榮進の端緒とも云ふを得へく」³と記しているように、このことは彼の人生にとって大きな転機となった。また、小野田は明治12年から川路利良に随行して欧米視察へ出向き、帰朝後にその知見を生かして監獄制度の改正に参画したほか、西洋諸国の監獄制度を紹介したことで知られる⁴。これらの実績ゆえに、小野田は行刑史研究の文脈でも注目され、一定の研究成果が蓄積されているのである⁵。本稿で取り上げる史料は、まさに小野田が監獄行政を担当していた時期に著されたものであり、それゆえに、筆者が行刑史料を調査する過程で目にする機会をえた次第である。

¹ 小野田元熙については、「内務省警保局長小野田元熙君履歴」『監獄学雑誌』4巻3号(1893年)1頁以下、川島維知監・小野田元一著『小野田元熙』(藤商事、1969年)、高橋雄彦『明治警察史研究 第四巻 前編』(令文社、1972年)所収「小野田元熙」307頁以下、小川太郎・中尾文策『行刑改革者たちの履歴書』(矯正協会、1983年)所収・中尾文策「小野田元熙」23頁以下などを参照。

² 前掲・高橋「小野田元熙」308頁、前掲・中尾「小野田元熙」39頁など。

³ 館林市立図書館所蔵「小野田家文書」中『治獄要務法朗西監獄築造書』。

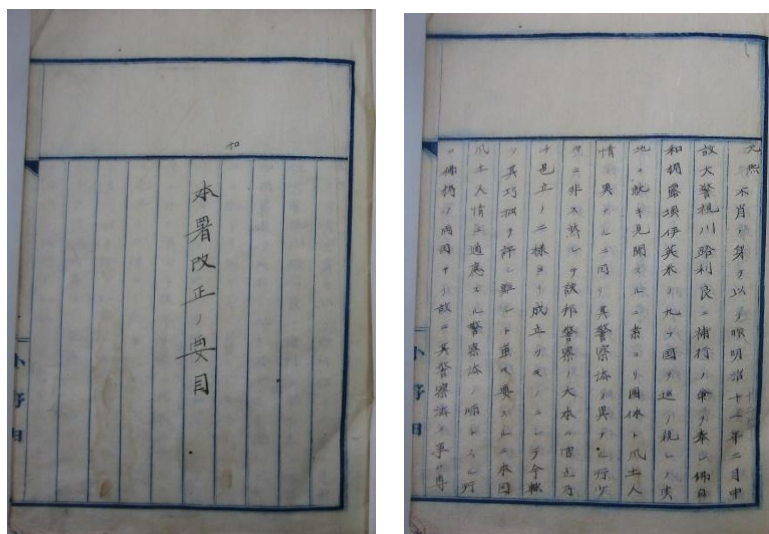
⁴ たとえば、前掲・高橋「小野田元熙」318頁以下。

⁵ 前掲注1に掲げた諸文献のほか、行刑史の観点から小野田に言及する研究に、長沼友兄「ヨーロッパ監獄事情の紹介者・小野田元熙(前)・(後)―警視庁時代を中心として―」『刑政』121巻10・11号(2010年)52頁以下および48頁以下や、姫嶋瑞穂『明治監獄法成立史の研究』(成文堂、2011年)66頁以下などがある。

なお、小野田の旧蔵史料としては、国会図書館憲政資料室所蔵の書簡群や、群馬県館林市立図書館に所蔵される「小野田家文書」⁶が知られている⁷。

2. 『本署改正ノ要目』に触れた経緯と、その概要紹介

『本署改正ノ要目』は、平成 29 (2017) 年まで府中市に存在した矯正研修所の併設施設、矯正資料館に眠っていた。筆者は、矯正資料館の閉館と移転に備え、平成 28 (2016) 年に同所で所蔵史料調査を行う機会をえて、その際に本文書の存在を知るにいたった(元々、本文書は同所の所蔵品リストに登録されているので、筆者が発見したわけではない)⁸。



【画像 1】『本署改正ノ要目』

本文書は、厚手の表紙に他の文書とともに綴じ込まれ、中央罫線内に「小野田」と記された青罫紙 15 丁からなる (各所に付箋が挿入されている)。これと同じ罫紙が、館林市立図書館が所蔵する「小野田家文書」(「小野田文庫」)にも用いられていることから⁹、本文書はかつて小野田自身が所蔵していたものと考えられる¹⁰。

文書は、明治 13 年 11 月 8 日の日付がある「一等警視補小野田元熙」の上申書と、全 8

⁶ 館林市立図書館が所蔵する史料群の名称は「小野田家文書」である。これとは別に内容的には一部重複するが小野田元熙自身が生前に、整理・製本した文書を「小野田文庫」と名づけて保管していたとされる (この点につき、伊藤隆・季武嘉也編『近現代日本人物史料情報辞典』(吉川弘文館、2004 年)所収・鈴木淳「小野田元熙」109 頁、前掲・高橋「小野田元熙」315 頁、前掲・長沼「ヨーロッパ監獄事情の紹介者・小野田元熙 (前) —警視庁時代を中心として—」57 頁など)。

⁷ 小野田関係史料の所在については、伊藤隆・季武嘉也編『近現代日本人物史料情報辞典』(吉川弘文館、2004 年)所収・鈴木淳「小野田元熙」109 頁、伊藤隆・季武嘉也編『近現代日本人物史料情報辞典 3』(吉川弘文館、2007 年)所収・鈴木淳「小野田元熙」284 頁に詳しい。加えて、前掲・長沼「ヨーロッパ監獄事情の紹介者・小野田元熙 (前) —警視庁時代を中心として—」57 頁以下にも、旧蔵史料に関する言及がある。

⁸ 矯正資料館とその所蔵史料については、拙稿「矯正資料館のあゆみとその所蔵資料」『刑政』128 巻 10 号 (2017 年) 56 頁以下。矯正資料館は 2017 年 8 月に閉館し、同館が所蔵していた資料は 2022 年現在整理中のため、外部の者による閲覧等を行うことはできない状況にある。

⁹ たとえば、注 3 に掲げた『治獄要務法朗西監獄築造書』も、同じ罫紙を用いている。

¹⁰ 「小野田文庫」の成立経緯について、前掲・高橋「小野田元熙」315 頁。

条からなる「本署改正ノ要目」によって構成される。まずは上申書の全文を紹介しておきたい。

元熙不肖ノ身ヲ以テ昨明治十一（「十二年」と鉛筆書きで修正あり—引用者注）二月中故大警視川路利良ニ補行ノ命ヲ奉シ佛白和獨露塊伊英米ノ九ヶ国ヲ巡リ親シク実地ニ就キ見聞スルニ素ヨリ国体ト風土人情ノ異ナルニ因リ其警察法ノ異ナル所少々ニ非ス然シテ該邦警察ノ大本ハ官立乃チ邑立ノ二様ヨリ成立ツモノニシテ今輒ノ其巧拙ヲ評シ難シト雖トモ要スルニ本国風土人情ニ適應スル警察法ノ師トスル所ハ佛獨ノ兩國ナリ故ニ其警察法ノ事ハ専ラ此兩國ニ就キ取調ヲナシ且囚獄ノ師トスル所ハ獨リ白耳義国ヲシテ各国ニ魁タルモノトス故ニ元熙ノ専務タル囚獄事務ハ主トシテ此国ニ就キ取調ヲナシ已ニ其要目ヲ録シ漸ク以テ報告其半ハニ至ル爾來該報告ノ遅延スル所以ハ帰朝後計算残務ヲ担当シ事務鞅掌ニシテ報告スルニ違マアラサリシモ即今残務殆ント局ヲ結ハントスルニ際シ今ヨリ汲々報告ヲ済シ然ル後本国警察上ニ適用スヘキ要件ヲ建議セント欲セシ処却テ其時機ノ遅延ヲ恐レ報告ニ先チ今般聊カ其意見ノ要点ヲ記載シテ以テ呈進スト雖トモ其細目ニ至テハ宜ク委員ヲ設ケ深詳ノ取調アランコトヲ希望ス依テ此段上申仕候也

追テ獄舎ニ付テノ更正意見ハ単ニ元熙カ主務ニ係ルヲ以テ他日又別ニ建議セントス此段添申仕候也

明治十三年十一月八日

一等警視補 小野田元熙¹¹

続いて、8条にわたる「本署改正ノ要目」は、以下の内容である。史料では各条にその解説や図が加えられているが、本稿では箇条書き部分のみの引用にとどめる。

- 第壹條 大警視以下ノ官等相廢シ更ニ左ノ概表ノ如ク一般年俸ニ相定メ且年功ニ因リ増給ノ制ヲ立テ専ラ其職ヲシテ永續セシメンコトヲ要ス（中略）
- 第二條 本署ノ職制及ヒ事務章程ヲ改メ左概表ノ如ク事務ヲ分課シ然シテ其委任スル事務ト否サルトヲ上下二款ニ分チ各権限ノ事ニ任スルヲ要ス
- 第三條 警視病院ヲ廢単ニ梅毒病院ノミヲ存シ是迄警視医員ニ屬スル検視等ノ事務ハ一切区医ヲシテ負担セシムルモノトス
- 第四條 各方面各分署ヲ廢シ更ニ左ノ概図ノ如ク設立シ且名称ヲ改メ警視分署ト巡查屯所トヲ分離シ警視分署ハ各独立シテ行政司法兩警察ニ係ル一切ノ事務ヲ執行スルヲ要ス
- 第五條 警視分署ハ現在スル二十七分署ノ内便宜ノ地ヲ撰ミ一区内ニ一ヶ所ノ割ヲ以テ全府二十五ヶ所ヲ置キ又巡查屯所ハ二十七分署ノ余ル十二分署ト官立スル三十九ヶ所ノ合宿ヲ以テ平均一区内ニ三ヶ所ノ割ヲ以テ四十五ヶ所ヲ置キ又交番所ハ平均一屯所ニ八ヶ所ノ割ヲ以テ三百六十ヶ所ヲ置キ左ノ比較表ノ如ク改正スルヲ要ス
- 第六條 巡查勤務時間ハ甲乙丙ノ三部ヲ以テ一部大約十二時間ノ勤務タル然ルヲ更ニ甲乙ノ二部ニ分チ一部一昼夜ノ勤務ニ服セシムルコトヲ要ス

¹¹ 元・矯正資料館所蔵『本署改正ノ要目』。

第七條 交番所ハ必ス箱番ヲ設ケ甲乙六名ノ巡查ヲシテ受持セ且ツ一昼夜ニ三名ヲ配置シ其一名ハ交番部内ニ立番ヲナシ其一名ハ箱番所ニ在テ見張番ヲナシ其一名ハ休息セシム然ル上ハ容易ニ持部ヲ転セシムルコトナキヲ要スルモノトス

第八條 前条ニ記載シタル各箱番所ニ非常其他出火等急報ノ為メ新ニ電信線ヲ架設シ急報ノ道ヲ開クコトヲ要ス¹²

以上の内容から、本文書は、欧米視察を経て帰朝した小野田の意見書（の写し）と考えられる。この意見書の存在自体はすでに知られており、『警視庁史稿』に要旨が掲載されている¹³が、本文書は同書の記載よりも内容が厚い。そして、管見のおよぶ限りにおいて、一次史料としては初めて確認されたものと思われる。

3. 本文書の意義

前節で紹介した通り、『本署改正ノ要目』は、欧米視察を経た小野田の警察制度一特に、当時存在した東京警視本署の一改正意見書とも呼べるもので、そこには従来知られていた内容よりも詳細な記述がある。本文書を通じて、行刑史・警察史研究にいくつかの新たな知見が得られるので、以下で具体的に指摘してみたい。

行刑史に関しては、本文書を通じて、明治14年太政官達第81号「監獄則」¹⁴（以下、本稿では「明治14年監獄則」と表記する）の編纂過程に一定の修正を迫ることができた¹⁵。「明治14年監獄則」の編纂に関して、先行研究は、小野田が海外の獄制についてまとめた報告書¹⁶が参照されたと解している¹⁷。しかし筆者は、「明治14年監獄則」の編纂にまつわる関係者の動向から、そうした理解に疑義を呈してきた¹⁸。

なぜなら、①同監獄則の編纂は早ければ明治11年2月から、遅くとも明治12年8月には開始されていたこと、②明治13年11月17日には小野田らが「改正監獄則審査委員」に任命されており、すでに“審査”段階にある（起草を終えている）ことから、小野田が帰朝した明治13年8月には、草案はある程度完成しており、小野田の報告書が参照される余地は乏しかったのではないかと考えたためである¹⁹。

そして、本文書は、筆者の見解を補強するものとなった。『本署改正ノ要目』が上申されたのは明治13年11月8日²⁰であるが、この時点で「囚獄事務ハ…已ニ其要目ヲ録シ漸ク

¹² 前掲注11に同じ。

¹³ 内務省警保局編『警視庁史稿 上巻』（警眼社印刷部、1927年）279頁以下。

¹⁴ 内閣官報局編『法令全書 第十四巻』（原書房、1976年復刻）303頁以下。

¹⁵ この点については、前掲・拙稿「矯正資料館のあゆみとその所蔵資料」60頁以下、および高塩博編『刑罰をめぐる法文化』（国際書院、2018年）所収・拙稿「1880年代における監獄改良論者の人脈と思想的基盤について」69頁以下で触れている。

¹⁶ この報告書は、明治22年に『泰西監獄問答録』として刊行される。なお、『泰西監獄問答録』について、前掲・高橋「小野田元熙」326頁以下。

¹⁷ たとえば、大塚仁ほか編『行刑の現代的視点』（有斐閣、1981年）所収・平松義郎「近代的自由刑の展開—日本における—」9頁以下など。

¹⁸ 拙稿「明治一四年監獄則」の編纂・制定過程に関する基本情報—国立公文書館所蔵『公文録』に収められる—草案を用いて—『司法法制部季報』126号（2011年）5頁以下。

¹⁹ 以上の考察については、前掲注15および18に掲げた拙稿を参照のこと。

²⁰ この日付が、『警視庁史稿』には記されておらず、本文書を通じて初めて明らかになった事実の一つである。

以テ報告其半ハニ至ル」状態であり、「獄舎ニ付テノ更正意見ハ…他日又別ニ建議セントス」と記されているのである。すなわち、「明治 14 年監獄則」の草案が完成する時期に、小野田は警察の組織改革に関する上申を優先し、監獄制度に関する報告書は未だ提出していなかったことが判明する²¹。さらに、ここで明らかになった事実から、「明治 14 年監獄則」の母法についても、再考が求められる²²・²³。



【画像 2】『本署改正ノ要目』第 2 條

次いで、警察史に関しても、一点だけ興味深い内容を指摘しておきたい。明治 14 年 1 月 14 日、太政官達第 3 号「警視庁職制并事務章程」²⁴によって、警視庁の職制には大きな変更が加えられた。その特徴の一つに、それまで「第一課」から「第七課」などと呼称されていた部局名を改め、「内局」・「書記局」・「第一局」・「第二局」・「巡查本部」・「警察署」・「消防本署」・「監獄署」などに改組したことが挙げられる。この点につき、小野田が「本署改正ノ要目」第二條に掲げた「本署ノ職制及ヒ事務章程」の部分には付箋が貼付されており、【画像 2】のような内容が記されている。

完全には一致しないものの、一見して、意見書中の「中央内局」・「書記局」・「第一局」・「第二局」・「巡查本部」・「消防本部」といった名称と、翌年の組織改革によって誕生した部局名称

との間に相関があることがわかる²⁵。すなわち、小野田の意見書は、明治 14 年に行われた警視庁の組織改革に影響を与えた可能性があるものといえよう。

小野田の意見書は、先行研究においても、小野田らの意見を容れて「事務と司法警察を掌る警察署と、執行務に当る制服警察官の屯所とを分離した」可能性が示されたうえで、「この改革はわが国の警察史上特筆せらるべきものであるから、その提唱者としての小野田の名は長く記憶せらるべきであろう」²⁶と評価されている。今後、本文書はもちろん、他者の意見書、その他の組織改革案との関係なども慎重に吟味しなくてはならないが、小野田意見書がおよぼした影響については、従来の評価を一部見直すことができるのではな

²¹ このことについて、前掲・拙稿「1880 年代における監獄改良論者の人脈と思想的基盤について」69 頁以下。

²² 先行研究は、小野田の報告書を参照して「明治 14 年監獄則」が編まれたという前提に立つため、小野田が重視したベルギーやフランスの法制度の影響を指摘する（たとえば、前掲・姫嶋『明治監獄法成立史の研究』75 頁）が、この点も根拠が揺らぐことになる。

²³ ただし、「囚獄事務」と「獄舎」の指す意味が異なり、「囚獄事務」については「報告其半ハニ至ル」、つまり随時報告を行っているという解する余地があるほか、草案の審査・修正段階で小野田とその報告書の影響が強く発揮された可能性も排除できない。

²⁴ 前掲・内閣官報局編『法令全書 第十四卷』161 頁以下。

²⁵ 小野田の意見書に記された部局名は、前掲・内務省警保局編『警視庁史稿 上巻』279 頁以下においてすでに紹介されているが、本稿に掲げた組織図の存在は従来知られていないと思われる。本図によって、小野田の構想をより正確に把握することが可能となろう。

²⁶ 前掲・高橋「小野田元熙」323 頁。

いかと考えている。

4. おわりに

以上、雑駁ではあるが、かつて矯正資料館に所蔵されていた『本署改正ノ要目』を紹介するとともに、その旧蔵者である小野田元熙が監獄・警察行政に果たした役割について検討を加えてきた。

筆者は警察史に関する知見が十分ではないため、先行研究の見落とし等についてはご海容を賜りたいが、本文書のさらなる分析を通じて、明治14年に行われた各種の改革に小野田が果たした役割を、より明らかにできるのではないかと考える。

(執筆者紹介)

兒玉圭司 (こだま けいじ)

慶應義塾大学大学院法学研究科公法学専攻後期博士課程単位取得退学。慶應義塾大学修士(法学)。現在、舞鶴工業高等専門学校人文科学部門教授。専門は日本近代法制史。近時の業績に、「近代日本の刑事施設における構外作業の理論と実態」『矯正研究』4号(2021年)、「近代日本の自由刑における刑種の変遷」『法律時報』93巻4号(2021年)、「大正・昭和戦前期における未決拘禁制度改革—未決拘禁施設の独立をめぐる一—」『法学紀要(日本大学)』61巻(2020年)、福島至編著『團藤重光研究—法思想・立法論、最高裁判事時代』(日本評論社、2020年)所収「團藤文庫『警察監獄学校設立始末』から見えてくるもの」ほか、特別寄稿として『大警視だより』続刊第11号(2021年1月)に「明治監獄制度史研究と警察関係史料—新出の『警察監獄学校設立始末』について—」(警察政策学会資料第114号に再録)など。

[本稿は本輯のために書き下ろしていただいたものである。]

二人の愛国者—川路大警視とガンベ・グロース

大警視川路利良研鑽会会員 笠井 聰夫

わが国近代警察の祖、川路大警視はまた熱烈な愛国者であった。大警視は欧州各国警察を調査して政府に提出した建議書草案（国会図書館蔵。大久保利通関係文書「警察制度改正の建議書」）の中で「我邦は自主独立と称すと雖も其實は半主にして属国の体裁を免れざる者あり」、「府下に外国人跋扈不法ありとも之を国法に処する權なく国にして国を為さず」とも記し、強い憂国の情を吐露している。ペリー率いる黒船が来航、安政 5 箇国条約が締結された。幕府は条約で相手国に領事裁判権を認め、協定関税制度を受け入れ、わが国にとっては不平等な片務条約であった。かくして明治新政府は領事裁判権の撤廃と関税自主権の回復を最優先課題として各国と折衝を重ねることになった。先の草案の中で大警視は東京湾に諸外国の軍船がそれぞれ国旗を掲げて常時碇泊し兵士がわが物顔で港を闊歩している様を慨嘆すべきとも記している。

当時の欧州航路の寄港地は香港、サイゴン（現ホーチミン）、シンガポール、コロombo、アデン等、英仏両国の植民地や保護領で、それら各地の実情を目にした大警視の胸中には一国の独立不羈への強い思いに駆られたであろうと想像される。繁栄する列強諸国と貧困と抑圧下の植民地、保護領の対比は大警視の愛国心に火をつけたことは疑いない。大警視は国際社会の厳しい現実を肌で体感して帰国した直後の筆で、不平等条約の改正が緊要であること、そして自ら任を帯びた近代警察の確立はそのためにも喫緊の急務と強い決意をもって建議書で訴えようとしたのである。

明治初年、外国人に係る犯罪で求刑された件数は年間概ね 100 件前後で推移し、罪種の大半は殴打、殴傷、物品破毀等の粗暴犯であった。犯罪発生件数は記録はないが、暗数を含めてこれを大きく超えていたのは間違いない。そうした中、明治 8 年 4 月 13 日の夜、府下芝山内で少女暴行事件が発生、警視庁は犯人を工部省お雇い外国人の英人マルチバラ・キングと特定、英国領事に告発した。外国人によるこうした凶悪犯罪は当然ながら世間の注目を集めたはずである。裁判は自国民保護に傾く領事裁判に加えて被告が無罪を主張して難航したが、警視庁が委嘱した私人代言人グロースの巧みな弁論によって禁錮 6 ヶ月の有罪判決が下された。被告はこれを不服として控訴（上海）したが、一審判決がそのまま適法とされ判決が確定した。大警視は大久保内務卿への報告で「我国良民の謂われなく汚辱を外人に受け其の冤屈を伸ふる所なきときは之を扶助救援するは民の父母たる者の一大義務にして、又以て国権を維持する所なり」「犯人 6 月の入牢申渡し、實愉快之事に御座候」と手放しで喜び、「代言私人グロースの弁白如何にも能く徴したる由」（前掲大久保利通関係文書）と述べている。

大警視は領事裁判の壁を越えて被告を有罪に持ち込んだグロースの手腕と熱意に大いに留飲を下げ、これが縁となってグロースを警視庁顧問に招聘することとなった。お雇い外国人として大警視を超える高給が支給された。グロースは顧問就任後、事件処理はもとより創設間もない警察運営や法制等について指導、助言するとともに、フランス刑法、訴訟

法を庁員に講義した。当時、司法省で刑法、治罪法の編纂作業が進行していたが、それを待つことなく大警視はフランス法を参考に近代的捜査手続き（人権尊重、拷問廃止等）を先んじて実践させようとしたのである。グロースは大警視の意を受けて本国での実務経験を踏まえた実践的講義を行った。また、「治外法権を恢復するは、独り刑法にあらずして治罪法にあり」と適正手続きの遵守こそ条約改正への道であると述べ、条約の不条理と日本人被害者の置かれた立場に心を寄せていた。講義は西南戦争が勃発して大警視はじめ庁員が大量動員された中であっても中断することなく行われた。これは大警視の厳命によるものであったが、大警視は2回目の欧州出張中もわざわざ寄港地のシンガポールから留守居役の安藤中警視への書簡で講義続行の確認指示を行う念の入れようだった。

グロースは本国で司法省刑事局、警察省書記局に出仕、また、予審判事等を長く務め、明治6年（1873年）4月に来日、各国領事館の代言人を務めていた。グロースは老母を一人残して単身、53歳での来日だったこと、「お雇い外国人」のような安定した身分保障を得た上での来日ではなかったこと等から来日動機は謎めいている。19世紀のフランス政界は王党派、帝政派、共和派に分かれ、さらに社会主義グループも加わり政情は動揺を繰り返していた。1852年に即位したナポレオン3世はフランスに黄金期をもたらしたが、1870年（明治3年）、普仏戦争に敗北して帝政は崩壊、パリ・コミューンを経て第三共和政に移行した。1863年、43歳で判事を辞したグロースのその後の活動は定かでないが、「命を奉じて伊太利国常時の政体を視察す」と経歴書に書いているところから何らかの皇帝政府の密命を帯びて活動していたものと思われる。帝政崩壊後の来日は単にジャポニスム隆盛下の個人的興味や新興途上国での旗揚げを意図したものとは思われない。むしろ忠義を尽した帝政の崩壊と政情混迷の痛手は大きく、失望のあまり日本へ逃避行に出たのではないかとする見方もうなずける。本国での安定した生活を捨ててあえて地球の裏側の寄る辺ない遠くに居を移す冒険を選んだグロースはまた憂国の士、愛国者であった。5年間の任期を終えて警視庁を離れ、在日8年を区切りに帰国する予定だったのは共和政移行後の本国の政情を慮ってのことだった可能性もあろう。憶測を逞しくすれば、大警視とグロースが意気投合、肝胆相照らす仲になったのは互いに愛国者同士の誼にあったかもしれない。

グロースは明治12年の大警視の2回目の訪欧を横浜で見送り、本国では病に伏した大警視に代わって随員の佐和一等警視等が息子の帰国を待ちわびる90歳のグロースの母を訪ねて近況を伝えている。明治14年11月18日、グロースは帰国を前に病に倒れた。大警視が長逝してからわずか2年である。樺山警視総監以下多数の庁員、儀仗小隊の見守る中、青山霊園に葬送された。墓所は本人の生前の希望で大警視の側に用意された。2人の愛国者はともに病魔に倒れたが、警視庁殉職者を祭る弥生慰霊堂に特別功労者として合祀された。大警視とグロースが尽力した領事裁判特権の廃止はさらに10年あまり経た明治25年の条約改正で実現した。

注1 大警視の建議書草案は本稿で引用したほかに警視庁史稿（上巻卷之一、明治26年）、川路大警視君傳全（鈴木高重著、大正元年）、川路大警視全（中村徳五郎著、昭和7年）、内務省史（第2巻、昭和55年）等があるが、それらには本稿引用部分に該当する記載はない。本草案は多くの書き込みや付箋跡があることから生原稿とみられ、他書掲載の草案に比べて初稿に近い未定稿と思われる。末尾に癸酉第十月、警保助川路利良と墨書されている。

注2 グロースについては「大警視だより」21号（平成26年10月）の有沢達也会員の寄稿に詳しい。

[初出: 『大警視だより』 続刊第 15 号 (松井幹郎先生追悼号 II 原田弘先生追悼号、通巻第 44 号、令和 4 年 7 月 1 日刊)]

(警察史資料 1) ヘーン警察大尉慰靈祭 (昭和 15 (1940) 年)

◇ 人恩の界察警國が我 ◇
祭靈慰尉大察警ンヘ



我が國警察界の恩人獨逸警察大尉ウィルヘルム・ヘーン氏の表功碑(家額山縣公、碑文清浦伯)が、明治二十七年の古くから警視廳言問警察管內三國神社境内に保存することは、警察史上最も記念すべき一頁を占めるものとして夙に識者の注目するところであるが、世は幾變遷さしもの名物墨堤の櫻、言問の園子も、漸く帝都行樂の中心からそれようとする昨今、三國も忘れられ俳人其角の名句「夕立や田を三國の神ならば」の如きもほんの一部好事家の記憶に存するのみ、況んやヘーン氏の名の埋れ去るのも亦抗し難い自然の勢であらう。

言問警察署長野崎昌壽警視は今春赴任

先づ此のヘーン表功碑に心をひかれた。さうして我が國警察の大恩人たるの事蹟を深く探るほどに、感謝の念は油然而として湧き、しかも荒廢訪ふ人もなき現狀にむしろ憤りを感じ、

これにはどうしても碑の周圍に修理を加へて積極的に行人を誘ひ入れるに如かずと爲し、本年八月地元有志今村信吉氏等とはかり淨財を募つて(紀元二千六百年に因む數字の金額を集め得たといふ奇談がある)之が修築に着手し、略ぼ工成るに際し、日獨伊三國同盟の成立を見たので、此の機を逸せず去る十一月五日午後一時から同碑前に於て嚴肅裡に之が慰靈祭を執行した。會する者言問署員並地元有志を始め來賓として警視廳側より安倍警視總監、高野警務部長、坂官房主事、水池特高部長、永野刑事部長、吉田警務課長、各監察官、本所管内各警察署長、内務省より警保局長

代今井警務課長、警察講習所教頭代小山教授、其の他警察關係者、獨逸側より大使館ベーターズドルフ少佐、來朝中の獨逸親衛隊フリーバー、獨逸東亞協會長クルトマイスナー、在京獨逸人代表ノアックの諸氏が參列して日獨親善振りを如法に示した外、我國警察界の元老松井茂博士、ヘーン先生教へ兒としての生存者元北海通旭川支廳長東郷重清翁も特に臨席され、此の種の行事としては眞に稀なる盛觀を呈した。さて型の如く式は進められ神官の祝詞、參列者一同の玉串奉奠があつた後松井博士は碑前に立つてヘーン氏の爲人を説き、其の言行の眞に警察官の範とするに足るものあるを高く、多大の感銘を與ふるところがあつた。

ヘーン先生略歴

- 一、一兵卒より下土に拔擢せられ普壇の職に參加少尉に昇り、更に警務の職に臨み中尉に進み、爾後身を警察に投ずるに専らせられた。
- 二、明治十七年二月山縣内務省警務課長に關し建請書を呈し其の結果明治十八年三月我國の招聘に應じて來朝せられた。
- 三、内務省に横を奉じ警官講習所(警察講習所前身)に於て警察官幹部に對し獨逸警察法の外務警察、消防及ポンプの使用方法を修へしこと四回、講義を受けし生徒五百五十三人の多きを出すに至りたり。
- 四、其の後一ヶ年は警視廳顧問として大いに其の運籌を我が警察界のために傾けられ、明治二十三年任期満ちて歸國せられた。
- 五、歸國後伯林に於て再び方面監督に任ぜられたるが、一八九七年明治二十五年十二月遂に逝去せられた。
- 六、我朝に於ては其の功を褒めし勳四等に叙し旭日小綬章を授けられ、葬で又勳三等に進め瑞寶章を授けられた。

出処: 『警察協會雜誌』 第 487 号 (昭和 15 年 12 月 1 日刊) 23 頁 (ヘーン警察大尉については前輯第 114 号 209 頁以下参照。)

国立国会図書館デジタルコレクション「建議」

警察政策学会警察史研究部会員 小風 明

西欧警察制度を調査した警保助川路利良は、明治6年9月に帰国し、その直後に正院（太政官に設けられ、太政大臣・納言・参議で構成する「天皇臨御ニシテ万機ヲ総判シ大臣納言之ヲ輔弼シ参議之ニ参与シテ庶政ヲ奨督スル所」。）に「建議」を提出している。

この「建議」は、明治7年1月に内務省が設置された際、大久保利通内務卿の全面的な支持を得てほぼこの通り採択され、近代日本の警察制度成立の根幹となった。

従来の学説では、提出正本・草稿とも現存せず、『警視庁史稿上巻（巻之一）』（明治26年）に収録されている「建議草案」がその内容を伝える唯一の資料として知られていたが、井上三治が『刑法附則 法理百則』と題する写本の中に、提出正本の写しと考えられるものを発見、初めて建議の全体像が明らかになった、とされていた（大日方純夫「警察制度につき建議 川路利良」由井正臣＝大日方純夫『日本近代思想大系3』【岩波書店、平成2年】229頁。）。

2021年6月2日付更新国立国会図書館リサーチ・ナビでは、「大久保利通関係文書（所蔵）」が紹介されている。同目録279に「タイトル～建議 作成者～川路利良（警保助） 年月日～明治6年10月 数量～1綴 内容～警察制度改正 記述法～墨書」とある。これをリンクすることにより、国立国会図書館所蔵の「建議」を閲覧することができる。

中村徳五郎『川路大警視』（日本警察新聞社、昭和7年）81頁以下「警察制度改正建白」の項に建白の内容が掲載されているが、その記述は前掲・『警視庁史稿上巻（巻之一）』収録のものと同じである（国立国会図書館デジタル資料『川路大警視』67コマには、欄外に「草案」「警視庁史」とのメモ書きがある。）。

『警視庁史稿上巻（巻之一）』10頁には、「建議草案」について、「之ヲ所管官省ニ求メルニ復タ之ヲ存蔵スルモノナシ。乃チ其嗣子利恭氏ニ就キ当時島本仲道警保頭ニ上ル建議ノ草案ヲ得タリ」と記述されている。

大日方・前掲は、『刑法附則 法理百則』を底本としているが、提出正本の写しと考えられるものが収録された経緯についての説明はない。（井上三治『警察関係図書目録』【昭和40年】では、『刑法附則 法理百則』は見当たらない。）

国立国会図書館所蔵の「建議」は、原文への加除がそのまま残されており、正本ではなく草稿段階のものと思われるが、その内容は『刑法附則 法理百則』の記述にかなり近い。「大久保利通関係文書（所蔵）」は、当時大久保家が所蔵していた大久保利通宛の諸家書簡その他の記録類を筆写編集したもので、明治初期に歴史編纂事務を担当した太政官の修史館が作成したとのことである。『警視庁史稿上巻（巻之一）』が、川路利恭より入手した資料を基としていることと対比すると、国立国会図書館所蔵の「建議」は、提出正本に近いのではないかと考えられる。

「建議」の国立国会図書館デジタルコレクションへの掲載は、警察制度史にとって貴重な資料の公開である。今後の研究への大きな助けとなることが期待される。

[初出: 『大警視だより』 続刊第 15 号 (松井幹郎先生追悼号Ⅱ 原田弘先生追悼号、通巻第 44 号、令和 4 年 7 月 1 日刊)]

【自著紹介】

川路大警視の撃剣再興論 (警察政策第 24 卷) について

警察政策学会警察史研究部会員 小風 明

このたび、拙稿「川路大警視の撃剣再興論」が警察政策学会発行『警察政策』第 24 卷 (2022 年 3 月 15 日発行) に掲載されました。

撃剣再興論については、剣道史の分野では「武術を旧弊とみなす文明開化の風潮の中で撃剣の価値を説いた最初の論考」と評価されております。

拙稿は、警察史の視点から、明治初期の先人が近代警察の創設にいかに関心したか、特に制度・装備を取り入れただけの仏作って魂入れずで、これが明治 11 年の紀尾井坂事件となり、この反省の上に立ってどのように再建に取り組み、国民国家の警察を確立しようとしたか、という流れの中で撃剣再興論を位置付けたものです。

このようなアプローチができたのは、廣瀬権警察史研究部会長の「大久保利通暗殺事件 (紀尾井坂事件) 後にとられた諸対策」(『警察政策学会資料』第 110 号 <<http://www.asss.jp/>> 所収。) に啓発されたことによるものです。警察史研究部会をはじめとする警察政策学会の皆様方に厚くお礼申し上げます。

拙稿が、今後の警察史、川路大警視研究の一助となれば幸いです。

[小風明「川路大警視の撃剣再興論」『警察政策』第 24 卷 (2022) (編集発行: 警察政策学会、発売: (株) 立花書房、令和 4 (2022) 年 3 月 15 日刊) 252~268 頁]

井上三治氏『警察関係図書目録』について

—小風明部会員のお教えを受けて—

警察政策学会警察史研究部会編

先の警察史研究部会令和3（2021）年度第3回例会（令和3年12月4日開催）で小風明部会員は「国立国会図書館デジタルコレクション「建議」なる貴重な報告をされた（本誌23頁に改めて寄稿されておられる（本輯34～35頁に再録。）。）が、その中で、大日方純夫氏（1950～）「警察制度につき建議 川路利良」由井正臣＝大日方純夫『日本近代思想大系3』（岩波書店、平成2年11月刊）（229頁）が言及する井上三治氏の『警察関係図書目録』（昭和40年刊）についても触れておられる。この「井上三治氏とは誰か」、「警察関係図書目録」とは何か」については、寡聞にして知ることがなかったので、以下、小風部会員の御示教により、国立国会図書館デジタルコレクション（<https://dl.ndl.go.jp/>）に基づき、一、二紹介しておくこととする。同氏の御高教に深甚の謝意を表するものである。

井上氏の編纂した『警察関係図書目録』とは、国立国会図書館デジタルコレクションでは、下記のようなものである（<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/3016845>）。同書は、他には東京都立図書館でも所蔵との由であるが、CiNiiでは検索できない。

ちなみに、頃日九州大学法学部教授西英昭先生に御教示いただいたことであるが、国立国会図書館「次世代デジタルライブラリー」は、戦前期文献の検索には極めて有用である。西教授に厚く御礼申し上げます（<https://lab.ndl.go.jp/service/tsugidigi/>）。

なお、国立国会図書館より令和3年12月3日に下記のことが公表されている。「国立国会図書館のデジタル化資料の個人送信に関する合意文書」の公表について「国立国会図書館のデジタル化資料の個人送信に関する合意文書」（令和3年12月3日）を公表しました。（https://www.ndl.go.jp/jp/news/fy2021/211222_01.html）」
（追記：その後本件は令和4年5月19日より開始された。）

- ・私刊本、昭和40（1965）年刊、79p；26cm 謄写版
- ・著者についての説明は、最終頁に「1965年3月、井上三治作成 武蔵野市西久保2～15～2」とあるのみで、ネット検索でも現在のところそれ以上のことは不明である。

*目次 / (0005.jp2)

凡例

警察組織概略図 / (0005.jp2)

第1章 政治、行政編（警察権の基礎を理解する為に） / p1 (0006.jp2)

第1篇 政治行政基礎参考書 / p1 (0006.jp2)

- 第2篇 現在、政治行政基本資料 (1) 政府、行政機関資料 (2) 政党、新聞雑誌等民間資料 / p2 (0007.jp2)
- 第3篇 日本政治史、法制、行政(制度)史、社会思潮、風潮史 / p4 (0008.jp2)
- 第2章 警察関係戦前編(国会図書館方式による) / p8 (0010.jp2)
- 第1編 明治初年の開館から明治26年まで採録分 図書資料 / p8 (0010.jp2)
- 第2編 明治27年～明治32年まで採録分 図書資料 / p11 (0011.jp2)
- 第3編 明治33年～明治44年まで採録分 図書資料 / p12 (0012.jp2)
- 第4編 明治45年～大正15年まで採録分 図書資料 / p14 (0013.jp2)
- 第5編 昭和2年～昭和10年まで採録分 図書資料 / p16 (0014.jp2)
- 第6編 昭和11年～昭和20年終戦前後まで / p20 (0016.jp2)
- 第7編 主要叢書、講座、資料細目(明治初年～終戦まで) / p22 (0017.jp2)
- 第3章 警察関係現在編 / p26 (0019.jp2)
- 第1編 雑誌(公報・雑誌 局報・新聞等を含む) / p26 (0019.jp2)
- 第2編 一般的、または反体制的(側)警察論 / p28 (0020.jp2)
- 第3編 警察一般(理論制度) 警察史 / p30 (0021.jp2)
- 第4編 警察法、警察官職務執行法 警察行政 法令法典等 / p38 (0025.jp2)
- 第5編 警察実務(内勤、外勤等) 装備、教養 / p40 (0026.jp2)
- 第6編 警察精神、回顧録、伝記、文学 / p44 (0028.jp2)
- 第7編 政治思想警察(特高警備公安、外事警察) / p46 (0029.jp2)
- 第8編 保安防犯交通警察 / p52 (0032.jp2)
- 第9編 刑事、警察(刑事 捜査、鑑識、指紋) / p54 (0033.jp2)
- 第10編 社会病理、犯罪(刑事、保安警察との関係) / p59 (0035.jp2)
- 第11編 消防、防災 / p62 (0037.jp2)
- 第12編 海上保安、鉄道公安 / p63 (0037.jp2)
- 第13編 司法(裁判) 検察、弁護、行刑 / p64 (0038.jp2)
- 第14編 警察関係統計 警察庁 警視庁 編著書目録 / p67 (0039.jp2)
- 第15編 旧植民地行政、警察(朝鮮、台湾 満州国等) / p70 (0041.jp2)
- 第16編 諸外国警察(先進国として模倣、見習った関係で) / p73 (0042.jp2)
- 第17編 軍事、諜謀報、(諜略も含む) / p75 (0043.jp2)

*凡 例(省略)

[初出:『大警視だより』続刊第15号(松井幹郎先生追悼号Ⅱ 原田弘先生追悼号、通巻第44号、令和4年7月1日刊)]

明治の衛生警察と疫病

警察政策学会警察史研究部会員 鈴木 康夫

〔目 次〕

1 衛生警察の成立	38
2 コレラの流行	38
3 新撰旅団帰還兵の悲劇	39
4 増田神社	39

1 衛生警察の成立

明治8年1月の内務省設置に伴い、予防警察を主とする「行政警察規則」が制定され、
第一條 行政警察の趣意たる、人民の凶害を予防し、安寧を保全するにあり。

第三條 その職務を大別して四件とす。 第2 健康を看護する事

との規定により、内外の人民保護、風俗、国事犯（反乱）とともに薬事・医事の「健康を看護スル事」が位置付けられ、「衛生警察」が成立した。

しかしながら、当時の各府県の衛生担当者は、庶務又は警察に分属され、専任、専従者はほとんどなく、防疫活動に十分対処する状態ではなかった。（『京都府警察史』486～492頁）

そして、衛生事務が文部省から内務省衛生局に移管されたのは明治8年6月で、その後、コレラなど六種伝染病の流行によって防疫体制の強化を図るためには、警察的、強制方法により行うことが最も有効とされ、警察官がもっぱらその防疫の第一線に立つことになった。

○ 「虎列刺病予防法心得」

明治10年8月、内務省は「虎列刺病^{これら}予防法心得」を作成して、各地方に配布、現地の実情に応じて、適宜この「心得」を訂正斟酌するよう命じ、何よりも予防が肝心であることを強調している。

虎列刺病予防法

- 1 家屋居所を清潔にし、空気を流通させるべし
 - 2 室内に時々酢をたき又は壁等に吹きかけるべし
 - 3 時々空気正常な野外、山林を散歩すべし
 - 4 腹瀉、コレラ等の兆しある時は腹部以下を浴して発汗させ、医者を招くべし
 - 5 流行病ある家等へはなるべく行くべからず、病人周辺の消毒を徹底すること
- など30項目が書かれており、駅等における消毒も行われていた。

明治期の防疫活動による警察官の罹病、死亡は、神奈川県だけでも15名が記録されている。

2 コレラの流行

日本にコレラが流行したのは、1822年（文政5年）をはじめとし、開国後の1858年（安政5年）に大流行し、維新後は明治10年から2～3年おきに28年まで流行が繰り返される。

西南の役がようやく終盤に近づいた明治10年7月ごろから、コレラ病の猛威が全国に広がったのである。

伝染経路とその原因は、中国の保菌者がアモイ港から上海経由、長崎、横浜の両港に入港、当時入港船舶に対する防疫体制の不備によるものが伝播されたことによる。もう一つは、西南戦争の終了時に長崎から拡散されたものが、第一次帰還兵によって、神戸からの上陸によるルート、横浜からの上陸によるルートなどで拡散され全国的に猛威を振るう結果となった。

全国の感染者数は、13,186人で死者は8,027人に達したといわれる。

西南戦争の終局の9月ごろには西郷隆盛のたたりだという流説もあり、その後の東京の夜空に、毎夜「西郷星」が怪しく輝くという噂がまことしやかに流れて市民を騒がせたという。（『京都府警察史』486頁等）

3 新撰旅団帰還兵の悲劇

最大の悲劇は、明治10年9月末、西南戦争が終結し、第一次の帰還兵輸送が、鹿児島・長崎から始まり、輸送船中でコレラが猛威を振るったことである。

新潟へ帰る予定の新撰旅団小隊長、榊原謙齋警部補心得は、10年10月2日、「もはや戦もあいすみ候につき東京へ帰るべきところ、コロリの病大いに流行り候につきしばらく鹿児島に御差止めに相成り」と新潟高田の家への書状を最後にして、10月19日鹿児島を出港（三菱汽船和歌山丸、東海丸）するが、その船上で罹病、横須賀の避病院で10月29日死亡となり、他の47名と共に海岸近くに葬られた。その後、大正2年海軍航空隊の拡張により、横須賀市浦郷の現在地に移葬され、官修墓地であったが、先の終戦をもって打ち切られた。

しかし、地元からの国会請願等により、国から、横須賀市に墓域の貸付管理が委託され、現在は横須賀市と地元自治会により、毎年5月、第二土曜日に墓前祭が行われている。

これには、内務省に代わって、警視庁企画課が出席し、地元、田浦警察署長、警察政策学会警察史研究部会からも参加している。（『官修墓の沿革』：平成29年警察史部会齋藤真康）

墓碑48名については、明治時代に1名、昭和に2名、計3名の身元が判明しているのみで、未だ、郷里への帰還もできず、国の礎となった方々の苦難が続いており、大変心苦しいものがある。

4 増田神社

また、防疫活動で犠牲になった警察官も多かった。全国的に著名なのは、佐賀県の「増田神社」となった増田敬太郎巡査である。

最後の流行となった明治28年、警察練習所を優秀な成績により10日で卒業、防疫対策も修めており、コレラが流行していた唐津市肥前町高串へと赴任、消毒、予防対策、さらに死者の埋葬を自らが行い、3日後には自らも感染してしまう。「とても回復しないことは覚悟しており、高串のコレラは私が背負って行きますからご安心ください。」と言い残して死去したが、その後、猛威のコレラは終息し、発病はなかった。

遺体は茶毘に付され故郷の熊本県阿蘇泗水に埋葬されたが、高串村民が分骨を得て、秋葉神社の一角に埋葬、以後、拝殿が建立、さらに整備が進み神格化され、増田神社となった。(ウイキペディア)

毎年、増田巡査の命日7月26日には夏祭りがあり、白馬に跨った増田巡査の山車が出て、警察本部音楽隊も参加している。

今年〔令和3年〕は、コロナ対策で中止となった。疫病の早期終息を願う心は、いつの時代も同じである。

〔初出：『警察政策学会 ニュースレター』VOL.44（令和3（2021）年7月刊）7～9頁（危機管理特集～パンデミック編～）〕

【紹介】令和3年度追浜官修墓地墓前祭中止の件

毎年5月第2土曜日開催の横須賀市地元主催追浜官修墓地墓前祭については、警察史研究部会では臼井良雄部会員が主管されておられるが、詳しくは警察政策学会資料第110号『近代警察史の諸問題—川路大警視研究を中心に—』（令和2年5月8日刊）124～141頁参照。昨令和2年度の墓前祭はコロナ禍により中止されたが、本令和3（2021）年度も当初5月8日（土）に予定されていたものの、残念ながらやはり続けて中止と相成ったことを報告しておく。

〔初出：『大警視だより』続刊第12号（福永英男前部会長追悼号I、通巻第41号、令和3（2021）年7月1日刊）〕

（追記）

本年5月14日（土）開催予定の令和4年度墓前祭についても、4月12日に臼井会員宛に中止する旨の通知があった由。なお、現在の連絡先は、横須賀市民生局地域支援部追浜行政センター地域コミュニティ担当とのことである。詳しくは、臼井良雄「横須賀の「官修墓地墓前祭」の運営について」『大警視だより』続刊第16号（通巻第45号、令和5（2023）年1月1日刊）9～10頁（本輯未収録）参照。

【資料再録】

日高節「安立綱之翁叢談」(其1~6)

『自警』昭和10(1935)年1~4、6、7月号

—國分友諒関係資料の一として—

國分友諒(1837~1877、ともさね)¹は、明治初期の有力警察幹部の一人であるが、坂元純瀨(1843~1914)²とともに、明治6(1873)年政変(同年10月24日西郷隆盛(1827~1877)の参議・近衛都督解任)後の同参議復職運動を巡る所謂ボリス沸騰の当事者として知られる。この結果、翌7(1874)年1月14日の坂元、國分の両人の辞職により、大久保利通(1830~1878)に近い川路利良(1834~1879)による警察体制が最終的に確立すること(同年1月15日東京警視庁発足)を考えると、明治初期警察史上大きな意味を有する人物であるといえる。國分は、その後、同7年4月の台湾出兵に徴集隊指揮副長(指揮長は坂元純瀨、もう一人の指揮副長は篠崎五郎(1848~1909、新潟、島根及び愛媛各県知事、後の警視總監園田安賢(1850~1924)夫人の兄))として参加するが、帰国後、私学校党との間で相容れざるところあって、再び上京、同8年川路の好意で警察に復帰するが、西南戦争中の明治10(1877)年4月3日に熊本県下益城郡中央村堅志田(かたしだ)で戦死した³。官軍中最高位の戦死者であった。

この國分友諒関係資料として貴重なものに、後に内務省警保局長、第15代警視總監、貴族院議員となる実弟の安立綱之(國分彦七、1859~1939)⁴の「安立綱之翁叢談」がある。これは、全体として極めて興味深いものであり、國分友諒のことをも知り得る最良の資料であると思えるが、現在ではなかなか実見が難しいことから、本輯に再録しておくこととする。國分友諒及び明治初期警察史研究の御参考になれば幸甚である。ちなみに、著者日高節(みさお)は、『勝海舟遺稿』(詳細不明)、『明治秘史 西郷隆盛暗殺事件』(隼陽社、昭和13年7月1日刊)及び『維新経国秘録 海舟と南洲』(大日本皇道奉賛会、昭和19年3月20日刊)の著者であるが、鹿児島県喜入村出身で上記『維新経国秘録』奥付頁記載の「著者略歴」には「維新史料編纂官、故勝田孫彌氏[1867~1941]編輯所主幹」とある。かつて当該資料を提供下されしお方の御厚情に、改めて深甚の謝意を表すものである。

¹ 中原英典「七人の大警視—坂元、國分両氏の墓所につきお尋ねをかねて—」『警察学論集』第36巻第2号(昭和58年2月)128頁以下参照。

² 中原英典前掲論説及び同「坂元純瀨履歴一斑—明治警察史資料(2)」『警察研究』第42巻第5号(昭和46年5月)69頁以下参照。

³ 「坂元純瀨、國分友諒両氏の墓所について—中原英典氏のお問い合わせを追って—」警察政策学会警察史研究部会編『近代警察史の諸問題—川路大警視研究を中心に—』(警察政策学会資料第110号、警察政策学会、令和2(2020)年5月8日刊)175頁以下、「國分(ママ)友諒顕彰碑について—原田弘先生のお教へに接して—」警察政策学会警察史研究部会編第114号『近代警察史の諸問題—川路大警視研究を中心に—(第二輯)—武藤誠氏・加藤晶氏・福永英男氏・戸高公德氏追悼記念論集—【上册】』(警察政策学会資料第114号、令和3(2021)年5月8日刊)94頁以下(いずれも同学会HP(<http://www.asss.jp/>)にアップ済。)各参照。

⁴ 安立綱之については、高橋雄豺「明治時代の警保局長(15)安立綱之」『警察学論集』第23巻第8号(昭和45年8月、後に、同『明治警察史研究』第4巻(後編—明治時代の警保局長—)(令文社、昭和47年7月10日刊)516頁以下に再録。)参照。

〔目 次〕

日高節「安立綱之翁叢談」(其1~6) (『自警』昭和10(1935)年1~4、6、7月号所載)
(全28頁)

西南の役で戦没した陸軍少佐兼権少警視國分友諒のことども(上) ……………	43
—安立綱之翁叢談・其一— (『自警』昭和10年1月号所載)	
西南の役で戦没した陸軍少佐兼権少警視國分友諒のことども(下) ……………	46
—安立綱之翁叢談・其二— (『自警』昭和10年2月号所載)	
古代武士の典型 養父安立利綱の思ひ出(上) ……………	49
—安立綱之翁叢談・其三— (『自警』昭和10年3月号所載)	
養父安立利綱の思ひ出(下) と私の書生時代の追憶(上) ……………	51
—安立綱之翁叢談・其四— (『自警』昭和10年4月号所載)	
明治七年の征台軍に参加した頃の私の書生時代の追憶(下) ……………	53
—安立綱之翁叢談・其五— (『自警』昭和10年6月号所載)	
私の書生時代・好機 明治三十八年帝都騒擾事件を顧みて……………	55
—安立綱之翁叢談・其六— (『自警』昭和10年7月号所載)	

(参考: 『自警』昭和10年5月号には掲載なし。)

(参考)

『自警』第17巻発行表(要再調査)

- ・『自警』は、警視庁内(財団法人)自警会発行の警察機関誌。
 - ・明治40(1907)年6月警視庁奨武会創設、大正8(1919)年8月奨武会解散、警視庁自警会創設(大正9年4月財団法人自警会に)、『自警』創刊、大正8(1919)年8月15日創刊号発行(『自警』昭和4年8月十周年記念号に關係記事ありとの由(未見)。『自警』第20巻第8号(創刊二十年記念、昭和13年8月1日刊)参照。)
 - ・富益義衛(? ~?) 「最後の編輯を終りて」第18巻第205号(昭和11年9月号、9月10日刊)142、143頁参照(自警会の組織改革により、『自警』主幹(創刊号以来の編輯兼発行人)富益義衛退職。富益義衛の写真: 例えば、『自警』第17巻第194号(昭和10年10月10日刊)135、149頁参照。)
 - * 『自警』発行表(關係分) 大正8(1919)年 第1巻(未調査)
 - ・創刊号(大正8年8月15日刊)(戦後平成元(1989)年7月に復刻版あり。)(中略)
 - * 昭和10(1935)年 第17巻(要再調査)
- 第17巻第185号(昭和10年1月号、1月1日刊)、第186号(2月号、2月10日刊)、第187号(3月号、3月10日刊)、第188号(4月号、4月10日刊)、第189号(5月号、5月10日刊)、第190号(6月号、6月10日刊)、第191号(7月号、7月10日刊)、第192号(8月号、8月10日刊)、第193号(9月号、9月10日刊)、第194号(10月号、10月10日刊)、第195号(11月号、12月10日刊)、第196号(12月号、12月10日刊)

1931年10月17日(昭和6年9月17日)

5月



西南の役で戦没した

陸軍少佐兼権少警視國分友諒のことも (上)

—安立綱之翁叢談・其二—

日高節

1931.10.17 / 1931.6.17

昨年十一月筆者は小石川區業町の邸に翁を訪ね、元警視廳消防部長故皇田東辰翁記念碑建設委員の顧問をお願いしたことがあるが、その際、翁の自叙傳を拝見し、國分友諒、同友實兩令兄、養父利綱の事から翁の経歴をうかがったので、一々手帳にひかへて置いたのであるが、這回來訪に掲ぐるに當つてこれを補綴し、また數次翁について事實の誤りを正し、さらに翁の因縁を述べたものである(但友實在筆者)

○長兄國分友諒

私の生家

私共には三人の兄弟があつた。長兄が友諒で、次兄が友實、私が一番末弟であつた。御承知の如く薩摩武士の豪勳には、小番組、新番組、お小番組の階級があつて、私の生家國分家は、その小番組に属するところの、奉行格の家柄であつた。併し六思議の事には、代々世嗣がなく、私の曾祖父の時代には、その曾祖父からさかのぼつて三代の間引きつゝいて、宮之城の領主島津家から養子を迎へたことがある。からしたわけで、宮之城島津家はもとより、本家の島津とも深い關係があつた。祖父も亦養子であつたが、父の

市郎右衛門が始めて家付の一人子として生れたのである。父は奉行と爲るだけの器でなかつたのであらう、寺社補取次といふものであつたが、父の時代と爲つて、私共三人の兄弟が生れたのである。

長兄の生ひ立

友諒は、天保八年を以て鹿兒島城下で生れた。幼名は甚七、藩校に學んで文武の修業をいそしんだのである。武藝は相當の腕前があつたやうであるが、學問は衆にすぐれて居るといふわけでもなかつた。併し手本が非常に器用な人で、一種

の天分を持つところの技術家であつたらしく思はれる。便所を拵へたり、湯殿の建増しなどは、大工の手をからず、こつ／＼と暇にまかせて自分でやつたのである。また、團扇を作つたり、竹に彫り物などをしたり、特に酒筒サカヅキの製造製造の製作には獨特の妙技を發揮したものであつた。

長ずるに及んで、島津家造船所に奉仕した。英主齊彬公は、つとに歐米諸國における學藝の進歩、器械の發明、航海貿易殖民の事業が大に發達して、東洋方面にその目的を達しやうとしてゐるところの形勢に着眼されて、從來幕府の執り來つた鎖國政策は當然に清算せらるべきものであつて、わが國も大船巨艦を製造して彼等と角逐すべき必要あることを痛切に感ぜられたのである。

そこで公は、諸藩に率先して西洋形船舶の製造に着手し、その拠所を薩摩郡川内川の川になる檳見崎に新設された。友諒は二十一歳の若き造船技師として、ここに奉仕したのである。その後英國式の器械が輸入されて、集積館を鹿兒島の

磯なる島津邸の一部に創立して、檳見崎の造船所も此處に移されたのである。

しかるに、安政五年七月八日、たまたま齊彬公は鹿兒島の天保山において閉兵式を行はれたが、その時公は疫癘に罹つて重體におちり、その月二十日終に薨去され、友諒は非常に公の悲しみ傳ひて天を仰いで歎息したといふことをよく聞かされたものであつた。

選卒を募めて上京す

明治四年七月廢藩置縣後、東京府で三千人の選卒を徵集され、内一千人を鹿兒島縣から募集されることとなつて、東京府大層川路利良さんが徵集官として出張されたのである。この選卒徵集の事は大に機會に遇して縣下における士族の子弟の志願する者が多く、たちまち満員と爲つた、次兄友實もこの時採用されたが、長兄友諒は同年十月新徴の選卒を統率して上京することとなり、私も長兄に隨つて上京した。その時私は十三歳であつた。

友諒は現に兵部奉行の職に在つたが、この奉行職は前兵器奉行川路利良さんが

上京された後を引き繼いで、現職に在つたものである。

友諒が上京する間際となつて、或一つの事故が起つた。といふのは島津久光公から宮之城領主島津圖書久治殿の病氣が悪いから、上京を見合はして欲しいとのことであつた。宮之城領主島津圖書久治殿は天保十二年久光公の第二公子として生れ、宮之城第十四代島津久實殿の養嗣子と爲つた人である。つとに賢明の譽れ高く、國老の首席として藩政の樞機に參じ、元治甲子の亂（一八六〇年）には薩藩の總大將として奮闘を立て、また明治戊辰の際には藩主恩義公が兵を率ゐる關東東北地方に轉戦されたときに、藩の留守役をあづかつて後顧の憂ひなからしめ、その後青葉事業にも力を盡された人である。

前に述べたやうに、宮之城領主島津家と私の生家國分とは祖先傳來因戚關係と爲つてゐるのである。特に圖書殿の内室（故家總領議員島津重五郎母君）とは友諒の婆と姉妹の間柄であつて、私の親の姉君に當る人であつたが、明治四年長兄の出生後、産後の肥立ちが悪くて他界さ

—(130)—

れたのである。圖書殿も晩年餘り健康がすぐれなかつたやうであるが、内室に先立たれて種々な心配から肺癆を身ぶつて——今日の神經衰弱——それが爲めに病気が重くなつたとのことである。丁度友諒が東京に出発しやうとするときに容體が非常に氣遣はれてゐるので、久光公から友諒に上京を中止してくれまいかとの申し入れがあつたやうなわけである。

併し久光公からそのお話があつたのは、友諒がすでに上京の事をお受けした後に今さらとうするとも出来ず、久光公へは、東京に行つて選挙を引き繼いですぐに歸郷いたしますと御挨拶を申し上げて、鹿児島を立つたのである。

かやうな行きがかりで、友諒は選挙を率ゐる鹿児島を出発上京したのであるが、東京に出て見ると、郷里と思つてゐたことは餘ほ本人の考へも變つたであらうし、また周囲の切なる勧告もあつて、東京に滞ることとなつたのである。

翌五年正月四日圖書殿の悲むべき報道が頒らされた。友諒も鹿児島を出立するときの、いろいろが事情を思ひ出して長

切の念にたえないものがあつたこと、思ふ。尊権かに三十二歳であつた。

友諒が選挙を率ゐて上京することとなつたのは、誰人の斡旋であつたかよくわからないが、私の推測するところによると多分川村純義伯の計らひであつたのではないかと思はれる。先年私はこの事について、川村純義伯と伯の令弟大寺直太郎男を訪ねて、取調べて貰つたことがある。それは先代純義伯の日記や何か、或はこれ等の事が記録されてはゐるまいかと思つたからであるが、その大事な日記や重要書類が散佚して居るので目かわからず、誠に遺憾に思つてゐる次第である。

東京府権大属と爲る

友諒は兼ねて久光公へのお約束もあり、普京の後、選挙の引き継ぎを終へたので直に歸郷する考へであつたが、川村さんは頻りに友諒の歸郷を反對されて、早から警察の事もだん／＼と盛大になつてゆく時勢であるから、共に併に警察方面に筆力しやうではないかと勧告され、また東京府権大属を先任安藤副命さんとも

歸郷を断念して普京に奉職するやうに勧められたので、遂に東京に滞まることに決定したのである。

安藤副命さんは、父の時代から私共には特殊の關係のあつた人である。幕政時代には鹿児島縣下平佐郷の領主、北郷家の用ゑといふ役目をして居られたのであるが、平佐郷の當主北郷氏と私共の父とは従兄弟の關係で、私は幼少の時に父に連れられて平佐郷に行つたことを記憶してゐる。かうした關係から、安藤さんら私の家に来られたので、友諒などはよくお世話になつたものである。

友諒は、川路さんや安藤さんの勸説に因つて仕官を志し、東京府権大属を拜して第四大區詰を命ぜられたのである。

その頃、東京府下は六大區、すなはち六方面に分轄されたり、その各大區の所在地は次のやうであつた。

- 第一大區 日本橋本町。
- 第二大區 芝罘若下町。
- 第三大區 麹町七丁目。
- 第四大區 本郷弓町。
- 第五大區 淺草七曲。

第六大區 深川新大橋の向側。

以上六方面にはそれ／＼方面監督があり、第四大區監督は田邊長綱さんで、友諒はその次席であつた。

廣澤參議暗殺事件の 西調べを命ぜらる

明治三年の暮、參議廣澤直臣氏を暗殺した者があつた。この暗殺事件は天下の耳目を驚動せしめた事件であつた。けれど、檢察當局者が多年の調査力を盡して捜査を行つたけれども、とう／＼その犯罪跡がわからず、明治の犯罪史上にも珍らしい事件である。

翌四年の暮、東京府の役人で小林といふ人が取調べの命を受けて、その犯罪捜査の任に當つたのである。同年八月頃、小林は長州に出張して取調べを爲すために、横濱から汽船に乗つて出帆したのであるが、その汽船の消息が杳として判らなず、或は遠州灘で沈没したのではなからうかとの噂もあつたが、船の行衛も判らず、詰高、小林も船上運命を共にしたのであらうといふことであつた。

廣澤參議は長州の出身であるから、捜索の手がその郷里にまで及ばされたのであるが、小林の行衛不明後、友諒が東京府権大属を拜命したので、友諒が小林に代つて取調べの命令を受取つたのである。四年末、友諒は東京を出発して長州に赴き四方捜査の結果、何等の手がかりもなく翌五年六月頃、卒し歸京した。

司法大警視兼

權中檢事と爲る

五年八月、東京府下の警察制度を改めて司法省に移管し、新に司法省に警保寮を置かれたのである。

その際友諒は田邊長綱さんと、司法大警視兼權中檢事に任ぜられた。省内には、岡部先輩二等出仕樺山資綱、權大檢事岸良兼養の二氏が在職されたが、岸良さんは戊辰の戦役に出陣した人であつて、友諒とはこの戦役以來親懇の關係であつた。

九月川路利良さんは歐洲警察制度取調べの爲めに歐羅巴に赴かれ、六年九月歸朝された。恰も歸京においては征韓論が最も烈しく論議されてゐるときであつた

征韓論の破綻と 西郷先生復職運動

翌十月に至つて征韓論は遂に破綻し、參議西郷陸奥、後藤家次郎、板垣退助、副島種臣、江藤新平等の諸公前後離れを辭して脚蓋を去つたのである。

西郷參議の辭職によつて軍人社會における征韓論の領袖近衛鎮西陸軍少將桐野利秋等の諸氏も即日辭表を叩きつけて職を去り、鹿児島縣出身の少壯武官も亦憤慨して桐野氏等とその行動を共にするに至つたので、近衛軍の如きは殆んど制御することの出来ない躁亂状態に陥つた。

同月二十八日、西郷さんは政府の動搖、軍閥の混濁せる情況を尻目にかけて孤影飄然として従者從僕をつれて帝都を去り、大阪を経て鹿児島に歸られたのである。桐野利秋、後藤家次郎等の諸將を始め少壯武人も亦その後を慕つて歸郷し、是等の軍人側にも少しも通つて東京府管下における警察官も亦その職を抛つて歸國する者相續き、形勢急見ならざるものがあつた。友諒は必ずしも始めより征韓

—(131)—

一(132)

論の共鳴者ではなかつたけれども、その進退を決するに至つた動機は、自分の決意に因るものであることは勿論であるが、また一面水尻友實が正面から征韓論を説いて大に長兄の考慮を促したもので、與つて力ありと相傳される事がある。

水尻友實は十六歳にして戊辰の役に出陣し、つねに西郷先生に従つてその名聲を轟ひ、大の西郷崇拜者であつた。征韓論の如きも、西郷先生の意見には間違ひないものと全然征韓論に共鳴してゐたのである。當時二十二歳の血氣盛りで、第五大區管下、今の下谷西黒門町にあつた四小區の権區長であつた。この権區長は今日の警察署長と同僚である。

ところが軍入側が先づ歸國したので警察界においても、断然職を辭して歸國すべしとの議論が沸騰して來たのである。その頃東京佐藤下における同縣出身の警察官は、大凡九百餘名にも達してあらうと思はれるが、是等の辭官歸國論者は、純然たる征韓論の共鳴者であつて、同縣出身の仲間でも中を利かしてゐるものばかりである。水尻友實がその中堅分子で

あつたことはいふまでもあるまい。かやうにして水尻友實が長兄に征韓論を説いたことは、少なくとも長兄の辭官歸國の動機に、最後の決定を與へたこと、私は思ふ。しからば何故に友誼は、坂元純熙(警務總監)さんや、篠崎五郎(警務總監)さん等と、西郷先生の復讐運動に奔走したのであるか、この運動について友誼と坂元氏との關係、及び一部同縣出身警察官側の意向等がどうなるものであつたか、少しくお話しなければならぬ事がある。坂元氏と友誼とは、もとより懇意ではなかつたのである。郷里における私共の方限は(運者註。方限は方面といふが如し、城ヶ谷といふところで、坂元氏は四五丁も隔つたところの、どんだ方限であつた。各々限に一つ一つの館見合があつて、方限の相異はその人の親疎に大なる關係がある。友誼が坂元さんと親しくなつたのは、明治四年十月上京してから後の事である。同六年十月征韓論破裂し、同縣出身の文武の少壯者が多くその職を去つて、友誼も亦自己の進退を決すべき場合に直面し、同僚として年長としてかねて敬意

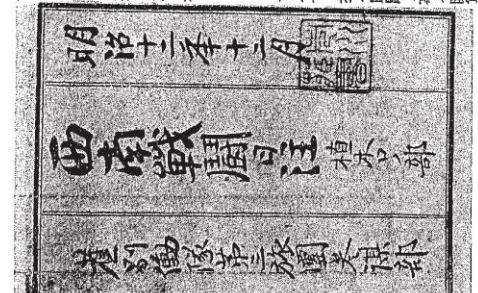
を拂つてゐるところの坂元氏の西郷先生復讐論が同縣出身の警察官の間に相等の共鳴者があつて、多くの期待をかけられてゐるので、友誼はこの際出来得る限り局面の展開をはからうとして、坂元さんや篠崎さん等と三條相國に上申して、西郷先生の復讐に奔走したのである。

しかるに川路さんは大に心配されて、友誼に事の利害を説いてその運動を中止せしめやうとされたけれども、友誼は頑迷で、川路さんの意見に耳をかきず、遂に往くところまで往くことゝなつて、川路さんと手をわかつて至つたのである。かくして警察官側が軍入側に遅れて辭表を提出したのも、西郷先生復讐の成否について形勢を觀察してゐた結果である。友誼は到底その目的を達することの出来ないを見てとり、先づ妻子を歸へして自分は後から辭官歸國することに決したのであつた。

【筆者註】西郷先生復讐問題について曾後關係があつたやうに傳へられてゐることをお話ししたところ、翁はそれは初耳であるとのことであつた。こゝでその問題を詳説することは本報の目的でないから省略する。

西南戦闘日誌 植木ロノ部

この中川の序は十六年刊には缺けて居る。その田邊良輔が川路大將副に宛てた書翰文は多少字句に異動があるが、ほとんど二者同一である、それを左に、



大警備閣下、去年征韓ノ後、警備官ノ之ニ從軍スル者前後無算ニ入千人ノ月ヲ閱スル六月日ヲ經ル凡ソ百五十有餘日、大小數十百戰、其效ノ偉ナル亦當驚ヲ待テカナル也。抑々戰闘ノ事ハ陸軍

ヲ以テシ、以テ南關ニ入リシメ、以テ山縣總督ニ對シテ、參謀モ亦之ヲ斷シテ參謀ニ對シテ、參謀ニ從軍スルヲ許シ、其効ヲ此ノ如ク如後、増ニ之ヲ惟繼ニ源流シ、之ヲ檢閲ニ折衝スルト謂ハサルヲ得シ、良輔ヲ承ケテ警備閣下此間ニ駐シ、幸ニ軍ヲ愛スルヲ得テ、隨員植木直久其職務ヲ無誤ス、其詳軍備ヲリト雖モ、之ヲ斷入ハ亦以テ當時ノ情況ヲ相見スルニ足ラン、幸ニ一閱ヲ願ベ。

良輔親軍再拜
本文は十年三月三日の東京新聞の出発にはじまつて、四月十七日熊本城中の警備隊に今日頭陣戰第三隊團に對する迄の行動を記録したもので、簡明だ。
いつれも十六年刊に收められて居るとは云へ、即戦第三隊團が、斬断される迄の警備隊が、警備隊に面白く、重復するなそれを、萬あるも復讐ではないであらう。
然しその警備隊の大警備の善書文の存するものは、この頃其口際、たして他の隊には缺けて居る。
(一一一三)

一(133)

本誌は、本報第四十八号十月號で紹介した十六年五月刊の西南戦闘日誌中の附録、一名「西南戦闘日誌」の「肥後國植木方面」と向交。植木ロノ部(總指揮官)と中川(警備隊)が、戰後、職を辭するに際し、別に一本の報章に於て、本誌として、その報章は後各報の表裏に載つたのが、本誌として紹介した十六年刊の「西南戦闘日誌」である。

明治十二年十二月の刊行、刊行者は十六年刊と同様、即戦第三隊團參謀部、四六陸軍少佐ロノ部、全百二十五頁、巻頭に陸軍歩兵大尉(參謀)中川(附録)の序がある。

此誌開封十年(即戦)時二成九、第八百三十三號所ノ陸軍歩兵中佐(參謀)中川(附録)ノ書中ニ詳ナリ、然シテ當時尙未婚ニ



西野の死を撮影した

陸軍少佐兼権少警視國分友諒のことども

—安立綱之翁叢談・其二—

日高節

(F) 4
昭和10年2月9日

半驚き事變の機縁を察する

かくて友諒は七年一月初旬職を辭して京橋區鍛冶橋外提灯屋軍兵衛方の二階に下宿してゐた。この提灯屋の主人とは従前からの知り合ひであつたからである。たまたま一月十四日夜、岩倉右大臣の選擧事件が突發したのである。この夜右大臣は赤坂皇居に參内して歸途途邊むにおいて、土佐の土武士熊吉等九人の刺客に襲はれ、驚いて濠中に墮落して九死に一生を得たのである。

武市は先にも明治五年の頃、鹿兒島縣人

池上四郎と清國牛莊に派遣せられて、實地に彼地の事情を調査したこともあり征韓論派の宗鏡分子であつた。

岩倉右大臣は周旋に疲弊を負はれたので、別に大した傷害もなく、眞に奇蹟的であつたが、その下手人の嫌疑が友諒等の身邊にかけられたのである。これは偶然といへば偶然でもあらう。司法中樞事安藤則命さんが探察のために、再三下宿を訪ねて來られた。友諒は、今頃安藤さんが何を考へて居られるだらうといつて、殆んど一蹶に附して居るたのであるが、數日の後、岩倉右大臣に就いて嫌疑を断れ

ので、友諒は氣をつれて三月十日歸國したのであつた。

征韓論と征臺論との關係

明治政府はその創業の始めに使臣を朝鮮に遣はして、わが王政維新の趣旨を告げまた舊交を温め兩國の交誼を敦厚にしようと通ぜしめたのであるが、朝鮮政府はわが國書に大日本天皇の女子のあるのを見て、これは舊例に反するとしてわが使臣を拒んだのである。これが征韓論の發端である。西郷さんを始めその他の維新の士は皆この人権が第一の主義無

を各處で怒り出したのも無理はない。

征臺事件の起りは明治五年の冬、わが琉球の多數の漁民が臺灣に漂流して生蕃に虐殺され、また六年三月八日熊本の岡山縣の漁民も颶風にあふられて臺灣に漂着し、生蕃のために刼掠されたので、この報内地に達するに及び軍人社會を始しめ、少壯血氣の輩は大に憤慨して征臺の決行せざるべからざることを主張するに至つたのである。そこで軍人社會の頭領西郷さん(桐野利秋(鎮西鎮臺司令長官)さんと謀つて、禪山陸軍少佐(兼紀)を臺灣に派遣して實情を調査せしめられたが、禪山中佐の歸朝報告に依つて征臺論の勢頭を見るに至つた。

この時に當つてわが政府は清國との條約批准交渉の時期が切迫して居たので、副外務大臣(兼)を全權大使として清國に遣はし、先づ條約の交換を爲した臺灣の事を詰問せしめたのであるが、清國は生蕃は化外の地であるを答へてその責に任ぜざるべき旨を告げたのである。

この清國の答は、わが國にとつては頗るあつらへ向きのものであつた。かく

の如くにして國內における征臺論がますます高調せられたるときに、朝鮮の事情も亦よく朝明するに至つた。最近朝鮮の内訌が著るしく強化したので、わが外交官は歸朝して復命するところがあつたのである。

これより先き五年八月わが政府は、使節を朝鮮に遣はして、修交の書を齎らし且つその漁民を救助して送還せしめたのであるが、朝鮮政府はその漁民だけを取つて使節を拒んだのであつた。

その後六年に及んで朝鮮政府は、國內に告示を發した。日本人は西洋人と交つて虐待と襲ふところがない、全く隣國同様である、わが鮮民は日本人と交はつてはならない。若し交はるものあらば死刑に處すといふのである。

最極の暴戾無道なる報道は大にわが朝野を激昂せしめ、頗る征韓論の勃興を促したのである。併し征韓論の唱道西郷さんは、朝鮮は小國であるけれども猶ほ獨立の一國である、獨立國としての體面は飽くまでも尊重してかゝらなければならぬ、我において處すべきを十分に盡

し、苟くも國際の理法を無視するが如きことは大に戒めなければならぬ、朝議若し征伐することに決せば、その使節の任命を私に任命せられたいと請願されたのである。斯くして西郷さんを遣韓使節に、桐野さんを副使として朝鮮に派遣することに朝議を確定し、その發案は岩倉大佐等の歸朝を待つことに決定されたのである。

この決定に先立ち政府は國內の事情を審視中なる岩倉大使に報じて、先づ木戸孝九、大久保親通の副使員に歸朝を命じたのである。大久保さんは五月木戸さんは七月前後歸朝し、九月岩倉大使等も歸朝されたので、征韓論はいよいよ本格的に朝議の討議に上り、征臺論は一時その影を潜めて居つたのであるが、十月二十三日邊に破裂し、征臺論はここに再び擡頭したのである。

想ふに西郷參議の意見は、征韓の一舉を斷行して國內の人心を一新するにあつたのである。即ち、維新以來鬱鬱鬱鬱の風に流れやうとする風紀の頽廢を挽回し、文官武官の確執より生ずる國內の分

一七九

護を防ぎ人心の統一をはかり、わが國威を海外に宣揚するの大策を確立することにあつたのであるが、惜しい事には是等の雄圖が中途にして挫折したのである。

征臺の師を派す

政府は征韓論の破綻に因つて、政府に對する不平黨を緩和しようとする意圖を抱いて征臺の議軍を起すこととなり、これが手段として先づ鹿兒島において徵集兵を募集することとなつたのである。當時鹿兒島は征韓黨の根據ともいふべき土地であるから、此處で徵集兵を募つてこれを外征に利用し、西郷先生を取り巻くところの猛者連を先生から引き離して是等の不平黨の心機を轉換せしめやうとしたものである。しかしながらかうした政府の意圖は、果してよくその筋書通りに行はれたらうか。

徵集兵の本質

鹿兒島において募兵のことが発表されると、會津縣本その他各縣よりの有志者で、鹿兒島に來つて徵集する者もあつた

性質は島國といふ方であらうがむしろ頑迷にちかく平生餘り多くを語らないが、一旦口を開けば談論風發相手方を殺伐しなれば止まざるの氣概があり、小兵ではあるが胸身これ禮に充ちた一種の豪傑であつた。先に明治四年十月選挙を志願して東京に出て同五年改選選挙小頭として駿河臺附近の一小屋に勤番中、或る夜強盜と闘つてこれを斃退したが、身に數創を受けて大に勇名を轟かした人である。後征韓論に左祖し職を罷めて歸り徵集兵に應募したのである。

宮内君の議論中に「こんなことでは職會を逸する時がある」としてよく練り返へされたものであるが、これを詳しく説明すると、われわれ今日の急務は臺灣を征伐して後征韓黨を結成することであるが、こんなにつまでも黨國人として居つてはわが黨結束の職會を逸する時がある、即時徵集兵を解散して鹿兒島に還へり同志を糾合してその方針に邁進すべきであるとの意見を吐露したものである。かくの如く硬論者は積極的に徵集兵の即時解散と鹿兒島への歸還論を主張し、

一七九

が、特に鹿兒島縣の志願者は、元東京府下の警備官であつた者がその中堅と爲つて居り、また郷里に遊んで居る者が臺灣は珍らしい處であるから出かけて見やうといふ位の一種の好奇心から募集に應じた者もあつて、現に私の如きもそれ等の仲間であつたが、私は十六歳で隊中の最年少者であつた。

政府は鹿兒島で徵集兵を募集するならばこの海外遠征の壯舉は政府に對する不平黨の意氣に投じて、必ずこれに應ずるであらうと期待されて居たのであるが、併し事實は理想に反して軍人側の募集に應ずる者は一人もなく、のみならず徵集に應じた者の中には生蕃を討伐した上は、たゞちに鹿兒島に還つて征韓黨の結束に邁進すべしと意氣込んで居る者が大部分を占めて居たのである。この事實は最も注目し得べきものであつた。

徵集隊は六小隊より成る六百餘名の大隊であつた、指揮長致元純總指揮副長國分有線衛尉五郎の諸氏これを引き率した。

征臺軍と國際問題

征臺軍が長崎を出帆しようとする前に英國先づ局外中立を宣言し米國も亦これにならつて國際問題を惹起したのである。政府は米國人リモンドル等の外人を聘用して臺灣蕃地事務局出仕と爲し、西郷邦彥を補佐して内外の談判應接の事に當らしめ、また出征路士の輸送に充つべき備船の契約もあつたが、米國は局外中立を主張してリモンドル等の聘用備船の契約を拒絶し英國と共に征臺軍の出發を中止せしめしめて動かしたのである。かやうに英米兩國との國際問題を惹起し政府は非常に苦境に立ち、一時征臺軍の出發を即止したのである。この政府の措置は甚だしく徵集兵の激昂するところとなつて、この間硬論と軟論とが烈しく闘はされた。或る夜私は周囲の激論に痛く安眠の夢を破られ目を醒まして纏いて居ると、宮内君が非常に大きな聲を出して相手方と議論を闘はして居ることがわかつたのである。

征臺軍が長崎を出帆しようとする前に英國先づ局外中立を宣言し米國も亦これにならつて國際問題を惹起したのである。政府は米國人リモンドル等の外人を聘用して臺灣蕃地事務局出仕と爲し、西郷邦彥を補佐して内外の談判應接の事に當らしめ、また出征路士の輸送に充つべき備船の契約もあつたが、米國は局外中立を主張してリモンドル等の聘用備船の契約を拒絶し英國と共に征臺軍の出發を中止せしめしめて動かしたのである。かやうに英米兩國との國際問題を惹起し政府は非常に苦境に立ち、一時征臺軍の出發を即止したのである。この政府の措置は甚だしく徵集兵の激昂するところとなつて、この間硬論と軟論とが烈しく闘はされた。或る夜私は周囲の激論に痛く安眠の夢を破られ目を醒まして纏いて居ると、宮内君が非常に大きな聲を出して相手方と議論を闘はして居ることがわかつたのである。

宮内君は鹿兒島縣谷山郷の出身で、後大分縣警部となつたといふ。いふ處に到着したのである。私共を乗せた汽船三邦丸は元薩藩主島津氏の所有にかゝる維新の前に外國から購入された七巨噸ばかりの當時の極秀船で、薩藩の爲めに大に活躍したる由緒ある汽船であつたがその頃にはすでに老朽航路に六巨噸乃至一萬噸級の巨船を使用されて居るが、私はつゞさに當時のことを回顧してわが徵集兵の溢るゝばかりの當年の元氣を憶び、また征臺の一舉がいかに冒險的であつたかといふことに想ひ到つて、眞に隔世の感が深くするものがある。

宮内君は鹿兒島縣谷山郷の出身で、後大分縣警部となつたといふ。

征臺軍長崎港を解釋す

斯くて征臺軍は陸軍少將谷干城の率ゐる艦隊と、われわれの徵集隊とを汽船三邦丸高砂丸その他數隻の汽船に分乗して、海軍少將赤松則良の統率する日新、孟春、明光等の諸艦に護られ五月三日長崎港を解纜して一躍臺灣に向つたのである。

長崎港を出帆してから海上時化に遭つて船は臺灣海峡から針路を轉して瀟湘門に寄港し、其處に一夜碇泊して薪水を補給したが上陸は許されなかつた。わが軍は再び針路を臺灣にとり前後十餘日の航程を経て、やうやく臺灣南部の軍臺と

【筆者註】生蕃討伐状況は翁の經歷談中に詳しく述べることにする。

徵集隊の主腦部と私學校黨との衝突

徵集兵が臺灣に赴いて生蕃の討伐に従事しつゝあつたときに、鹿兒島においては同年七月西郷先生に依つて私學校を創立された、學校は天下の善士を養ひ、救世済民の大道を實行して殉難報國の精神

(80)

を言揚することであつた、そして軍人側が學校の幹部を爲つてその中堅的勢力を占めて居つたことも亦無論である。

前に述べたやうに軍人側は元近衛憲臺を中心としたところの城下士族の一味徒黨であるが、徴集兵はこれに反して諸郷士族の子弟が比較的に多數を占めて居り、會て東京府下に警察官を奉職した者がその主體であつたのである。

徴集兵が臺灣から歸還すると私學校黨との間に衝突を來したのである。その衝突の原因に城下と諸郷との軋轢關係が潜在して居ることを見逃してはならない。

由來鹿兒島縣は藩政時代における中央集權の勢力を甚だしかつたところであるそれで廢藩置縣の後といへども城下と諸郷との抗争が常に絶えず、私學校側から見れば徴集兵は諸郷の田舎者であるといへば、この軋轢せる意思感情が兩者の間に遂に隔ゆることの出來ない大なる溝渠を深むるに至つたものである。

同年九月徴集隊は熊本總臺兵に先立ち臺灣を引き揚げた、徴集隊指揮長坂本純

加したのである。友誼はこの戦役において、私學校黨に對する名譽回復の爲めに大に奮戦する決意であつたが、四月三日熊本縣御船において遂に敵軍にあつて斃れた。享年正に四十有一。

國分君傳原漢文(和文に譯す)
國分君誠ハ友誼。初メ新太郎又壯之侯ト稱ス。薩摩ノ人。父ハ一郎右衛門。母ハ豐頭長。君性直眞ニシテ武幹有リ。明治元年武官之後。小隊監軍ヲ以テ功有リ職ヲ賜ハシ。四年東京府下總本ヲ徴集ス。君諸士子人々奉キテ之ニ應ズ。尋テ東京府糧大屬ニ任ジ五年大屬ニ進ム。遷奉糧總長ニ轉ジ大警視廳司法課中幹事に異遷ス。七年勲ヲ辭シテ歸ル。遷臺之後。徴集兵指揮副長ヲ以テ石門藩ヲ擊ツ。再ヒ東京ニ入り警視廳八等出仕ニ補ス。八年少警視ニ任ジ從七位ニ叙セラル。十年二月廢職シテ作ス。天兵征討。君巡査數百人ヲ率キテ肥後八代ヨリ進ム。陸軍少佐ニ任ジ別働第三旅團第二大隊長ト爲ル。四月三日賊騎ニ乘ジテ我が隊悉ク斃ラセテ。君部伍ヲ指揮シテ、叱咤奮ト戦ヒ賊軍ヲ走ス。會戰九有リ。面ニ中リテ斃ル享年四十一。八代藩手廻ニ葬ル。君島津氏ヲ慕リ一男三女有リ。男ハ吉之助。

(81)

悪るんは長崎を経て直に東京に赴き、同指揮副長國分友誼、後衛五郎さんは同地を經由して鹿兒島に歸還されたのである。友誼や衛五郎さんは私學校に入黨される豫定であつたが、學校側は徴集兵を目して政府の手先であると爲し、われくの仲間として私學校に黨するならば、惡かつたといふ謝罪書文を徴収するといふのである。友誼等はこれ聞いてそんな馬鹿げたことがあるものか謝罪など以上の外であるといふは入黨を肯せず、衛五郎さんは兵庫縣警部として同縣警務課長に就任し、友誼は上京して警視廳に奉職することとなつたのである。

再び上京して警視廳に入る

厭然として鹿兒島を去り上京した友誼は警視廳に奉職すべく、先づ川路さんを訪ねたのである。野鳥樓に入る獵犬も亦これを殺さず。川路さんが兄友誼の懇請を答れてよく世話をしていたこととは、そのうらほはしき友誼の發跡である。警視廳では友誼が前日の行動を批難して反對論も可なりあつたやうである。殊

友誼曰と致ト云フ。友入黨轉
轉轉轉轉轉東京年中天主寺ニ轉ル。乃
友文を紀ハ以テ之ヲ表ト云フ。
明治十年六月
佐五世基茂翁並書

園田小區長英國公使を捕ふ

友誼が司法大警視兼權中幹事であつたときに非常に遅く歸つて來て、今日は園田の事件で外務省に呼ばれたと話をしたことがあつた。これは明治五年の冬或る寒い晩のことであつた、園田とは後の警視廳總監園田安賢男のことである。その頃園田安賢さんは深川第六大區新大橋小區長であつたが、この日一外人が永代橋の下流で白晝公然と鷗を撃ち擄つてその獲物をいかにもほこらしげに携えて居るところの傍若無人の振舞ひが、むらがる見物の人達に心憎くさへ思はしめたのである。そこに蹶けつて來たのが新大橋小區詰園田區長であつた。園田小區長はその犯人である一外人について直ちに嚴重な取調を開始された、そしてその犯人は英國公使ベトナムかであるこ

に大警部重信常憲(鹿兒島西田の人)氏の如きは最も有力なる反對者であつたといふことである。

重信さんは戊辰戰役に出陣され一隊の勲士論者であつて、誠に眞面目な立派なお方であつた。是等の人達が反對されるのは無理からぬことでもあつたやうである。

しかしながら川路さんは國分が一旦前非を改めて戻つて來た上からには、本人の希望を容れてやるのが當然の處置であるといふ一切の異論を排して警視廳八等出仕に採用されたのである。それから間もなく權少警視と爲り第二方面の監督を拜命した。その後友誼は第三方面たる廻門に轉じた、九年十月には警視隊を率ゐて山口縣萩の亂に出陣を命ぜられ、十年一月明治天皇の京都地方に行幸あらせられるに際し巡査二百名を率ゐて京都に出張、御警衛申上げた。

同年二月西南戰爭起るに及び陸軍少佐兼權少警視と爲り、警視隊を率ゐて九州方面に出張の命を受け、三月初め京都を出發して九州に赴き、たゞちに戦線に参

とがわかつたのである。彼は威風凜凜となつて自分は英國公使である、暴徒無禮の態度を以て抗議を試みたのであるが、園田さんは剛毅果敢の人であるから、そんな事に何等顧慮する必要はない、英國公使であれ何人であれ苟も國法を犯す者は日本の法權に従ふべきではないかと一本きまつけて、斷平たる處置に出でられたのである。

そこでさすがの英國公使も大に屈辱狼狽して遂に外務省に投ら込み、事件は外務省に移つて、こゝに友誼が事件の引合ひとして外務省に呼ばれたものである。當時英國公使といへば朝野の顯貴諸公に對してすら、なほ且つその威權を恣にした時代であつて、外務省が遂に屈して園田さんをなだめて英國公使に謝罪せしめ、事件は穩便に落着いたといふことである。しかしながら妙たる一警察官が大國の公使をとつちめたことは眞に痛快極りなき事であつて、人傑園田安賢男の眞骨頂を物語るところの好記稿といはねばならない。

6

(88)



養父安立利綱の思ひ出(下)と

私の書生時代の追憶

—安立綱之翁叢談・其四—

日高節

昭和10年4月9日

養父と中井櫻洲山人

文久の頃薩藩に勤王論がさかんに唱へられたときに、養父は同志士森山繁園中井弘(彌州山人)等七人の義士と相圖つて、京都に出で、勤王の爲めに大に活動するつもりで、脱藩を企てたことがあった。

それは冬の寒い時で、七人の一行はひそかに風呂敷を巻け出で、西園寺水口から肥後の水原に着いたのである。水俵を立つ頃から降り出した雪は小さくもなく、有名な三太郎峠のうち、先づ幾軒木郎峠に差しかかると、雪はますます降りしきつて道筋を埋め一面に固まっていたが、殊に中井氏は撒れ切つて勇ま

として歩を進む。この分では三太郎峠を通り越すのは容易でない。嵐風々々して居ると道手がかかる心配があるので、急いで熊本まで行かなければならない。養父は膝を痛げまして中井氏と歩けとつけたが、中井氏は急がうともしない。頼着者の中井氏は養父におんぶをさせて貰へるつもりで居つたのである。養父は一策を案じて、中井氏かうなつては仕方がない、思ひ切つてくれ、といつて刀を抜いて斬らうとする勢ひを示したところ、撒れ切つて居るはずの中井氏が元氣よく歩き出して、一回は滞りなく熊本に到着したのである。熊本から京都まではなほ前途多難である、七人の一行は元氣旺盛で京都に着いた頃に

は、既に道すがら先きはまほりをして七人はたまたに薩藩の手に取り押へられた。中井氏の心は苦悶を多しに中間の者から旅費その他を出し合せて逃匿を企てたのである。薩藩の法眼とすると、三六が脱藩した者は到底を仰付けられる御掟があつて、中井氏はこの御掟に抵触したからである。養父等六人の者は薩國を命をられて、謹慎を仰付けられたのであつた。

話をはかるが養父は明治二十五年九月三十日に亡くなった。私はその年の十一月に山縣縣警部長から愛媛縣警部長に轉任を命ぜられて赴任の途次、京都に立ちつて中井弘氏を訪ねて養父が死したことを語つて存命中の孫

弟を識べた。その際中井氏は私に對して「あなたの養父は随分頑固であつたと話されて、種々養父との關係に就いての興味あるお話をうかがつた。

私は養父の訓育に負かところが多であつたと、殊も痛切に感して居る次第である。

剛膽なる上田大善部

上田さんは、瘦形、背の高い至極濃厚な落着いた人であつた。大體の風格からいへば、川路大善部に似てゐるところがあつたやうに思はれる。明治十四年の頃、私が巡査副長で下谷倉を上司巡査分屯所長をしてゐたときに、上田さんは三番署視として第五方面の警署であつた。

明治十年西南戦役の際には、上田さんは大警部であつたが、抜刀隊長として勇名を轟かした。薩軍が田原攻の隙を死守して官軍を頓ましてゐるときに、上田さんは巡査二百人の精銳を率つて抜刀隊を組織し、川路大警部(重長)、園田中警部(安發)と共にこれを指揮して敵營に肉迫し、遂に有名な難攻不落の堅壁を粉砕して薩軍武士の典型と稱せられた人である。上田氏、名は良貞、鹿児島縣薩摩

郡高城村の出身であつた。

いそや私は養父から、上田さんが非常に戦争に強かつたと云ふ話を聴かされたことがある。

養父も戦争に出かけて實戦の経験があつた人であるから、戦役中における各方面の武勇譚や美談なども知つて居たものであるが、その中でも上田さんの武勇傳は最も顯著なるものであつたと云つて居る。敵陣が耳元を括めてシヤツと通過すると、英雄とか剛傑とかいはれる人でも、必ず首を前に屈めたものであるが、上田さんはどんなに弾丸が雨のやうに降りそよいで来る中でも平氣なもので、些しも動することになつたのは陣中談話として有名なる話であるといつて、上田さんの剛膽な態度を頗りに稱揚してゐたものである。

上田君傳 (原案文在佐仲義氏御覽)
參議衆内務卿議定官參謀本部長陸軍
中將正四位勳一等伯爵山縣有朋著
吉書薩摩人ヲ稱シテ卑人ト曰フ。其ノ體裁
勇悍ナルヲ稱スルナリ。余明治十年ノ役ニ
於テ、其ノ風氣頗存スルヲ觀セリ。西郷監

威ノ兵ヲ薩軍ニ擊ツルヤ、擧軍薩軍、四圍ヲ圍メス。天皇親征シ、陸軍軍ヲ發シテ之ヲ征シタマフ。既既ニ熊本城ヲ圍ミ、田原、榎木、二陣營ノ險ヲ扼ス。官軍鐵砲スルモ數日、死傷甚多ク、而モ城ヲ能ハス。乃チ警備隊ニ詔シテ之ヲ援ケシム。薩軍ノ人上田良貞君、三等大警部ヲ以テ、巡査若千人ヲ率キテコレニ從フ。山縣參謀君三團ヲテ曰ク、敵軍ヲ拔クハ、短兵ヲ用フルニ非ザレバ不可ナリ、予能ク之ヲ拔クカト。君等ヲテ曰ク、固ヨリ願フ所ナリ、願クハ、一百人ト俱ニセント。參謀乃チ名ツケテ抜刀隊長ト曰フ。君川路、園田、永谷諸氏ト、隊伍ヲ部署シ、三月十四日、敵ヲ破リ連分チテ進ム。曙露ニシテ路ヲ失ス。天已ニ明ク。敵軍ガ兵ヲ下敵シ、彈丸雨射ス。既ニシテ隈元等嶺ニ險ヲ築キ、勇ガ川路、園田等ト、直チニ進ンテ擊ツ所ル。敵遂ニ敗走ス。進ンテ敵軍ヲ拔ク。明日官軍進ンテ檜舟山ノ險ヲ討ス。利アラズ。參謀君ニ機シテ之ヲ援ケシム。君曰ク、吾ガ兵體キ且ク拔ルハ、勢ヲ以テ過テ擊ツハ、利ニ非ザルナリト。既ニシテ巡査五十八、高瀬ヨリ至ル。君曰ク、可ナリト。乃チ之ヲ警ツテ曰ク、克テサレバ壯盛スルヲキナリト。朝吹ニ際シテ進ンテ敵軍ヲ斬ク。亂チテ之ヲ拔ク。擊テ田原、榎木、向坂ノ諸營ヲ陷レ、

(89)

—(84)—

直ニ進テ陸本城ニ通ゼント欲ス。賊兵
 潰散シ、而シテ我が後軍繼ガズ。終夜堤ヲ
 穿テ、築前驛々、全身宮原ル。二十三日進
 撃ス。君割ヲ案ムリ、其多割シ、橋樑ニ踏
 ス。稍進ニ任イテ戦ハノコトヲ請フ、聽
 サシテ。竟ニ東京ニ歸ル。是ヨリ先式ハ陸
 軍中尉ニ任セラル。五月一等大警部ニ兼任
 シ、増進官ト爲リ、別働隊十小隊ヲ率キテ
 再々往キ、連リニ戦フ各地ニ破ル。賊將逸
 見ル、大將ヲ率キ、密ニ殊死シテ
 戦フ。君割戦シテ之ヲ破リ、連リテ都城及
 宮崎ヲ取。是ニ於テ賊餘大ニ挫ケ、畿ハ
 クナテ賊戰ニ歸スルモノハ、君ノ功多キ
 由ル。賊ニシテ亂退ス。天皇親シクテ
 慰メ、酒肴ヲ賜フ。尋テ大警部ニ兼任シ、
 勳章等ニ叙シ、榮光旭日章、年給金二百二
 十圓ヲ賜フ。軍功ヲ賞スルナリ。後從七位
 ニ叙セラレ、四等警部方面監督ニ兼任ス。
 嗚呼、君義勇其ノ天性ニ出ツルト雖モ、蓋
 シ本本ツク所アリ。君ハ山田次郎右衛門ノ
 第二子ナリ。昔者島津氏勇士七人アリ、世
 之七人譽津ト稱ス。君ノ孫國昌義勇モ、
 亦其人ノ一ナリ。子孫世業勇ヲ以テ著ヘル。
 君出テ上田林左衛門ノ後ヲ嗣フ。君ヲ野
 村氏ニ從テ剣ヲ學ブ。元治元年、長門藩
 十圍ヲ犯ス。君小銃帶刀ニ從ヒ、力戦シテ
 之ヲ破リ、又テ之ヲ破リ大勳ヲ立セリ。尋テ

の青年時代は、前期と後期とにわかれて
 るのである。

私は鹿兒島に歸つた後臺灣に出征す
 ることゝなつた。政府が征臺軍を起して
 徵集兵を鹿兒島で募集され、長兄友談が
 徵兵隊長指揮官として出征することゝ
 なつたので、私も二兄團分友實と徵集兵
 を志願して兄弟三人共從軍したのであ
 る。私の所屬部隊は四番小隊で、隊長は
 古川源助(鹿兒島縣)、中隊長は中野尙
 雄(鹿兒島縣)、分隊長は丸山善之
 輔(會津)の諸氏であつた。

五月の初め、わが征討軍は長崎港を出
 帆して遠征の途に就き、清國厦門に寄
 港し月の半は頃臺灣嶺南軍港に上陸した
 のである。(前編國分友談「征臺軍」
 長崎港を離陸して臺灣)

臺灣南部の軍城に出營

こゝに六十餘年前の記憶を辿つて、當
 時の思ひ出を語るのも、また他日の参考
 となるであらう。

軍城といふ處は人口三百ばかりもあら
 うと思はれたが、港といふ程の港ではな
 く、たゞ海岸線がわづかに陸地に灣入し

—(85)—

街長ノ役ニ從ヒ、鹿島及ビ強前ニ至ル。慶
 應三年、討臺論起ル。君江戸ニ至リ、諸藩
 有志ノ從ト事ヲ起サノコトヲ謀ル。巴ニシ
 テ機ヲ失シ、野村氏ノ家春ヲ認リテ國ニ歸
 ル。道路梗塞シ、艱難ヲ極ム。尋テ王師東
 征ス。君從テ東京、越後ノ間ニ往來ス。
 亂平キニ等賞錢ヲ賜フ。其ノ少ヨリ勇アリ
 而シテ義ヲ守ルコト此ノ如シ。祖宗ノ遺名
 ヲ廢サザル者ニ非スキヤ。詩ニ云ク、王ノ難
 臣、爾ノ祖ヲ念フナカラシヤト。又云ク、
 孔孟武ニシテ力アリト。君ノ謂ヒナリ。而
 ルニ天ノ三年ヲ假サズ、十六年十月二十七
 日病シテ歿ス。年三十八。天王寺ノ廟ニ謚
 ル。稱精イカナ。新嘉坡、二男二女ヲ生
 ム。長良武朝ヲ育ニス。六歳大ニ養育シ、
 越エテ明年六月、曾テ君ニ從テ西征スル
 者五十餘人、皆諳シテ碑ヲ建テ其ノ功ヲ錄
 セントシ、狀ヲ據ヘ來リテ余ノ友ヲ賜フ。
 君歿シ、孫ルニ歸テ以テス。曰ク
 義勇クシテ終始ヲ知リ、世亂レテ世際ヲ
 見ル。一戰ニ勝テ、野戰ヲ好ム。掃ヲ
 善ク、寛ニ以テ待テ、謀策ヲ以テ安シ。
 華人ノ遺芳、今尚ク人ヲ見ル。
 明治十七年六月

東京大塚教授正七位南朝勳
 内閣書記官正七位岡守節書

て波の差し舳が非常に荒く、船の發着
 の極めて不便な處であつた。

わが征臺軍は軍城から軍城に上陸して
 其處に屯營したのである。この軍城は軍
 家の東北方に當リ二里乃至三里ばかり隔
 つた處で、人口百位もあつたかと思はれ
 るほどの一小部落であつた。征臺軍は假
 小屋を建て、其處に野營を爲し、いよ
 く生業討伐の準備工作にとりかゝつた
 のである。

この地方は嶺南なる暴風地帯で、練瓦
 づくりの土屋や石造などの矮小な土人家
 屋が所在に見られた。土人はわが征討軍
 に非常に怖れを爲してゐる有様であつた
 がそれも最初のうらだけで、だんだんと
 軍城から物賣に來るやうになつた。砂糖
 (糖)、白糖、燐、お菓子類(這はこしの)
 などを持って來て、わが征討軍はたちま
 ち土人の上得意と爲つたのである。品物
 を買ふのに銅貨は非常に珍重されたが、
 銅貨は餘り事はれず、紙幣(一圓五錢)
 は全くかへりみられなかつた。しかしわ
 が征討軍の仁義の精神がよく土人の間に
 徹底して紙幣も亦大に信用されるやうに

○私の經歷談

(養正時代、前野)

征臺軍に参加して出征

私は幼名を國分彦七といつた。安政六
 年十一月十五日、薩摩七國分市郎右衛門
 の三男として鹿兒島城下に生れた。明治
 八年十七歳の時田利綱の養子となり、
 十二年養父利綱が安立姓を賜するに及ん
 で安立綱之と改めたのである。

明治四年十月、私は十三歳の時に長兄
 友談に隨つてはじめて上京して、本所相
 生町共立學舎に入塾した。共立學舎は關
 振八先生の經營で、その頃三田の福澤先
 生の慶應義塾、小石川の中村敬宇先生の
 同人塾と並び稱されてゐた。關先生は經
 濟學の大家で、その門下より大藏省の役
 人が輩出してゐる。かの田口卯吉、島田
 三郎兩氏の如きは、その門下中の輝々た
 るものであつた。私が共立學舎に居るう
 ちに、明治六年十月征臺論が勃發したの
 で、長兄友談が官を離れて歸國すること
 となり、私も兄に隨つて七年三月、國許
 に歸つたのである。そういふわけで、私

なつたのである。

土人の齷らうところの日用賣買品の外
 に、私共の嗜好に適したもので野生のバ
 イナップ(バナナ)があつた。これは附近の
 野に生ずる非常に豊富であつたが、わが
 同僚達が腹に任せて自由に採取に出かけ
 るので、後には取り盡されてなくなつた。

さて、わが徵集隊は軍城に屯營して敵
 情偵察の爲めに斥候を附近に放つた。軍
 家の東南方へほど近い處に大きな河が流
 れてゐる。河の名は記憶せぬが、わが斥
 候北川十次郎(鹿兒島縣田布橋郷)等が河の
 右岸を上流に傳はつて六里ばかりの處で
 有名なる石門に辿り着いた。餘り敵地に
 深入りしたので北川は敵に斃されて胴體
 だけの死屍と爲つて横はり、衣類や銃器
 その他の携帶品一切を剥ぎ取られた。こ
 の慘劇を眼の當りに見た同行者は、直に
 逃げ歸つてその状況を徵集隊本部に報告
 したのである。是等の兇報が一たび傳は
 ると、憤慨せし各隊の勇士はこの怨み晴
 らさずして復讐の
 意氣に燃え立、直に野外戰を行つて石門
 の藩族を襲撃することゝなつたのである

一(88)一



明治七年の征臺軍に参加した頃の

私の書生時代の追憶(下)

—安立綱之翁叢談・其五—

日高節

明治七年八月

石門の生番討伐

この石門といふ處は、大きな河を中に挟んで、對岸の山麓に懸崖たる巖壁の大山が中天に兀立して、大なる關門を形造つてゐる。右なるは高く、左なるはやゝ低く、全山巖石の隙より噴火を吐き出す。この雄大な自然の天賦の景観に一段の風致を添えてゐるのも亦雄偉自然の妙技であらう。

今は後述の如く、敵は狼狽して、三々五々石門の彼方に在る對岸の崖に懸壁の上から、わが軍目掛けて撃ち始めた。此處がいよいよ石門の根拠地である。わが軍はたゞちに敵前線河を強行し、流れを亂し

元氣一杯の頭髪を若者達が無聊に苦しんで居るのであるから、その遺體をばらばらと奪せられるであらう。

しかしながら、こんな時でも頭髪だけは容赦なく奪ひ取る。右を向いても左を向いてもみな髪を奪はれた。右を向いても左を向いてもみな髪を奪はれた。右を向いても左を向いてもみな髪を奪はれた。右を向いても左を向いてもみな髪を奪はれた。

眞夏の太陽が裸體の頭髪にカンクンと照り付けると、皮膚が熱くなつて煙を吐きだす。それで頭髪は水を浴して、また別り始めるといふやり方である。蒸籠でなければ見られない珍風景であつた。

かくして幾十日の後、わが討伐軍はいよいよ生番の集居する牡丹社を自として、各社帯の總攻撃を開始されることとなり、六個小隊より成るわが討伐隊は、三個部隊、新編部隊と爲つて、それら部隊を定められたのである。

私の部隊は、軍務から後援隊に赴いた牡丹社の最前線に出づる計畫である中間部隊は、軍務から直ちに石門を襲き、右翼部隊は軍務を派遣して社社に向つたのである。眞臺

て突入したのである。河の幅は二、三ばかりであらう。流は緩慢であるが、深さは腰を済するところもある。この間敵の隊形を察しつゝ全軍進み終つて直に敵を潰滅し、その根拠を襲つて敵の五つの首級を獲たのは、わが後援隊における征臺第一の手牌であつた。

しかしながら味方の方でも三代壯太(風見島新屋敷)といふ者が、敵陣に中つて敵死を遂げた。三代は後援隊で陣中死した。三代は後援隊で陣中死した。三代は後援隊で陣中死した。

かくしてわが軍は、即日軍務に別送して敵

兵は左方各社方面に集中して、その餘勢を石門方面に懸置されたが、私共の部隊は單獨に行動したものであつた。

生番の集居牡丹社討伐

風塵に上陸したわが部隊は、拂降岡地を出發した。牡丹社までは一日の行程である。途といつても、人間の通る途ではなく、兎や狸の通り、その左半端たる山路である。野あり、山あり、川あり、河あり、峻険あり、険険あり、或は山中崖壁に大きな樹木を伐り倒して、山徑に構たべられてあつたり、或は荆棘の陰から、わが軍を狙撃する者もあつて、その危険と困難は殆んど名狀すべからざるものであつた。そして志願者平太(風見島新屋敷)といふ者が、腰の上部に撃たれて貫頭銃創を蒙つたのであるが、この創は終つて創が癒えて大元氣となつた。この外何等の損傷もなく、わが部隊は萬死を冒してその日の午後三時頃牡丹社に到着したのである。

牡丹社はどこな處であらうかと、私だけでは、みな多少の好奇心を唆つて

の五つの首級を軍務と軍械の二ヶ所に懸らし一般の見せしめとした。懸置場へは番兵を遣はされた。二人の番兵で二時間づゝの交替で見張りをする事となつたが、私共の親が番は午後十時頃から十二時頃であつた。彼はだん／＼と静に眠つてゐた。たゞ星の光のみが輝々と空に輝いて居る。當時十六歳であつた少年番兵の私は、この無氣味な番責に對して交響の来るのが待ち難しかつたことをおぼろ／＼思ひ出されることがある。

石門の討伐があつてからこの方、後援隊はしばらく開戦と爲つた。おろ／＼は過激に出かけて一日の遠征を果したこともあつたが、人間は暇な時ほどつまらぬことはない。まして

居たものであるが、來て見れば案外なところであつた。番人の家屋が山野の間に散在して居る。その構造はたゞ土を積み上げて四方を圍み一方に出入口があつて、その上に藁の屋根が掩はれてある。中を覗いて見ると食器や何かが散らばつてゐるだけで、番人の起居は五つて簡單である。わが軍はその露屋根に火を放ちて、敵を退け散らした。

この時私は頭を覚えて附近の小川に水を飲んで居ると、同僚がけたくましい琛を出して注意するので、間違ひ見廻すと遠く向うの懸崖から、一人の生番が私を狙撃しようとしてゐるところであつた。私は驚いてその川べりに傾いたが、轟然たる一發の銃聲に敵弾が私の頭部を掠めて擦過創を蒙つたのであつた。

私はたゞちに醫務隊員といふ風見島新屋敷の手厚い介抱を受けその腕部を休養して睡眠をとり、翌朝元氣を回復した。しかし私は死を遂げたといふ報を傳へられたものであつた。

わが部隊は牡丹社に一泊して翌朝に引き寄せた。この間私共は附近の大川に

一(89)一

-(70)-

用かけて海老を捕つたり、山に行つて小猿などを獲ち、こゝに一週間はかり滞在したのである。

この四重溪は琉球人の死骸を埋めたところでその遺跡が大河のほとりに近く、わづかに石垣を積み上げた記念碑と爲つてゐる。塚の高さは三尺ばかりの石垣をたゞみ一層敷位の土臺に長方形に積み上げられてゐる。私共はこの記念碑の前に立つたときに、新なる碑を催して低回願望去ること能はざらしめるものがあつた。

留臺と歸還の兩説に分る

かくてわが部隊は四重溪から石門を経て社寮に歸還したのである。今回の攻撃に依つて敵はわが軍に敵對することが出来なで、酋長以下自ら出て、遂にわが軍門に降伏するに至つたのであつた。

生涯はすでに討伐を終へたが、清國との國際關係があつて、わが征討軍がたゞちに臺灣を引揚げることは事情の許さざるものがあつたのである。

そこで、徵集隊は社寮から北東の方向四五里を隔てた海岸嶺山にその本陣を移

すこととなつて、にわかには本營二棟と兵舎六棟とが建てられ、坂元指揮長國分隊、崎間指揮副長等が本營に在つて諸般の指揮に當り、他の六棟の兵舎には各小隊が其處に分營して、しばらく時機を待つこととなつた。しかるに徵集兵の大抵は歸心兵の如く、すみやかに内地に歸りたといふ意向が動いてゐるので、しばらく本營に出頭して撤兵歸還を迫まつたが、本營ではたゞ今大久保利通公が全權辦理大臣として清國に赴いて總理衙門と談判中であるから、すべての交渉が確立するまでは動搖する事があつてはならないと諭され、容易に許容されなかつた。

それで歸還論の先聲は早く引揚げたといふ一途からいろいろの惡感をつくはせて、おろ／＼西郷都督が本營に姿を見せた、何事が評議されることがあると、わざとそつ／＼時を狙つて多數の若者を殺せし、營内の格闘にわれも／＼とよらしめて、本營の方向を見下しながら『モロモロ、モロ、モロ、モロ』と薩音高く叫ばしめるのがつねであつた。

しかしながら、これ等の歸還論者に對

に隨分悩まされたもので、私もその病に罹つた一人であつた。

生華はもと一部落を爲すところの酋長に過ぎない。彼等の持つ武器は火繩銃であつて、わが征討軍の新式の銃器とは到底比較にはならぬ。彼等は三五々小集團を作つて時々わが軍に突砲するが、隊伍を整へて軍略的に行動するのではなく、われ軍の追撃に遭へば物陰に隠れて狙撃する。狙撃しては逃走する。逃走してはまた物陰に隠れて狙撃するといつたやうに、かくしてだん／＼と山奥へ逃げ込んで行くのである。

また生華は生れながらにして善足である。山野を跋涉し峻険険路を走ること、艦隊と同様であつて、その變幻出發敏捷自在なる行動にわが討伐軍も頗る驚きされたが、この間に在つて野陣構築なわが徵集兵が敵を梁山溪谷に驅逐して彼等の根據地を觀測するに努めたことは、筋制あり訓練ある總隊兵よりも、むしろわが徵集兵に課せられた天賦自然の役割であつたやうに思はれる。

かくしてわが征討軍は、聲望にして兇暴なる華人と闘つたのであるが、一面においては非常に組織を施めた風土習俗ヲリヤとも、大に闘はなければならなかつた。風土習に罹つた者は内地に歸還してからも、間敷嶽の爲つ

-(71)-

に隨分悩まされたもので、私もその病に罹つた一人であつた。

本兄及實功多住之助は、徵集隊がまさに臺灣を引揚げるやうとする前に、持病の瘧が起つて一週間はかり床に就いて居るうちに逝いて再び歸らなかつたのである。本兄はかねて身體が弱く無理をしたのがさへつて、この厄難に遭つたのであらう。時に二十三歳であつた。

大正十二年の春、私は友人故田健次郎男が臺灣總督の時に、私用を帯びて渡臺した。その際田總督は内地に出張して不在中であつたが、私は高雄縣知事宮島氏にお目にかつて明治七年在臺當時の物語りに一夕の閑話を武みな。宮島氏は私に總督を附けるから、是非昔の驛蹟を訪ねて實地に踏査していただきたいの事であつたが、私も曾遊の地ではあり營大に動いて實は行つて見たいものと思つたが、滞在の難足もあり事情がゆるさず遂にこの壯舉を遂行することが出来なかつたのは、遺憾に思ふ。

宮島氏の談によると、四重溪は今遺骨塚が出来て非常に警備してゐることであつた。明治七年から今日に至るまで六十餘年の歳月が流れてゐる。この間臺灣は明治十七八

12

してまた一部の留臺論者もあり、双方暗々裡にその意見が闘はされて居つたが、とう／＼歸還論者の意見が大勢を勵かして、徵集隊は九月末熊本鎮臺兵を驛地に殘して遂に内地に引揚げる命が下つたのである。

(備考) 前に述べておいたやうに徵集兵が鹿兒島に還つた後、歸還論者はたゞちに私學校黨に迎へられたが、留臺論者は聞へな者は「わが征討軍をたゞはれば入黨を許さぬことゝ爲り、それが原因と爲つて徵集隊の首領部と私學校黨との間に衝突を來したのである。後明治十年私學校黨の臺發の際における野陣徵集隊の雄健者中原尚雄の如きも、當時の留臺論者であつたのである。

大正十二年に渡臺

生華はわが征討軍が渡臺する以前にしばし我那の木土や和郎から討伐されたことがあつたやうだが、是等の討伐軍は却つて生華の爲めに打負かされて、いつも不利益に終つた形跡があつた。

しかるにわが征討軍は益々たる大軍であつて、威風四隣を壓し敵はざる前に敵はすでに

年の日暮歸年によつて、わが國國に歸し領臺四十年の歴史を記し、今や皇化全島に普れく農民を養つて鴻大繁榮なる聖恩に感泣してゐる有様である。若果涙を拭いてしつかに征臺の往時を想ひ、伏して今日の盛世を思へば眞に感極無量である。

石門帥事 大久保利通

王師一至感頌。總計三十餘載。請見皇威。章義域。石門學士旭風。

鹿山營中作 大久保利通

大海波晴月照。誰知萬里征。孤眠未結還家夢。燕聽中宵呱呱聲。

前編訂正

前編本編八十八頁上段十行目「中隊長は中原尚雄」とあるは、生華の誤り、同中段二十一行目「紙幣二圓五十錢」を「紙幣二圓一圓五錢の四種」と改む。

—(86)—



私の書生時代・後期

明治十八年帝都騒擾事件を顧みて

—安立綱之翁叢談・其六—

日高節

A270109 7月3日 13

七年九月臺灣から歸郷した私は、出征中に罹つた病を癒ひその快癒するのを待つて、翌八年六月再び上京したのである。長兄友儀は先に警視廳に復職してゐたので、私は兄の家から再び共立寮舎に遷居することとなつた。

しかるに友儀は、明治十年一月、明治天皇の京郷行幸御警衛のために京郷に出張を命ぜられて同地に滞在し、二月西園寺邸で起つて直に驛地に赴いたが、熊本陸軍志田において戦死を遂げたのである。

先に、次兄友儀が葬地に歸れて哀慕の涙が乾かぬうちに、今また長兄の友儀が戰場の歸と消えて、たゞ一人取り残された私の心には一種言ふべからざるさびしさと、歎傷痛極の

情一時にぞん／＼厄介をかけた長兄に對して「おと／＼とく、暇ひかゝつて来るのをとりするとも出来なかつた。

翌十一年に及んで私は先輩安藤副官さんから「お前も長官に成つたらなから、役人となつてはどうか」と忠告を蒙つたことを憶へられたので、安藤さんと田邊長顯さんのお世話で、警視廳に奉職することとなつたのである。

琉球の廢藩置縣と警備隊

私は警視廳に奉職して、東和十ヶ月の間雇ひ勤務を爲し、警部候補に採用されて後警部補に任ぜられたのである。

十二年四月琉球に廢藩置縣を行はれる

出、また八重山島久米島等にても不穩の情勢があつたが、全島平靜の裡に局を結び、日支兩國における五百年來の關係もこの廢藩置縣の一舉に依つて清算せられ、南島日本の守り沖繩縣が、名實共に帝國日本の領土として確定するに至つたのである。

私も滞在六ヶ月で用済となり、同年九月東京に歸着した。

帝都騒擾事件を顧みて

明治三十七八年、日露大戦役がまさに終局に近づかうとしてゐる時に米國ボーツマスにおいてわが小村全權(善大)と露國全權(キツツ)との間に締結せられた平和條約の内容が海外電報に依つて傳へられたので、わが國民の一部に不満の聲が起つたのである。

平和條約の内容は露國に對して朝鮮に於けるわが優越權を認めしめること、樺太の南半を我に割讓せしめること、關東州の租借地及び南滿洲鐵道を我に讓渡せしめることといふのであつた。

わが國民の一部には少くとも四億の價

こととなつて、これが警備の爲めに警視廳から國田二等警視(安藤)が二百名の巡察を率ゐて出張され、私は警部補でその部下に屬して出張を命ぜられた、小警部中原尚雅君が私の部長であつた。

内地における廢藩置縣は明治四年七月行はれたが、琉球は支那との關係上かやうに延期されたのである。

従來、琉球は日本と支那との間關係にあつて支那黨と日本黨とを生じ、支那黨の官吏が藩廳にその勢力をふるつてゐるので、藩主はこの間隙の間に介して、頗る困難な立場に在つたのである。

金を取らなければならぬ。かやうな屈辱的條約は斷然廢棄すべきであるとして、三十八年九月五日、日比谷において國民大會が開かれたのである。

當時、私は警視廳總監として帝都の治安を維持する職責上、平和條約を御批准にならぬやうな事も大體の發動を阻止しやうとする運動に對しては、たゞ手を拱いて傍觀してゐるわけに行かないので、その大會を禁止し、これが解散を命じたのである。

ところが激昂した群集は、警察官と衝突して、或は内務大臣官舎に殺到し、或は國民新聞を襲撃し、また市内の巡察交番所を襲打して、帝都はたゞちたゞ騒擾の巻が化したのである。世間では俄りに警察の干渉が過ぎたやうに批難する者もあり、また、燒打事件が計畫的に行はれたものであると云つた人もあつたが、私は決してそうは思はぬ。

騒擾事件は五日から始まつて、七日に至るまで三日間にわたつて續けられたが雨が降つて來て群集が自然に退散したことから考へて見ても、全く群衆心理の赴

明治七年わが國は征露の義軍を起して先に琉球人を虐殺した生業を膺懲して、支那に對し琉球は日本の屬領であること、を明確に認識せしむる機會を作つた。

明治八年、日本政府は松田内務大臣(邁之)を琉球に遣はして、支那の正朔を奉ずること、貢物を支那に納むることを禁止して、日本政府の屬領としての形式を行はしむることとなつた。

しかしながら、琉球は内心これに心服してゐるのではなく、藩主は日本政府に書を上り、或は支那や歐米列國の公使等へも書を遣はして、永く日支屬領の形式を維持しやうと望んでゐたものである。

かうした複雑な國際的關係から、歐米各國の公使等が此の問題に參瞭する様になり、また支那もその間に在つて琉球との關係を有利に導かうとしてゐたので、わが政府は機先を制して琉球藩を廢し沖繩縣を置かれる事となつたのである。

沖繩島民は、舊習舊慣に囚はれて自由に開放されることを喜ばず、郡新における支那黨の住まつてゐる街頭では、島民の哀呼の聲が巷に充ちて異様な風景を現

—(87)—

第 2 篇 武藤誠先生・加藤晶元警察史研究部会長記念集

武藤都喜子様御書翰二通

(前記)

我が警察政策学会警察史研究部会前身の警察史研究会（在警察大学校、昭和 60（1985）年 9 月創設）以来長く警察史研究を指導された武藤誠先生（1922～2013）が平成 25（2013）年 11 月 7 日に遠逝されてから、早くも八年余の歳月が流れた。先般先生追悼企画として警察政策学会警察史研究部会編『近代警察史の諸問題—川路大警視研究を中心に—（第二輯）【上、下冊】—武藤誠氏・加藤晶氏・福永英男氏・戸高公德氏追悼記念論集—』（警察政策学会資料第 114、115 号、警察政策学会、令和 3（2021）年 5 月 8 日刊。〈<http://www.asss.jp/> 参照。）を刊行したところ、故武藤先生御令室様の武藤都喜子様より、下記御書翰二通を賜った。武藤先生在りし日の御温容を偲べ、また警察史研究部会の今後の在り方に関し貴重な御示唆をいただいていることから、御令室様の御了承を得て、ここに採録させていただいた次第である。武藤様に厚く御礼申し上げます。なお、[] 内は事務局補註である。

書翰 1（令和 3（2021）年 6 月 6 日（執筆日））

警察政策学会警察史研究部会長 廣瀬 権様

先日はメール並びに力を入れておられる「大警視だより続刊」第 12 号〔令和 3（2021）年 7 月刊〕を有難うございました。メールにお返事をしたためたあと、郵便受けを見にいきましたところ、既にそこには、立派なご本〔警察政策学会資料第 114 号「近代警察史の諸問題—川路大警視研究を中心に— 第二輯 【上冊】」（令和 3（2021）年 5 月刊）〕が届いておりました。まことに有難うございます。

「第 1 篇 川路大警視研究」の箇所、啓正社の「季刊現代警察」〔通巻第 162 号（令和 2（2020）年 9 月刊）〕で大反響があったという「川路利良大警視の真実」という記事や、亡き主人の「著作目録」を読んでおられますと、パソコンに打ち込んだ時の文面の思い出と共に、「さあ出来たぞ、清書してくれ！」と言いながら、ドサッと重い原稿を、私に手渡された時の感触がよみがえってまいります。

初めて原稿を清書したのは、昭和 47（1972）年頃の『名将に学ぶ マネジメントのひけつ』〔立花書房、昭和 48 年 6 月刊〕で、すべて手書きでした。中野区の警察大学校に勤務中〔警務教養部長〕でした。本一冊を一度に手書きで清書するというのは、なかなか気が重く、ぐずぐずしてしましたら、「まだか、まだか、早くやってくれよ」と帰宅の度に責められて、最後のところは、夕食後から始めて、“もう少しもう少し”と思いつつ終わるのは午前 3 時だったことを覚えています。「君は本当にきれいに字をかくなあ」とうまくおだてられて、結局それから何年も、遂に人生の最期まで頼まれることになりました。

ある時からワードというものができて、原稿用紙に印刷文字をローマ字から変換して打ち込んで清書出来るようになりました。その後はパソコンの時代へと移り変わり、学生時代に英文タイプライターを習っていたことがこんな時に役立つとは思ってもみませんでした。キーワードの文字の配列が英語の文字と同じだったからです。

「武藤さんの原稿が一番きれいです。だから原稿はゆっくり出して下さっていいです。」と、出版社の方から言われていたそうです。それが嬉しかったのでしょう。この頃のことを言っていたのかと思いますが、亡くなる1か月くらい前のこと〔平成25(2013)年11月7日御逝去〕でした。その頃は心臓の弁の具合が悪く体調もよくありませんでした。そんな夜中に「背中をさすってくれ！」と起こされて、しばらくさすったあと、「もういい。」と言って、そのまま後ろ向きで、「俺の一生で一番よかったのは、君と結婚したことだ」と、ポツンと独り言が聞こえて、意味がわかりませんでした。今、この言葉の力と重みをずっしりと受け止めております。この言葉には、それまでの苦勞がすべて吹き飛ばすほどの力と同時に、これから一人で頑張って生きて行けるほどの重みが含まれておりました。

「著作目録」を見ると、こんなに書いていたのかと思うようですが、本当に毎日が原稿の生活だったように思います。ぼんやりソファに座っているように見えて話しかけると「ああ、今いいところまで考えていたのに……」と、怒られることもあり、いつも原稿のことで頭の中が一杯のようでした。

唯一のストレス対策が、畑での野菜作りでした。後で知ったのですが、「“本当はお百姓になりたかった”と、言っておられましたよ。」と他の人から聞かされた時は、“なるほど”と思ったものでした。野菜作りが好きで、庭に出るとくつろいでいて普段見られない笑顔を見せて楽しそうでした。そして芯からとても上手にスイカや、さつまいも、きぬさや、きゅうり、トマト、なす、そら豆などに至るまでいろいろな野菜を作っておりました。しっかりと何冊も本を読んで、野菜作りの研究も熱心でした。

子供の頃は、ラジオで講談を聴いていたそうです。「もはやこれまで」というのは、その講談によく出てくる言葉で、原稿の中に出てきた時は、クスツとしながら、ファンの一人として最初書き下ろしの原稿を読むことができる特権を楽しんで参りました。それも「もはやこれまで」です。今度会えるときはどんなお話をしようかしらと楽しみにしております。お礼にかえて。

かしこ

令和3(2021)年6月6日

武藤都喜子

書翰 2（令和 3（2021）年 8 月 1 日（執筆日））

警察政策学会警察史研究部会長 廣瀬 権様

この度は、警察政策学会資料第 115 号「近代警察史の諸問題—川路大警視研究を中心に—第二輯【下冊】」〔令和 3（2021）年 5 月刊。ただし実際の発行は 7 月中旬。〕をお贈り頂きまして、誠にありがとうございました。

警察史研究について、かねてから種々お力添え戴いた方々の追悼記念論集として、立派に後世に残されるべく、第 114 号、第 115 号を作成されましたことに敬意を表します。

先日来より、先の第 114 号所収の加藤様はじめ福永様や戸高様、そして主人の作品を読ませて頂いておりましたところ、また分厚い第 115 号を頂戴して、これからまたじっくりと楽しませていただける幸せを噛みしめております。

カンボジアのことは、全く知りませんでしたから、先ず川野邊寛様の書かれたものから読ませて頂きました。

また、山本政雄様の「大東亜戦争」関連の記事では、子供の頃、学校で習っていた歴史の教科書に、戦後、毎日学校で墨をつけて、文字通り、歴史を消し去った経験を持つ者として、この記事には興味がありました。

「大東亜戦争」と言い、「太平洋戦争」となり、「第二次世界大戦」に。そして確かに、陛下は、いつも「先の大戦」と、お言葉を述べられました。あの時、墨など塗らずに、そっとあとで読んでみたら、どんなことがわかったらうかと今頃になって思ってみたりしますが、当時は、とてもそんなことなどできる者はおらず、みんな真面目に本が真っ黒になるほど、どの頁にもたっぷりと墨を含ませた筆で歴史を消し去ったのでした。

戦争中のことをつい思い出してしまいますが、「季刊現代警察」第 162 号（令和 2 年 9 月刊）の記事（松永市郎様「緊急事態を凌いだ指揮官の態度と行動」）で、戦争中、南方で軍艦名取がやられ、救助を待つのももどかしく自力で脱出し、3 隻のカッターに分乗し、食料もない中をスコールの水を飲んで夜中にこっそり漕ぎ続けて、近くの島までたどり着いた実話を読んで感動しましたが、このようなお話は、誰かが、この場合は編集者が、生還者に直接会って話を聞いた対話形式でしたが、正確に記録を残すことが大事だと思います。

歴史好きで才能のある方々には、今後の研究者のためにも、警察史の諸問題を書き残される使命があると思っております。今回、コロナ禍にもかかわらず、立派な資料作成にご尽力されたご努力に感謝いたします。部会員の皆様にもどうかよろしくお伝え願います。

くれぐれもご自愛ください。

かしこ

令和 3（2021）年 8 月 1 日

武藤都喜子

〔初出：『大警視だより』続刊第 14 号（福永英男前部会長追悼号Ⅱ、通巻第 43 号、令和 4（2022）年 1 月 1 日刊）〕

『武藤誠先生略年譜・著作目録』序文（再録）

警察政策学会警察史研究部会長〔当時〕 加藤 晶

（前記）

本稿は、武藤誠先生（1922～2013）の御業績を理解する上に貴重な文献であることから、ここに再録させていただいた。加藤晶元部会長（1930～2019）の当時の御高教と御指導に感謝いたします。ちなみに、加藤元部会長については、本輯 98、103～105 頁を参照願います。

この度、警察史研究者としての武藤誠先生の略年譜・著作目録を作成発行することとなった。

武藤先生は、早くから警察史の研究に着手され永年数多くの著作・論文を発表されて来て、警察政策学会傘下の警察史研究部会（以下「部会」）にも数年間主導的なかわりを持って居られた。

なお、部会の前身たる私的団体・警察史研究会（以下「研究会」）を長く主導されていたこともあるので、これらの点について若干述べる。

さて、昭和 43（1968）年が丁度明治百年に当たることから、我が国が明治維新という一大変革によって、近代的中央集権国家となった以後、百年の歴史を顧みて更なる整備充実を期そうということで、学术界や産業界をはじめ広く多種多様の分野で、明治百年を論議する風潮が盛行し、大部の「明治百年史叢書」や、その類著も数多く発刊された。

警察においても、警察庁の警察史整備の方針の指示により各警察本部（既に明治以降の警察史を編纂しつつあった警視庁等を含む）で、それぞれの警察史を編纂作成することとなった。

その当時、警察庁長官官房勤務であった、渡辺忠威先生（昭和 28（1953）年警察庁採用〔1926～1986〕）が各警察本部の警察史編集担当者と連絡し、各般の資料の収集・融通を図り、慶応義塾大学教授手塚豊先生の指導の下に各々の警察史の完成に向け努力されるとともに、警察庁において数名の職員を統轄する事務局長の立場で『戦後警察史』の編纂に着手し、全国警察の協力を併せ得てこれを完成し昭和 52（1977）年 3 月発行された。

渡辺先生は、昭和 52（1977）年 4 月に、警察大学校教授兼資料主幹（図書館長）に転じられ、当時警察大学校長であった武藤先生の薫陶を受け、土屋正三先生、坂間裕先生を顧問に迎え、『警察大学校史—幹部教育百年の歩み—』を編纂した。これは昭和 60（1985）年 3 月に刊行された。

渡辺先生はこうした経緯を踏まえ、各県の同好・同学の知友を結集し、武藤先生及び坂間先生を中心に私どもも参加して手塚教授の指導の下、警察大学校を拠点とする「警察史研究会」を立ち上げ研究活動を続けられた。

なお、渡辺先生には、『警察史点描』、『体験からの発想—管理論への試み』及び『警察教育の先覚者たち』等の著書や『警察学論集』等に発表された論文多数がある。

渡辺先生が昭和 61（1986）年に逝去された後、坂間先生を会長にいただき、更に坂間先生が高齢のため退かれた後は、武藤先生が会長として名実ともに研究会を主宰された。

その間、会員の論稿を収録した『手眼』と題する小冊子を発行し、警察庁や都道府県警察に配布する等の業績を残された。

その後、研究会が平成 13（2001）年 7 月に警察政策学会の部会に変わっても引き続きこれに参加し、事実上の部会長としてその運営に当たられた。

東京での部会開催に当っては、静岡県伊東市川奈の自宅から老齢の病身を励ましながら、数時間列車を乗り継いで上京して出席し、部会員を指導された。勿論、その間にも数多くの論稿・論策を発表し続けたのであった。

この様にして長年の研鑽によって多種多様にして厩大な量にのぼる武藤先生の警察史の全貌を明らかにすることは、力不足の私には極めて難しいことであるが、武藤先生の警咳に接した者の一人として若干の所感を述べる。

1 武藤先生の著作や発表論文は、いずれも平易暢達の文章で、読みやすく理解しやすいものである。これは先生が最小限警察史で取り上げた事柄を、何よりも現職の警察職員に知って貰い、しかる後に広く世人に知っていただきたいとの思念によるものと思われる。

2 歴史として取り上げた警察事象については徹底的に史料を収集検討し、その真相を明らかにする事を期しておられた。そのため、警察事象についての法令の検索はもとより、その社会的背景、思想を探って論述している。我が国の法制史学分野にあっては、法科風研究方法による流れと文科風研究方法による流れがあるとされているが、武藤先生は、警察事象の社会的背景（文化的環境）とその変遷を重視しておられる所から、いわゆる文科的研究方法によられたものと認められる。

3 この様に、警察事象の真相を歴史的に明らかにし、読みやすい文章を以てした論文は、何よりも現職の警察職員に読んで貰いたいということからその殆どが警察関係雑誌等に発表された。

更には、広くジャーナリストや一般世人が読んでくれることを念として、適宜他の雑誌や地方紙、地方史研究団体の会誌等にも発表したと伺ったことがあり、それが事蹟に現れている。

4 ジャーナリストや一般世人に読んで貰いたいというのは、それらの人たちの警察に対する誤解や的外れな批判を正して正確な認識に導きたいとの思いからであったという。このことが武藤先生の論策の中に明白に表れているものが少なくない。（特にジャーナリズム一般に対して強く望んでおられた。）

5 警察に対する非難、批判でも、理のあるものについては受け入れ、警察職員としての伝統的職業倫理を更に強化し、深化しようとする論策も多い。なお、その延長として警察組織に対する施策に論及したものも少なくない。

6 私が前記 1～5 に摘示した先生の叙述は、長らく警察界の指導者の立場にあった武藤先生の“日本の警察の歴史を探り長を取り短を捨てて、世界に誇れる立派なものにしたい”との強い思念に基くものと認められ、後輩の私たちはその志操に心打たれるものがある。

また、武藤先生が平易で理解しやすい物語風の警察史をものし、敢えて堅苦しい学術論文の形式を取らなかったことについては、他者から批判が為されたこともあったというが、先生は全く意に介せず前記のとおり信念を貫かれて、警察職員及び警察組織の役に立つ長大な警察史を作り上げられたのであって、後輩の私たちに深い感銘を与えるのである。

なお、この武藤先生略年譜・著作目録は部会員の吉原丈司氏が殆ど独力で、資料の収集、整理、編纂の総てにわたって非常な努力を重ね、戸高公德氏、廣瀬権氏、佐藤裕夫氏らの部会員が適宜に協力して成立ち、それを武藤先生令夫人の関を経て発行に至ったものである。私は、それらの人達のご労苦に深謝すると共に、現職の警察職員を始め、警察史に関心ある人たちが、これを手引きとして、武藤先生の著作、論文に至り、それらを味読していただけたら幸甚であることを附記し、以て序文と致す次第である。

平成26（2014）年11月7日

警察政策学会

警察史研究部会長 加藤晶

[初出：『大警視だより』続刊第14号（福永英男前部会長追悼号Ⅱ、通巻第43号、令和4（2022）年1月1日刊）。ただし、本稿は、警察政策学会警察史研究部会編『武藤誠先生略年譜・著作目録』（警察政策学会資料・別刷。警察政策学会、平成26（2014）年11月7日刊）に掲載されたものの再録である。上記『武藤誠先生略年譜・著作目録』は、後に警察政策学会資料第110号（令和2（2020）年5月8日刊）190～192頁に抄録。後者は警察政策学会HPにもアップされている（<http://www.asss.jp/>）。]

第3篇 廣瀬権氏拾遺続々輯

「私のオウム戦記」からの提言

警察政策学会警察史研究部会長
大警視川路利良研鑽会会長 廣瀬 権

〔目 次〕

はじめに	63
1 「警察は常に被害者第一主義に徹する官庁であるべきこと」	65
2 捜査体制、捜査指揮のあり方の問題	68
3 捜査手法の改革	68
4 結びにかえてー「私のオウム印象記」	69

はじめに

平成7(1995)年は、「大変な年」であった。

1月17日に「阪神淡路大震災」が発災し、3月20日に「オウム真理教徒」による地下鉄サリン事件が発生した。私は、当時警視庁副総監(平成6年7月～平成8年8月)として、両事案に対処した。特に後者(國松孝次警察庁長官狙撃事件を含む)については、平成10(1998)年1月に警察を退官した後も、もう少し良い対処の仕方があったのではないかなあと、反省する日々を送ってきた。それらを備忘録的に「自分史」に書き留めた。

既に27年経過した。風化もだいぶ進んで来たとし、20代の方には、「オウム真理教」そのものを知らない人も増えてきた。とは言え、関連する多くの著書が著されているので、事実関係を知ることは、それほどむずかしいことではない。それを繰り返しても意味がないであろう。将来にわたって再発防止を図るには、どうしたらよいかを考えることが重要である。既に後輩警察職員によって多くのことが手がけられているであろう。屋上屋になってしまうかもしれないが、本事件捜査の体験者として、気づいたことを備忘録から書き留めておくことも案外意味があるのではないかと、そう考えて、「提言」することにした。

最近読み返した中島敦『李陵』(『中島敦全集1』P500)に、「従来の史書は凡て、当代の者に既往をしらしめる事が主眼となつてゐて、未来の者に当代をしらしめるためのものとしての用意が餘りに缺けすぎてゐるようである。要するに、司馬遷の欲するものは、在来の史には求めて得られなかつた。」とあった。司馬遷は、後世の人に「当代をしらしめる」ことに意を用いたとの記述が、私の背中を押してくれた。

次の年表は、「見飽きた」と思われる方も多と思われるが、「事実関係」の説明を一切省いたので、その代わりとさせて頂きたい(『警察白書平成8年版』、ウイキペディア等)。

オウム真理教関係年表

昭和59年2月	「オウム神仙の会」設立
昭和62年7月	「オウム真理教」に改称、全国に拠点を設け始める
平成元年 2月10日	教団から離脱使用とした人物の殺害
8月	東京都から「宗教法人オウム真理教」の認証を得る
11月 4日	坂本堤弁護士一家殺害事件発生
平成2年2月	政治団体「真理党」を結成、衆議院議員総選挙に信者多数立候補、全員落選
10月22日	熊本県阿蘇郡波野村における国土利用計画法違反事件について熊本県警が強制捜査
平成5年3月	毒ガス研究を開始
6月28日	第一次亀戸異臭事件
7月 2日	第二次亀戸異臭事件
11月	第一次池田大作サリン襲撃未遂事件、12月第二次サリン襲撃未遂事件（いずれも立件無し）
	サリンプラント建設事件
平成6年 1月30日	第2サティアンにおける元信者リンチ殺人事件発生
2月頃	自動小銃密造事件
3月27日	宮崎県における旅館経営者被害にかかる営利略取事件発生
5月 9日	滝本太郎弁護士サリン襲撃事件
5月	イニシエーション用LSD密造事件
6月27日	松本サリン事件発生（死者7人、負傷者600人）
7月	イニシエーション用覚醒剤密造事件
7月10日	スパイと疑った信者のリンチ殺害事件
7月28日	元女性看護師拉致監禁事件
9月20日	江川紹子ホスゲン襲撃事件
9月	イニシエーション用チオペンタールナトリウム密造事件
11月20日	鹿島とも子長女拉致監禁事件
12月 2日	VX使用会社役員殺人未遂事件発生
12月12日	スパイと疑った会社役員VX殺害事件
12月28日	三菱重工広島研究所侵入事件
12月	府中運転免許試験場侵入事件
平成7年 1月 1日	読売新聞特ダネ（上九一色に残存サリン）
1月 4日	被害者の会会長VX襲撃事件
2月28日	目黒公証役場事務長逮捕・監禁致死事件発生
3月15日	ボツリヌス毒素による地下鉄霞ヶ関駅テロ未遂事件
3月19日	大阪府警、脱退希望の大学生を拉致監禁した容疑で、教団大阪支部を捜索、信者ら3人を逮捕
	宗教学者島田裕巳宅爆弾事件
	オウム真理教東京総本部に対する火炎瓶投擲事件
3月20日	地下鉄サリン事件発生

3月22日	警視庁、教団施設を強制捜査
3月30日	國松孝次警察庁長官銃撃される
4月 6日	教団信者3人を建造物進入で逮捕、使用車両から小銃部品多数押収
4月14日	山梨県の教団施設内で児童を一時保護
4月23日	教団幹部村井秀夫殺害される
5月 5日	地下鉄丸の内線新宿駅便所内青酸ガス使用殺人未遂事件発生 東京都庁内郵便物爆破殺人未遂事件発生
5月16日	教団代表麻原彰晃を逮捕
6月12日	松本サリン事件で警視庁と長野県警が合同捜査本部を設置
7月15日	武器等製造法違反容疑で教団信者を逮捕
8月15日	覚せい剤製造事件検挙
9月 1日	坂本弁護士事件で警視庁と神奈川県警察が合同捜査本部を設置
12月12日	東京地裁が破産法に基づく財産保全処分を決定
12月19日	教団に対する宗教法人法に基づく解散命令の決定が確定
平成8年 1月18日	教団に対する破壊活動防止法の解散指定を請求するための弁明手続開始
4月24日	東京地裁において教団代表に対する初公判が開廷
11月 1日	オウム真理教が山梨県西八代郡上九一色村から撤退
平成9年 1月31日	オウム真理教に対する破防法適用の請求棄却（公安審査委員会）
平成10年 4月24日	オウム債権特例法公布（国の債権の優先順位を変更）
平成11年12月 7日	いわゆる「団体の規制法」の公布
・	・
・	・
平成16年 2月27日	東京地裁、麻原に死刑判決
平成20年 6月23日	オウム被害者救済法公布（平成22年警察庁把握、被害者6,583人、うち地下鉄サリン6,286人）
平成22年 3月30日	國松長官狙撃事件公訴時効完成（未解決に）
平成30年 1月25日	オウム関係全裁判終結
平成30年 7月中	麻原ら13名の死刑執行

以下、「提言」を簡条的に掲げてゆきたい。

1 「警察は常に被害者第一主義に徹する官庁であるべきこと」

当時、警視庁に勤務していた我々の大部分が、「オウム真理教徒」を認識したのは、平成7年2月28日、目黒公証役場事務長拉致事件が発生してからである。警視庁管内でオウム真理教徒が事件を発生させたので、これに対する捜査を行いうる警察法上の権限が警視庁に生じたのである（東京都内でも、オウムによる潜在犯罪は、いくつか行われていたが、潜在事

件が把握されたのはオウム事件の全貌が明らかになってからである。) 。拉致事件に使用したレンタカーの借用書に残された名下指印から、比較的早期にオウム信者の犯行と分かり、被害者救出・犯人逮捕を図るべく、3月22日に、オウムの「総本山」等に捜索をかけようとしていた。その矢先、霞ヶ関に勤務する役人をターゲットにして、東京の営団地下鉄丸ノ内線、日比谷線で各2編成、千代田線1編成の計5編成の地下鉄で、神経ガス・サリンが散布された。乗客や駅員ら14人が死亡し、負傷者は約6,300人とされている。3月22日教団施設を捜索。5月16日麻原彰晃を逮捕。その後、地下鉄サリン事件の捜査から、松本サリン事件、坂本堤一家殺害事件の捜査へと展開し、平成7年末には捜査は終了した。ここまで一瀉千里、一气呵成だった。大部分の警視庁人が初めて「オウム」のことを知り、脇目も振らずに活動して、事を達成した。私をはじめ捜査陣には、「やり遂げた!」という充実感があり、胸を張りたい気持だった。

当時は「自・社・さ」連立の村山富市内閣で、野中広務国家公安委員長であった。野中委員長は、自著『私は闘う』(文春文庫 1999.7.10 単行本は1996年)で「私も、4月25日の定例記者会見で、『国と国の戦い』という表現をつかった」と述べている。私の「戦記」もそれによっている。また、5月16日の麻原逮捕後の会見では、「誠に感慨無量であるとともに、改めて今日まで本当に劣悪な条件の中で捜査活動をしてくれた警察当局に深甚の敬意と感謝を捧げたいと思う」(p34)と、述べていただいた。このほか委員長は折ある毎に、私どもを誉め、励まして下さった。どれだけ勇気づけられたかしのれない。警察官も人間であるから、胸を張りたい気持になるのもお分かりいただけよう。

ところが、私は警察を退職(平成10(1998)年1月)後、地下鉄サリン事件被害者の会(事務局長中村裕二弁護士)から出された『手記集』や村上春樹著『アンダーグラウンド』(平成11(1999)年2月3日講談社)を読んで、愕然とした。前者は、事件後2年経った時点で、被害者自身とその心情を綴り、後者は、村上氏が被害者をインタビューして取りまとめたものである。両者とも、被害を受けた人々の必至の脱出行であるが、いたるところに被害者同士の助け合い、たまたま居合わせた人、タクシー運転手等の加勢が語られている。助けた人はほとんどが名を名乗らず立ち去っている。『手記』では、恩人の名前を知りたい思いが強く語られている。警察に対しては、「この6年間、オウムに対してどの程度の捜査をして、いかに対処してきたのか国民の前には是非明らかにしていただきたいのです。それが無理な願いならば、せめて遺族の私達にだけでも納得のいく答えを示していただけませんか」(『手記集』p36)と、両者とも極めて厳しい。私は大きなショックを受けた。

このように警察官の内心と国民の思いが食い違うことがままたまあり得る。得てして警察が大事件を検挙したときだ。令和3年8月24日にも、福岡地裁で、暴力団「工藤会」トップ、総裁の野村悟に死刑判決が下されたことが大々的に報じられた。勿論捜査陣の功績に敬意を払うことに、やぶさかではないが、多くの被害者が存在したことを片時も忘れてはいけない。やり遂げたという達成感は内々のものとして、即刻、再発防止策に邁進する、この道に徹することこそ、「警察道」なのであろう。

村上氏が地下鉄サリン事件の被害者を調査され、その結果を発表されたことは、「さすが」と言うべきであるが、私は、警察がなぜ調査・発表を行わなかったのか、今思うと、残念でならない。当時は当面の事件捜査で頭がいっぱいで、ほかのことには思いが至らなかった。私は昭和51(1976)年、警察庁刑事局捜査第一課勤務時代に、『殺人事件等の被害者の実

態について』（『警察学論集』29（6）p50）を私の名前で発表させていただいた。同課指導係で、数ヵ月にわたって調査してきたものだ。この発表により、犯罪被害者給付金支給法が制定され、警察庁が主管庁となった。この経験を活かせなかったのは誠に残念である。

オウム事件捜査は、被害者並びにそのご家族・関係者の処遇上忘れてはならない教訓を残した。二つほど書き留めておきたい。

一つは、野中国家公安委員長と松本サリン事件で犯人扱いされた河野義行氏との会見記録である。

野中広務回顧録（御厨貴・牧原出編『聞き書き 野中広務回顧録』）から引用する（先の『私は闘う』にも載っている）。詳しくは同書によらねたい。

「私は、河野さんは耐えがたい苦痛とご家族を含めた大きな犠牲を払われました。そのことはもし私自身がその立場になったとしたら、とても耐えられないことだと思います。私は警察の捜査に立ち入る立場にはありませんが、一人の人間として、政治家として、本当に慙愧に堪えないし、率直に申し訳なく、お詫びを申し上げます。今後、河野さんの大きな犠牲をこれからの捜査に活かせるように警察に伝えていきたいと思っておりますと申しました。付き添ってきた弁護士は、その表情から私にもっと言いたいようなやや不満な様子でしたが、河野さんがそれを遮るようにして『ありがとうございます。これで胸につかえた物がすべて溶けました』と言って、むしろ私をかばってくれ、救ってくれました（P173）。河野さんは、非常に物静かで、沈着冷静な紳士でした。私が河野さんの立場だったら、絶対にこんな冷静さを保つことはできないと思うほど立派な方でありました。ある意味において長野の警察の事件は、河野さんによって救われた。河野さんは日本の警察を救ってくださったという気がいまもしているわけです（p174）」

もう一つは坂本堤さん一家殺害事件の公判から。

堤弁護士の妻都子さんの父親大山友之さんの証言である。（平成 10（1998）年 4 月 10 日、岡崎一明被告の第 16 回公判における証言、東京地裁、降幡賢一『オウム法廷 六 被告人を死刑に処する』）

「岡崎の冒頭陳述でも検察側は岡崎の主張通りに無施錠だった、とされているが信じられない。あの時期、二人は大変な危機感を持っていたはずで。とくに堤は被害者の会の人に、一つの鍵では心配だ、増やしましょう、と言っていたくらいだ。堤はそういうことに注意しない男ではないし。都子も戸締まりくらいする子です。鍵をかけ忘れることはあり得ない。岡崎は最初 9 時と言ったが、麻原の法廷では 12 時ころに、鍵が開いているのがわかった、と言っている。私は何かの工作をしたから鍵が開いていた、と考えている。—警察以外に言いたいことは。

「世間一般には、早く裁判を終わらせ、早く処刑をとという意見が強いが、しかし私は時間はかかっても、ことの真実を解明していただきたい、と思う」（詳しくは p223～228）

お二人の言葉は、決して忘れてはならないと思う。

警察こそ、「被害者第一イズムの官庁」であることを思えば、なおさらである。

警察は重大事件の検挙の後、警察庁長官賞の受賞等を記念して、職員の労に報いるため打ち上げを行う。この機会を被害者のことを考え、再発防止策を打ち出す場としたら如何であろうか。

地下鉄サリン事件のような事件の再発を防止するにはどうしたらよいか。村上氏は、「政

府が早い時期に各分野の専門家を集めて公正な調査委員会を組織し、隠された事実を解明し、周辺システムの徹底的な洗い直しをはかるべきだと思う。何が間違っていたのか、何が組織の正常な対応を阻害していたのか？ そのような事実関係を厳しく、綿密に行うことこそが、サリンガスによって不幸にも命を落とされた人々に対して、私達が払いうる最大の礼儀であり、また切迫した責務であるだろう。」と記している（前掲『アンダーグラウンド』p721）。

あらゆる知性を動員して、国主導で行ってほしい。

以下は私の提言である。

2 捜査体制、捜査指揮のあり方の問題

オウムのように全国で数多くの事件を行い、外国にも活動を及ぼした犯罪者集団に対する捜査体制をどのように構築するかは極めて重要である。各府県警が、それぞれ対応していたのでは、全体像を浮かび上がらせるのは相当困難である。平成8年における「警察法の一部改正」により、関係都道府県の一の警察官に必要な指揮権を創設したこと（同法第61条の2）、長官に「必要な指示」権を与えたことは、的確な対応であった。早期に、態勢装備の整った警視庁や大阪府警を投入できるようになったからだ。過去の「指定事件」では、捜査指揮を複数県警が担当する、しかも捜査事項を分割して行ったから、例えばA県指揮者の下命事項は、必ずしもB県捜査官には徹底しなかった。また、A県警指揮者がB県担当事項の報告を求めることも簡単ではなかった。従って必ずしも良い結果に結び付かなかった。今後はオウムのように世界中で、さまざまな行動を行う者がますます増える。国際補償の問題も起こりかねず、国の捜査機関が主体となって捜査すべき場面が増えるであろう。各国警察の協力は、国の捜査官の方が、スムーズに行えるであろう。

野中委員長も、その理由付けは必ずしも判然としないが、国家警察論者である（『私は闘う』p48、『聞き書き野中広務回顧録』p232）。野中氏は2018年（平成30年）1月にお亡くなりになった。心からかその御功績に敬意を表したい。

国の捜査官が捜査にタッチしていた方が、かつて捜査したことのある「閉鎖的集団」が再びうごめき出した場合には、いち早くその動向を注視し、早期に検挙することができるであろう。再発・拡大防止の最善策になるように思う。2022年4月1日、改正警察法の施行により、国際的なサイバー犯罪に、国家警察部隊が専従できるようになった。その実施結果を踏まえた上で、オウムのような「閉鎖的集団」の海外犯罪の捜査にも適用できるように考えていただきたい。

3 捜査手法の改革

オウム捜査の過程で、警視庁が各種施設管理者に、防犯カメラの設置を要請したことにより、犯罪捜査のやり方が、まず映像回収に走るようになった。暴力団事務所のカメラからも提供願ったという話も聞く。映像の解析度の向上、認証システム等、警察版DX変革は、警視庁初代科学捜査官・服藤恵三君たちの努力で、強力に推し進められている。さらなる発展を心から望むものである。それ以外の事について、記しておきたい。

(1) 「求む捜査知見宣言事件」

変な名前でも恐縮だが、言いたいことは日本の警察では、過去にこの事態を扱ったことはないから、情報を開示しますから、捜査に関する知見をお寄せ下さいという制度だ。「コロナ」対策がやっているものだ。平成5年6月の及び7月の東京江東区亀戸における異臭事件（炭疽菌による生物兵器テロ未遂事件）と平成7年3月15日の「ボツリヌストキシンによる地下鉄霞ヶ関駅テロ未遂事件」と、既遂となってしまった平成6年6月27日の松本サリン事件発生（死者7人、負傷者600人）のことを思い出している。前二者が成功していたらどうなっていたであろうか。おそらく3番目と同じことになったであろう。犯人グループから情報が漏れてくることはないから、当初は何が何だか皆目分からない。コロナと同じように政府・内閣において、「求む捜査知見」の宣言をして、症状等の情報を詳細に開示し、治療上の対応を求めるとともに、捜査手法の教授を得たいというものである。名前をもっと良くして制度化しておくことが大切だ。

(2) 國松長官狙撃事件は、残念ながら未解決事件となってしまった。銃撃事件は現場周辺から集められる鑑識資料が絶対的に不足している。「ドローンを使用した撮影部隊」を編成・展開するのは急務であろう。

私は、このような重大事件には、必ず「捜査計画書」を作成するように義務付けるべきではないかと思う。本部長指揮簿は目前の捜査事項が記載されるが、より中期的計画として作成すべきだ。事件捜査には、しばしば複数の犯人グループが浮上してくる。どちらかが証拠的に、犯人確率が高まれば問題ないが、本件の場合のように、A B並び立って、ニッチもサッチも進まなくなる場合がどうしても出てくる。その場合に、どのように見切り立てるか。「捜査主体自体で決着する方法」を検討しておかなければならない。見切り方法の検討である。また、法律で権威ある「特別委員会」を警察庁に設置して、ここで裁定してもらう方法も考えられる。明治4年1月、参議広沢真臣が私邸において殺害された事件に導入された「参座制」からの類推だ。「特別委員会」のような権威あるところの決定がないと、捜査陣営はなかなか諦めることが出来ないのだ。しかしまず、「捜査主体自体で見切りをつけ」、その方法を捜査計画書に書き込むのだ。試練を積み重ねて定着するように思う。

4 結びにかえてー「私のオウム印象記」

最後に、「オウム」と戦ってみて私が感じた「印象記」を載せておきたい。

一つは、「オウム」という集団は、警察、マスコミ等の外部からの刺戟はもとより、教団内においても、教祖から部下、部下から教祖への一言片句に、過剰なまでに反応する団体であるということである。無視したり、見て見ぬ振りをしたりすることが出来ない。ましてや堪え忍ぶとか謹慎とかという対応は決して出てこない。「突かれれば、即、反応する、しかも過剰に」である。

二つは、「グル化」現象とも呼ぶべき、グル（教祖）＝麻原への権力集中である。教義は麻原の伝授するもので、部下との問答とか批判は受け付けない。グルの言動は常に正しく、グルの見通しのみが正しい。現世は修行で、修行とはグルの命じた事をなし遂げることである。そして麻原に「ポア」の権（精神をより高い境地に送るとするが、要は生命を断つ行為である）を一任したということは、個人として責任をとる自殺・自刃も許されない。高橋和巳『邪宗門』は、今日でも人気の長編小説だが、全編、「ひのもと救霊会」の信者一人一人

が宗教的煩悶に苦しみ、思い悩むさまで埋め尽くされている。最終章で、武器を取って国家権力と対抗するが、事敗れたときは「狭気の自殺集団」（同書 P606）となって、幹部全員がその責任を果たす。

以上の二つのことは、我々がよく経験するところで、なにもオウムだけに限ったことではない。親族間でもときどき争い事が起きるが、まして見ず知らずの人間が数十人集まって、集団生活を始めたら、角突き合いの連続であろう。そして何人かが選ばれて、人の命を奪う犯罪に加担させられる。選ばれた者は、自分は一体何をしているのだろう、人間とは何かという根本問題で、煩悶・懊悩の日々を送ることになる。自分の力で、気持ちを整理・納得させたと思ったら、すぐに新たな葛藤が始まる。そんなとき、そうダグルにすべてを任せよう。ハルマゲドンが来たとき人類を救うと大きなことを言っているのだから、オウムが窮地に陥ったときも、脱出することを考えてくれているだろう。そのように信者はダグルを信じた。「オウムの大義」のようなものがあつたとすれば、信者はそれをダグルが最期に語ってくれることを願ったし、全ての責任をダグル一身に引き受けるとの宣言をしてくれることを願ったことであろう。期待は見事に裏切られた。

我々がよく経験する話で終わった。

ロシアとウクライナの戦争には、オウムの二大現象がそっくりそのまま展開されている。停戦・休戦を命じることが出来る政治家、国民に休養と安息を提供できる政治家、ワーク・ライフ・バランスを実施できる企業家は、いかに偉大で重要な存在であるかが、今回よく分かった。

個人の問題としても、こうした時代に如何に生きるべきか、まことに難しい。私としては、絆を結んでいただいた人々に感謝し、自分自身の責任をどうとるか常を常に自問自答しながら、自らの信ずるところを進むしかない、と考えている。

[本稿は、『大警視だより』続刊第14号（福永英男前部会長追悼号Ⅱ、通巻第43号、令和4（2022）年1月1日刊）p31の小論『「オウム真理教・犯罪者集団」との戦いと今日の課題（1）』を抜本的に改めたものである。]

「書き残す使命がある」
—警察史研究部会の今後によせて—

警察政策学会警察史研究部会長

大警視川路利良研鑽会会長 廣瀬 権

下記は、去る令和3(2021)年9月4日開催の令和3年度第2回警察政策学会警察史研究部会(コロナ禍のため「書類による部会」に変更)における部会長挨拶であるが、小部会の今後の在り方等についていささか言及したものである。

令和3年度第2回警察史研究部会(書類による部会)部会長挨拶

令和3年9月4日

コロナ・デルタ株の感染力の強さ、日本倶楽部の教室の狭隘さ、換気が十分でないこと、政府の人流抑制策に従うべきことなどを考え、吉原丈司幹事、佐藤裕夫事務局長と相談の上、「書類による部会」とさせて頂いた、ご理解ご協力をお願いします。

民間企業の若い社員は、中期経営計画を策定するに当たって PEST 分析と SWOT 分析を活用するという。PEST 分析は、Politics (政治)、Economy (経済)、Society (社会)、Technology (技術) の略。Society には気候温暖化リスク、Technology には DX 変革などが含まれよう。良好な経営は PEST すべての面で問題なくやって行かないと成り立たないという。そして SWOT 分析は、Strength (自社の強み)、Weakness (自社の弱み) を Opportunity (機会) と Threat (脅威) とに掛け合わせて、施策を導き出せと教える。Opportunity にはコロナの終息、Threat にはデルタ株の猖獗が入ろう。日本語で言えばよいではないかと思うが、すべてアメリカ方式でない気が済まないらしい。それはさておき、要は、マクロ分析において漏れが無いようにするための手引きである。我々の歴史分析にも有益かも知れない。

8月17日、松井幹郎先生がお亡くなりになった。部会を代表して弔電、盛花をお送りした。(御息女の鈴木裕美子様からお礼のメールと写真二葉を頂いた。その写しを同封した。) 武藤誠先生、加藤晶先生、戸高公德先生、福永英男先生、松井幹郎先生と相次いで旅立たれ、警察史研究部会、大警視川路利良研鑽会にとって過去に経験したことのない大打撃である。これからのこと、特に『大警視だより』続刊は、川路利永名誉会長と松井先生の名編で持っていただけに、『だより』の今後のことを考えると途方に暮れてしまう。現在吉原幹事の御努力下松井先生の略歴・著作歴が作成されている。また多くの方々から追悼文が寄せられ、『大警視だより』続刊第13号に掲載される予定である。松井先生は、大警視に関する数々の謎を解き明かされたが、4回目のパリ行きや浅川町民への御礼など、病を得て無念の中止になったことを記されている。志を繋いでゆくようにしたい。いずれコロナ禍も終息したら「松井先生を偲ぶ会」開催についても考えたい。『近代警察史の諸問題』(警察政策学会資料第110号、第114号)には松井先生の名編のいくつかが納められているので、是非味読願いたい(これらは警察政策学会 HP にもアップされている)。

部会を取り巻く情勢は大変厳しい、若い方達には是非とも諸先生の思いを胸に、それぞれの研究課題をさらに極め、世に広めていただきたい。

武藤誠先生ご令室都喜子様から『近代警察史の諸問題』（警察政策学会資料第115号）をお送りしたお礼状に、

「歴史好きで才能のある方々には、今後の研究者のためにも、警察史の諸問題を書き残される使命があると思っております。今回、コロナ禍にもかかわらず、立派な資料作成にご尽力されたご努力に感謝いたします。部会員の皆様にもどうかよろしくお伝え願います。くれぐれもご自愛ください。かしこ 令和3（2021）年8月1日 武藤都喜子」と書いて頂いた。

私は、才能は全くないが、「書き残す使命がある」とのお言葉には、絶大な後押しを頂いた思いがした。部会員の皆様、使命を果たすべく勇気を持って邁進してください。皆様の御健康ご活躍を祈り申し上げます。

[初出：『大警視だより』続刊第14号（福永英男前部会長追悼号Ⅱ、通巻第43号、令和4（2022）年1月1日刊）]

我が家の断捨離

警察政策学会警察史研究部会長

大警視川路利良研鑽会会長 廣瀬 権

コロナ下、「断捨離」に挑戦されている方々も多いのではと思います。

私の場合は、長女が電話をしてきて、「勤続 30 年のご褒美に有給休暇を 2 週間いただきました。娘二人（10 代）と 3 日間ぐらい断捨離をやってあげる」と言ってくれたので、はじまりました。我々夫婦だけでは、取りかかってもすぐ投げ出してしまいます。「冷蔵庫、納戸部屋、本」と目標を決めて、どんどん進めてくれます。若い力はすごいなあと思います。孫とこんなにじっくり話せたことは初めてでした。

孫「おじいちゃん、こんなに読んだの、偉いなあ」

私「いやあ、残念ながら、何も憶えていないよ、もっとしっかり勉強しておくべきだよ」

孫「何か残っているもんだよ」

励まされます。

私「しかし人間とは『ため込む動物だね』、書留ノートが多いのも、自信がない現れかもしれない」

長女「感傷に浸ってないで、迷ったら捨てる、それでやって」

私「もう一度読みたいという気持ちが湧くものは残したい」

長女「だめだめ、図書館で借りればいいじゃない。兎に角、前後二列になっていて、奥のものが見えないのは一列に、その上に乗っかっているものは、危ないから、ないようにしよう」

嵐のような 3 日間が過ぎました。孫娘の頑張りには、長女も認識を新たにしたようです。

さて、3 人が帰った後の老夫婦の格闘は、これまた大変です。「燃えるゴミ」、「燃えないゴミ」に分別し、それぞれを市の回収車に収集してもらおうべく、別々の日の朝早く、マイカーに積み込んで、数箇所のゴミ集積所へ運びます。日課の散歩の後に、すべて回収されたかどうかを確かめます。セキュリティ用の受像器は産業廃棄物とかで、持って行ってくれませんでした。夜、引き上げてきました。セキュリティ会社に連絡して引き取ってもらわなくてはならないようです。粗大ゴミは、市のクリーン・センターへ運びました。センターの入り口で「車+人+ゴミ」の重量を計り、出口で「車+人」を計ります。差額に単価を掛けて、料金を払います。意外と安く、助かりました。この計量システムは、頭がいいなあと感心してしまいました。ゴミの収納はこの方式が基本だそうです。本は、ブック・オフへ 2 度ほど運びました。思ったより高く買ってくれました。まだ大量に残っています。ネットで調べたら、取りに来てくれるところがあり、頼みました。

断捨離の真っ只中でも、何か警察史研究に役立つものはないかなあと探してしまいます。地下鉄サリン事件被害者の会が、事件後 2 年過ぎた平成 9 年 3 月 20 日に出した『手記集』（事務局長 中村裕二弁護士）と、野中広務（当時自治大臣・国家公安委員長）『私は闘う』（1999（平成 11）年 7 月 10 日 文春文庫）が、段ボールの底から出て来ました。丁度、警察政策学会資料に『私のオウム戦記』からの提言』を執筆中でありましたので、断捨離

されないように隔離しました。

『手記集』には、誰が自分を病院へ運んでくれたのか、恩人の名前を知ろうと必死に努力をする被害者の様子や、「警察は、これまでオウムについてどういう捜査をしてきたのか、明らかにして下さい」という叫びが書かれています。改めて心の臓をつかまれます。

執筆中の『「私のオウム戦記」からの提言』の「戦記」は、『私は闘う』p30に野中委員長が、「私も、4月25日の定例記者会見で、「国と国の戦い」という表現をつかった」と、述べているからです。また、5月16日の麻原逮捕後の会見で、委員長は、「誠に感慨無量であるとともに、改めて今日まで本当に劣悪な条件の中で捜査活動をしてくれた警察当局に深甚の敬意と感謝を捧げたいと思う」と、述べています(p34)。この委員長発言で、私どもはどんなに励まされたかしれません。

断捨離は、忘れ去っていたものを発見する機会でもあります。まだまだ途中です。また応援をお願いしようと思います。

若い人の力の話ですが、個人的にありがたいなあと痛感したのは、平成23(2011)年3月11日の東日本大震災発災の時でした。私の住んでいる習志野市袖ヶ浦地区は、厳しい液化化現象に襲われました。地中から噴出した不気味な灰色の土砂が、すぐ乾燥して凝り固まり、側溝が埋め尽くされました。これを取り除こうと、当時60歳後半だった私は懸命な努力をしましたが、如何ともしがたく、途方に暮れていました。そこへ、斜め向かいに住む若き男性が飛び出してきて、助けてくれました。体格の良い方で、汗みどろになりながら、側溝からすべてを掻き出してくれました。初めてお会いした方でした。それ以来挨拶を交わすようになりました。

当時も今も、私は、隣近所との交際は、女房に任せ放しで、ほとんど変化していません。ところが、最近は近所でご不幸があっても、まったく分からないことが多くなりました。女房でさえ気づかないことがあります。施設でお亡くなりになり、身内だけで葬儀を終えられます。町会からお知らせが来るのはずっと後になります。日本の伝統の隣近所のお付き合いは、確実になくなりつつあります。残念です。

町会から「断捨離協力会」などの企画があれば、参加したいと思えますし、やってもらいたいなあとも思えます。

[初出:『大警視だより』続刊第15号(松井幹郎先生追悼号Ⅱ、原田弘先生追悼号、通巻第45号、令和4(2022)年7月1日刊]

(紹介) 廣瀬權氏『大警視だより』続刊寄稿中前輯 (第二輯)
及び本輯 (第三輯) 収録稿一覧

(紹介) 廣瀬權氏『大警視だより』続刊寄稿中前輯 (第二輯) 及び本輯 (第三輯) 収録稿一覧

(前稿「(紹介) 廣瀬權氏『大警視だより』続刊寄稿中前輯 [第一輯] 収録稿一覧」(第二輯上冊 (警察政策学会資料第 114 号) 190 頁参照。))

令和 2 (2020) 年

- ・「顔が見える命」と「統計上の命」第 10 号 (加藤晶会長追悼号Ⅲ、復刊第 10 号記念号、通巻第 39 号、令和 2 (2020) 年 7 月 1 日刊) (前輯 184 頁以下に再録。)
- ・「コロナ禍と「大義名分」第 11 号 (加藤晶会長追悼号Ⅳ、通巻第 40 号、令和 3 (2021) 年 1 月 1 日刊)] (前輯 187 頁以下に再録。)

令和 3 (2021) 年

- ・「この際、川路利良大警視をもう一度勉強する」第 12 号 (福永英男前部会長追悼号Ⅰ、通巻第 41 号、令和 3 (2021) 年 7 月 1 日刊) (本輯 11 頁以下に再録。)
- ・「松井幹郎先生、ありがとうございました」第 13 号 (松井幹郎先生追悼号、通巻第 42 号、令和 3 (2021) 年 10 月 13 日刊) (本輯 94 頁以下に再録。)

令和 4 (2022) 年

- ・「福永英男先輩の「ひとこと」」第 14 号 (福永英男前部会長追悼号、通巻第 43 号、令和 4 年 1 月 1 日刊) (本輯 82 頁以下に再録。)
- ・「書き残す使命がある」—警察史研究部会の今後によせて—第 14 号 (福永英男前部会長追悼号Ⅱ、通巻第 43 号、令和 4 (2022) 年 1 月 1 日刊) (本輯 71 頁以下に再録。)
- ・「オウム真理教・犯罪者集団」との戦いと今日の課題 (1)」第 14 号 (福永英男前部会長追悼号Ⅱ、通巻第 43 号、令和 4 (2022) 年 1 月 1 日刊) ⇒全面改稿の上「私のオウム戦記」からの提言」として本輯 63 頁以下に収録。
- ・「我が家の断捨離」第 15 号 (松井幹郎先生追悼号Ⅱ、原田弘先生追悼号、通巻第 45 号、令和 4 (2022) 年 7 月 1 日刊) (本輯 73 頁以下に再録。)

(参考)

- ・警察政策学会資料第 114、115 号『近代警察史の諸問題—川路大警視研究を中心に—武藤誠氏・加藤晶氏・福永英男氏・戸高公德氏追悼記念論集 (第二輯) 【上下冊】』(前輯。令和 3 (2021) 年 5 月 8 日刊) 序文 (前輯-1-頁以下に収録。)
- ・「暴力団問題の原点を三考する」(前輯 137 頁以下に収録。掲載経緯につき同 183 頁参照。)
- ・本輯序文 (本輯-1-頁以下に収録。)

第4篇 福永英男前警察史研究部会長追悼集

(はじめに)

警察政策学会前警察史研究部会長福永英男氏(1936～2021)には、令和3(2021)年2月10日に逝去された。享年84。同年夏発行の『大警視だより』続刊第12号(福永英男前部会長追悼号、通巻第41号、令和3(2021)年7月1日刊)には、下記を収録した。

【福永英男前警察史研究部会長追悼集】

- ・福永英男前警察史研究部会長略年譜・著作目録(抄)
- ・福永英男前警察史研究部会長「川路大警視と漢詩」

また、警察政策学会警察史研究部会編『近代警察史の諸問題—川路大警視研究を中心に—(第二輯)—武藤誠氏・加藤晶氏・福永英男氏・戸高公德氏追悼記念論集—【上冊】』(警察政策学会資料第114号、令和3(2021)年5月8日刊。同学会HP(<http://www.asss.jp/>)にアップ済。)42頁以下に上記福永英男氏「川路大警視と漢詩」を再録し、218頁以下に「福永英男前部会長略年譜・著作目録(初稿)—福永英男前部会長の御業績を偲びて—」を掲載した。

次いで、『大警視だより』続刊で追悼号Ⅱとして第14号(福永英男前部会長追悼号Ⅱ、通巻第43号、令和4(2022)年1月1日刊)を発行した。以下、同号収録追悼関係文を本輯に再録しておく。

〔目 次〕

【福永英男前警察史研究部会長追悼集Ⅱ】(『大警視だより』続刊第12号より続く。)

福永英男君を偲んで	元警察庁刑事局長 中門 弘……………78
福永英男前警察政策学会警察史研究部会長を偲んで	大警視川路利良研鑽会会員 笠井聡夫……………81
福永英男先輩の「ひとこと」	
警察政策学会警察史研究部会長・大警視川路利良研鑽会会長 廣瀬 權……………82	
福永英男元静岡県警察本部長の思い出 元静岡県警察本部刑事部長 渡辺芳郎……………84	
(資料) 福永英男前部会長単行書目録 ……………86	
【紹介】 福永英男前部会長関係警察政策学会資料 ……………86	

福永英男君を偲んで

元警察庁刑事局長 中門 弘

警察庁に昭和34(1959)年に採用された同期の福永英男君が本年(令和3(2021)年)2月に逝去、享年84歳だった。昨年の秋頃から体調不良で入退院を繰り返していたが、コロナ禍のため面会にも行けなかった。亡くなった際も葬儀にも出席できなかった。入院中に看護師さんに手伝って貰って息子さんが用意した携帯電話に架電して話したのが最後だったが、鼻に酸素吸入のチューブが挿入されているとのことで、ほんの数分しか話せなかった。いろいろと話したかったこともあったろうと思うと残念である。

彼は我が期の中でも突出した文筆家で、警察在職中はもちろん、退職後も含め、幾多の論文、エッセイ、そして小説まで執筆している。その著作目録は警察政策学会警察史研究部会編の警察政策学会資料第114号「近代警察史の諸問題(第二輯)」上冊(令和3年5月刊)の218頁以下に掲載されている。

勤務地も北は北海道から群馬、神奈川、静岡、大阪、兵庫、岡山の各府県、南は沖縄まで広範囲にわたっているが、その勤務地ごとに警察の機関誌に折々の彼の寄稿文が掲載されている。これらの掲載文をまとめて加筆した単行本を何冊か出している。また、警察庁外勤課に勤務した経験から「外勤警察」や「遺失物法注解」など執務関係の単行本も出している。さらに警察退職後に10年をかけて江戸時代の刑法ともいべき御定書百箇条をコメンタールの的に解説した『御定書百箇条』を読む」という大著を自費出版した。本来なら市販してもよいような著作であるが、あまりにも専門的で、需要見込みが立てられないので自費出版となったものと思われる。しかしテレビや映画の捕り物を扱った時代劇では時代考証が誤っているのが多いが、この本を参考にしてもらいたいものだ。

彼の著作があまりにも多いのでそのすべて読んでいとは言えない私はその内容の多くを論評する資格はない。しかしこの点だけは言えると思う。いずれの著作も批判精神に富んでいたということ。彼は昭和43(1968)年9月に北海道警察本部の警務課長に任命されて赴任した。当時、北海道などの冬期に寒さが厳しい勤務地では暖房用石炭などの購入のために寒冷地手当が支給されていた。しかしこれは8月現在の勤務者に支給され、9月に赴任した者には支給されなかった。(その後改められたと思う。)彼はこれをおかしいと主張していたが、このような「おかしい」と感じたことが、後の「随想集 へそを曲げよう」(立花書房、昭和49年刊)という著作本になったのではないかと想像する。彼自身は決してへそ曲がりな人間ではないが、著作では批判精神は随所に見られるのではなかろうか。

もう一点、私が常々不思議に感じていたことは、各分野で多くの著作を有し、博学な彼がIT関係にはあまり知識がなく、パソコン、ワープロは全く操作できず、スマホも携帯電話も持っていなかったこと。彼は警察退職後も、長年にわたり新聞「日刊警察」に「警察の灯火」と題するエッセイを掲載していたが、その原稿執筆で統計データなどを知りたいときに私に「インターネットで〇〇のデータを調べてほしい」などと何回か電話をかけてきたことがある。彼の才能からすれば、パソコン操作のノウハウを身につけることはそんなに難しいこととは思えないが、文筆家として原稿執筆はあくまで自筆でということにこだわったためかとも思った。本人に確かめたことがないので理由は不明のままである。

警察政策学会では彼が警察史研究部会長をつとめていた頃、私は刑事警察研究部会長をつとめていたが、両部会の交流はなく、刑事警察についての彼の見識を聞く機会はなかった。取り調べの可視化や DNA 鑑定精度向上、防犯カメラの普及などによって大きく変わってきた捜査の状況を、彼はどのように捉えていただろうかと聞くことができないのが残念である。

今回久方ぶりに彼が伊吹駿というペンネームで書いた「骨肉の家」（立花書房、昭和 58 年刊）という小説を再読した。交通事故を偽装した肉親の保険金殺人事件をドキュメンタリー風に書いた作品である。彼の出身地の滋賀県が舞台となっている。ポリグラフの効果などがやや誇張して描かれているなどの点はあるが、捜査の手順や鑑識や鑑定、また取り調べの状況などが実際の捜査と矛盾しないように丁寧に描かれている。前掲の警察政策学会資料の著作目録によると、この小説は TBS 局でテレビドラマ化され放映された、と記されている。残念ながら私はこのドラマを見ていない。原作に忠実に描かれたのだろうか。現在も幾多の警察小説があり、刑事ものドラマが放映されているが、現実の捜査とはかけはなれたストーリー展開や映像描写が行われていることが多い。「ドラマで描かれている捜査手法などには実態と異なることも多い」と警察が主張しても一般市民にはどこが違うのかはわからないことが多い。福永君が健在であれば、その辺をわかりやすく解説した「警察捜査ドラマのウソとホント」というような著作を彼の文筆力をもって書き上げることができなかっただろうかと、もっと早い時期に話しかけてみたらよかつたと思つづく。

福永君は新型コロナウイルスの感染拡大で緊急事態宣言時に亡くなったが、彼が健在であれば、コロナに振り回されている今の社会の現状についても、どのような感想を持つであろうか。感染防止のため、リモートワークやリモート会議が行われていて、その操作ができない人は仕事について行けなくなる昨今の状況や、コロナ禍の状況下でのオリンピック、パラリンピックの開催をどのように論評するであろうか。それを聞くことができないのも残念である。

文筆活動以外でも、彼は囲碁は高段者、ゴルフは最盛期はシングル級の腕前で趣味でも抜きんでいた。何回か対局したり、プレーを共にしたが、私とはレベルが違っていた。今はもう彼の社会批評を聞くことも、囲碁やゴルフで助言を受けることもできないが、彼の残した著作を再読して、彼の冥福をお祈りする次第である。

（追記）

この追悼文は、福永君とも親しかった笠井聰夫君の紹介を通して、「大警視だより続刊」編集担当者の吉原丈司君（同君が警察庁入庁後の警察大学校入校時に私は担当教官をしていた）からの依頼により記した。私は警察史研究部会のメンバーでもないし、福永君の著作を数多く読んでいるわけでもないの、いったんはお断りした。しかし福永君と同期入庁ということで彼の人柄や業績を偲ぶどんなことでもよいから書いてほしいという依頼で引き受けた次第。従って警察史研究での彼の業績や貢献には触れることができなかったことをお許し願いたい。警察史研究部会は、最近の刊行された学会資料を見ると、廣瀬権部会長のもとでメンバーの多くが積極的に研究結果を執筆されているようであり、福永君も喜んでいと思う。

（令和 3（2021）年 8 月執筆）

第 4 篇 福永英男前警察史研究部会長追悼集

[初出: 『大警視だより』 続刊第 14 号 (福永英男前部会長追悼号、通巻第 43 号、令和 4 年 1 月 1 日刊)]

福永英男前警察政策学会警察史研究部会長を偲んで

大警視川路利良研鑽会会員 笠井 聡夫

去る令和3(2021)年2月10日の朝、私は全日本デリバリー業安全運転協議会(SDA)の事務局長から福永さんご逝去の一報を受けた。コロナの影響もあって2年あまりお会いしておらず、突然の悲報だった。デリバリー業はいまや欠かせない便利な生活ツールとなっているが、配達途中の事故防止は大きな課題である。福永さんは、SDAの交通安全活動を社会貢献ととらえて創設以来長年にわたってボランティアで支え、業界企業の経営者の皆さんの信頼を集めておられた。博識多才で豊富な話題、講談調の語りは日本酒が入ると一段と座を盛り上げ、長打のゴルフは業界人に優るとも劣らない実力派である。百戦錬磨の経営者が信頼するのも道理である。SDA関係者の皆さんの心からの哀悼の誠を捧げる次第である。

福永さんは警察各部門の要職を務められたが、多忙な中であって警察実務に関する指導教養書は勿論、学術研究書から随筆、小説にいたるまでジャンルを問わずあまたものにされ、その数は「略年譜・著作目録」(警察政策学会資料第114号218頁以下)に見る通りである。また、日本民俗学会に所属されて伝統的習俗、習慣に立った独自の切り口で健筆をふるってこられた。「川路大警視の偉さ」、「川路大警視と漢詩」、「聲無きに聞き、形無きに見る」等、大警視に関する論考も少なくない。ご著書『御定書百箇条を読む』は警察学、法史学、民俗学等の諸学を網羅した力作であり、今後とも読み継がれ、参考とされる貴重な文献資料である。

半世紀あまりさかのぼるが、私は国連アジア極東犯罪防止研修所に入所し、研修終了レポートの提出に迫られていた。在外勤務派遣を間近に控えて時間に追われていたことから警察庁外勤課理事官をされていた福永さんに相談したところ、寛大にも机上にあった地域警察活動と犯罪抑止に関する未定稿資料をもらい受けた。渡りに船とこれをそのまま英文に書き直して提出して研修から解放されたのである。福永さんはそんな私の窮地を救ってくれた恩人だった。因みに、後日、国連の犯罪防止委員会等から好評をもらったが、元はといえば著作権の盗用?になりかねない論文だった。

福永さんには爾来長らくご指導、ご厚誼に与ったが、春風駘蕩、ご一緒した後はきまっで心地よい一時だったと記憶するばかりである。残された文献資料は膨大であるが、まだまだ福永さんのご健筆、ご講話にまつテーマは限りなく残されているのも事実である。ご逝去はまことに残念の極みであり哀惜の念に堪えない。ここに謹んでご冥福をお祈り申し上げる次第である。

[初出:『大警視だより』続刊第14号(福永英男前部会長追悼号、通巻第43号、令和4年1月1日刊)]

福永英男先輩の「ひとこと」

警察政策学会警察史研究部会長

大警視川路利良研鑽会会長 廣瀬 権

人と人との結びつきは、偶然の機会に発せられた「ひとこと」によって、左右される場合がある。良い場合も、絶交となる最悪の場合も。福永英男先輩は、茫洋とした大人を思わせるご性格から、教訓的な味わいのある「ひとこと」を多く語られ、ほんわかとした良い思い出を多くの人々に残されたのではなかろうか。

私への「ひとこと」を書いておきたい。

昭和61(1986)年11月、福永大阪府警警務部長、廣瀬同刑事部長である。

大阪府下泉大津市小松埠頭に、男性死体の入ったコンクリート詰めドラム缶が浮かんだ。死体を取り出したところ首から上と両手が切断されていて、なかった。両足はあった。大阪府警は全国でも珍しく、屋内で行われた犯罪の犯人を逮捕したときは、指・掌紋に加えて足紋を採ることにしている。これが効いた。足紋から身元が割れ、家族数人が共謀して殺害に及んだことが分かった。足紋は、難事案の解決に大きな戦果をもたらすことがある。昭和53(1978)年7月11日、山口組3代目組長田岡一雄を京都市内のナイトクラブ「ペラミ」において狙撃した鳴海清は、六甲山中で、惨殺体で発見されたが、この遺体の確認が難航した、決め手は大阪府警の足紋であったと聞く。さて、ドラム缶の中には、ほかに「カイツカイブキ(貝塚息吹)」の葉が入っていた。死体を詰め込んだ現場近くにカイツカイブキが生えていたことも傍証になった(廣瀬「ある捜査幹部の事件簿(第2回)」『捜査研究 2008.04』に収録)。事件を見事に解決したので、私は、鈴木良一本部長の下での部長会議で、滔々と捜査結果を報告した。得意満面であった。自分では全く記憶にないのだが、私は「カイツカイブキの葉」と言うべきところを、「カイツカイブキという草花」とやったらしい。福永部長から「刑事部長!カイツカイブキは生け垣にも使われる樹木で、草花ではありません。そんなことも知らないのですか」というようなことを言われた。言葉は厳しいが、お人柄はかねて知っているの、「お教えありがとうございます」と、笑顔で受け流した。

受け答えが良かったのか、その後福永先輩は私と会う度に「カイツカイブキ」を連発した。最近までもそうであった。残念!いまや「カイツカイブキ」と言って笑いかけてくれる温顔を見ることは出来なくなった。

悔しいのでインターネットで「カイツカイブキ」を調べてみた。

「ヒノキ科の常緑針葉樹で、海辺などに自生するイブキ(ビャクシン)の園芸品種(あるいは変種)とされる。大阪の「貝塚」で作られたためカイツカイブキと命名され、北海道南部以南の各地に植栽される。…他の庭木にない洋風な雰囲気好まれ、一般家庭の生垣としてさかんに植栽された。昭和時代を代表する生垣樹種といえる。当時としては大気汚染に耐えるほぼ唯一の針葉樹であり、その丈夫な性質が高度成長期の時代性と合致したこともあって、学校、工場、高速道路などにも大量に植栽された。現在見られるカイツカイブキの多くはその名残であり、新たに植栽される例は年々減少している。」。絶滅しないことを願うばかりである。

令和3(2021)年2月10日、福永先輩がお亡くなりになって、「警察政策学会・警察史研究部会」を代表して、奥様の正子様にお悔やみのお手紙を差し上げた。

「個人的なことで申し訳ございませんが、私は、昭和60年頃、四方修・鈴木良一大阪府警本部長の下、福永警務部長、廣瀬刑事部長の布陣で、グリコ事件等がありまして、苦しい時でしたが、皆、福永先輩の暖かい包容力に包まれて、楽しく仕事をさせて頂きました。部長会議での私のコメントに対する福永先輩の評価、ほんわかとしたやりとりで、同僚部長に随分とよろこばれました。今も懐かしく思い出しております。」と書いた。

「カイツカイブキ」のことをそのまま書くのはなんとなく不謹慎な気がしたことと、奥様も既にこの話は聞いておられ、思い出されるのではないかと考えて、婉曲的に申し上げた。

お手紙ではさらに次のように申し上げた。

「福永先輩は『御定書百箇条』を読む』をはじめ、多くの感動的な著作を著され、『日刊警察』にも発表されましたので、警察史研究部会員のみならず、全国警察職員に信奉者が多かったものと思います。私共部会員は、今後少しずつではありましても、福永先輩の御足跡をたどり、明らかにして行こうと考えております。出来上がりましたらご送付申し上げます。

奥様、ご家族の皆様、どうかどうか御健康に御留意され、悲しみを乗り越えてくださいますようお願い申し上げます。

私の一存で(葬儀は内々でとの)御趣旨を慮り、御霊前もなく、お花もなく、ただこのお手紙のみといたしました御無礼を平にお許しください。改めまして警察史研究部会員を代表して、生前のご恩顧に御礼申し上げ、大きな御霊に敬礼を捧げます。 合掌

令和3年2月16日

福永正子様

廣瀬 権 」

(既に『警察政策学会資料第114号「近代警察史の諸問題 第二輯」(福永英男氏等追悼記念論集)上冊』をお送りした。ご子息様から御丁寧なる御礼状を頂いている。)

この度、大警視川路利良研鑽会会長という役得ゆえ、元静岡県警刑事部長渡辺芳郎様の追悼文(本号12頁[本輯84頁]参照。)を読ませて頂いた。福永先輩の「ひとこと」「ふたこと」が語られていた。同じ思いだなあと感じた。我々の生があるかぎり、福永先輩の「ひとこと」は我々の心に生き続ける。福永先輩ありがとうございました。

(令和3年7月22日)

[初出:『大警視だより』続刊第14号(福永英男前部会長追悼号、通巻第43号、令和4年1月1日刊)]

福永英男元静岡県警察本部長の思い出

元静岡県警察本部刑事部長 渡辺 芳郎

元静岡県警察本部長福永英男様には令和3(2021)年2月10日御逝去との報に接し、謹んで御冥福をお祈り申し上げます。また、本誌第12号(令和3年7月1日刊)及び警察政策学会資料第114号(同年5月8日刊)所載の御著作目録等の資料を拝見いたし、改めて福永様の大きな御業績に対し、深甚の敬意を表する次第であります。

先に福永様の追悼文寄稿を依頼されましたが、もとより浅学非才、拙い文章の内容・表現で福永様の御高名を汚すことがあってはいけないことから、何卒ご容赦いただきますようお願い申し上げたところです。しかるに、それでも、なお重ねてお話を頂戴いたしましたので、僅かに個人的な思い出に絞り、いささか記してみたいと存じます。

福永様は、昭和62(1987)年7月、大阪府警察本部警務部長から本県警察本部長に御着任され、平成元(1989)年3月まで務められ、神奈川県警察本部長に転出されました。同氏は、身長1m80cmを超える偉丈夫で、明朗快活な御性格の下、各種の会議では常々「仕事はしっかりやるが(緊張ばかりでは体がもたない)休養もしっかりと」、「事に臨んではザ・ワーストのケースを念頭に(いわゆる危機管理)対応」等、豊富な御経験と物事の本質を見極めた御見識をもつて的確な指示、組織運営を行われました。また、日本民俗学会会員であるなど、幅広い知識をもった学者然とした本部長でもあり、野球に精通し、ゴルフも上手なスポーツマンであられました。

私は、この間、警察本部警務部警務課の警務調査官(警視)として本部内の定例部長会議に書記役として出席し、時に県知事主宰の県定例部長会議に出席する本部長の鞆持ちとして随行させていただきました。懐かしくも有難いことでした。以下では、私が警務調査官当時の福永様の思い出として、何れも決裁文書中の誤字に係ること二題について記させていただきます。

一つは、定例の部長会議において、折々に話されたことです。

「本やまとまった資料を手にしたとき、表紙の次頁あたりに内容の一部や誤植文字について加除・訂正を記した紙片が入っていることがあり、これを最初に見せられると(読もうとするその本や資料について)興ざめとなる。翻って、私のところに上がってくる(本部長)決裁の起案文書を見ると、内容に誤字のあるものがまゝある。起案書の表紙には関係する合議先部課の何人かの幹部たちが、時には10個以上のはんこ(印)を連ねて押して(押印)いる。はんこを押した幹部たちは誰も誤字に気が付かないのか、一体何を見てはんこを押しているのか。私はその都度、決裁に来た者に「はんこを押した者はその(誤字を見落とした)責任として、誤字一字あたり100円を持ってくるように」と言い、これ(このお金)が相当たまっていると思うのだが、未だ誰一人(お金を)持ってきた者はいない。」とユーモアを交え、笑いながら話されました。

二つは、私が本部長決裁時に直接ご指導を受けたことです。

警務調査官として他部局と打ち合わせた案件をとりまとめた起案文書を作成して某上司の決裁を受けた際、某上司が決裁文書の文脈上から「接衝して」の文字を手書きで文書中に書き入れました。私は上司が直接手直しされたことから特に疑問を感じないまま本部長

決裁に臨んだところ、福永様は一読後、「渡辺君、「せっしょう」という言葉は、（利害関係のある）相手と交渉するにあたり、相手が折れるか、こちらが折れるかの駆け引きをいうので、漢字の構成としては左側の部分が同じ「偏」の「オ（てへん）」でもこの場合は、接するの「接」ではなく折れるほうの「折」とするのが正しい。書いた本人はその字が正しいと思っているため、その時に指摘しないと今後も同じ誤りをする事となるので、以後注意するように。」と、その場で訂正の指導を受けました。

自室に戻り改めて辞書で調べると確かに「折衝」であり、後日、警察本部の部課長や警察署長として決裁者の立場になった際、部下の起案文書に誤字があると、福永様から分かりやすい説明で指導を受けた例をよく引き合いに出して話し、その場で部下を指導するように心がけました。

福永様には本県御在職中本当にお世話になりました。思い出は尽きることがございません。ただただ往時の御指導に感謝申し上げる次第です。

（執筆者紹介）

渡辺芳郎（わたなべ よしろう）

昭和 37（1962）年 4 月静岡県警察官拝命、沼津警察署長、警察本部生活安全部長、静岡中央警察署長、警察本部刑事部長（就任 6 か月後に警視長昇任）等を歴任し、平成 16（2004）年 3 月退職。平成 26（2014）年 4 月～平成 30（2018）年 3 月の間一般社団法人静岡県警友会会長、現在同会顧問

〔事務局註：渡辺氏には去る令和 3（2021）年春叙勲（瑞宝小綬章）の栄に浴された。謹んで御祝詞申し上げます。〕

〔初出：『大警視だより』続刊第 14 号（福永英男前部会長追悼号、通巻第 43 号、令和 4 年 1 月 1 日刊）〕

(資料) 福永英男前部会長単行書目録

(詳細は『警察政策学会資料』第114号218頁以下参照。〈<http://www.asss.jp/>〉)

- 昭和44(1969)年 『現代に生きる古代』(群馬県警察本部上毛警友編集部(私家版か?)、昭和44年8月25日刊)
- 昭和47(1972)年 『習俗のナゾ—現代に生きる古代』(啓正社、昭和47年7月20日刊)
- 昭和48(1973)年 『遺失物法注解』(立花書房、昭和48年4月10日刊)
- 昭和49(1974)年 『外勤警察』(現代警察新書46。啓正社、昭和49年9月20日刊)、
『随想集 ヘソを曲げよう』(立花書房、昭和49年10月25日刊)
- 昭和55(1980)年 『遺失物法注解 改訂版』(立花書房、昭和55年9月1日刊)
- 昭和56(1981)年 『警察管理ノート』(立花書房、昭和56年10月1日刊)
- 昭和58(1983)年 『骨肉の家 血の絆が招いた二重殺人事件簿』(はなぶつくす。小説、
ペンネーム「伊吹駿」名。立花書房、昭和58年10月1日刊)
- 昭和60(1985)年 『習俗のナゾ—現代に生きる古代 増補版』(啓正社、昭和60年7月10日刊)
- 昭和63(1988)年 『遺失物法注解 三訂版』(立花書房、昭和63年3月15日刊)、
『新版 外勤警察』(啓正社、昭和63年5月10日刊)
- 平成2(1990)年 『遺失物法注解 四訂版』(立花書房、平成2年3月10日刊)
- 平成5(1993)年 『警察管理ノートII 一人は将にも兵にもなる一』(立花書房、平成5年
10月15日刊)
- 平成14(2002)年 『『御定書百箇条』を読む』(私家版(印刷:東京法令出版)、平成
14年12月16日刊)

(参考)(編著)平成3(1991)年 『外勤警察のすべて』(啓正社、平成3年12月20日刊)

[初出:『大警視だより』続刊第14号(福永英男前部会長追悼号、通巻第43号、令和4年1月1日刊)]

【紹介】福永英男前部会長関係警察政策学会資料(同学会HP:〈<http://www.asss.jp/>〉)

- ・警察政策学会警察史研究部会編『近代警察史の諸問題—川路大警視研究を中心に—』(警察政策学会資料第110号、警察政策学会、令和2(2020)年5月8日刊)21~26頁
- ・警察政策学会警察史研究部会編『近代警察史の諸問題—川路大警視研究を中心に—(第二輯)【上冊】—武藤誠氏・加藤晶氏・福永英男氏・戸高公德氏追悼記念論集—』(警察政策学会資料第114号、警察政策学会、令和3(2021)年5月8日刊)42~44、218~226頁

[初出:『大警視だより』続刊第14号(福永英男前部会長追悼号、通巻第43号、令和4年1月1日刊)]

第5篇 原田弘氏追悼集

原田弘先生の御逝去を悼みて

警察政策学会警察史研究部会事務局編

警察政策学会警察史研究部会前部会員、大警視川路利良研鑽会名誉会員、原田弘先生（1927～2021）には、悲しい哉昨令和3（2021）年7月6日逝去された。94歳（享年95）。謹んで御冥福をお祈りいたします。

先生は上記警察史研究部会前身の警察史研究会（在警察大学校）会員として、同会顧問であられた明治法制史研究の大家手塚豊先生（1911～1990）より親しく御指導を受けられたとお聞きする。敬服に堪えない次第である。その後、平成14（2002）年3月に警察政策学会に入会し、警察史研究部会に所属され、以後同部会で20年近くにわたって御活躍された。しかるに、御健康上の事由から、一昨年令和2（2020）年5月15日警察政策学会会員を辞されたのに伴い、同部会も退会された。このことについては、先に刊行の警察政策学会資料第115号（本年5月8日刊）跋にも記載されているところである。ただし、大警視川路利良研鑽会の方は名誉会員として最後まで在籍され、貴重な御指導を賜った次第である。ちなみに、先生が『大警視だより』続刊に御寄稿されたものは、以下の諸稿である。いずれも、警察政策学会警察史研究部会編『近代警察史の諸問題—川路大警視研究を中心に—』（警察政策学会資料第110号、警察政策学会、令和2（2020）年5月8日刊。同学会HP〈<http://www.asss.jp/>〉にアップ済。）に再録されている。御健康が許せば更に多くの玉稿がいただけたのであろうが、令和に入ってからでは頂戴できなかった。

- ・「川路大警視の面影を見る」『大警視だより』続刊第2号（通巻第31号、平成28（2016）年8月1日刊）
- ・「川路大警視と消防制度」『大警視だより』続刊第3号（通巻第32号、平成29（2017）年1月1日刊）
- ・「西郷隆盛と大久保利通との比較—川路大警視との関連で—」『大警視だより』続刊第5号（通巻第34号、平成30（2018）年1月1日刊）

当時これらの御寄稿については、先生御息女の五十嵐節子様の大変な御配慮に与った。五十嵐様に厚く御礼申し上げます。同氏には今号に警察史研究部会及び大警視川路利良研鑽会同人諸氏への謝辞、御厳父様の思い出その他を執筆したいとの御意向であったが、編輯上の不手際から今後に回さざるを得なかった。深くおわび申し上げます。深くおわび申し上げます。

原田先生は、昭和2（1927）年3月5日生まれ、昭和19（1944）年3月警視庁消防部に入り、戦後昭和20年9月警察官に転じ、御公務で大きな御業績をあげられるとともに、多くの御著作を残された。古書、資料収集にも極めて御造詣が深く、大変な御蔵書を有しておられた。

警察史研究部会創部以来個人的にもいろいろ御示教を賜ったが、とりわけ、国分友諒（ともさね、1837～1877）の墓所をお教えたことが特に思い出に残る。夙に中原英典先生（1915～1979）がその御遺稿「七人の大警視—^{アツ}阪元、国分両氏の墓所につきお尋ねをかねて—」『警察学論集』第36巻第2号（昭和58年2月刊）中で坂元純瀨（1843～1914）

と國分友諒の墓所再発見を念じておられたが、原田先生は、中原先生ともお親しかった上記手塚豊先生の御示唆を受けて、それを発見され、後に御自身が会長を務められた杉並郷土史会の機関誌『杉並郷土史会報』120号（平成5〈1993〉年7月25日刊）に「杉並の名墓（42）西南戦争で散った國分友諒権少警視の墓」として公表されておられた。その後平成17（2005）年2月10日（木）開催の平成16年度第5回例会で改めて報告されたが、それを聞かれた武藤誠先生、加藤晶前部会長以下皆驚愕したものである。愚生も早速原田先生に更に詳細をお聞きした上で、直ちに当該墓所を二回にわたって展墓し、研究部会でお世話になっている高橋均先生にも御指導いただき、同年6月18日（土）開催の平成17年度第1回例会で、「國分友諒顕彰碑について—原田弘先生のお教えに接して—」として報告したところである。なお、これについては、先の警察政策学会資料第110号でも再度簡単に言及し、資料化しておいた（175頁以下、学会HP〈<http://www.asss.jp/>〉参照。）。原田先生の御高教に改めて感謝いたすものである。

以下では、上記五十嵐節子様にご教示いただいたネット資料「「すぎなみ学倶楽部」原田弘さん」を紹介しておくこととする。原田先生の警察史研究の御足跡が偲ばれる極めて貴重なサイトであるので、御参考に願います。

「すぎなみ学倶楽部」〈<https://www.suginamigaku.org/>〉⇒

「原田弘さん」 掲載日：令和元（2019）年5月20日 情報更新日：令和3（2021）年7月8日 取材者：村田理恵様

〈<https://www.suginamigaku.org/2019/01/harada-hiroshi.html>〉

加えて、続編「原田弘さんが語る、戦前～戦中の思い出」も興味深い。ここではその中から「プロフィール」を転載させていただくこととする。ただし、[]内は今回補足したものである。先生は『築地警察署史』の編纂者のお一人であられたが、その関係からか「銀座史」研究についても御権威で、大きな御貢献をされておられる。

〈<https://www.suginamigaku.org/2019/01/memory-harada-hiroshi.html>〉

「*原田弘 プロフィール 1927 [昭和2]年に東京府豊多摩郡杉並町高円寺（現高円寺南2丁目）に生まれる。1944 [昭和19]年、警視庁消防部に採用され杉並消防署に配属される。1945 [昭和20]年に警視庁警察官へ転官。1949 [昭和24]年、警視庁より派遣されて、MP同乗警察官 [所謂MPライダー] となり、1959 [昭和34]年まで務める（途中、中断あり）。1985 [昭和60]年に退職。在職中は『築地警察署史』 [警視庁築地警察署、昭和48年 [8月10日]刊]の編さんに関わる [『築地警察署史』 専門委員・警備係主任]。退職後に杉並郷土史会会長を務める（すでに退任）。著書に『銀座故事物語』（新人物往来社 [、昭和50年12月日刊。「著者紹介」に「日本歴史学会員、日本民俗学会員、武蔵野文化協会員」とある。]）、『銀座—煉瓦と水があった日々—』（白馬出版 [、昭和63年10月20日刊]）、『MPのジープから見た占領下の東京 [一同乗警察官の観察記]』（草思社 [、平成6年12月9日刊。89頁掲載写真参照。]）、『ある警察官の昭和世相史』（草思社 [、平成11年12月25日刊。89頁掲載写真参照。]）がある。」

（参考）赤岩州五（1948～）編著 原田弘・井口悦男（1931～）監修『銀座 歴史散歩地図—明治・大正・昭和』（草思社、平成27年7月30日刊）の「監修者略歴」によれば、「（中略）日大三商卒。昭和20年警視庁警察官に採用され、昭和60年まで勤務。『築地警察署

史』の編纂など、地誌、警察史に精通。(以下省略。)」とある。

原田弘氏著書



『MPのジープから見た占領下の東京—同乗警察官の観察記』(草思社、平成6(1994)年12月9日刊)



『ある警察官の昭和世相史』(草思社、平成11(1999)年12月25日刊)

[初出: 『大警視だより』続刊第15号(松井幹郎先生追悼号Ⅱ 原田弘先生追悼号、通巻第44号、令和4年7月1日刊)]

(警察史資料 2-1) 警察史研究の先人—田村豊氏著作年譜—① (136 頁へ続く。)

I 略年譜

明治 32 (1899) 年 9 月 19 日 栃木県安蘇郡犬伏町に生まれる。

大正? (191?) 年 3 月 栃木県立佐野中学校卒業 大正 10 (1921) 年 3 月 広島高等師範学校英文科卒業 同年 4 月 千葉県大多喜中学校教諭 (在職 2 年) 大正 12 (1923) 年 4 月 東北帝国大学法文学部入学 (傍ら中等学校に教鞭を執りし由) 大正 14 (1925) 年 11 月 高等試験行政科合格 大正 15 (1926) 年 3 月 東北帝国大学法文学部卒業 同年 4 月 任福岡県属兼同県警部

昭和 3 (1928) 年 7 月 任地方警視、命岡山県警察部保安課長、叙高等官七等 同年 9 月 叙従七位

昭和 4 (1929) 年 8 月 任警察講習所教授 (在任 3 年 8 ヶ月、本科第 15 期～第 18 期)

昭和 5 (1930) 年 10 月 陞叙高等官六等 同年 11 月 叙正七位

昭和 6 (1931) 年 11 月 兼任内務事務官

昭和 7 (1932) 年 8 月初旬 発病、東京帝大附属病院に入院 同年 12 月 陞叙高等官五等

昭和 8 (1933) 年 2 月 叙従六位 同年同月 刑事警察講習会で「贓物関係法」を講演 (在京最後の講演か。) 同年 3 月 病氣再発

同年 4 月 12 日 任地方事務官、補福岡県工場監督官調停官 (「追悼録」記事中には「工場課長兼調停課長」とする記述もあり。)

同年 6 月 5 日 離京、同月 6 日 福岡県着任 同年 9 月 21 日 三度発病、9 月 29 日 九州帝大附属病院に入院 同年 11 月 25 日午後 10 時 30 分 逝去 (享年 35) (註 1) 上記略年譜は、「故地方事務官 前警察講習所教授田村豊君追悼録」『警察協会雑誌』第 403 号 (昭和 9 年 2 月刊、38～49 頁) 冒頭履歴、各追悼文等に拠る。

(註 2) 逝去、追悼関連記事としては、例えば次のものがある。

・「田村豊氏の永逝」『警察協会雑誌』第 401 号 (昭和 8 年 12 月 1 日刊) 雑報 (89 頁) 参照。同号「編輯後記」(92 頁) に S 生 (編輯者佐藤進のこと) の追悼記事あり。享年 35。昭和 8 年 2 月にはまだ講演せしとの由。

・「故地方事務官 前警察講習所教授田村豊君追悼録」『警察協会雑誌』第 403 号 (昭和 9 年 2 月刊) 38～49 頁。田村氏の遺影あり。① 松井茂 (警察講習所顧問、大正 13 年～昭和 20 年 9 月 9 日) 「警察教育の犠牲者」38～39 頁 ② 出石於菟彦 (警察講習所教授 (教頭、昭和 7 年 3 月 31 日～昭和 10 年 1 月 9 日)) 「故田村豊君を憶ふ」39～42 頁 ③ 数藤鉄臣 (福岡県警察部長、1896～1994) 「田村君の臨終まで」42～45 頁 ④ 金井佐久 (前警察講習所教授 (教頭、昭和 4 年 7 月 8 日～昭和 7 年 3 月 31 日)) 「故田村君を憶ふ」46～49 頁

・『警察協会雑誌』第 403 号 (昭和 9 年 2 月刊) 82 頁「編輯後記」に S 生 (編輯者佐藤進のこと) の追悼録編纂の辞あり。

(註 3) 遺影としては、上記に掲載の他、『警察協会雑誌』第 359 号 (昭和 5 年 7 月 1 日刊) 口絵「警察談話会 (昭和 5 年 5 月 30 日夜、於学士会館)」に、松井茂警察協会副会長、高橋雄豺警視庁警務部長等との集合写真あり。(前々輯第 110 号 182 頁附録 4 参照。)

第6篇 松井幹郎氏追悼集

(はじめに)

『大警視だより』創刊者の松井幹郎先生（1935～2021）には、昨令和3（2021）年8月17日に逝去されました。悲しみの中に追悼号たる『大警視だより』続刊第13号（同年10月13日刊）を出しましたが、その後先生と深い御関係を有する鹿児島県知覧小学校桜組の教え子様から心あたたまる追悼文をいただきましたので、それを収録した同第15号（本年7月1日刊）を「松井幹郎先生追悼号Ⅱ」として発行いたしました。以下に両号の主たる内容を再録しておきます。ただただ松井幹郎先生の御冥福をお祈りいたします。

1 『大警視だより』続刊第13号（松井幹郎先生追悼号、通巻第42号、令和3（2021）年10月13日刊）所収分再録

〔目次〕

【追悼文】

松井幹郎先生を偲ぶ	大警視川路利良研鑽会名誉会長 川路 利永	92
松井幹郎先生、ありがとうございました		
警察政策学会警察史研究部会長・大警視川路利良研鑽会会長	廣瀬 権	94
松井先生の悲報に接して	東京外国語大学名誉教授 高橋 均	95
松井幹郎様のこと	武藤 都喜子（武藤誠先生御令室様）	96
松井幹郎先生の御逝去をお悼みして	加藤 悠起子（加藤晶元部会長御令室様）	98
松井幹郎先生を悼む	大警視川路利良研鑽会会員 笠井 聡夫	99
加藤晶先生追悼会での献杯—松井幹郎先生追悼—		
	警察政策学会警察史研究部会事務局長 佐藤 裕夫	99

【遺稿1】川路大警視研究端緒について—『大警視だより 第1集』「編集後記」（再録）—	100
【遺稿2】DVD『川路利良生誕一八〇年 研鑽会発足三周年記念』 （大警視川路利良研鑽会、平成26年12月13日刊）送付状	102
【遺稿3】『大警視川路利良関係資料集』発行に寄せて—加藤晶会長を偲びつつ—	103
【資料紹介】最近発行警察史研究部会関連警察政策学会資料抄（含「別刷」）	105
【資料再録】（『大警視だより 第1集』（平成27年12月13日刊）未収録号）	106
『大警視だより』No.28（全2頁）	106
『大警視だより』No.29（最終号。全1頁）	108
【御遺族様より】父、松井幹郎について	鈴木 裕美子 109
【略年譜・著作目録】松井幹郎先生略年譜・著作目録（初稿）	112
【松井幹郎先生追悼号発行経緯】松井幹郎先生の御逝去を悼みて	116
【事務局通信】	118

【追悼文】

松井幹郎先生を偲ぶ

大警視川路利良研鑽会名誉会長 川路 利永

松井さん あえて松井さんと呼ばさせていただきます事をお許しください。十数年前、松井さんから初めて私川路利永宛てに丁寧なお手紙をいただきました。その文面には川路利良大警視を崇拝している。松井さんは残された余生を川路大警視の研究にあたりたい。ついては「大警視 川路利良」研究会」を立ち上げるので名誉会長になって欲しいとの相談がありました。研究会の趣旨と今後目指す方向が書かれていました。松井さんの文面は何か表現できない、思いやりの籠った文面でした。過去いろいろな方々から川路利良大警視の問い合わせや相談ごとがありました。松井さんの相談依頼は、とても心に打つものが文章の至る所がありました。松井さんは川路大警視の存在に出会い、心がときめいたそうです。



(松井幹郎先生御遺影：
平成27(2015)年4月撮影、
於御自宅、80歳頃)

私が「大警視 川路利良」研究会〔その後「大警視川路利良研鑽会」改称〕に名前を連ねることを心良く承諾させていただきましたら松井さんは大層喜びになられた事を記憶しています。僭越ながら、まだ一度もお目にかかっているのに松井さんに親近感を覚えました。また松井さんは誰もが真似を出来ないような素晴らしい行動力と礼節正しいお人柄を兼ね備えていらっしゃると思いました。2011(平成23)年6月「大警視だより」の創刊号が完成し私のもとに届きました。その創刊号はこれから続く「大警視だより」の方向性を感じました。その時私は全面的に「大警視だより」に協力させていただく事を考えました。今になれば拙稿「越後だより」(「大警視だより」第15～第23号に連載。一部は警察政策学会資料第114号に再録。)も良い思い出になりました。

松井さんの御訃報を聞き、あらためて全号を読み起こしてみました。「大警視だより」第29号に至るまでの大作は至る所に松井さんの川路大警視に対する深い思いが込められている気がします。「大警視だより」の取材で、青山霊園はもとより、台東区下谷をはじめ横浜市、福島県、その他日本の川路大警視が辿った地、また日本警察創設の手本となったフランス国に至るまで、松井さんは精力的にその足跡を辿られました。その松井さんの熱い思いと強靱な行動力が、この「大警視だより」に凝縮されています。松井幹郎氏の川路大警視に対する情熱は川路利永と川路利良大警視との距離をも縮めてくださいました。松井さんが熱い思いを持って「大警視だより」の発行にご努力されていた事に対し感謝の念に堪えません。

松井さんは数年前から闘病生活に入りご無理を押しながらも川路大警視の研究を続けられていらっしゃいました。松井さんは「大警視だより」創刊号の制作から第29号の作成まで真骨を注いでくださりました。大変なご労苦であったと思います。川路利永と致しましては感謝の念に堪えません。松井さん本当にありがとうございました。

川路利良大警視は日本の警察制度をゼロベースから創設しました。松井さんもゼロベースから「大警視だより」を立ち上げました。次元が違う、この比較には少し無理があるかもしれませんが。しかし松井さんの川路利良大警視に対する熱意がこの「大警視だより」の膨大な情報の固まりになりました。松井さんは毎年川路利良大警視の眠る青山霊園の墓参を欠かさずしてくださいました。ドクターストップが掛かっても墓参の強い気持ちは変わらず、私に連絡くださいました。その度ごとに私は青山霊園墓参の写真を松井さんに送りました。青山霊園の天気はいつも快晴でした。

また、私の孫である川路利尋誕生の際には大変喜んでいただきました。お祝いに島津のお殿様のお気に入りの銘菓「軽羹」を送っていただきありがとうございました。

松井幹郎さん

本当にありがとうございました。私はその肉体は滅んでも霊は生き続けると信じています。松井幹郎さんの霊は青山霊園に眠る川路利良大警視のもとにいらしてくださいている事を信じて、松井幹郎氏の追悼文にさせていただきます。

2021（令和3）年8月29日

川路大警視墓所（東京都立青山霊園）



（川路大警視御命日令和2（2020）年10月13日撮影）

（註）松井幹郎先生は平成8（1996）年4月鹿児島県警察学校御赴任後の5月連休に初めて川路大警視墓所に展墓されて以来毎年10月13日の大警視御命日には必ず「青山詣で」（松井先生の言）をされ、御健康事情で平成28（2016）年が最後となったが、その後も在京知人に代参を依頼されておられた。墓所右側に立つ石碑に先生が初めて現代語訳された「大警視川路君墓表」（警察政策学会資料第110号58～71頁参照。）が刻まれている。

松井幹郎先生、ありがとうございました

警察政策学会警察史研究部会長・大警視川路利良研鑽会会長 廣瀬 權

松井幹郎先生には、令和3(2021)年8月17日、九州地方に長雨が居座る中、愛する鹿児島県の地で、御家族に見守られてお亡くなりになった。享年87歳。

松井先生は、自他共に認める川路利良大警視の大信奉者であり、川路魂を現代に繋ぐとされた巨人であった。教育界での務めを終えられた後、鹿児島県警察に奉職され、かくも大警視に打ち込まれたこと、純粋警察育ちの私など、ただただ頭の下がる思いである。松井先生はかくも立派だが、この方を見出された当時の鹿児島県警察の幹部もまた素晴らしい人物評価眼を持っていたなあと感心せざるをえない。

私は、令和元年5月、故加藤晶会長から、松井先生が創始され、加藤先生が引き継がれた「大警視川路利良研鑽会」の会長を仰せつかり、『大警視だより』発行の責任者となった。コロナ禍もこれあり、甚だ残念ながら松井先生にお目にかかることは出来なかった。メール、葉書ではいろいろお話しした。先生の愛児とも言うべき『大警視だより 第1集』(研鑽会報 No1~No27)を、(一般社団法人)日本倶楽部の図書室に備え付けさせて頂いた時には、「対応の親切な、立派な倶楽部に納めて頂き感謝感激です」とお礼を言ってくださった。「警察政策学会・警察史研究部会」が、部会を開いているのは日本倶楽部の教室である。私の小論「顔が見える命と統計上の命」(初出『大警視だより』続刊第10号所収)に対して、先生から「私も気がつかない観点でした。コロナのお蔭かも知れません。」とお褒めを頂いた。殊の外嬉しかった。

つい先頃の5月8日付け発刊の『近代警察史の諸問題 第二輯』(警察政策学会資料第114号)の序文で、私は「先生には、『大警視だより』続刊発行のことを大変心にかけて温かく見守って下さっている。分からないことは松井先生にお尋ねすればと、安心していられるのは何層倍ありがたいか知れない。」と書いた。『大警視だより』続刊は、川路利永名誉会長と松井先生の一文があって成り立っている。これからどうしたらいいのかと思うと、途方に暮れてしまう。ご遺族とのご相談によるが、先生の川路魂を伝導するとの御意志を生かすためにも書かれたものをまとめて、世に発表することが出来たらなあと思っている。コロナ禍が終息したら偲ぶ会を開きたいとも思う。

私に「聲ナキニ聞き、形ナキニ見ル」の原典は、礼記の親孝行から、大警視も親孝行だったということを明確に認識させてくれたのは、松井先生の文章だった(「にっぽん! 歴史鑑定 『日本の警察はどのようにして生まれた?』を視聴して」(『近代警察史の諸問題』(警察政策学会資料第110号 p77))。私は最近母親を亡くした。101歳の往生であったが、むしように寂しい。日課にしている散歩時にふと口をついて出た。

「散歩時に 呼びかけて見る お母さん 喧嘩は駄目よ 笑顔で声が」

まさに「聲ナキニ聞き、形ナキニ見ル」なのだが、個人的には親孝行よりも親の愛の深さを言うのではないかと思った。松井先生! 散歩時に呼びかけますのでお答え下さい、お願いします。心から御霊の御冥福とご一族へのご加護多からんことをお祈り申し上げます。

(令和3年8月22日)

松井先生の悲報に接して

東京外国語大学名誉教授 高橋 均

大警視川路利良研究に多くの業績を残され、「大警視川路利良研鑽会」を立ち上げ、「大警視だより」を創刊され、長い間事務局を維持されてきた松井先生逝去の悲報に接し、強い悲しみのなかにいる。直接お会いしたことはいくたびもなかったが、鹿児島ことばのなかった、やや早口の気力のある話しぶりは、今も耳に残る。

わたしが鹿児島大学教育学部に赴任したのは、今から 50 年前になる。そして出会ったのは、小学校、中学校で教育に情熱を注がれる先生方の存在であった。その情熱度は、それまで私が出会った先生方とはまったく異質のもので、ああ、これが薩摩の人材をはぐくんできた隠れた力であったのだな、と思い至った。

当時は松井先生と面識もなく、教育の現場で出会うことはなかった。しかし松井先生もその当時、たぶん私が驚かされたような情熱をもった先生の一人として教壇に立たれていたのではないだろうか。そしてその情熱が警察学校で発揮され、持てる力のすべてをあげて川路大警視研究に立ち向かわれていったのではないだろうか。

わたしは松井先生が「大警視川路君墓表」を作られた際にささやかなお手伝いをした。その経緯について、先に「大警視だより」続刊第 1 号（平成 28（2016）年 3 月 1 日刊）に記したが、ここに再録して、松井先生との往来のよすがとしたい。

「大警視川路君墓表」とわたしのかかわりは、松井先生が作られた「大警視川路君墓表」の書き下し文を、吉原丈司氏からお手伝いするように、といわれたことに始まる。ためらった理由の一つは、わたしに川路利良の事跡についてまったく知識がないこと、二つには、日本人の漢文にほとんど習練していないことにあった。ただわたしは縁あって昭和 46（1971）年から 49（1974）年まで、鹿児島大学に奉職していた。鹿大の 3 年間は、同僚、学生に恵まれたほんとうに楽しい 3 年間で、その後わたしは鹿児島出身と思われた。もう一点、西南戦争のきっかけを作った中原尚雄（「大警視だより」No.8（平成 24（2012）年 8 月 13 日刊）参照）の曾孫の中原尚道君が、大学以来の親友であったこと。中原君は長年大修館書店にあって、大漢和辞典さらに漢和辞典編集の中心であったが、先年惜しくも亡くなられた。そんなことをわずかの頼りとして、お手伝いを引き受けた。

ただ「墓表」は予想以上に手ごわいものであった。大警視川路の偉業を凝縮した碑文と彼の生涯を結びつけるために、力の及ぶ限りの努力はしたが、それでも不確かな箇所が残った。松井先生の使命感にはたしてどこまで応えることができただろうか、と今にして思う。何回ものメールでのやり取りの中で、松井先生の川路大警視にかけるあの執念と気力の根源は何に由来するのだろうか、考えることしばしばであった。人の生涯は、人を得て後世に伝えられる。松井先生はまさにその任にふさわしい人であり、それが「墓表」の訳文となり、「大警視だより 第 1 集」（平成 27（2015）年 10 月 13 日刊）に結実したと思う。

「鹿児島で一度お会いしましょう」という先生との約束が叶わなかったことが悲しい。

松井幹郎様のこと

武藤 都喜子（武藤誠先生御令室様）

（〔 〕内は事務局補註）

はじめて松井幹郎様が、私にメールを下されたのは、夫武藤誠が亡くなった後〔平成 25（2013）年 11 月 7 日御逝去〕のことで、吉原丈司様からのご紹介でした。

松井幹郎様は、〔昭和 32（1957）年 3 月〕鹿児島大学の教育学部をご卒業後、鹿児島で小学校の先生や教育委員会勤務をしておられ、純粋の教員生活は 20 年くらいの由ですが、最後〔平成 8（1996）年 3 月定年退職〕は、西陵小学校の校長先生だったそうです。

戦時中〔昭和 20（1945）年 6 月〕、長崎の佐世保に爆弾が落ちて、家の傍の防空壕に避難している間に火事になり、出てみたら家がなくなっていたという子供（10 歳）時代のご経験もあり、大学の夏休みには、鹿児島からはるばる山口県岩国にあった米国の駐留軍のところで、通訳のアルバイトをしておられたと伺ったときは、本当に忍耐強い方だと思いました。

そして、その後は鹿児島県の警察学校の先生になられたそうで〔平成 8（1996）年 4 月～平成 23（2011）年 3 月〕、川路大警視のことを書いた夫の著書「明治の炎―「警察手眼」の世界」（昭和 62 年 8 月刊）を教科書にして講義をなさっておられたと伺いました。

メールを頂いたご用件は、松井様が発行しておられる「大警視だより」〔平成 23（2011）年 6 月創刊〕に、上記著作の著者である武藤誠について書くための資料を探しておられたようでした〔「大警視だより」第 26 号（武藤誠先生追悼号、平成 27 年 8 月刊）参照。〕。

夫を亡くしたばかりの私は疲れ果てて食欲もなく、吉原様が急遽はじめられた夫の著作目録〔『武藤誠先生略年譜・著作目録』（警察政策学会資料・別刷、平成 26（2014）年 11 月刊）〕作成のお手伝いをさせて頂くことで、かろうじて生きる目標を得ていましたが、夫について書くほどの元気はありませんでした。

それで、以前、夫の母を伊東で 10 年間看取った記録を、夫と二人で書いた「梅香―母・静枝の生涯」〔正：平成 2（1990）年 7 月刊・続：同 3（1991）年 11 月刊〕という本を送って、この中から適当にお書きくださいとお願いしたのでした。すると、松井様は、その本の中に書かれている福岡の旧宅や、お墓を訪ねたいと、教師時代の教え子〔昭和 34（1959）年 4 月から昭和 36（1961）年 3 月まで知覧小学校で担任だった「桜組」〕の方の運転で〔平成 27（2015）年 5 月〕訪ねられました。

そして、それまで毎年、川路大警視御命日〔10 月 13 日〕展墓は、東京まで飛行機往復だったそうですが、伊東の自宅には同 27 年 10 月、鹿児島から汽車で途中下車して訪ねて来られました。

松井様は、夫（鹿児島県警察本部長時代（在任：昭和 48 年 4 月～51 年 1 月））に会われたことがあるそうで、夫のことを「お父さんみたい」だという印象を受けておられたようでした。松井様のお父様は海軍の軍人さんで、長崎の佐世保に駐在しておられたそうです。それで戦争中のお話になり、防空壕でのご経験談を伺いました。戦争とは厳しいもので、必ず避けなくてはならないと思います。

夫は古いものを大事にするのが好きで、福岡の旧宅にあったものを伊東に持って来て、額に納めて部屋に飾り、祖父の時代を懐かしんでおりましたが、それも増えて床の間に重

ねてありました。それらを松井様は興味深く眺めておられました、やがて“これだ、これだ”という表情で、カメラマンよろしく写真を撮りはじめられました。

それは、「村長（当時は「保長」といった）拝命の書」とか、「地券（今でいう土地の権利書）」などでした。「地券」というのは、今では一般的にも珍しいもので、伊東の図書館から展示させてほしいと頼まれて、しばらく図書館に展示するべく差し出していたこともありました。

二度目はその翌年〔平成 28（2016）年 10 月〕、我が家に滞在される時間が 15 分というスケジュールの中で立ち寄られ、そのまま東京の川路大警視御命日の展墓へ出席されるという、本当にタフなお方という印象でした。

しかるにその後は体調を崩され、来年もその翌年も東京行き断念の年が続き、入退院を繰り返されることになりました。長いご入院のあとは一人で食事の準備も難しくなられたようで、病院から近い所に引っ越されました。ホテルのような素敵な写真（お住まいの建物）付きのハガキが届いてほっとしたものでした。ある時のハガキには、「外出禁止の中を、今日はこっそり抜け出して自宅に戻り、パソコンを使ってこのハガキをしたためました」という茶目っ気のある文面に会い、お元気になられた様子が目に浮ぶようでした。

私は、松井様には初めから「明治の炎」を書いた著者を研究したいという意気込みを感じていました。夫から、「田舎の蔵の中のものは、誰か“（自分を）研究したい”という人が現われたら、その人には見せてよい」と聞かされていました。私は、この方こそ、そうすべきお方だと思い、「福岡の旧宅に住んで頂けないでしょうか」と、勝手なことをお願いしてみました。すると、「私は 12 年前に妻を亡くして〔平成 16（2004）年 3 月 4 日御逝去〕、一人住まいの身ですから無理です」との事でした。

松井様の奥様のお父様はクリスチャンで、若い頃は奥様と聖書について話し合っておられたと伺いました。それからは聖書の話が続き、がんの痛みも聖書の言葉に癒されておられたようで、奥様に会いたいという希望も持っておられたと思います。

このところしばらく音沙汰がなく、案じておりました矢先の訃報でした。「大警視だより」最新号〔続刊第 12 号〕も完成し、警察史研究部会の分厚い本（警察政策学会資料第 114、115 号）も立派に出来上がったところで、「待ってました！」とばかりに颯爽と逝ってしまわれるタイミング。人間は、自分の寿命を一日たりとも伸ばしたり縮めたり出来ない存在であることを思えば、これは、まさしく日頃のお心掛けの良さに対する天からのご褒美だったのでしょう。最後は静かに黙想の日々を、平和のうちに過ごされたに違いありません。奥様とお会いになられますようお祈りします。

（令和 3（2021）年 8 月 21 日）

（事務局註）武藤誠先生の御著作目録については、その後警察政策学会警察史研究部会編『近代警察史関係文献目録抄—川路大警視検討を中心に—』（警察政策学会資料・別刷、警察政策学会、令和元（2019）年 10 月 1 日刊）及び同編『近代警察史の諸問題—川路大警視研究を中心に—（第二輯）【上冊】—武藤誠氏・加藤晶氏・福永英男氏・戸高公德氏追悼記念論集—』（警察政策学会資料第 114 号、警察政策学会、令和 3（2021）年 5 月 8 日刊）中にもまとめられている（後者は警察政策学会 HP〈<http://www.asss.jp/>〉にもアップ済）。

松井幹郎先生の御逝去をお悼みして

加藤 悠起子 (加藤晶元部会長御令室様)

この度、松井幹郎先生の御訃報を部会事務局様よりお知らせいただき、大変驚いております。心からお悔み申し上げますとともに、ご冥福をお祈り申し上げます。亡き夫加藤晶も、生前松井先生には大変お世話になり、かつ、親しくご指導いただきました。ここに厚く御礼申し上げます。主人は、特に、川路名誉会長様と松井先生御創刊の『大警視だより』を引き継がさせていただけたことには、深く感謝していきまして、病床に就くようになってからも、松井先生に見ていただかなくてはと、夜遅くまで毎号懸命に原稿を書いておりますことを思い出します。

本年6月だったでしょうか、警察政策学会資料第114号ができて、松井先生の御論考もたくさん収録されていまして、御入院中でしたが御携帯にお電話しましたら、「これが絶筆になるかもです。」とのお言葉があつて吃驚し、「早くよくなられて、もっともつとお書き願います。」と申し上げたところでした。

その後、コロナで我慢の毎日が続いているところへ大雨の被害が至るところで発生し、鹿児島県の被害をテレビで見るたびに、松井先生のことを案じ、この18日お昼に先生の御携帯にメールをさせて頂いたところ通ぜず、同日夕刻に部会事務局様より前日の17日に御逝去されたとお知らせをいただき、本当に、本当に驚き、また失礼いたしました次第です。何事にも御熱心で御博識の松井先生は、川路大警視検討をはじめとする警察史の御研究に毎日頑張っていたらっしゃいましたが、もう一度メールでもお話したかったです。大変残念なことで、悲しみに胸がいっぱいになります。どうか安らかにやすみください。そして、廣瀬権部会長様が御主宰されておられる警察史研究部会と先生の作られた大警視川路利良研鑽会をいつまでもお見守りくださいますようお願いしております。

(令和3(2021)年8月20日)

(事務局註) 加藤晶前会長著作目録について

加藤晶氏(1930～2019)は、松井幹郎先生と極めて御懇意であったが、長く警察政策学会警察史研究部会長、大警視川路利良研鑽会会長として、松井先生と同じく川路大警視研究を中心とした我が警察史研究に多大の御業績を残された。

令和元(2019)年5月8日の同氏御長逝の後、小会及び警察史研究部会では、同氏追悼集編纂のため急ぎ「略年譜・著作目録」を作成し、『大警視だより』続刊第8号(加藤晶会長追悼号I、通巻第37号、大警視川路利良研鑽会刊、令和元年7月1日刊)にまず掲載し、次いで、多少補正の上昨春刊行の警察政策学会警察史研究部会編『近代警察史の諸問題—川路大警視研究を中心に—』(警察政策学会資料第110号。警察政策学会、令和2(2020)年5月8日刊)205～211頁に収録した。更にそれを補訂した改訂稿を先般刊行の警察政策学会資料第114号(令和3(2021)年5月8日刊)33～41頁に掲載した。ただ、これとて未だ完全なものではないことから、大方の御示教を切にお願いするものである。なお、上記両誌は警察政策学会HP(<http://www.asss.jp/>)上にアップされている。

松井幹郎先生を悼む

大警視川路利良研鑽会会員 笠井 聡夫

松井幹郎先生のご逝去を悼み、衷心よりご冥福をお祈り申し上げます。先生はわが国近代警察の祖、川路大警視の研究、研鑽に後半生を捧げてこられました。大警視の事績を当代の視点から掘り起こし、また、同学の士を集い活動の輪を広げられました。先生が種をまかれた「大警視だより」は加藤晶先生に引き継がれ、「大警視だより」続刊と版を改め今や大警視の研究、研鑽の拠り所となっております。よく社史は会社を強くするといわれるとおり、組織の発展にはその沿革、とりわけ創業者の志に思いをいたすことが大切です。

警察活動は変転する時代に応じて新たな技術を開発していくことは勿論ですが、近代警察創設時のDNAと精神をさぐり語り伝えていくこともまた警察活動の将来にとって欠かせません。松井先生が大警視の故地を国内外くまなく行脚し私費を投じて先鞭をつけられた大警視研究、研鑽のご活躍に深甚の敬意と謝意を表してやみません。「大警視だより」続刊の発行を担い牽引役を果たされている廣瀬会長以下、大警視川路利良研鑽会の活動を安らかにお見守り下さい。

加藤晶先生追悼会での献杯—松井幹郎先生追悼—

警察政策学会警察史研究部会事務局長 佐藤 裕夫

私と松井幹郎先生は残念ながら直接面識はありませんが、警察政策学会警察史研究部会の事務局を預かる者として、松井先生のご高名は夙に承知しておりました。

松井先生は警察史研究部会と大警視川路利良研鑽会が共同で令和元（2019）年9月28日に日本倶楽部で催した「加藤晶先生追悼会」にはご健康上の理由から出席はかないませんでした。お心のこもった加藤晶先生追悼のメッセージを寄せられ、吉原幹事が切々と代読されておられました。また、先生には、この会のために、わざわざ鹿児島の本格焼酎「川路大警視」をお送りいただき、追悼会実行委員の一員であった私は、この機知に富んだご配慮に多大の感銘を受けておりました。

この追悼会には20名を超える方々が参加し、冒頭に先生からいただいた「川路大警視」で献杯を行い、亡き加藤晶先生を偲ぶ懇談に入りましたが、加藤先生がいつものように出席されてニコニコと笑いながら皆様の意見に耳を傾けておられるような「川路大警視」が作り出した絶妙な雰囲気の中で、あっという間に予定の時間を大幅に経過してしまったのを今でも鮮やかに思い出します。これも、松井先生の加藤先生を思われるお気持ちが通じたものであったかと思えます。

松井先生のご冥福を心よりお祈り申し上げます。

（令和3（2021）年8月21日）

【遺稿 1】

川路大警視研究端緒について

—『大警視だより 第1集』「編集後記」（再録）—

大警視川路利良研鑽会鹿児島事務局代表 松井 幹郎

（事務局註）松井幹郎先生には、令和3（2021）年4月下旬以来御入院中であられた。これまで本『大警視だより』続刊には毎号必ず御寄稿を賜っていたが、残念ながら次号（第13号）には御新稿をお寄せいただけないということから、先生と電翰で御相談の上、先生編『大警視だより 第1集』（平成27（2015）年10月13日刊）「編集後記」を再録させていただくことにしていたので、先生追悼号になった本号に同稿を収載した。近時川路大警視研究の第一人者であられた先生の同大警視研究に進まれた経緯が如実にわかる貴重な御玉稿である。ただただ松井先生の御冥福をお祈りいたしております。

『大警視だより 第1集』「編集後記」

（〔 〕内は事務局補註）

私は、定年退職の平成8〔1996〕年3月までは、義務制の小学校等の教職に身を置いていました。縁あって、鹿児島県警察学校に勤めることになりました。それまでは、大警視川路利良のことは勿論、警察組織等のことについては、まったくの門外漢でありました。警察学校に勤め始めたその日に、学校の図書室で、『警察手眼』〔明治12年初版本〕を目にしました。手垢の付いた、よく読み込まれた、およそ100冊が書架に並んでいました。「初代警視総監の訓え」をまとめたものか、という軽い気持ちでパラパラとめくっていました。ところが、57頁に次のような文言に飛び上がるような衝撃を受けました。

『警察官ノ心ハ総テ仁愛補助ノ外ニ出デザルベシ、是ヲ以テ警察権ノ発動モ亦総テ仁慈ノ外ニ出デズ 故ニ警察官タル者ハ人民ノ憂患ヲ聞見スル時ハ、己モ其愁イヲ共ニスル心ナカルベカラズ』〔笠野孝『注解警察手眼』（立花書房、平成元年5月1日刊）32頁〕

定年退職の^{ひとつき}一月ぐらい前、警察で働かないかという話を戴き、鹿児島県警察本部教養課トップの方の面接を受けました。その折、「警察官の最も大切な資質は何でしょうか」とお尋ねしました。私は、てっきり「正義感の持ち主」という言葉が返ってくると思っていました。「思いやりごあんそなあ」という御返事に、我が耳を疑い、びっくりして聞き返しました。

図書室での衝撃は、面接のときの「思いやり」と『警察手眼』の仁慈・仁愛がつながった衝撃でありました。大警視川路利良が亡くなって130年以上も経っているのに、鹿児島県警察には、今なお、川路の訓えが息づいているという衝撃であったのです。

私は、川路利良のことを勉強しなくては、警察学校での任務は果たすことはできないと覚悟いたしました。早速、その年の5月の連休に、青山の墓地に詣でました。以来毎年の命日〔10月13日〕には、欠かさず訪れ、「〔大警視〕川路君墓表」の書き写し等を始めました。川路が歩いたと思われる所は、日本国中は勿論、パリの街も歩き回り、川路利良の足跡を訪ねました。あっという間に15年の歳月が流れ、警察学校を退職する日が来てしまいました〔平成23（2011）年3月退職〕。

警察学校での教え子の若い警察官諸君の応援もあって、「大警視 川路利良」研究会

を、起ち上げ、その後、名誉会長に、大警視玄孫の川路利永^{としひさ}氏をお迎えし、会の名称も、名誉会長の御指導で、「大警視川路利良研鑽会」と変更いたしました。「大警視だより」は、大警視の月命日の13日、偶数月に発行することにしました〔創刊号：平成23(2011)年6月13日刊〕。平成27〔2015〕年10月でNo.27を数えることになりましたが、多くの方々にお世話になりました〔その後No.28、No.29(最終号、平成28年2月13日刊)が出たが、本誌第3号22~24頁にモノクロ版、本号16~18頁にカラー版を再録。〕。

お世話になった方々を御紹介することで御礼にかえさせていただきます。(五十音順)

御 芳 名	御指導頂いた事柄	御職業、御役職等
池田 純様	大警視ゆかりの地巡検	伊敷歴史研究会長・県文化財保護指導委員
加藤 晶様	警察史関係指導・援助 合本の序文	元神奈川県警察本部長 警察政策学会警察史研究部会長
桐野 作人様	幕末の江戸の古地図 (薩摩藩江戸屋敷等)、航西日乗、さつま人国誌	歴史作家 「さつま人国誌」南日本新聞に連載中
住野 茂義様	武藤誠先生関係資料	元福岡県八女市立小、中学校長
高橋 均様	漢字・漢文学・川路君墓表	東京外国語大学名誉教授 大妻女子大学短期大学部名誉教授
露崎 栄一様	警察手眼・航西日乗	千葉県警教養課「千葉県警察史」編纂
原口 泉様	明治維新と薩摩幕末の志士	鹿児島県立図書館長、志學館大学人間関係学部教授、鹿児島大学名誉教授
藤田 悠子様	文章作成・校正、漢詩解釈	漢詩研究家(西郷・大久保・川路の漢詩研究)
外薮 宏憲様	維新史資料情報の収集	隆盛広告社経営
松田 千恵美様	神道のしきたり 犯罪被害者の実態等	かごしま犯罪被害者支援センター相談員
武藤 都喜子様	武藤誠先生関係資料	故元警察大学校長武藤誠先生御令室
吉原 丈司様	警察史関係資料・情報	警察政策学会警察史研究部会員

・お名前は上げませんでしたが、チームとして助けていただきました。

知覧小学校昭和36年卒業桜組の皆さん

・その他多くの方から、励ましのお便りや支援等を頂きました。任務遂行の勇気と気力を与えて下さいました。有難うございました。

今回の合本作成に当たり、畏れ多くも警察史研究界最高峰の「警察政策学会警察史研究

部会」の加藤晶部会長様の御援助・御指導頂いただけでなく、「序文」を戴きましたことは、会のこれからの方向付けの御指導をいただいたことになり、無上の喜びと励ましでございました。感謝申し上げます。

今回は第 1 集でしたが、第 2 集では、これから発行する「大警視だより」、「川路君墓表」（改訂版）及び「航西日乗」等を付録として収録するにとどまらず、御示唆頂きましたことの勉強成果を御報告できればと存じます。〔これらについては、川路利永・松井幹郎・廣瀬権・吉原丈司編『CD 版：大警視川路利良関係資料集 加藤晶会長追悼記念』（令和元（2019）年 9 月 1 日刊）、警察政策学会資料第 110 号（令和 2（2020）年 5 月 8 日刊）、同第 114 号（令和 3（2021）年 5 月 8 日刊）にはほぼ収録されている。〕

今後とも御指導頂きますようお願い申し上げます。有難うございました。

【遺稿 2】

DVD『川路利良生誕一八〇年 研鑽会発足三周年記念』
（大警視川路利良研鑽会、平成 26 年 12 月 13 日刊）送付状

（事務局註）本書状は、表記 DVD 発送に際して同ジャケット内に挿入されていたものである。本 DVD 作成に込めた松井先生のお気持ちを伝えている。〔 〕内は事務局補註。

平成 26〔2014〕年 12 月 13 日

「大警視川路利良研鑽会」鹿児島事務局〔松井幹郎〕

大警視川路利良生誕 180 年及び大警視川路利良研鑽会結成 3 周年記念祝賀会の DVD の送付について（贈呈）

本年も早いもので、旬日余を残すのみとなりました。その後御健勝で、毎日をお過ごしでいらっしやることと存じます。

去る 10 月 13 日の大警視川路利良生誕 180 年等祝賀会〔於東京都台東区根岸 根ざし宮川〕にご出席下さいまして有難うございました。

当日撮影させて頂きました写真をもとにして DVD を作成いたしました。一部（本）お届けいたしますので、御笑覧くださいませ。

記

- 1 内容
 - (1) 墓参
 - (2) 祝賀会
 - (3) 大警視川路利良研鑽会のあゆみ等
- 2 作成の記

(1) 静岡の松清〔吉則。松井先生の最も思い出深い御赴任校知覧小学校桜組教え子氏〕様と岐阜の坂之上〔公仕。同〕様が、まったくのボランティア（材料費・旅費・通信費等の持ち出し）で、誠心誠意作成に当たってくださいました。感謝にたえません。

(2) DVD 完成後の鹿児島事務局（松井）の気持ち

私は今回名誉会長さんの御挨拶をお聞きすることが出来、長年の宿題を卒業することができました。それは、大警視家初代の川路長左衛門利長から川路正之進利良は勿論現在の長男利樹さん二男利哉さんに至るまですべて「利」の文字が入っていることでした。なぜこの「利」一文字を守ってこられたのだろうかということでした。

それが今回の名誉会長さんの御挨拶で、よくわかりました。つまり、「自利利他」の教えにありました。さらには、それを証拠づけるような文書（昭和2年6月22日付の文書）「祖先を敬重し高遠なる恩澤を常に追想し忘却せざる事」が3代利寛氏から4代利信氏へ残されているそうです。

『自分のことより、他の人の幸せを願うことが利他』この哲学、この思想が川路家を支えていたことが判明いたしました。

私は、時折自分中心の考え方にたち、人の幸せなど考えるいとまもないことに陥ってしまいましたが、そのような折には、このDVDを見て自分のあり方を反省したいと思います。きっと視る度に自分を励ましてくれると思います。

私にとりましては、貴重な祝賀行事でありました。このDVDを大切にしたいと思っています。

有難うございました。

【遺稿3】

『大警視川路利良関係資料集』発行に寄せて —加藤晶会長を偲びつつ—

大警視川路利良研鑽会鹿児島事務局代表 松井幹郎

（事務局註）本稿は、川路利永・松井幹郎・廣瀬権・吉原丈司編『CD版：大警視川路利良関係資料集 加藤晶会長追悼記念』（令和元（2019）年9月1日刊。CD-ROM1枚；12cm＋説明書1枚）（収録物：『「大警視川路利良聖地巡礼」ガイドブック』、『大警視だより』全号、『「大警視だより」続刊』（第1～10号）、「大警視川路利良関係文献集成」）に所載の松井先生序文である。先生の加藤晶会長に対する深い思いを知ることができる。なお、本文中の「加藤晶大警視川路利良研鑽会会長を悼んで」の初出は『大警視だより』続刊第8号（加藤晶会長追悼号、令和元（2019）年7月1日刊）であるが、後に警察政策学会資料第110号214～215頁に再録されている（警察政策学会HP〈<http://www.asss.jp/>〉にもアップ済。）。

平成 23 (2013) 年に鹿児島で創始された大警視川路利良研鑽会と『大警視だより』を引き継いで下さった加藤晶会長の追悼記念として、今般川路利永名誉会長を中心に本 CD 版『大警視川路利良関係資料集』を作成した。これは、大警視川路利良研鑽会として大警視川路利良関係のまとまったものを何かを残しておきたいという加藤会長の御遺志をいささかなりとも実現したものである。私どもの能力不足と忽々の間に編集せざるを得なかったことから、会長の企図されたものとは程遠い内容になったが、ただただお許しを得たいと思う。

加藤会長には御生前本当にお世話になった。改めて深甚の謝意を表するものである。先に『大警視だより』続刊第 8 号 (加藤晶会長追悼号、令和元 (2019) 年 7 月 1 日刊) に、追悼文を書かせていただいたが、それをここに再録することとした。加藤会長を偲ぶひとつのよすがともなれば幸甚である。

加藤晶大警視川路利良研鑽会長を悼んで

本会事務局から来たる [令和元 (2019) 年] 9 月 28 日 (土) に警察政策学会警察史研究部会を開催し、その中でかつて同部会長であった本会加藤晶会長様の追悼会の時間も設けるとの御連絡をお受けしましたので、前会長様を偲び、ご冥福をお祈りいたしたいと存じ、拙文ではございますが一文をしたためました。

私は平成 27 (2015) 年夏の終わりごろにガンを発症し、これまでの糖尿病の悪化、腎臓機能低下によって、「大警視だより」の発行が困難を来たす事態となりました。その折、事務方氏を通して加藤会長様が助け船を出して下さいました。会長様は当時のことを「大警視だより」続刊第 1 号 (平成 28 年 3 月 31 日刊) で、次のように書いて下さいました。

「(中略)「大警視だより」の編集発行を、加藤を責任者として有志数名 (研究部会員が主体) でこれを継承することにした。理由の第一は、高齢の松井先生が、難病の治療に専念しなければならず、肉体的にも時間的にも上記「大警視だより」の編集発行の業務が出来かねる様に陥ったからである。(改行)第二は、私共は、「大警視だより」は大警視川路利良の出身地で発行配付されており、かつ、その内容も幅広い研究成果を取り入れたもので、まことに貴重なものと考えるから、途絶廃刊とするのは惜しいことであり、これを発起した松井先生の尚志・御労苦にも応える道であると判断したことによるものである。

(改行)川路大警視の功業については、既に多数の著作・論稿が山積しており、今後の新しい研究の方向づけが難しいとの意見もある。だが、これまで累積した歴大な知識が警察界乃至は世間一般に普及しているかは疑わしいと思う。そうならば、この貴重な知識を良



好に活用して警察職員の教養を豊にし、士気を高めること、かつは、世人の警察にたいする理解を深めることも有意義であろう。さらには、何ほどかの新しい知見も加えて川路大警視についての研究を深めたいと思っている。「大警視だより」が、その役割を果たせる様、充実を期している次第である。(以下省略)」(加藤会長「大警視だよ

り」の続刊について」（4頁）

「大警視だより」は、続刊第8号を迎えています。これもひとえに会長様の慈愛と俠気のお蔭だと深く感謝しています。「大警視だより」の益々の充実・発展を期待しています。

加藤会長様とはその後手紙のやり取りは繰り返していましたが、初めてお会いできたのは、平成27（2015）年10月13日川路大警視命日の青山墓地墓参の後、永田町星陵会館（日比谷高校同窓会会館）で催しました『「大警視だより」第1集（平成27年10月13日刊）』発行記念祝賀会席上でした（14頁〔本輯104頁〕掲載写真「挨拶をされる加藤会長」参照。）。会長様には当時から既に脚をかなり悪くされていらっしやいましたが、遠路はるばるお出で下さったことに感激しましたことが、昨日のように思い出されます。

その後会長様のご病状が悪くなっていることを承知しながら、ついにお見舞いにお伺いできず申し訳なく思っていました。いずれ近いうちに再起なさるとばかり思っていました。こんなにも早く私より先に逝ってしまわれ、残念でなりません。遥かに加藤会長様の御冥福をお祈り申し上げます。

合 掌

令和元年六月八日

【資料紹介】最近発行警察史研究部会関連「警察政策学会資料」抄（含「別刷」）

- ・『警察協会雑誌目次集—警察政策百年の論述—』（警察政策学会資料・別刷。警察政策学会・（公財）警察協会、平成25（2013）年12月刊）（（公財）警察協会HP参照。
〈<https://www.keisatukyoukai.or.jp/>〉、〈<https://www.keisatukyoukai.or.jp/pages/20/>〉）
- ・警察政策学会警察史研究部会編『武藤誠先生略年譜・著作目録』（警察政策学会資料・別刷。警察政策学会、平成26（2014）年11月7日刊）
- ・警察政策学会警察史研究部会編『令和元年度警察史研究部会特別調査研究報告書 近代警察史関係文献目録抄—川路大警視検討を中心に—』（警察政策学会資料・別刷。警察政策学会、令和元（2019）年10月1日刊）
- ・警察政策学会警察史研究部会編『近代警察史の諸問題 —川路大警視研究を中心に—』（警察政策学会資料第110号、警察政策学会、令和2（2020）年5月8日刊）（警察政策学会HP〈<http://www.asss.jp/>〉にアップ済。）
- ・警察政策学会警察史研究部会編『近代警察史の諸問題 —川路大警視研究を中心に—（第二輯）【上・下冊】—武藤誠氏・加藤晶氏・福永英男氏・戸高公德氏追悼記念論集—』（警察政策学会資料第114、115号、警察政策学会、令和3（2021）年5月8日刊）（警察政策学会HP〈<http://www.asss.jp/>〉にアップ済。）

（参考）川路利永・松井幹郎・廣瀬権・吉原丈司編『CD版：大警視川路利良関係資料集 加藤晶会長追悼記念』（令和元（2019）年9月1日刊。CD-ROM1枚；12cm＋説明書1枚）
（収録物：『「大警視川路利良聖地巡礼」ガイドブック』、『大警視だより』（全号）、『「大警視だより」続刊』（第1～10号）、「大警視川路利良関係文献集成」）

【資料再録】

(事務局註) 『大警視だより 第 1 集 大警視川路利良研鑽会報 No.1~No.27』未収録の『大警視だより』No.28 (全 2 頁) 及びNo.29 (全 1 頁) を収載しておく。

- ・『大警視だより』No.28 (全 2 頁) (出処: 『CD 版大警視川路利良関係資料集』)

聲無キニ聞キ 形無キニ見ル

大警視だより

H27. 12. 13 NO.28

発行 大警視川路利良研鑽会
東京事務局 151-0053 東京都渋谷区代々木5-21-24
鹿児島事務局 891-1202 鹿児島市西伊敷6-21-8

去る平成 27 年 10 月 13 日大警視川路利良 没後 136 年の 墓参会と昼食会を行いました。
今年、これまでの「大警視だより」の第 1 号(H26.6.13)発行から第 27 号(H27.10.13 発行)までを合本にして、それを墓前にお供えいたしました。

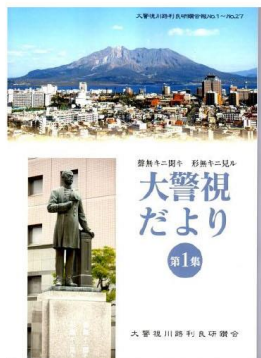


大警視好物の**かまぼこ**もお供えして焼酎「大警視」で乾杯。今年、警視庁赤坂署の方々(写真右お二人)とも御一緒になりました。



永田町 星陵会館(日比谷高校同窓会会館)4F「レストラン・ソニア」にて
写真 前列 川路利永様、加藤晶様、吉原丈司様
後列 松清吉則様、佐多寛文様、松井幹郎、久野猛様、露崎栄一様、有沢達也様

2ヶ月に一度発行していた「大警視だより」を合本にいたしました。そのわけは？



No1(H23.6.13)↑ ～ No27(H27.10.13)↑

「大警視だより」の作成には、多くの方から御指導や御援助をいただきました。昨年半ばごろから体調がおかしくなりました。私が生きている間はともかく、子や孫の代になり、家の改築や売却にでもなりますと、「大警視」を尊崇する方々の集大成である「大警視だより」の散逸、亡失を恐れしました。

今年に入りガンを発症し、保存のために 合本を急がねばならないと考えました。

合本は、先ず 国立国会図書館に納本(寄贈)いたしました。

国立国会図書館に納本された出版物は、国会図書館ホームページ上の『全国書誌』やNDL=OPAC(国立国会図書館蔵書検索・申込システム)にその書誌データが掲載され、誰が・いつ・どんな資料を作成したかを誰でも手軽に知ることが出来る」という内容の国会図書館法を教えていただいたからです。国会図書館のパンフレットによりますと、「納本された出版物は、広く利用されるとともに、国民共有の文化的資産として永く保存され、日本国民の知的活動の記録として後世に継承されます。」とありました。

これだと 鹿児島事務局が無くなっても、本は残り、大警視尊崇の念は引き継がれると思いました。

国立国会図書館の他に 東京都立中央図書館、丸の内にある「日本倶楽部」に納本(寄贈)いたしました。いずれからも受領書を頂いています。

合本にお願いしました、警察政策学会警察史研究部会長加藤晶様の「序文」それに川路利永名誉会長の「巻頭言」を同封いたしました。御覧ください。

警察政策学会警察史研究部会長加藤晶様(前ページ写真)から「序文」を戴けたことは本当に有難うございました。名誉会長川路利永様は、「大警視だより」作成に当たり終始真剣に取り組んでくださいました。

鹿児島事務局(松井)から

- ① 体調が思わしくなく緑内障に前立腺ガンを併発し、目下 闘病中、刀折れ 矢尽きた感じです。後を引き継いで下さる方が見つかるまで、「大警視だより」の発行を休ませてください。
- ② 年始の御挨拶は失礼いたします。皆様のお幸せ・ご発展を祈念いたしますと共に、「大警視川路利永研鑽会」の益々の充実・発展を祈念しています。お世話になりました。

- ・『大警視だより』No.29（最終号。全1頁）（出处：同上。）
（No.28、No.29については『大警視だより』続刊第3号に「モノクロ版」既載。）

聲無キニ聞キ 形無キニ見ル

大警視だより

H28. 2.13 No.29

発行 大警視 川路 利良 研鑽会
東京事務局 151-0053 東京都渋谷区代々木5-21-24
鹿児島事務局 891-1202 鹿児島市西伊敷6-21-8

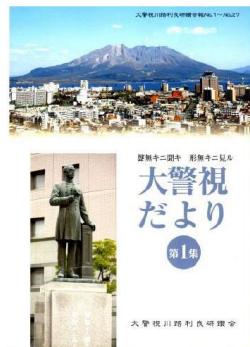
大警視川路利良研鑽会 鹿児島事務局の閉鎖と御挨拶

平成23年6月に、有志数人で大警視川路利良の理想と信念の再認識を図り、併せて川路魂を継承するというねらいで「大警視川路利良研究会」を立ち上げ、機関紙「大警視だより」を発行しました。同年8月には、大警視玄孫の川路利永様を名誉会長にお迎えし、研究会の名称を「大警視川路利良研鑽会」といたしました。

爾来、皆様の御鞭撻と御指導によりまして、偶数月に発行していた機関紙は、昨年末までに28号を数え、配付数80部を越すまでに発展してまいりました。そこで、1号から28号までを合本にした「大警視だより」第1集を発行し、国会図書館、東京都立図書館、東京丸の内の日本倶楽部、鹿児島県立図書館及び鹿児島市立図書館に納本させて頂きました。私たちの後の世代の人たちに、大警視川路利良の偉大さの一部だけでも伝えることができると確信しています。

これから 益々 充実・発展しなければならない時機であったのですが、鹿児島事務局を担当しています私(松井幹郎)が、昨年6月 前立腺ガンを発症し、急激に悪化の兆しがみえ、8月から本格的な治療に入らざるを得なくなりました。

「大警視だより」の制作(編集・印刷)、発送が困難になりましたので、12月発行の「大警視だより」No.28でガンであることを公表して、後を引き継ぐ方をご相談してまいりました。



東京から助け舟のお声がかかりました。

『警察政策学会警察史研究部会の加藤晶部会長様が、「鹿児島同人の方々でもし続けられる方がおられないなら東京で「大警視だより」の名前を継承し、当面 半年報か年報の形でなんらかの継続をさせていただきたい。」という有難い申し入れが、吉原丈司様を通してございました。』

早速、名誉会長の川路利永様と相談してお願いすることといたしました。

このような事情によりまして、「大警視川路利良研鑽会 鹿児島事務局」は、発展的に閉鎖させていただきます。

研究会発足から 足掛け6年の間、お寄せ下さいました御愛顧に深く感謝しますと共に、自分の身の至らなかったことを深くお詫びいたします。

これから「大警視川路利良研鑽会」が、益々 充実・発展しますことを祈念しています。

おしまいに 皆様の御健康・御多幸を念じますと共に、これからも「大警視川路利良研鑽会」への御激励等賜りますようお願い申し上げ、鹿児島事務局閉鎖の御挨拶とさせていただきます。

【御遺族様より】

父、松井幹郎について

鈴木 裕美子

父の事を一言で言うなら、『猪突猛進』に生き抜いた人生だったと思います。鹿児島で大学を卒業し60歳で定年を迎えるまで公立学校の教育現場や教育行政に就いておりました。退職後の春、平成8（1996）年4月1日から県の警察学校で勤務させていただくことになったと耳にしたときは、少し驚いたのを覚えております。今思えば、父自身は川路利良大警視との出会いを予見していたかのように、新たな世界に意気揚々と飛び込んでいく若者のような面持ちでした。

平成8年4月8日（月）「午後12時50分より鹿児島市皆吉町の川路利良大警視の誕生地まで（片道10km）の行軍に参加した。」との記載が日記にありました。『川路利良大警視』のお名前が日記に記されたのはこの日が最初の日です。まさにあらたなライフワークに巡り会えた日だったのではないのでしょうか。長年苦楽を伴にした母（妻）の死、父自身のいくつかの病との闘いを乗り越えられたのも、川路利良大警視との出会いがあったからだということは間違いありません。大警視の足跡を辿らせていただいたことで、すばらしい功績を知り得たことは勿論ですが、みなさまと出会えたことは、父の人生をより深く実りの多いものに変えていったことは言うまでもありません。

今年（令和3（2021）年）4月22日、眼科に行く父に付き添いました。2週間ぶりに会う父は急激に痩せてみえました。そして表情にも覇気がなく別人のようでした。内科の主治医の話では持病の糖尿病の数値は悪くないとのことでしたが、心配のあまり渋る父にその日のうちに入院をするようにすすめてしまいました。本人の心の中では入院してしまえばこれが最後になるやもと予感していたのかもしれませんが。それでも6月初旬には回復傾向もみられ、退院の予定でした。しかし別な症状も見え始め他に病気が潜んでいるかもしれないと主治医から告げられました。（※病名：悪性リンパ腫）

病院はコロナ禍のため週に一度（1回10分程度）しか面会ができず、弱っていく父を見舞うだけの歯がゆい日が続きました。8月17日の明方、呼吸の状態が悪いのですぐ来るようにと病院から連絡がありました。それから12時間後のこと、家族の見守る中で静かに息を引き取りました。父は大警視川路利良研鑽会のみなさまへ最後に感謝の気持ちを直接伝えたかったと思います。父にかわり深く御礼申し上げます。

思えば、海のものとも山のものともつかぬ父の突然のお声かけに、川路利永様は快く名誉会長をお引き受けいただいたとうかがっております。川路名誉会長様のご了解をいただけたことで、会の未来は盤石なものとなったことは申し上げるまでもございません。また、『「大警視 川路利良」研究会』から『大警視川路利良研鑽会』へ会の名称を変更して下さったことも、父にとっては大変喜ばしい限りだったことでしょう。改めて御礼申し上げます。

平成27（2015）年10月に静岡県伊東市の武藤様ご自宅へ訪問させていただいた折、奥様が軽羹（かるかん/山芋が原料の鹿児島の郷土菓子）を手作りして待っていてくださったとのこと、ご尊敬申し上げる亡き武藤誠様のご自宅で軽羹をいただけたことに、父は大感激しておりました。ありがとうございました。

加藤晶前会長様にも本当にお世話になりました。加藤様が先頃ご逝去されたと廣瀬権現

会長様らのメールをいただいた日（平成31年（2019）年5月30日）、父は深い悲しみの中にいました。その日は午後から予定しておりました定例の会合を欠席していたことが、今回父の遺品整理で出てきた物に記載がありました。父の体調が思わしくなくなり、その後加藤様が大警視川路利良研鑽会の会長をお引き受けしてくださったことは、父にとっては言葉にできないほどの喜びだったと思います。深く感謝申し上げます。父は、加藤様が亡くなられた後も奥様の加藤悠起子様と携帯電話で時折お話をさせていただき、励ましのお言葉をいただいていたようです。このこともありがたく存じます。

廣瀬権現会長様には、残念ながら直接お目にかかる事は出来ないままでした。ご多忙なお立場にあらながら廣瀬様が会長職をお引き受けいただきましたことを、鹿児島地の地から感謝いたしておりました。これまでの廣瀬会長様のお心遣い、誠にありがとうございました。

佐藤裕夫様には、警察政策学会警察史研究部会の事務局長として、部会のご運営を一

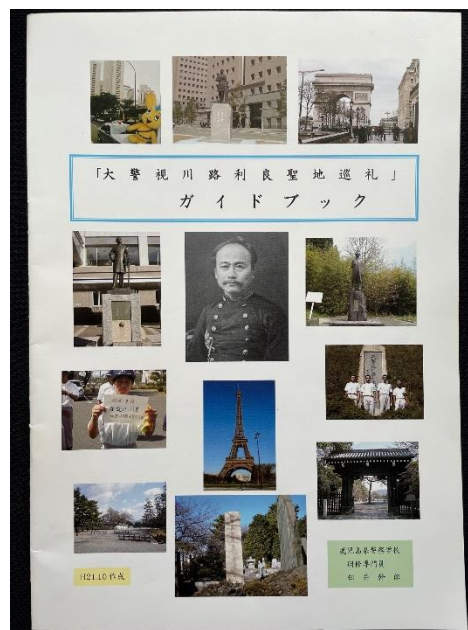


手にお引き受けくださっていらっしゃると、うかがっております。父の他界に際しましても、廣瀬会長様と大変なご配慮をいただき、深く感謝申し上げます（写真参照。額は川路大警視揮毫「身外皆人也」（複製。原本は川路名誉会長様から警視庁に寄贈とのことです。）。僭越ではございますが、警察政策学会警察史研究部会、大警視川路良研鑽会が未来につながっていきますよう、今後とも何卒よろしく願いいたします。

そして、高橋均先生と露崎栄一様のことについても触れさせていただきたく思います。

父の川路大警視研究の最初の課題は、東京都立青山霊園所在川路大警視墓所の「大警視川路君墓表」の現代語訳でした。平成8年以来毎年大警視御命日の10月13日には必ず上京して展墓させていただいていましたが、難しい漢文で書かれた墓表文のわかりやすい現代語訳を作成することに、かなりの歳月にわたって取り組んでいました。ただ、これには専門的な知識が必要なため、素人ではなかなか完全なものができず困っていましたところ、東京の警察史研究部会から、武藤誠様、加藤晶様ともお親しかったこの分野のご権威である東京外国語大学名誉教授の高橋均先生をご紹介いただきました。高橋先生のお教えをいただけたことから漸く完成にこぎつけ、それを『「大警視川路利良聖地巡礼」ガイドブック』（私刊、平成21（2009）年10月13日刊）に収録することができましたことを、とても喜んでおりました。高橋先生はご結婚されたばかりのお若い頃父の母校である鹿児島大学教育学部で教えておられたこともあって、鹿児島時代を懐かしまれ、父とはより親しくしていただいたようです。父は、あの折の高橋先生のご厚情にはいつも感謝しておりました。

また、千葉県警察 OB で警察史研究部会員の露崎栄一様とは、私には詳しいことはよくわかりませんが鹿児島に露崎様と父との共通の御知人がおられたことから、川路大警視研究を同じくする者としての交際が始まり、早くからいろいろ連絡を取らせていただいていたようです。平成 21 (2009) 年上記『ガイドブック』ができた時に、露崎様が早速それを警察史研究部会長であった加藤晶様に紹介して下さったことから、加藤様をはじめとする警察史研究部会のみなさまとお知り合いになることができたとのことです。このことも大変有難いことだったと、父はよく申しておりました。平成 28 (2016) 年秋の展墓を最後に父は病気のため上京できなくなりましたが、令和元 (2019) 年 6 月 20 日警察史の調査研究のため来鹿された露崎様が療養中の父を見舞ってくださいました。この日が、父が東京の警察史研究関係のみなさまと会った最後の機会となってしまいました。この時のことを父は幾度も話しておりました。ありがたい思い出だったのでしょう。改めて露崎様にも深く御礼申し上げます。



ガイドブック表紙

今回父の逝去に際して東京のみなさまがお声かけくださいましたことにより、家族の立場といたしましては病で苦しむ父をどうにもしてあげられなかったという深い悲しみの念から、今後もずっと封印し続けていたであろう父の日記を繙くきっかけをいただきました。みなさまからのご連絡がなければ、最晩年の父を身近に感じたり、また取り組んできたことを理解することはなかったでしょう。そして、父本人もみなさま方の大きなお力添えをいただいたことで、大警視川路利良研鑽会と最後まで関わらせていただくことができました。みなさまのご存在なしには様々なことが実現しなかったことは明白です。重ねて御礼申し上げます。

また、全く畑違いの父を採用してくださいました鹿児島県警察のみなさま、心より感謝申し上げます。平成 8 (1996) 年よりその後 15 年近くの長きにわたり研修専門員としての辞令をいただけたことで、父はよりたくさんの素晴らしい方々と出会い、交流を深め川路利良大警視について深く掘り下げていく時間をいただきました。只々感謝の気持ちでいっぱいです。

父には 4 人の孫がおります。その孫たちが葬儀のあと話しておりました。

「おじいちゃんは川路大警視にもう会えたかな」と。

今はまだ亥年生まれの子猪突猛進魂をおさえ、遠くから拝見している頃でしょうか。まじかに謁見できる日を楽しみに微笑んでいる姿が目にかぶようです。

最後になりましたが警察政策学会警察史研究部会並びに大警視川路利良研鑽会の益々のご発展とご関係者のみなさま、ご家族のみなさまがお健やかにどうぞよろしくお願いいたします。お祈り申し上げます。

(令和 3 (2021) 年秋)

【略年譜・著作目録】

松井幹郎先生略年譜・著作目録（初稿）

1 略年譜

昭和 10 (1935) 年 10 月 16 日 長崎県佐世保市に生まれる。10 歳まで佐世保市で暮らす。

昭和 20 (1945) 年 6 月 28 日～29 日空襲による戦災のため鹿児島県の両親実家へ戻り、爾後同県にて居住

昭和 32 (1957) 年 3 月 鹿児島大学教育学部卒業

同年 4 月 新卒採用で鹿児島県知覧町立知覧小学校教諭として赴任

昭和 34 (1959) 年 4 月 上記知覧小学校で 5 年生「桜組」を担当（昭和 36 年 3 月卒業）、この教え子様方とは晩年まで親しい交際があった。

昭和 36 (1961) 年 4 月以降 鹿児島県内の公立学校（教諭、小学校長 2 校）、名瀬市（現奄美市）及び鹿児島市各教育委員会等で勤務

平成 4 (1992) 年 4 月 鹿児島市立西陵小学校長

同年 4 月～同 6 (1994) 年 3 月 鹿児島県地学会会長

平成 8 (1996) 年 3 月 上記西陵小学校長で定年退職

同年 4 月～平成 22 (2010) 年 3 月 鹿児島県警察学校研修専門員として「職務倫理、警察史等教養」を担当。更に翌平成 23 (2011) 年 3 月迄特別講師として講義担当



（西陵小学校長時代の松井先生、平成 4 (1992) ～8 (1996) 年頃）

平成 8 (1996) 年 5 月連休 着任早々東京都立青山霊園所在の川路大警視墓地に初めて展墓。その後毎年 10 月 13 日の川路大警視御命日には「青山詣で」す（病い

のため平成 28 (2016) 年 10 月の展墓が最後。その後は在京知人に代参を依頼される。)

平成 16 (2004) 年 3 月 4 日 御令室慶子様御逝去（享年 69）

平成 20 (2008) 年 3 月 訪仏（一回目、単独、仏国での川路大警視往時の足跡を調査す。）

平成 21 (2009) 年 3 月 『「大警視川路利良聖地巡礼」ガイドブック』刊行（初版：私刊、平成 21 年 3 月刊。改訂版：私刊、平成 21 年 10 月 13 日刊）

同年夏頃 松井先生知己の警察政策学会警察史研究部会員露崎栄一氏が同部会研究例会で上記『「大警視川路利良聖地巡礼」ガイドブック』（初版、平成 21 年 3 月刊）を紹介され、加藤晶部会長が驚かれる。これが松井先生と警察史研究部会との関係の発端である。

平成 23 (2011) 年 3 月 鹿児島県警察学校退任。同年 2 月 10 日笠原俊彦鹿児島県警察本部長より感謝状を授与される（『警友 さつま』第 367 号（平成 23 年 3 月号）33 頁（本号 23 頁所載記事）参照。)

同年 6 月 「「大警視 川路利良」研究会」創設（松井先生は同会「代表世話人」として「事務局」を担われた。）。同時に、同会の機関誌として『大警視だより』を創刊（「偶数月の大警視の月命日（大警視御命日は 10 月 13 日）」を発行日とする。創刊第 1 号は、同年

6月13日刊)

同年8月 川路大警視家御当主川路利永氏が名誉会長に就任、同氏の勧めで「大警視 川路利良」研究会を「大警視川路利良研鑽会」に名称変更す。

平成24(2012)年3月 訪仏(二回目、単独。)(『大警視だより』第5、6号(平成24年2、4月号)参照。)

平成26(2014)年5月 訪仏(三回目、久野猛氏・有沢達也氏と。『大警視だより』第20号(平成26年8月号)参照。その後、四回目として英仏両国行を予定していたが、健康上の理由から中止。)

平成26(2014)年10月13日 「大警視川路利良生誕180年・大警視川路利良研鑽会発足3周年記念祝賀行事」挙(於東京。高橋均先生と初めて会う。『大警視だより』第22号(平成26年12月号)参照。)

平成27(2015)年5月 武藤誠先生の福岡県御旧宅を訪問(『大警視だより』第26号(武藤誠先生追悼号、平成27年8月号)参照。)

同年夏の終わり頃 この頃から体調を崩される。

同年10月 上京途次に静岡県伊東市に立ち寄り、武藤誠先生御令室武藤都喜子様(初め)に会う。

同年10月13日 「大警視川路利良没後136年・『大警視だより』第1集 大警視川路利良研鑽会報 No.1~No.27』発行記念墓参会及び昼食会」挙(於東京。加藤晶会長、高橋均先生と初めて会う。『大警視だより』第28号(平成27年12月号)参照。)

平成28(2016)年2月 『大警視だより』、第29号で休刊(加藤晶氏主宰『大警視だより』続刊)に移行す。)

同年3月 大警視川路利良研鑽会及び『大警視だより』の東京移管に伴い、同会鹿児島事務局代表に就任す。

同年10月13日 最後の上京墓参。上京途次伊東市の武藤都喜子様宅を再訪す。

令和元(2019)年6月20日 鹿児島市で露崎栄一氏と会う(在京警察史研究部会関係者との最後の出会い。)

令和3(2021)年4月22日 最後の入院をす。

令和3(2021)年8月17日(火) 鹿児島市で逝去、満85歳(享年87)。

叙位叙勲: 従六位、瑞宝双光章(9月14日通知。『南日本新聞』令和3年9月15日(水)参照。)

2 著作目録

(単行書その他)



(出処: 『警友 さつま』第367号(平成23(2011)年3月号)33頁)

- ・松井幹郎『「大警視川路利良聖地巡礼」ガイドブック』（初版：私刊、平成21（2009）年3月刊。改訂版：私刊、平成21（2009）年10月13日刊（『南日本新聞』平成21年9月13日（日）朝刊に紹介記事あり。下記写真参照。）
- ・DVD『川路利良生誕一八〇年 研鑽会発足三周年記念』（大警視川路利良研鑽会、平成26（2014）年12月13日刊。ビデオディスク1枚（53分）、DVD）
- ・大警視川路利良研鑽会『大警視だより 第1集 大警視川路利良研鑽会報 No.1～No.27』（同書には、この他に平成27年3月28日発行の臨時特別号（川路知子様哀悼号）をも収録。発行者：川路利永、編集者：鹿児島市・松井幹郎、平成27（2015）年10月13日刊（この後、No.28、No.29が出たが、No.29が最終号（平成28年2月13日刊）となり、爾後加藤晶氏主宰『大警視だより』続刊に引き継がれた。）
- ・川路利永・松井幹郎・廣瀬権・吉原丈司編『CD版：大警視川路利良関係資料集 加藤晶会長追悼記念』（令和元（2019）年9月1日刊。CD-ROM1枚；12cm + 説明書1枚）（収録物：『「大警視川路利良聖地巡礼」ガイドブック』、『大警視だより』全号、『「大警視だより」続刊』（第1～10号）、「大警視川路利良関係文献集成」）

（論説その他）（教職時代のものは割愛。）

平成23（2011）年6月～平成28（2016）年2月

- ・『大警視だより』創刊第1号（平成23年6月13日刊）～最終第29号（平成28年2月13日刊）及び臨時特別号（1号、平成27年3月28日刊（川路知子様哀悼号））所収各稿

平成28（2016）年3月～令和3（2021）年10月

*『大警視だより』続刊寄稿物その他（ただし、令和3年分までは下記警察政策学会資料に再録済。警察政策学会資料第110号＝①、警察政策学会資料第114号＝②。いずれも警察政策学会HPにアップ済（<http://www.asss.jp/>）。）

平成28（2016）年3月～平成31（2019）年4月

- ・「警察政策学会警察史研究部会」併せて「大警視川路利良研鑽会」の充実・発展を祈念します『大警視だより』続刊第1号（通巻第30号、平成28（2016）年3月31日刊）（①35頁以下に再録。）
- ・『フルベッキ群像写真』と川路利良—M氏への返信—同第2号（通巻第31号、平成28（2016）年8月1日刊）（①83頁以下に再録。）
- ・「につぼん！歴史鑑定『日本の警察はどのように生まれた？』を視聴して」同第2号（通巻第31号、平成28（2016）年8月1日刊）（①76頁以下に再録。）
- ・『横浜外国人居留地における近代警察の創設 治安の維持と不平等条約（Maintenance of Order & Unequal Treaties）』（『警察政策学会資料』第86号）に学ぶ」同第3号（通巻第32号、平成29（2017）年1月1日刊）（①172頁以下に再録。）
- ・『川路利良履歴資料』等にみる川路利良の姿」同第4号（通巻第33号、平成29（2017）年7月1日刊）（①78頁以下に再録。）



（『ガイドブック』発行記念記事）

- ・「前警視廳典獄山下房親氏談」を付度する—「川路の擧丸(キノゴロ)」追究の旅—」同第 5 号（通巻第 34 号、平成 30（2018）年 1 月 1 日刊）（①85 頁以下に再録。）
- ・「生麦事件と川路利良」同第 6 号（通巻第 35 号、平成 30（2018）年 7 月 1 日刊）（①80 頁以下に再録。）
- ・「エッセー 川路利良のためらい」同第 7 号（通巻第 36 号、平成 31（2019）年 1 月 1 日刊）（①95 頁以下に再録。）
- ・「川路大警視青山墓前の頌徳碑検討一斑（碑文全文、付句読点文、書下し文、現代語訳）—故陸軍少将兼大警視正五位勲二等川路君墓表 編修副長官従五位重野安繹撰—」同第 7 号（通巻第 36 号、平成 31（2019）年 1 月 1 日刊）（吉原文司と共編。①59 頁以下に再録。）

令和元（2019）年 5 月～令和 3（2021）年 10 月

- ・「加藤晶大警視川路利良研鑽会会長を悼んで」同第 8 号（加藤晶会長追悼号Ⅰ、通巻第 37 号、令和元（2019）年 7 月 1 日刊）（①214 頁以下及び本号 13 頁以下に再録。）
- ・「加藤晶会長の御逝去を悼みて—御礼と感謝—」同第 9 号（加藤晶会長追悼号Ⅱ、通巻第 38 号、令和 2（2020）年 1 月 1 日刊）（①222 頁以下に再録。）
- ・川路利永・松井幹郎「記念寄稿 大警視川路利良家の家系図について」（書下し、共同研究、警察政策学会資料第 110 号（令和 2 年 5 月刊）に寄稿。①11 頁以下に収録。）
- ・「随想『忘れ得ぬ人々』—川路魂に生きる人々—」『大警視だより』続刊第 10 号（加藤晶会長追悼号Ⅲ、復刊第 10 号記念号、通巻第 39 号、令和 2（2020）年 7 月 1 日刊）（②69 頁以下に再録。）
- ・「徳不孤必有隣」の糸物語」同第 11 号（加藤晶会長追悼号Ⅳ、通巻第 40 号、令和 3（2021）年 1 月 1 日刊）（②72 頁以下に再録。）
- ・「私の警察学校体験—川路魂研鑽の日々—」同第 12 号（福永英男前部会長追悼号、通巻第 41 号、令和 3（2021）年 7 月 1 日刊）（②65 頁以下に再録。）
- ・「【遺稿 1】川路大警視研究端緒について—『大警視だより集 第 1 集』「編集後記」再録—」同第 13 号（再録。本号、松井幹郎先生追悼号、通巻第 42 号、令和 3（2021）年 10 月 13 日刊）（本輯 100 頁以下に再録。）
- ・「【遺稿 2】DVD『川路利良生誕一八〇年 研鑽会発足三周年記念』（大警視川路利良研鑽会、平成 26 年 12 月 13 日刊）送付状」第 13 号（本号、松井幹郎先生追悼号、通巻第 42 号、令和 3（2021）年 10 月 13 日刊）（本輯 102 頁以下に再録。）
- ・「【遺稿 3】『大警視川路利良関係資料集』発行に寄せて—加藤晶会長を偲びつつ—」第 13 号（再録。本号、松井幹郎先生追悼号、通巻第 42 号、令和 3（2021）年 10 月 13 日刊）（本輯 103 頁以下に再録。）

（関連記事その他）

- ・「川路大警視の魂 冊子に 西伊敷の松井さん 10 年かけ、足跡巡る」『南日本新聞』平成 21 年 9 月 13 日（日）朝刊（『「大警視川路利良聖地巡礼」ガイドブック』（初版：私刊、平成 21（2009）年 3 月刊。改訂版：私刊、平成 21（2009）年 10 月 13 日刊）紹介記事。本号 24 頁参照。）
- ・「輝く★人 松井幹郎さんに本部長感謝状 永年にわたる警察職員の育成に貢献した功労

で『警友 さつま』第367号（鹿児島県警察本部、平成23（2011）年3月号）33頁（本号23頁）参照。）。

- ・「叙位叙勲」『南日本新聞』令和3（2021）年9月15日（水）（本号23頁参照。）

【松井幹郎先生追悼号発行経緯】

松井幹郎先生の御逝去を悼みて

『大警視だより』創刊者にして大警視川路利良研鑽会鹿児島事務局代表松井幹郎（MATSUI MIKIRO）先生には、病いのため令和3（2021）年8月17日（火）鹿児島市で逝去された。享年87（満85歳）。寔に痛惜の念に堪えない。謹んでお悔み申し上げますとともに、御冥福をお祈りいたしております。

先生は、昭和10（1935）年10月16日長崎県佐世保市に生まれ、同20（1945）年6月に戦災に遭われたことにより、御両親の御郷里鹿児島県に戻り、爾来同県に居住された。昭和32（1957）年3月鹿児島大学教育学部を御卒業後、同県の教職に就かれ、平成8（1996）年3月鹿児島市立西陵小学校長で定年退職されるまで、県内各地学校、教育委員会で勤務された。また、鹿児島県の地球科学研究で有名な鹿児島県地学会でも第六代会長（平成4～6年）を務められた（http://www5.synapse.ne.jp/k_chigaku/）。最初の赴任校で5～6年生時のクラス担任をされた知覧町立知覧小学校桜組の教え子様とは生涯にわたる交際を続けておられた。現在各方面で活躍されているこれらの方々は、恩師松井先生を心から慕われ、鹿児島県内外における先生の大警視川路利良研鑽会活動の基盤を熱心に支えておられたとお聞きする。先生のお人柄が偲ばれるものである。

その後、同年4月に吉村博人本部長下の鹿児島県警察に警察学校研修専門員として迎えられ、平成23（2011）年3月までの間、同校で15年にわたり、同県警の将来を担う若き学生に対し、大変な情熱を込めて職務倫理、警察史教養等の指導育成に当たり、大きな御足跡を残された。教え子諸氏も先生を大変敬慕された。退職に当たっては、平成23（2011）年2月に、当時の笠原俊彦同県警察本部長より感謝状を贈られている。ただただ敬服に堪えない次第である。

この間、まず御職務の一環として、日本警察の父で、御郷土鹿児島の偉人である川路大警視の研究に志され、寔に大きな御業績をあげられた。早くも警察学校着任すぐの平成8年5月連休には東京都立青山霊園所在川路大警視墓地に展墓され、その後は毎年大警視の命日である10月13日には上京、「青山詣で」（先生の言）をし、御病気になる平成28（2016）年まで続けられた（爾後は在京知人による代参を依頼されておられた。）。加えて、全国各地の川路大警視ゆかりの地、遠くはフランスにまで赴き、調査研究をされたが、同校在職中の平成21（2009）年には、こうした成果の一端をまとめ、『「大警視川路利良聖地巡礼」ガイドブック』（私刊、初版：平成21（2009）年3月刊。改訂版、同21（2009）年10月13日刊）として刊行された。

これは、精緻丹念な御調査による大変な御労作で、川路大警視研究に必読の書であり、発行当時大きな御反響を呼んだものである。ちなみに、先生と我が警察政策学会警察史研究部会との関係も、後述（参考）のように、同書刊行が貴重な機縁となっている。また、同警察史研究部会を長く指導された武藤誠先生や「川路大警視墓表」現代語訳のことで教えを受けられた東

京外国語大学名誉教授高橋均先生との御関係も、この頃から始まる。

川路大警視研究については、警察を辞された後にいよいよ本格的な活動を始められた。平成23(2011)年春、先生は、川路大警視家御当主川路利永氏を名誉会長にお迎えして大警視川路利良研鑽会を設立された。そして、その隔月発行機関紙として『大警視だより』を創刊され、平成28(2016)年2月の第29号(他に「臨時記念号」1号があるので全30号。)に及んだ。このうち、第27号(平成27年10月刊)までは、『大警視だより集 第1集』(平成27(2015)年10月13日)にまとめて刊行され、世人を驚かした。

しかるに、この頃より御健康がすぐれず、先生親しく御編集の『大警視だより』は、ついには上記平成28(2016)年2月発行の第29号を最後に休刊せざるを得なくなったが、知己であり川路大警視研究の同志でもあられた警察政策学会警察史研究部会長加藤晶氏によって引き継がれ、『大警視だより』続刊(半年報)として継続発行されることになった。このことは、先生にとって御感慨深いことであり、加藤氏には最後まで大変な感謝の念を持ち続けておられたとお聞きしている。同誌は、令和元(2019)年5月8日の加藤氏御長逝の後は、現大警視川路利良研鑽会会長である廣瀬権氏に受け継がれたが、今後も松井、加藤両先生の御遺志を守り、続けて定期刊行されることになっている。〔註: 令和4(2022)年7月現在で第15号まで発行〕

松井先生は、その後御闘病生活の中にあっても、『大警視だより』続刊発行に当たっては、物心両面での御支援はもとより、毎号必ず寄稿され、そのすべては、既に警察政策学会資料第110号『近代警察史の諸問題』及び同第114号『近代警察史の諸問題 第二輯』(上冊)に再録されている。これらは現在では警察政策学会 HP (<<http://www.asss.jp/>>)にもアップされているので是非とも御高覧願いたい。いずれも貴重な御著作であることから、上記『大警視だより集 第1集』に続く第2集として、他日一本にまとめられることを願うものである。

廣瀬部会長(大警視川路利良研鑽会会長)は、松井幹郎先生御逝去の報に接するや、その御長逝を悼み、こうした先生の警察史研究、特に川路大警視研究に対する大変な御功績を顕彰し、併せ、我が警察史研究部会や大警視川路利良研鑽会に対する先生長年の御厚情に謝するため、まず『大警視だより』続刊本号(第13号)を「松井幹郎先生追悼号」として発刊するように企図された。加えて、もし来年度においても警察政策学会の御高配を得て同学会資料続号が出し得るとしたら、これまた「松井幹郎先生追悼」の意を込めるものとして刊行出来ればとの御意向をもお持ちとの由である(追記:これが本輯である。)

これを受け、松井先生御息女の鈴木裕美子様の格別の御配慮を頂戴し得たことから、まず『大警視だより』続刊本号には、松井先生を偲んで川路利永名誉会長様はじめ先生と関係の深い多くの方々からお寄せいただいた心あたたまる追悼文、先生の御略年譜、御著作目録等を掲載することができた。ここに謹んで松井幹郎先生の御墓前に捧げさせていただくものである。

なお、9月14日教育に尽くした御功勞により従六位に叙せられ瑞宝双光章が授与されたことが公表された。

(参考) 松井幹郎先生と警察政策学会警察史研究部会との関係その他

『大警視だより』続刊の前身『大警視だより』（平成 23（2011）年 6 月創刊）の創刊者である松井幹郎先生が平成 21（2009）年頃に当時警察政策学会警察史研究部会長であった加藤晶氏を知られたのは、鈴木裕美子様の前掲「父、松井幹郎について」（本号 19 頁 [本輯 109 頁] 以下）にあるように、川路大警視『警察手眼』の編纂者である植松直久（1846～1882）研究（露崎栄一『警察手眼編纂者 植松直久略伝』（平成 15 年 12 月刊）参照。）で有名な警察史研究部会員露崎栄一氏の紹介を通してのことである。たまたま鹿児島市に露崎氏と松井先生とに共通の御知人がおられたことにより、まず同氏を介して御両者が知り合われ、露崎氏がその後平成 21 年中開催の警察史研究部会例会で松井先生の上記『「大警視川路利良聖地巡礼」ガイドブック』の件を加藤部会長にお伝えしたところ、加藤部会長がその優れた御研究に驚かれ、これを機に、共に川路大警視を尊敬し研究する者ということで、松井先生と加藤元部会長の間に深い御接点ができ、その後親しく御交際されるようになられたとお聞きする。

こうしたことから、平成 28（2016）年 2 月に松井先生の御健康上のことから『大警視だより』が休刊せざるを得なくなった時には、加藤元部会長がすぐ敢然と大警視川路利良研鑽会とその機関誌である『大警視だより』を「『大警視だより』続刊」という名で引き継がれ、爾後同誌の発行を通して、警察史研究部会の基盤を育成発展されようとして、現在に至っているものである。当時、その雄大な御構想には、部会員等しく感銘を覚えたところである。今後この両氏の御遺志を大切に、松井先生が創始され、加藤前会長が育み、廣瀬現会長に受け継がれている『大警視だより』続刊の定期刊行を守り続けていきたいと思っているところであることから、更なる御理解、御支援方を切にお願いするものである。

【事務局通信】

本年 8 月 17 日松井幹郎先生には御郷里鹿児島市で長逝されました。御冥福をお祈り申し上げます。大警視川路利良研鑽会、『大警視だより』続刊が今日ありますのも、創刊者である松井先生の大変な御尽瘁の賜物です。このため、廣瀬権会長は先生御逝去の悲報に接するや、すぐ本『大警視だより』続刊で松井先生追悼の特別号を発行することを決め、哀悼の意を表することとされました。時間的制約その他もあって、十全なものを作成し得なかったことは甚だ遺憾ですが、川路利永名誉会長様、高橋均先生はじめ松井先生ゆかりの方々に御追悼文をお寄せいただきました。また、松井先生御息女の鈴木裕美子様にはお悲しみも癒えない中であって、多大の御配慮を忝うしました。厚く御礼申し上げます。これらを拝見しますと、先生在りし日の御温容が彷彿として浮かんで参ります。松井先生は本当に卓越した素晴らしき教育者にして、熱情溢れる川路大警視崇拜者であられました。残された私どもは、先生の後に続き、川路大警視研究、ひいては我が警察史研究にいささかなりとも精励していかねばと考えます。今後ともよろしく御指導の程お願い申し上げます。

なお、本誌次号第 14 号、次々号第 15 号は予定どおり明年 1、7 月発行です。会員の皆様方の御寄稿をお待ちいたしております。
(川路大警視御命日の 10 月 13 日謹誌)

『大警視だより』続刊第 13 号（通巻第 42 号）

松井幹郎先生追悼号

令和 3（2021）年 10 月 13 日発行

発行者 大警視川路利良研鑽会会長 廣瀬 権

〒〇〇 〇〇〇〇

（創刊者） 鹿児島市 松井幹郎（平成 23 年 6 月 13 日）

（復刊者） 横浜市 加藤 晶（平成 28 年 3 月 31 日）

2 『大警視だより』続刊第15号（松井幹郎先生追悼号Ⅱ 原田弘先生追悼号、通巻第44号、令和4年7月1日刊）所収分再録

〔目 次〕

【松井幹郎先生追悼集Ⅱ】（追悼集Ⅰ（本誌第13号所載）続集）

「最後の約束」 鹿児島県知覧小学校桜組教え子 有吉 和……………119

松井幹郎先生との関係 再会前の約束—追想文—（再会後の記録：平成7（1995）年8月19日～令和元（2019）年12月3日まで） 知覧小学校桜組教え子 松清 吉則……………120

恩師松井幹郎先生との記録—松井先生追想— 知覧小学校桜組教え子 坂之上 公仕……………123

【松井幹郎先生追悼集Ⅱ】（編集後記）……………124

【事務局通信】（抄）……………124

「最後の約束」

有吉 和（知覧小学校桜組教え子）

上野発の夜行列車 おりた時から
 青森駅は 雪の中
 北へ帰る人の群れは 誰も無口で
 海鳴りだけを きいている

（中略）

さよならあなた 私は帰ります
 風の音が胸をゆする 泣けとばかりに

ああ 津軽海峡冬景色

「私が人生の終わりをおえた時、あなたの「津軽海峡・冬景色」の歌で旅立ちたい！」

松井先生が昨年五月に入院されてまもなく、このメールが届きました。しかし私は、「先生！そんな弱気でどうする！先生は桜組の太陽で、いつまでも私達を照らし続けて下さい。」と返事しました。が音沙汰無しでした。

突然娘さんの鈴木由美子さんから訃報の電話をうけ愕然としました。通夜のあと、先生からの最後のメールが頭から離れず自宅の仏壇の前で先生に問いかけました。「先生とのお別れに歌を歌っていいのですか？」しかし私の心にそんな余裕はありません。

この歌は、私と先生との絆です。今！ここで歌いますと。

告別式が始まる前、やはり歌った方がいいのではと思い、喪主であられる鈴木由美子さんに相談したところ、先生の思いを最後に届けましようとして受け入れて下さり、弔歌として先生に届け！と声のあらん限り力一杯歌いました。

告別式が終わり火葬場へ向かい、先生との最後のお別れでした。ダビにふされお骨となった現実にとやがと我にかえり、先生のいらっしやらない今を淋しく、悲しく、苦しくやるせない辛い気持ちでした。

しかし、めげてばかりもいられません。先生の教え、心に太陽を！次も先生の教え子でいたいなあ！それぐらい桜組にとってかけがえのない先生と実に辛いお別れでした。感謝！

『南日本新聞』「読者文芸南日俳句」欄掲載

椎茸の刺身肴にひとり酌む

（令和元年十月）

星冴ゆる北斗七星カシオペア

こぐま座の尾も冴えゆくや北の空

（令和二年一月）

大隅の山に輝く春の星

（令和二年三月）

髪束ねプールサイド妻若し

(令和二年八月十三日)

道の駅松茸もどき首座を占め

(令和二年十一月二十六日)

大根の皮きんぴらに独り酒

(令和三年一月二十八日)

校庭の真ん中に立つ春の風

(令和三年二月二十五日)

インスリン打つのがうまい山笑う

(令和三年五月二十七日)

(本追悼文は、令和4(2022)年1月17日に藤清一様を通じて、知覧町(現南九州市)立知覧小学校桜組の教え子であった有吉様からお寄せいただいたものです。俳句は、松井先生が御生前に『南日本新聞』「読者文芸南日俳句」欄に寄せられたもの一部とのことです。有吉様、佐多様、森様及び藤様の御厚情に深く感謝申し上げます。)

協力 佐多 寛文
森 みち代
藤 清一

松井幹郎先生との関係 再会前の約束—追想文—

(再会後の記録:平成7(1995)年8月19日~令和元(2019)年12月3日まで)

知覧小学校桜組教え子 松清 吉則

大警視川路利良研鑽会事務局様より『大警視だより』続刊第13号(松井幹郎先生追悼号、令和3年10月13日刊)が静岡県三島市の自宅に送付されてきました。あいにく南九州市知覧町の実家の方へ帰省しており、家内に転送を依頼し、後日懐かしく拝見させて頂きました。松井幹郎先生の追悼号としての内容であり、御生前の松井幹郎先生の『大警視だより』創刊に伴う日々の「任務遂行の勇氣と気力」等作業心情を思い浮かべながら、涙・涙で3回程読み直すことでした。松井先生にはコロナ禍での規制のため令和元(2019)年12月3日以降面会することが出来なくなり、憂慮しておりました。

今回、同研鑽会事務局様より同誌次々号(第15号)での追悼文の寄稿依頼があり、数日間悩みました。恩師松井幹郎先生が逝去されてから現在まで、まだ整理する作業が残っており、その旨を同会事務局様に電話でお伝えし、一旦は断りのお話をさせていただきました。しかし、その後鈴木裕美子様(松井先生御息女様)からの御助言もあり、恩師松井幹郎先生との関係及び再会後の主な行動記録の列記等により、松井幹郎先生との思い出「追想文」として、ここに寄稿させていただきました。

恩師松井幹郎先生との関係は、再会後の行動記録を「思い出写真記録」として保存してあります。松井幹郎先生の「祝還暦」を機に、教え子の卒業後の生い立ちを整理し、アルバムとして「贈呈」する作業から始まりました。1回目の「贈呈」は松井幹郎先生の「還暦の日」(平成7年・1995年10月16日)、2回目は「定年退職の日」(平成8年・1996年3月)として「贈呈の約束」を実行した次第です。この事柄(関係)を行動記録として、No.1から~No.29まで松井先生—追想—として列記記述させて頂きました。

※恩師松井幹郎先生との些細な類似点。

- ・昭和23年(1948年)10月31日 長崎県佐世保市に生まれる。5歳まで佐世保市で暮らす。(松井幹郎先生は10歳まで佐世保市で過ごされました。)
- ・昭和28年(1953年)4月 鹿児島県川辺郡知覧町(現南九州市)の祖父の実家へ帰る。5歳の時、祖父と2人で佐世保を発つ。知覧では主屋内を2つに分けて、祖父母と知覧警察署勤務の上原様御夫婦と二世帯で生活する。
- ・昭和34年(1959年)4月 松井幹郎先生、知覧小学校で5年「桜組」を担当する。
- ・昭和36年(1961年)3月 知覧小学校卒業(6年桜組)

※昭和 55 年（1980 年）1 月 3 日 卒業後、恩師松井幹郎先生を知覧に迎えクラス会を開催（内村旅館にて男子 9 名十女子 2 名、計 11 名参加。）。

現在も、社会人となってから家族的なお付き合いをしているお二人は、お父上様が警察官で、うち東正和君は同じ職場での同僚でした。50 代のころ、三島から帰省した時は、東君の自宅で寝泊まりし、松井幹郎先生と 3 人で天文館に出かけ、会食・カラオケなど思い出があります。また、坂之上公仕君は、『大警視だより』DVD 作成に尽力して頂きました。桜組の仲間です。鹿児島から三島へ帰る際は、坂之上君の岐阜の自宅で一泊、松井先生から頂いた焼酎を飲みながら話しましたが、恩師松井幹郎先生と「6 年桜組」の話題が焼酎の「つまみ」でした。

平成 26 年（2014 年）11 月 6 日川路大警視の上記 DVD 作成時の前夜、松井先生と坂之上君の奥様と 4 名で温泉宿に泊まり、（松井先生と松清 2 名）会食したひと時が今でも思い出されます。その時の松井先生との「最後の約束」は果たす事が出来なくなり、残念でなりません。最後の約束事は、鹿児島で「桜島」をバックに城山で『大警視だより』発行に伴う「労」等々をねぎらいながら、過ぎ去った日々の最高の思い出をふりかえることでした。

再会の始まりの記録写真は、平成 7 年（1995 年）8 月 19 日松井幹郎先生の御自宅を桜組の仲間と訪問した時から～松井幹郎先生を迎えての「祝還暦」を各地区（関東地区・関西地区・福岡地区・鹿児島・知覧地区）等において開催した、その時々の記録写真です。

終わりの記録写真は、平成 30 年（2018 年）4 月 25 日恩師松井幹郎先生と教え子 6 年桜組の仲間と最後の会食（教え子の「寿古希」の祝い）を開催した時の記録写真と、当日先生から配布された生前最後の資料です。最後の最後まで、松井幹郎先生は御自身の体調が万全でない中を出席参加して下さい、教え子達を指導して下さいました。ありがたい事でした。恩師松井幹郎先生の「思いやり」には「感謝!!」の気持ちしかありません。

松井幹郎先生に最後にお会いできたのは、令和元年 12 月 3 日鹿児島市薬師ソレイシア 407 号室にての（CD 版を頂く）短い時間でしたが、お話が出来たことは何よりでした。そして、この日をもって、恩師松井幹郎先生との「思い出記録写真」は最後となりました。

松井幹郎先生との関係は、平成 7（1995）年 5 月 22 日（月）の電話（松清）での「約束」で始まり、松井幹郎先生の「祝還暦」に伴う各地区での再会教え子との「集い」等で盛り上がりました。最後は、鹿児島市において昭和 36 年卒業 6 年桜組の教え子達との会食「寿古希」が最後となりました。松井幹郎先生の「祝還暦」に始まり、教え子達の「寿古希」で終わりました。

松井幹郎先生は定年退職後 85 歳迄の 25 年間、私達を教え子として温かく導いて下さいました。改めて、松井幹郎先生の「思いやり」想像力・行動力に、感謝しております。松井幹郎先生様、長い間の御指導本当にありがとうございました。

※恩師松井幹郎先生様との再会後の「行動記録」の記述—松井先生追想—

「祝還暦」及び「定年退職」等に伴う再会の始まりの記録（松清吉則）

*平成 7 年（1995 年）5 月 22 日 松井幹郎先生と松清との電話での「約束」から～

*平成 7 年（1995 年）8 月 19 日 松井幹郎先生の御自宅訪問、桜組の仲間 8 名と。

1 平成 7 年（1995 年）10 月 15 日

鹿児島市内にて、松井幹郎先生を迎えて「祝還暦」記念祝賀会、卒業後の写真集贈呈。

2 平成 7 年（1995 年）10 月 15 日

東京西新宿第 1 回「関東知覧 39 会」開催 6 年桜組の集い。（松井先生「祝還暦」の日）

3 平成 7 年（1995 年）11 月 26 日

大阪天王寺都ホテルにて 6 年桜組の集い（松井幹郎先生を迎えて「祝還暦」）

4 平成 8 年（1996 年）4 月 6 日

南九州市知覧町「富や旅館」に松井幹郎先生を迎えて教職「定年退職」祝賀会。

5 平成 8 年（1996 年）5 月 11 日～5 月 12 日（2 日間）

東京京王プラザホテルにて「関東桜組会」開催（松井幹郎先生を迎えて）

6 平成 8 年（1996 年）6 月 8 日～6 月 9 日（2 日間）

福岡市天神「木曾路」にて福岡地区知覧小中同級生会（松井幹郎先生を迎えて）

7 平成 8 年（1996 年）6 月 9 日

松井幹郎先生と福岡市内を散策。教え子 6 年桜組卒業生有志一同。

- 8 平成 15 年 (2003 年) 10 月 25 日
松井先生を迎えて、大江戸温泉物語で第 4 回「関東知覧 39 会」を開催する。
- 9 平成 17 年 (2005 年) 8 月〇日 松井幹郎先生の御自宅を仲間 4 人で訪問する。
教え子 昭和 36 年卒 6 年桜組 (有吉和君、田中健一君、桑代俊実君、松清吉則)
- 10 平成 25 年 (2013 年) 10 月 13 日
松井幹郎先生を迎えて、上野で「関東桜組会」を開催。(上野公園で記念写真を撮る。)
- 11 平成 26 年 (2014 年) 10 月 12 日 (2 日間)
東京大江戸温泉物語で、第 6 回「関東知覧 39 会」開催。松井幹郎先生を迎える。
- 12 平成 26 年 (2014 年) 10 月 13 日
大警視生誕 180 年及び大警視川路利良研鑽会発足 3 周年記念「墓参、記念講演等、祝賀会及び懇親会」に参加。(桜組の 6 名を快くお仲間に加えて頂きました。)
- 13 平成 26 年 (2014 年) 11 月 6 日～11 月 7 日 (2 日間)
岐阜の坂之上公仕君の自宅へ松井幹郎先生をお招きして、川路大警視の DVD 作成打合せを行う。2 日目は坂之上君の車で松井先生を岐阜駅近くのホテルまで送迎する。
- 14 平成 26 年 (2014 年) 10 月 29 日
松井幹郎先生より遺訓書送付あり。(西郷南洲先生遺訓口語訳付書籍を 1 冊頂く。)
- 15 平成 26 年 (2014 年) 11 月 11 日 (三島から鹿児島へ帰鹿)
松井幹郎先生の自宅を訪問する。(会食後西郷吉之助の書籍 1 冊と手造り切子頂く。)
- 16 平成 26 年 (2014 年) 11 月 15 日
南九州市知覧町に松井先生をお迎えする。武家屋敷通り「灯彩路」を見学後、桑代俊実君の段取りで「知覧桜組の集い」懇親会を開催する。
- 17 平成 27 年 (2015 年) 5 月 24 日～25 日 (2 日間)
福岡市博多にて松井幹郎先生を迎え、知覧同級生会 in 福岡 2015 懇親会開催。
- 18 平成 27 年 (2015 年) 5 月 25 日
オプションツアー「柳川観光」柳川下り、松井先生も“のんびり”の旅でした。
- 19 平成 27 年 (2015 年) 7 月 4 日 (薩摩焼夫婦湯呑の陶芸品を頂く。)
松井先生宅を訪問する。(福岡・永崎通久君、知覧・桑代俊実君、松清の 3 名で)
- 20 平成 27 年 (2015 年) 10 月 13 日
東京・永田町 (日比谷高校同窓会館) 星陵会館 4F「レストラン・シーボニア」にて開催の大警視川路利良没後 136 年の昼食会に出席し、参列者の「記念写真」を撮影記録する。(桜組佐多寛文君と 2 人参加。)
- 21 平成 27 年 (2015 年) 10 月 25 日 (三島から～鹿児島市内へ一泊)
松井先生と鹿児島中央駅ビル内で会食。10 月 13 日の昼食会での慰労を受ける。
- 22 平成 27 年 (2015 年) 12 月 19 日 (知覧から～鹿児島市内へ一泊)
松井先生へ、翌日大分中津～小倉を経由して、三島へ帰ることを電話で報告する。
- 23 平成 28 年 (2016 年) 7 月 18 日 松井先生と合流、記念写真撮影。
教え子鶴園涼子さんと鹿児島県民交流センターへ出向く。有吉和君の発表会へ出席。
- 24 平成 28 年 (2016 年) 10 月 14 日 東京・高尾山へ登山
松井幹郎先生、佐多寛文君、田中健一君、松清、計 4 名。夕方、新宿日本料理店で「慰労会」を行う。松井先生は、ガン治療の薬 1 錠を半分にして服用し、体調を自己管理しながらの登山でした。
- 25 平成 30 年 (2018 年) 4 月 25 日 恩師松井幹郎先生を迎えて、昭和 36 年卒業桜組教え子の「寿古希」の祝い及び松井先生との最後の会食。
- 26 平成 30 年 (2018 年) 12 月 3 日 松井先生が御自宅から療養のために移っておられた鹿児島市薬師ソレイシア 407 号室を訪問する。永崎通久君と 2 人で。(さつま芋・みかんを届ける)
- 27 令和元年 (2019 年) 10 月 18 日 松井先生へ電話する。(さつま芋を送付する。)
- 28 令和元年 (2019 年) 11 月 3 日 ソレイシア 407 号室訪問、桑代俊実君と 2 人。
- 29 令和元年 (2019 年) 12 月 3 日 ソレイシア 407 号室訪問。
預けてあった保存版 25 年間の記録「記念アルバム写真集」を受け取る。会談後、松井先生と最後の「記念写真」を撮影する。松井先生へ“感謝”します。松井幹郎先生との面会等「想いで写真」撮影最後の日、松井先生の体はアルコールを受けつけない程弱っていました。少しでもアルコールを口にすると、体全体に痛みが走り、夜中遅くまで痛みが和らぐことは無かったそうです。新型コロナ禍の中会いたい人と会えることなく、

行きたい所にも出かけることが制限され、松井先生の御心情は察するものがありました。

松井先生の「年賀」(2019 元旦)の中に、東照公(家康公)の御遺訓がありましたね。

「人の一生は重荷を負うて遠き道を行くがごとし。急ぐべからず。」 晩年色々な「重荷」があったこととと思いますが、これからはゆっくり天国でお過ごし下さい。私自身はまだまだ頑張ります。松井先生、おつかれさまでございました。

最後に、松井幹郎先生様へ

教職を「定年退職」後、私たち教え子を最後の最後まで導いて下さり、ありがとうございました。「感謝」いたしております。『大警視だより』送付の際、松井先生は付箋の中にいつも“ありがとう!!”“感謝!!感謝!!”“大感謝!!”等々一言付け加えてありましたね。松井幹郎先生が、鹿児島県警察本部警務部教養課トップの方の面接を受けた折の「思いやりごあんそなあ」という御返事にびっくりしたと記載してありましたね。松井先生の「思いやり」は、言葉ではなく、その想像力・行動力・実行力そのものが、私にはかけがえのない「財産」となっております。これからも「天国」から私たちを見守って下さい。

最後に、ソレイシア 407 号室を訪ねた時、過ぎ去った日々において“思い出の多い人”は将来において“心豊かな人生”を送ることが出来る。と言うメモをコピーしましたね。松井先生はコメントの無いまま旅立ちましたね。夢の中で御返事を待っています。

長い間御指導ありがとうございました。松井幹郎先生の御冥福を心よりお祈りします。

恩師松井幹郎先生との記録—松井先生追想—

知覧小学校桜組教え子 坂之上 公仕

鹿児島県知覧町立知覧小学校桜組での恩師松井幹郎先生には昨令和 3 (2021) 年夏に逝去され、未だ深い悲しみの中にあります。時間、月日がたてばと置いておりましたが、先生のごことがたえず思い出され、その思いを文章にすることができません。このため、桜組同級生である松清吉則君にこの旨を連絡し、自らの気持ちを伝えましたところ、この際松井先生との接点だけでも箇条書きにしてまとめ、松井先生回想の資料として残しておくよう勧められました。ついては、以下に松井先生との主な出来事を記載し、追想文に替えさせていただきます。ただただ先生の御冥福をお祈り致します。

- ・昭和 32 (1957) 年 4 月 松井幹郎先生鹿児島大学教育学部を卒業し、新卒採用で鹿児島県知覧町立知覧小学校に赴任される。
- ・昭和 34 (1959) 年 4 月 松井先生知覧小学校 5 年桜組の担任になられる。私の父が知覧警察署に転勤になり、私も同校に転校、5 年桜組に編入される。
- ・昭和 36 (1961) 年 3 月 桜組、同校を卒業する。
- ・平成 8 (1996) 年 5 月 11 日 桜組同窓会 東京 松井先生をお迎えする。
- ・平成 10 (1998) 年 10 月 24 日 知覧中学校同窓会 東京 松井先生をお迎えする。
- ・平成 15 (2003) 年 10 月 25 日 // // //
- ・平成 21 (2009) 年 7 月 19 日 桜組同窓会と故松井慶子夫人を偲ぶ会 鹿児島県南九州市(旧知覧町) 松井先生をお迎えして知覧小学校で桜組授業を再現。
- ・平成 25 (2013) 年 10 月 13 日 桜組同窓会 東京 松井先生をお迎えする。
- ・平成 26 (2014) 年 11 月 6 日～7 日 松井先生と松清吉則君を岐阜県の私の自宅にお招

きして川路大警視の DVD (川路大警視生誕 180 年、大警視川路利良研鑽会発足 3 周年、墓参、祝賀会) の作成打ち合わせ。11 月 11 日 松井先生のご依頼連絡で DVD 作成追加修正。12 月 3 日～5 日 再度松清君に自宅に来てもらい最終打ち合わせ。12 月 18 日 DVD『川路利良生誕一八〇年 研鑽会発足三周年記念』(大警視川路利良研鑽会、平成 26 年 12 月 13 日刊。『大警視だより』続刊第 13 号(松井幹郎先生追悼号、令和 3 (2021) 年 10 月 13 日刊) 12～13 頁所載松井先生送付状参照。) 作成完了。松井先生に 7 本発送。

・令和元(2019)年 10 月 7 日 松井先生より桜組有志用にと上記 CD ダビングのご依頼があり、CD14 本を 10 月 13 日発送。10 月 18 日 今となつては最後になってしまったお礼のお葉書を頂戴仕る。

(令和 3 (2021) 年 12 月 4 日記)

【松井幹郎先生追悼集Ⅱ】(編集後記)

先に刊行の『大警視だより』続刊第 13 号(松井幹郎先生追悼号、令和 3 (2021) 年 10 月 13 日刊。本号 1 頁下部「紹介」参照。)に見られるように、松井幹郎先生と知覧小学校桜組の教え子の皆様とのつながりには寔に深いものがあり、ただただ感動いたすところである。今号にはこれらの方々のうち私どもとも既に接点を有しておられる有吉和氏、松清吉則氏及び坂之上公仕氏のお三方に追想文御寄稿をお願いいたしたところ、貴重な御玉稿を賜った。厚く御礼申し上げる次第である。また、編集に当たっては、いつもながら小会同人小野田博光氏の格別の御配慮に与った。記して深甚の謝意を表するものである。

【事務局通信】(抄)

先にお伝えいたしたように、『大警視だより』創刊者の松井幹郎先生には昨令和 3 (2021) 年 8 月 17 日に逝去されました。悲しみの中に追悼号たる第 13 号(同年 10 月 13 日刊)を出しましたが、その後先生と親密な御師弟関係にあった鹿児島県知覧小学校桜組のお三方から心あたまる追悼文をいただきましたので、本号は松井幹郎先生追悼号Ⅱとして発行しました。また、我が警察史研究で大きな御業績を残された原田弘先生が昨年 7 月 6 日に 94 歳で長逝されました。寔に痛惜の念に堪えません。同年 2 月 10 日には前警察史研究部会長福永英男先生が逝去されておられ(本誌第 14 号(本年 1 月 1 日刊)参照。)、昨年は本当に悲しいことが続きました。福永先生、原田先生及び松井先生の御冥福をただただお祈りいたしております。

第7篇 犯罪学研究その他

心理学の実務への応用（犯罪抑止対策等）

元中部管区警察局長 恵良 道信

〔目 次〕

はじめに	125
1 窃盗の基本犯罪性について.....	126
2 取調べの心理学側面について	128
おわりに	130

はじめに

私は、警察現役時代から、心理学の実務への応用をこころがけてきた。心理学を利用すれば、科学的な分析ができるし、それをふまえれば、有益な対策が可能になるケースが出てくる。

こうした観点から、過去に文章化したもので、政策的な論文として収録していないもの2点について、この機会に資料化して、知見の蓄積として役立てればと思い、寄稿するものである。

1点目は窃盗の基本犯罪性についてである。

犯罪心理学者の福島章氏は「犯罪心理学入門」のなかで、累犯者の心理的・性格要素としての特徴を類型化し体系的に述べている。

それによると、累犯者の多くは窃盗を犯す者として、意志欠如性を有し、そのうえに自己顕示性等の各種性格要素が加えられ、凶悪犯罪を犯しているとの全体構図がある。そして、凶悪犯罪者の例を見ると、犯罪歴は窃盗から始まり、しだいに凶悪化し殺人まで犯すという時系列を有することが示されている。

そうだとすれば、窃盗犯を徹底検挙すれば、犯罪の裾野を掘り崩すことになり、犯罪全体への大きな抑止力が働くこととなる。

こうしたことから、平成11（1999）年から14（2002）年にかけて、ある県の警察本部長在勤中、当時犯罪発生件数が全国的に著しい増加を示す中、なんとかこれを減少させねばならないと考え、当時初発型非行とされており、青少年に配慮した取り扱いがなされていた、万引き、自転車盗の窃盗を、これらは単なる非行でなく既に窃盗としての犯罪であり、犯罪の裾野をなすものとして入り口型犯罪と名付け、他の窃盗犯同様、検挙を進めるよう、本部長通達を發し、犯罪検挙・抑止に努めた。

本稿に記す論文は、これらの元となる考えを、平成17年関東管区警察学校長の時にまとめ、機関誌「武蔵野」（2005年第1号）に寄稿したものの抜粋である。

幸い、犯罪発生件数は、平成14年の285万件のピークから、いわゆる「割れ窓の理論」の援用などもあって減少化傾向をたどり、直近の令和3年では約57万件程度と落ち着いた

てきているところである。

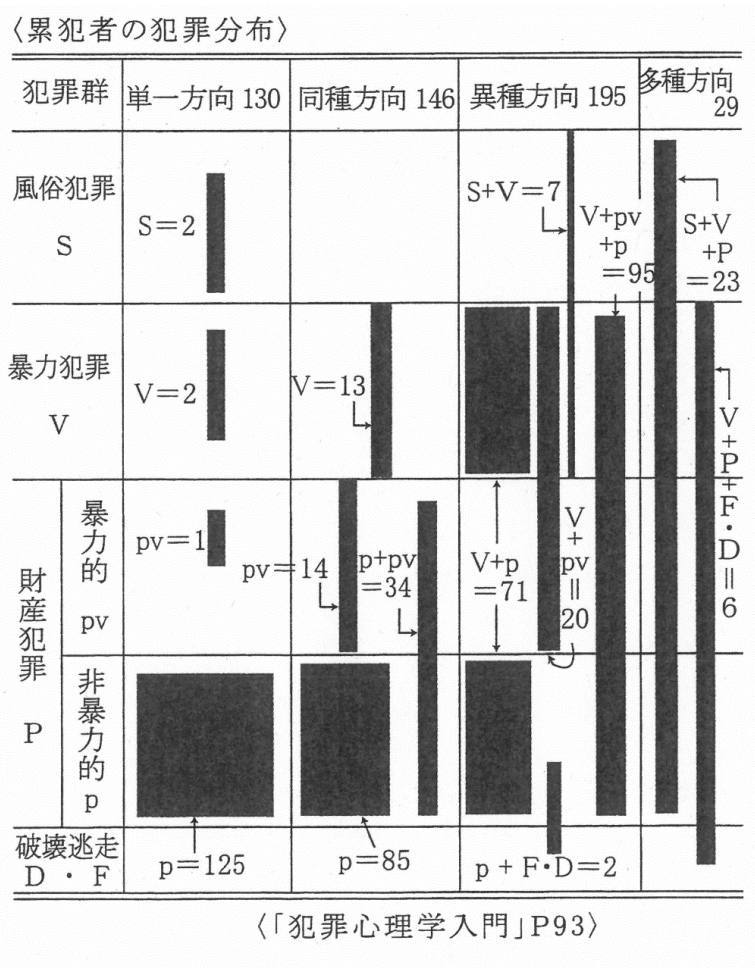
なお「武蔵野」(2005年第1号)には飲酒運転の心理学的考察も併せて掲載しており、割愛するのも惜しく思われ、そのまま本稿に記すものである。

2点目は取り調べの心理学的側面についてである。

私は、直接取調べをする立場に立ったことは、ほとんど無いといってよいが、経験者の話や取調べのテープを聴くと、取調べは糾問的なものというより、むしろ話を聞くことに徹して相手から自発的に話すよう持って行くものの側面も強いと感じていた。平成19年の退職後ある会社の顧問であった頃、臨床心理学の勉強をしていたが、この取調べの状況と類似する心理的治療の方法に触れることとなり、その知見は取調べに応用できるのではないかと思い、文書化して関係先に送付したことがある。その内容を資料化しておきたいとしてここに記すものである。

1 窃盗の基本犯罪性について

①窃盗が犯罪の根本になっている点

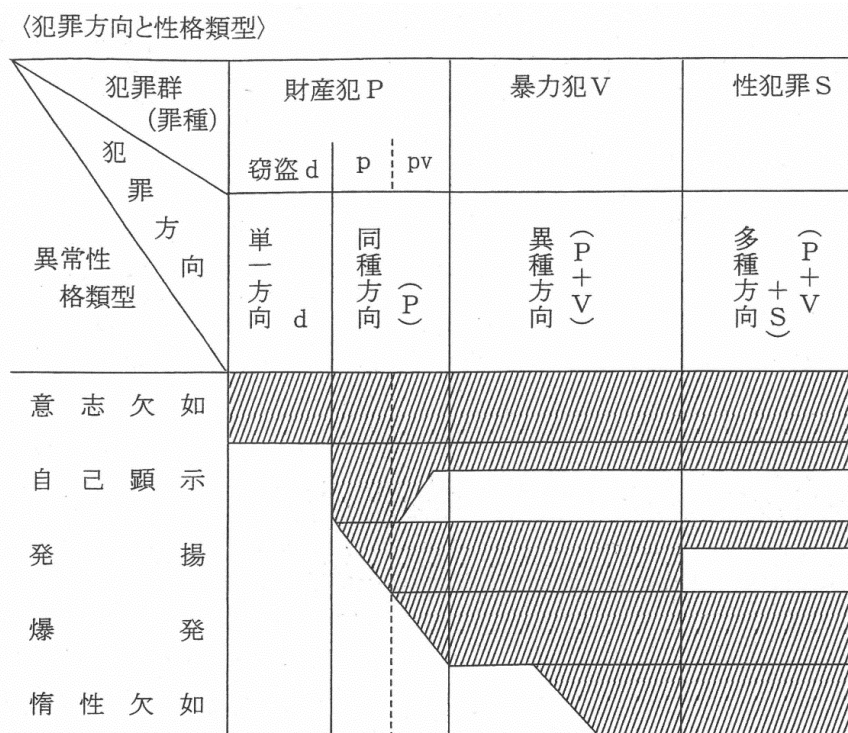


これは一見して分かりにくい表だと思いますが、累犯者 500 人がどういう犯罪に手を染めているかの表であります。

この表からは、累犯者 500 人中 441 人約 88%のものが非暴力的財産犯罪(窃盗・詐欺・横領等)を犯しているということが言えます。なお、この場合、風俗犯罪とは強姦等の性

犯罪、暴力犯罪とは殺人等です。

これらの者の性格類型の分析を加え、前期犯罪分布とあわせて図式化するとつぎのようになります。



〈「犯罪心理学入門」 P94〉

すなはち、

- すべての犯罪に共通する性格に意志欠如があり、累犯者の多くは意志欠如の犯罪である窃盗を犯す。
- 意志欠如者は、エネルギーや工夫のいらぬ安易で原始的な犯罪である窃盗を反復する。
- 意志欠如性に発揚性や自己顕示性が加わると詐欺・横領等の知的財産犯へ、さらに情性欠如性が加わると殺人・強姦・強姦強盗・放火などの凶悪犯へ拡張する。

ということであり、これは、すべての犯罪の土台に窃盗があることを意味し、窃盗を根源として、窃盗→詐欺→殺人・強姦へと段階的に展開していくことを意味しています。

なお、この展開は、大量殺人者 P の個人犯罪歴に照らすと、年齢的な成長に伴ってみられることも示唆されています。(18歳で窃盗→20歳で強姦未遂→30歳で恐喝→36歳で8件の殺人) (「犯罪心理学入門」 P76～P77)

最近の振り込め詐欺に、実行犯として高校生が加わっていたりするのを見ると、その前段として、大量万引き等の窃盗前歴の有無が興味ひくところであり、その他幼児殺人等の例においても、そのような前段を吟味したいところでもあります。

②酒が犯罪を構成することがある(？)

飲酒運転は、大抵自己の行為を明確に認識しうる酩酊の程度の低い段階で行われていま

す。すなわち「犯罪心理学入門」にいう酩酊の第Ⅰ段階における行為ということです。
それが証拠に、記憶は大体ある状態であることが多いのです。

〈酩酊の三段階〉

酩酊の段階	酩酊の作用	表現されるもの	探索の方法	記憶	責任能力	ビンダーの分類
第Ⅰ段階 (人格相応)	抑制の解除	意識と前意識の内容	内容・問診	大体ある	完全(有責)	単純酩酊
第Ⅱ段階 (人格疎遠)	抑圧の解除	無意識の内容 (コンプレックス)	投影法 テスト	大幅な健忘	限定(耗弱)	複雑酩酊
第Ⅲ段階 (人格無縁)	人格の解除	非人格的な本能衝動	(不可能)	完全な健忘	無(喪失)	病的酩酊

(「犯罪心理学入門」P133)

それならば、何故そのような意識のはっきりした状態で割に合わぬことが行われるかを考えますと、心理学的には平素からのアルコール依存(心がアルコールによっかかっている状態)が想定されます。この場合本人はアルコールに操られる格好になるわけです。

このアルコール依存には身体的依存と精神的依存があり、身体的依存の定義はいうまでもないと思いますが、精神的依存とは「毎日一定の時間になると酒が飲みたくなる。」ということです。毎日飲んでいる人は精神的依存の可能性有りということになります。

要するに、何ということはなく軽い気持ちで毎日酒を飲んでいたら「飲酒運転」などというとんでもないことになってしまったという人が世の中極めて多いことが想像されるのであります。

2 取調べの心理学側面について

①はじめに

取調べは一般的に、事実(証拠)をもってそれを確認しつつ全体的な真実を組み立てていくことと考えられ、取調官は第三者的に客観的な立場から、それに関与していくことと考えられているようである。

もちろん客観的な立場から事実を明らかにする作用は、犯罪の証明である以上欠かせないことである。

しかし、相手が容疑者である以上、自分の行ったことを反省し、真実を告白させることも必要であり、客観的・冷静に真実を開陳すること以上に、情動的に心の底深く自己を省みて、いわば真人間になって真実を告白することこそ真に必要なことである。反省のないところに真実の開陳はなかりし、将来に向けての予防効果も生まれない。

かくのごとく取調べは、客観的に真実を追う側面と、相手の人間の内奥に迫り、深く内省をもたらし、本来もつ人間性に目覚めさせ、一段と人間的に高いポジションに立たせるという側面がある。

②三人称的関与と二人称的関与

私は以前から、人間的な関心から心理学に興味をもち、今でも臨床心理学の本をひもとく。

その臨床心理学に、二人称的関与と三人称的関与という言葉が使われる。

一人称的関与は「あなたは私、私はあなたの関係 ex 母子や恋人の関係」であるが、二人称的関与とは「汝と我ともいえる出会いとしての関与」であり、三人称的関与とは「客体化した自然科学的、物的関係」である。（臨床心理学全書 1 臨床心理学原論、誠信書房 P30）

そして、臨床心理面接は、二人称的関与であり、二人称的関与なるがゆえに人の変化をもたらすとされる。

取調べになぞらえていえば、①で述べた取調べの客観的事実の確認は三人称的関与であり、人間の内奥に迫るものは二人称敵関与であるということができる。

特に、二人称的関与の側面は、取調べの心理ドラマを彷彿とさせるものである。

取調べ経験者の話をきくと、取調官は自分の弱点をさらけ出して真の人間対人間の関係を作っていくし、相手の不遇な環境に涙を流し、話が深まっていく場面では取調べ補助官に席をはずさせたりすることである。補助官に席をはずさせたりすることは、二人称的関与の側面の具体的なあらわれとってよいであろう。

③人格変容の要件

来談者中心療法の提唱者として有名なカール・ロジャースの心理療法として「治療的人格変化の必要十分条件」というものがある。

簡単にいえば、治療者が「無条件の肯定的配慮」「共感的理解」「一致」という三つの要件を満たした態度で心理療法を行うならば、治療的人格変化が必ず起こるのであり、これは神経症から精神病まで幅広く適用され、これのみで十分であるという極論ともいえる原則を言っているものである。異論は多くあろうが、この説の基本的に重要な価値は心理療法家の誰しも認めるところであろう。

相手の存在を肯定し、相手の心情や言葉に共感的な理解をもち、かつ治療家が高い自己を持った（自己一致した）人格者であるならば、この二人称的関与のなかで、治療的人格変化をもたらすというものである。

取調べの相手は被疑者であり、精神疾患を患った人達とは同列できないが、いわば迷える人達であり、様々な苦しい過去を持つことも多く、それぞれ固有の事情をかかえる人達であることは当然であろう。

取調べにおける二人称的関与側面をふまえて見れば、取調べの実態は、関係的関与により治療的人格変化をもたらす、真実を語ることに至らせるものであることは経験の語る場所である。

刑事の人達は「落ちた」という言葉を使う。これは被疑者が真っ白になり、完全に真実を語る状態になったというもので、そうなれば後で翻すことのないことを示すものである。

これは取り調べにより高い人格変化が生じ、自己の犯罪を正当化したり、隠したりする元の人格には容易に戻ることはない状態になったということである。

現実には他者の介入により覆ることもあるということであるが、いずれにしても「落ち

た」状態は、人格の非連続性、ジャンピングによるものであろう。

④人格変容のメカニズム

人格変容は何故起きるのか、また、どのように起きるのかは人間の道德心の奥深い問題で、通常の説明以上により深くは、説明不可能というのは人間存在の真実であろう。

「必要十分条件説」は何故人格変化がおきるのか、どのように起きるかは説明していない。

究極の人格変化と思われる禅のいう悟りは突然やってくるという。座禅を組んでいる時でなく、むしろ寺の庭の掃除をしている時とか、鐘の音をきいた時とかであり、その因果関係は説明出来ない。

このように人格変化というものは、因果関係を越えたもので、人間的関与も含めて真剣に何かと対峙し向き合っているなかで起きるのであろうということしかいいようがないものである。

人格変化とは、単に論理とか因果とかの自然科学的な認識構造を超えたところにおこる、人間の営みにおける最高の現象なのである。

取調べ官は、その現象を担っており、その責務は計り知れないほど重いものなのである。

おわりに

窃盗の基本犯罪としての重要性は、治安維持上、今後とも常に認識しておかなければならないであろう。

警察本部長として勤務していたとき、1件の殺人事件がおきた。犯人はまえの職場で送迎バスの運転を担当していたが、職場でお金がなくなるということがたびたび発生し、職場では確証を得ずも、当人が関与しているものとして解雇していた。その後パチンコ屋で知り合った老婆を殺害したものであるが、窃盗の届け出による事件処理がなされていれば、殺人事件は、起きなかったかもしれない。

また、「ああ無情」のジャンバルジャンはひもじさのあまり、パンを盗んだとして、ジャベル警部に一生追われることになるのであるが、窃盗という基本犯罪が一つのテーマになっている。ジャンバルジャンに同情的になるのは自然の感情であるが、窃盗の本質犯罪性がそれを意識できなくも、読者の深層心理を揺さぶり、感動的な名作として成立させているのではないかとおもわれるのである。人は許されねばならぬが、一方でジャベル警部の行動の一半には深い真理があるということで、名作が成立しているのではなからうか。

取調べと心理学の関係、とりわけ臨床心理学との関係の部分については、前記犯罪発生件数抑制に取り組んでいた警察本部長在勤中と同時期であるが、ある重要背任事件の捜査中のことが思い出される。ベテラン課長から、まだ被疑者は落ちていませんと報告が有り、やがて落ちたの報告があったのであるが、二課事件でも落ちた落ちないということがあるとはあまり考えなかったので、どうして落ちたことが分かるのかと聞いたところ、顔つきであきらかにわかります、落ちた後は顔がすっきりし、晴れ渡った感じになり、前の状態には戻りませんとの説明があった。被疑者のなかで、取調べの心理療法的効果により、大

きな変化（人格的なジャンピング）があったことを示唆するものではなかろうか。

こうした二課事件の取調べの局面に限らず、犯罪者は一般的に、一種の精神的な弱さを有する者として考えれば、犯罪者の改善（真実の解明、深い反省）のために、臨床心理学はおおいに参考になることは、当然考えられるのである。

（明治安田生命相互会社勤務）

※参考文献

- 1, 「犯罪心理学入門」 福島章著 中公新書 666
- 2, 「臨床心理学全書 1、臨床心理学原論」 大塚義孝編 誠信書房
「臨床心理学全書 3、臨床心理面接学」 東山紘久篇 誠信書房

[本稿は、本輯のために新たに書き下していただいたものである。恵良氏には、警察政策学会警察史研究部会編『近代警察史の諸問題—川路大警視研究を中心に—（第二輯）—武藤誠氏・加藤晶氏・福永英男氏・戸高公德氏追悼記念論集—【下冊】』（警察政策学会資料第115号、令和3（2021）年5月8日刊。同学会HP〈<http://www.asss.jp/>〉にアップ済。）に、「ハイデガー「存在と時間」から学ぶ（警察官として）」を御寄稿いただいている。記して感謝の意を表するものである。]

【特別寄稿】

強力な混成機動部隊の経験
—預金保険機構大阪業務部時代の思い出—

学校法人二松学舎常任理事 西畑 一哉

〔目 次〕

1 預金保険機構大阪業務部	132
2 岩盤案件とプロジェクト・フェニックス	132
3 プロジェクト・フェニックスの実例・和歌山S組事務所案件	133
4 辞令の受け取り方	133
5 国税庁からの出向者	134
6 検察庁からの出向者	134
7 混成機動部隊の打ち上げ	134

1 預金保険機構大阪業務部

筆者は平成19年6月、日本銀行から預金保険機構（当時、永田俊一理事長）大阪業務部に部長として出向し、反社会的勢力からの債権回収と責任追及を担当した。大阪業務部の指導調査課と特別調査課がその担当部署である。指導調査課は各府県警からの出向者で構成されており、各府県警との連携や案件の背後調査を担当していた。特別調査課は国税局からの出向者で構成され調査対象者の金融機関口座等の調査を担当していた。裁判所からの出向者（裁判官・裁判所事務官）と検察庁からの出向者（検事）で構成される法務統括室大阪分室もあった。また、預金保険機構の子会社である整理回収機構（当時、奥野善彦社長）で西日本の悪質債務者対応に当たっていたのが大阪特別回収部であり、末野興産・朝日住建といった悪質債務者と闘ってきた歴戦の猛者の集団で、悪質債務者の手口を知り尽くした弁護士も勤務していた。

整理回収機構から特別調査課に債務者に関する調査依頼があり、調査結果が固まったところで、整理回収機構とともに一気に回収に向けての法的手続きに入るとするのが仕事の流れだった。刑事責任追及の必要があると考えられる場合は、各府県警からの出向者（警察官）、国税局からの出向者（国税査察官）、検察庁からの出向者（検事）とでチームを編成して対処した。証拠集めの段階から民事・刑事の裁判を見据えて活動していたので、事案を包括的にしかも迅速に処理していくことができたように思う。いわば強力な「混成機動部隊」だった。

2 岩盤案件とプロジェクト・フェニックス

平成16年頃には、預金保険機構・整理回収機構の債権回収が一つの壁に当たっていた。破綻金融機関から整理回収機構が譲り受けた債権については、全体としては順調に回収が進捗していたが、「岩盤案件」と呼ばれる債務者・保証人が暴力団やフロント企業の案件に

については、債務者らが法律知識を悪用して回収妨害を図るなど、回収が困難を極めていた。預金保険機構では回収困難債権を避けず、正面から回収に取り組むべきとの考えが徐々に強くなり、こうした中、廣瀬権氏が預金保険機構理事として「岩盤案件」について今一度洗い出し回収を進める「プロジェクト・フェニックス」を開始された。

3 プロジェクト・フェニックスの実例・和歌山 S 組事務所案件

プロジェクト・フェニックスの実例として以下記述するのは、和歌山市に本拠を置く暴力団 S 組の組事務所の建物に強制執行をかけ、組事務所を整理回収機構が自己競落した案件だ。S 組は山口組の直参と呼ばれる 2 次団体の一つだった。信用組合 K 銀が組長に融資した 1.5 億円分と W 信用組合が組関係フロント企業に融資した 14.5 億円分が両信用組合の破綻により整理回収機構に引き継がれたのである。隠された不動産物件を洗い出し、そこから回収することにした。この案件は当初着手から相当の時間を要した。主な理由はこの暴力団事務所の建物が無登記だったことだ。強制執行を実施するには執行書面を用意する必要があるが、登記がないとこうした書面を作成できない。無登記を悪用するケースは岩盤案件では珍しくなかった。S 組事務所の場合、建物が事実上組長と関連フロント企業社長（組員）の所有物であることが大阪高裁の確認訴訟（平成 20 年 7 月 29 日判決）で確定するまで 1 年半以上かかった。その後、強制競売を実施して整理回収機構が自己競落し、整理回収機構が正式に組事務所を所有する方針で動いた。競売の競争相手は当の S 組だ。警察庁・国税庁・検察庁・裁判所からの出向者の混成部隊を駆使して、綿密な事前調査を実施し、整理回収機構が自己競落することができた（S 組サイドも「代理人」をたて応札して来ていた）。S 組事務所の引渡しは NHK 和歌山放送局が中継し、各新聞社の記者が多数集まった中で実施された。

組事務所の用途をどうするかが難題だった。建物を解体し更地にしてから転売するのが一つのパターンだったが、S 組事務所は他の組からの「カチコミ」を想定してか四隅に H 型鋼が打ち込まれており、更地にするには解体コストがかかりすぎた。預金保険機構本部の強力なサポートもあり、結局のところ全国暴力団追放運動センターおよび和歌県警の協力を得て、S 組事務所は和歌山県暴力追放県民センターに生まれ替わった。暴力団組事務所が暴追センターになったということで関西ではかなり評判になった。「混成機動部隊」の威力が遺憾なく発揮された案件だったと思う。なお、S 組に関しては No. 2 の若頭が近隣の飲食店経営者に対する傷害・恐喝容疑で実刑判決を受けている。本件に関し、飲食店経営者が提訴した民事の損害賠償請求訴訟で S 組組長の「使用者責任」が認定され、組長に賠償支払い判決が下りた（和歌山地裁平成 20 年 6 月 17 日）。暴力団組長の組員に対する使用者責任を明確に認めた判決だった。

4 辞令の受け取り方

この文章を読んでおられる方々は警察関係者だと思うので警察官の勤務については記す必要はないと思う。ただ、組織ごとの習慣がどのように違うかという実例として、辞令の受け取り方について以下述べてみる。府県警からの出向者は辞令交付の際辞令を脇に抱え

たうえで敬礼する。国税・検察・裁判所からの出向者は辞令を受け取るとすっと下がって礼をする。日本銀行からの出向者は辞令を受け取るとその場できょとんとしている。日本銀行では紙の辞令を貰うのは入行と退職とかなり高い幹部職階に上る時だけで、異動や昇任は基本口頭発令だ。このように習慣や儀礼が全く異なった集団を率いることになったのである。

5 国税庁からの出向者

国税庁は財務省管下にあるが職員の気質は本省や財務局とは全く異なっている。一言でいうと職人氣質。査察部隊も法人税、相続税と分かれていて、夫々の専門領域の調査ノウハウに高いプライドを持っている。帳簿関連調査のスピードは正に「神速」のレベルだった。「五輪書」という国税の隠れたバイブルのような本があり、査察に関する心構えから具体的な対応事例まで記載されている。国税庁関係者には「逆L字」（振込入金が何度も続いた後に、証拠隠しや口座凍結逃れのために残高を一気に引き出すので、預金元帳の印字が「逆L字」の形に見える）という闇金・振込詐欺特有の通帳印字についても詳しく教えてもらった。

6 検察庁からの出向者

我が国で最も金融機関が破綻した「平成金融危機（平成8年～平成14年）」時代の預金保険機構理事長であり、東京地検特捜部検事として、ロッキード事件で田中角栄元首相を逮捕した松田昇氏は「警察は陸軍。指揮命令系統に従って集団で行動する。検察は空軍。検事は複座の戦闘機乗りだ」とよく話されていた。「複座戦闘機にはパイロットと後方の銃座担当がいる。検事は最後の最後は検察事務官と二人きりで戦う孤独な仕事なのだ」とのことだった。例外は特捜部で勤務する時と預金保険機構に出向している時だ。集団での民事がらみの仕事という共通点があり、預金保険機構出向後東京・大阪地検の特捜部に戻る検事も少なくなかった。

7 混成機動部隊の打ち上げ

西成署管内の暴力団案件がうまく終結したことがあり、西成署長から打ち上げの打診があった。安くて旨い寿司屋の2階で会費制の打ち上げをしたが、あちこちで車座になって検事と裁判官と弁護士と西成署員と預金保険機構に出向している警察官が飲みながら「ここをもう少し追加調査すれば検察を通しやすかった」などと盛り上がっていた。

これ以外にも事案が一段落すると打ち上げを実施した。横のコミュニケーションをより密にする意味で意識的に行っていたのだ。裁判官が言うには「警察、検察、国税、弁護士と一つの事案を巡って喧々諤々議論して、各々の組織の生の論理を知ることができただけでも大変貴重な経験でした」とのことだった。大阪府警からの出向者は「長年捜査の仕事をやってきましたがまさか裁判官と検事と弁護士と国税査察官と同じテーブルで酒を飲む

ことになるとは思いませんでした。お好み焼きと一緒にやっぱりミックスが一番美味くなる」と言っていた。

行政組織も司法組織も基本は縦割だが、預金保険機構はこの国ではほとんど唯一の例外ともいえる「横串組織」だった。「反社会的勢力からの債権回収とセットでの責任追及」という困難な仕事を遂行するには「行政」と「司法」を有機的に組み合わせた預金保険機構のような組織が必要だったと思う。

大阪業務部長を離任する際には、府県警からは「刑事（でか）」という青森の酒を差し入れてもらい、検察庁からは富山の「立山」の差し入れがあった（「山（ヤマ）が立つ・立件できる」という洒落だったらしい）。全員で一気に飲んでしまった。当時の上司の方々、大阪業務部のメンバーや懇意にさせていただいた方々には今でも本当に感謝している。各々の組織を超えた「横串」の飲み会は、預金保険機構の出向後も「同窓会」と称して今も各地で続いている。

（注）預金保険機構：預金保険法に基づき昭和46年に設立された半官半民の認可法人。金融機関破綻処理、金融機関への資本増強、不良債権買取り、（金融機関経営者・悪質債務者に対する）責任追及の他、振込詐欺被害者救済、休眠預金管理の業務も行っている。職員数は当時約400名で、プロパー職員、警察庁、検察庁、財務省、金融庁、国税庁、日本銀行等からの出向者で構成されていた。（以上）

（執筆者紹介）西畑 一哉（にしはた かずや）

元日本銀行参事役、元預金保険機構参与

著書等：預金保険機構『平成金融危機への対応—預金保険はいかに機能したか』（金融財政事情研究会、平成19年10月刊）（共著）、『日本版ビッグバン以降の金融機関経営—金融システム改革法の影響と課題—』（勁草書房、平成31年1月刊）中「第7章 プルーデンス政策」、学校法人二松学舎編『論語と算盤 渋沢栄一と二松学舎』（朝日新聞出版、令和3年6月刊）『取り付けの研究』（勁草書房、令和4年5月刊）。二松学舎に於いては、大阪大学基礎工学研究科石黒浩教授の監修の下、夏目漱石のアンドロイドの作成・研究に携わった。

〔初出：『大警視だより』続刊 第14号（福永英男前部長追悼号Ⅱ、通巻第43号、令和4（2022）年1月1日刊）。西畑氏は、その後『ヤクザと金融機関』（「海棠 進」名義、朝日新聞出版、令和4（2022）年10月30日刊）を上梓されておられる。〕

(警察史資料 2-2) 警察史研究の先人—田村豊氏著作年譜—② (90 頁から続く。)

II 著作目録

(1) 著書

昭和 5 (1930) 年 ・『現行警察法汎論』 (大学書房、昭和 5 年 11 月 27 日刊。(昭和 4 年 9 月以来) 警察講習所での警察法の講義案を補正したもの。改訂版: 下記『警察法要論』)

【書評】渡正監「主要法令の系統と運用—田村教授の現行警察法汎論を読む—」『警察協会雑誌』第 365 号 (昭和 6 年 1 月刊) 【広告】『警察協会雑誌』第 364 号 (昭和 5 年 12 月刊) 表見開きに広告あり。

昭和 ? (193?) 年 ・『日本警察史』 (未見、警察講習所の講義案、詳細不明、維新以来の警察制度の沿革。下記『警察史研究』「小序」に同書を刊行した旨の記載あり。)

昭和 7 (1932) 年

・『警察史研究』 (良書普及會、昭和 7 (1932) 年 2 月 25 日刊)

(註記): 第 1 編 警察制度史、第 2 編 警察史、第 3 編 警察法史、附録 (225~279 頁): 其の 1 定札・覚札 他 3 篇、其の 2 警察法規編年目録。「警察協会雑誌、警察研究、自警その他に登載したものに若干の新稿を加へて編輯したもの」(昭和 7 年 2 月 20 日付け「小序」) 【書評】松井茂「田村教授『警察史研究』を読み」『警察協会雑誌』第 382 号 (昭和 7 年 6 月刊)、【参考】「なにを読むべきか—警察法について」(ジュリスト 5 (昭和 27 年 3 月 1 日刊) 34 頁)

・『警察法要論』 (肩書: 警察講習所教授 法学士、松華堂書店、昭和 7 年 8 月 20 日印刷、8 月 30 日刊(昭和 11 年 6 月 2 日刊の同書増訂五版奥付では何故か「7 月 8 日発行」とす。))。

(註記): 本書は、上記『現行警察法汎論』の改訂版。この後、昭和 8 年 3 月 2 日再版刊、昭和 9 年 4 月 10 日三版刊。

同書「序」の冒頭に、「本書は著者が昭和 4 年 9 月以来警察講習所に於て警察法を講ずるに当り使用したる講義案を補正し版に付したるものなり。」とある。その後、松華堂編纂『警察練習書』(上、下巻) (松華堂、上巻: 昭和 7 年 11 月 14 日刊、下巻: 昭和 8 年 1 月 30 日刊、編者: 松華堂) 及び同『新警察練習書』(松華堂、昭和 9 年 3 月 26 日〈ママ〉印刷、同年 3 月 30 日〈ママ〉刊、編者: 松華堂編集部) に収録されている。

昭和 8 (1933) 年 ・『警察罰詳論』 (田村豊・有光金兵衛共著、良書普及會、昭和 8 年 9 月 22 日刊。昭和 8 年 3 月 16 日付け「序文」あり。)

(註記): 田村氏のこの時点の肩書: 警察講習所教授・内務事務官、有光金兵衛氏のこの時点の肩書: 前警視、法学士。有光氏には『公文例規及公文例』(良書普及會、大正 10 年 7 月 11 日初版刊、昭和 5 年 7 月 20 日改訂版刊) をはじめ警察関係法に関して多くの著作あり。⇒「「有光金兵衛」とは誰ぞ」は別の課題。別途紹介の予定。)

・『警察罰執行手続』 (田村豊・有光金兵衛共著、良書普及會、昭和 8 年 9 月 23 日刊) (田村氏: 同年 11 月 25 日福岡市で逝去。)

昭和 10 (1935) 年 ・『警察法要論 増訂版』 (松華堂書店、昭和 10 年 2 月 10 日刊。上記『警察法要論』の増訂四版。この後、昭和 11 年 6 月 2 日増訂五版刊、昭和 12 年 3 月 16 日増訂六版刊 (増訂六版: 平成 21 年 1 月 16 日確認))

(2) 論説その他 (省略。『警察政策学会資料・別刷』(令和元年 10 月 1 日刊) 参照。)

第 8 篇 旧外地警察史検討

「台湾警察歌」始末—澤村胡夷に寄せて—（資料）

—日本統治下台湾警察史の一齣—

警察政策学会警察史研究部会員 吉原丈司

〔目 次〕

はじめに	137
1 警察歌とは何ぞ	138
2 台湾警察歌の制定	139
3 澤村胡夷作詞の経緯	140
4 台湾警察歌歌詞	142
（補説 1）～（補説 3）（省略）	143
（補説 4）「台湾警察歌」検討文献抄	143
（補説 5）「台湾警察歌」収載 CD 関係記事	143

はじめに

警察における警察歌の有する重要性については、今更いうまでもない。日本統治下の台湾警察においても「台湾警察歌」なるものがあつた。これについては、夙に警察政策学会警察史研究部会例会で一、二報告をなした折に、当時部会を主宰しておられた武藤誠先生（1922～2013）及び加藤晶部会長（1930～2019）から御懇篤な指導を受け¹、その時点でのことを一部資料化したところである²。しかるに、このようなことは、台湾有事が大きな問題となっている現今では、最早誰も関心を持たない、言及もしないような些事であり、早晚忘れ去られていくことと思われることから、旧稿を繋ぎ合わせただけの未定稿ではあるが、ここに資料紹介だけでもしておくこととする。往時回想の一つのよすがともなれば幸甚である。

平成 14（2002）年秋「台湾警察歌」の制定経緯等がいささか判明したとき、『神陵史—第三高等学校八十年史—』（三高同窓会、昭和 55 年 3 月 31 日刊）の著者にして大昔国史の授業で鎌倉時代史をお教えいただいた上横手雅敬先生（1931～、三高最後の昭和 25

¹ ①平成 14（2002）年 11 月 11 日（月）警察政策学会警察史研究部会平成 14 年度第 2 回例会報告「台湾警察歌と澤村胡夷について」、②平成 19（2007）年 12 月 1 日（土）警察政策学会警察史研究部会平成 19 年度第 4 回例会報告「再び澤村胡夷作詞「台湾警察歌」及び「サヨンの鐘」について—日本統治下台湾警察史の一齣—」。武藤誠先生には貴重な「基隆埠頭の惨劇—与世山刑事の殉職と渡辺政之輔の自殺—」『季刊現代警察』第 30 号（第 9 巻第 3 号、初秋号、昭和 57 年 9 月 20 日刊）100～119 頁（与世山刑事：与世山有文（？～1928、39 歳）、渡辺政之輔：1899～1928）があり、また、加藤晶部会長は戦前台湾との関係が深かった沖縄県の警察本部長をされておられたこともあって、日本統治下台湾警察史についても大変お詳しく、様々なお教えをいただいた。ここに改めて両氏に感謝する次第である。

² ①「澤村胡夷と台湾警察歌」『台湾協会報』第 580 号（平成 15 年 1 月 15 日刊）、②「再び澤村胡夷作詞「台湾警察歌」及び「サヨンの鐘」について」『法史学研究会会報』第 12 号（平成 20 年 3 月 25 日刊）96 頁

年御卒業)にその旨お伝えいたしたところ、御懇切な御高教に与ったことがあった³。当時を振り返り、上横手先生の御厚情に深甚の謝意を表するものである。

1 警察歌とは何ぞ

まず、警察歌及び警察関連歌についての文献整理を簡単しておくこととする。

・戦前の警察歌「我帽章の朝日影」(大正9(1920)年5月1日発表。):『警察協会雑誌』第235号(大正8年12月25日刊)見開き裏、同第240号(大正9年5月25日刊)39、40頁、『警察大学校史』(財警察大学校校友会、昭和60年3月25日刊)109頁等。

・昭和10(1935)年内務省制定「大日本警察の歌」(作詞:北原白秋(1885~1942)、作曲:山田耕筰(1886~1965)。山田耕筰指揮 コロムビア合唱団、日本コロムビア吹奏楽団伴奏)

〈<http://gunka.sakura.ne.jp/uta/dainihonkeisatsu.htm>〉

〈<https://www.youtube.com/watch?v=PTZcUYNXNoI>〉

・戦後の警察歌については、例えば、渡辺忠威(1926~1987)「警察歌についての一考察」『警察学論集』第33巻第9号(昭和55年9月刊)参照。

・HP「日本の警察歌」参照。

〈<http://gunka.sakura.ne.jp/nihon/keisatsuka.htm>〉

・「新しき日のわれら」(大木淳夫(1895~1977)作詞、山田耕筰(1886~1965)作曲)制定。ウォルター・L・エイムズ(1946~)著、後藤孝典(1938~)訳『日本警察の生態学』(勁草書房、昭和60年12月刊)参照。

・中川淳(1907~1999)『新しき日の我等・逮捕術』(警察教養文庫、飛竜閣、昭和32年刊。中川氏巖父は中川望氏(1875~1964))

・中川淳「『警察歌』誕生三十周年—“新しき日のわれら”制定の思い出 ①~⑩完」(『日刊警察』昭和54年3月7日~3月17日。「新しき日のわれら」(大木淳夫作詞、山田耕筰作曲))

・明本京静(1905~1972):警察大学校校歌「浄けき雪」(野中武雄(本科第1期生)作詞、大木淳夫補作。同歌のレコードについて前掲『警察大学校史』312頁参照。)、同致遠寮寮歌「春、武蔵野の朝ぼらけ」(野中武雄作詞。同歌のレコードについて前掲『警察大学校史』312頁参照。)、警察通信学校校歌「若草もゆる武蔵野の」(同歌は作詞も明本京静とのこと)等の作曲者。

HP 警察大学校校歌等:

〈<https://www.npa.go.jp/keidai/about/kouka.html>〉

・警察大学校や関東管区警察学校で長く音楽講師をされた安西愛子先生(元参議院議員、1917~2017)が協力。安西愛子「関東管区警察学校での歌唱指導五十年—安西愛子先生にお聞きする—」『関東管区警察学校開校五十周年記念誌—松の緑に色映えし—』(関東管区警察学校校友会、平成9年3月31日刊)199~204頁参照。

・明本歌子(1935~)『コズミック・ファミリー—アケリアスの夢を生きる女—』(フ

³ 海堀昶(とおる、当時三高同窓会常勤理事、1925~)「澤村胡夷作詞の歌 新発見 台湾警察歌」三高同窓会『会報』第97号(平成15年3月31日刊)参照。

イルムアート社、平成 10 年 7 月 24 日刊) 30~32、66、180、181 頁参照。

・明本京静は、奈良光枝 (1923~1977) の兄の友人。奈良にクラシック歌手よりレコード歌手に転じること、コロンビアに入社することを勧めしという (奈良に勧めたことについては、上京して東洋音楽学校 (現東京音楽大学) に進学すること等数説あり、未確認。)

・明本京静:

<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E6%98%8E%E6%9C%AC%E4%BA%AC%E9%9D%99>

・橋幸夫 (1943~) 警察応援歌の件

令和 5 (2023) 年 80 歳での歌手引退を表明した橋幸夫のラストシングル『この道を真っすぐに』が、令和 3 (2021) 年 12 月 22 日にビクターより発売された。橋幸夫の 183 枚目のシングルで 12cmCD 形式 (VICL-37615)。

<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E3%81%93%E3%81%AE%E9%81%93%E3%82%92%E7%9C%9F%E3%81%A3%E3%81%99%E3%81%90%E3%81%AB>

新曲の M-1「この道を真っすぐに」は橋自身の作曲による全国の警察官を讃える歌。M-2「この道」は昭和 45 (1970) 年発売のセルフカバー。警察官の心意気を歌っており、警察学校の卒業式、結婚式、宴会の締めくくりなどで歌われている。M-3「この世を花にするために」も 1970 年発売のセルフカバー。機動隊に従事する方々を鼓舞する楽曲でこちらも全国の機動隊で愛唱されている。

<収録曲>

M-1「この道を真っすぐに」 作詞：希 (のぞみ) 雄由 (たけよし) 作曲：橋幸夫 ※新曲
※1970 年発売のセルフカバー 2 曲

M-2「この道」 作詞：川内康範 作曲：猪俣公章 編曲：猪俣公章

M-3「この世を花にするために」 作詞：川内康範 作曲：猪俣公章 編曲：猪俣公章

M-4「この道を真っすぐに~オリジナルカラオケ~」 M-5「この道~オリジナルカラオケ~」
M-6「この世を花にするために~オリジナルカラオケ~」

・「徹子の部屋」令和 4 (2022) 年 1 月 11 日 (火) 13:00~13:30 テレビ朝日に出演。

<https://kakaku.com/tv/channel=10/programID=655/episodeID=1534525/>

【レギュラー出演】黒柳徹子 【ゲスト】橋幸夫

2 台湾警察歌の制定

台湾では日本統治下五十年 (1895~1945) において、多くの校歌、寮歌、記念歌の類が作られ、それらの一部は、かつて『台湾協会報』⁴に連載された⁵が、その中でも、当代一流の文人の手になるもので、名歌の一つと思われるのが、澤村専太郎作詞、一條慎三郎作曲に係る「台湾警察歌 雲ふきはらふ新高の」である (下記「4 台湾警察歌歌詞」参照。)

⁴ 一般財団法人台湾協会の機関誌である。同協会は、平成 24 (2012) 年 7 月 4 日に所蔵図書目録をネット公開した。寔に貴重である。<<http://www.taiwankyokai.or.jp/>> (平成 24 年 9 月 20 日追加) →その後視聴覚資料目録も追加公開されている。(平成 29 年 9 月 20 日追加)

⁵ これらについては、夙に武田實編集『台湾校歌集—われらが心の母校の記念碑として—』(吉里邦夫序文、自己出版、昭和 62 年 6 月刊) があり、最近では、台湾の HP「古い記憶のメロディ」(現在は削除)<<http://www.geocities.jp/abm168/>> 中の「台湾の校歌其他」が特に詳しい。

澤村専太郎（1884～1930）⁶は、元京都帝国大学文学部教授の日本、東洋美術史家、雅号を胡夷といい、若き日は詩人として名を馳せ、詩集に『湖畔之悲歌』（京都・河合卯之助、明治40年1月刊）があるが、なによりも第三高等学校逍遥の歌「紅もゆる」（明治38年作）の作者として著名である（例えば『神陵史—第三高等学校八十年史—』（三高同窓会、昭和55年3月31日刊）471頁以下参照。）。

その澤村が何故に台湾警察歌を作詞したかについては、旧台湾警察関係者には周知の事かもしれないが、ここではそれはさておき、歌そのものは、一般には、有名な『台湾総督府警察沿革誌』の『第三編 警務事績編』（台湾総督府警務局、昭和9年12月17日刊）が昭和61（1986）年9月30日に緑蔭書房より復刻されて漸く知られ始めた（1187、1188頁。）⁷

それ以来いささか関心を有していたが、澤村の遺著『日本絵画史の研究』（京都・星野書店、昭和6年9月15日刊）⁸に付けられた著作目録（12頁）⁹で、同氏が台湾警察歌ができた昭和3（1928）年末に在台していたことがわかり、また、澤村の周到な研究書である大嶋知子氏（花輪知子氏、1944～）編『澤村胡夷全詩集』（中央公論事業出版、昭和42年3月3日刊）にも、台湾での講演時に「紅もゆる」の大合唱で迎えられたとの逸話の紹介（4頁）があることから、この在台時に何らかの関係があったのではと史料されてはいたが、何故に澤村が作詞したのか詳細は不明であった。

そうした中、平成10（1998）年に中島利郎教授（1947～）により貴重な『台湾警察協会雑誌』『台湾警察時報』総目録』（緑蔭書房、平成10年8月25日刊）¹⁰が出されたことにより、『台湾警察協会雑誌』第137号（昭和3年11月25日刊）に「懸賞募集台湾警察歌当選発表」、同第139号（同4年1月1日刊）に「台湾警察歌の制定」なる関係記事がそれぞれ掲載されていることが判明し、漸く手がかりを得るにいたった。あるいは『台湾日日新報』等を丹念に調べれば何か出ていたのかも知れないが、当時はそこまではしていなかった。

3 澤村胡夷作詞の経緯

しかして、その後平成14（2002）年秋に、思いがけず中島教授より当時国内では読め

⁶ 「澤村胡夷」：〈<http://www.urban.ne.jp/home/festa/sawamura.htm>〉（平成24年1月21日追加）（肖像）：〈http://archives.cf.ocha.ac.jp/exhibition/1825/m_ph_1825-0065.html〉

〈http://archives.cf.ocha.ac.jp/exhibition/388/a_ph_388-0091.html〉（澤村胡夷、沢村胡夷、澤村専太郎、沢村専太郎）（平成24年9月19日追加）

⁷ ここでは、「昭和三年末警務局に於ては、台湾警察歌制定の目的を以て広く一般より歌詞の募集を行ひたるも遂に第一等として当選と認むべきものを得るに至らず、更に京都帝国大学教授〔ママ、当時は助教授か。〕澤村専太郎に作成を依頼し、之を台北第一師範学校教諭〔ママ、当時は専任職は辞職か。〕一條慎三郎に委嘱して作曲したるものを以て台湾総督府警察歌に決定し各州庁に其旨通達する処ありたり。歌詞次の如し」とした上で、歌詞と数字符による曲譜を掲載しているが、澤村に歌詞作成が依頼された経緯については触れていない。（平成24年1月21日一部補正）

⁸ グーグルブックス『日本絵画史の研究』参照。（平成24年9月20日追加）

⁹ 「日本画壇の現勢」（『台湾日日新報』昭和3年11月）を記載している。（平成24年9月20日追加）

¹⁰ 両誌は、一時期台湾で復刻されるといわれたが、最終的には、国立中央図書館台湾分館（現国立台湾図書館）所蔵本を基に、マイクロ資料『台湾警察協会雑誌』第1号～149号（大正6年～昭和4年）、『台湾警察時報』第1号（通巻第150号）～第335号（昭和5年～昭和18年。昭和5年より『台湾警察時報』に改名。欠号、第326～328号）28リール16mm 国立中央図書館台湾分館員工消費合作社2002年刊（日本代理店）雄松堂」として刊行された。

ないと思われていた上記二稿の写しをいただけたことにより、その内容が判明した。また、大嶋氏からも澤村について貴重な御教示を賜った。中島教授及び大嶋氏の御厚情に深く感謝の意を表する次第である。ついで、以下、資料的観点から、その要旨を紹介しておく。

昭和3（1928）年秋、台湾総督府警務局が警察歌を公募したが、多数の応募があり、その選者を検討したところ、偶然澤村が視学講習会講師として来台していたことから、同氏に審査を委嘱し得た。選考の結果、力作は多いものの将来長く歌い続けていくだけの価値のあるものはないとして、一等は選ばれず、二等（2篇）、三等（7篇）、佳作（7篇）を選び、それぞれ澤村の添削を加えて、上記『台湾警察協会雑誌』第137号に発表し、警察歌そのものは澤村に作詞を改めて依頼したというものである。それを受けて、同氏が作詞し、台北第一師範学校の一篠慎三郎（1870～1945）が作曲したものが、正式に警察歌として選定されて、その旨各州庁に通牒が発せられたが、上記『台湾警察協会雑誌』第139号は、これを掲載した¹¹。

なお、一篠については、未だ詳しく調べていないが、同氏は、警察関係では、「蕃界壯夫の歌」（元澎湖、台東両庁長本間善庫（1885～1960、戦後福島県郡山市長）¹²作詞）の作曲もしているという¹³。

その後、終戦にいたるまで、本警察歌は、台湾総督府警察官及司獄官練習所所歌の「椰子の実みのる」（昭和2（1927）年春制定。）¹⁴とともに、台湾の警察で歌われたのであった¹⁵。

¹¹ 朝鮮総督府警察の機関誌ともいえる『警務彙報』（朝鮮警察協会刊）第274号（昭和4年2月号、同年2月15日刊）141頁は、上記『台湾警察協会雑誌』第139号（昭和4年1月1日刊）掲載記事を、ほぼ転載している（本註：平成20年1月28日追加）。⇒（追記）『警務彙報』については、下記本HP別稿「『警務彙報』（財朝鮮警察協会刊）発行表」参照。

〈<https://home.hiroshima-u.ac.jp/tatyoshi/keimuihou.pdf>〉（平成24年1月21日追加）。⇒（追記）なお、緑蔭書房より当時近く『警務彙報』の総目録が刊行予定とのことであったが、現在に至るまで刊行されていないようである。（平成26年7月5日追加）。

¹² 本間善庫については、戦前の台湾人名録の類に詳しい。なお、台湾のHP「国家文化資料庫」をも参照。〈<http://nrch.cca.gov.tw/ccahome/index.jsp>〉（平成24年1月21日一部修正）。加えて、近年台湾で「台湾総督府府（官）報資料庫」〈<http://db2.lib.nccu.edu.tw/view/>〉がネット公開され、検索の便が飛躍的に向上した。（平成24年1月21日追加）⇒その後ウィキペディアにも掲載されている。

（〈<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E6%9C%AC%E9%96%93%E5%96%84%E5%BA%AB>〉（令和4年3月12日追加）

¹³ 一篠慎三郎については、「一篠慎三郎について—日本統治下台湾音楽史の一齣—」『台湾協会報』第586号（平成15年7月15日刊）参照。同稿は、『鷺巣敦哉とその時代〔特別収録〕：『鷺巣敦哉著作集』補遺続集（第一輯）—日本統治下台湾警察史雑纂第四輯—」（平成15（2003）年8月1日刊）に再録。なお、その後、旧台北第一師範学校同窓会報『芝山』第15号（平成16年12月15日刊）に、「一篠慎三郎先生を偲ぶ」関係論稿7編が掲載されたが、先頃刊行の岡部芳広（1963～）『植民地台湾における公学校唱歌教育』（明石書店、平成19年2月28日刊）166頁以下にも一篠に関する詳しい記載がある。近年日台両地で一篠の再検討が始まっているようである。⇒（追記）本HP別稿「『台湾警察歌』の作曲者一篠慎三郎氏の御業績を巡って—一篠元美氏の御長逝を悼みて—」参照。（追記部分：平成24年9月20日追加）〈<https://home.hiroshima-u.ac.jp/tatyoshi/ichijo001.pdf>〉

¹⁴ 同所歌については、「台湾総督府警察官及司獄官練習所所歌一斑—「椰子の実みのる」をめぐる—」『台湾協会報』第594号（平成16年3月15日刊）及びその改訂稿「『椰子の実みのる』をめぐる—台湾総督府警察官及司獄官練習所歌覚書—」『鷺巣敦哉とその時代（続集〈写真・資料篇〉）」（平成15（2003）年11月1日刊）参照。なお、その制定経緯については北沢勇（昭和2年春練習所乙科入所）「練習所生活の思い出」『新竹警友会報』第53号（昭和55年3月10日刊）が貴重である。なお、両所歌については、本HP掲載別稿「台湾総督府警察官及司獄官練習所歌覚書—「椰子の実みのる」及び「彩雲めぐる」をめぐる—日本統治下台湾警察史の一齣—」（初稿：平成15年11月1日、改訂稿：平成19年8月6日、再訂稿：平成23年9月7日各作成）参照。（平成24年1月21日一部修正）

〈<https://home.hiroshima-u.ac.jp/tatyoshi/reushushouta.pdf>〉

¹⁵ 一時期メロディーだけは、上記台湾のHP「古い記憶のメロディー」中「台湾の校歌其他」で聴くこ

他方、澤村は、昭和4(1929)年末頃から体調を崩し、翌昭和5(1930)年5月23日には遂に死去するので、本警察歌は、同氏の最後あたりの歌かとも思われ、澤村胡夷研究上も重要な意味を持つと思われる。

いずれにせよ、台湾警察歌の作者に「紅もゆる」の澤村胡夷を持てたことは、単に警察史のみならず、日本時代台湾文化史上も特筆すべきことであり、この事実は長く伝えていかなければならない¹⁶。

4 台湾警察歌歌詞

以下の台湾警察歌歌詞は、上記『台湾警察協会雑誌』第139号(昭和3年1月1日)12頁に掲載のものである。ただし、漢字は常用漢字を使用した。ルビも上記『台湾警察協会雑誌』掲載歌詞による。一條慎三郎の曲譜は、同誌13頁に掲載されている。台湾警察歌歌詞の中文訳については、後掲「(補説5)「台湾警察歌」収載CD関係記事」参照。

台湾警察歌

作歌 澤村専太郎氏 作曲 一條慎三郎氏

- (1) 雲(くも) ふきはらふ新高(にひたか)の
嶺(みね)の威霊(ゐれい)にまもられて
正義(せいぎ)のすがた巖(おごそ)かに
わがゆく路(みち)は分明(さやか)なり
- (2) 緑翠(りょくすゐ)四時(しじ)にかはりなき
仁慈(じんじ)のまこと身(み)にとめて
別俗異種(べつぞくいしゅ)をけぢめせぬ
治安(ちあん)のつとめ保護(ほご)のせめ
- (3) 蕃雲(ばんうん)くらく月おちて
影(かげ)ふみまどふ谿(たに)のみち
回帰(くわいき)の標(しるし)日(ひ)にこげて
苦熱(くねつ)に喘(あえ)ぐ野(の)べのはて
- (4) 疫癘(えきれい)しげき熱国(ねつこく)の
まもる術(すべ)なき民(たみ)の門(かど)
身をいけにへに掲(かか)げたる
あゝ防疫(ぼうえき)のきよき旗(はた)

とができた(<http://www.geocities.jp/abm168/>) (現在では削除)。当該HP「古い記憶のメロディー」のことは、台湾史研究史上忘れ得ぬお方として著名な三田裕次氏(1949~2014)にお教えいただいた。同氏は同HPの主宰者とお親しく、その運営についてもいろいろ関与されておられたとお聞きした。本件に関連して、有名な「台湾軍の歌」についても二つあることなど併せ御懇篤な御指導をいただいた。いずれも懐かしい思い出である(<https://home.hiroshima-u.ac.jp/tatyoshi/taiwangunka.pdf>)。同氏については、下記URL等多くの紹介がネット上に存在する。ただただ御冥福をお祈りいたすものである。

(<http://www.laijohn.com/archives/pi/Mita.Yuji/rem/Ong.Bli/J>) (令和4年3月21日追記)

¹⁶ 後掲「(補説4)「台湾警察歌」検討文献抄」参照。

- (5) すさぶ思想 (しさう) の世 (よ) のなみに
至純至誠 (しじゆんしせい) のみあかしを
高 (たか) く捧 (さゝ) ぐる南海 (なんかい) の
われらは平和 (へいわ) の司 (つかさ) なり

(補説 1) ヤフーオークションでの澤村胡夷作詞「台湾警察歌」レコード関係記事 (平成 19 年 8 月 4 日追加) (省略)

(補説 2) その後インターネット掲載の「台湾警察歌」レコード関係記事 (平成 19 年 12 月 9 日追加) (省略)

(補説 3) 「台湾警察歌」及び「蕃界警備壮夫の歌」のネット公開 (省略) (平成 20 年 1 月 28 日追加) (省略)

(補説 4) 「台湾警察歌」検討文献抄 (平成 26 年 7 月 5 日追加)

(本 (補説 4) は、従前「3 澤村胡夷作詞の経緯」末尾及び (補説 1) 中「台湾警察歌」は、澤村最後の詩作 (同氏は昭和 5 年 5 月 23 日逝去) ともいうべきものであり、その意味で、今後更に研究されてよいものと思われる。) に付していた註記を独立させたものである。)

・「台湾警察歌」は、その後、大嶋知子 (花輪知子) 氏「『紅もゆる』の詩人沢村胡夷」 (平成 14 年 9 月 18 日講演、『紅萌抄』別冊 (平成 15 年 3 月 (?) 刊) に収録。) 16、17 頁、海堀昶氏 (当時三高同窓会常勤理事) 「澤村胡夷作詞の歌新発見台湾警察歌」 (三高同窓会『会報』第 97 号 (平成 15 年 3 月 31 日刊)) 10、11 頁及び高島俊男氏 (1937～2021) 『百年のことばお言葉ですが…⑧』 (文藝春秋、平成 16 年 2 月 25 日刊) 258 頁等で紹介された。なお、同歌の曲については、台湾の HP「古い記憶のメロディ」 (現在は削除) <<http://www.geocities.jp/abm168/>> 参照。同歌レコードは上記 (補説 1)、(補説 2) 及び (補説 3) 参照。

・更に、平成 23 (2011) 年には、下道郁子氏「七大学をめぐる歌 第 3 回「紅もゆる丘の花」 (後編)」『U7』第 40 号 (学士会、平成 23 年 10 月号、58～63 頁) 59、63 頁でも言及された。ちなみに、下道氏「紅もゆる丘の花」 (前編) は『U7』第 39 号 (学士会、平成 23 年 8 月号) 64～68 頁所収である。なお、同稿の紹介に関して下記アドレスを参照。
<http://www.funaiyukio.com/funa_ima/index.asp?dno=201111007>

・その後出た下道郁子氏「七大学をめぐる歌—その魅力と音楽的特徴—」『U7』第 59 号 (学士会、平成 25 年 9 月号) 31～41 頁は、「台湾警察歌」とは直接には関係ないが必読文献である。同氏は、平成 26 (2014) 年に入り、「台湾警察歌と澤村胡夷」 (前編: 『台湾協会報』第 714 号 (平成 26 年 3 月 15 日刊)、後編: 同第 715 号 (平成 26 年 4 月 15 日刊)) を公表された。音楽専門家による初の「台湾警察歌論」であり、貴重である。

・平成 26 (2014) 年夏刊行の『鷺巣敦哉著作集 補遺 警察試験叢書 (続) ・雑誌所収著作補遺 (続) ・索引』 (緑蔭書房、平成 26 年 7 月 31 日刊) 解説中「参考資料 1 台湾警察歌」 (297～300 頁) で、この時点でのものを収録した。

(補説 5) 「台湾警察歌」収載 CD 関係記事 (平成 28 年 4 月 3 日追加)

平成 28 (2016) 年 3 月 28 日たまたま別件で指導を受けしる著名な日本統治期台湾文学史専門家から、下記 CD セットに「台湾警察歌」が入っている旨の教示を受けた。

・朱家煌責任編輯『日治時期台灣島民歌謠選輯』（高雄市・克朗德美術館、2011（平成23）年9月刊）〈<http://crownedmuseum.blogspot.jp/2011/08/blog-post.html>〉

寔に貴重な情報であることから、急ぎ知人に上記高雄市・克朗德美術館に問い合わせさせていただいたところ、既に絶版であるが近々再刊を検討中とのことであった（「朱家煌醫師編輯、克朗德美術館發行之《日治時期台灣島民歌謠選輯》已經絶版。該館計畫於不久之將來，重新改版發行。」）。早き再刊を期待したい。ここでは取り敢えずこのことのみを記載しておく。上記両氏に対し、厚く御礼申し上げるものである。

（追記）

平成29（2017）年8月上記専門家から当該CDを借用でき、かつ、同年9月15日には同解説本をも見せていただいた。「13 台湾警察歌」は31～32頁に掲載されているが、それには中文訳も収録されているので、参考までに以下に転載しておくこととする。（平成29（2017）年9月20日追加）

臺灣警察歌（中文訳）

(1)

煙雲籠罩的新高山，
由山嶺的威靈所守護，
正義的姿態如巨巖聳立，
我們走出善惡分明之路。

(2)

四季都是翠綠的顏色，
身懷仁慈的真誠，
為了教化別族異種，
負起治安保護的勤務。

(3)

蕃雲陰暗月落下，
忍受難耐的高熱。
回歸線的烈陽
在山溝小徑中迂迴前進，

(4)

疫癘橫行的熱帶國土，
黎民百姓防疫無術，
挺身揭起防疫的大旗。

(5)

在人心不古的亂世中，
高舉純淨至誠的明燈，
照耀南海，
我們是和平的公務員。

第9篇 外国事情研究

ネパール滞在記一斑

警察政策学会警察史研究部会員

元ボランティア日本語支援教師（在ネパール）

高橋 功

高橋功氏「ネパール滞在記」について（紹介）

警察政策学会警察史研究部会事務局長 佐藤 裕夫

高橋功氏は、千葉県警察で御要職を歴任し、御退職後は我が警察政策学会警察史研究部会員として活躍されている。その御一端を記載すると、次のとおりである。

昭和42（1967）年4月 千葉県警察官拝命、昭和57（1982）年～昭和60（1985）年 警備書記官として在タイ王国日本国大使館に勤務、平成21（2009）年3月 千葉県警察を定年退官（最終ポスト：千葉県君津警察署長）。在職中に放送大学に入学、同大学卒業後、大学院にも進学し、平成24（2012）年3月に文化学修士号を取得した。千葉県警察退職後は県内の自動車学校校長などを務める傍ら、東南アジアなどからの留学生に日本語を教えるボランティア活動に従事されていた。

平成27（2015）年に警察政策学会警察史研究部会に入会されたが、平成28（2016）年11月からは、ボランティアの日本語教師としてご夫妻でネパール連邦民主共和国に赴き、首都カトマンズなどに滞在し、同国で見聞した事柄を9回にわたり「ネパール滞在記」として部会事務局に送付された。寔に貴重な報告であることから、事務局では福永英男部会長（当時。後に廣瀬権部会長）の承認を得て、部会で逐次披露していたが、部会員間で大きな反響があった。

しかるに、同氏は、平成30（2018）年1月ネパールから帰国し、同年3月24日開催の平成29年度第4回警察史研究部会（例会）に出席後、急に病いに倒れ、活動を休止せざるを余儀なくされた。事務局では、退職した警察官が初心を貫徹し、異国の地で日本語教師のボランティア活動を行う傍ら、警察史研究部会員としての研究活動も推進し、多忙な中でその得難い経験を現地から「ネパール滞在記」として小部会へ送信して下された熱意と厚意に深く感謝し、当部会で発表した「ネパール滞在記」（全9編）の中から同氏の承諾を得て、うち5編（№1、2、7～9）を選定し本輯に掲載することとした。

また、同氏からは掲載文の他に、警察史研究部会宛に「「檜戸ハウス」という交差点」（2017年10月現地より送付）、「チョウジャリ病院視察とその行程」（2017年11月同）、「山の学校で検診ボランティア」（2017年11月同）及び「ヒマラヤ山系トレッキング」（2018年1月同）の報告があった。

高橋氏の早き御快癒をお祈りいたすものである。

[参考：ネパール連邦民主共和国概略（令和3（2021）年月7月現在、外務省資料等から。）]

◎政体 連邦民主共和国 ◎面積 14.7万km²（北海道の約1.8倍）、◎人口 2,970万人

◎首都 カトマンズ ◎識字率 65・9%、◎民族 バルバジ・ヒンドウー、マカル、タ
ルー、タマン、ネワール 等◎言語 ネパール語 ◎宗教 ヒンドウー教徒 (81.3%)、
仏教徒 (9.0%) イスラム教徒 (4.4%) ◎通貨 ネパール・ルピー 1ルピー=約 0.880
円◎一人当たり GDP 130,957ルピー (約 1,126ドル) ◎主要貿易品目 △輸出 ウール
糸 カーペット 衣類 大豆油等 △輸入 工業製品 機械類 石油製品等 ◎主要貿易
相手国 △輸出 インド 米国 ドイツ トルコ 英国 △輸入 インド 中国 インド
ネシア 米国 アラブ首長国連邦 ◎在留邦人数 1,124人 ◎在日ネパール人数
95,367人

〔目 次〕

鶏肉のごちそう狩り—ネパール滞在記 (1) —	147
直面したカースト社会とその悲哀—ネパール滞在記 (2) —	150
ネパールで見た「気になる光景」 (1) —ネパール滞在記 (7) —	155
ネパールで見た「気になる光景」 (2) —ネパール滞在記 (8) —	161
Bangladesh という国—ネパール滞在記 (9) —	167

(各稿冒頭に「ボランティア・日本語教師 ネパールにて 高橋 功」の記載あり。「鶏肉
のごちそう狩り—ネパール滞在記 (1) —」のみ『大警視だより』続刊 第14号 (福永英
男前部会長追悼号Ⅱ、通巻第43号、令和4 (2022) 年1月1日刊) に既載であるが、残
り4稿はいずれも本誌初出である。)

鶏肉のごちそう狩りーネパール滞在記 (1) ー

私は 2017 (平成 29) 年 3 月から、ネパールの首都カトマンズにあります私立のセカンダリースクール (小中学校) において中学生に日本語と日本文化を教えておりますが、昨 2016 年 11 月に妻と共に赴任以来約 3 か月間は北インドとの国境に近い町のキャンパスで、大学生に日本語を教えておりました。この体験談は、その時のことです。

2016 (平成 28) 年 12 月、赴任して 1 か月過ぎたころの天気の良い日でありました。私たちが間借りしている大家の LN 氏から鶏肉を買いに誘われたのです。鶏肉くらい買ったことのある人は多いと思いますが、ここの鶏肉買いとは、スーパーで切り身を買うことではなく、食べ頃の気に入った鶏を追いかけてまわして捕まえることなのです。ここはどこかと申しますと、ネパール連邦共和国のとある田舎町です。私は妻と二人で日本語教育のお手伝いのためにボランティア教師としてネパールに赴任しているのです。田舎町とは、ネパール中央下部のインド北部国境に比較的近い町で、日本式に表現するならナワルパラシー郡カワソティー町という町です。国の東西を縦断するハイウェイ全長 1,024 キロメートルの中間地点 (512 キロメートル) ということもあるのか、なぜか大学が三つもあるところで、私たちは国立大学の学生を対象としたキャンパスで週に 5 日日本語を教えておりました。

さて、この大家さん、鶏肉の扱いを職業にしているわけではなく、町の中央部のビルに日本語学校を所有し教鞭をとっている若き経営者でもあるのです。日本への留学経験も有し、納豆やソバ類を妙に恋しがる一面があります。行先について説明を受けたところ、バイクで 30 分ほど行ったマガール族の村で、その昔、遙かモンゴルの彼方からヒマラヤを越えてやってきた人々の村とのことでありました。当地におけるバイクは生活必需品であり、追って説明しますが四輪車以上に活躍機会の多い交通手段でもあるのです。ともあれ、彼の運転で出発しました。

バイクは町中央部の長い露天商店街から一転、田園風景の中を走り抜け乾季により渇水となっている川幅 20 メートルはある川を道路代わりに北上して、今度は急勾配の赤土トラクター道路を駆け上ったところ、警察連絡オフィスとの英語・ネパール語の案内表示板か路肩に見えますが、ここが美味しい鶏がいるというデュワディ村 (Dhuwadi village) への入り口であるとのこと。看板の左奥にはトタン屋根の見るからに小さな田舎家が建っているが、人の気配はないようでありました。我が国駐在所のそれと同じなのがあるはいわゆる連絡所なのか、それにしてもいかなる責務を達成せんとしているのか、なぜか訪問はためらい、ニワトリ村方向へと進んだのです。当日は週に一度の休日である土曜日の昼過ぎでもあったことから村内の人々はそれぞれ自由に過ごしているように見えました。特に女性は特徴でもある長い髪の毛のシャンプーを終えたばかりと見え、それぞれ縁側や屋上に座り、自然乾燥に時間を費やしている姿があちこちに見えました。私の知るところ、ドライヤーなるものの所有はおそらくゼロに近いものと推察されます。それは私どもが着任 2 日目に LN 氏のネパール語を頼りにドライヤー探しをしたところ、電気屋が 1 軒だけ韓国製を所有していることがわかり購入しましたが、これがビニール袋に入っているものの、棚の最上奥に存在したことから真っ黒な埃に包まれており、店主いわく「当店でドライヤーがあったとは」とのこと。なんと価格は 3,400 ルピー (約 3,500 円相当) と当地の

1か月の給与約1万ルピーと比較しても34パーセントと高額である。しかも店主が忘れるほど長期にわたって購入する人がいなかったのである。金額を日本とGNP比較をしようものならとんでもない金額になるでしょう。

そうこうしている内にバイクは田んぼと畑、農家のたたずまいと家畜の放牧の姿を見ながら三差交差点の前で停車した。ここには向かい合って商店が四軒あり、うち一軒は姿形こそ古ぼけて少し落ちぶれ掛けてはいるものの、食事の看板らしきイラストを軒高く掲げており、雑貨とともに食堂も経営していることから村の中心店舗と察せられました。店舗の立地から見て左右の村と向かい側の山の部落をつなぐこの三本道路はこの店舗前でのみ交差しており、これを挟んで存在している四店舗を必要に応じて利用しながら生活しているものと思われました。

さて、この地区こそおいしい鶏の生産地 Shankhadev (サンカディブ地区) であり、この食堂・雑貨店がこの土地で生育する鶏肉の提供店であることは聞いたものの、あれから2時間も経過したのに何らおいしい鶏肉の話は一切出なくなり、私たちはただ沈黙と時折通る村人のバイクとトラクターの音で眠気を抑えている状況でした。思い余ってLN氏に聴いたところ、以下の状況でした。この食堂兼雑貨店こそおいしい鶏の提供店であり、誕生会や正月祝い、入学・卒業祝いなど内輪のお祝いにはここに美味しいニワトリを求めて町から足を運ぶのだそうである。この店ではまず、今現在どここの農家が育てているどのニワトリが「食べ頃」なのかをある程度把握しているが、今日はその食べ頃ニワトリ殿がどこにいるか未だに情報が入ってきていないとのことであった。店の主人は村の四方面に情報提供者を設定しており、各方面のどの農家に食べ頃が存在するか情報が判明するよう村内を網羅しているとのことであった。それにしても細かい情報ネットワークだと感心しました。と(??)、到着から三時間くらい経ったころでした。経営者兄弟の弟から「うまいのが見つかった」との連絡が来たのです。

私たちは経営者の弟と3人で2台のバイクにて飼い主宅へ向かったのですが、飼い主宅は取扱店の真向いの道を行った反対側の山の中腹にある平屋の農家でした。そこでは牛のほか豚、犬、鶏を飼っており、家族も60代の祖父らしき人を筆頭に40代中盤の夫婦と子供たちの6、7人くらいの構成に見えました。この中の母親らしき人がニワトリ様の担当者らしく、我々が到着するや直ぐに家屋の真ん前にあるいわゆる庭場に乾燥したトウモロコシの実をばら撒いたのです。するとどうでしょう、家屋の周辺に散らばって遊んでいた20匹くらいのニワトリが一斉にトウモロコシ食べたさに全員が庭場に集まってきたではありませんか。母親らしき人の長い経験則から出た知恵だと思いますが、捕まえやすくするために家屋正面の庭に集めたのです。しかし、ニワトリ取扱店の副店長が何らの相談や施策もないまま一人で対象のニワトリに近づき始めたことがきっかけとなり、捕まえようとする人間様ご一行が一斉にニワトリ様に駆け寄り始めることとなったのです。と同時に、ニワトリ御一行様約20匹が一斉に飛ぶは跳ねるはの大騒動が勃発してしまいました。誰一人として餌を食べる者はいなくなり、人間の追い手から逃れるだけの逃走劇が切って落とされたのです。目標のニワトリ様とは、白色レグホンのあの白い鶏ではなく、ロードアイランド系か名古屋コーチン系か種類はわかりませんが羽の色が褐色の品種で見ると肉付きの良い立派なお方とお見受け致したのです。さて、ここは広い畑に囲まれて存在する倉庫や牛舎に豚舎それにニワトリ小屋にかまど用炊事場と大きくはない小屋があちこ

ちに点在することから、鳥たちは勝手知ったる屋敷内のあらゆる小屋を縦横無尽に駆け回り捕まらない時間が続いたのです。

15分位経った頃でした、やはり責任感を強く感じたのか取扱店の副店長がようやく足腰の弱りかけた金銀青藍色に後方からタックルの上確保に成功したのです。普段15分間も休まずに走り続けることのない我々にとっては、大変な運動量であったことは想像してみてください。

さあこのニワトリ様、近所のお宅で借りた秤によると約3,5キロと結構な重量であり、副店長は袋に入れてお持ち帰りとなったのです。さてこのお宅のお台所は昔懐かしい土づくりの「かまど」であり、近くにガス用の一口コンロが置いてありましたが、ガスボンベはどこにも見当たりませんでした。この国のガスはプロパンガスで真っ赤なボンベに入れています。ガソリンやガスなどネパールのほとんどのエネルギーは隣国のインドから供給を受けておりますが、政治的な二国間問題が発生すると、インドはこれらの供給をストップして圧力を掛けようとするのが繰り返されているとのことで、去年の10月頃にもガスの供給が停止され、田舎もカトマンズでも薪により炊事をこなしたとのことでした。今でも田舎道を通りますと、体よりも大きい薪を背負いこれを額にかけた紐で支えて山を往来する女性をよく見かけます。なぜか男の仕事ではないらしく子供も含み女性だけのようです。この国の女性は大らかで遅しいのですが、どうも私にはいつも「おしん」に見えるので切なく感じるのです。

さて、副店長はニワトリ代金としていくら支払ったかは知りませんが、いよいよおさばきと調理味付けへと進行いたします。拠点とした雑貨・食堂に着いた我々は、副店長のさばき方を見学したのですが、使用した刃物の形状が極めて独特のものでした。当地では「Kukuri (ククリ)」と称し、日本の「鉞 (なた)」に似た機能ですが、刀身が内側に湾曲した独特の形状をしております。ククリは「グルカナイフ」とも呼ばれておりますが、19世紀、ネパール軍と英国東インド会社軍との停戦条約において、山岳民族特有の尚武の気性と白兵戦能力が高いグルカ兵を傭兵として自社軍への志願を認めさせたことから、以降、第二次大戦やフォークランド紛争にも英国軍として派遣されました。現在でも英国軍(2005年現在、約3,600人)、マレーシア軍、米国海軍、シンガポール警察などに派遣されています。また退役者は民間軍事会社や警備会社に再就職しているようです。このククリは、現在でもネパールの多くの警備会社において警備員の携帯武器として使用されております。ちなみに、グルカ兵も唯一日本軍だけは恐れていたとの話のほか、英国軍の終戦処理の一員として来日していた兵もいたとのことです。

副店長によって細かにさばかれたニワトリ様の最終工程は、同店責任者の店長による味付け調理となります。奥の薄暗い小さな調理場には一口ガス台と土製のかまどの両方があり、かまどにはすでに火が入り、定食用の野菜が煮込まれていました。ニワトリ様は頭と爪以外はすべて一口大の大きさにKukuriできざまれ、調味料・香草とともに何とも言いようのない古さと使用頻度に裏打ちされた風格漂う鉄鍋へと消えて行ったのです。地元で作ったという米焼酎の「ロクシー」を飲んでいて30分くらいの間に調理も完成したようで、呼ばれて入った調理場は、すでに濃いめの味付け肉の香りが充満しており、誰彼となく何らの断りもなしに勝手に鍋に手を運ぶ近所の男達がいました。我々はそそくさと鍋に蓋をし、プラスチック容器に入れ替えて急いで店を出ました。周囲はすでに日暮れとなり

夕焼け雲がゆっくり動いていました。結局5時間もかけて村で評判のニワトリ様をゲットし、値段も通常の4倍は支払ったものであり美味しくはないはずはないのです。私はその後もニワトリを購入に訪問しておりますが、何らの変化にも気づかないほど静かな暮らしが流れておりました。機会があれば、また行ってみたい田舎風情の一つでした。

[本稿は、平成29(2017)年5月22日日本時間9時10分に警察史研究部会事務局宛に送信されたものである。なお、本稿のみ『大警視だより』続刊第14号(令和4(2022)年1月1日刊)に掲載済である。]

直面したカースト社会とその悲哀—ネパール滞在記(2)—

(2017/September)

大学生に日本語を教えるボランティア教師となって1か月を過ぎた頃でした。家内とも相談し、学生達に何か日本の文化を体験してもらおうと考えたのです。日本からは特段何かを用意して来たわけではありませんでしたが、少しは日本食の材料がありましたので、これらを使った日本食の料理体験会ではどうだろうということになったのです。大学のキャンパスが存在するカワソティの町はネパール中央部の北インド寄りに存在し、その東西を走るハイウエーのちょうど中間点がこの町に当たることから、キャンパスの名称が中央地点という意味の「Madhybindu campus(中央部キャンパス)」と名付けられたそうです。このハイウエーはインドからの各種物資の搬入やある程度ビザなしで入国できる点を生かした両国の人の往来に活用されていることから交通は頻繁と言えます。しかしながら日本食材はおろか日本食レストランもなく、日本人は私たち夫婦二人だけという極めて珍しい存在となっております。

そんな環境の中で思い立ったのが、日本食料理体験会だったのです。問題はいくつかありました。この頃の私どもの住まいは、実は間借りの状態だったのです。ボランティア契約に当たり日本側の協会と現地キャンパスの間では、アパートの準備、交通費及び食費の



支弁の3点が骨子だったのですが、実際に赴任してみるとアパートは未だに準備されず、日本語学校経営者が所有者から賃借している住宅のうちセミダブルサイズのベッドにトイレとシャワー室が付属している約10畳の間が提供されただけの中途半端な状態でした。直ちにアパートメントへの転居改善を要望しておりましたが、結局、キッチンが共用ということが、後に予想だにできなかった大問題の

場面へと発展したのです。

さて、私たちはそのような計画を実行に移そうと、近く自宅において開催したい旨を日本語クラスの学生たちに話しました。学生たちは非常に喜び大歓迎の様子でした。私は実

行するにあたっては、学生をこの家に招待することとキッチン及び調理に必要な機材を使用すること並びに食器類を借用することなどについてあらかじめ了承を得ておきたかったことから、このことを間借りしている家の大家の日本語学校経営者夫妻に話すことにしたのです。数日後、夕食が終わったのを見極めて夫妻に計画のあらましを説明したのです。そこには語学学校経営者のL氏とその奥様、それに奥様の弟の3人がおりましたがなぜか突然みんなが冷たい顔に急変したのです。そして主が言うには、どこの誰が来るのかわからないが、家の中に入ってよい人物と入ってはいけない人物がいると言うのです。私と家内は突然狐に騙されたかのような不思議な気持ちになり、しばし内容を理解できないでおりました。この世の中に招待してよい人間としてはいけない人間がいるという比較など考えたこともありませんでした。現にネパールにいるのにカーストの存在など非現実的なものとして頭の中で勝手に処理をしていたのです。主人いわく「どんな人が出入りするか、世間でもよく見ている」と言って、招待する予定者全員の名字を教えてくださいとの要請がありました。どうも、ネパールではことごとく名字を調べれば、いかなる内容のカーストに所属しているか、何することがどの程度までは許されるのか、物の受け渡しをしても良いカーストなのか、触れることさえしてはいけないアンタッチャブルのカーストなのかは判別できるとのことでした。これを聞いた私たち二人の脳裏には、いつも明るく元気な声で日本語センテンスをリピートする澁刺とした大学生の顔が思い浮かんできました。この中に我々が触れてはいけない学生がいるなど、そんな馬鹿な現実など認められるものかと心の中で強く思ったのです。

ネパールにおけるカーストについて若干調べてみますと、白い肌を持ったアーリア人がインド大陸に侵入し、黒い肌を持った原住民を征服したうえで構築した社会体制の中で、肌の色で征服者と被征服者を区別したところにその前身が成立したものと説がありました。そのアーリア人がやがてインド大陸全域へ進出し原住民と混血する中で肌色の相違により混血度を識別するために「バラモン」「クシャトリア」「バイシャ」「シュードラ」の4姓カーストが確立したとのこと。現在ネパールにおいては法律上カーストの存在を認めたものはないとのことですが、現実には人々の中には未だにカーストを抛り所にしあるいは従来の伝統に従う人も多いとのこと。最近までのカーストのランキング制度では、最上級が「バウン」、次いで「チェトリ」次に「マトワリ」、最下層にアンタッチャブルの「ナチュネ」が来るとのことです。アンタッチャブルとは不可触民と言われ、いわゆる水をも受け渡ししてはいけない人であるとのこと、おそらく色の黒いトラヴィダ系の被征服民であったのではないかと説もあります。



さて、こうして大家方では手分けのうえ学生の名字によるカースト判別調査が行われたのです。結果は深夜に至る前までに全員が支障なき階層カーストであることが判明したのです。一安心したものの、それとは別に、苗字と対象者の年齢程度によって数百年前の先祖まで遡って決められた個人のカーストが判明しかつその効果が宇宙旅行を目前としてい

るこの 21 世紀までも脈々と続いていることに、日本では感じられない非機械的俗世界の異様な宇宙観のようなものを感じた気がしました。別に表現しますと、数千年も前からの歴史的な家族ヒストリーが暴かれていくような不思議な恐怖さえ感じないわけにはいきませんでした。ヒンズー教の世界では相容れないものは絶対に相容れないことは、異教徒同士の結婚の困難さにも出ているようです。いずれにしても生徒たちの中に排除すべき人がいなかったことは何よりも安堵したものでした。一人でも排除されるべき人がいたとなれば、すべてを中止にする腹積りでおりました。

しかし今度は大家方のキッチンを借りて何の料理をつくるかで再び紛糾することとなったのです。学生たちも大家さんもヒンズー教徒であるため当初から牛肉と豚肉はご法度でしたので、ビーフステーキは論外で、またとんかつも受け入れがたいものであることは承知しており、初めから除外でした。そして、残るはチキンの利用です。ヒンズー教徒の中には鶏肉を含む一切の肉類を食べないといういわゆるベジタリアンが少なくはないようですし、レストランのメニューにも別途ベジタリアンのメニューが用意されているところもあります。また、肉類は山羊の肉しか食べないとか本物の牛の肉は食べないが、ミルクは毎日飲むとかチーズも食べるという人も結構いるそうです。牛はヒンズー教徒にとっては、神様のような存在であり、その肉を食べることはもちろん禁止されているほか、優しくかつ手厚く取り扱うことが求められているのです。もちろん家畜として管理の上飼育されている牛はおりますが、市内で目に付く牛と家畜とでは大きな違いがあるようです。市内で目に付く牛様は、朝から晩まで市内、町内、村内のいたるところで散歩し食料を探し、あらゆる場所で睡眠をとり神様として悠々自適の生活が保護されているのです。生活の場としてはバスターミナルやデパートメントストアやスーパーの周辺、世界遺産の建物前、高速道路など凡そ牛様が入ってはいけない場所などなく気の向くままご随意に生活ができそうなのです。ただし、よく聞くことには、牛は絶対に食さないが「ヤク」というヒマラヤなどの山岳地方で生育しているいわゆるバッファローの仲間の肉やソーセージ、チーズはいろいろなマーケットでも販売されており、食べるヒンズー教徒も結構いるとのこと。また、豚は食べないがワイルドピッグ（イノシシではないかと思われま



良いという人もおります。イノシシもヤクも野生の扱いとなりますと神聖さは今一つなのではないでしょうか。

ヒンズー教徒の食事の実態について少し説明しましたが、結局、我々夫婦以外は全員ヒンズー教徒であり、少なからずカーストに揺り動かされながら生活している人々ですから、この点は十分に配慮すべきであると感じ、あらかじめいろいろ

相談し、検討しながら日本食料理体験会を実行する運びでした。従いまして、結局、少ない選択肢の中から当たり障りがなく皆さん好物だろうと思われるチキンソテーとすることと致しました。が、これを経営者夫妻の前で発表したところまではよかったです、

事もあるに、何かの調子にでも乗ったのか、私の口から「その際、冷蔵庫にあるコンビーフもみんなで食べてしましましょうよ」とついうっかり話してしまったのです。直ちに経営者の奥様が反応し、「コンビーフを食べるのなら、この家のまな板、包丁、なべ、ガスなど調理器具全てを使わないでもらいたい。」とすごい形相でかつものすごく激しい言い方で強く拒否してきたのです。私はコンビーフは牛肉の缶詰であることをすっかり忘れ、何か単なるサンマやサバの缶詰か日本では普段から食べているソーセージ程度の認識しか持っていなく軽い話題程度の認識でおりましたから、奥様の拒否の強さと激しさにはこれまでの人が変わってしまったような恐ろしささえ感じたのです。それはそうですね、ヒンズー教の各種制限を理解しながらお互いに生活してきたはずなのに、ここにきて突然カーストの制限者の存否やヒンズー教の食生活の制限について、お互いに理解を確かめ合ったはずなのに全く理解されていないに等しい発言と、ヒンズー教徒を冒瀆する典型的なヒンズー否定の発言をしたです。私の真意は、いつか自分たちで食べようとコンビーフの缶詰を購入して冷蔵庫に保管していたのですが、食べるのには前記の通りいろいろな問題があることから放置していたのが実態です。いつか食べなくてはと思いながらその機会がなかったところ、学生達であれば日本食の研究・経験会として食べるのに都合がよい機会だと勝手に思い込んで発言してしまったのが、ヒンズー教徒の逆鱗に触れてしまったというのが真相なのです。

この一件以来、奥様とはなんとなくしっくりいかないような日々が続きました。結局、これが原因となり、日本語クラス大学生の日本食体験会は開催しないことにしたのです。いつでも、どこでも何でも食べることのできる国で育った私たちの単純な発想は、注意はしていたものの何の恥じらいも無しについ本音として出てしまったのです。カーストとは一体いかなるものなのか私はまだその真相について理解できているわけではありませんが、カーストと一体化しているヒンズー教徒の方たちの職場を若干ですが見学した限り、私たちにはカーストによる影響は特段感じられることはありませんでした。ただ、現に革の靴づくりや壺づくり、露天の野菜売りなど昔から続いてカーストによる家業を引き継いでいる人は多いと聞きました。また、カーストの種別により昔から地域社会の中で担当すべきこととなっている社会的役割（ご近所で死者が出た場合の役割担当など）などは昔から決まっている通り実行している地域も現存するとのことで、誠に不可思議ではありますが、法的に存在しないカースト制度が未だに生きている地域社会があるとのことです。

このように、カースト制度では親の仕事が自分の仕事になり、ほかの仕事に切り替えるなどは不可能な制度であるところ、昨今は IT 関連の技術者あるいは IT 関連企業関係者としてインド人あるいはネパール人の在留が増加したとの話を聞きます。この現象をカーストの面からみてこのように話す人がおります。



IT という仕事自体が新しい職業なのでカースト内には属していない。そのために、身分に関係なく従事できる仕事としてインド人の IT 関係者が増加しているとのことです。名前の姓によりその家族のカーストや職業が判明し、何事もこれが人物の判断材料になるなど、

成立の理由や背景が異なるものの、我が国の「士農工商」とは全く異質であり、特に、統治するものと統治されるものの判別を容易にするためにカーストが成立したとするならば、テロリストとして久しい ISIS などは推測の域は出ないものの、無謀にも統治者として被統治者を弾圧管理する社会システムづくりをしているのではと思うと、恐ろしい限りである。



おかしな話ですが、健康管理や病気の改善に寄与する医師はといえば、以前は、血液や臓物など不浄なものを取り扱うイメージからその階級は靴底を扱う靴屋と同等の極めて低いカーストであったとのこと。現代における医師は社会的知名度が極めて高く、ネパール人の親にはこれを目指して子弟教育に力を注いでいる方が多いと聞きます。因みに知り合いになった同年代のネワール人男性によれば、不可触の人物から物を受領してしまったときは、急いで全身をシャワーで洗い流した昔を思い出すとのことでした。しかしながら単なる懐かしい過去の出来事ならば結構なことですが、息子の結婚相手には他の宗教の信者は想定外であり、旧来から続く伝統的なネワール人家庭の少なくとも同程度カーストの家庭から貰うことが願いだとのこと。実に「カースト」とは、死んだふりをしているだけかもしれないと思うのは筆者だけでしょうか。

〔写真説明〕（150 ページから順に）

- ① ヒンズー寺院境内、priest（聖職者）に個別相談する人
- ② 市街を散歩する牛と市民
- ③ 路上の理髪店
- ④ 結婚式にて新郎にレイを掛ける新婦
- ⑤ ヒンズー教寺院における結婚式

ネパールで見た「気になる光景」(1) —ネパール滞在記(7)—

(2018/January)

人間は長い生活の間に、いろいろな理由から良かれと思うことを習慣化する天才です。しかも一たび習慣となるや中々容易に廃れるものではないようです。私がたった一年と言う短いネパール生活において垣間見た「気になる光景」も昨日、今日から始まったものではなく、永遠かと危惧するくらい長い習慣なのでしょう。何も悪いということではなく、ちょっと気になったのでお知らせすることにしただけです。

1 ところ構わず「唾を」吐き出す光景

私にとっての朝のネパールの気になる音は、子供たちの元気な挨拶の声ではなく、むしろ、年配者のつぶれかけた声による辛そうな喉のそのまた奥の音なのです。その音は、いつも咽頭のさらに奥底の方から何かを無理やりに掃き出させようとする悲痛さを伴う暗い音に聞こえるのです。女性を例外視することまでには断言できてはおりませんが、あたかも喉の奥底の方に溜まった細かい砂塵を無理やり吐き出させようとしている毎朝の奮闘の音なのです。お隣や裏の男たちの毎朝の定例音であり、砂ぼこりの吐出しの音ではないかと思うのです。どうもこの町の老若男女は、皆等しく砂塵に喉をやられ、これを保護するために時々唾により咽頭を洗い流しているのではと思うのです。毎朝のことですので咽頭防御上の衛生洗浄儀式とでも言えそうです。

ネパールの首都はカトマンズ市 (Kathmandu) であり、隣接するラリトプール市 (Lalitpur) とバクタプール市 (Bhaktapur) とを合わせてカトマンズ首都圏を構成して



います。地形からカトマンズ盆地 (Kathmandu Valley) との別名があり、1979年、盆地内の歴史的建造物及びヒンズー教と仏教の遺跡群がユネスコ世界遺産(文化遺産)に登録されました。



お知らせしたいのは首都圏の「埃（ほこり）」についてです。特に首都カトマンズは一年中埃が舞っており、バイクや車が通り過ぎた時、道路工事の時そして風が吹いた時には、細かく白い砂塵がいつも軽々と天空を舞いながら周辺を見えなくしてしまい、気付いた時には自宅のテーブルは真っ白に変色し、着ていた白ワイシャツの襟は真っ黒に変色するというほどダスティな毎日となるのです。特に、私が日本語教師のボランティアをしている学校が所在するカランキー地区は、ヒマラヤ山脈観光の地ポカラや南部タライ平原方面への長距離バスの発着場所として、その交通渋滞と埃の舞い上がりでは他の追従を許さないと云えるほど高名なところなのです。砂塵の原因はいろいろありそうですが、一つには、未だに砂利道、非舗装道路が多いということ、二つ目としては周辺の砂の粒子が細かく砂塵になりやすいということがあげられます。従いまして、道路沿いの樹木や花樹はいつも砂塵にコーティングされたいわゆる「埃色」に見えるのです。Wikipedia によりますとカトマンズ盆地は、直径約20キロメートルの円形で標高約1,300メートルの高地に所在し、約8,000年前までは湖だったことから、地盤は極めて脆弱で盆地全域に平均数百メートルの厚さの湖や河川の堆積物が広がっているとのこと。

さて、恐らくはこれまでの地震もそうだったらしいのですが、その原因はこの脆弱な地盤であり、これを形成している堆積物の細かな砂ぼりこそが毎日舞い上がる砂ぼりの原因になっているのではと思うのですが、合理性はありますでしょうか。ネパールの人々は、とにかく男女を問わず、老若を問わずに辺り構わずそして歩きながらでも「ガハーツ、ペエツ」とその唾を吐き出すのです。私は日本において男性が唾を吐き出す光景はたくさん目撃しましたが、しかし、人の前で、あるいは人ごみの中を歩きながら吐き出すなどは見たことがありませんでした。ここネパールにおいては、これが当たり前のように、人前であろうが人の横であろうが、人とのすれ違いであろうがいつも簡単に吐き出すのです。ただし、他人には吹きかからないよう若干は注意をしているように見えました。しかしながら、日本で若い女性が人前で唾を平気で吐き出す行為自体私は見たことがありませんでしたし、そもそも日本における人前でのつばの吐出しは、モラルの観点で評価されるものであり、特に女性は、品位があるのかないのかと判定される重要な項目ではないかと思うのです。ネパールにおいて女性がこれを行った瞬間を見た時には、これまでの人生において私が個人的な基準としてきた人間としてのモラルや常識の基準がぐらぐら揺れだした気がしたほどのショックを覚えました。色鮮やかなクルタ・スルワールやサリーを着た、かの信心深いネパール女性が、そして制服姿のか弱い女学生が、こともあろうに焼酎呑み過ぎの酔っ払いおじさん同様に「ガハーツ、ペエツ」とやる光景など戴けるものではありません。唾吐出しによるショックはこれだけではありません。バスの運転手や乗客が、走行中に窓を開けてそこからこれをやるのです。走行中に窓から外に吐き出したつむりの唾殿は、どこへ行くかはご存知の通り、力学の運動法則に従い路上に落ちることなく吐き出した地点から進行方向とは反対の後方へと流れ飛んでいくのですから、後方の空いている窓があればそこから飛沫がバス内へと飛散侵入することになるのです。風の強い日などは、吐き出した側に戻ってくることもあり、はなはだ迷惑な習慣だなど思っておりました。私はこのようなことを大学に通学するバスやボランティア先の学校へのバスの中で何度も見ておりましたが、何とも注意の仕様もなく約一年間ただ苦々しく思っておりました。

冒頭に紹介しました、朝のネパール男性による喉の防御儀式は、恐らくは首都圏を中心にとこの家庭においても行われているものと思いますが、病気の罹患予防のための行為と世界標準のモラルとの兼ね合いの中では、いかなる国際評価が順当なのか知りたいところでもあります。

さて、最悪だったのは、年配とはいうものの女性がバス内の自席前の通路にてこれを行ったことでした。車内はそんなに混雑はしていないものの、こんなところでもやるのかと思うほど、極めてスムーズに何の悪びれもなく、かつ誰の足にもかかることなく軽やかに吐き出したのです。車内や人の中ではハンカチやティッシュを使い、穏やかにかつ困ったように弱々しく処理をしてもらいたいものですが、このような意識への変更は困難なものなのでしょうか。

〔写真説明〕

- ① 1枚目はカランキー地区の渋滞と埃っぽい空気
- ② ラリトプール市ラガンケルのマーケット

2 自宅外はどこにでもゴミを捨てる光景

とにかく、なぜ、そこに「ごみ」がたくさん捨てられているのか、と言うより、なぜそこに「ごみ」があるのかと言う場所がたくさんあるのです。別にその場所が家庭ごみの無断集積場所だという特定の場所ではなく、神社の前、バス停の前、有名ホテルや病院の横道、橋の下、世界遺産の横、学校の教室横、商店街の歩道全域などなど沢山の場所があたかもゴミ捨て場の代わりの場所の如くにごみが捨てられているのです。ここに挙げた場所は一時的にゴミが貯められていたという場所ではなく、少なくとも私が認知した1年前から引き続きゴミが置かれたままの場所であるところなのです。当地は、国会議事堂の近くだからとか世界遺産の施設だからという理由でごみが捨てられていないという場所はなく、このような場所でも一角に驚くほどのごみが放置されているのです。



さて、ごみ問題とネパールは切っても切れないほど長くて重要な問題で、これまでも日本の研究者やNGO等でも課題としてきたテーマです。私自身1年間居住してみて、何かが変わるような雰囲気は感じられますが、常に一進一退で遅々としており明らかな進歩が見られないのが現状のようです。それは、河川のゴミさらいで40トンのごみを回収したとの新聞報道や現に街角のゴミが一夜にしてきれいに撤去されたり、ゴミ拾いをして街をきれいにしようとの学校標語があったり、これらのことから一見して国民全員がゴミのない清潔な街づくりに取り組んでいるかの雰囲気を感じますが、小学校はもちろん中学や高校生までの学生を見ていると、店で購入したキャンデーや包装紙付きの品物は、その包装

紙、上紙は例外なくそして素早くその場の路上に投げ捨てます。それも歩きながらポイポイと後方に投げ捨てるのです。誰一人として拾うものはなく、止める人など誰もいないのです。大人もほぼ同じで包装紙や箱などおよそ購入して不必要なものは、その場の路上に投げ捨てます。投げ捨てるポイントを探すとか選別するとかの行為はなく、その場の右後ろとか左後ろなどに無意識状態のようにポイと投げ捨てるのです。たばこの吸い殻や空き箱なども何の例外もなくポンポンと捨てられます。学校施設内ではどこの学校も類似性があり、教室の外側の窓下には例外なくごみが散乱しており、その反対側つまり内側の窓下には一切のごみが存在しないという極端な生徒の判断ぶりが認識できるのです。



さらに商店街においては、各商店内のゴミはほうきによりきれいに掃き出されますが、それは各店舗内から直接店舗真ん前の公共道路に掃き出されているのです。商店主は、自宅及び商店と言う個人施設内のゴミを公道に掃き出すことにより公共の場所に移動集積しているのです。従って、どこの商店街に行っても、商店前の公共道路にはごみが散乱しているのです。また、一般住宅においても、自宅

の敷地内は比較的ごみの散乱もなくきれいに保全されておりますが、一步外に出た裏側や横などの公共地内にはごみが散乱していることが多いのです。高級ホテルの横道、裏道とて同じです。

どうもこれらの現状から、ネパール人のゴミに対する考え方、きれいにすべき内と外の考え方、ごみを処理すべき人とは誰かなどについて独特な考え方があるようで、一層、興味深く感じられました。そこで若干ですが、これらについて過去の研究論文やネパール人数人に対するインタビューの形で調べてみました。そうしますと、ネパールでは伝統的にカーストによる分業が依然として残存していることから、ごみ回収は最下位の不可触カーストに含まれる清掃カーストによる作業と考えられており、他のカーストの一般の住民は自らの深刻な問題としては考えていない面があるのではないかという点、次に、自宅の清掃範囲について、きれいにしておくべきは神が奉られている自分の家と敷地内のみ、それ以外の空間は汚くとも自分には無関係であるとの考えに基づく点（ネパールの家庭では清掃後の集めたごみも家屋内にはおかなかつたが、最近ではゴミ箱を置く家庭も増えて来たそうです）。私はこの二点の概念が近年の清掃やごみ処理の方策が遅々としていることに大きく影響を及ぼしているのでは思うに至ったのです。特に、宗教的な側面で関心を引き付けられたのは、ごみをケガレた忌まわしきものと観念して神と結び付けて説明した点です。自宅の神を奉る場は清浄であるべき、半面、公共の場は汚く不浄に近いものであっても自分には関係ないという考え方は、公共性を強く意識する日本人の思考とは隔絶の差があり、これが今もって、ごみ処理を通じた日常生活に大きな影を落としている現実をどう考えたらよいのでしょうか。昨年夏の夏の一時期、ごみの処分が滞り街角などに放置された時期がありましたが、処分場周辺の家庭百軒余りから、1軒当たり1名を役所に採用してくれないのなら、ごみ処理車の処分場への通行はさせないとのピケがあったとのことでした。ネ

パールにおいては古くて新しいごみ問題、いつまで続くやら。

〔写真説明〕

- ① ラリトプール市ラガンケル商店街の路上ゴミ（自宅に近い）
- ② カトマンズ市カランキー地区の河川（ボランティア学校への通学途中）

3 「水を」どこでも、誰とでも回し飲む光景

ネパールでは会社の応接室、レストランなど、人が集合することが予想されているところには、決まっているものがあらかじめ準備されています。ネパール語で **Pani**（ぱに）と言いますが、「水」です。代表的なおもてなしの方法として、水差しと言いますか、日本ではよく夏に麦茶などを入れて冷蔵庫で冷やしているあの容器のような形態または伝統的な真鍮製水差しが多いようですが、いわゆる水差しがテーブルの上などに用意されております。それは、来客の方々が飲みたい時に自由に回し飲みするためのものなのです。

回し飲みの仕方について、私が訪問しました応接室を例にとりますと、同室にはソファが3人掛け用4客とテーブルが4台備えられておまして、各テーブル上にプラスチックの水差しが、2本ずつあらかじめ用意されておりました。客人は、喉の枯渇や希望に応じて自分自身にて水差しを手を持ち、飲み口を自己の口唇直近まで近づけつつ大きく開口した口腔内に真っすぐに注入し続け、しかも決して飲み口を自己の口唇には触れさせないことが確実に守られながら、希望に応じて次から次の人へと順次に回し飲みが続けられることになるのです。しかもこの飲み方、ほとんど一滴の水もいずこにも滴下させることなく極めて穏便に喉を潤すのです。



レストランにおいては二つの水の提供の仕方があります。一つ目は、お客さんの来店に合わせてテーブル上に水容器を新たに用意する場合、二つ目は前のお客さんが飲んだ状態のままテーブル上においている場合です。二つ目の場合は、先のお客さんが飲み残したものを飲むような印象になります。私は大学の授業終了が午後1時であるために、時折、昼食を自宅までの経路上にあるタルカリ・パサル（野菜市場）内の10人程度しか座れない小さなレストランに入ります。そこは小さな4人掛けテーブル5台ですが、水差しは片手付き真鍮製の伝統的な形態のものがあらかじめ各テーブルに1個ずつ置かれております。お客は自分のテーブル上の水差しを自由に飲み、水が無くなれば店員に補充を要求しいつでも飲むことができます。但し、このレストランは出入り口がドアや壁で遮断されているわけではなく、野菜市場内に店舗と並んで営業していることから、市場の通路からは

出入り自由となっているのです。そのため、この接客用の Pani を狙って、通行人がさっと手を伸ばしてはこれを掴み、例の作法にて一瞬のうちに飲み、さっと去って行くということもごく普通にあるのです。狙ったテーブルの Pani の分量が少ない時は瞬時に隣のテーブルの水差しに手を伸ばすなど、かくの如くの水飲み作法は、神様により認められた一種の旅人への施しのような礼儀なのではないかとも感じられました。これも男女の別や老若の別はなく、当地においては十分に認められた社会的な常識なのです。

しかし、どこかの国において同様のことを行えば、恐らく「水が欲しいのなら、そう言ってくればいいのに」と事前の了承を求めたことでしょう。文化背景の相違とは、かくの如く大きく相違することを忘れてはいけないものであり、これとても不法に領得する意思の存在の有無をいかに見るかにより、犯罪の容疑なしとはいづらい案件なのではないかと思えます。この Pani の回し飲み、時折バスの中にも、男女間においても、友人間でも、時には乗客が車掌に要求して飲ませてもらうことも、いかなる人も皆さん上手で、飲み口に口唇を接着させることなく且つ些かもこぼすことなく回し飲むのです。私は、自信がないので、まだ一度も回し飲みをしたことはありません。

定期バスの中で 5~6 人の中年の男女がペットボトルの水を回し飲んでいる光景を見たことがあります。日本では男性と女性が同じボトルを回して飲むことは、夫婦間か恋人間ぐらいではないかと思いますが、このような光景に慣れていない我々には何とも異様な雰囲気と感じざるを得ませんでした。このような行為に慣れることは可能なこととは思いますが、なかなか勇気のいることですね。因みに、日本では我が娘がバス内でこのような回し飲みをした場合、両親は娘に対し恐らく「はしたない」という軽蔑の言葉を投げ掛けるのでしょうかね。



〔写真説明〕

- ① 1 枚目は野菜市場内の小さなレストランの水入れ
- ② テーブル上の水を回し飲む若者
- ③ サリーで闊歩するネパール女性たち

ネパールで見た「気になる光景」(2) —ネパール滞在記(8)—

(2018/January)

1 大切なことが知らされないという光景

私は現職時代からこれまで、必要なことは知らせることこそが大切なことであると信じて、業務管理を成し家族の運営を行ってまいりました。また、私自身も家族や親戚、上司、先輩・後輩、友人など数多くの方々からの連絡や知らせにより、物事が円滑に進んでいたことも多くありました。しかし、ここネパールにおきましては、大切なことが知らされない、あるべき基準や常識通りに進まないことが沢山あるようなのです。私自身も以下の3回の経験から気になりましたのでお知らせしたいと思います。

1 件目は、国民の祝日が2日前に決定されたということについてです。2017年6月26日月曜日のことでした。いつもの如く授業を行うためにセカンダリースクールに到着したところ、本日は国民の休日だということです。私は前にもカレンダーを見ずに国民の休日にもかかわらず登校したことがありましたので、その

日以降は、出かける前には必ずカレンダーで確認してから登校するように心がけておりました。それなのにカレンダーに載っていない国民の休日だということです。とにかく祝日につき生徒もいないことから日本語クラスは休校とせざるを得ませんでした。知り合いのネパール人に対し、カレンダーにも載っていない国民の祝日はいつ決定されたのか聞いてみました。すると、2日前に急きょ決定されたとのことでした。そして国民の祝日とした理由は、ネパールにおける「イスラム教のナショナル・ホリデー」を決めたとのことでした。ネパールでは各宗教の祝日が決まっているところ、イスラム教の祝日は未決定であったとのことでした。このような急きょの休みをいかにして認知するのか聞きますと、テレビのニュースで知るとのことでした。とにかく、国民全員に関係する国民の休日が2日前に急きょ決定されること自体、決定プロセスに問題がないのか気になるところですが、事は休日が増えることであり何ら不利益を被る人はいないことが前提なのでしょうか。

因みに、外国で生活する場合カレンダーは不可欠なものです。しかし、ここネパールでは日本やヨーロッパにおいて一般的に使われているグレゴリオ暦とは違い、独自の暦を使っているのです。ネパールの公式の暦はヴィクラム(Vikramu)暦と言い太陰太陽暦なのです。大枠は太陽暦ですが、1年の初めつま



り正月はグレゴリオ暦の4月に固定されているのです。また、太陰暦も組み込まれており、伝統的行事は月の動きに従う暦である太陰暦に従って行うのです。そして、ネパールは多民族であることから暦も数種類使われており、ネワールの暦、チベット暦もあるとのこと。私が普段見ている暦は、①グレゴリオ暦を基本としつつヴィクラム暦の日も併記された暦と②当月の後半部の暦と翌月の前半部の暦を合わせて1か月分としたヴィクラム暦で、各日にグレゴリオ暦が併記されているもの、③そして日本から持ってきた日本のグレゴリオ暦の三種類です。①は **January** で始まり **December** で終わる1月から12月までの暦ですが、②のヴィクラム暦は新年となる4月から始まります。この4月を例にヴィクラム暦を説明しますと、2017年の新年となるヴィクラム暦4月1日は西暦の4月14日に当たり、ヴィクラム暦の月末である4月31日は西暦5月14日に当たります。そしてこの1か月間の暦の月を **Baisakh** (バイサク月) と規定しています。ネパールではこの **Baisakh** が正月の月であり1年が始まるのです。ヴィクラム暦には上記の通り月の動きに従う太陰暦も組み込まれており、新月から15日目の満月と16日目からの闇夜までを1か月として、下記の如く毎月の呼び名も独特の名称を使用しているのです。

Bisakh (4月-5月)、**JeTh** (5月-6月)、**AsaDh** (6月-7月)、**Saun** (7月-8月)
Bhadra (8月-9月)、**Asoj** (9月-10月)、**Kartik** (10月-11月)、**Mangsir** (11月-12月)



Pus(12月-1月)、**Magh**(1月-2月)、

Fagun (2月-3月)、**Chaitra** (3月-4月)

2 件目は、飛行機の出発がいつになるのか、全く情報が知らされないということについてです。私たち夫婦は2017年12月6日、ヒマラヤ山系のダイアギリ山(標高8,167メートル)を直近で見、簡単なトレッキングをする目的でポカラ空港からムス

タン地方のジョムソン空港へ飛行する予定でした。当初の出発時刻は06:45のところ約2時間遅れて出発したのですが、結局、出発時刻の1時間前の05:45に空港に到着しチェックインしてから実際に出発する08:45までの約3時間にわたり、遅れることに関しての航空会社からの説明や一斉アナウンスなどは一切ありませんでした。しかし、私ども夫婦を含めた数名のネパール人と外国人による約20人の乗客の誰もが何ら質問、不平の吐露、不満の告発など一切ありませんでした。また、12月9日土曜日は、ジョムソン空港を07:10に出発しポカラへ空路移動する予定でした。1時間前の06:10には空港に到着しチェックインも終了していたところ、これまた何らのアナウンスもないまま空港到着から3時間15分後の午前9時25分、強風によるキャンセルが突然口頭で伝えられたのです。

国際線も例外ではありませんでした。私達は2017年12月25日、月曜日、ネパールからバングラデッシュへ旅行しました。この時も出発時刻18:45の2時間前の16:45にはカトマンズ国際空港に到着し搭乗の各種手続きを終え待合室にて搭乗を待つておりました。しかし、案内ボードの当該機の欄はいつまで経っても **security clearance** のままで搭乗ゲートの指定案内はありませんでした。結局、出発時刻から1時間15分遅れの20:00に突然、マイクで搭乗案内がなされるまでの間、遅延することについて一切のアナウンスはな

されませんでした。しかし、不思議なことに、遅延説明や理由の開示など説明責任を感じている様子は微塵も見られませんでした。また 100 名以上いたと思われる乗客についても、誰一人として遅延理由の説明を求めるとか説明責任を迫するような態度や言辞はありませんでした。私が経験したこの 3 件のケースには、何ら異なるところはなく最初から最後まで一切の情報が伝えられない、知らされないことが共通しておりました。そして、このような不作為に対しては誰も質問や追及をしないことでした。日本では、遅延説明をしないことはあり得ないこと、乗客の何人かは必ず経緯の説明を求めるはずで、ネパール人の誰かがこんなことを話しているのを思い出しました。税務署や入管などの役所では、職員がミスしても絶対に認めたり謝罪することはなく、むしろ顧客である市民のせいにして片付けるとのことでした。つまり何かの役務を提供する側が権力者側で、これを受ける市民や顧客は決してお客様と言う立場の人ではなく、単に権力の対象者という構図で考えると、権力者側としては、知らせるか知らせないかは権力者側が決めることであり、誰かに指摘される覚えはないと言っているのかも知れません。単なる民主主義の未熟さなら良いのですが。

2 業務が管理されない光景

この例は 2 つの大型スーパーマーケットのケースと私どもが教えに行っているセカンダリースクールにおける例です。仕事をするとはいったい何なのか、雇われているとは何なのか、どれ位働けばよいのか、自分は職場のために如何に活動・対処すべきなのかを理解しているのかどうか、私にとっては初めて出会った光景であり、大変不思議な世界を見た気がしたのです。

一番目は大型スーパーマーケットの例です。首都カトマンズ市を中心に新しい総合スーパーとして 3 から 4 階建ての店舗ビルを 10 数件も持つネパール屈指の有名店においてです。指摘すべき業務管理上の問題点は「仕事しないで固まっている」と言う点です。

特に衣料品と食料品の売り場では、常に店員同士が店内で 5~6 人がひと塊となり世間話に花を咲かせているということです。顧客に対し「いらっしゃいませ」など言葉で来店の喜びや感謝を伝えるとか挨拶の声をかけるとかの習慣などなく、全く知らない素振りが普通です。探し物について声をかけて質問すれば、それなりに探してくれたりしますが、通常は知らぬ振りです。売り場により固まり方は違いますが、食料品売り場では野菜類の陰などに腰を下ろしていたり、寝具や絨毯、衣料品売り場では積み上げたカーペットに 5、6 人が腰を下ろして車座になっていました。恐らく上司らしい人が巡回しても注意や指導はしないのではないかと思います。店舗の大小にかかわらず、複数の店員が配置されている店舗では、何らの例外もなく必ず店員同士が集まり四方山話に花が咲いているのです。

二番目の例も同じようなものですが、市内に 1 軒のみデパートと名の付く 5 階建て大型店舗での目撃例です。デパート 1 階突き当りにある米や豆、砂糖や塩の売り場では、5 人の店員がいるものの一人の男店員が女店員の髪を結んでおり、その周りには腰を下ろした女店員 2 人と男店員 1 人がこれを見ながらヘアスタイルの批評をしているようでした。私



が砂糖がほしい旨話しますと、砂糖はないと答えていました。砂糖がないというデパートを名乗る大型スーパーなど存在するものなのか、釈然としませんでした。美容室でもないのに、最も来客の多い食材品のコーナーで、しかも男店員が女性の髪結いをしている光景は日本ではありますでしょうか。また、レジにしても、清算を要する顧客が待たされているようがいまいが、誰もレジの数を増やそうともせず店員は仲間と近くで話し中の光景が普通です。ネパール人の顧客においても、誰も注意しなく、不平を言うわけでもなく正に「Let it be」成すがままにの状態です。この光景について、日本への留学歴6年を有する知り合



いのネパール人男性いわく、ネパールに帰国後、スーパーに行く度に日本の店員の対応ぶりと比較して腹立たしくなり、つい口喧嘩してしまうとのことでした。

次は、私自身がボランティア教師をしている学校での出来事です。この学校は私立のセカンダリースクールで幼稚部から9年生（中学3年生）までの学校として運営され、生徒数は約2,300人を擁しています。学校運営は経営者、カリキュラムは学校長と区別されているようです。私は日頃は経営者を窓口に必要な連絡をしておりますが、経営者が海外出張の時は代わりに学校長が私の窓口となるよう決めてあり、必要な連絡は必ず達成できるようになっておりました。しかし、4月のある日、経営者がインドへの出張の日、待ち合わせの場所へ迎えの車が来ないことがありました。学校長も不在であったことから、日頃顔見知りの会計課長に連絡したところ、OK分かったとのことではありましたが一向に車は来ませんでした。学校長の秘書にも連絡しましたが、全く埒が明かないまま夕刻になってしまい、結局登校を断念せざるを得ませんでした。これが二日間続き、結局、二日間とも車は来ませんでした。この国では、業務を的確かつ円滑に進めるための上司と部下と言う上下ヒエラルキーは確立されてはいないようなのです。つまり、誰が誰の部下、上司なのかそして上司不在の時は誰が如何に対処すべき責任があるのか必ずしも明確ではないということです。したがって、何かを頼んでも「Yes sir」と返事はするが、唯一の担当者以外は行動は起こさないのです。では、いったい誰が唯一の担当者たり得るかと言うと、私の短い経験では任免、給与、配置換えなど人事管理上の絶大な権限を有している唯一の人がそれに当たるようです。この学校の場合は、雇われ校長などではなく経営者本人のことを指しております。つまり、経営者以外の人には自分には経営者になって何かを実行する権限がないと考えているようなのです。その証拠には、経営者に要請したことは、ほぼ確実に達成されてるということから、そう言えるものと思います。主任や係長職など中間の位置に存在する人には中間的な権限が与えられているかどうかですが、日本的に表現しますと、当該業務について上司の指揮を受け、自分の部下を使って職務を達成することになりますが、そもそも中間管理の権限は与えられていないのではないかと思います。従って、なんでも経営者の許可を得ることになっているようです。こうして、二日間同じ電話のやり取りが続いただけで、学校へ出勤するという単純なことさえ何ら達成できませんでした。しかし昨日まで電話の相手方となってきた学校長はじめ学校幹部は何らの悪びれもなく、私たちに明るく「ナマステ」を投げかけてくるのでした。このような現象は、

自分の人生や生活に影響力のない人の要望を聞いたところで、何も得策ではないというネパール人の合理主義なのか、私自身に学校への影響力がなさ過ぎたのか分からず仕舞いでした。

実権あるトップの管理だけを受けようとするに関して、一つ心当たりがあります。私はボランティア活動を行うと同時に、学生ビザにより当地トリブヴァン大学の多国籍言語学部の留学生でもありますので、学生ビザ更新の申請手続きが必要となります。私は観光ビザの更新も含めこれまでに3回入国管理局に行きましたが、その都度何か所かの窓口にて手続きをしましたが、最後の訪問すべき担当者は何故か **Director** の表示のある局長室でした。なぜ局長と言う業務の最高責任者の面接を受け判断されるのか分かりませんが、必ず入ることになっているのです。入り口には「苦情のある方は直接お話しください」との英文の案内文が掲示されていますが、実際には苦情の有無にかかわらず申請者は自動的に必ず入室の上面接を受けることになっているのです。最初の時に、ネパールに4年いるというアメリカ人に何を話せばいいのか聞きましたところ、「ビザ有難う」と言うだけだよと言うので私もそのように対応したという経験があります。日本では一人の単純な学生ビザの申請人が入管局の最高責任者の面接を受けることは絶対と言ってよいほどないことであり、特別な何かを期待しての手続きかなと誤解が頭をかすめたほどでした。

私はネパールにおける業務管理の例を多く見たわけではありませんが、業務管理に共通することは職場環境と業務効率を向上させることより目標の達成が向上し、結局、これが従業員の生活と福利向上に大きく貢献するという点について一層の理解を深め、ネパール人によるネパール人のための新しいネパール式業務管理手法が創造されることを祈念したいと思います。

3 その他の気になる光景

(1) 男同士で手をつないで歩く光景

日本人の間ではなかなか見ない光景です。大人の男同士が親しく互いの手を繋ぎあって歩いているのです。私は初めてこの光景を見た時は本当にびっくりしました。小中学生ではなく、明らかに20代、30代、40代の青年、壮年同士の二人でした。見たところ、同性同士の恋愛者の匂いはなく、仕草にも特別な、あるいは特有の動きもないようなので恐らくごく普通の男同士だったと思います。



二人には特段ネチネチしたところはなく単に仲良さ状態の様子で通り過ぎたのですが、吾が日本男児としては、いささか背中がむず痒く変な想像が頭を駆け巡ったのも事実でした。しかし、驚いたことに、ネパール人の知人数人に聞きますと、ごく当たり前、普通の行為だということです。この国では仲の良い **Friendly** な関係の男同士が取り合うコミュニケーションの一種だとのことでした。いつ頃からの習慣かを聞きましたところ、60歳過ぎた

ばかりの彼曰く、自分たちも若い頃はそうしていたとのことでした。また20代前半の女性によると、男同士など同性間で手を繋ぎあうことは問題ないが、むしろ男女間が手を繋ぐことは、家族、兄弟の関係を除けば、遠くでささやくなど訝しがられているのが現実だとのことでした。しかし、昨今、手を繋ぎあう男女は間違いなく増えてきているとのこと。ところ変われば、こんなにも変わるものかと思いました。



(2) 挨拶は合掌とナマステではなく握手する光景

特に男性についてですが、ネパールの人々はいつから友人・知人と握手して挨拶するようになったのでしょうか。知り合いに気付けば必ず近寄って握手をしてあいさつを交わします。私の見る限り、友人同士のケースが多いようです。ナマステと言っているかどうかは確認してはおりませんが、なぜか握手の時はナマステと言って手を顔の前で合わせるあいさつではないのです。道路でも狭い通路でも混雑の中でも、どこでも立ち止まって握手をしてご挨拶することから、本当にご丁寧な国民コミュニケーションだと思っておりました。何か、握手をしないと忘れ物でもしたような気持ちになるのでしょうか。この点も知り合いに聞いてみました。若い人達は外国留学する人も増えてきており、外国人のまねをする人が増えてきているとしか言いようがない。ただし、上司、先輩などの年長者に対しては合掌とともにナマステを言う挨拶が基本であり、握手はあくまでも後輩や友人との間のあいさつで、言葉はハローとか元気？という意味の「ケーチャ(K-cha)」という声をかけるのが一般的とのことでした。ネパールには従来からナマステという一日中掛け合う挨拶言葉があるのに、これも国際化の一つなののでしょうか。

〔写真説明〕(161 ページから順に)

- ① グレゴリオ暦を基本としヴィクラム暦の日も併記された曆
- ② ヴィクラム暦を基本としグレゴリオ暦の日も併記された曆
- ③ 国内線の航空機
- ④ スーパーの陳列棚と店員
- ⑤ ボランティア活動の学校と筆者
- ⑥ トピーを被ったネパール人男性達
- ⑦ お祈りするチベット人親子

Bangladesh という国—ネパール滞在記 (9) —

(2018/January)

Bangladesh という国名は 30 年以上も前に在外公館に勤務した経験を有する先輩並びにご同輩諸氏には、懐かしいあるいは他人事とは思えない聞き覚えのある響きではないでしょうか。私もその一人ですが、このたび縁がありまして何とバングラデッシュを訪問することができたのです。バングラデッシュとの「縁」とは、実は特段何もなく単に年末に安い航空券が発売になったと言うだけのことで



した。しかし、この縁がなければ、わざわざ訪問することは決断しなかったのではないかと思いますと、まさに縁は「奇なもの」と言えそうです。仏教でも縁とは、原因を助けて結果を生じさせる作用と説明しております。行って見たいという原因を安価なチケット販売と言う強い助力があったればこそ実現したのです。ところで聞き覚えのある響きとは、1977 年 9 月 28 日、日本赤軍メンバーが日航機をハイジャックし、バングラデッシュ・ダッカのジア国際空港に強制着陸したという日航機ハイジャック事件のことで、これに対し日本政府は「超法規的措置」としてハイジャック犯側の要求を全てのむことによって解決したという屈辱的なこのハイジャック事件の発生場所こそがバングラデッシュなのです。その後、この事件を契機として二度と日本人、日本企業がこの種被害に遭わないよう対策を講じることを目的に都道府県警察官も警備対策担当官として派遣されるに至ったと承知しています。なお、当時のジア国際空港はその後名称が変更され、現在は「ハズラット シャージャラル国際空港」となっていました。

さて、このような響きを回顧しつつ、年も押し迫った 12 月 25 日、ボランティア活動の住居としているネパールのトリブヴァン国際空港 (Tribuvan international air port) を、さほど積極的ではない家内とともに飛び立ったのは 1 時間 20 分遅れの午後 8 時 30 分でした。



飛行時間はおよそ 1 時間 20 分、飛行機は無事にダッカ・ハズラット シャージャラル

国際空港（Hazrat Shahjalal international air port）に到着しました。機内から見た空港内はカトマンズ・トリブヴァン国際空港とは比べ物にならないほど大きな規模の空港であることが分かりました。ついに到着した初めてのバングラデッシュ旅行でしたが、滞在予定の5日間を特段の準備もなく行き当たりばったりで行動する予定でしたので、当初から何らまとまった目的、行程を達成する計画はありませんでした。ただ一つ可能であれば行って見たいところがありました。例年の季節風サイクロンにより壊滅的な打撃を受けており、今後も気候変動による危機が迫っているという南部ベンガル湾に面した低湿地帯の村落における人々の生活ぶりを見てみたかったのです。しかし、首都ダッカからは500キロメートルも離れていることを聞いて、残念ながら断念したのです。この様に無計画無謀旅行ではありましたが、この旅行を通じて真に心配し、懐かしく回顧し、驚いたいくつかの点につきまして、埒もないことではありますが皆様にお知らせすることでバングラ紀行をまとめたいと思います。

（ロヒンギャ難民問題と医療支援）

ターミナルビルに向かうリムジンバスから、目の届く限り大きな空港の隅々まで見てやろうとさほど大きくもない眼球を広角に切り替えたところ、紺色でUNとマークの入った国連の飛行機が目に入ったのです。近くには網でカバーした袋入りのたくさんの荷物も積載待ちの状態で置かれておりました。恐らく、今ミャンマーから難民として国境を越えてバングラデッシュ側に非難キャンプ生活をしているイスラム系少数民族「ロヒンギャ（Rohingya）」の人々への支援物資ではないかと思われました。避難民はすでに50万人とも70万人とも言われています。実は、私は「国境なき医師団（Medecins Sans Frontieres - MSF）」を応援しておりまして、少しですが毎月活動資金の足しにと寄付をしております。この団体は医療・人道援助活動を行う民間非営利の国際団体（1971年設立）で、フランスのパリに本部を有し、紛争や自然災害、貧困などの理由で医療サービスを受けられない人々などを活動の対象にしています。今、この国境なき医師団がアジアで力を入れて医療救済活動を行っているのがこのロヒンギャ問題であり、現にバングラデッシュ側のキャンプで活動中なのです。時々、MSFから活動報告が送付されますので、私も若干の活動情報を知ることができるのです。

なお、昨年11月、日本政府はバングラデッシュにおいて今なお増え続けている避難民への支援として、国連世界食糧計画（WFP）を通じて食料や物資運搬などの支援を行う緊急無償資金協力を決定したとのことですが、私も仏教徒と回教徒の果てしない泥沼攻防に発展しないことを願い、もうしばらくは小さな支援を続けたいと思っています。それにしても、21世紀の今もって迫害され何処にも受け入れられない人々がいるとは、何と意思ですか。

（入国ビザの問題）

実は、バングラデッシュに旅立つにあたり、一つ



不安を抱えておりました。バングラデッシュへの入国ビザを事前に取得しては来なかったのです。カトマンズのバングラデッシュ大使館に足を運ぶなどして調べてみますと、事前に在外公館に対してウェブサイトによりビザの発給申請をしたうえで、バングラデッシュ大使館に赴き料金を支払って入国ビザを取得するのが最も安全で確実な取得方法だとのことでした。しかし、同時に日本語サイトを見ていましたところ、日本人の青年がバングラデッシュ空港に到着した際に、入国ビザを申請するデスクがあり、無事に取得できたとの記述があったのです。ただし、この申請デスクが常に設置されているのか不明であるとの追加記述もあったものの、事前の申請取得を手抜きし安直にも現地取得に期待したことによるビザの不安を抱えながらの搭乗だったのです。

不安を抱えながらも初めての国に足を踏み入れる期待感も伴い、結構足取り良くターミナルビルへと進みました。初めに驚いたことにはターミナルビルの内装が夜間の照明を受けての輝きとは言うものの誠にきれいな空港との初印象でした。床には一切のゴミがなく、案内のサインも整然とし、職員も毅然としておりネパールのトリブヴァン空港とは比較にならないほどの大きさに加え、スムーズな業務処理にもうなずけました。さて、旅客の流れは半ば自然に途中から二つに分かれたのです。一つのグループは入国審査ブースへ、もう一つは入国ビザの申請グループでした。到着時にビザの申請ができそうなのです。なんとこの時の安堵感は、言葉では言い表せないほどの虚脱をも感じた思いでした。最も恐れていたことは、ビザなしを理由に入国を認めず出発地のカトマンズに追い返されることでした。夜間でもありビザ申請グループは 6~7 人程度しかいませんでしたが、その時でした。「こんにちは、こんにちは」と日本語で呼ぶ声が聞こえたのです。声の方を見ますとカウンターの向こう側に座っている制服姿の若い警察官でした。日本人、日本人、ジャパニーズ、ジャパニーズと呼んで手招きするので近づいて見ますと VISA の申請デスクだと分かりました。この警察官は入国管理部門を担当する警察官であり、案内板には Immigration Police と書かれておりました。驚いたことに、ビザは 20 分位で発行されたのですが、手続きの料金を支払おうと金額を聞いたところ、無料だということです。日本のほかに 2~3 の国名を言っており、バングラデッシュと Friendly の国だから無料だと言っておりました。こうして無事にビザを得て入国し、携帯電話のSIMカードをバングラデッシュ用に変更したうえで新しい電話番号を戴き全部で 350 タカを支払って終了しました。なお、私がタイに駐在していた当時、タイ国におけるビザの発給や入国審査などの入国管理業務はタイ警察の業務でした。

(人とリクシャーの目立つ国)

とにかく、外で目立つのは動いている人の数とリクシャーの数でした。資料にてバングラデッシュの基礎情報を見ますと、国土面積は約 15 万平方キロメートルと日本の約 4 割(北海道+東北の大きさとほぼ同じ)に対し、人口は約 1 億 6,000 万人とインド以東のアジアでは第 4 位、人口密度は日本の約 3 倍と世界のトップ水準という状況です。したがって同じ賃金、同じ採用条件であれば、明らかにバングラデッシュが一番人を集めやすい国と言



えそうです。最低賃金もまだまだ安く人口が多いことから、世界のアパレルメーカーがこぞってバングラデッシュに生産拠点を移したという話もうなずけそうです。我々に馴染みのある日本とヨーロッパのメーカーを口にしましたら、その生産工場は今もあるとの答えが返ってきました。

さて、次はリクシャーについてです。この数も極めて多い印象を受けましたが、いかほどの台数かは遂にわかりませんでした。このリクシャーいくらでどこまで行けるか聞いてみました。20 タカでは 500 メートル程度の走行距離、30 から 50 タカで 2 から 3 キロくらい走るとのことでした。つまり単純な為替レートの計算で言いますと、なんと 30 円乃至は 50 円で 2~3 キロ行けるということです。とにかくダッカ市内のリクシャーはダッカ市民の生活上の足であり、いつでもどこでも乗って行くという正に簡便なタクシーと言う存在でした。また、私も実際に見ましたが、通常のリクシャーは運転手が足でペダルを漕いで進みますが、最近は小さな電気モーターをサドルの下辺りに取り付けて、チェーンをモーターで回して走行する年配運転手も増えてきているとのことでした。たしかに静かでスムーズに動いていました。ただし、リクシャーの乗り心地には問題があります。座席の幅が 25 センチか 30 センチ程度と見かけよりも狭く、せいぜい普通の大人体格であれば 2 人で満杯です。したがって、この奥行き短さにより臀部を浅く座さざるを得ないことから全体に不安定となり、走行の振動などで身体が前の方にずり落ちてくるなど、まるで滑り台の途中で踏ん張っているような姿勢になることから、急ブレーキをかけられた時には一瞬にして勢いよくお尻全体が前にずり落ちて転落すると言う心配があります。ダッカの人々は家族で 4 人とか 5 人が工夫していろいろな場所に掴まりながら乗っていました。このリクシャー日本にはとっくに存在していませんが、知る限りではインド、ネパール、バングラデッシュ、タイなどでは今もって大切な交通機関として活躍しているようですが、存続理由は安くて便利なので手放せないのでしょうね。

(警察官と棒の携行)

制服を着て街頭で活動する警察官は、必ず手に棒を持っており、手や棒を使って歩行者や自動車、リクシャーの運転者に通行に関して指導していました。交通警察官か地域警察官か日本式の区別はつきませんでした。とにかく、街頭で活動するときは例外なく全員棒を携帯して



いました。さて、この棒はよく見ますといわゆる警察装備品の警棒の体裁、形状ではなく、1 メートル前後の長さの単なる木や竹の棒でした。日本でも警杖という名称のもっと長い棒があり使用されておりましたが、活用の仕方は全く違うと思いました。私は 1983 年と 1984 年の 2 回にわたりインドに出張したことがありました。そのとき街頭で活動する警察官は竹か木の 1 メートルほどの長さの棒を所携して、交通妨害や、指示に従わない歩行者や車両に対しては当該棒で叩いて指導しておりました。とにかく人と車とリクシャーの数がものすごく多く、我先にと先を争って通行することから車のボンネットや屋根などがボンボン叩かれていました。

今回はバングラデッシュの首都ダッカの有名観光寺院近くの交差点、商業中心地域の交差点、長距離バスと一般車の乗り入れターミナルなどで、棒を持って指導している警察官を見ました。棒を振り上げて殴っているところこそは見ませんでしたが、車のドアやリクシャーの蛇腹を横の方からコツコツと殴りながら通行の方法を指導していました。コツコツと言う穏やかな指導に従わない運転者などに対しては、恐らく一層強く、激しい打ち込みが待っているのではと思いました。写真は最高裁判所の警備警察官ですが、小銃のほかに棒を携行している警察官もいました。また、随所に配置されていた警備員についても、やはり同じような棒を携行しておりました。インドやバングラデッシュでは、警察官が交通マナーを遵守しないことを理由に、棒で車両や身体を叩くことは正当な職務行為なのかどうか、叩いても損壊しない程度であれば交通指導の範囲なのか、法的に整理するのは難しそうですね。

(ダッカ・ハイジャック事件の回顧)

私は今回、このバングラデッシュ・ハズラット シャージャラル国際空港を到着時の夜間と帰国日の昼間の2回利用しました。実はこの国際空港の名称は2010年以前は「ジア国際空港」であったとのことですが、なんとこの大きな空港で今から40年も前の1977（昭和52）年9月28日、東京行きの日本航空472便（ダグラスDC8、乗員14名、乗客137名）が経由地のインド・ボンベイ国際空港を離陸直後、拳銃などで武装した日本赤軍グループ5名によりハイジャックされ、その後、当時のバングラデッシュ・ジア国際空港に強制着陸したと言う事件が発生したのです。犯人たちはこの空港を舞台に日本政府に身代金や囚人の釈放などを要求し、日本政府は極めて厳しい判断と対応を迫られたのです。本件は私が在外公館に赴任する4年半前の大事件であり、事件当時の私は千葉県市の市川警察署において知能犯捜査主任として毎日隣接の東京と千葉を行き来して、どちらの警察官か紛らわしい捜査の日々を送っておりました。

1960年代から1970年代にかけ、日本の内外において日本赤軍などの新左翼過激派によるテロ事件やハイジャック事件が多発しました。覚えておられる方も多いと思いますが、日本赤軍等が関係した日本航空機対象のハイジャック事件及



び関連するテロ事件の発生状況を見ますと次のようなものでした（過激派等の組織的背景のないハイジャック事件は除きました。）。1970年3月のよど号ハイジャック事件、1973年7月のドバイ日航機ハイジャック事件、1974年1月のシンガポール石油精製施設爆破事件及び逃亡用ボート乗っ取りシンガポール事件、同年2月在クウェート日本大使館占拠事件、1974年9月、在ハーグのフランス大使館を占拠したハーグ事件、1975年8月、在マレーシアのアメリカ大使館及びスウェーデン大使館を占拠したクアラルンプール事件などです。

日本の内外において発生したこのような凶悪な事件に対し、我が国政府はもちろん関係国は人質を取った上で要求するこの種事件の対応にはかなり苦慮していたのです。そんな折の1977年9月に発生したのが上記のダッカ日航機ハイジャック事件でした。当時の内閣総理大臣は福田赳夫、法務大臣は福田一であり、既に2年前の1975年のクアラルンプール事件において過激派による獄中メンバーの釈放要求に対し、日本政府が超法規的措置として釈放に応じた経緯があるところ、ダッカ事件においても再び応じざるを得ない厳しい状況となったのです。

また、このハイジャック事件の犯人側は、日本政府とは直接交渉しないとして態度を硬化させたことから、バングラデッシュ空軍のムムード司令官と言う軍人が担当したようですが、なんと、軍や政府を挙げて対応しているその最中に軍事クーデターが発生し、戦闘の末、当日中に反乱軍は鎮圧されたもののハイジャック対応中の管制塔も襲撃を受け、ムムード司令官も負傷したとのことでした。このクーデターは、ハイジャック対応のため管制塔に政府要人が集まっていたことを利用し、ハイジャック犯の要求により用意した身代金600万ドルの強奪も計画していたのではとの憶測がなされたようです。いずれにしても、ハイジャック事件が軍事クーデターに利用されたという珍しいケースではないかと思えます。



結局、ダッカにて人質118人を解放したうえで最終的にはアルジェリアに移動して投降し、人質と乗員の全員が解放されたとのことでした。それにしてもこのハイジャック事件こそ、超法規的措置により犯人側の要求をのみ囚人を釈放したことについて、当時すでに日本以外の国においてもハーグ事件やルフトハンザ事件においてテロリストの要求を受け入れ拘束中の囚人を釈放した事実があるのに、諸外国から「日本はテロをも輸出するのか」と揶揄されるなど、日本政府にとっては改めて同種事件の再発防止対策及び発生に伴う対応策を検討する必要に迫られた事件だったに違いないと思えました。このダッカ事件以降、日本を含む各国においてはハイジャックやテロ事件に対応するための特殊部隊の創設や在留邦人、企業に対する情報提供、緊急時対応策の教示、在外公館の警備企画、各種テロ情報の収集など、より一層俯瞰的な観察による対応策が検討されるに至り、在外公館に対する警備対策官の配置もその一つだったようです。

この様な事件の概要を思い出しながら、広い空港を可能な限り端から端まで見渡し、当時の担当者、関係者、日本からの対応代表団などがひざを突き合わせ、口角泡を飛ばして良かれと思う対応策を主張しあったに違いない管制塔を探したのです。二階建てのターミナルビルの上部にドーム型の中二階のような建物があり、そのほかには管制塔と思われる形式の建物がないことから、これが彼のマームド司令官と渡り合ったであろう日本政府現地責任者の石井一運輸政務次官等の「つわものどもが夢のあと」と思い写真に収めたのです。このハイジャック事件について何か覚えているとか、聞いたことがあるとかという空港職員を探してみたのですが、この事件以降に誕生した方々が多く、この事件を知っていると、聞いたことがあるという職員には当たりませんでした。すでに私どもの年齢で職員だった方々は退職して久しく、乗り入れエアライン及び利用者数も大きく増加していることなどから風化も否めないかと思う一方、少なからず警察捜査の場で極端ともいふべき緊張した危機管理対策を担当し、嫌と言うほど身体に沁み込んだあの独特の緊張感と雰囲気を出しつつ、再び埃の舞うあのカトマンズへの帰国便に向かったのです。今回、可能であれば知りたかったことは、ハイジャックされた日本航空 472 便は犯人側との交渉の間、この広い空港のどの位置に駐機していたのかと言うことでした。かつて、ハイジャック事件を捜査する立場にあった私もその位置に立って、不謹慎にも人質の方々がなんともし難いあの極度の緊張と不安の中で何を思っていたのか、思いを致して見たかったのです。

〔写真説明〕（167 ページから順に）

- | | |
|-----------------------|------------------|
| ① 空港ターミナルビル正面と空港名 | ⑤ 最高裁判所における警備警察官 |
| ② 国境なき医師団の名称入りフラッグ（？） | ⑥ 管制塔 |
| ③ ビザデスクの案内表示 | ⑦ 駐機中の航空機 |
| ④ ダッカ大学近郊の風情とリクシャー | ⑧ バングラデッシュ航空機 |

【特別寄稿】

中国・台湾研究の思い出と台湾での教育を目の当たりにして

台湾・高雄大学兼任教授

佛光大学佛教研究センター客員研究員 柴田 幹夫

“光陰矢の如し”とはよくいったもので、昨年（2021（令和3）年）の3月末日を以て永年勤めた新潟大学留学生センターを停年退職した。1979（昭和54）年3月に龍谷大学法学部を卒業後すぐに中学校の産休講師を務め、爾来40年あまりの教員生活に終止符を打ったのである（この間大学院進学及び中国留学の数年間は除く）。

新潟大学留学生センターでの24年間は私にとって教育・研究に深く携わることができた期間であった。自分の好きなことをやり、その上給料までもらえたので、ありがたい限りであった。

思えば研究者としての出発点は1987（昭和62）年龍谷大学大学院に入学したことに始まる。漢文が読めず到底研究どころではなかった。その上高等学校の教諭として教育現場にも携わっていたので、思うように研究時間が確保できなかった。そこで翌1988（昭和63）年高等学校の教師を辞して中国・上海師範大学に留学することにした。足かけ2年半に及ぶ留学では、中国語を1年半学び、残りの時間は歴史系に入り中国近代史を学んだ。私の研究は、中国近代史とくに戊戌変法前後の康有為研究であった。幸い上海師範大学には康有為研究の大家である馬洪林先生が居られたので、先生に師事できたことは幸運であった。

先生と2人きりで康有為の『大同書』を読み進めていったが、最初の頃は数行しか進まないことがたびたびであった。先生には大変ご迷惑をおかけした。馬先生以外には趙宗頌先生の「中国近代史」の授業に参加した。先生の自宅に伺っての授業であった。授業開始前には、先生の奥さま（師母）がコーヒーを入れて下さり、時にはそのまま話し込んで終わることもあった。上海での研究成果は「康有為『大同書』研究術論」（『上海師範大学学报』47集、1991年3月）に収められている。

その後大学に戻り、「康有為『大同書』の現代価値について」という修士論文を提出した。内容は上海師範大学に提出したものとあまり違わなかったが、今から考えればいけない題名であった。

1989（平成元）年日本に一時帰国後ほどなくして当時の指導教授であった北村敬直先生が交通事故でお亡くなりになった。先生は非常に厳しかったが、上海に手紙を下さり、天安門事件（1989年6月4日）のことについて関心を持ってるといわれた。学者たる者今起こっている現象に目を向けるべきであることを教えられた。北村先生の後の指導教授は京都大学停年後に龍谷大学教授としてお見えになった谷川道雄先生であった。谷川先生は熊本出身で有名な谷川三兄弟（長兄は民俗学の谷川健一、次兄は詩人の谷川雁）の一人である。先生には博士課程を終えた後も先生がお亡くなりになった2013（平成25）年6月まで、京都で行われていた「内藤湖南研究会」などでお世話になった。先生も学問的には非常に厳しい人であったが、学問以外の世界では人間性溢れる素晴らしい先生であった。

先生の専門は中国古代史であったため京都大学人文科学研究所の狭間直樹先生に連絡を取ってくださり、人文研の共同研究「梁啓超班」に加えていただいた。そこで多くの先生方の警咳に接することができたのは無上の喜びであった。しかしながら中国近代史とくに康有為研究では拡がりを期待するのは難しい状況であった。

転機となったのは、上海師範大学時代の恩師馬洪林先生および龍谷大学に研究留学されていた中山大學教授李吉奎先生の言葉であった。「孫中山（孫文）は西本願寺に大谷光瑞を訪ねているが、大谷光瑞と孫文の関係を研究してみればどうか」ということを期せずしていわれた。また「龍谷大学に学んでいるからこそ大谷光瑞を研究できる」とも付け加えられたと記憶している。大谷光瑞の名前くらいは知っていたが、まさか孫文と交流があったとは夢にも思わなかった。まさに青天の霹靂であった。これ以後私の大谷光瑞に関する研究が始まったのである。大谷光瑞研究については「大谷探検隊」やそれに伴う出土文物研究は非常に盛んであり、世界的レベルにあるものも少なくない。ただそれらの研究蓄積と中国の近代化に関心を持ち、またアジア主義者としての大谷光瑞との接点がうまく噛み合わないのも事実であった。そこでわたしは光瑞の活動総体を広くとられようとした。つまり光瑞を近代アジアの中に広く位置づけようと試みたのである。孫文と大谷光瑞の研究については、「孫文と大谷光瑞」『孫文研究』21号（孫文研究会、1997年）に発表している。その後「大谷光瑞初めての外遊」『東洋史苑』50・51号合併号（龍谷大学東洋史学研究会、1998年）を発表し、光瑞が初めての外遊地として中国を選んだ真意を模索するため光瑞と中国の関係へと課題を拡大していった。

中国のみならず光瑞の関心領域はアジア全域に拡がり、北はロシア極東地域、樺太、南はシンガポールを中心とする南洋地域、東は台湾、そして西はトルコに及んだ。西本願寺の海外開教も光瑞のアジア諸地域に対する関心の深さと同様に積極的に展開された。したがってわたしが広島大学に提出した学位論文「大谷光瑞の研究」のなかで副題をアジア広域における諸活動としたのは当然のことであった。

さて現在のわたしの研究対象は、主として大谷光瑞と台湾との関係であるが、その契機となったのは本誌の編集を担当されている吉原丈司氏に依頼されて発表した「大谷光瑞師と高雄「逍遙園」について」（『台湾協会報』717号、2014年6月15日号）である。さ



80年ぶりにリニューアルオープンした「逍遙園」

さらに2015（平成27）年4月から半年間、台湾外交部の「奨助金」を得て国立高雄大学で研究留学することができた。その期間には光瑞と台湾の関係史料を収集することに傾注した。1895（明治28）年から1945（昭和20）年の50年間日本は台湾を植民地として治めたが、そのなかで日本仏教が台湾の社会のなかにどのように浸透していったかということも併せて研究している。台湾の日本仏教が日本の宣撫工作の役割を果たしたという負の一面があったことは否定できないが、慈善事業や学校などを興し、文化の向上に一役買ったという面も忘れてはなるまい。2020（令和2）年の11月1日には大

谷光瑞の台湾高雄における拠点であった「逍遙園」が80年ぶりにリニューアルオープンしたが、その開園式典でひととき目立ったのは台湾島を表した一枚の皿であった。蔡英文総統がそのお皿を興味深く眺めておられたのがとても印象的であった。



2020年11月21日「逍遙園」で日台友好の証として展示された台湾島を表したお皿を興味深く見つめる蔡英文台湾総統。ちなみに横で説明しておられるのは、わたしの高雄大学研究留学時代の受け入れ教員であった陳啓仁教授である。

研究成果としては、『興亜揚佛：大谷光瑞與西本願寺的海外事業』（台湾博揚出版公司、2017年）、『台湾の日本仏教』、「大谷光瑞と台湾－「逍遙園」を中心にして－」（『大谷光瑞の研究－アジア広域における諸活動－』所収、勉誠出版、2014年）や「大谷光瑞と台湾の近代化」（北京大学歴史学系・河合文化教育研究所編『近代化與地方史国際学術研討会論文集』、2016年8月）などがある。

しかし何よりも台湾で生活ができたことに大きな喜びを感じた。台湾人の優しさを感じたことは幾度もあった。またのんびりとした空気はわたしの身体にぴったりであった。

現在は台湾の佛光大学佛教研究センターの客員研究員として、また国立高雄大学と国立高雄科技大学の非常勤講師として台湾で教師生活を送っている。

以下台湾での教育について思うところを少し記していきたい。

私は昨年9月に台湾高雄にやってきた。コロナ禍がまだまだ猛威を振るっているところであったので、ご多分に漏れず隔離を余儀なくされた。桃園国際空港からタクシーで高雄の防疫旅館に入り、2週間の隔離生活が始まった（現在は短縮されて1週間である）。食事を受領するときとゴミ出し以外はドアを開けることは許されなかった。その上毎日1922（衛生福利部）、警察、学校などに健康状態を報告しなければならなかった。友人からの差し入れが一番の楽しみでもあった（三食の弁当は三日ほどで飽きてしまった）。天が与えてくれた休息と思えばよかったのかもしれないが、さすがに2週間は長すぎた。

2週間の隔離期間を終えると今度は自主隔離期間1週間が待っていた。大急ぎでアパートの契約を済ませ、住まいの問題は解決したが、外出は一応可能であったが、健康状態の報告はしなければならなかった。それでも散歩などは許されていた。

自主管理期間が明けると、いよいよ大学の授業が始まった。最初の2週間はオンライン授業であった。その後対面授業となり、こちらで初めて授業を行うこととなった。わたしが担当したのは国立高雄大学人文社会科学院東語系（日本語、韓国語、ベトナム語）の日本語学科の授業大学院生担当の日本史研究であったが、大学三回生以上の学生は履修できるということであったので、学部の学生が大半を占めていた。日本からの留学生も少なからず履修していた。わたしの授業は日本語で行ったので、日本人留学生にとってはことばの問題もなかったので多くの学生が履修したものと思われる。

留学生担当の授業は日本にいたときにも経験しているので、授業の進め方などについてはまったく危惧することはなかった。ただやはり簡単な日本語を使って進めていかなければならなかった。「分かっているのかな？」といつも自己反問していた。高雄大学の日本語学科は学生数が少ないが、学生のレベルは千差万別であった。学生に分かりましたか？ と聞けばほぼ全員分かります、と答えるのであるが、どうも分かってない学生の方が多かったと思われる。慣れないパワーポイントを使いながら説明していくのであるが、驚いたことに大半の学生はノートを取らないのである。ときには私語も発生するが、許容範囲であった。日本の学生と異なるのは、質問が多いことである。これにはこちらも勉強になった。こんなことも分からないのかとため息をつくことがあったが、またわたしが満足に答えられない質問もあった。

授業は50分を二コマ計100分授業であったが、わたしは日本の90分授業になれていたもので100分休憩なしで行った。学生たちは自由に休憩を取ったり、授業中に飲み物を飲んだりしているのにはさすがに驚いた。こちらは台湾なので日本風のやり方で進めていくことにはわたしの方も少し抵抗があった。ただスマホをいじっている学生も多かったのも事実であった。

総じていえば大学院レベルの授業は行えなかったし、一般教養レベルの概説授業になってしまったような気がした。テストはせずレポート提出に代えたが、自分なりによく調べて書いたレポートもあれば、適当にネットから引っ張り出して書いたと思われるものもあった。しかし半年ぶりに教壇に立つことができた喜びは何物にも代えがたいものであった。まもなく2学期が終わり夏休みに入るが、後期は高雄大学のほか高雄科技大学にも出講している。この大学は主として職業高校の受け皿として作られた大学で実用的な学問の修得を目指している。外国語学院の応用日語系で講義を担当しているが、古野でも学生のレベル差は大きく、卒業年次生ですら満足に日本語をしゃべれない学生も存在する。高雄大学そして高雄科技大学の二校に出講しているが、残念なことに両校とも学問をする雰囲気欠けているところが見られる。専門学科ではないからであろうか。いささか残念である。

(執筆者紹介) 柴田 幹夫 (しばた みきお)

1955年大阪府生まれ。龍谷大学大学院文学研究科博士後期課程(東洋史学専攻)単位取得満期退学。博士(学術)広島大学。中学校や高等学校の教師を経て、1997年新潟大学留学生センターに赴任する。2016年台湾・高雄大学研究留学。2021年3月末日を以て新潟大学退職。同年台湾・高雄大学兼任教授、佛光大学佛教研究センター客員研究員、立命館大学社会システム研究所客員研究員などを務める。浄土真宗本願寺派僧侶。専門は中国近代史、近代日中仏教交流史。大谷光瑞研究。主な編著書に『大谷光瑞とアジア—知られざるアジア主義者の軌跡』(勉誠出版、2012年)、『大谷光瑞の研究—アジア広域における諸活動—』(勉誠出版、2014年)、『台湾の日本仏教 布教・交流・近代化』(アジア遊学222。勉誠出版、2018年)、『日華学堂とその時代—中国留学生史研究の新しい地平』武蔵野大学出版会、2022年等がある。さらに中国語版に『興亜揚佛：大谷光瑞與西本願寺的海外事業』(博揚文化出版、2017年)等がある。また友人・受業生による退職記念論集も

発刊された。野世英水・加藤斗規編『近代東アジアと日本文化』銀河書房、2021年。關正宗編『佛教・歴史・留学交流視角下的近代東亜和日本』台湾博揚文化公司、2021年がある。

（紹介）柴田幹夫編『台湾の日本仏教 布教・交流・近代化』（アジア遊学 222。勉誠出版、2018年）：日台双方の視点から植民地期の布教を再検討する— 1895年から1945年までの日本統治時代に曹洞宗、真言宗、浄土真宗本願寺派、大谷派などの仏教教団各宗派が展開した布教活動に焦点を当てる。従軍布教をはじめ、病氣平癒を求める現世利益的な行動のほか、救済・医療・教育・出版など多様な活動を通じた布教方法の実態を考察。さらに本願寺の大谷光瑞の活動を通じて、台湾の産業化、近代化の様相を明らかにする。

〈https://bensei.jp/index.php?main_page=product_book_info&products_id=100908〉

[初出：『大警視だより』続刊 第12号（福永英男前部会長追悼号、通巻第41号、令和3（2021）年7月1日刊）。再録に当たり、表題を変更する（原文表題：「中国・台湾研究の思い出—新潟大学退職に当たって—」）とともに、一、二追記した。]

第10篇 法学、法制史研究その他

【特別寄稿】

刑罰としての亡命：ローマからの視点

京都大学法学系教授 佐々木 健

我が師、ジュリアーノ・クリフォ Giuliano Crifò 先生（1934-2011）の死から十年余り。ここに改めて師の業績を紹介し、追善供養の機会としたい。

罪に相応しい刑罰は何か。難しい問いである。しかし、そもそも、「犯罪」の定義にそれは依存する。ある刑罰に相応しい犯罪を逆算する思考法も散見される。クリフォ先生の教えは、明快である。先ず犯罪があり、しかる後、相応しい刑罰が思索されるべきである。ローマ大学（ラ・サピエンツァ）、ローマ法研究者養成課程（大学院相当）での講義演習科目「刑法」では、「6歳の幼児がスーパーからジャムを持ち帰ったと仮定しよう」と始められた。日本の刑法学では、刑事責任能力の問題と捉える。だが、近代ドイツ風の出発点を取り、違法性と有責性を後から問うことで翻って構成要件該当性を覆す構造は、必然ではない。クリフォ先生の問題提起は、幼児が犯罪者になれず、従って刑罰を科される対象となることはないとの前提に立つ。どうしてだろうか。

ローマ共和政は、元老院と民会から構成される。正式の国号は「ローマ元老院及び民会 Senatus PopulusQue Romanus」、略して SPQR である。今でも、ローマの街中に、SPQR と記されたマンホールの蓋やポリスボックス（交番ではなく、交通整理係の詰所）が見られる。民会選出の執政官が、やがて元老院に登録され議員となる。執政官は、一年の任期中、治者である。しかし、退任後、次年度執政官の下で被治者となる。こうして、共和政は、人々が支配し支配される民主政的要素を含む。

国家の成員は、政治の担い手である。民会での投票権を有する。典型は、家父である。殺人の被害者は、遺児から見た父である。「父殺し parricida」と呼ばれ、尊属殺概念に対応する（だからこそ、刑は加重される）。殺害された者は、投票権を行使できなくなる。その意味で、奴隷や外国人の殺害とは区別される。被害者の投票権を永久に奪ったことが「犯罪」である。人命を奪ったからではない。過失致死とは区別される。投票権行使の機会を失わせる意識・認識の下で、結果を発生させたからである。

犯罪は、このように、共和政という政治体制そのものに対する挑戦状と定義される。内乱、外患誘致が代表例である。こんにち、こうした犯罪に対する刑罰として、死刑を存置する例は少なくない。武力により、投票という民主主義の根本原理を侵したからである。ならば、有権者の殺害も同様である。こうして、殺人罪には死刑、という図式が完成する。

余談を一つ。近時、環境法や動物法が叫ばれる。森林や犬猫が、保護されるべき主体と主張される。環境団体、動物保護団体が、その代理として訴えを提起する例もある。しかし、現時点で、犬には投票権がない。従って、「殺犬」は殺人から区別され、動物愛護法違反に留まる。翻って、森林そのものに訴訟法上の当事者適格を認める立法が成立すれば、森林破壊は主体抹殺として殺人と同視できる。閑話休題。

死刑は、政体転覆に対する刑罰である。被害者の投票権を奪った犯人から、永久にその

投票権を奪うのである。死刑を執行されると、その個人の投票権は死滅する。しかし、同じ効果は、犯人の抹殺によらずとも、実現できる。多くの国で、終身刑が規定されるのは、この思考による。つまり、物理的に抹殺しないで、囚人に投票権を行使させない構造である。死刑廃止論者が、囚人の公民権（投票権）に言及しないのは不思議である。

終身刑が死刑を代替するのであれば、亡命まではあと一歩である。クリフォ先生は、1961年に弱冠 27 歳で、ローマ時代の亡命と亡命権に関する書を世に問うた(1)。一方で、ギリシア・ローマの文学など多様な史料を読み解く。他方で、モムゼンに代表されるローマ公法史とローマ刑事法史を批判的に摂取する。亡命が権利として確立承認される紀元前の過程を描いた。同書前書きには、諸先輩への謝辞献辞と共に、続編が予告された。しかし、公刊には至らなかったようである。

少し回り道をしよう。ローマの公共広場、現在のフォロ・ロマーノの北側、カピトリノの丘に東から登る手前に、サン・ピエトロ・イン・カルチェレ教会がある。地下には、マメルティヌスの牢獄と呼ばれる拘置所（カルチェレ）がある。裁判の間、未決監として用いられた。法廷が、公共広場に開かれるからである。

ところで、未決勾留の間、被疑者被告人に、公民権行使、つまり投票の機会は与えられるだろうか。しかも、広義の市民権には、公民権以外に、自由な経済活動を保障する私法上の側面も含まれる。民会で投票する瞬間のみならず、事前の政治活動、集会での議論、党派的な組織への関与など、公民権を保障するには、物理的拘束を解かねばならない。こうして、未決勾留は原則として禁止される。市民権、特に政治活動を一時的にせよ制限してしまうからである。

だからこそ、刑法 21 条は、未決勾留期間を本刑に算入できると定める。公民権を実質的に取り上げていた期間を考慮して、刑罰としての公民権停止期間（本刑）を短縮する。刑罰でなかった筈の勾留期間が、有罪判決によって刑罰に塗り替わる。クリフォ先生は、この不思議な過程を、古代ローマの法史料に基づき紹介し説明された。ただ、上掲書は紀元前、しかも前 2 世紀までを対象とする。前 1 世紀には、「査問所」と呼ばれる特別法廷が多用されるからである。査問所は、民会裁判を代替した。民会裁判は、基本的には、死刑の是非を判断するのみである。査問所では、懲罰的損害賠償や追放を命じる。しかし、査問所設置法に準拠するため、根拠法に定める刑罰を機械的に適用する。元首政を創始したアウグストゥスは、紀元後に皇帝裁判所を導入した。官僚裁判官が、罪と罰を均衡させるため、量刑と呼ぶべき観念を駆使することになる（下記拙稿「量刑」参照）。

本題に戻ろう。殺人など、犯罪は基本的に死刑を必要とした。翻って、財産的被害に対しては、自由刑でなく、損害賠償で対応する。これが、犯罪と不法行為の区別であり、民刑事の峻別である。従って、元来は、排他的関係に立つ。犯罪ならば賠償の対象とはならない。富裕層に、貧困層の命を金で買わせてはならない。大切な一票を奪うからである。今、その一票を持つ被疑者が、起訴されたとしよう。その政治的権能は尊重される。未決勾留は認め難い。代わりに、担保を取って、出頭を約束させる。保釈保証金（刑訴法 93 条）である。資力を考慮する。このとき、被告人が亡命する。担保に差し出した財産は没収される。ローマへ帰還しても、他の市民はこの者への衣食住提供を禁じられている。上掲書でクリフォ先生が描くのは、この過程である。すると、被告人は、生涯、投票権を行使できない。刑罰としての公民権剥奪が実質的に実現されている。こうして、亡命は被告

人の権利と理解されるに至る。亡命権の定着である。これもクリフォ前掲書の白眉である。

幼児は、公民権を持たぬ行為者の例である。将来の市民ではあるが、剥奪すべき投票権が今はない。ならば「犯罪」を観念できない。従って、「刑罰」を科し得ない。共同体構成員が他の政治的アクターの政治活動を阻害したと言える行為だけが、「犯罪」となる。

ところで、査問所の登場は、属州支配を背景とした。執政官が退任後、総督として属州に派遣される。絶大な権力を濫用して、総督は収奪する。ローマ市民権なき属州民は、公民権行使を害された訳ではない。従って、「犯罪」と概念されない。ならば、懲罰的損害賠償で元総督にダメージを与えたい。この意図が、属州の保護者（パトロン）を自負するローマの政治家によって掬い上げられる。恐喝・不正蓄財として糾弾される。クリフォ先生が予告された続編は、この不正蓄財査問所を扱う筈であった。

時計の針を 2010 年に進める。ローマ留学中の筆者を、我が師、柴田光蔵先生がご夫妻で訪ねて来られた。受入教員であったクリフォ先生と当方と、三名で会談する機会を得た。柴田先生は、1962 年から 64 年にかけて、ローマ大学にて、オレスターノ教授の許、ローマ刑事裁判制度研究を深化させておられた。机を並べて、クリフォ先生はベッティ教授の許で学位を取得された。柴田先生の著書『ローマ裁判制度研究』（1968 年）(2)が、査問所制度をダイナミックに描くのは、お二人の相互作用（シナジー）によるのかもしれない。

クリフォ先生は同年、共和政以降の「用益権」に関する研究書を、34 歳で公刊された(3)。土地所有者の上に、収益だけを寡婦が得る権利である。一身専属で、終身、土地が処分（譲渡）されても安泰の身分を寡婦は確保する。社会経済構造から法制度に迫る同書は、約 10 年後、改訂され御令嬢に献呈されている（現時点の当方とほぼ同年齢だが、同じく娘を持つ当方には、献じるべき研究書がない）。同書はクリフォ先生が奉職されたペルージャ大学から出版されている。その後、先生は帝政後期（専主政）にも関心を広げられた。コンスタンティヌス大帝期ローマ法学会（ARC）の事務局は、今も同大学にある。その後、先生はローマ大学に転籍された。ローマ法史講座担当で、ローマ公法・刑事法を講じられ、法文釈義科目も担当された。最晩年のゼミ生に、現役警官がいる。おかげで、当時 1 歳の娘を含む我が家族 4 人は、県警本部「裏口」から迅速に滞在許可を得た。

2000 年には、市民権に関する書を著された(4)。講談社メチエに似た、一般向けシリーズの一つである。古代から現代まで、一気に読ませる。「現代に生きるローマ法」を体現する。「ローマは、どうだったの？」と尋ねる奥様に献呈されている。実はデビュー作の亡命論には、同年に某氏がサヴィニー雑誌に掲載した論文を意識した前書がある。「市民権と自由」がテーマであった。40 年かけて、先生は処女作の課題に回帰された。

クリフォ先生は、2011 年、「刑法」の授業翌日、逝去された。市民の投票機会を奪った市民は、刑罰として投票権を奪われる。先生は、EU 市民権なき多くの日本人研究者から、何も奪わず、学恩を遺された。そして冥界へ「亡命」された。処女作では、亡命とアジュール（避難所、聖域）との関係を紹介された。後を追うように亡くなられた奥様と、ローマ大学の向かい、ヴェラーノ墓地に並んで永眠されている。安息の彼岸から、見守るように。

(1) Giuliano Crifò, *Ricerche sull'"exilium" nel periodo repubblicano* (Milano : Giuffrè, 1961). 本書の基礎には、前年に、指導教員ベッティ Betti 教授の記念論集に寄稿された *Ricerche sull'exilium : l'origine dell'istituto e gli elementi della sua evoluzione* がある。その後、1985

年には、ペルージャ大学の叢書第36巻として、追放ないし退去に関する続編、*L'esclusione dalla città: altri studi sull'exilium romano* が公刊された。ベッティ教授は、ドイツ学界との関連も深い。一方で共和政から元首政（帝政前期）への移行を描き、他方で合意を基礎とした法的行為の解釈論や債務一般理論でも知られる。派生して、抵触法と国際法・国際私法にも造詣が深い。筆者にとって「祖父」に当たるベッティ先生から、法学徒が学ぶべき事柄は未だ多い、とのクリフォ先生の言が胸に刺さっている。

(2) 柴田光蔵『ローマ裁判制度研究：元首政時代を中心として』世界思想社、1968年。1970年には、早くも増補版が出版された。刑事司法の根源として民会裁判を位置付け、やがて民会が個別立法で授権して査問所裁判が政治階層に対して展開される過程を描く。

(3) G. Crifò, *Studi sul quasi-usufrutto in diritto romano*, (Milano, Giuffrè, 1968). ペルージャ大学から叢書第5巻として出版された本書は、180頁であった。翌年の続刊は321頁に増補されたが、暫定稿とされ未完であった（ベッティ先生急逝により「見て貰えなかった」）。その後、クリフォ先生が出講されたマチェラータ大学から、準用益権の前提問題を扱う論考、*Problemi preliminari allo studio del quasi usufrutto in diritto romano: Appunti di Diritto Romano*, 4: Anno Accademico 1968/69、記念論集に寄稿されたネルウァ帝の父との関連を扱う *Il suicidio di Cocceio Nerva pater e i suoi riflessi sui problemi del quasi usufrutto*, in: *Studi in onore di Gaetano Scherillo* (Varese, 1972)、ペルージャ大学紀要での補論 *Altri studi sul quasi-usufrutto in diritto romano*, in: *Annali della facoltà di giurisprudenza dell'università degli studi di Perugia*, n. s., n. 2, 1974, p. 335-417などを公表され、やがて本文で述べた改訂版が登場する。G. Crifò, *Problemi di datazione: Studi sul quasi-usufrutto romano; 1* (CEDAM, 1977). 手元にあるこの改訂版だけに、前書きと献辞がある。内容は大きく異なっている。

(4) 筆者の手元にあるのは、増補第二版である。Giuliano Crifò, *Civis: la cittadinanza tra antico e moderno*, Nuova ed., con l'aggiunta di una introduzione, (Laterza, 2005). 初版の前書きに加え、第二版としての前書きも付される。初版の問題意識は、戦後も維持されたイタリア市民権法が欧州連合やムスリム移民との関係で史的再考を迫られる点にある。第二版は、主権国家と市民の自由が民主政（市民参加）に基礎を持つとし、人権の起源をローマに見出す。

（執筆者紹介）

佐々木健（ささき たけし）

京都大学大学院法学研究科博士後期課程研究指導認定退学。京都大学博士（法学）。現在、京都大学法学系教授。専門はローマ法。近時の業績に、著書『古代ローマ法における特示命令の研究』（日本評論社、2017年）、堀賀貴編『古代ローマ人の都市管理』（九州大学出版会、2021年）所収「ローマ法の道路行政」、論文として「ローマ法における量刑に関する一覚書」『法学論叢』第170巻第4・5・6合併号515-532頁（2012年）ほか、特別寄稿として『大警視だより』続刊第12号（2021年7月）に「行政警察」と「司法警察」：イタリア・ローマの視点から」（警察政策学会資料第115号に再録）など。

[初出：『大警視だより』続刊第14号（福永英男前部会長追悼号Ⅱ、通巻第43号、令和4（2022）年1月1日刊）]

【特別寄稿】

訴訟の二段階：民刑事の相似

京都大学法学系教授 佐々木 健

ある書に、民事訴訟二段階制の起源を古代ローマに求める論を寄せた。ローマの遺産、現代への影響として紹介した。ここでは、その補論として、刑事訴訟と相似形をなす二段階訴訟の構造を示しておきたい。

無罪推定は、民主政ないし共和政体の帰結である。ここでは、立憲君主政による現代国家も、実質的に共和政体を実現していることを前提とする。君主が、君臨すれど統治せず、従って議会を通じて政治が統制されるからである。その際、この共和政では、民事紛争が生じて、判決まで、請求人（原告）は利益の実現を待つ必要がある。判決の実現は「執行」と呼ばれ、現代では裁判所官吏が担当する。請求された被告の側から見ると、判決まで、応じる必要がない。私人の現状を一旦は尊重・保存するのが民事裁判である。すると、民事訴訟で「被告勝訴推定」が働くことになる。これが、相似形の意味である。

民事訴訟の判決を待つ姿勢は、遵法精神や道徳から説明するには不釣り合いである。原告は、被告の不法・違法を主張し、また、被告の道徳的な任意履行を信用できないが故に、提訴に至っている。原告にだけ、裁判所の判断を尊重するよう求めるとすれば、被告のゴネ得になろう。そこで通説は、判決の強制執行に注目する。道徳とは異なり、法は、裁判所が物理的強制力を行使しても実現する、という訳である。しかし、それでも、判決前の沈黙、自力救済の禁止に従う姿は、「民度」でしか説明されない。

私見では、当事者が、共和政体への参加資格を有する「市民」である点が重要である。市民権者の集合体として、政治的共同体が観念される。現代では、国民国家における国籍概念で上書きされている。我が国では、生まれた子は親を伝って日本国籍を得る。血縁社会である。公民権は成熟年齢まで停止されるが、財産帰属資格（権利能力）は出生の瞬間から認められる（胎児でも可能である）。共同体構成員は、こうして政治への参加資格と同義となる。すると、政治参加こそが、共同体の生命線である。自主自律、自己拘束力の世界である。

契約や法律（国会制定法）の自己拘束力も、同じ構造に由来する。当事者の合意、選挙された議員による議決が、根拠となる。しかし、法律の場合、反対派にも拘束力が及ぶ。共同体構成員として、議論に参加したものと擬制されるためである。これに対して、紀元前のローマでは、契約や財産帰属に関して意に反する判決を受けても、被告は任意履行が前提とされている。事実認定に疑義があれば、敢えて判決債務を履行せず、倍増の危険を引き受けて原告による再提訴を受けて立つ。初代皇帝アウグストゥスは、海戦に勝利して内乱の一世紀を終わらせた。東地中海にも覇を唱え、多文化交流社会が実現する。すると、任意履行の世界は終わりを告げる。皇帝裁判所が、強制執行を伴い、官吏により運営される。共和政の崩壊・終焉である。

共和政ローマでは、民事訴訟が二段階に分かれた。訴訟要件具備を審査する前段は、将軍たる法務官が裁判長を務める。後段では、事実認定を求められた名望家が、証拠調べをする。間を繋ぐ審議付託を「争点決定」と呼ぶ。現行民訴法が164条以下で定める、「争点及び証拠の整理手続」に類する。

この二段階制は、当時の刑事訴訟を民事に転用したものである。刑事訴訟では、被疑者・被告人の行為が「犯罪」に該当するか、議論される。共和政ないし民主政を転覆すると評価できるかが問題である。その評価が判決で下される。判決までは、政治参加を認めなければならない。有罪判決を受けた者は、亡命して共同体を去る。被告人の政治的抹殺である。

刑事裁判は、このように、被告人を政治的に抹殺する手続である。従って、慎重を期す。未決勾留は、保釈により解かれる。判決確定までは、市民生活を送れるよう、妨げない。しかし、こうしたことは、開始された裁判の最中での権利保障である。それに先立ち、被告人という地位に送るか否か、判断が求められる。この判断を、政治権力そのものに任せれば、独裁である。共和政体は、この判断に、二重の防壁を用意する。

第一に、弾劾主義が登場する。日本でも、裁判官を罷免するには、国会に設置される裁判官弾劾裁判所を経る必要がある。訴追委員会も裁判員も、国会議員が務める。しかし、兼務してはならない。裁判長は、決して、訴追に関与しない。大岡裁きの否定である。予審判事は大統領よりも強権、と言われる所以である。

第二に、だからと言って、起訴を検察官僚に任せても問題は解決しない。公訴権独占や起訴便宜主義の弊害は、よく指摘される通りである。紀元前のローマでは、私人による起訴のコンクールがあった。被疑者の嫌がる人物こそ相応しい、というキケローの至言が残っている。公訴提起を、共和政体の一員として、市民が事件毎に担う。コンクールにより人選や経緯が徐々に明らかとなる。これを一旦遮断するのが、起訴状一本主義である。私人訴追（市民による公訴提起）の原理は、英米法に今も残る。大陪審（起訴陪審）である。被疑者や弁護人が参加する必要は無い。陪審が、共和政体の担い手として、起訴の可否を判断する。古代ローマでは、更に誰が訴追者に相応しいか、競争させて見定める。

「犯罪」か否かは、民会議決としての「法律」に照らして判断される。その判断は、ある事件の被疑者を、被告人にするか否か、という第一段階を経る。起訴不起訴の判断である。政治の担い手である市民を、裁判所の訴訟記録簿に起訴登録順で記載する。この瞬間、被疑者は被告人に変わる。第二段階では、この記録簿に記載された「訴因」だけを、有罪の根拠として限定する。訴因変更が原則として禁止されるのは、このような事情である。訴追者は、帳簿など証拠差押権限を付与され、因果の過程を論証する。弁護人は、訴追者による立証が概括的であると論駁する。政体を脅かす行為だけが、「犯罪」である。複数の行為が、これに該当するかもしれない。結果として犯罪事実が生じたのだから因果は不問で良い、とはならない。被告人から防御の機会が奪われるからである。他人の行為が介在したかもしれない。科すべき刑罰は、これとは区別された、有罪評決の後に展開する（第三の）過程である。

ローマは帝政に至り、「交換的刑罰」の時代を迎える。官吏が自ら犯罪を認知して手続を開始させる。告発者による取下げは、訴訟を中断させない。処罰は阻止されない。代わりに、訴追権（告発）濫用を抑制したい。そこで、訴訟記録簿に告発者が署名すると、無罪判決に際し、求刑された処罰を告発者に受けさせる。「交換」の趣旨はここにある。官僚裁判官は、訴追官と同一の集団に属する。刑事訴訟の二段階は形骸化する。予審が発達する。同時に、民事裁判でも官僚による一貫型訴訟が隆盛となった。

実は、元首政（帝政前期）は、共和政の仮面を維持したアウグストゥスによる苦肉の策

であった。民会から施政権（インペリウム）を毎年付与される。事実上の皇帝（エンペラー）であるが、後継者は元老院を尊重する。血統で帝位が承継される訳ではない。

これに対し、帝政後期とも呼ばれる専主政では、武力と王朝原理が支配的である。もはや、共和政の仮面は必要がない。帝国の混乱を平定し、官僚を通じ人民を支配する。こうなれば、共和政が必要とした無罪推定も民事訴訟の二段階制も、基盤を失う。

それでも、ルネサンスを介して、遠く日本にまで、二段階制訴訟は伝わった。民刑事が訴訟構造と手続の進展に関し、相似形であることは、あまり指摘されてこなかったかもしれない。ただ、強制捜査の権限など、行政権の一環として、司法警察職員がこれを担う点は、起訴と公判という二段階区分を意識している。古代ローマ人は、行政権（インペリウム）の一側面として、裁判権を観念した。しかし、公務員を雇うことなく、全市民が、応分の公務を分担する。その帰結が、無罪推定であり、民事訴訟における「被告勝訴推定」であった。

（執筆者紹介）

佐々木健（ささき たけし）

京都大学大学院法学研究科博士後期課程研究指導認定退学。京都大学博士（法学）。現在、京都大学法学系教授。専門はローマ法。近時の業績に、著書『古代ローマ法における特示命令の研究』（日本評論社、2017年）、堀賀貴編『古代ローマ人の都市管理』（九州大学出版会、2021年）所収「ローマ法の道路行政」、南川ほか『岩波講座 世界歴史 3 ローマ帝国と西アジア』（岩波書店、2021年）所収「ローマ法の後世への影響」ほか、特別寄稿として『大警視だより』続刊第12号（2021年7月）に「行政警察」と「司法警察」：イタリア・ローマの視点から」（警察政策学会資料第115号に再録）、同14号（2021年11月）に「刑罰としての亡命：ローマからの視点」など。

〔初出：『大警視だより』続刊 第15号（松井幹郎先生追悼号Ⅱ 原田弘先生追悼号、通巻第44号、令和4年7月1日刊）〕

(紹介) 佐々木健先生『大警視だより』続刊御寄稿一覧

令和3(2021)年

・「行政警察」と「司法警察」：イタリア・ローマの視点から」第12号(通巻第41号、令和3(2021)年7月1日刊)21～23頁(警察政策学会資料第115号『近代警察史の諸問題—川路大警視研究を中心に』(第二輯・下冊)(令和3(2021)年5月8日刊)441～443頁に再録。警察政策学会HP〈<http://www.asss.jp/>〉参照。)

令和4(2022)年

・「刑罰としての亡命：ローマからの視点」第14号(通巻第43号、令和4(2022)年1月1日刊)14～17頁(本輯179～182頁に再録。)

・「訴訟の二段階：民刑事の相似」第15号(通巻第44号、令和4(2022)年7月1日刊)13～15頁(本輯183～185頁に再録。)

令和5(2023)年

・「都市と警察：ポリスのポリス」第16号(通巻第45号、令和5(2023)年1月1日刊)22～24頁(本輯未収録。)

・「市場警察：ローマの公正取引」第17号(通巻第46号、令和5(2023)年7月1日刊)(近刊予定)

(参考) 佐々木健先生御業績一覧

〈https://law.kyoto-u.ac.jp/kyoin/list/sasaki_takeshi/〉

〈<https://kdb.iimc.kyoto-u.ac.jp/profile/ja.14a872a353acaf7d.html>〉

〈<https://researchmap.jp/7000008371>〉

【追悼】

柴田光蔵先生の御逝去を悼みて

佐々木健先生が本輯所収の「刑罰としての亡命：ローマからの視点」(179頁以下)で言及されておられる同先生の師である京都大学名誉教授柴田光蔵先生(1937～2022)におかれては、去る令和4(2022)年11月8日(火)京都にて逝去された。85歳。謹んで御冥福をお祈りいたします。柴田先生の御業績については、京大御退職時に刊行された『法学論叢』第146巻第5・6号(柴田光蔵教授還暦祝賀記念号、平成12(2000)年3月刊)中「主要著書論文目録」に詳しいが、その後も多くの著書、論文等を公にされた。加えて、平成25(2013)年から同30(2018)年にかけて、300万字以上に及ぶ膨大な電子版資料『ROMAHOPEDIA(ローマ法便覧)』(I～V)を「京都大学学術情報リポジトリ KURENAI 紅」〈<https://repository.kulib.kyoto-u.ac.jp/dspace/>〉で公開され、世人を驚かされた。柴田先生の御生涯にわたる御著作等については、いずれ改めてまとめられることが望まれる。ちなみに、佐々木先生には『有信会誌』第77号(京都大学法学部同窓会誌、令和5(2023)年3月刊(近刊予定))に「(追悼)柴田先生と」を寄せられたとお聞きする。

〈<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E6%9F%B4%E7%94%B0%E5%85%89%E8%94%B5>〉

〈https://home.hiroshima-u.ac.jp/tatyoshi/romahopedia_contents.pdf〉

【特別寄稿】

罵詈雑言か一書面でする誹謗と馬鹿

武蔵野学院大学国際コミュニケーション学部准教授

高田 久実

罵詈雑言は明治3年の新律綱領と明治6年の改定律例に定められ、人を罵ったことを処罰した。罵る相手に応じて法定刑が異なり、新律綱領の「凡人ヲ罵ル者ハ。笞一十。互ニ相罵ル者ハ。各笞一十。」から始まって、家長、祖父母父母、官吏等を罵った場合が規定されていた¹。

新律綱領と改定律例は、明治15年にいわゆる旧刑法が施行されるまで効力を有していたが、明治8年から同14年までの大審院の判決録には「罵」ないし「詈」という語句を件名にもつ24件の事件が収録されている²。そのうちの16件は罵詈雑言として認定されたセリフが書かれており、実に9件で馬鹿という言葉が見える³。例えば、「私ニ対シ口論ヲ吹掛ケ候ニ付全ク酔狂愚昧候ト心得温和ヲ以テ加論」したところ、「馬鹿々々ト云テ五六度モ罵詈」されたという巡査の主張に基づいて罵詈雑言が適用された事件や⁴、取調べ中の巡査に対して「馬鹿野郎ト発言スルモ罵詈ニ非ス」という上告の主張について「人ニ対シ悪言ヲ発スル者豈罵詈ニ非スト謂フヲ得ンヤ」と判断された事件⁵、「馬鹿戸長」という言葉が罵りと認定された事件⁶、養父に「此ノ糞ヂ、イ能クモ荒縄ヲ用テ我ヲ縛リタナ却テヲレヨリ告訴致シ困難ヲカケテヤル馬鹿ヂ、イ」と言って罵詈雑言が認められた事件等を確認できる⁷。

ところで、このような馬鹿を例にとりて名誉毀損罪と侮辱罪の区別を示す論説がある。侮辱罪の法益を名誉感情と解した小野清一郎は「事実を適示せざる侮辱も亦罪となる。例えば『馬鹿！』と呼ぶが如し。」と述べ、「名誉毀損罪と侮辱罪とは此処に其の性質上の差異がある」と説いた⁸。これまで、近代日本における名誉に対する罪については、その嚆矢が明治8年の讒謗律であるという理解のもと、名誉毀損罪の変遷という文脈で歴史的な研究が進められてきた⁹。しかし、小野の説明や前述の大審院判決を見るならば、罵詈雑言にも

¹ 石井良助覆刻『法規分類大全』第54巻刑法門〔1〕（原書房、1980）178-179、299-300頁。

² 『明治前期大審院刑事判決録』一一十八（文生書院、1987-1988）。以下『大審院刑事判決録』と呼称。

³ 明治13年4月16日188号（『大審院刑事判決録』10巻、294頁。以下、同書の巻数と当該判決が掲載されている最初の頁数を記載し、元号は省略）、13年9月16日556号（13巻、164頁）、13年10月18日696号（14巻、129頁）、13年12月1日916号（15巻、4頁）、13年12月24日1056号（15巻、205頁）、14年1月25日72号（15巻、304頁）、14年1月28日79号（15巻、310頁）、14年1月31日（15巻、325頁）、14年3月18日322号（16巻、77頁）、14年3月18日326号（16巻、81頁）、14年3月25日350号（16巻、103頁）、14年4月8日412号（16巻、174頁）、14年5月4日554号（16巻、313頁）、14年5月27日704号（16巻、447頁）、14年6月17日826号（17巻、73頁）、14年6月20日834号（17巻、79頁）、14年6月28日878号（17巻、110頁）、14年7月11日949号（17巻、165頁）、14年7月27日1004号（17巻、210頁）、14年9月30日1188号（17巻、351頁）、14年9月30日1240号（18巻、46頁）、14年11月11日1339号（18巻、138頁）、14年12月23日1543号（18巻、312頁）。

⁴ 明治13年4月16日188号（『大審院刑事判決録』10巻）297頁。

⁵ 明治14年7月27日1004号（『大審院刑事判決録』17巻）212頁。

⁶ 明治14年1月31日94号（『大審院刑事判決録』15巻）325頁。

⁷ 明治14年7月11日949号（『大審院刑事判決録』17巻）165頁。

⁸ 小野清一郎『刑法に於ける名誉の保護』（有斐閣、1934）314頁。

⁹ 讒謗律に関する研究は拙稿「讒謗律から誹毀ノ罪へー明治初期の名誉毀損罪をめぐるイギリス法学とフランス法学」（『日本総合研究所紀要』17輯、2020）11-26頁。

目を配って名誉に対する罪を捉えるべきではないだろうか¹⁰。

そこで、明治7年に出版され、「最初の註釈書として、実際司法界でも重宝にされた」新律綱領・改定律例の註釈書を繙いてみると¹¹、罵詈雑言には「罵モ詈モ。人ヲ罵ルコトナリ。人ノ陰言ニハ非ズ。向キ合テ。誹謗スルコトナリ。」という解説が付されており¹²、対面で相手を誹謗すれば罵詈雑言が成立すると認識されていたことを看取できる。誹謗という言葉は、前述した讒謗律の第1条でも用いられており、そこでは「凡ソ事実ノ有無ヲ論セス人ノ榮譽ヲ害スヘキノ行事ヲ摘発公布スル者之ヲ讒毀トス人ノ行事ヲ挙ルニ非ラスシテ悪名ヲ以テ人ニ加ヘ公布スル者之ヲ誹謗トス」という定義のあとに「著作文書若クハ書画肖像ヲ用ヒ展覧シ若クハ発売シ若クハ貼示」して讒毀または誹謗した者が讒謗律の対象となることが宣言されている¹³。

このような讒毀と誹謗の区別がフランスの1819年5月17日の法律に由来するとして讒謗律にフランスからの影響を見出す立場がある一方¹⁴、讒謗律における讒毀と誹謗の手段が書面によると規定されていることをもって、口頭誹謗(slander)は名誉毀損罪とはならず文書誹謗(libel)のみが名誉毀損罪を構成するイギリスとの共通点を指摘する見解もあるが¹⁵、これらの言説を名誉に対する罪という観点に立脚して整理すると、讒謗律では口頭による讒毀と誹謗が処罰の対象外になることを導き出せよう。なお、前述した註釈書の著者が明治9年にも新律綱領・改定律例の註釈書をまとめているので試みに開いてみると、やはり罵詈雑言は「罵モ詈モ。人ヲ罵ルコトナリ。人ノ陰言ニハ非ズ。向キ合テ。誹謗スルコトナリ。」と説明されており¹⁶、讒謗律の施行後においても罵詈雑言が口頭による誹謗を処罰すると解されていたことを看取できる。

ただし、書面による中傷に罵詈雑言が適用された事例が見えることに留意したい。前述した罵詈雑言をめぐる24件の大審院判決はほぼすべてが口頭の中傷に関する事件であったが、そのなかの1件は書面で相手を中傷したことに罵詈雑言が適用されていた。すなわち、明治14年5月4日大審院判決第554号では、同じ宗派の住職に対して「懲戒スルヲ名トシ誹謗ニ係ル書面ヲ送与シ」た事件について「書ヲ与フルニ按僧阿諛獅子身中虫等ノ語ヲ記載シタル」ことが「罵詈ニ渉ル」と認定された¹⁷。

翻って考えるならば、讒謗律による書面の誹謗は「著作文書若クハ書画肖像ヲ用ヒ展覧シ若クハ発売シ若クハ貼示」して「公布」することが要件となっており、公布されない誹謗は讒謗律の対象外となることから、明治14年5月4日大審院判決第554号で讒謗律が成立しないことに矛盾はない。ただし、当該事件で適用された罵詈雑言もその条文や註釈書に従うならば口頭による誹謗を処罰の対象としていたはずであり、実際に、当該事件の第1審では不応為の適用が宣言されていた。ところが、その判断を大審院が翻して罵詈雑言の

¹⁰ 嘉門優「侮辱罪の立法過程から見た罪質と役割—侮辱罪の法定刑引き上げをめぐる—」(『法学セミナー』66巻12号、2021)6—11頁、山本雅子「侮辱罪小論」(森下忠他編『日本刑事法の理論と展望』上巻、信山社、2002)431—450頁等。

¹¹ 手塚豊「新律綱領、改定律例註釈書」(同『明治刑法史の研究』(上)慶應通信、1984)188頁。

¹² 近藤圭造『新律綱領・改定律例合巻註釈』巻4(小川半七、1874)41頁。

¹³ 『法令全書明治八年』(内閣官報局、1889)151頁。

¹⁴ 奥平康弘「日本出版警察法制の歴史的研究序説4」(『法律時報』39巻8号、1967)72頁等。

¹⁵ 前掲・小野『刑法に於ける名誉の保護』127—128頁等。

¹⁶ 近藤圭造『皇朝律例彙纂』巻5(阪上半七、1876)1頁。なお、前掲・手塚「新律綱領、改定律例註釈書」189頁。

¹⁷ 『大審院刑事判決録』16巻、313—314頁。

適用を言い渡したのである¹⁸。

すでに確認したように、元来の罵詈雑言は口頭で相手を罵ったことを処罰する規範であった。そして、書面を公布して人を讒毀または誹謗したことを処罰する讒毀律が成立し、罵詈雑言と讒毀律が並んで運用されるようになったところ、条文を字義通りに読めば処罰の対象とならないはずの公布されない書面による中傷に罵詈雑言が適用されたことは、讒毀律との間にできた隙間を罵詈雑言が埋めたと見ることができるのではないだろうか¹⁹。

もちろんのこと、罵詈雑言についてはさらなる考察が不可欠である。例えば、前述の罵詈雑言をめぐる大審院判決を罵った相手に着目して分析しなければならない。そもそも、新律綱領・改定律例の罵詈雑言と中国律のそれを比較する必要もあろう²⁰。課題は山積であるが、ひとまずのところ、新たな法が移入することによって既存の法規範も新たな視点で読み込まれ、法秩序が変容していく一齣を示し、筆をおくこととしたい²¹。

(執筆者紹介)

高田久実 (たかだ くみ)

慶應義塾大学大学院法学研究科後期課程単位取得退学。現在、武蔵野学院大学国際コミュニケーション学部准教授。専門は近代日本法制史。近時の業績に、「改正刑法準備草案と團藤一名誉に対する罪をめぐる戦前・戦後の刑法改正事業」(福島至編著『團藤重光研究—法思想・立法論、最高裁判事時代』日本評論社、2020年)、「償いに見る刑事法典の近代化—収贖・贓から賠償へ」(『武蔵野学院日本総合研究所紀要』18輯、2021)、「讒毀律をめぐる言論と私人の名誉」(『法学セミナー』66巻12号、2021)等。

[初出:『大警視だより』続刊 第15号(松井幹郎先生追悼号Ⅱ 原田弘先生追悼号、通巻第44号、令和4年7月1日刊)]

¹⁸ なお、イギリスの文書誹謗における「公表」について、小野清一郎『刑罰の本質について・その他』(有斐閣、1955) 142—143頁。

¹⁹ なお、制裁をめぐる讒毀律と新律綱領・改定律例の関係は拙稿「旧刑法における罰金刑の成立過程」(高塩博編『刑罰をめぐる法文化』国際書院、2018) 21—66頁。

²⁰ 中国における罵詈雑言は仁井田陞『中国社会の法と倫理』(清水弘文堂書房、1967) 151—169頁。

²¹ 東洋と西洋における名誉観念の歴史的な分析として前掲・小野『刑罰の本質について・その他』113—122頁。

【特別寄稿】

中国司法制度と古代律学（覚書）

國學院大學栃木高等学校教諭 瀬賀 正博

〔目 次〕

はじめに……………	190
1 古代中国における判例法と法解釈……………	191
2 古代日本の法源観……………	192
むすびにかえて——制定法主義と律令学……………	194

はじめに

『人民法院報』2022年1月28日号に、江蘇省南京市江寧区人民法院の秦瀟氏による「古代法律解釈方法的変革と完善——以漢唐律学發展為視角」（古代法律解釈方法の変革と完備——漢唐間の律学發展を視点として）というレポートが掲載された¹。掲載紙の『人民法院報』は、中華人民共和国（以下、中国）の最高人民法院が主管する人民法院新聞社の発行する、中国の司法関連ニュースを報じる新聞で、法令、裁判例や司法解釈を随時広告する媒体である。したがって、その購読者には司法官や行政官、法曹、警察機構職員、法人の法務部門担当者など、現行法実務に直接携わる立場の人々が想定されている。このような媒体に、古代法の解釈に関する記事が掲載されるのは、近年の中国における司法改革の動向とりわけ「司法解釈」の在り方と「判例制度」の導入とに大きく関わるものと考えられる²。

中国の司法においては、強固な制定法主義による裁判の硬直性を補正するものとして判例法の役割に期待しつつも、建前上、判例は司法官の裁量で自由に援用できる法源とは認められない。また、法の解釈は、国家が公権的解釈を下級司法機関に指示するという「司法解釈」が公式であるが、その限界も論じられている。司法による法の創造に期待しながらも、同時に司法官の自由裁量の幅を極力狭くする司法の在り方が、古代中国の司法の在り方を想起させ、そこに共通する性質を見いだせるということなのであろう。

筆者は現代中国の司法制度については門外漢であるが、古代律令学（律学）に関心を持つ者としての視点から、本稿では、古代中国及び日本の律令学や司法の在り方を、制定法と判例法・慣習法との関係を軸に整理しておきたいと思う。すでに先学によって析出された事実の再構成であるから目新しい見解はないが、かつて律令学における判例法や学説法について論じた筆者の考え³を補正する意味もある。また、本稿は素描であり、紙幅の関係から必ずしも論拠を提示することができていない。この点については後日の補訂を期するものとしたい。

¹ 当該記事は人民法院報のWebサイトから閲覧できる。（http://rmfyb.chinacourt.org/paper/html/2022-01/28/node_7.htm）なお媒体の都合上、本稿では便宜、簡体字を当用漢字に改める。

² 中国の司法解釈および指導性案例制度（判例制度）に関する研究は枚挙に暇ない。さしあたり徐行「現代中国における訴訟と裁判規範のダイナミックス(1)～(5)」『北大法学論集』62-4,6、63-6、64-2,3（2012-2013年）が詳細である。

³ 拙稿「明法道における判例および学説法」『日本古代律令学の研究』（汲古書院、2021年）。

1 古代中国における判例法と法解釈

滋賀秀三氏は古代律令法典の形成段階について次のような時代区分を設定された⁴。第一段階は戦国時代から秦漢代で、法の分類が不明確で法典も未整備の「律令以前」、第二段階は漢代に激増した法源を整理することが重要課題となり、その成果が晋の泰始律令として結実した魏晋南北朝時代、第三段階は律令法体系が完成域に達した隋唐代の「律令古典期」となる。他方、中国の法制史研究者は各時代に主流を占めた法源によって区分し、周代を先例故事の遵守を宗とする「判例法の時代」、律令以前（滋賀氏）の秦漢代を「成文法時代への移行期」ととらえる。中国の研究者が用いる「成文法」は、慣習法に対する用語というよりは、ひろく統治者の命令が言語化された強制力を伴う実定規範を意味する。

秦の法体系は、基本法たる法と律、その補闕のために随時制定される令、そして判例（行政・司法上の先行判断）・故事（事務処理の蓄積、実務慣例）で構成される。雲夢睡虎地秦墓から出土した秦代の竹簡⁵からは、当時、制定法が相当程度に蓄積されていたことが窺われ、また、法解釈は官製であることが基本であったと考えられる。睡虎地秦簡のなかの「法律答問」は抽象的な法令をいかに具体的に適用するかについて想定した司法実践上の法解釈であるが、それが国家による公式法律解釈文書と考えられることから、司法官による判決の積み重ねが法規範を生成するという判例法とは質的に相違する。

『晋書』刑法志などによれば、漢代には法令の激増とともに、法に欠缺のある場合、過去の判決から選択された判例集（決事比）を法源とすることも許されていた。さらに司法官は、法規範のより上位の規範体系である儒家の礼制や經典中の故事に根拠を求めて裁判をおこなった⁶。膨大な法令と判例、法解釈学説の錯綜は、明らかに法的安定性の阻害要件となったが、他方、司法官の裁量がそれなりに許されていたことは、司法権が王権との関わりの中で一定の独立性を持っていたということでもあろう。

しかしながら、この時代を単純に判例法の時代と評することはできない。司法官が実直に制定法を根拠として事案を判断しようと努める態度も認められるからである。漢代の司法文書では判断の根拠となる律条文を比較的堅実に引用していたという⁷。この傾向は唐代より顕著であり、正文条規に依拠しようとする漢代司法官の姿勢を示すものであろう。また、漢代は統治のイデオロギーとして儒家の徳治を採用したので、上述のように、司法官は儒家の經典に拠って裁くことがあった。董仲舒は経書の1つである『春秋』に記録された判例や故事に則って法判断をおこなうべきことを主張し（春秋決獄）、当時の司法官によって裁判の際に援用された。このことは、一見、儒家思想に則った条理裁判を許容しているということもできるが、他面「引経決獄」ともいわれるように、司法官の判断の根拠を「法典としての経書」に結びつけたとも評価できるのではないか。裁判が「権威ある正文」に拠るという意味で、制定法主義と構造を同じくすると評してもよいであろう。

かくして秦漢代は、裁判例の蓄積を前提とした「司法による法創造」と、膨大な制定法を重視してその解釈も公権的であることを要求する「立法による法創造」との並立時代と

⁴ 滋賀秀三「法典編纂の歴史」『中国法制史論集 法典と刑罰』（創文社、2003年）。

⁵ 概要は舛山明「雲夢睡虎地秦簡」滋賀秀三編『中国法制史 基本資料の研究』（東大出版会、1993年）。

⁶ 具体的事例については滋賀秀三「左伝に現われる訴訟事例の解説」『続・清代中国の法と裁判』（創文社、2009年）、舛山明「春秋訴訟論」『法制史研究』37（1988年）等参照。

⁷ 富谷至「漢律から唐律へ——裁判規範と行為規範——」『東方学報』88（2013年）。

とらえられよう。次の晋代において法形式としての律令が確立される背景に「漢四百年間に空前の発達を遂げた法学の影響」があったとする中田薫氏の評価も妥当だと思われる⁸。

三国魏の明帝は当時の法解釈の錯綜状況に鑑みて、詔を下して儒家の鄭玄の学説（鄭氏章句）のみを公権的解釈として他説を用いることを禁じた。また、国家法制の専門職たる律博士（後代に律学博士）が設置されるのもこの時代である。律博士は教学機関ではなく司法機関に配属されていたことから、筆者は、この官は裁判の際に公権的解釈を示すことを主務としたものであらうと考えている。晋代を代表する律学者の張斐と杜預は律の註釈をつくり、後に武帝がこれを天下に公布したので、律本文と同等の効力を持つ公定註釈テキストとなった。彼らの律注が、法原則と法律概念の解釈を重視したことは、司法官による法運用と法令文言の裁量的解釈の幅を規制するものとなった。

「故事」は、諸官司における行政・司法上の判断や事務処理の慣例の蓄積であり、慣習法としての規範性を持つ法形式の一つである。漢代の故事を考察した廣瀬薫雄氏に拠れば、故事には律令に違背する内容もあったので、晋代には泰始律令制定時にその内容を追認する作業がおこなわれた⁹。また堀敏一氏は、独立法典として成立した律・令とともに、それを補充する『晋故事』が「官撰の書」として制定されたことは、漢代の故事とは違った意義を持つと指摘している¹⁰。このことは慣習法的に形成された先例が、国家の検定を経て法規範として認知されることを意味するのであり、慣習法の制定法化といえるであらう。

下って、唐の永徽4年（653）に成った『律疏』は永徽律に付された標準註釈ともいべきものであり、律令古典期（滋賀氏）の律学を象徴するものであった。律本文に対して逐条的に文理解釈をおこない、条文・篇目構成に即して立法の沿革を考慮しながら体系的に説明し、用語概念と刑事法上の構成要件を厳密に規定した。公権的律注であるため、司法官は法の適用において直接引用することができる、いわば「立法された注釈」とでも評価すべき法源である。こうして理念の上では、法とは皇帝が定めた規範であり、個々の裁判官の法解釈や判決例は、原則として国家がその規範性を認めて法源となるという、法判断者の裁量の余地が極めて狭小な行政・司法の在り方の下地が作られたと思う。

2 古代日本の法源観

次に、中国律令を受容した日本の、法源をめぐる諸相も一瞥しておこう。日本の古代国家は、7世紀から8世紀にかけて中国律令法を継受した。律令の初期施行期には、その運用をめぐり政府中央に質問が集中したと思われる。大宝律令施行後、律令編纂官を基盤として構成された「令官」は行政上の処理について指令をおこなっていた。その後、奈良時代前期には律令に明るい識者集団（いまだ律令専科の法曹は存在しない）である「令師」が律令運用の細則の治定にあたり、養老律令施行後には、明法博士を中心とした「明法曹司」が諸官庁からの問合せに回答する形で行政細則を治定した。平安時代前期の『令義解』の制定は、中国晋代の杜預や張斐の律注編纂の経緯と引き合わせて考えるべきで、日本令の標準註釈の成立といってよい。これらの活動は、律令の不備を埋めるための解釈や指示

⁸ 中田薫「支那律令法系の発達について 補考」『法制史論集』第四卷（岩波書店、1964年）215頁。

⁹ 廣瀬薫雄「漢代の故事」『秦漢律令研究』（汲古書院、2010年）257頁以下。

¹⁰ 堀敏一「晋泰始律令の成立」『律令制と東アジア世界——私の中国史学（二）』（汲古書院、1994年）53頁。

であるが、法の解釈が必要な場合、国家がそれを示し、法の欠缺は立法に準じる手法によって埋めるという律令的法治の理念が日本においても引き継がれている。平安時代中期以降、明法博士の法判断（明法勘文）を集成した勘判集も作られたが、勘文に見られる法理自体が法源となることはなかった。建前上、律令裁判の手続では、法源は律令格式法典以外にはあり得ず、刑事裁判の場合、断獄律 16 断罪引律令格式条で、正文（根拠条文）があるにも拘わらずそれを明示しない判決は違法であり、法判断者（行政官は司法官でもある）が罰せられることを定めている。しかし、本稿で問題にしてきたのは「正文」がない場合の判断には、何に基づくことが許容されるのか、ということである。

10 世紀までに下級裁判権を獲得して庶民の民事的訴訟も受理するようになった検非違使庁の裁判では、表向きは律令法に準拠しながらも、実態として検非違使庁の慣習法（使庁の流例＝庁例）も法源となっていた。また中世初期には、当時の主要法律問題であった相続紛争や土地相論をめぐる法的判断の需要は増加したにもかかわらず、これらの問題群への判断は律令法の射程外であり、新たな法理の創出を不可避にさせた。他方、為政者の立場としては、法規範の源泉を律令以外には認めない原理主義をとる貴族もいた。左大臣藤原頼長は庁例よりも律令格式を重視する姿勢を堅持し、関白九条兼実や検非違使別当藤原宗忠は、法家が根拠法令（律令）を示さずにおこなう判断を厳しく非難している。律令法の射程外の紛争を解決する準則がいまだ備えられていないにも拘わらず、である。

『葉黄記』の宝治元年（1247）4 月 27 日条に載せる明法博士中原章行、同章久の勘文には「法を以て例を捨つるの義ありと雖も、例を以て法を破るの理なかるべきか」という著名な一句がある。「例を以て法を破るの理」は無いとする原則は、利光三津夫氏の推測に拠れば唐の玄宗の開元 14 年（726）9 月 3 日勅に見える「例をもって勅及び令式を破るは、はなはだ道理に非ず、今より以後、さらに然ることを得ざれ」（『唐会要』）に基づくものである¹¹。律令が制定されて以来数百年を経て、その規定にそぐわない事例がいくら蓄積されても、律令原理主義的な法観念が強固であったといわざるを得ないのである。

ところが、中・近世の日本では、どちらかといえば判例主義的な司法実務がおこなわれていた。鎌倉時代の『御成敗式目』、中世末期の戦国分国法、江戸時代の『公事方御定書』など、著名な制定法はたしかに存在した。しかし、律令格式法典に比すれば小規模で体系性も低く、法曹実務の実践の中で判例法的・慣習法的に法規範が形成されていた側面が強い¹²。それにもかかわらず、近代日本が法整備を進めるにあたって、判例法主義ではなく制定法主義を選択したのは、ヨーロッパ大陸国家を近代国家建設のモデルとしたという事情もあったろうが、江戸時代を通じて、律令（明律、清律）が研究されてきたという法の学問伝統も軽視することができないように思う¹³。日本人にとって律令法導入の経験は「法といえば法典」という観念を植え付けたのではないかと憶測するのである。

¹¹ この法格言の持つ意味については利光三津夫「公家法における法と例」『律令研究続貂』（慶應通信、1994 年）が論じており、短いながらも好篇である。

¹² 江戸時代の法曹による法創造作用については、神保文夫「幕府法曹と法の創造——江戸時代の法実務と実務法学——」國學院大學日本文化研究所編『法文化のなかの創造性——江戸時代に探る——』（創文社、2005 年）参照。

¹³ 明治初期の法制を創り上げた政治家や官僚の素養の基盤に江戸時代以来の律令学と漢学があった。さしあたり島善高『律令制から立憲制へ』（成文堂、2009 年）参照。

むすびにかえて——制定法主義と律令学

法規範形成の基軸を立法におくにせよ、現実の裁判では司法官による法令の解釈や判例から抽出された法規範をも法的判断の根拠とする必要があるので、司法の作用を通じた法形成は不可避である。しかし、それは律令法系の国家では公式なものではないであろう。

司法解釈は現代中国の司法による法形成の中心を担う制度で、最高人民法院と最高人民検察院（あわせて両高という）が随時発する、制定法の適用に関する有権的解釈である。建前としては、下級法院は裁判に際して法をいかに解釈するかについては、両高の「公式」な解釈に拘束されるのである。司法解釈は裁判官の司法活動を通じて創造された法というよりは、実質上の立法とみなしたほうが適切であろう。そして司法解釈の形式（解釈・規定・批復・決定）のうち、「解釈」と「批復」はたしかに古代司法の在り方と対応するように思われる。前者は各法院の審判業務において、具体的な法律適用や、ある類型の案件、問題に対する法律適用に関する法解釈を制定するもの、後者は高級人民法院、人民解放軍軍事法院からの、審判業務の過程における法律適用問題に関する伺いに対する指令である。下級司法機関や司法官が上位機関の解釈に拘束されるという司法機構の在り方や法解釈の有効性は、たしかに前近代中国の律令制的司法の在り方と重ね合わせることが比較的容易なようにも思われる。古代律学を現代中国の法解釈学に直結させようとする中国の研究者の態度も故なしとしないのである。しかし、本稿では紙幅の都合上言及できなかったが、制定法に正条がない場合の司法官の判断については、判例の扱いとともに、比附（律令的類推）などの法適用技法の詳細な分析を踏まえる必要があるし、また近代中国の直近である清代の司法の在り方を無視するわけにはいかない¹⁴。

制定法主義の法学は、法体系性を念頭に法令条文の文言解釈（文理解釈）を主たる方法として展開するので、法典の完全性を尊重するいわゆる概念法学に流れる傾向にある。その上、日本の場合、古代における中国律令法系、近代におけるヨーロッパ大陸法系の移入継受にあたって「外国法の翻訳」作業を必要としたから、なおさら条文の文理解釈が重んじられたと思われる。『令集解』こそは律令「翻訳」の成果集成にほかならない。

かくして、中国や日本における、法や法学に対する認識を潜在的に規制するものとして律令学の特質を分析することは有意義であると考えている。

（執筆者紹介）

瀬賀正博（せが まさひろ）

國學院大學大学院法学研究科博士課程後期修了。博士（法学）。現在、國學院大學栃木高等学校教諭。専攻は日本法制史。著書『日本古代律令学の研究』（単著、汲古書院、2021年）、『律令法とその周辺』（共著、汲古書院、2004年）、『律令論纂』（共著、汲古書院、2003年）。

[本稿は、本輯のために書き下ろしていただいたものである。瀬賀先生には、その後『大警視だより』続刊第16号（通巻第45号、令和5（2023）年1月1日刊）に「【特別寄稿】親を「不孝する」ということ—中世における不孝の罪責と親子関係断絶—」を御寄稿いただいている（本輯未収録）。]

¹⁴ 清代司法の特質を論じた近年のまとまった成果として寺田浩明『中国法制史』（東京大学出版会、2018年）、とくに実定法と判例との関係については219頁以下参照。

【特別寄稿】

満洲国軍制の法的構造

三浦 裕史

満洲国は、大同元年 3 月 1 日に成立し、康德 12 年 8 月に消滅した。約 13 年間の国家であった。成立当初の政治体制は執政制であったが、康德元年 3 月 1 日、帝制に移行した（満洲帝国）。満洲国では、単一の成文憲法は制定されず、政府組織法及び組織法が国家統治権に関する基本法、人権保障法が人民の権利義務に関する基本法として、各々制定された。

満洲国は日本の保護対象国であり、事実上、関東軍の指導下に置かれていた（関東軍司令官が駐満大使を兼任）。その軍制は日本の軍制を参考にして創設された（例、元帥府→将軍府、軍令ニ関スル件→軍令ニ関スル件、軍事参議院→軍事諮議院）。無論、単なる模倣ではなく、日本側の利益となるよう取捨選択や変更がなされていた。また所謂「統帥権の独立」（統帥事項が国務機関の関与を受けない）は明文では規定されておらず、日本と同様、不文的に主張されていた。〔以下、易読のため日本元号を用いる。昭和 7 年=1932 年=大同元年、また昭和 9 年=1934 年=大同 3 年=康德元年。教=教令、軍=軍令、勅=勅令、国佈=国務院佈告〕

軍政部の地位と顧問部

満洲国の中央軍事機関は軍政部（治安部・軍事部）である。軍政部総長（初代総長は逃亡）は軍政を管理し国防及び用兵を掌理する（大 1 教 6 国務院各部官制）。また軍政及び用兵に関し各司令官を指揮し（大 1 軍 1 陸海軍条例）、国務総理と共に軍令に副署した（大 1 教 15 暫行公文程式令・教 97）。政府組織法（大 1 教 1）は執政の統率権を掲げたが（編制権規定なし）、執政に輔弼機関は存在しなかった。軍政部総長は国務総理（執政の命を承く）の指揮監督を承けた。一方、帝制における軍政部大臣は軍政を管理し国防及び用兵等を掌理した（参照康 4 勅 120）。また軍政及び用兵に関し各司令官を指揮し（大 1 軍 1）、国務に関連しない軍令には単独で副署した（康 1 軍 1）。組織法（康 1 無）は皇帝の統率権を掲げ（編制権規定なし）且つ国務総理大臣単独による輔弼責任制を採用した。軍政部大臣は国務総理大臣（皇帝の旨を奉ず）の統制を承けた（参照大 1 教 100）。昭和 12 年 7 月、軍政部大臣を治安部大臣（警察事項も掌理）に改め（康 4 勅 120）、昭和 18 年 4 月、治安部大臣を軍事部大臣に改めた（康 10 勅 99。警察事項は国務院警務総局に移管）。

昭和 7 年 4 月以降、軍政部及び各司令部等へ日本将校（関東軍司令部附及び駐満海軍部附）を顧問として派遣した（最高顧問は陸軍将官。駐満海軍部は昭和 13 年 11 月に廃止され、翌年 2 月、満洲国海軍は陸軍の江上軍となる）。昭和 7 年 7 月には軍政部に顧問部を置いた（官制外）。顧問は派遣先軍衙の指導を行い、その管理統制に務めた。即ち、公文書発出・法令起案・人事・経理を承認・監視した。

満洲国の軍制では、軍政部（治安部・軍事部）に権限が集中し、恰も日本の陸海軍省が参謀本部や軍令部等を兼ねたかのような形となっていた。これは、直隸機関が分立している日本の軍制と異なる。この軍政部を非公式の顧問部が指導するという体制が採られていたから、集権は、日本側による満洲国軍の一括管理に資するものであった（国務院では総務庁集権制を採用）。

制限された軍隊

満洲国軍は、外征を想定した軍隊ではなく、国内の治安維持を主な任務としていた。編制上は陸軍部隊が大半を占め、海軍は河川警備のための艦隊があるに過ぎなかった。軍備には様々な制限が設けられていた。但し、国軍の整備が進み戦況が緊迫すると、この制限は緩和されていった。

昭和7年3月12日、日本閣議決定「満蒙問題処理方針要綱」は新国家の陸軍創設を否定し、翌月の陸海軍条例（大1軍1）は「陸海軍ハ国内ノ治安並ニ邊境及江海ノ警備ニ任ス」と規定した。昭和8年9月の参謀本部「満洲国陸軍指導要綱」において、満洲国陸軍は在満日本陸軍指揮官の指導下に国内の治安維持を任務とすること、同陸軍を日本国防の補助要素とすること、軍内の私兵的勢力の割拠結成を防止することが方針とされた。具体的には、①兵力は必要最小限度（6万）とし重要鉄道の保護は日本陸軍が行う（但し、昭和13年1月、治安部外局として鉄道警護総隊設置）、②兵種は歩兵及び騎兵を主とし戦車、重砲、航空機等の保有は認めない（但し、昭和14年5月のノモンハン事件以降、飛行隊・高射砲隊を増設）、③作戦資材の補給源は日本陸軍と共通とする、とされた。昭和10年12月27日の同要綱改正では、満洲国陸軍の任務に外征を加えた。

尚、国軍は所謂東北軍閥を母体としており、私兵的結合（親分子分）と派閥の分立（奉天派、吉林派、蒙古系等）が見られ、軍隊としての質は低かった。その対策として①顧問・軍事教官の派遣、②兵員の整理（初期約14万→昭和11年8万→敗戦時15万）、③日系軍官（兵科将校）・軍佐（各部将校）・軍属の国軍注入が行われた（昭和8年300名、昭和11年3000名。日系軍官等は日本陸軍省が日本予備役軍人等から採用）。更に④兵員採用制度を整備した。昭和15年4月、国兵法（康7勅71）により帝国人民男子に徴兵制を導入した（現役三年のみ。予備役などの召集待機制なし）。但し、同盟国（日本）の国籍を有する者は志願によってのみ服役した（日本人の二重国籍取得を承認。満洲国は国籍に関する基本法規を制定せず）。

国防の委託

溥儀が執政に就任した翌日、即ち昭和7年3月10日の関東軍司令官宛執政書簡により、満洲国は①国防及び治安維持を日本に委託し所要経費を負担し（昭和14年日本側より負担辞退）、②日本軍が国防上必要とする鉄道、港湾、航空路等の管理を日本に委託し、③関東軍司令官の推薦・同意に基づき日本人を参議等の官職に任用することになった。昭和7年9月15日、日満議定書（昭7条9・大1国佈5）により日本軍は満洲国内での駐屯権を得、また同日の日満守勢軍事協定により共同防衛時に①日本軍司令官が満洲国軍を指揮し、②日本軍は満洲国において軍事行動上必要な自由・保障・便益を享受することになった。昭和9年3月1日、駐満大使（関東軍司令官）・国務総理大臣交換公文において、外交その他国家共同防衛上必要な事項に関しては、満洲国は日本と事前協議を行うこととした。

昭和12年11月5日の治外法権撤廃に関する日満条約（昭12条15・康4条2）を受け、同月30日、関東軍司令官国務総理大臣往復書簡（康4国佈16）により、①国軍に関する法令は日本軍も利用できるように制定すること、②日本国の軍律は満洲国の法令と見做すこと、③日本の軍事警察機関は満洲国の法令を適用して警察権を行使すること、④日本の軍事警察機関は満洲国軍事警察機関を統制区処することが取り極められた（参照康4勅

439 同盟国軍隊ノ駐屯ニ伴フ軍事法規適用等ニ關スル件)。また同年 12 月制定の軍刑法(康 4 勅 450) は、同盟軍に対する行為を満洲国軍に対する行為と見做した。

昭和 13 年 3 月、防衛法(康 5 勅 20) 及び同盟国軍憲トノ権限調整ニ關スル件(康 5 軍 2) を定め、同盟国軍が共同防衛上の「防衛」等を行う場合、①同盟国陸軍最高司令官は治安部大臣・全国防衛司令官と同一の、同盟国陸軍防衛司令官は防衛司令官と同一の権限を各々有する、②同盟国軍は満洲国軍を統制区処するとした。この「防衛」は兵備で行う警戒と軍以外による防空・警備のことで、日本で云う戒厳に近い。防衛司令官は、防衛地境内で行政事項を一部管掌し私権を制限できた。昭和 20 年 8 月 9 日、ソ連軍が侵入すると、翌日に国軍を関東軍指揮下に編入した(18 日皇帝退位)。

満洲国の国防とは、日本側にとって如何なる意味を持つものであったろうか。単純に考え、日本軍が満洲国の領土と人民を守ることと解してよいものかどうか。これについては、建国当初における次の説明が示唆的であった。即ち、①満洲国の国防とは「満蒙における日本の国防」と同義であり、②日本は自国の国防を行うのであって他国の国防を行うのではない(昭和 7 年 4 月 7 日参謀本部「満洲國の國防に關する件」)。日本の軍事目的に資する限りでの満洲防衛、という意味であろう。

軍事自主権の欠如

満洲国軍制の基幹事項は、既述の如く、日本との条約類(公開・非公開の国際約束)によって変更されていた。それらの多くは当然に不平等条約であった。執政・皇帝の統率権や軍政部大臣の諸権限は制限され日本側に実質委譲されていた。既に昭和 7 年 3 月 21 日の日本閣議決定「満蒙新國家成立に伴ふ對外關係處理要綱」は、新國家とは非公式の方法(契約の形式)で事実上の関係を結ぶこととしており、軍制の変更も、この方針に沿ったものであった。満洲国軍制の特徴は、直截に言えば、軍事自主権の欠如である。条約類による剥奪と考えることもできるが、建国の経緯に鑑みれば、初めから無かったのかも知れない。属国の軍制とは斯様なものであり、我々日本人に多くのことを想起させてくれる。

【後記】本稿は、2006 年 6 月 17 日に国学院大学梧陰文庫研究会で行った研究報告の資料を参照して作成したものである。但し、内容は大幅に変更してある。

【参考文献】同編纂刊行会編『満洲國史』昭和 46 年、同刊行委員会編集『満洲國軍』昭和 45 年、岡部牧夫編『初期の満洲国軍に関する資料』1992 年、松野誠也解説『満洲国軍ノ現況』2003 年、『現代史資料』(7・11 卷)昭和 40 年、拙著『近代日本軍制概説』旧版。

【執筆者紹介】三浦裕史(みうらゆうじ)1961 年神奈川県に生まれる。1991 年早稲田大学大学院政治学研究科博士課程退学。近代日本の政治法制、特に軍制・憲法史・皇室法・外地法に関心を有す。著書『近代日本軍制概説』(旧版 2003 年。新版刊行予定)。他に編書数冊あり。

[本稿は、本輯のために書き下ろしていただいたものである。]

【特別寄稿】

暗い時代の人々——博棣華と朱紹文のこと

福島大学行政政策学類准教授 阪本 尚文

福島大学の信陵公園内にある「戦没同窓生刻名記念碑」は、同大学経済学部（現経済経営学類）信陵同窓会が同会の創立60周年記念事業として、1985（昭和60）年に建設したものである¹。しかし、250人余りの氏名を刻んだ石碑（写真1）の筆頭にあがっているのは同窓生の名前ではない。「外人教師 博棣華 24.11.27 中国華北天津」（写真2）とある。何者なのか？

博棣華（1890-1949（明治23-昭和24）年）の概略を知るには、「事実上の〈福島大学出版会〉」（吉原泰助）²たる八朔社（1985（昭和60）年創業）の第一作を飾った福島高等商業学校・福島経済専門学校・福島大学経済学部に関する基本文献、河北新報社福島総局『信陵の花霞——福島大学経済学部物語』（八朔社、1986（昭和61）年）を紐解くのが早い。そこには梗概、次の2点が記されている。つまり、（ア）清朝皇族の出身で1924（大正13）年、辛亥革命を逃れて日本に亡命した棣華が、1942（昭和17）年に離日するまで福島高商教授・東北帝国大学法文学部講師を務め、中国語を講じたこと、（イ）帰国後、福島高商や東北帝大出身者の要請・協議で誕生した天津の華北交通大学の学長を務めたが、敗戦後に大学を日本への帰国予定者の宿舎として開放したため時の政府ににらまれ、1949（昭和24）年に獄死したこと、である（131-132、196頁）。

この『信陵の花霞』の叙述には典拠が記されておらず、従来、より深く棣華の足跡を追うことはかなわなかったが、2000年代になり、中国文学者、長尾光之の手になるエッセイ³や棣華の四男、堅の回想記⁴が公刊されている。また、棣華の義理の息子であり現代中国を代表する経済学史家となった朱紹文（1915-2011（大正4-平成23）年）についても、本人の回想録やインタビューが公刊され、詳細な研究も始まっている⁵。この小文では、主にこれらの資料や研究成果に拠りつつ、2人の中国人知識人の苦難の道筋をたどってみよう。

¹ 「戦没同窓生の名、永遠に 遺族から感謝 福島大の慰霊碑」『朝日新聞』（福島版）2003（平成15）年8月16日付朝刊、25面。

² 吉原泰助「あとがき——畏友渡辺恭彦君への哀惜の想いを込めて」ジャン・ブリュア著、渡辺恭彦訳『フランス革命とマルクスの思想形成』（八朔社、2019（令和元）年）122頁。

³ 長尾光之「福島高商外人教師・博棣華」『季刊中国』第79号、2004（平成16）年12月、41-46頁。

⁴ 博堅著、大河内敏弘訳「父、福島高商外人教師・博棣華について」『季刊中国』第99号、2009（平成21）年8月、55-66頁。

⁵ 朱紹文「暗い谷間時代の思い出——歴史の証言として」『向陵』第41巻第2号、1999（平成11）年10月、49-53頁；朱紹文・加藤千洋「朱紹文氏に聞く」（1）-（4）『図書』第665号、2004（平成16）年9月、16-19頁、第666号、2004（平成16）年10月、10-13頁、第667号、2004（平成16）年11月、22-25頁、第668号、2004（平成16）年12月、24-27頁；田島俊雄「朱紹文研究員（1915-2011年）とその時代——戦時下の日本留学と戦後の中国」『経済志林』第87巻第3・4号、2020（令和2）年3月、269-315頁。



写真 1



写真 2 (いずれも筆者撮影)

1890 (明治 23/光緒 16) 年、博棟華は北京に生まれた。旗人 (蒙古の豪族) の家系の出である。北京の YMCA 英語専門学校に学び、堅によると、軍閥が権力闘争に明け暮れる世相の中でルソーやナポレオンを崇拜し革命思想に親しみを覚える棟華に、迫害の手が伸びたため、東京外国語学校で中国語を講じる叔父の導きで来日を決意した、という⁶。もっとも、朱は、棟華の父親で高名な政治家・学者であった瑞洵に日本の漢学者が日本で漢学を教えるように依頼したが、瑞洵は高齢を理由に断り代わりに息子を行かせた、とする⁷。いずれにせよ、1924 (大正 13) 年に来日し福島高商に赴任した棟華は、文学に造詣が深く、中国語を講じるのみならず演劇にも意を注いでそのためにカリキュラムやシラバスを編み、学生を指導した。中国語の教科書⁸や、湯川秀樹の実弟である中国文学者、小川環樹との共訳⁹の業績もある。博邸には英英辞典¹⁰の編著者として知られる同僚のイギリス人教師、ゲーテンビー (1892-1955 (明治 25-昭和 30) 年) らが招かれ、コーヒーを飲みながら歌いくつろいだ¹¹。1940 (昭和 15) 年に着任した小林昇は、「博棟華さんの温厚な風貌」を「忘れがたい」と回想している¹²。

しかし、日中戦争は一家の運命は暗転させる。堅は、忘れられがちな戦時下の地方都市における異邦人の過酷な日々をこう物語る。

1939 (昭和 14) 年私は福島第四小学校の 4 年生だった [...]。／信夫山のお寺の鐘の
 声が聞こえるなか、家中のものが洋式の客間に勢揃いして、母が作ったおいしい中国
 料理を喜んで食べた。この上なく楽しく幸せな日々だった。／やがて、日中戦争の黒

⁶ 博堅「父、福島高商外人教師・博棟華について」、58-60 頁。

⁷ 朱・加藤「朱紹文氏に聞く」(4)、26 頁。

⁸ 博棟華編『实用満州国語』(弘文堂、1936 (昭和 11) 年 (増補版：1940 (昭和 15) 年))。中国文学研究の泰斗、青木正児が寄せた序文によれば、同書の作られたゆえんは、「時流に棹さず際物的企図」からではない。満州旗人である棟華は、適当な教科書が乏しいことを嘆じてきたが、「満州国の独立と其の興隆との喜びが、遂に氏をして決然此書を編せしむるに至った」。「北京官話の精華たる旗人の日用語を基礎とし、最近の標準国語を参酌して之を文字に表はされた」同書は、「高雅にして尖新」であり、「学修者に対して最も良き言葉を教へ得ることを信じて疑わぬ」、という (1-4 頁——引用に際して、仮名遣いはそのままとする一方、旧字部分は原則として新字に改めている。以下同様)。なお、棟華と青木の交流については、曾我部静雄「東北時代の青木先生」『青木正児全集』第 1 卷 (春秋社、1969 (昭和 44) 年) 月報Ⅱ、2 頁；博堅「父、福島高商外人教師・博棟華について」、57 頁を参照。

⁹ 博棟華著、小川環樹訳『实用満州国語訳筈』(弘文堂、1940 (昭和 15) 年)。

¹⁰ A. S. Hornby・E. V. Gatenby・A. H. Wakefield 編『新英英大辞典』(開拓社、1942 (昭和 17) 年)。なお、ゲーテンビーの 1920 年代半ばから 1930 年半ばまでの 10 年間の講義ノート計 15 冊などが、福島大学附属図書館の貴重図書室に所蔵されている (請求記号 830.7/G26g/1-830.7/G26g/15)。所蔵の経緯は、小椋正行「旧制高商外国人教師ゲーテンビーの講義ノートを受贈」『書橙』第 33 号、2004 (平成 16) 年 10 月、4 頁に詳しい。

¹¹ 博堅「父、福島高商外人教師・博棟華について」、60-61 頁。

¹² 小林昇『山までの街』(八朔社、2002 (平成 14) 年) 33 頁。

雲が世間を覆いつくし、侵略者の魔手が異国の人びとに伸びて来だした。[...] 1943 (昭和18)年、学校では半日学習、半日勤労奉仕の制度が実施された。ある日のこと、ガキ大将に率いられた同級生が自転車の歯車を手に、「シナ人、チャンコロ」とはやしながら私に襲いかかった。こめかみが割れ血が吹き出し、制服の7つのボタンも引きちぎられた。反撃することは叶わず、涙が止まらなかった。／家に帰ると、制服制帽の特高がいつも我が家に来ていた。そして、日満は一体であり、共存共栄しなければいけない、と説教する。その度に父の両腕をとって、諸手を挙げて「万歳」を唱えろと強いる。父はこの凶暴な振る舞いに逆らうことはできなかった。しかし、身体は特高のなすがままに従っていたが、心まで従うことはなかった。父には忍従の日々だったことだろう。配給制度の下、もっとも困難な日々であった。戦争は日本人だけでなく、とりわけ日本に住む中国人にこの災難の多くをもたらした。お米も無く、食べるものがなくなった。そのような時には、近くの村に住むお百姓が魚や野菜を分けてくれた。なんと尊い友情であろうか¹³。

このように、大戦末期になると特高の監視も厳しくなり、一家の暮らしは切迫した。そこで、1944 (昭和19)年12月、棣華は同僚、濱島操の説得に動かされて帰国を決断し、1945 (昭和20)年3月、天津の華北交通大学の学長に就任した¹⁴。

しかし、日本の敗戦によって運命は再び変転する。1946 (昭和21)年1～7月に、棣華は同大学の教室や教職員宿舎を開放し、内蒙古から日本へ復員する日本人難民が故国へ帰る船を待つ間の食事と宿舎を提供した。それは、「人道主義の精神と日本での生活で庶民ら受けた友好的な厚意に応えるために行ったことであった」¹⁵。日本人難民は、帰国に際して棣華の手を握り涙を浮かべて別れを告げ、約600名が天津の滄沽港から故国へ向かった。だが、自らの危険を顧みないこの英雄的な行為は国民党の軍規に違反するものであった。「漢奸 (売国奴)」にあたるとして、8月、棣華は逮捕・入獄する¹⁶。翌9月には無罪となり釈放されるものの、棣華は大学を辞し、長男、彦図のいる北京に移り編集者の仕事に就いた。しかし、そこでも「日本と関係が深い為に [...]、国民党反乱軍と悪官吏に財産を全部略奪された」¹⁷。獄中生活の過重な苦勞で精神的にも打撃を受けた棣華は、出獄後時を経ずして病を得、1949 (昭和24)年11月27日に母方の実家である北京の胡同の一室で病没した。彦図によれば、死因は脳溢血であった¹⁸。遺骸は北京郊外の墓地に葬られたが、文化大革命時に破壊され遺骨は散逸している¹⁹。1942 (昭和17)年に離日したという部分と並んで、棣華が獄死したという『信陵の花霞』の記述は誤伝であろうし²⁰、歿地は「戦没同窓生刻名記念碑」にいう天津ではなく、北京であった。

¹³ 博堅「父、福島高商外人教師・博棣華について」、56-57頁——引用に際して漢数字を算用数字に改めた場合がある。以下同様。

¹⁴ 長尾「福島高商外人教師・博棣華」、42頁；博堅「父、福島高商外人教師・博棣華について」、62頁。

¹⁵ 博堅「父、福島高商外人教師・博棣華について」、63頁。

¹⁶ 長尾「福島高商外人教師・博棣華」、42頁；博堅「父、福島高商外人教師・博棣華について」、63頁。

¹⁷ 長尾「福島高商外人教師・博棣華」、45頁；博堅「父、福島高商外人教師・博棣華について」、63頁。

¹⁸ 博彦図、1981 (昭和56)年2月10日付信陵同窓会宛書簡。

¹⁹ 博堅「父、福島高商外人教師・博棣華について」、65頁。

²⁰ 長尾がこの点をすでに指摘している（「福島高商外人教師・博棣華」、45頁）。

この棟華の娘婿が朱紹文（朱朝仁）²¹である。1915（大正 4）年に江蘇省揚州市の郊外に生まれた朱は、1934（昭和 9）年に来日して旧制第一高等学校を経て東京帝国大学経済学部に進学し、大河内一男ゼミの 1 期生として、大塚久雄からも深く影響を受けながら、横山正彦らとともに経済学史を学んだ。一高の寮友に、キリスト教哲学者、吉満義彦に学んだ小説家の中村真一郎がいる。「君は中国の将来に役立つ勉強せよ」と語る大河内の勧めでフリードリヒ・リストを主要な研究テーマに定め、1941（昭和 16）年大学院に進学した朱は、戦時下にあつて「マルクス経済学の教条主義に陥ることなく」研究に沈潜した。棟華の次女、昭とは東京帝大医学部生だった三男、定を介して知り合い、1943（昭和 18）年に結婚している²²。

だが、1944（昭和 19）年 5 月、抗日活動組織との関係を疑われた中華留日同窓会関係者は一斉に憲兵隊に検挙され、朱もまた凄絶な拷問を受ける。

組織のことなど何も知らないのだから、こちらは何も言えない。すると別な憲兵に剣道の竹刀で頭を殴られた。すぐに全身血だらけになる。さらに私の指に鉛筆をはさみ、憲兵の大きい手で力を入れて押さえる。その痛みは骨の芯まで貫いた。これは本当にひどい拷問だった [...]。／憲兵は毎日同じことを尋問するが、こちらは何も言うことがないので、毎日同じ押し問答の繰り返し。何度も指に鉛筆をはさんで押さえられる拷問やら、堅い床にひざまずかされたりするのだが、それも 4、50 分経つと全身汗だらけになって、何回も気絶して倒れた²³。

拘留中は、岩波文庫版のカント『純粋理性批判』を通読したことだけが「せめての慰め」であった²⁴。大河内らの嘆願で年末には釈放されるものの、投獄生活で身はやせ細り蔵書は没収されたまま戻らず、1945（昭和 20）年 2 月、朱はやむなく日本を去る決断をした²⁵。

だが、帰国後、朱にも艱難辛苦の日々が待っていた。上海の復旦大学などで教鞭をとるが、国民党政権を批判する地下の民主化運動に参加し、再度の逮捕・入獄を経験する。続いて、中国人民銀行金融研究所専門委員に招かれたが、1957（昭和 32）年以降、中国の知識層の多くがブルジョワ思想に染まった「右派」として非難を受けて農村での強制労働に追いやられた「反右派闘争」に巻き込まれた。さらに、文革において「右派」の傷を蒸し返され、政府系シンクタンクで清掃夫を命じられたり、「労働改造」と称して農場や工場に送られたりした。朱は「戦前の日本、そして国民党、共産党と、3 つの監獄をそろって体験した人間はそうはおらんはず」²⁶とも「実はね。僕の一番の専門は経済でなくて、掃除なんだよ。何しろ、ほうきを持っていた時間が長かったからね」²⁷とも語っている。名誉回復は文革終了後の 1978（昭和 53）年のことであり、還暦を超えてから社会科学院研

²¹ 第二次世界大戦末期に帰国した際に、上海に駐在する日本憲兵隊の目から逃れるために、「朱朝仁」から「朱紹文」に改名している。「文」は孫文からとり、「紹」は継続の意であり、孫文の思想への尊敬と彼に続きたいという気持ちを込めた、という（朱・加藤「朱紹文氏に聞く」（4）、27 頁）。

²² 大河内演習同窓会編『戦前戦後——大河内演習の二十五年』（東京大学出版会、1979（昭和 54）年）24 頁；加藤千洋「はるかなる疾風怒涛時代」『朝日新聞』2002（平成 14）年 9 月 1 日付朝刊、4 面；朱「暗い谷間時代の思い出」、51 頁；朱・加藤「朱紹文氏に聞く」（1）、16 頁、（3）24 頁；田島「朱紹文研究員（1915-2011 年）とその時代」、277-283 頁。

²³ 朱・加藤「朱紹文氏に聞く」（4）、24-25 頁。加藤「はるかなる疾風怒涛時代」も参照。

²⁴ 朱「暗い谷間時代の思い出」、52 頁。

²⁵ 朱・加藤「朱紹文氏に聞く」（1）、17 頁；田島「朱紹文研究員（1915-2011 年）とその時代」、285 頁。

²⁶ 朱・加藤「朱紹文氏に聞く」（1）、17 頁。加藤「はるかなる疾風怒涛時代」も参照。

²⁷ 「学問ができる幸せ」『朝日新聞』2011（平成 23）年 11 月 18 日付朝刊、12 面。

究員（教授）に就任し、「貴重な西側経済通」として本格的な教育・研究生活を開始した²⁸。この碩学が西洋経済学史研究で卓越した業績を残し、また日中の友好、とくに経済学の学術交流に尽力したことはよく知られているし、紙幅も尽きたので贅言は避け、1998（平成 10）年に恩師 2 人の主著、つまり、大河内一男『スミスとリスト——経済倫理と経済理論』（日本評論社、1943（昭和 18）年）および大塚久雄『株式会社発生史論』（有斐閣、1938（昭和 13）年）の中文訳を実現したこと²⁹を記すにとどめる。

博棟華と朱紹文、そして彼らの家族を襲った運命はあまりに苛烈であり、「波乱に満ちた」などという月並みの形容をすることが躊躇われるほどである。にもかかわらず、江西省南昌市の公園で青空日本語教室——「中日友好の窓口を開き、両国の架け橋となればとの思いで始めた露天の民間学園」³⁰——を 30 年以上続ける棟華の四男、堅が、「国同士が難しい問題を抱えていても、人が交流すれば誤解は解けます。民間同士の協力だからこそ教室は続けられた」³¹と語るのを目にすると、そこに込められている真摯な希望に、筆者はいくばくかの救いを見出さずにはいられないのである。

[附記]

(ア) 齋藤英里氏（武蔵野大学）には朱・加藤「朱紹文氏に聞く」(1) - (4) の存在を、新保芳栄氏には大河内演習同窓会編『戦前戦後』の存在を、ご教示いただいた。また、信陵同窓会事務局様から博慧氏の同事務局宛書簡（1981（昭和 56）年 2 月 10 日付）のコピーの提供を受けた。以上、記して感謝申し上げます。

(イ) 初出時に、生前の朱紹文と交流のあった吉原丈司氏から、中国社会科学院が朱紹文を紹介する下記サイトをご紹介いただいた（2021（令和 3）年 10 月 1 日閲覧）。しかし、同サイトは、2022（令和 4）年 3 月に再度参照を試みたところ、閲覧不可能な状態となっていた。〈http://www.cssn.cn/xr/xr_xbwy/xr_xwyd/201310/t20131026_612386.shtml〉

[初出：『大警視だより 続刊』第 12 号（福永英男前部会長追悼号、通巻第 41 号、2021（令和 3）年 7 月 1 日刊）31-34 頁 〈<http://hdl.handle.net/10270/5337>〉]

（「(執筆者紹介)」は、213 頁をご覧ください。）

²⁸ 加藤「はるかなる疾風怒涛時代」；朱・加藤「朱紹文氏に聞く」(1)、17 頁。

²⁹ 田島「朱紹文研究員（1915-2011 年）とその時代」、301 頁。

³⁰ 博堅「父、福島高商外人教師・博棟華について」、66 頁。

³¹ 「青空日本語教室 30 年 中国・南昌、高松の友好都市で脈々」『朝日新聞』（香川版）2016（平成 28）年 8 月 31 日付朝刊、25 面。

【特別寄稿】

垣見隆禎教授の〈中間団体としての自治体〉論——廃藩置県 150 年に思う

福島大学行政政策学類准教授 阪本 尚文

日本国憲法は、ヨーロッパ大陸法に見られるような多元的な裁判制度を採用することなく、最高裁判所を頂点とする裁判組織に司法権を専属させるという意味で国の裁判権を一元化しているが、周知のように、明治憲法下において司法権は民事・刑事の裁判に限定され、行政事件の裁判は行政の系列に属する行政裁判所が扱うものとされていた。この行政裁判所の膨大な判決記録を素材に、独自の視点から近代日本の国地方関係の特質を剔抉し、明治国家の国制の通俗的イメージを揺さぶる刺戟的な成果を数多く発表してきた論者が、尊敬する同僚である垣見隆禎教授である。『行政裁判所判決録』（本文 7 万頁余！）に記載された 1 万を超える事件を 1 つひとつ数え上げて、自治体が国（府県参事会）を被告として出訴した事例を集計・分類するという、手堅く実証的な——と言うのは易しいが、気の遠くなるような地道な——作業に裏打ちされた精緻な分析は、戦前の国地方関係を形容する際にしばしば用いられてきた「官僚的性格」や「後見的監督法制」なるものの実相に深く分け入るものである。この小文は、戦前の自治体の在り方について読者に新鮮な驚きをもたらす教授の所説の一端を紹介し、筆者の粗雑な印象論を付したものに過ぎない。

「戦前の市町村には、市制町村制に法定された機関訴訟及び抗告訴訟を通じて、裁判上の保護に値する自治権が承認されていた [...]。少なくとも戦後との比較において極めて多くの訴訟が、市町村によって行われていた」¹——この意外な事実を基点に、教授は、戦前の自治体が統治主体としてよりも事業団体としての性格を色濃く有していたこと、行政裁判所は主観訴訟の原告適格について比較的柔軟な対応をしており、行政内部の適法性監督機関として客観法秩序を維持する機能を果たしていたこと²、町村制などの法令上の規定とは裏腹に、そもそも村落住民の法意識の上では個々の構成員を離れた別個独立の法人という観念は定着していなかったが、国および上級庁の強権的な監督権の行使が市町村の自治意識をかえって「覚醒」させたこと³など、訴訟当事者の法意識までも視野に入れて、いくつもの重要な法社会史的知見を実証的に導出している。

戦後日本における明治以来の官僚主義的伝統の残存という通念を再検討する一連の研究の白眉が、「戸数割税の賦課に関し市町村長の提起する行政訴訟を詳細に検討して、自治体の「中間団体」としての性質にも説き及び [...] 興味深い」（斎藤誠）⁴と評される「戦前日本の国家・自治体・住民——戸数割税をめぐる行政訴訟の分析」（1）（2・完）⁵の、〈中間団体としての自治体〉論である。20 世紀後半の日本の歴史学においてその革新を主導し

¹ 垣見隆禎「団体自治と争訟」『公法研究』第 78 号、2016（平成 28）年 10 月、181 頁。

² 垣見隆禎「明治憲法下の自治体の行政訴訟——行政裁判所判例を中心に」『行政社会論集』第 14 巻第 2 号、2001（平成 13）年 12 月、57-58 頁。

³ 垣見隆禎「『行政裁判所判決録』にみる戦前日本の国と自治体」『行政社会論集』第 15 巻第 2 号、2003（平成 15）年 1 月、65、84 頁。

⁴ 斎藤誠『現代地方自治の法的基層』（有斐閣、2012（平成 24）年）72-73 頁。

⁵ 『行政社会論集』第 17 巻第 4 号、2005（平成 17）年 3 月、1-37 頁、第 18 巻第 1 号、2005（平成 17）年 7 月、1-41 頁。

た1人である「戦後日本屈指の歴史家」⁶、二宮宏之のアンシャン・レジーム論を下敷きに樋口陽一が提起した「ルソー＝ジャコバン型」の国家像⁷を索出的な図式として用い、教授は、地方自治と立憲主義の關係に原理的な考究を加えている。

実のところ、教授は、早くも学界デビュー作において、ロシア革命後にソビエト国家にとどまって研究活動を継続したものの「ブルジョワ法学者」として迫害を受けた帝政ロシアの行政法学者、コバレフスキーの議論を参照し、「中間団体を担い手とする多元主義を[原理的に]克服し、諸個人と集権的国家とがむかいあう二極構造の社会」の確立が、1920年代末のソビエトで「未だ課題として残されていたこと」に言及していた⁸。してみると、「絶対王政が身分制の網の目によって支えられているかぎり、集権的国家の完成度という点から見て、絶対王政は「絶対」にはなることができない宿命をもっている」というアンシャン・レジーム期のフランス絶対王政の統治構造を念頭に置いた二宮＝樋口の命題が、1920年代末のソビエトのみならず、「近代日本にもある程度当てはまる」⁹という指摘は、年来の問題意識に発するものなのかもしれない。

教授は言う。我が国でも、集権的国家秩序が地域の末端にまで浸透するためには「ムラ」社会からの「個人」の析出を一定程度伴わざるを得ず、逆に「個」の共同体からの解放を果たす上では国家官僚制の強化が避けられなかったのであり、集権的国家秩序の浸透と共同体からの「個人」の解放の同時進行というプロセスが見られた。このとき住民の権利自由を侵害する直接の脅威は国家権力ではなく「社会的権力」たる市町村自治体であったと言えることから、樋口のシェーマは一面では日本近代史にも妥当している。しかしながら、「下請け機構」たる地域団体を上手に使いこなして効率的かつ巧妙に支配の実を挙げていたというよりも、共同体的規制に寄りかかった支配体制を構築したがために、かえって、絶えず中間団体の意向に振り回される結果を招来し、中央集権の支配が末端の地域社会に貫徹し得なかった点で、「極東では[...]市民革命によって個人が解放されないままで、従って、個人の人権と国家の主権との密接な連関がないままに、にもかかわらず集権的国家ができあがってしまった」とする樋口の見立てにもかかわらず、明治国家は「弱い」国家であった。自治体を国家行政遂行の「下請け機関」として用いる手法は、一見効率的かつ巧妙に見えて、その実、自治体が「下請け」としての役割を十全に果たさなくなるや、国家行政そのものが機能不全に陥る危険性を抱えていた¹⁰——こう診断を下すのである。

現行憲法制定75年を経て、さらに平成を通じた政治改革が内閣機能の強化をもたらした令和にあって、〈中間団体としての自治体〉に振り回される「弱い」国家という命題は、過去のものとなったのであろうか？ コロナ禍で目の当たりにしたのは、欧米諸国の「硬質な立憲主義」とは対照的に、行政によるハードな規制もそれに対する迅速な裁判的救済や

⁶ 林田伸一「解題」二宮宏之『マルク・ブロックを読む』（岩波書店、2016（平成28）年）294頁。

⁷ 拙稿「経済史学と憲法学——協働・忘却・想起」左近幸村・恒木健太郎編『歴史学の縁取り方——フレームワークの史学史』（東京大学出版会、2020（令和2）年）135-137頁を参照。

⁸ 垣見隆禎「ロシア行政法学者達と初期ソビエト国家——「拘束的決定」の理解をめぐる」『東京都立大学法学会雑誌』第34巻第1号、1993（平成5）年7月、305頁。なお、「中間団体を[...]二極構造の社会」という箇所は、樋口陽一『自由と国家——いま「憲法」のもつ意味』（岩波書店、1989（平成元）年）117頁からの重引であるが、原著に照らすと、教授の引用では[]内が欠落している。

⁹ 垣見「戦前日本の国家・自治体・住民」（2・完）、33頁。

¹⁰ 垣見「戦前日本の国家・自治体・住民」（2・完）、34-36頁——傍点原文。

国会その他による継続的な監視も欠く「ゆるふわ立憲主義」¹¹であり、一見強権的ながら実のところ「弱い」、いな、「弱い」からこそときに強権的たらんとする国家が、地方分権改革によって政治的資源を増した〈中間団体としての自治体〉から突き上げられ、その意向に振り回される姿ではなかったか？ 乱暴な印象論だと承知で言えば、筆者には、廃藩置県 150 年を迎えた今日においても、教授の犀利な比較国制史的分析が看過し得ないアクチュアリティを有するようと思われるのである。

[初出：『大警視だより 続刊』第 14 号（福永英男前部会長追悼号Ⅱ、通巻第 43 号、2022（令和 4）年 1 月 1 日刊）18-19 頁〈<http://hdl.handle.net/10270/5440>〉]

（「(執筆者紹介)」は、213 頁をご覧ください。）

（紹介）阪本尚文先生『大警視だより』続刊御寄稿一覧

- ・「三権分立の意匠」第 10 号（2020（令和 2）年 7 月 1 日刊）5-6 頁〈<http://hdl.handle.net/10270/5206>〉。（警察政策学会資料第 115 号『近代警察史の諸問題——川路大警視研究を中心に』（第二輯・下冊）（2021（令和 3）年）446-447 頁に再録。）
 - ・「「福島学派」の遠雷——井上紫電における憲法哲学の胎動」第 11 号（2021（令和 3）年 1 月 1 日刊）19-21 頁〈<http://hdl.handle.net/10270/5281>〉。（警察政策学会資料第 115 号『近代警察史の諸問題——川路大警視研究を中心に』（第二輯・下冊）（2021（令和 3）年）448-450 頁に再録。）（これを大幅に加筆したものとして、「福島学派の遠雷——草創期福島大学経済学部の教官群像と井上紫電の軌跡」『行政社会論集』第 33 巻第 4 号（2020（令和 3）年 3 月 25 日刊）1-40 頁〈<http://hdl.handle.net/10270/5328>〉）。
 - ・「暗い時代の人々——博棟華と朱紹文のこと」第 12 号（2021（令和 3）年 7 月 1 日刊）31-34 頁〈<http://hdl.handle.net/10270/5337>〉。（本輯 198 頁に再録。）
 - ・「垣見隆禎教授の〈中間団体としての自治体〉論——廃藩置県 150 年に思う」第 14 号（2022（令和 4）年 1 月 1 日刊）18-19 頁〈<http://hdl.handle.net/10270/5440>〉。（本輯 203 頁に再録。）
 - ・「押し付け憲法論雑感——憲法の「出生の秘密」をめぐって」第 14 号（2022（令和 4）年 1 月 1 日刊）20-21 頁〈<http://hdl.handle.net/10270/5441>〉。（本輯 206 頁に再録。）
 - ・「象徴・コロナ・SNS」第 15 号（2022（令和 4）年 7 月 1 日刊）19-21 頁。（本輯 208 頁に再録。）
- （すべての論考につき、再録に際して、若干の加筆・修正を行っている。）
- ・（追加）「満鉄図書の旅、満鉄図書への旅」第 16 号（2023（令和 5）年 1 月 1 日刊）25-29 頁（本輯未収録。）

¹¹ 曾我部真裕「立憲主義のあり方から見る「自粛か強制か」問題」『判例時報』第 2458 号、2020（令和 2）年 12 月、144 頁；同「「ゆるふわ立憲主義」再論」『自治実務セミナー』第 709 号、2021（令和 3）年 7 月、54-57 頁。

【特別寄稿】

押し付け憲法論雑感——憲法の「出生の秘密」をめぐって

福島大学行政政策学類准教授 阪本 尚文

いわゆる押し付け憲法論を耳にするたびに、現行憲法が第90回帝国議会（1946（昭和21）年）において高度な内容を含む真摯な討議を経て成立した来歴を論者が顧慮していないことに、違和感を覚える。しかしそれ以上に強い疑問を抱くのだが、世界の憲法典は、さて、何らの意味でも「出生の秘密」を抱えていないもの、つまり、理想的な環境下に、十分な時間をかけた討議を経て、手続的瑕疵もなく成立したものばかりなのだろうか？ 高名な比較政治学者は言う、「日本でも憲法については押しつけとか改正手続きをきちんと踏んでいないとかさまざまな議論がありますが、アメリカの憲法制定にも似たところがあります。だいたいの場合、憲法は「出生の秘密」を負っているわけで、日本もアメリカの憲法も例外ではないということです」¹。なぜ「アメリカの憲法も例外ではない」のか？

よく知られているように、アメリカ合衆国憲法を起草したフィラデルフィア会議（1787年）の公式の目的はあくまでも連合規約の改正であり、代表の多くは出身の邦議会からそれ以外の議題を討議するなという指令を受けていた²。だが、規約の改正には独立13邦すべての議会での賛成が必要であったが（13条）、いくつかの邦議会は急進派に掌握されていたから、憲法案を規約の修正案として各邦議会の審議にかけた場合、それらの邦では否認される可能性が高かった（強力な中央政府が創設されて邦の自律性が損なわれることを懸念したロードアイランドは、会議に代表の派遣さえしなかった！）。そこでこの秘密会議は、規約の改正であれば全邦一致の賛成が必要だが、新憲法は9邦の承認があればこれを承認した邦の間では成立する（合衆国憲法7条）という理屈（？）のもと、現存する世界最古の成文憲法とも言われる新憲法を成立させた。「もし連合規約の規定通りの手続をとったとすれば、ほとんどいかなる憲法案も発効しえなかったであろうことを考えてみるとき [...]、憲法制定過程においてやはり不可欠な手続上の変更であった」³と評される。もともと、「手続的には疑問の余地」⁴が残ったことで、近代立憲主義に基づく憲法の典型とされるこの憲法の制定は改正限界を超えており、法的意味での「革命」である、というどこかで聞いたことがあるような主張がなされる可能性も生まれることになった⁵。にもかかわらず、今日確かなのは、制定過程を理由に、合衆国憲法が無効である、などという論難が大手をふるってなされてなどいない、ということである。

また、フランス第五共和制憲法が前文で言及することによって、今日なお現行法としての効力を有する「人間と市民の権利の宣言」は、周知のように17カ条からなり、1789年8月26日に憲法制定国民議会で採択されたものである。だが、同年8月末の時点では、さらなる条項の追加が予定されていた。8月4日に憲法に先立って権利の宣言をつくり憲法

¹ 待鳥聡史『民主主義にとって政党とは何か——対立軸なき時代を考える』（ミネルヴァ書房、2018（平成30）年）24-25頁。

² 阿川尚之『憲法で読むアメリカ史（全）』（筑摩書房、2013（平成25）年）24頁。

³ 齋藤眞『アメリカ政治外交史』（東京大学出版会、1975（昭和50）年）46頁。

⁴ 待鳥『民主主義にとって政党とは何か』、36頁。

⁵ 阿川『憲法で読むアメリカ史』、25頁を参照。

の前に置くことを決めた議会は、12日に宣言をめぐる議論を再開し、20日から26日まで、いわゆる「第六部会草案」24カ条をたたき台として逐条審議を行ったが⁶、17カ条をつくらなかった26日の翌日、憲法のほかの部分をつくるために追加案の検討を先送りすることを決定した。延期の理由は「憲法が完成された暁には、いまさしあたり17カ条に定められた人権宣言も、あらためて再検討され補足されるであろう、という理解があったからである」⁷。しかし、結局、追加条項の討議は遂に行われることなく、17カ条からなる権利の宣言は「暫定」条項のまま確定⁸することになった。かくして私たちが権利の宣言として手にしているのは「完結したテキストではなく、審議が途中でうち切られた結果として残された、いわば不完全な状態にとどまるもの」⁹である。が、だからといってこの宣言が今日も持つ裁判規範性を否定する議論に、説得力があるとも思えない。

この小文では、近代立憲主義の代表的テキストが聖典化されるにつれて見えづらくなった、制定時の混乱の記憶を垣間見てきた。当然ながら、激動の時代にこそ国政の基本的な組織や内容を定める法規範の変動が生じるのは常であり、やはり「だいたいの場合、憲法は「出生の秘密」を負っている」のであろう——「憲法の言葉は、永遠の静寂の中に封印された聖蹟ではない。それは、時として、鮮烈な血の記憶と絶望的な不安に覆われた時代の中から、その姿を現し、時の流れの中で繰り返し読み返されながら、その意味を再生し、新たな姿を現す」¹⁰。日本国憲法の来歴だけをことさらに責めたてて無効だなどと難じる論者には、比較の視座を持つことを期待するゆえんである。

[初出：『大警視だより』続刊第14号（福永英男前部長追悼号Ⅱ、通巻第43号、2022（令和4）年1月1日刊）20-21頁〈<http://hdl.handle.net/10270/5441>〉]

（「(執筆者紹介)」は、213頁をご覧ください。）

⁶ 議論の詳細は、澤登文治『フランス人権宣言の精神』（成文堂、2007（平成19）年）第2部第2章を参照。

⁷ G.ルフェーヴル著、高橋幸八郎・柴田三千雄・遅塚忠躬訳『1789年——フランス革命序論』（岩波書店、1998（平成10）年）286頁。

⁸ 深瀬忠一「1789年人権宣言研究序説」(4)『北大法学論集』第40巻第1号、1989（平成元年）年11月、222頁。ルフェーヴルも先の引用箇所につき、こう述べている。「憲法が完成に近づいた1791年8月に、この点〔人権宣言の再検討・補足〕の討議が再開されたとき、トゥーレは次のような反対論を述べている。すなわち、いまや全人民の熟知するところとなった人権宣言は、人民の眼にはすでに「宗教的で神聖な性質」を帯びたものと映じており、すでに「政治的信条の象徴」にもなってしまったのであるから、それに手を触れることは慎むべきである、と。そこで、人権宣言とは別に、憲法の前文と、憲法によって保障される「基本的諸規定」（憲法の第1篇）の記述とが作成されることになり、そこに、人権宣言の要約につけ加え、必要と判断された補足事項が記されたのである。こうして、1789年の革命の象徴たる人権および市民権の宣言は、8月26日に国民議会が暫定的に採択した姿のまま残ることになった。」（ルフェーヴル『1789年』、286-287頁）。

⁹ 富永茂樹編『資料 権利の宣言——1789』（京都大学人文科学研究所、2001（平成13）年）iii頁〔富永〕。

¹⁰ 土井真一編『岩波講座 憲法4——変容する統治システム』（岩波書店、2007（平成19）年）v頁〔土井〕。

【特別寄稿】

象徴・コロナ・SNS

福島大学行政政策学類准教授 阪本 尚文

日本国憲法は「天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ」（4条1項）と規定したが、憲法施行後も、天皇は国事行為以外の場を通して「公的に」ふるまってきた。1946（昭和21）年から1954（昭和29）年の「全国巡幸」、1947（昭和22）年第1回国会以来の開会式での「おことば」などがその例である。これらは憲法の定める国事行為には該当しないが、大相撲見物や宮中祭祀——政教分離原則との関係で私的領域にいわば押し込められた——のような天皇の私的行為とも言えない、公的色彩を帯びた行為である。このような行為が憲法上「許容」されるか否かをめぐって、従来、議論が交わされてきた¹。大別すると、学説は、二分説（天皇に許されるのは、国事行為・私的行為のみであると解する）と三分説（国事行為・私的行為のほか、その中間に第三の範疇として公的行為を認める）に整理できる。反対説も有力に主張されているが、多数説は三分説であり、その中でも、国事行為や私的行為とは別系統として「「象徴としての地位」それ自体に伴う行為」が天皇には認められるけれども、憲法3条を類推適用してその「象徴的行為」についても「内閣の助言と承認」を必要とする、という清宮四郎の立場が通説とされる²。

この「通説をさらに一步進めた意味をもつ」と評されるのが、前天皇のビデオメッセージ（2016（平成28）年8月8日）である。というのも、「象徴としての行為」を認めるとしても、通説がそれを天皇の「務め」と考えていたかどうかは大いに疑問であり、通説の目的はそのような行為が「禁止されていないことの論証」にすぎず、それが天皇の「務め」であるとして積極的に要請されていることまでは、考えていなかったからである³。「日本の各地、とりわけ遠隔の地や島々への旅」のような「象徴的行為」が「天皇が象徴であると共に、国民統合の象徴としての役割を果たすため」の行為——「象徴としての務め」——であると天皇が明言し、天皇には「象徴としての務め」を果たすことが憲法上要請されている（あるいは義務づけられている）という憲法解釈を提示したことは、従来の憲法学説にとって「想定外の内容」であった⁴。もっとも、前天皇と昭和天皇の公務を同じ82歳になった年（2015（平成27）年と1983（昭和58）年）で比べた場合、国事行為は前天皇が1085件、昭和天皇が1112件とほぼ同程度だったのに対し、公的行為はそれぞれ529件、344件と1.5倍になっている⁵。いわゆる「平成流」の特徴は、やはり「象徴的行為」の拡充にある。

¹ 毛利透ほか『憲法I 総論・統治〔第3版〕』（有斐閣、2022（令和4）年）115頁〔小泉良幸〕。

² 石川健治「国民主権と天皇制——視点としての「京城」」一色清ほか『明治維新150年を考える——「本と新聞の大学」講義録』（集英社、2017（平成29）年）177-178頁。

³ 高橋和之「天皇の「お気持ち」表明に思う——「象徴的行為」論への困惑」『世界』第889号、2016（平成28）年12月、201頁。

⁴ 西村裕一「「人間」と「天皇」の間で」『論究ジュリスト』第20号、2017（平成29）年2月、65頁；同「「象徴」とは何か——憲法学の観点から」吉田裕・瀬畑源・河西秀哉編『平成の天皇制とは何か——制度と個人のはざままで』（岩波書店、2017（平成29）年）230頁。

⁵ 「皇室 生前退位 公的行為を精査へ 有識者会議、負担に注目」『毎日新聞』2016（平成28）年11月5日付朝刊、2面。

前天皇が、「自己が象徴する「国民統合」を政治権力により上から形成するものではなく（そのような権力は憲法により否定された）、国民意識の基層に働きかけて国民との絆を形成・維持・強化することを通じて行うことに、自己の役割を見出し」⁶、積極的に「象徴としての務め」の範囲を拡大した背景を、石川健治は次のように説明する。憲法1条に言う「象徴」であるために日本国憲法が用意した舞台は、憲法7条にある10項目の国事行為しかないが、その多くは、文書の認証や儀式の遂行など「国民に見えないところで行われる仕事」である。これでは、敗戦直後に黒田覚が指摘したように⁷、あまりにも舞台が狭すぎて、国事行為だけをやっていただけでは象徴性が失われる、というジレンマに陥ってしまう。つまり、日本国憲法の象徴天皇制は、そのままでは象徴としての天皇が先細りしていく制度設計になっている。この「日本国憲法が抱える構造的な矛盾」に自覚的であった前天皇は、象徴性の不足を埋めるために「象徴としての行為」を、自らの地道な努力によって積み上げてきた。「いち早く被災地を回って、膝をついて人々に寄り添い、励ましの声をかける」ことを通じて、前天皇は「本当の意味での「象徴」」になったと言える。もともと、国家機関としての意思行為という性質上代理可能な国事行為と異なり、「象徴的行為」は天皇自らが動いてはじめて成立する、一身専属的な行為である。前天皇が「象徴としての務め」を誠実に追求したがゆえに直面したのが、高齢を理由とする自然的身体の限界であった。ビデオメッセージは「高齢になり、これまで国事行為とは別立てで行ってきた、象徴的行為の負担にもはや耐えられない」ことを物語っている。日本国憲法が古稀を迎えることになったタイミングで天皇の譲位の可否が主題化されたのは、偶然ではない、というのである⁸。

ビデオメッセージを読み解く上で、上記の説明は管見の限り最も説得的なものに見える（もう1つだけ挙げるとすれば、退位の目的が「前天皇に固有の象徴像に鑑み、天皇の有する象徴としての地位にふさわしい尊厳を保持すること」⁹にある、という仲野武志の指摘であろう）。同時に、石川の分析は長引くコロナ禍で現天皇が直面するかもしれない課題を予言しているようにも見える。というのも、現行憲法の下では、天皇が全国を巡って市井の人々と交流し国民と情感を通わせることではじめて象徴天皇制が維持されるのだとすると、コロナ禍によって現天皇が国民の視線に晒される機会が大幅に減じたことは、象徴性の調達を著しく困難にするとと思われるからである。現状のまま男系男子主義に固執する限り、皇位継承者の減少という危機の恒常化は不可避だが、コロナ禍の長期化が象徴性の減少という一層の試煉につながる可能性はないだろうか？

皇居外で国民の目に触れることが難しくなったとき、「人々に寄り添い、励ましの声をかける」ためにいかなる選択肢が残されているのか？ すぐに思いつくのが、インターネットの活用である。これは突飛な発想ではなく、君塚直隆は、イギリス王室がホームページでチャリティーなどの活動を積極的に広報するのみならずSNSもフル活用しており、ウ

⁶ 高橋「天皇の「お気持ち」表明に思う」、201頁。

⁷ 黒田覚「天皇の憲法上の地位」『公法研究』第10号、1954（昭和29）年4月、15-16頁を参照。

⁸ 石川健治「天皇の生前退位」『法律時報』第88巻第13号、2016（平成28）年12月、1頁；石川健治・姜尚中「対談 象徴としての天皇と日本国憲法——今上天皇の「退位」を巡る考察」『すばる』第40巻第1号、2018（平成30）年1月、56-57頁〔石川発言〕。

⁹ 仲野武志「天皇の退位等に関する皇室典範特例法について」（3・完）『法学論叢』第185巻第6号、2019（令和元）年9月、11頁。

イリアム王子夫妻の Instagram のフォロワーが 1200 万人に達していることを紹介した上で、広報活動に消極的な宮内庁を批判し、宮内庁とは別に皇室がホームページを立てたり、皇族が SNS で折々の活動を発信したりすることを提案している¹⁰。かつて留学中の皇族による mixi への書き込みが週刊誌に報道されたことが、SNS での発信へのトラウマになっているのかもしれないが、コロナ禍が長期化するならば、象徴性の調達のためにも、インターネットを積極的に活用する方向に舵が切られるのではないかと筆者のささやかな見立てである。2017（平成 29）年 6 月のデンマーク訪問の折、スマートフォンを手にした地元の男性から求められた現天皇（当時皇太子）が自撮りに気軽に応じた¹¹ことは、君塚の提案がリアリティーを帯びていることを示している。また、現に 2021（令和 3）年 4 月には、現天皇・皇后が「東日本大震災・原子力災害伝承館」（福島県双葉町）をオンライン視察し、画面越しに被災者と懇談している¹²。

こうした動きが加速した先に、SNS 上でも「天皇の一挙一動が公衆のまなざしに晒されるようになる」ことで、〈日本人〉が「自己のアイデンティティを再確認すると同時に、あらゆる負荷を天皇に背負わせるのと引き換えに自らの理性の責務を放棄する、中心への統合」¹³が、新たに情報空間で生起するのかどうか？ 蠱惑的なテーマにも思われるが、日本人論は、所詮、この小論の場ではない。

2021（令和 3）年 11 月 3 日

[附記 本稿脱稿後、河西秀哉「SNS で発信する英王室が見本、皇室側から積極的に情報発信を」『週刊朝日』第 126 巻第 62 号、2021（令和 3）年 12 月、14 頁に接した。]

[本稿は、本輯のために新たに書き下ろしたものであるが、『大警視だより』続刊第 15 号（松井幹郎先生追悼号Ⅱ 原田弘先生追悼号、通巻第 44 号、2022（令和 4）年 7 月 1 日刊）にも掲載した。]

（「(執筆者紹介)」は、213 頁をご覧ください。）

¹⁰ 「皇室の将来像 議論愈るな」『読売新聞』2021（令和 3）年 5 月 23 日付朝刊、6 面。

¹¹ 「皇室 皇太子さま 59 歳 発言から振り返る、これまでの歩み 「象徴」のあり方、模索」『毎日新聞』2019（平成 31）年 2 月 23 日付朝刊、10 面。2017（平成 29）年 4 月のマレーシア訪問の際も、現天皇と当時のナジブ首相との自撮りがネットに流れ、「前例がない」と話題になっていた（「自撮り、気さくに一緒に 皇太子さま、デンマークから帰国」『朝日新聞』2017（平成 29）年 6 月 2 日付夕刊、7 面）。

¹² 「画面から両陛下の励まし 被災者らとオンライン懇談 県庁・大熊町・双葉町と結ぶ」『朝日新聞』（福島版）2021（令和 3）年 4 月 29 日付朝刊、21 面。

¹³ 金井光生「八咫鏡に映るオイディプス——鏡の破片としての〈国民〉主権と〈象徴〉天皇」名和田是彦編『社会国家・中間団体・市民権』（法政大学出版局、2007（平成 19）年）287 頁。

【特別寄稿】

額縁と絵のあいだ——上山安敏先生と西村稔先生

福島大学行政政策学類准教授 阪本 尚文

[この小論は、2021(令和3)年10月28日に長逝された上山安敏先生の追悼文であるが、拙稿「学部の争い——西村稔先生の教養思想をめぐる覚え書拾遺」警察政策学会資料第115号『近代警察史の諸問題——川路大警視研究を中心に』(第二輯・下冊)、2021(令和3)年5月、451-454頁(<http://hdl.handle.net/10270/5431>)の事実上の続篇のため、本輯に再録していただいた。]

筆者が上山安敏先生にお目にかかったのは研究会の席で、しかも数回だけである。拙編『Aún aprendo それでもまだ学ぶぞ——西村稔先生追悼集』(2020(令和2)年)に、初期の門下生であり、筆者の恩師の1人である西村稔先生の追悼文「西村稔兄の思い出」をご寄稿いただいた縁で、最晩年の上山先生から数通のお葉書をありがたくも頂戴したが、いずれにせよ淡い交わりである。それゆえ、この小文も、主に手元にある資料と筆者の記憶をもとに、両先生の師弟関係の一側面を素描するものにすぎない。

いま「手元にある資料」と書いたのは、具体的には無料通話アプリ Skype のチャットの履歴を指す。筆者が福島に来た2013(平成25)年以降、夕方に勉強を切り上げた西村先生と Skype を用いて雑談をするのが恒例行事となり、一般には電子メールを用いて行うようなやりとりについても、Skype のチャットで済ますことがほとんどであった。チャット記録は、2015(平成27)年4月以前のもの残っていないのであるが、それ以降のもの(2019(令和元)年7月まで)を筆者は保存していて、検索したところ計8回、西村先生は、上山先生に触れられていた。その中には、電話で上山先生から「丸山論文は、本にまとめるなら、もっと自分の意見を出したらどうかといわれ」た(2015(平成27)年12月6日)とか、文献に「付箋を貼る(昔は切った紙を挟む)のは上山先生を見習っ[た]もの」(2018(平成30)年2月19日)とかいうもの以外に、西村先生が上山先生の研究手法をどうご覧になっていたか、にかかわるものも含まれる。そこでは、関西大学法学部で日本法制史を講じられていた故石尾芳久氏が、1976(昭和51)年頃、阪急総持寺駅前の旗亭で、上山先生の研究手法は「額縁」であり「絵」の中身(学説・思想)の解説を欠いている、と批判された、というエピソードが登場する(酒席にいたった経緯については、西村先生ご自身が「竹下君の思い出」¹にお書きになっている)。

2018(平成30)年2月26日のチャットには、石尾氏による批判は「当たっているのですが、そういえば身も蓋もない話。純粹思想史だけが思想史じゃありません、と反論したいところ」とある。西村先生は、別な機会に、上山先生のご研究は学問それ自体へのイデオロギー批判である、という趣旨のことも語っておられたから、絵に描かれた風景の地平にとどまる「純粹思想史」では、どこまで突き詰めても、絵を支えるものの構造までも透視することはできない、という判断も含意されていたのだろう。

¹ 竹下賢追悼集編集委員会編『竹下賢追悼集 泰然自若＝悠悠閑閑 『宙の如き宇の如き』人なり。』(2018(平成30)年)110-111頁；阪本編『Aún aprendo』、50頁。

もっとも、一方で『マックス・ウェーバーの法社会学』（法律文化社、1971（昭和46）年）の著者に、共鳴するところもあったようである。2016（平成28）年10月22日のものは、こう続く。歴史法学研究とは「法学の「近代」を問う」ものであったけれども、それを扱う上山先生には「方法的な問題」があり、「僕なんかは、多少、それに反発した部分もあった」。もちろん上山先生も『憲法社会史』なんかでは学説の中身に迫って「いるので、「あまり自慢はできません」が、石尾氏が「額縁」と呼んでいた上山先生の方法に、「私は少し学説・思想の解説という伝統的方法をプラスした」。1987（昭和62）年に東京大学出版会が企画したものの2022（令和4）年3月現在まで未公開のままである、石部雅亮・村上淳一編『ドイツ近代法史辞典』に寄稿した論文「歴史法学、パンデクテン法学」では、「多少、学説の内容にも触れた」——このようにご自身の研究を位置づけられている。幻となった「歴史法学、パンデクテン法学」には、西村先生が上山先生と相対した痕跡も、刻み込まれているのであろうか？

西村先生の中での「額縁」と「絵」の比重は、日本に研究対象を移し、福澤諭吉のテキストに沈潜してその思惟様式の解明を目指した『福澤諭吉——国家理性と文明の道德』（名古屋大学出版会、2006（平成18）年）では、後者にいっそう傾いたようにも見える。が、上山先生思想史研究の方法が西村先生の意識から離れることはなかった。西村先生は、筆者に対して、上山先生の手法を用いれば日本近代史ではまだまだやれることがある、と語っておられたし、大学院の演習でポーコックを扱われたときも、いわゆるケンブリッジ学派の思想史方法論に、上山先生の研究手法との類似性を看取されていた。遺作、『丸山眞男の教養思想——学問と政治のはざままで』（名古屋大学出版会、2019（令和元）年）のあとがきには「対象も手法も師の教えとかけ離れ」（550頁）とあるけれども、「法学部教養派」（田中耕太郎、南原繁）や和辻哲郎らが織りなす知識社会の中に丸山眞男を位置づける同書のアプローチは、「法学部、哲学部を含めた知識社会の集団社会学的考察」²につながっている。「額縁」へ振り子は再び振れていた。西村先生は、上山先生のすべてを継いだ弟子はいない。自分も作品で言うと『法社会史』や『憲法社会史』（日本評論社、1977（昭和52）年）などの時期の弟子に過ぎない、という趣旨のことを、筆者に語られたこともある。とはいえ、比較教育社会史の泰斗の次の評価は、やはり適切であると思われる——「上山氏といえば、法制史分野のリーダー的存在であるばかりでなく、むしろ「知の社会史」において先駆的かつ精力的な活躍をされている。そこには狭義の法史を越えて、法をもふくむ人間の知的・感性的営みに対する飽くことなき探究的関心の発露がある。このような上山氏の学風を最もよく継承しているのは西村氏であろう」³。

『丸山眞男の教養思想』のあとがきでの上山先生への謝辞には、2018（平成30）年春段階から若干の異同がある。「恩師上山安敏先生（京都大学名誉教授）には、例によって「まだか、まだ出ないか」と何度も励ましの御催促をいただいた。手法も師の教えと異なっており、到底五十年の学恩に報いるに値しないが、先生はまさに学問とは「面白さ」であるということをもっと教えられ、私はそれを導きの星としてきたし、今後もそうしたい。」これが当初のものであり、最終版とほぼ同内容だけれども、末尾の「今後もそうしたい」

² 上山安敏『法社会史』（みすず書房、1966（昭和41）年）429頁。

³ 望田幸男「書評 西村稔『文士と官僚——ドイツ教養官僚の淵源』」『歴史学研究』第723号、1999（平成11）年、44頁。

というくだりは、闘病を経て「本書において先生の薫陶をいくらかでも生かすことができているならば、幸いである」に修正されることになる。西村先生は、2019（令和元）年夏に再入院される直前、次の研究テーマたる近代日本の法学部の歴史（まさに「額縁」！）に着手されたが⁴、『丸山眞男の教養思想』とフンボルト『国家活動の限界』の翻訳が最後の作品になるかもしれない、と予感されることもあったのだろうか？ 上山先生が長逝されたのは、2021（令和3）年10月28日のこと。その2年前に病没された西村先生のご命日と、同日にあたる。

2016（平成28）年1月10日のチャットには、「学問をやり続けるという一点においてなお[上山]先生の弟子であることを厚かましくも自任^{【マツ】}して」いる、とある。西村先生は、手法や対象の点で師から離れることはあっても、師の学問の精神を疑われることは生涯なかった。西村先生が上山先生についてお話しされるときの眼差しや口ぶりは、幼子が母親の手をぐっと握りしめているときに抱くような、絶対的な信頼感を湛えていた。半世紀に及ぶ幸福な師弟関係で結ばれた両先生⁵のご冥福を、衷心よりお祈り申し上げる。

[初出：『CD版 上山安敏先生略年譜・著作目録（五訂版）——上山安敏先生追悼 併載：【附属参考資料1】上山安敏先生エッセイ集（1964～2004） 【附属参考資料2】田中周友博士略年譜・著作目録（八訂稿）——ローマ法・法制史学者著作目録選（第十四輯）』（CD版、2022（令和4）年2月1日刊）268-270頁〈<http://hdl.handle.net/10270/5598>〉]

（執筆者紹介）

阪本尚文（さかもと なおふみ）

京都大学大学院法学研究科法政理論専攻博士課程単位認定退学。現在、福島大学行政政策学類准教授。専門は憲法史。

主な著訳書：『知の梁山泊——草創期福島大学経済学部の研究』（編著、八朔社、2022（令和4）年）、ネッケル『穀物立法と穀物取引』（共訳、京都大学学術出版会、2021（令和3）年）、『歴史学の縁取り方——フレームワークの史学史』（共著、東京大学出版会、2020（令和2）年）、『Aún aprendo それでもまだ学ぶぞ——西村稔先生追悼集』（2020（令和2）年〈<http://hdl.handle.net/10270/5154>〉）、フンボルト『国家活動の限界』（共訳、京都大学学術出版会、2019（令和元）年）、フリードリヒ二世『反マキアヴェッリ論』（共訳、京都大学学術出版会、2016（平成28）年）ほか。

⁴ 拙稿「学部争い」を参照。

⁵ 上山先生から頂戴したお葉書（2020（令和2）年4月14日付）には、上山先生が、（ア）シベリア抑留世代である上山先生と大学紛争世代である西村先生との世代間のギャップを感じておられたこと、にもかかわらず、（イ）西村先生と最期まで率直に交友できたことを喜ばれていること、が記されていた。

【特別寄稿】

紹介 原田哲史著『19世紀前半のドイツ経済思想——ドイツ古典派、ロマン主義、フリードリヒ・リスト』

(ミネルヴァ書房、2020(令和2)年6月10日刊、A5・402頁、定価7,480円)

福島大学行政政策学類准教授 阪本 尚文

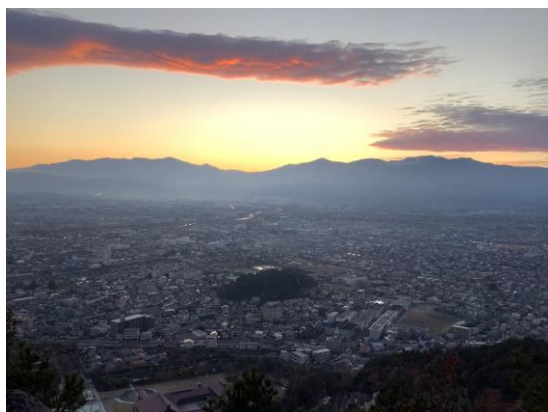
我が国の近代ドイツ経済思想史の第一人者である原田哲史氏(関西学院大学経済学部教授、福島大学経済学部大学28回卒)が、『19世紀前半のドイツ経済思想——ドイツ古典派、ロマン主義、フリードリヒ・リスト』(ミネルヴァ書房、2020(令和2)年)を刊行し、第6回進化経済学会学会賞を受賞した。この受賞は大いに納得・感服できるものである。本書において、筆者は気の遠くなるような量の独語文献——巻末の文献一覧は約40頁に及び、正確には独・日のほか英・仏語のものも含まれる——を博捜し、副題にある3つの思想(や初期社会主義など)が交錯する当時のドイツ経済思想の布置を、立体的に浮かび上がらせることに成功している。

本書で精査されている数多くの先行研究の中でもとくに注目に値するのが、草創期の福島大学経済学部を国内有数の研究機関に育て上げた¹小林昇(立教大学名誉教授・福島大学名誉教授、1916-2010(大正5-平成22)年)のリスト(Friedrich List)研究である。この戦後経済学史の泰斗による、保護貿易の産業主義者リストに拡張主義的側面があったとする研究は、今日さらに継承されていくためには、リストからナチズムに至る脈絡の行き過ぎた指摘と、同時代の経済思想との比較の欠如という、二側面について修正・克服される必要がある、と本書は説く。小林のリスト論を風化させずに研究を深化させグローバル化の時代において生かしていこうとする著者がそのための新しい見地を示した、と言える。

周知のように、小林は、生涯耕し続けた3つの領野(リスト、スミス(Adam Smith)、重商主義)を、「デルタ」と呼称していた。そのうちイギリスを舞台とする後二者については、スミス『国富論』を基準にその他の理論を裁断・評価する絶対化を退け、スチュアート(James Steuart)やタッカー(Josiah Tucker)を論じることでスミスを徹底的に相対化しようとした²。立教大学大学院で小林の薫陶を受けた菊池壯藏氏(福島大学名誉教授)の卓抜な比喻を借りれば、富士山の如き単独峰としてスミス単体を祭り上げるのではなく、吾妻山や安達太良山の如き連峰の高峰の1つとして、スミスを再定位したのである。

¹ 拙稿「福島学派の遠雷——草創期福島大学経済学部の教官群像と井上紫電の軌跡」『行政社会論集』第33巻第4号、2021(令和3)年、1-40頁(<http://hdl.handle.net/10270/5328>)；河西英通「東北自由民権研究の世界」同『東北史論——過去は未来に還元する』(有志舎、2021(令和3)年)第7章を参照。

² 坂本達哉「小林昇における学史と思想史の「試行錯誤的往反」の可能性をめぐって」服部正治・竹本洋編『回想 小林昇』(日本経済評論社、2011(平成23)年)18-33頁を参照。



信夫山（福島市）から安達太良山（左）及び吾妻山（右）に沈む夕日を臨む（菊池氏より提供）。足元に見えるのは福島県立美術館である。同美術館・福島県立図書館は、福島大学経済学部旧森合キャンパスの跡地に建設された。

が、大陸に目を転じると、小林の研究が「ほとんどもっぱらリストを明らかにすること絞られ」たことで、「当時のドイツの様々な経済思想のそれぞれが——たとえリストほど大物ではなかったとしても——それなりの意義を有しつつ並存していたという事実」（269頁）は看過されてしまった、と筆者は見る。我が国の研究史への苛立ちに近い切迫した問題意識は、「過去の思想を直接・無媒介的に現代に関連づけることは慎まねばならぬ」³と述べていたはずの筆者をして、（留保の上ではあるが）積極的に時評を語らせると同時に、ドイツでスミスと対質した三種の思想潮流の交錯の総合的な解明へと向かわせた。その結果、「本書はリストと小林昇のリスト論とを正しく評価しつつ相対化し得たのである」⁴。

評者の恩師の1人である西村稔先生（岡山大学名誉教授・京都大学名誉教授、1947-2019（昭和22-令和元）年）は、その師であり、2021年10月に長逝された上山安敏先生（京都大学名誉教授、1925-2021（大正14-令和3）年）との関係を念頭に置きながら、「弟子が師の掌の上を出ないことほど不幸なことはない」と口にされていた⁵。晩年の小林に親炙した筆者も、小林に敬意を表すればこそ、上述の仕方で、いわば〈小林を以って小林を射った〉ように見える。学恩に報いる最高の流儀であろうし、小林のリスト研究が福島大学経済学部OBによって批判的に継承されたことは、この国の社会科学にとっても福島大学にとっても、幸福なことであった。

先に触れた上山先生の『憲法社会史』（日本評論社、1977（昭和52）年）は、ワイマール議会制の崩壊を見据えながら、グナイスト（Rudolf von Gneist）ら19世紀ドイツのリベラリストがイギリス憲法学を「希望形相」を通じて「歪曲」してドイツの政治的土壌に移植する様を、体系書から時事パンフレットに至るまで渉猟し、スリリングに活写した現代の古典である。この名著に匹敵するスケールの労作を、ドイツ経済思想史の現代の冒険者が江湖に問うたことを、心から喜びたい。

[初出：『信陵』第99号（福島大学経済経営学類信陵同窓会、2022（令和4）年5月31日刊）43頁（<http://hdl.handle.net/10270/5670>）。再録にあたり、本文を若干修正するとともに、写真を追加している。]（「執筆者紹介」は、213頁をご覧ください。）

³ 原田哲史『アダム・ミュラー研究』（ミネルヴァ書房、2002（平成14）年）270頁。

⁴ 進化経済学会HP（<https://jafee.org/2021/09/24/>）（2022（令和4）年6月25日最終閲覧、傍点引用者）。

⁵ 拙稿「西村稔先生の教養思想をめぐる覚え書」拙編『Aún aprendo それでもまだ学ぶぞ 西村稔先生追悼集』（私家版、2020（令和2）年）（<http://hdl.handle.net/10270/5154>）6頁。

【特別寄稿】

紹介 令和 4 年度福島大学 foR-A プロジェクト「戦後日本社会科学
エゴ・ドキュメント・アーカイブの構築と活用」

福島大学行政政策学類准教授 阪本 尚文

敗戦直後から 1950 年代にかけて、戦後経済学史の泰斗、小林昇は福島大学経済学部を国内有数の研究機関に育て上げ、その薫陶を受けた福島大学の経済史研究者は、封建制から資本主義への移行をめぐって、地元の郷土史家の協力も得つつ福島をフィールドとする歴史研究を続々と発表し、学界に強い衝撃を与え続けた。だが、有力な研究者が東京大学などに移籍したことや、経済史研究の主題が移行期研究から資本主義研究へと変化し工業地帯が望ましいフィールドになる反面、福島をフィールドとする優位性が失われたことで、60 年代後半以降福島県の組織的な歴史研究には、一時ほどの興隆は見られなくなった¹。かつて「福島学派」と称された福島大学のスタッフが中心となり福島を舞台に行った歴史研究が我が国の社会科学をリードしていた事実は、今日県民にもほとんど知られていない。

こうした中で、福島県内唯一の国立総合大学であり、かつて我が国の歴史研究の最先端を走った本学に国内外の研究者が利用可能な研究拠点を整備することは、地域の歴史研究を再活性化の一助になると思われる。これが令和 4 年度福島大学 foR-A プロジェクトに指定された「戦後日本社会科学エゴ・ドキュメント・アーカイブの構築と活用——国際的研究拠点整備による福島県の歴史研究の再活性化」（研究代表者：阪本）²の目指すものである。実際のところ、戦後日本の社会科学の生成と展開の過程を実証的に検討するための貴重資料が、福島大学にはほとんど未活用のまま放置され、さらに、新たに集積されつつあるがゆえに、「福大の顔」となる歴史研究センターの創出は低コストで可能である。

具体的には、まず 20 世紀日本を代表する経済史家、大塚久雄の蔵書を所蔵する附属図書館大塚文庫に、大塚の読書ノート類や講演草稿が未整理のまま保管されている。また、比較経済学史（大塚史学）から出立した前述の小林の福島時代（1940-50 年代）の日記が、令和 2021（令和 3）年に福島大学経済学部 OB の原田哲史氏（関西学院大学経済学部教授）らの尽力を得て遺族から附属図書館に寄贈されたが、整理・公開する目処は立っていなかった。さらに、大塚理論をフランス革命史に応用して戦後日本の社会科学に多大な影響を与え、憲法学にも足跡を残したフランス革命史家、高橋幸八郎の日記の提供を遺族から受けた阪本は、古書店で購入した高橋宛の書簡（科研費・学内競争的研究資金の配分を受けて整理・目録の作成を行なった）とともに、附属図書館に寄贈することを予定している。これらのエゴ・ドキュメント（日記、書簡などの 1 人称で書かれた資料）は、戦後日本の人文・社会科学が前提としてきた比較経済学史の理論的基盤の新たな一面やその国際的特徴を明らかにするための基礎資料であり、大塚文庫で一体的に公開することで、食農学類

¹ 白鳥圭志「『経済学史の福島学派』の興隆と衰退——1950 年代中葉から 60 年頃までの一齣」拙編『知の梁山泊——草創期福島大学経済学部の研究』（八潮社、2022（令和 4）年）第 4 章を参照。

² 概略として、福島大学 HP（<https://www.fukushima-u.ac.jp/news/Files/2022/05/16101.pdf>）（2022（令和 4）年 6 月 25 日最終閲覧）。

に整備中の旧農文協図書館・近藤康夫文庫³とも大きな相乗効果が生じることが期待できる。

整理手順としては、草稿類、書簡、日記について、劣化を防ぐために資料保存用封筒に入れて整理番号を付し中性紙保存箱（「もんじょ箱」）に収納するとともに、整理番号、各巻の表題、作成年、概要などを記載した目録を作成している。目録は、プライバシー保護に留意しつつ本附属図書館 HP で一部を公開する予定である。作業については、国際基督教大学で大塚の薫陶を受け、立教大学大学院で小林の指導を受けた菊池壯藏氏（福島大学名誉教授）の協力を仰ぐこととした。また、公開をめぐる法的問題については、阪本および金井光生氏（福島大学行政政策学類教授）が問題の洗い出しを行い、これまでなされてこなかった閲覧者用申請書の様式の検討も行っている。公開条件の法的側面での整備がなされなければ、福島大学が潜在的な訴訟リスクを抱え続けることになりかねず、その検討（写真撮影を認めるか、メモを採ることを認めるかなど）は喫緊の課題である。

さて、近年欧米の歴史学の主要な動向の1つに、エゴ・ドキュメントへの関心の高まりをあげることができる。エゴ・ドキュメントが注目を浴びるとともに、そこから派生する歴史理論の開拓も進んでおり、エゴ・ドキュメントを読み解く方法として、史料に照射される「主観性」をめぐる理論やその「主観性」を組み込んだかたちでのマクロな構造分析への視座も、提示されようとしている⁴。我が国でも、東京女子大学が丸山眞男文庫を、立命館大学が加藤周一文庫を整備したことは、記憶に新しい。福島大学に、大塚・小林・高橋という戦後社会科学の3巨匠のエゴ・ドキュメント・アーカイブを創出することを通じて、歴史学のみならず、文書館学などでも大塚文庫の知名度の向上に資するかもしれない。

公開予定資料のうち、敗戦直後の福島の知識社会の模様を記録する小林日記は、地域史上も重要である。同時に、本プロジェクトは、福島大学の知名度を国際的に高めるとも予想される。朝鮮総督府の官僚であった守屋栄夫文書（国文学資料館所蔵）と同様、韓国人研究者による高橋日記の利用も想定されるからである。高橋が修業時代を過ごした植民地朝鮮の京城帝国大学法文学部には東京帝国大学出身の優秀な若手文系研究者が集い⁵、その多くが敗戦後に我が国の人文・社会科学の中核を担う人材となっていた。だが、日本の知識社会に与えた影響の大きさにもかかわらず「京城学派」研究が本格的に開始されたのは近年になってからであり、公法学分野などでは研究が進展している一方⁶、京城帝大では西洋史学が国史や東洋史に比して軽視されていた事情⁷も作用し、西洋史学分野に関する先行研究は少なく、高橋日記には、植民地大学研究の空白を埋める効果も期待できる。

[本稿は、『福島大学地域創造』第34号第1号（福島大学地域未来デザインセンター、2022（令和4）年9月30日刊）の巻頭言として執筆した原稿に、若干の修正を加えたものである。]（「(執筆者紹介)」は、213頁をご覧ください。)

³ 林薫平「福島大学食農学類における旧農文協図書館・近藤康夫文庫の継承と活用に向けて——戦間・戦中・戦後・高度成長期を貫く“近藤農政学”の視座と福島県農村の震災復興への示唆」『農業史研究』第5号、2022（令和4）年、27-37頁を参照。

⁴ 長谷川貴彦編『エゴ・ドキュメントの歴史学』（岩波書店、2020（令和2）年）2頁を参照。

⁵ 吉見俊哉『大学とは何か』（岩波書店、2011（平成23）年）146頁を参照。

⁶ 石川健治「コスモス——京城学派公法学の光芒」酒井哲哉編『岩波講座「帝国」日本の学知 第1巻「帝国」編成の系譜』（岩波書店、2006（平成18）年）第5章。

⁷ Soo-Hyun Mun, “A portrait of a Japanese history Professor at Keijo Imperial University, Korea”, *Interventions*, vol.2, 2019, p.426; 小澤実・佐藤雄基編『史学科の比較史——歴史学の制度化と近代日本』（勉誠出版、2022（令和4）年）246頁を参照。

【特別寄稿】

【雑感】 コロナ禍と大学教育

慶應義塾大学文学部古文書室研究員

萩市須佐歴史民俗資料館特別学芸員 重田 麻紀

いわゆる「コロナ禍」となり、3回目の春を迎えようとしているが、その間種々の「株」が発生し、我々は相変わらずその脅威の中で過ごしている。ただ、「with コロナ」という言葉に代表されるように、正体もわからずひたすら恐れていた頃とは違い、コロナ禍にあって、どのような日常を過ごしていくかを、様々な立場で考えるようになってきたのではないだろうか。学問の世界においても同様で、学会誌等でコロナ禍での学会活動や教育について振り返り、特集を組まれることも多くなっている。

わたしは、大学で講義をするという立場、小学生の母という立場、つまり教育する側と保護者側、どちらの立場もコロナ禍において経験しているのだが、ここではコロナ禍における大学での教育活動について、雑感を述べていきたいと思う。

2020年度の春学期スタートにおいて、大学はなかなかカオスな状態であった。わたしは、2つの大学で授業を持っていたが、1つは日本近世史の講義で100人を超える受講者がいる授業、もう1つは少人数で古文書の読解をする演習形式の授業であった。4月に初めての緊急事態宣言が発せられ、大学は閉鎖、しばらくの間は授業ができず、その後すべてオンラインで行うこととなった。いまでこそ、皆が当たり前に使っているZoomやTeamsをはじめとするWeb会議システムのツールであるが、当時はわたしを含め、ほとんどの教員には馴染がなかった。まずは該当部署の職員がマニュアルを作り、教員に対して使い方をレクチャーしなければならない。そのためには説明会の実施が必須であるが、人を集めるわけにはいかない。となると、Zoomの説明会をZoomで実施するという笑えない状況が発生するわけである。もちろん、そこにログインできない教員が続出するという事態となり、「どうしても難しい教員の方は大学までお越しください。」ということになった。(筆者はなんとかログインできたことを念のため申し添えておく。)

システムについてようやく理解できたところで、次は自身の授業の展開方法について考えなければならない。パターンとしては大きく3つあり、①パワーポイントやワードなどによる資料を配布する【資料提示型】、②資料を提示しつつ音声や動画などを収録し配信する【オンデマンド型】、③授業時間に実施し双方向でやり取りをおこなうことができる【リアルタイム型】である。①は資料を読ませるだけなので学生の理解を得にくい、③は通信環境が整っていないと難しい、という事情から、当初大学からは②オンデマンド型を推奨された。

ここからは慣れない収録作業が自宅内で続く。当時はまだ保育園だった息子も登園自粛となっていたため6月まではずっと自宅で共に過ごしていた。そのため、収録は息子が寝静まった夜中や早朝におこなったが、たまに日中におこなうとそんな時に限って宅配便のインターフォンが鳴り録音をやりなおすというドタバタ劇が我が家でも繰り返されていた。ただ、これも経験なのか回を重ねるにしたがってなんとなくスムーズにいくようにな

った。

ところで、このオンデマンド型は、上記のように収録するタイミングをこちらで選べるだけでなく、学生が都合の良い時に視聴することができるという意味で便利ではあったが、双方向でのやり取りはできないため、教える側からは学生の反応がみえないのはつらかった。学生にとっても質問ができないのは不自由であろうと思ったが、意外や意外、これはわたしの感覚と反するものであった。授業ごとに「質問ボックス」を設け、視聴したあとにメールのような形で質問を出すことができるのだが、対面の講義を行っていた時より質問数は圧倒的に多かった。大教室で先生にわざわざちょっとした質問や感想を伝えるのは気が引けるが、ネット経由だと気楽にできる、といったところであろうか。ある意味ストレートな学生の思いが伝わってきて、次回からの講義に活かすことができた。日常、電話よりもラインやメールでやり取りするのが当たり前前の学生たちにとっては当然のことなのかもしれない。

ただ、小規模の演習やゼミのような授業だと対話は必須であるから、対面授業のほうが格段にやりやすいし内容が定着しやすいことは実感した。

先日報道されていたが、某大学で、同時に複数の講義を視聴していた学生が多数いたことを教員が突き止め、該当者全員に単位を与えなかったというニュースがあった。これは極端な例かもしれないが、オンライン授業、とくに②オンデマンド型における弊害であることは間違いない。しかし、ふと思い返してみると、特に大教室の講義であれば、おしゃべりなどの迷惑や、あからさまにスマホをいじっていたり睡眠をとっていたりしなければ、講義内容をきいていない学生など以前から多くいたわけである。出席だけ取ってこっそり抜けだしたり、友人に出席カードを代筆してもらったり、返事をしておいてもらったり、昔から変わらない光景ではないだろうか。(当然、自分にも経験があるわけだが。) 要するに、対面であろうがオンラインであろうが、講義を聴くという姿勢は本人次第なのであり、また教員も学生たちが魅力的に感じる講義をする努力を絶え間なくしていかなければならないのである。オンラインだから学生が講義を聴かない、オンラインが悪い、という考えはいささか間違っているような気がしてならない。

多くの大学が 2022 年度については対面授業を増やす、すべて対面授業をする、と掲げている。大学で対面授業が受けられないことに対して、「学習の(物理的な)場を与えられていないのに、学費を満額納めなければならないのは納得がいかない。」という声も多く聞かれ、それに対してできるだけ対面を、と思うのも当然であろう。ただ、多くの教員たちが 2 年間のコロナ禍での教育活動において、わたしが感じたような様々な気付きが生まれていると思う。それを集約し、今後をきちんと検討し、新たな教育システムに結び付けていくことこそ、コロナ禍を経験して、一歩前に進んでいくということなのかもしれない。

(執筆者紹介) 重田麻紀 (しげた まき)

慶應義塾大学文学研究科後期博士課程単位取得退学。平成 31 (2019) 年 4 月から萩市須佐歴史民俗資料館特別学芸員。慶應義塾大学文学部古文書室研究員、明治大学文学部兼任講師もされておられる。専門は長州藩家臣(益田家)についての御研究。先年『須佐に住んだ武士—永代家老益田家と家臣たち—』(萩ものがたり Vol68、2020 年 10 月刊)を出された。また、古文書読解の講義・演習も行っておられる。先生は、故加藤晶前会長、廣瀬

権会長とお親しく、小誌には既に「川路利良と禁門の変」(第 2 号、平成 28 (2016) 年 8 月 1 日刊)、「明治 150 年」への雑感」(第 6 号、平成 30 (2018) 年 7 月 1 日刊)、「近世益田家の領地—山口県萩市須佐を訪ねて」(第 7 号、平成 31 (2019) 年 1 月 1 日刊) 及び「加藤晶会長の御逝去を悼む」(第 8 号、加藤晶会長追悼号 I、令和元 (2019) 年 7 月 1 日刊) 及び「「読みやすさ」と「地域史」とのはざままで—『須佐に住んだ武士—永代家老益田家と家臣たち—』の執筆を終えて—」(第 12 号、福永英男前部会長追悼号、令和 3 (2021) 年 7 月 1 日刊) を御寄稿いただいている(いずれも警察政策学会警察史研究部会編『近代警察史の諸問題—川路大警視研究を中心に—』(初輯)警察政策学会資料第 110 号、警察政策学会、令和 2 (2020) 年 5 月 8 日刊)、(第二輯【下冊】)同第 115 号、同、令和 3 (2021) 年 5 月 8 日刊) に再録。)

[初出: 『大警視だより』続刊第 15 号(松井幹郎先生追悼号Ⅱ 原田弘先生追悼号、通巻第 44 号、2022 (令和 4) 年 7 月 1 日刊)]

第 11 篇 歴史地理その他

謙信道——川中島に向かう越後上杉軍のルート

——ランニングで巡る歴史旅日記 2

大警視川路利良研鑽会会員 松宇 正一

はじめに

このところ、週末という決めて長野市内の実家を発着点として、長野盆地（善光寺平）の至るところをランニングして回っている。移動がままならないコロナ禍で、その機会は格段に増えた。

実家は善光寺まで西に約 5km、千曲川までは東に約 3km、台風 19 号で土手が決壊した千曲川沿いの長沼城址付近まで北東に約 5km、そして川中島の合戦があった八幡原史跡までは南西に約 15km というところにあり、東西南北どの山際までもがほぼ等しい長野盆地の中心付近にあるため、どこを目指すにも都合がいい。

走るのは 1 日に 10km から 20km。多い時には 30km を超えて 40km に迫る日もある。立ち止まって SNS 用の写真を撮ってその場で調整したり、コンビニで用事を済ませたり、給食や給水をしたりといった走っていない時間もあるため、外に出ている時間は思った以上に長くなる。2 時間から 3 時間、長いと 5 時間ということもある。

もちろん、それらのことをせずにノンストップで走り続けることもできなくはないが、取りも直さずそれらがあるからランニングは楽しいし、長続きもする。それらはプラスアルファの要素なのである。

そんなプラスアルファの要素の一つに、「史跡巡り」がある。巡るといって大げさだが、そこを目指して走り始めるのとそうでない場合とに関わらず、それは、看板がただポツンと立っているだけのとても小さなものも含めて、新たな知識を得るといふ楽しみに溢れており、偶然や必然、意識・無意識を問わず学ぶ喜びを感じさせてくれるものである。

山新田地区にて

ある秋の日（令和 2（2020）年 10 月 24 日）、私は、東に進んで千曲川を渡り、南東方向に向かって若穂太郎山（997m）と妙徳山（1,293m）の間にある扇状地、山新田地区を目指していた。そこはりんご畑が多い昔からの集落。扇状地を目指すのは、上りや下りを走る様々な負荷によってトレーニングの効果を高めるためであり、奥まわって交通量が少なく、安全であるというメリットもあった。



写真 1 山新田地区の最も高い地点

昔からの家屋、りんご畑、大きな観音像、そして振り返ると長野盆地を挟んで見える雄

大な北信五岳（飯縄山、戸隠山、黒姫山、妙高山、斑尾山）や北アルプスの峰々。山新田地区は、単なる上り坂というだけでなく、数々の魅力にあふれるところであった。

そして、その扇状地を登り切った先にポツンとあった「謙信道」（けんしんみち）という小さな看板に、私は目を奪われた（写真 1 参照）。

なぜこんなところ（川中島でもなく、新潟との県境でもなく、しかも長野盆地の東側の山の斜面という謙信のイメージからは遠い場所）で彼の名を目にするのだろう（川中島合戦に備えた上杉方の砦があった大峰山（828m）や葛山（812m）などは、全て長野盆地の西北の山々であり、長野盆地が一望できる人気スポット「謙信物見の岩」も大峰山登山道にある。）、と、私は大きな戸惑いを感じたのだった。

謙信道とは

するとそこから 100m ほど先にある妙徳山の登山口に、その謙信道について解説がなされた看板が立っていた。

天文 22（1553）年から永禄 7（1564）年の 11 年間にわたり、北信濃の覇権をかけて激しく争われた攻防の中で大きく 5 回の合戦となった川中島の戦い。上杉謙信は妙徳山麓（盆地の東側）に陣を張り、大峰城、葛山城に待機する味方の軍勢に向けて、春山城¹を中継の狼煙台に使って作戦の指揮を執っていたのだという。

私は、この場所から目と鼻の先にある若穂太郎山の稜線上にある春山城が、上杉謙信の拠点だったことをその時初めて知ったのである（図 参照）。

疑問の氷解

謙信道について、「どうしてこっち（長野盆地の東側）なんだ？」と思ったとたん、頭の中に眠っていた疑問が大きく目覚め、そしてそれが一瞬で氷解する感覚を味わった。

子どものころから頭の中にあった疑問「なぜ甲斐の信玄が北側（茶臼山（730m）への布陣）で、越後の謙信が南側（妻女山（411m）への布陣）なのか」は、この「謙信が越



図 甲越両軍の行軍ルート

¹ 読みは「はるやまじょう」。長野市若穂綿内（わたうち）。井上氏の城といわれ、綿内要害、城ノ峰（じょうのみね）城とも呼ばれている。

後から長野盆地の東側を大きく回り込んで進軍していたから」というのがその答えであった²。

そして謙信は夜陰に乗じて密かに妻女山を下り、雨宮の渡しから北に向かって千曲川を渡った。これが、頼山陽の漢詩「川中島」の一節、「鞭声粛々夜河を渡る」（べんせいしゆくしゆく、よるかわをわたる）の場面である³。その後の八幡原の戦いで両軍が激しく激突したのは、歴史の教科書のとおりである。



写真2 山新田地区から見た長野盆地

そんな謙信が陣を張ったという「上杉謙信陣屋跡」は、その看板が立てられたまさにその場所、山新田地区のてっぺんにあった（写真2参照）。

忘れてはならないこと

最大で上杉軍1万3,000、武田軍2万の軍勢が激しく衝突したこの川中島の戦いでは、甲越の軍勢だけでなく、その先鋒として信州の地侍たちも用いられていた。川中島の戦いでは、信州人同士の衝突による多くの血も流れているのである。

「戦場となった川中島一帯の豪族たち、民百姓は、人・物ともに大きな犠牲を強いられたことを我々は忘れてはならない。」謙信道に掲げられた看板⁴の説明文は、そう締めくくられていた。

謙信ゆかりの日本三体不動尊

後に分かったことだが、山新田地区の北側、山を一つ越えたところに、上杉謙信の持ち物だったという日本三体不動尊のうちの一つが安置されている不動寺という寺がある（写真3参照）。その不動尊は、最も激しかったと言われる4回目の合戦の折に謙信が陣中に祀って戦勝祈願を行ったものと言われている。



写真3 不動寺の壁に刻まれた文字

² 第4回の合戦時、上杉軍は善光寺に着陣し、そこから長野盆地を南下して妻女山に陣取ったとする説もある。

³ この時武田軍は、茶臼山を下りて本拠である海津城に入城し、そこから川中島の八幡原に進軍したとされる。この時の戦法が有名な「啄木鳥（キツツキ）戦法」であり、武田軍は別動隊を使って妻女山の上杉軍を川中島に追い出そうとしていた。しかしそれを事前に察知し上杉軍が「鞭声粛々」と、夜明け前に千曲川をさっさと渡ってしまったのである。

⁴ 平成17年12月 山新田地区活性化プロジェクト（平成17年度ながのまちづくり活動支援事業補助）

日本三体不動尊とは、嵯峨天皇が差し出した檜の枝から弘法大師が刻んだ三体の不動尊のことである⁵。

また、その不動寺には謙信ゆかりの毘沙門天も安置されており、数えて7年に一度の善光寺の御開帳に合わせて公開されているという。

現代に通じる道

上杉謙信が何度も行き来をした謙信道。今はそれに沿うような形で若穂太郎山の稜線の下に掘られたトンネルを通過しながら上信越自動車道が走っている⁶。

その稜線上にある春山城址からは、白と黒のコントラストも鮮やかに描かれたその美しいラインを見下ろすことができる。もしも今、謙信がそれを見たら、実に理に適ったルートであると称賛してくれるのではないだろうか。私はそんなことを思いながら、山新田地区を折り返し、実家までの下りの道のりを気持ち良く駆け下りるのだった。 (了)

(『大警視だより』続刊既載稿)「越前歴史紀行―信濃から飛騨、美濃を抜けて」第 11 号 (加藤晶会長追悼号、通巻第 40 号、令和 3 (2021) 年 1 月 1 日刊。前輯 (第 115 号) 517 頁以下に再録。)

[初出; 『大警視だより』続刊 第 12 号 (福永英男前部会長追悼号、通巻第 41 号、令和 3 (2021) 年 7 月 1 日刊)]

⁵ 残りの二体は、千葉の成田不動と新潟の菅谷不動である。

⁶ 長野 IC から須坂長野 IC 間。

飯縄信仰と戦国武将たち——ランニングで巡る歴史旅日記 3¹

大警視川路利良研鑽会会員 松宇正一

去る令和 3 (2021) 年 8 月 17 日に、本「大警視だより」創刊者の松井幹郎先生におかれてはご逝去されし由、先生にはついに拝眉の機会を得ませんでした。ここに謹んでご冥福をお祈りするとともに、拙いものではありませんが、本稿を捧げさせていただきます。また、本稿は、「民俗学」の権威であった前警察史研究部会長福永英男先生の御研究を慕うものであることを申し添えます。

はじめに

「いづなやま」という山は、長野市のシンボルとも言える山であり、かつ、北信五岳の一つにも数えられる、いわゆる里山とは一線を画す標高 1,917m の本格的な山である。また、長野市民の憩いの山でもあり、登山と呼べる登山の登竜門とも言える存在である²。他の北信五岳と同様、火山であり、形は崩れ、妙高山や黒姫山のように立派ではないが、見たところ一応カルデラの跡のような形も残っていると見えなくもない。

地元長野市民でもその半数以上が、おそらくその名前の正しい漢字を書くことができないかもしれないところがやや難点と言えば難点で、その山は「飯縄山」と書く。テキスト入力時には「めしなわやま」と打つ (タップする)。

なぜそのような常用漢字表にその読みが記載されていない漢字を充てているのか、また、「山」と「神社」を指す場合だけその特殊な使い方をするようになったのか (例えば飯綱高原と言う場合は普通に「綱」の字を使う)。子どものころからもう数えきれないほど飯縄山に登り、走っている私も未だに「これ」という明確な答えを見出せていない状態でこのような内容の文を認めるのは甚だ気が引けるところもあるが、数多ある情報を整理していく中で、「これ」という何かが見つかれば幸いであると考え、筆を執ったところである。



飯縄山全景～中央のピークが山頂

飯縄山とは

前文との重複になるが、飯縄山は、長野盆地を雄大に見下ろす位置にあり、長野市エリア、信濃の国善光寺平のシンボルでもある。

1 副題「ランニングで巡る歴史旅日記」は、本誌事務方氏のご教導により付けさせていただいたもので、もとより浅学な私が、①ランニングで巡る、若しくは、②現地でランニングしてみるという行動を起点とした生活目線、庶民目線で捉えた身近に感じる歴史を綴っていきたいと考えているものである。

2 長野市内の小学校では、昔から高原学校の行事の中で集団登山を行っているため、ほぼ全ての長野市民が飯縄山に登っている計算になる。また、引越して間もないなど、よほどのことがない限り、その名を知らない者はいない。

飯縄山周辺の飯綱高原には、スキー場、キャンプ場、ハイキングコース、ゴルフ場などがあり、平成 10（1998）年の長野オリンピックでは、フリースタイルスキーのエアリアルとモーグル、そしてボブスレー、リュージュの会場となって注目を集めた。しかしその後、時代の流れには抗えず、スキー場が経営難のため令和 2（2020）年 2 月 16 日に営業終了となってしまった。金メダリストの名を冠した里谷多英コースもあったため、私のようなかつてのスキーヤーたちを含め、残念に思うファンは多いことであつたろうと思う。



山頂は 360 度のパノラマが開け、善光寺平を眼下に、眼前に戸隠連峰や黒姫山、妙高山、遠くは北アルプスや志賀高原の山々が一望できる。そして好天に恵まれますと、遠く向かい合った四阿山と浅間山、さらに八ヶ岳、富士山が見える。そしてさらなる好条件が重なると、上越市直江津港とその先に広がる日本海が望めることもある。

飯縄登山～四季を通じて楽しめる

飯縄山の十三仏

1	不動明王	初七日	インド
2	釈迦如来	二七日	
3	文殊菩薩	三七日	
4	普賢菩薩	四七日	
5	地藏菩薩	五七日	
6	弥勒菩薩	六七日	
7	薬師如来	七七日	
8	観世音菩薩	百カ日	中国
9	勢至菩薩	一周忌	
10	阿弥陀如来	三回忌	
11	阿閃如来	七回忌	日本
12	大日如来	十三回忌	
13	虚空蔵菩薩	三十三回忌	

飯縄山には、その登山道のチェックポイントごとに 13 体の石仏が配置されている。その仏たちは、亡くなった人を浄土に導く役割を担っているという、いわゆる十三仏である。

初七日から 33 回忌まで、それぞれに担当が決まっております。インドでは四十九日までの 7 体だったが、中国に伝わって道教の影響を受けて 10 体となり³、さらに日本で中世以降に 3 体が加わり、十三仏信仰が完成した（表参照）。

十三仏



十三仏の石仏～登山道の目印となる

表 十三仏信仰の仏たちの成立には諸説あつて定説がないが、密教の影響が強く、修験道との関係が深いことは間違いなさそうである。

子どものころから本稿をまとめるまで、ただ何となく見過ごしてきた十三仏。その意味を知ると、各地に存在するであろう十三仏に興味湧いてくる。

³ 十王が極楽行きか地獄行きかの判定をするという話は十王信仰と呼ばれる。それに従って考えると、インドでは四十九日までで結論が出たものが、中国に入ってから審査期間が長くなり、三回忌になるまで行き先が決まらないことになる。あたかも上告が続く控訴審のようである。

そういえば、奥戸隠と言われる日本百名山の高妻山（2,353m）と、そこから乙妻山（2,318m）に続く登山道にも、チェックポイントごとに十三仏が祀られていた。ただ、高妻山までは一不動から十阿弥陀までの 10 体で、十三仏をコンプリートするには乙妻山まで足を延ばさなければならない。古来の人々の工夫というか、そのデザイン感覚に恐れ入ってしまう。

これからは十三仏を意識しつつ、十三仏のある山に登ることで、より味わい深い山行ができるようになるかもしれない。

飯縄権現と飯縄神社

飯縄山の山頂手前のピークには飯縄神社の奥宮があり、神仏習合の神である飯縄権現⁴が祀られている。

飯縄神社の開山は、長野市西部にあった萩野城主伊藤豊前守忠繩によるとされ、忠繩は、自らも修験者であり、千日太夫と名乗って「飯縄修験」と呼ばれる飯縄山を中心とした修験道を広めたという。飯縄修験は代々彼の子孫である千日太夫と呼ばれる行者がその長を務めていたが、その後、千日太夫は武田信玄によって安曇郡から移された仁科氏が引き継ぎ、飯縄神領 100 石を支配していたとのこと。



飯縄神社奥宮（改修前）～冬は雪に覆われる

飯縄山における飯縄信仰は、この千日太夫を中心にその後広く全国に波及していったものと考えられる。

善光寺の裏手にある九十九折の県道「七曲り」を登り切ったところに飯縄神社の里宮がある。ちょうど市街地から飯綱高原までの中間点付近にあり、トレイルランニングの大会「善光寺ラウンドトレイル」のコース付近ということもあり、ここまでランニングで登ってくるランナーも多い。神仏分離後は皇足穂命（すめたりほのみこと）神社として保食神（うけもちのかみ）を祭神としており、千日太夫の冬季居所として武田信玄によって創建され、千日太夫の後継の仁科氏の屋敷もあったという。



飯縄神社里宮～境内に天然記念物の大杉がある

飯縄信仰と戦国武将たち

飯縄信仰と一口に言っても、憑霊信仰や天狗信仰、武将や忍者、修験者の間での信仰、狐信仰など、非常に多岐にわたっており、複雑である。

⁴ 権現とは、本地垂迹説により、仏がその形を変えてこの世に現れた仮の姿という意味である。

飯縄神には様々な形が残っているが、長野市松代町にある永福寺蔵の銅造飯縄大明神像が年の記銘（応永 13（1406）年）のあるものとして最古の飯縄神像と言われている。管狐（くだきつね）に乗り、右手に降魔の剣、左手に縛索を持ち、翼と火炎を背負い、牙を噛む憤怒の表情である。飯縄神信仰と不動尊信仰から生まれた習合神である飯縄権現は、日本第三の天狗であると言われ、謡曲「鞍馬天狗」にも「飯縄の三郎」という天狗で登場する。

変幻自在の天狗・飯縄神は不動明王の化身とされているからか、戦国武将から守護神・戦勝の神として崇敬され、室町幕府三代将軍足利義満や管領の細川氏（特に細川政元）、上杉謙信、武田信玄、徳川家康など、中世の武将たちの間で飯縄大明神として盛んに信仰された。特に、上杉謙信が飯縄神像を兜の前立てとしていたのは有名な話で、武田信玄も飯縄神を甲州に勧請し、持仏として身に着けていたという⁵。

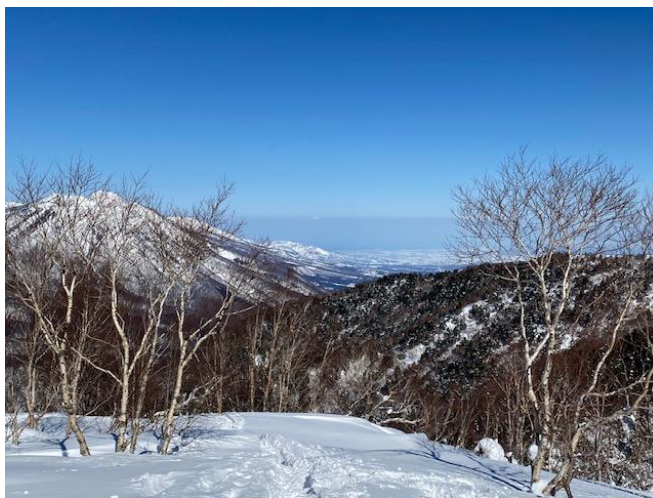
全国に広がった飯縄神社

飯縄神社は、関東を中心に、全国に広がっている。その多くは火防・家内安全・海難除け・五穀豊穡の御利益で信仰され、天狗の形で庶民に親しまれてきた。

まずは、今も多くの登山者で賑わう高尾山の薬王院。中世に飯縄権現を勧請して、戦国武将の信仰を集め、関東一円の山岳信仰の中心となった。今も江戸時代建立の本堂・飯縄権現堂・奥の院を拝観して、標高 599m の山頂からの展望を楽しむ人々が後を絶たない。

北条氏の相模の防衛拠点であった津久井城跡の東山頂「天狗山」にも、飯縄神社の祠がある。建久 8（1197）年、領主であった築井太郎次郎義胤が城塞の守護神として祀ったと言われている。

千葉県いすみ市にも飯縄寺という寺があり、「天狗のお寺・おいづなさん」と呼ばれて親しまれている。同じくいすみ市の万喜城跡内にある三光寺妙見堂にも飯縄権現像が安置されている。戦国時代、万喜城の城主であった土岐氏は飯縄権現を軍神として信仰し、庇護していたとのこと。本堂には「天狗と牛若丸」、「波と飛龍」といった素晴らしい欄間彫刻が施されており、内陣には、寺院には珍しい社殿型の宮殿があり、中には秘仏の飯縄権現像が納められているという。



山頂から望む日本海～空気が澄んだ冬が見えやすい

茨城県「あたご天狗の森」にも飯綱神社がある。岩間山と呼ばれた愛宕山山頂の愛宕神社の奥社として飯綱神社が祀られている。

その他、松戸市旭町金蔵院の本尊は飯縄不動尊であり、千葉県の鹿野山神野寺、日光山

⁵ 弘治 3（1557）年、上杉方の葛山城を攻略した武田信玄は、千日太夫に安堵状を与え、武田家の武運長久を祈らせたという。その後元亀元（1570）年に社領を寄進、天正 8（1580）年には信玄の嫡男・勝頼が朱印状をもって里宮の造営と遷宮を行っている。

輪王寺など、特に関東以北の各地で飯縄権現が熱心に信仰されていた跡がある。

また、新潟県の米沢市にある上杉神社と長岡市にある常安寺には、上杉謙信の兜前立てとして像容の異なる二つの飯縄神像が残されている。

そして遠く岡山県立博物館には、絹本著色で室町期の作と推定される「飯縄権現図」が寄託されており、甲賀忍術の修業の地として知られる滋賀県甲賀市の古寺の本尊は飯縄権現像であるとも言われている。

高尾山との関係

飯縄神社と特に関係が深い高尾山薬王院のホームページによると、「飯縄大権現」は、次のように説明されている。

「飯縄大権現」は、信州善光寺の北にそびえる飯綱山、戸隠山一帯に淵源を發する。飯綱山は、戸隠山と共に我が国修験道の始祖、役（えん）の行者神変大菩薩（ぎょうじゃじんぺんだいぼさつ）によって山岳修験道場の基礎が開かれた。「飯縄法」とは、管狐と呼ばれる鼠ほどの小動物を飯綱山から得て、長さ四、五寸の管に入れて養い、常に懐中して、この小動物の靈能を用いて術を行ったという。伝説では、この管狐は著しい靈能力を持ち、変幻出没自在で、予言をなし、人になつき、飼い主には非常な利益をもたらすものと信じられ、恐れられた。時代が降って、徳川幕府の天下平定による平和な時代の訪れと共に、「飯縄法」の妖術は「邪教」の烙印を押され、厳しい禁制の下でその使命を終わる事となった。高尾山もこうした時代背景の下に、戦国武将の移動に導かれるようにして「飯縄大



権現奉祀の霊場」としての発展を遂げるのであるが、妖術「飯縄法」が本地仏を勝軍地藏とするのに対して、高尾山の飯縄大権現は不動明王の変化身であるとして「飯縄不動尊」などと呼ばれた時代もあり、今日でも、不動明王に準じた供養、祈祷が勤められている。」

飯綱高原で毎年8月に行われている「飯縄火まつり」には、高尾山の修験者一行がゲストで訪れ、御神火降ろしの登山をはじめ、飯縄神社の神事や柴灯護摩（さいとうごま）を行っている。飯縄修験道を今に伝えるため、遠く武蔵の国高尾山からやってきた修験者たちは、古くから伝わる「山入り」の行事が音楽と光のファンタジーで現代に蘇る祭典に華を添えている。

飯縄山の名称

飯縄山の名称は、「飯砂（いはずな・飯のように食用となる砂の意）」に由来している。「飯砂」とは、長野県で局地的に見られる菌類・藻類など微生物の複合体、「天狗の麦飯」のことを指し、かつては飯縄山中に生息していたが現在は絶滅したともいわれている。凶作の時に飯綱三郎天狗がこの飯砂を配り、人々を飢えから救ったという伝説もある。

『広辞苑（第七版）』には、「いづな【飯綱】飯綱使の略。【飯綱使・飯縄遣】管狐（くだきつね）をつかって術を行うこと。また、その人。長野県飯綱山の神からその法を感得したという。」⁶とある。

どうやら、山にこもった行者が山頂の砂である「天狗の麦飯」を食べながら修行していたという伝説から、飯縄山という名前がついたようである。

さて、なぜ飯縄山は「縄」の字を使うのか。ここまで調べたところ、その理由に触



飯縄山山頂～北アルプスと戸隠連峰を望む

れている情報には当たらなかった。ここからは推論となるが、『岩波国語辞典（第八版）』によると「縄」も「綱」も、「植物繊維などをより合わせて長くしたもの」とあり、つまり元は同義である。「綱」のところに、「縄より太い」とあるので、飯砂のような粗食に耐えて修業に励む修験道のイメージと太い「綱」の字が合致しないがために、いつしか「縄」の字で統一されていったのではないだろうか。そして近代、当用漢字、常用漢字といった用字用語のいわゆる正しい表記に従って「綱」の字を充てていくに当たって、「神」にまつわる「飯縄神社」と「飯縄山」は、そうやすやすと人間の使い勝手のために定めたルールに当てはめるのは恐れ多いということで、「縄」の使用が例外的に残ったのではなかろうかと思う。

おわりに

ランニングはまさに修行である。その一步一步が修験道そのものであると言ってしまう言い過ぎかもしれないが、ここ数年の努力によって私はランニングという新たなエンジンを自分

⁶ 『広辞苑』は、「縄」と「綱」の使い分けができていない。

の身体に搭載することができた。そして子どものころ、「帰りたくない！」と言って両親を困らせた楽しい飯綱スキー場まで自宅から 14 キロほどの道のりを自分の足で走破する技を身に付けた⁷。修験者たちの強さ、そして身のこなしの一端を垣間見ているような気分である。

命を懸けて戦う勇猛果敢な戦国武将たちや、決して豊かではなかったであろう当時の民衆の心持ちに思いを馳せながら、私は明日も走り続ける。飯縄大明神のご加護があらんことを祈りながら。 (了)

[初出: 『大警視だより』続刊 第 14 号 (福永英男前部会長追悼号Ⅱ、通巻第 43 号、令和 4 (2022) 年 1 月 1 日刊)]

⁷ ブログ「私はなぜ毎日走っているのか」〈<https://matsuu51.hatenablog.com/>〉参照

源頼朝と善光寺——ランニングで巡る歴史旅日記 4

大警視川路利良研鑽会会員 松宇正一

はじめに

鎌倉時代、源頼朝が再建した善光寺。頼朝や北条一族は厚く善光寺を信仰し、諸堂の造営や田地の寄進を行っている。しかし、地元長野市民、長野県民でもその認識をもっている人はあまり多くはない。大河ドラマ「鎌倉殿の 13 人」の放映をいい機会として、より多くの方々に善光寺詣りをもっと深く楽しんでいただければと思い、筆を執ったところである。

長野のシンボル

善光寺は、「長野」のシンボルである。「長野県」のシンボルかと言うと、ちょっと微妙なところがある。なぜ微妙なのか。それは、松本に松本城という別のシンボルがあるからである。

「長野出身です」と言っても「あ～、松本城有名だよね」と言われた時の長野地域住民の複雑な心境は、テレビ番組「ケンミンショー」や SNS などの情報によって、以前より理解してもらえるようになり、知る人ぞ知るところとなっているかと思われる。あくまで住民感覚であるが、善光寺は、長野県全体のというよりも「長野」のシンボルなのである¹。



善光寺本堂

ランナーたちのランドマーク

そんな長野のシンボル善光寺は、ランナーたちのランドマークでもある。市街地の北、いわゆる里山を背にしたところにある善光寺は、山道を走るトレイルランや、峠道を走るアップダウン走のプロローグとして、また、ランナーたちを奮い立たせるアクセントとしても一役買っている。

メジャーな国内有数の市民マラソン大会である「長野マラソン」があり、もともとランナー人口の多い長野であるが、シンボルの名を冠した「善光寺ラウンドトレイル」というトレラン大会が開催されるなど、善光寺周辺は、多くのランナーたちが思い思いのランニングスタイル



表参道を駆け下りるランナーたち

¹ 令和 3 (2021) 年の大晦日に放送された NHK 「ゆく年くる年」では、東京の浅草寺と京都の清水寺、そして岩手平泉の中尊寺といった各地の名所と並び、善光寺からも生中継が行われ、新型コロナ感染の終息を願う人々の様子が伝えられた。

で通過するポイントなのである²。

善光寺の始まり

善光寺にはおよそ 1,400 年という長い歴史がある。庶民の心の拠り所として深く広い信仰が続き、その名は全国に知られており、それは、特定の宗派に属さない無宗派の寺であり、全ての人々を受け入れる寺であることも大きく影響していると思われる。

『善光寺縁起』によると、本尊の一光三尊阿弥陀如来は、我が国に仏教が伝来した際に百済から日本に伝えられた日本最古の仏像といわれている。時あたかも仏教という新しい宗教を受け入れるか否かを巡る崇仏・廃仏論争の最中であつたため、廃仏派の物部氏によってこの仏像は、難波の堀江というところに捨てられたという。その後、信濃国国司の従者として都に上った本田善光がその仏像を信濃の国に運び、その後勅願で伽藍が造営されたのが善光寺の始まりである³。

オリンピックと御開帳

今年の冬季オリンピック北京大会から遡ること 6 大会、1998（平成 10）年の冬季五輪は長野で開催された。長野はオリンピックシティ。スポーツイベントを大切に、国際交流が豊かで、ピンバッジの収集・交換といった習慣なども含め、五輪関連の文化が豊かな街である。

新型コロナウイルスの感染拡大で善光寺の御開帳が 1 年延期となったことにより、今年は、諏訪大社の御柱祭と善光寺の御開帳が重なることとなった。それぞれ数えて 7 年に 1 度の行事が重なるのは戦後初だという。現時点での予測ではあるが、このような貴重な機会に海外からの観光客が見込めないのは誠に残念である。とはいえ、未来に向けての糧として、その経験は、しっかりと積み上げていかなければならない⁴。

頼朝と善光寺を結ぶ「駒返り橋」

善光寺と頼朝の関係は深い。善光寺は今までの歴史の中で何度も火災に見舞われており、鎌倉幕府の將軍たる頼朝は、その伽藍を再建した大恩人と言われている。そのことは、平家物語や吾妻鏡にも記述が残っている。

頼朝が善光寺を参拝した証として今も善光寺の境内に残されている「駒返り橋」は、山門へ進む入口にある長さ 1m ほどの石橋である。現在の橋は、参道の石畳と一体化しており、幅も 3m 以上あるためあまり意識することはないが、その脇に、当時の石橋に使われていたであろう大きな石が



駒返り橋

² 長野マラソンの場合は、そのコースの序盤に善光寺の門前を通過するポイントがある。完走などの目標達成を祈願する信心深いランナーが（数秒のロスを厭わず）そこで立ち止まり、本堂に向かって手を合わせてから表参道と呼ばれる中央通りを駆け下りるのが風物詩になっている。

³ 善光寺の名は、本田善光の「善光」が由来である。

⁴ 御開帳は 2015 年の前回、57 日間で約 707 万人が訪れ、約 1,137 億円の経済効果をもたらし、御柱祭は、2016 年の前回約 157 万人が訪れ、約 201 億円の経済効果があったという（時事通信）。

架けられている。その石の真ん中には、ゴルフのカップほどの大きさの丸い穴が開いており、頼朝が善光寺を参拝した際、この穴に馬の蹄をはさんでしまい動けなくなってしまったという。頼朝はここで馬を降り、徒歩で山門をくぐって、本堂に向かったのであろう⁵。

「頼朝山」と「静松寺」

長野市街地の西、数キロのところにもその名もズバリ「頼朝山」という山がある。国道 406 号がそこを貫くトンネルは「頼朝山トンネル」といい、入口に大きなプレートが架かっているためそこを通過したことがある人は見覚えがあると思われる。

この辺りは旧戸隠街道が通っており、明治初期まで善光寺町に出る交通の要地であった。今も長野から白馬に抜けるルートとして自動車の往來が絶えない。

その頼朝山の麓、山の西側にあるのが「静松寺」であり、頼朝と深い関係があるという。

焼失した善光寺を再建し、自ら参詣した頼朝は、その際ここを訪れ「頼朝山法性院静松寺」と名付け、田地や山林を寄進したという⁶。



静松寺の入口

時代の移ろいとともに

「鎌倉殿の 13 人」では、頼朝の旗挙げや幕府創設といった歴史上の場面が登場人物のそれぞれの機微とともに細やかに描かれている。通信手段が今とは比べものにならないほど脆弱で稚拙な時代でも世論というものがあり、時代の趨勢に合致した勢力が台頭するということは実に興味深い。

しかしまたその一方で、時代に左右されない信仰の対象もあり、善光寺はその代表的な例として多くの人々の参詣を受け、脈々とその歴史を紡いでいるという点で、移ろいゆくものと不変のものとのコントラストを感じずにはられない。



駒返り橋の穴はちょうど馬蹄の大きさなのであろう。

おわりに

学生の頃から長野と鎌倉の街並みは似ていると感じていた私は、今回

⁵ この穴は「馬蹄の凹み」とも呼ばれている。

⁶ 静松寺の縁起によると、寺の開山は頼朝坊（らいちょうぼう）智盛という僧であり、日本中を巡った後、善光寺を訪れ、この地に庵を結び、左の手のひらに「頼朝」と書いて亡くなったという。源頼朝が生まれた時、手の平に「頼朝」と書いてあったことから、頼朝は、頼朝坊の生まれ変わりだとされ、元服してからの名もそのまま「頼朝」と決まったのだとされている。

の執筆に当たり、善光寺から表参道（中央通り）を通過して長野駅までと、鎌倉の鶴岡八幡宮から若宮大路を通過して由比ガ浜の滑川交差点までの距離が、どちらもピタリ 2km であることを、ランニング用のルート計測アプリで確認した。驚き半分、やはりそうかという納得半分である。

そもそも当時は駅などというものの存在もなかったのであるから、それぞれ別の理由でそのような距離になっているのであろうが、その偶然の一致は、頼朝と善光寺をつなぐ不思議な縁であるように思えてならない。 (了)

[初出: 『大警視だより』 続刊 第 15 号 (松井幹郎先生追悼号Ⅱ 原田弘先生追悼号 通巻第 44 号、令和 4 年 7 月 1 日刊)]

(紹介) 「ランニングで巡る歴史旅日記」 一覧

- 1 越前歴史紀行——信濃から飛騨、美濃を抜けて <大警視だより 続刊 11 号>
(大幅加筆の上、警察政策学会警察史研究部会編『近代警察史の諸問題—川路大警視研究を中心に—』(第二輯【下冊】)(警察政策学会資料第 115 号、令和 3 (2021) 年 5 月 8 日刊) 517~522 頁に再録。)
- 2 謙信道——川中島に向かう越後上杉軍のルート <大警視だより 続刊 12 号>
(本輯 221~224 頁に再録。)
- 3 飯縄信仰と戦国武将たち——ランニングで巡る歴史旅日記 <大警視だより 続刊 14 号>
(本輯 225~231 頁に再録。)
- 4 源頼朝と善光寺——ランニングで巡る歴史旅日記 <大警視だより 続刊 15 号>
(本輯 232~235 頁に再録。)
- 5 駒ヶ岳と義仲と北条氏の末裔——ランニングで巡る歴史旅日記 <大警視だより 続刊 16 号>
(本輯未収録。)

(追加) 第 11 篇 歴史地理その他 (補遺)

【コラム】曾我兄弟の仇討雑感—日本三大仇討の一つ—……………268 頁

『大警視だより』些論①～⑤

影法師

『大警視だより』些論…①

○○好き

旅行好きな女性は、学生時代「就職すると行けなくなるから」と言って旅行をし、就職後は「結婚すると行けなくなるから」と言ってまた旅行をするそうです。

そして結婚すると「子どもが生まれると行けなくなるから」と言い、子どもが生まれた後は「親に預けられるのは小さいうちだけだから」と言う。さらに子どもが大きくなると「もう子どもたちだけで大丈夫だから」と言って、結局はずっと旅行に行き続けるそうです。親に子どもを預ける場合は「孫に会えるんだからいいじゃない」というオプションが付きます。

実際、旅先では先輩女性に「今だけよ、楽しみなさい」などと言われるそうですが、「今だけ」というのは周りや自分への言い訳でしかない場合が多いのではないのでしょうか。

とはいえ、ナチュラルに、実に颯爽と、旅行に限らずほかのこと（特に飲酒？）でもこんな「今だけ作戦」を上手に操る使い手は、男女を問わず身近にいるのではないかと思われま

す。私、「(こんな失敗は) もう今回だけです！」と、妻に何度謝ったことか(笑)。決して謝罪好きな男性ではないのですが……。

[初出: 『大警視だより』続刊 第 14 号 (福永英男前部会長追悼号Ⅱ、通巻第 43 号、令和 4 (2022) 年 1 月 1 日刊)]

『大警視だより』些論…②

前向きに

「仕事第一人間と呼ばれて嫌がるな、社長をさけるな、命令されたら「なぜ」と聞くな、「疲れた」と言うな…?」という帯のコピーに惹かれ、「平成版サラリーマンのタブー 1 1 7」という本をめくってびっくりです。「まさか自分は当てはまるものはないだろう」との思いが、そんな期待とは裏腹に自ら日々せっせと犯しているタブーを突き付けられて無惨に砕かれてしまいました。

そのタブー。「靴を脱ぐときに、靴をそろえることは大切だが、そのために後ろ向きになって靴を脱いではいけない。靴は前向きで脱ぎ、手でそろえられる人になれ——後ろ向きで脱ぐ人は万事においてだらしなく、要領を得ず、信用がなく……」

理由まで読んでかなり落ち込んでしまいました。

「しかしただ一つ、手でそろえることさえできれば、すべての欠点は一瞬にしてなくなるで

あろう」というスパツとした小気味のいい結びは逆に爽快でした。

「横着するな」、「小さいことをおろそかにするな」という戒めが込められたタブーだと思いますが、皆さん、お心当たりはありませんか？

私、その日から脱いだ靴は横着せずにキッチリと手でそろえるようにしました。姿勢は当然、「前向き」です。

[初出: 『大警視だより』続刊 第 14 号 (福永英男前部会長追悼号Ⅱ、通巻第 43 号、令和 4 (2022) 年 1 月 1 日刊)]

『大警視だより』些論…③

嫌なことをやれと言われて

イチロー選手が子どもたちによく言う「野球がうまくなるコツ」には、「できるだけいい道具を持ち、しっかりとグラブを磨く」のほかに「宿題を一生懸命やる」があります。子どもにとって嫌なことは、たいていが勉強をすること。その嫌なことをやれと言われてやる能力、それを小さい頃から訓練して磨いておくと、後で必ず生きてくる、というものです。

「宿題をやると、そりゃストレスになりますよ。嫌なことですから。でも、そうすると今度、体を動かしたくなるんです。バッティングセンター行ってちょっと打とうか、と。そういう練習は、意外と効果的なんです。やらされてる練習じゃないから」

イチロー選手は、新記録を打ち立てた翌日も、いつものとおりどの選手よりも早く球場入りし、時間をかけ黙々とアップをこなしました。「ルーティンは宿題。嫌けどしっかりやらないきゃ」という声が聞こえてきそうです。

私、「嫌なことを楽しいことに変える方法」を模索中。とことん宿題嫌いです。

[初出: 『大警視だより』続刊 第 15 号 (松井幹郎先生追悼号Ⅱ 原田弘先生追悼号、通巻第 44 号、令和 4 年 7 月 1 日刊)]

『大警視だより』些論…④

ウソとホント

「コカ・コーラを飲むと骨が溶けるって本当？」工場見学で子どもたちから出る一見くだらない質問にも、手慣れた広報担当は、きちんと答えてくれます。

「コカ・コーラを飲んでも、骨は溶けません。骨が溶けてしまうような飲み物は、そもそも食品として認められるはずがありませんよね。」なるほど。

「歯が溶けるとも言われますが、お酢だって、長い時間漬けておけば歯はボロボロになって

しまいます」。納得。そして我々は気付きます。「そもそも骨が溶けるなんて、誰が言い始めたんだ？」と。検証されずに独り歩きする、時に危険を伴ったウソは、世の中に意外に多く潜んでいるものです。

私、ホントは「ウソのようなホントの話」が好きです。

[初出: 『大警視だより』続刊 第 15 号 (松井幹郎先生追悼号Ⅱ 原田弘先生追悼号、通巻第 44 号、令和 4 年 7 月 1 日刊)]

『大警視だより』些論…⑤

適度なスペース

先日初めて聞きましたが、例えば犬小屋というものは広すぎてはいけないのだそうです。

スペースが広いということは、それだけ警戒しなければならない空間が多いということで、犬も落ち着いていられない、というのがその理由だそうです。

犬にとっては体がやっと入るくらいのスペースにすっぽりと収まるというのが安心できていいということなのでしょう。

作文や論文なども、決まったテーマがあって、それが限られたことであればあるほど書きやすいというのは、皆さんもご経験がおありなのではないでしょうか。

さて、目まぐるしく移ろう世界情勢。分相応のスペース、つまり勢力範囲をしっかりと守ろうとしてより広い地域にまで力が及ぶようにするのは、逆に警戒すべき空間を広げ、知らず知らず国家を疲弊させることになりはしないかと、余計な心配かもしれませんが気が気ではありません。

私、とは言いながら、ややもすると狭く収まりがちな気持ちに鞭を打ちつつ、できるだけ広いスペースを使って知見を広げる努力をしていきたいと考える日々です。

[初出: 『大警視だより』続刊 第 15 号 (松井幹郎先生追悼号Ⅱ 原田弘先生追悼号、通巻第 44 号、令和 4 年 7 月 1 日刊)]

『大警視だより』些論…⑥～⑧ (表題のみ。本輯未収録。)

⑥デジタルトランスフォーメーション、⑦草、⑧気の重いこと

[初出: 『大警視だより』続刊第 16 号 (通巻第 45 号、令和 5 (2023) 年 1 月 1 日刊)]

第 12 篇 鎮魂・顕彰

【部会員追悼】

元警察史研究部会員横山英男氏の御業績を偲びて

先に刊行の警察政策学会資料第 110 号『近代警察史の諸問題—川路大警視研究を中心に—』（令和 2（2020）年 5 月 8 日刊。警察政策学会 HP <<http://www.asss.jp/>> にアップ済。）「跋」中で、警察政策学会警察史研究部会創部（平成 10（1998）年、その後事情あって一時休止、平成 13（2001）年 4 月再設置）時点での部会員の件を記載したが、そこに静岡県警察 OB 横山英男氏のお名前があった（平成 22（2010）年 2 月退会）。おそらく小部会前身で全国警察の警察史研究者を集めた警察史研究会（在警察大学校、昭和 60（1985）年 9 月創設）以来の御関係からかと思われたが、小部会には現在は静岡県在住部会員はおらず、また、部会事務を長く統括された戸高公德氏（1924～2019）も去る令和元（2019）年 12 月に逝去されたことから、横山氏の詳しいことはその時点では不明であった。

このため、たまたま本誌今号に元静岡県警察本部刑事部長（前同県警友会会長）渡辺芳郎氏より福永英男前警察史研究部会長の御追悼文をいただけることになったこと（本号 [『大警視だより』続刊第 14 号] 12 頁 [本輯 84～85 頁に再録。] 参照。）から、併せ同氏に横山氏のことをお尋ねいたしたところ、以下のような貴重な御示教に与った。渡辺氏の御厚意に深く感謝申し上げる次第である。

横山英男氏には悲しい哉既に平成 30（2018）年 7 月に満 90 歳で逝去されておられた。昭和 49（1974）年の警察法施行 20 周年を契機に、静岡県警察の歩みを史実としてまとめるため、昭和 50（1975）年 2 月同県警察本部警務部教養課内に「静岡県警察史編纂室」が附置され、横山氏はその初代室長（警視）として就任し、以来、室員（大塚勇、沢口寿男、山口昭二各氏）とともに関係先から膨大な参考資料の収集・提供を受けて鋭意編纂作業に取り組み、その集大成として昭和 49（1974）年までの歴史を記載した『静岡県警察史』が、昭和 53（1978）年 11 月に上巻「明治・大正編」、昭和 54 年 5 月に下巻「昭和編」及び同年 11 月に「資料編」の三部作（各巻末尾「あとがき」各参照。）が、それぞれ発刊された。いずれも大部な著作で、単に県警察史研究のみならず静岡県近代史研究上をも必見の書籍である。県警察史編纂の実務責任者なる職位は大変なことであり、その編纂御回想記等が残されておれば後学のためにもぜひとも拝見いたしたく願うものである。

ちなみに、平成 9（1997）年 11 月には、それ以降の昭和 50（1975）年から平成 12 年（2000）年まで 26 年間にわたる同県警察の歩みを上記三巻と同じく史実としてまとめる目的をもって、「静岡県警察史及び風土記編纂委員会」が設置され、まず『警察風土記』については平成 11（1999）年 1 月に、次いで『静岡県警察史』第 4 巻ともいべき『静岡県警察史 自昭和 50 年至平成 12 年』が平成 14（2002）年 2 月に刊行された。令和改元既に四歳の現在、平成年代編続巻の刊行が期待される。

横山氏には、編纂事務統括を終えられてからは、天竜警察署長、静岡南警察署長等を歴任し、警視正昇任後は清水警察署長を経て県警察学校長を最後に、昭和 61（1986）年 8 月に警務部付で退職し、その後は民間企業にあって活躍されし由である。

元小会部会員横山英男氏の『静岡県警察史』全三巻編纂という大きな御業績に改めて深厚の敬意を表するとともに、謹んでその御冥福をお祈りするものである。

[初出: 『大警視だより』続刊第 14 号（福永英男前部会長追悼号Ⅱ、通巻第 43 号、令和 4（2022）年 1 月 1 日刊）]

【四先生追悼】

【追悼 1】石田雄教授の御逝去を悼みて

高名な政治学者であられた石田雄教授（1923～2021）には、去る令和 3（2021）年 6 月 2 日逝去された。97 歳。寔に痛惜の念に堪えない。謹んでお悔やみ申し上げますとともに、御冥福をお祈りいたしております。

同氏は往時の内政史研究会での高橋雄豺博士（1889～1979）談話筆記の対談者のお一人でもあり、石田馨元警視總監（1885～1959）は厳父、鈴木俊一元東京都知事（1910～2010）は義兄に当たる。ウィキペディア参照。

時事電によれば、次の如し。

〈<https://www.jiji.com/jc/article?k=2021060901145&g=obt>〉

「石田雄氏死去（東京大名誉教授・政治学）」

2021 年 06 月 09 日 19 時 24 分 石田雄氏（いしだ・たけし＝東京大名誉教授・政治学）2 日、心不全のため東京都内の病院で死去、97 歳。葬儀は親族で済ませた。喪主は長男浩（ひろし）氏。学徒出陣から復員後、東京大で故丸山眞男氏に師事。同大社会科学研究所教授を定年退職後、千葉大教授、八千代国際大（現秀明大）教授を歴任した。主な著書に「平和の政治学」「日本の政治と言葉」など

（参考）東京大学社会科学研究所 HP「社研卒業生の現在（いま） 石田雄さん」

「今日は、社研卒業生の中で 1 番の大先輩でいらっしゃいます名誉教授の石田雄先生にお話を伺います。先生は 6 月で満 96 歳を迎えられます。」（2019（平成 31）年 4 月 20 日）

〈https://jww.iss.u-tokyo.ac.jp/interview/ob/ishida_2019_05.html〉

【追悼 2】東山健吾（鄧健吾）先生の御逝去を悼みて

我が国敦煌研究の大御所であられた東山健吾先生（鄧健吾、1931～2021）には、去る令和 3（2021）年 7 月 4 日逝去された。89 歳。寔に痛惜の念に堪えない。謹んでお悔やみ申し上げますとともに、御冥福をお祈りいたしております。

共同電によれば、次の如し。『熊本日日新聞』〈<https://kumanichi.com/articles/299435>〉

「東山健吾氏死去 成城大名誉教授 共同通信 | 07月04日 18:05

東山健吾氏（ひがしやま・けんご＝成城大名誉教授、美術史）3日、肺炎のため東京都内の病院で死去、89歳。葬儀・告別式は6日午後1時半から東京都狛江市元和泉1の13の18、泉龍寺別院で。喪主は妻セツ子（せつこ）さん。

中国の石窟の調査を長年行ってきた。著書に「敦煌三大石窟」など。」

（参考）「東山健吾教授 履歴・業績」（成城大学御退職時）

〈<https://www.seijo.ac.jp/graduate/gslit/orig/journal/art/pdf/sart-14-etc.pdf>〉

【追悼3】高橋由利子先生の御逝去を悼みて

中国古典文献学研究及び老舎研究で著名な上智大学名誉教授高橋由利子先生（1948～2021）には、去る令和3（2021）年7月27日逝去された。73歳。寔に痛惜の念に堪えない。謹んでお悔み申し上げますとともに、御冥福をお祈りいたしております。

共同電によれば、次の如し。

「・『秋田魁新報』

高橋由利子氏死去 上智大名誉教授 会員向け記事 2021年7月29日掲載

・『佐賀新聞電子版』

高橋由利子氏死去 上智大名誉教授

7/29 18:38（共同通信）

高橋由利子氏（たかはし・ゆりこ＝上智大名誉教授、中国古典文献学）27日午後5時15分、心不全のため東京都新宿区の病院で死去、73歳。愛媛県出身。葬儀・告別式は家族のみで執り行う。」

高橋由利子先生は、我が警察政策学会警察史研究部会及び大警視川路利良研鑽会において武藤誠先生、加藤晶先生の時代から親しくお教を賜っている漢文学の大家・東京外国語大学名誉教授高橋均先生の御令室様であるが、中国古典文献学の御権威（御著書に『説文解字の基礎的研究一段玉裁の説文学一』（六甲出版、平成8（1996）年7月20日刊）等がある。）で、また、老舎（1899～1966）研究、特に「英国における老舎」研究の第一人者でもあられた。

高橋先生は、昭和23（1948）年5月17日のお生まれ、慶應義塾大学文学部からお茶の水女子大学大学院人文科学研究科（中国文学 中国語学）に学ばれ、長く上智大学教授として御活躍された。警察人士では、警察界きっての「中国通」であられた鳴海國博氏（1935～1997）とお親しく、鳴海氏が警察退職後に研究、刊行された数多の中国古代文献関係著作には多大の御支援をされておられたと仄聞する。先生の御長逝は寔に悲しきことである。

（参考）「高橋由利子（TAKAHASHI YURIKO）researchmap」

〈<https://researchmap.jp/read0200608>〉（データベース型研究者総覧）

（追記）

その後、御夫君の高橋均先生は『CD版 宮崎道三郎博士・小林宏先生・西村稔先生・高橋由利子先生略年譜・著作目録—ローマ法・法制史学者著作目録選（第十五輯）—【参考篇】+【附篇】（私家版、共編、令和4（2022）年4月1日刊）中で、「高橋由利子略年譜・著作目録」をまとめられ、更に、御一周忌供養として、高橋均編『「活到老、学到

老」(学問というのは死ぬまで続くもの)——高橋由利子追悼集』(私家版、令和4(2022)年7月27日刊)を刊行された(令和4(2022)年6月6日記)。

【追悼4】色川大吉教授の御逝去を悼みて

民衆史研究の先駆者として知られる色川大吉東京経済大学名誉教授(1925～2021)には、令和3(2021)年9月7日逝去された。96歳。痛惜の念に堪えない。謹んでお悔み申し上げますとともに、御冥福をお祈りいたしております。

時事電によれば、次の如し。

「色川大吉さん死去、96歳 歴史学者「ある昭和史」 9/7(火)20:32配信 色川大吉さん 歴史学者で東京経済大名誉教授の色川大吉(いろかわ・だいきち)さんが7日午前2時43分、老衰のため死去した。96歳だった。千葉県出身。遺志により葬儀は営まない。

東京大を卒業後、中学校教師などを経て、東京経済大教授に。東京・多摩の地元歴史家らと「多摩史研究会」を結成するなど、徹底したフィールドワークで地域史や民衆思想史を掘り起こし、1968年には、明治時代に民間有志によって作られた「五日市憲法草案」の発見につながった。

日本近代史や文化史、思想史などが専門で、「明治精神史」「近代国家の出発」など著書多数。毎日出版文化賞を受賞した「ある昭和史—自分史の試み」は、市民が個人史を書き起こす「自分史ブーム」を巻き起こした。」

<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E8%89%B2%E5%B7%9D%E5%A4%A7%E5%90%89>

(追記)

令和3年9月三木健編『沖縄と色川大吉』(不二出版、令和3年9月刊)が出たのに続き、令和4年5月に追悼文集『民衆史の狼火を一追悼 色川大吉』(不二出版、令和4年5月刊)が刊行された(令和4(2022)年6月12日記)。

[初出:『大警視だより』続刊第14号(福永英男前部会長追悼号Ⅱ、通巻第43号、令和4(2022)年1月1日刊)]

【追悼】

上山安敏先生の御長逝を悼みて

『大警視だより』続刊第1号（平成28（2016）年3月31日刊）からの愛読者であられた上山安敏先生（1925～2021）には、昨令和3（2021）年10月28日（木）忽焉として逝去されました。96歳。寔に痛惜の念に堪えません。謹んで御冥福をお祈り申し上げます。先生の御専門は西洋法制史、思想史等でしたが、早い時期の学位論文はプロイセンの官僚制度史に関するもので、『ドイツ官僚制成立論』（有斐閣、昭和39年12月15日刊）として公刊されています。このことから、もとより我が官僚制度史や大学史、警察史にも御造詣が深く、川路大警視にも大きな御関心を有されておられ、光栄にも本誌発行の都度いつも有難い激励のお言葉をいただきました。もう先生と楽しいお話ができないのかと思うと、ただただ悲嘆に暮れます。

関係諸氏は、急ぎ先生御著作目録最新版『CD版 上山安敏先生略年譜・著作目録（五訂版）—上山安敏先生追悼—』併載：【附属参考資料1】上山安敏先生エッセイ集（1964～2004） 【附属参考資料2】田中周友博士略年譜・著作目録（八訂稿）—ローマ法・法制史学者著作目録選（第十四輯）—』（私家版、令和4（2022）年2月1日刊）を作成し追慕の意を表したようですので、以下にそれを紹介しておきます。

同CDは、上山先生御年譜・著作目録の最新版で、平成30（2018）年1月1日作成の「上山安敏先生略年譜・著作目録（四訂版）」を増訂補正の上、追悼文、追悼資料等を収録し、更に「附属参考資料」として「上山安敏先生エッセイ集（1964～2004）」及び既刊『著作目録選（第十一輯）』（平成27（2015）年7月31日刊）に収録した上山先生の恩師田中周友博士（1900～1996）御年譜・著作目録の最新稿「田中周友博士略年譜・著作目録（八訂稿）」を併載しており、先師上山安敏先生追憶と今後の上山法史学研究の一つのよすがともなればとのこと。同CD収録の6ファイルは、以下のとおりです。

【ファイル①】（ファイル一覧）：「本CD収録ファイル一覧」 【ファイル②】（CD案内）：「『CD版 上山安敏先生略年譜・著作目録（五訂版）—上山安敏先生追悼—』併載：【附属参考資料1】上山安敏先生エッセイ集（1964～2004） 【附属参考資料2】田中周友博士略年譜・著作目録（八訂稿）—ローマ法・法制史学者著作目録選（第十四輯）—』（CD版、令和4（2022）年2月1日刊）（以下『CD版 上山安敏先生略年譜・著作目録（五訂版）』という。）御案内」 【ファイル③】（全体簡便目次）：「『CD版 上山安敏先生略年譜・著作目録（五訂版）』全体簡便目次」 【ファイル④】（上山安敏先生目録）：『CD版 上山安敏先生略年譜・著作目録（五訂版）』（本体） 【ファイル⑤】（上山安敏先生エッセイ集）：『CD版 上山安敏先生略年譜・著作目録（五訂版）』【附属参考資料1】上山安敏先生エッセイ集（1964～2004）」 【ファイル⑥】（田中周友博士目録）：「『CD版 上山安敏先生略年譜・著作目録（五訂版）』【附属参考資料2】田中周友博士略年譜・著作目録（八訂稿）」

このうち、【ファイル④】（上山安敏先生目録）には、〔附録Ⅰ：上山安敏先生関係資料〕中に「2（特別寄稿1）佐々木健先生作成「上山先生の学問像：講義と著作（教育と研究）の相互作用」関係資料、「3（特別寄稿2）佐々木健先生作成「上山安敏先生の講義と著書（追悼報告）」を、また、〔附録Ⅱ：追悼文〕に國學院大學名誉教授小林宏先生「上山安敏先生を偲ぶ」、作家、元日本大学法学部教授新井勉先生「上山安敏先生の御指導」、京都大

学法学系教授佐々木健先生「論文の戒め：田中周友先生と上山安敏先生—上山安敏先生追悼—」、福島大学行政政策学類准教授阪本尚文先生「額縁と絵のあいだ——上山安敏先生と西村稔先生」及び公認会計士庄司会計事務所庄司末光先生「上山安敏先生の大智を継いで」の各追悼文を収録しております。ただし、残念なことに、CD版のみで冊子版は出ていないとの由です。

[初出：『大警視だより』続刊第15号（松井幹郎先生追悼号Ⅱ 原田弘先生追悼号、通巻第44号、令和4年7月1日刊）]

次頁以下に、上記追悼文中小林宏先生、新井勉先生及び佐々木健先生の御玉稿を再録させていただきます。なお、阪本尚文先生のもの本輯198頁以下に別途再掲されています。併せ、「(参考1) 上山安敏先生略年譜 (1)、(2)」及び「(参考2) 上山安敏先生単行書目録」を244、246、248頁に掲載しました。

(参考1) 上山安敏先生略年譜 (1) (246頁に続く。)

大正14 (1925) 年	5月1日	兵庫県に生まれる
昭和18 (1943) 年	3月	兵庫県立龍野中学校卒業
昭和20 (1945) 年	3月	姫路高等学校卒業
同	年 3月	現役兵として姫路第54連隊に入営
同	年 4月	京都帝国大学法学部入学
昭和24 (1949) 年	11月	シベリアより復員
昭和28 (1953) 年	3月	京都大学法学部卒業
同	年 4月	京都大学大学院特別研究生 (研究奨学生、法学部)
昭和31 (1956) 年	4月	京都大学法学部助手
昭和33 (1958) 年	10月	京都大学法学部助教授
昭和39 (1964) 年	春 (4月)	法制史学会理事、平成8 (1996) 年春に至る。
昭和40 (1965) 年	9月8日	京都大学法学博士 (学位論文:『ドイツ官僚制成立論』)
昭和41 (1966) 年	2月	京都大学法学部教授
昭和45 (1970) 年	3月	ドイツ連邦共和国及びフランス国等へ出張 (同46年3月迄)
昭和50 (1975) 年	7月	京都大学評議員 (同53年3月迄)
平成元 (1989) 年	3月	停年退官
同	年 4月	京都大学名誉教授
同	年 4月	奈良産業大学法学部教授
平成 2 (1990) 年	3月1日	第2回和辻哲郎文化賞 (学術部門・姫路市) 受賞 (『ユングとフロイト』 (岩波書店、平成元年8月29日刊) による。

(追悼文)

上山安敏先生を偲ぶ

國學院大學名誉教授 小林 宏

上山安敏先生がお亡くなりになった。まことに痛恨の極みである。私が上山先生から御交誼を頂いたのは、中澤巷一兄を介してのことであった。中澤兄は大学入学以来の旧友であって、私が二年半にわたる長い肺結核の療養生活から文学部史学科（国史学専攻）に復学した昭和 31 年頃、偶々大学構内で出会うことがあった。当時中澤兄は大学院法学研究科に在籍しており、一緒に法学研究科で学ばないかという誘いを受けた。そのことが、その後、私が大学院で日本法史を専攻する契機となったのである。

当時の法学研究科では、西洋法史・ローマ法は田中周友先生が担当されており、上山先生は法学部助教授であって、大学院には関係されていなかった。従って私が先生から直接御指導を受ける機会はなかったが、間もなく中澤兄は法学部助手となり、上山先生は屢々中澤研究室にお見えになったから、そこで私は先生とお会いすることができたのである。当時、上山先生は昼食をとられるとき、必ずといってよい程、中澤兄を誘われて大学近辺の食堂に赴かれたから、その際、私も先生と御一緒する機会が多かったという訳である。食事の際の会話では、上山先生と中澤兄との間で交される高度の学問上の話題が殆どであったが、法律学や法制史に疎い私としては、ただお二人の御高説を拝聴するばかりであった。

しかし、私にとって記憶に残ることが全くなかった訳ではない。当時、私は戦国大名の領国制を研究テーマとしており、京大日本法史研究室に所蔵されていた慶長 2 年（1597）の河村検地帳の原本を使って、越後上杉氏の領国制を考察し、それを『法学論叢』誌上に発表した（「中使考一越後上杉氏領国制の一考察一」同上 69 卷 4 号、1961 年 7 月）。上山先生は拙稿を読まれたと見えて、「小林君の論文は表が多く、文学部流の論文だ」とおっしゃった。今、拙稿をみると、確かにそこには諸種の検地帳を分析して、例えば給人名、給地高、名請百姓名などを示す表が第 1 表から第 12 表までズラリと掲げられている。つまり、上山先生は、法制史の論文には表を使用する必要は殆どなく、これは文学部史学科の論文であって、法制史の論文ではないといわれたのである。私が法理論に関心をもつようになったのは、その後のことであって上山先生の御叱責、御助言に深く感謝したい。

昭和 42 年の春、楽友会館において、ささやかな結婚披露の会を開いたときも、先生はわざわざ御来駕下さり、御懇篤な祝辞を賜った。またお亡くなりになるまで、60 余年にわたって毎年、御年賀状を頂き、そこにはいつも近況の所感が書き添えられていた。ここに先生の誠実なお人柄を偲び、謹んで御冥福をお祈りする次第である。

(執筆者紹介)

小林宏（こばやし ひろし）

昭和 6 年新潟県長岡市に出生、同 32 年京都大学文学部史学科国史学専攻卒業、同 41 年京都大学大学院法学研究科博士課程修了、法学博士、現在國學院大學名誉教授、専攻日本法制史、主要著書：『伊達家塵介集の研究』（創文社、昭和 45 年刊）、『熊本藩法制史料集』

(高塩博教授との共編、創文社、平成8年刊)、『日本における立法と法解釈の史的研究』全四巻(第1巻古代・中世、第2巻近世、第3巻近代、別巻補遺)(汲古書院、(第1巻～第3巻)平成21年刊、(別巻補遺)令和3年刊)その他。小林先生には警察政策学会資料第110号(前々輯)に「三間正弘は軽薄なる男子にあらず」—明治警察史の一齣—及び同第114号(前輯)に「新発田藩偶感—加藤晶前会長を偲んで」を御寄稿いただいている。

[初出:『CD版 上山安敏先生略年譜・著作目録(五訂版)—上山安敏先生追悼—併載:【附属参考資料1】上山安敏先生エッセイ集(1964～2004) 【附属参考資料2】田中周友博士略年譜・著作目録(八訂稿)—ローマ法・法制史学者著作目録選(第十四輯)—(私家版、令和4(2022)年2月1日刊)]

- (参考1) 上山安敏先生略年譜 (2) (244頁から続く。248頁へ続く。)
- 平成6(1994)年 春(4月) 法制史学会代表理事(平成6年4月～同8年4月)
(<http://www.jalha.org/>)
- 平成8(1996)年 春(4月) 法制史学会監事(平成8年4月～同11年4月)
- 平成11(1999)年 春(4月) 法制史学会監事(再任、平成11年4月11日～同14年6月23日)
- 平成13(2001)年 3月31日 奈良産業大学教授退職(奈良産業大学名誉教授)
- 平成17(2005)年 4月29日 叙瑞宝中綬章(同年4月29日公表。『朝日新聞』平成17年4月29日朝刊第14面等参照。)
- 同 年 7月30日 京都市にてアスコナ会主催「叙勲・出版等記念会」開催
- 平成23(2011)年 7月 令息上山隆大教授(1958～)第12回(2011年度)読売・吉野作造賞受賞(『アカデミック・キャピタリズムを超えて—アメリカの大学と科学研究の現在—』(NTT出版、平成22年10月刊))
- 平成27(2015)年 3月28日 奈良市ホテル日航奈良にてアスコナ会主催「上山先生の卒壽をお祝いする会」開催
- 令和3(2021)年 10月28日 午後逝去、96歳
- 叙従四位(同年同日)(『官報』第631号(令和3年12月7日(火)9頁)(御訃報)
- ・『京都新聞』令和3年11月6日付朝刊(第26面・第2社会面)
 - ・『朝日新聞』令和3年11月6日付朝刊 京都・1地方 027 00126 文字「上山安敏さん死去 / 京都府 上山安敏さん(うえやま・やすとし=京都大学名誉教授・西洋法制史)10月28日、心不全で死去、96歳。葬儀は近親者で行った。喪主は長男隆大(たかひろ)さん。従来の西洋法制史の枠を広げ、法社会史の方法論を確立した。著書に「憲法社会史」「神話と科学」など。[註 上山隆大氏: 総合科学技術・イノベーション会議常勤議員、元政策研究大学院大学教授・副学長]

上山安敏先生の御指導

作家、元日本大学法学部教授 新井 勉

私が学部生の頃、上山先生の名著『法社会史』が上梓され評判になりました。ちょっと覗いてみましたら、たいへん難しそうにみえました。そのため私は西洋法制史を受講することなく卒業しました。

私が大学院で中澤巷一先生の下で近代日本の法制史の勉強を始めた頃、上山先生は近代日本におけるドイツ公法学の受容について、御論稿を『法律時報』に連載されました。私は、先生のお住まいと同じ大阪市内に住んでいましたので、時々出掛けていき、先生より親しく御指導を受けました。

院に進んでかなり経って、私は『法制史研究』に三・一運動を抑圧した政治犯罪処罰令の論文を発表しました。先生をお訪ねしますと、先生は「君は、誰も見向きもしない植民地法で独り遊んでいる。研究というのは、大きなテーマに挑み、従来の誤りを正したり、新たな知見を加えたりするものだ、そうでないと、誰も注目してくれない。漱石が兄嫁に恋心を抱いていたことについて、今何人の人が研究しているか知ってるか。三人か四人はいるよ」と指導されました。

この話は一九七〇年代の終り頃で、植民地法の研究が盛んになる前のことです。学会を指導する立場の京大や東大の教授は、常時このような心構えでおられるのだと、私は秘かに思いました。私は先生のお話が頭に残りましたので、日大に移ってのち、大津事件研究を本格的にやってみました。

三〇年前、法制史学会総会（於慶應義塾大学、一日目西洋・ローマ法、二日目日本・東洋）で、私が大津事件の報告をしました。先生は一日目でお帰りになってよいところを、二日目の私の報告が終って、帰阪されました。のちに私が『大津事件—司法権独立の虚像』を出版しますと、年賀状で「大津事件、皆に読まれています」と書いてくださいました。お氣にかけて下さったのです。

私は退職後、時代小説を二度出版し、今春、朝日の朝刊がこれを広告しました。先生が気づかれ、四月一日、四月七日の二度、奈良より浦和にお電話をくださいました。小説を書く心構えや、司馬遼太郎論を話してくださいました。

御冥福をお祈り申し上げます。

（令和3（2021）年12月15日）

（執筆者紹介）

新井勉（あらい つとむ）

昭和23年生まれ、京都大学法学部卒業、京都大学大学院法学研究科博士課程単位取得、元日本大学法学部教授、専攻日本法制史、著書：『大津事件の再構成』（御茶の水書房、平成6年刊）、『松岡康毅日記』（共著、日本大学、平成10年刊）、『近代日本司法制度史』（共著、信山社出版、平成23年刊）、PP選書『大津事件—司法権独立の虚像』（批評社、平成26年刊）、『大逆罪・内乱罪の研究』（批評社、平成28年刊）。日本大学御退職後は作家として御活躍中で、既に「書き下ろし本格時代小説」として『獅子の虫』（批評社、令和元年

9月刊)、『悲器の城』(批評社、令和3年3月刊)があり、近く第三冊目を御上梓の予定とお聞きする。(追記:その後『澱河の府』(批評社、令和4年9月刊)が刊行された。)

[初出:『CD版 上山安敏先生略年譜・著作目録(五訂版)―上山安敏先生追悼― 一併載:【附属参考資料1】上山安敏先生エッセイ集(1964~2004) 【附属参考資料2】田中周友博士略年譜・著作目録(八訂稿)―ローマ法・法制史学者著作目録選(第十四輯)―』(私家版、令和4(2022)年2月1日刊)]

(参考2) 上山安敏先生単行書目録(246頁から続く。252頁(参考3)へ続く。)

昭和39(1964)年

『ドイツ官僚制成立論―主としてプロイセン絶対制国家を中心として―』(学位論文。有斐閣、昭和39年12月15日刊)

昭和41(1966)年

『法社会史』(みすず書房、昭和41年11月30日刊)

昭和52(1977)年

『憲法社会史』(日本評論社、昭和52年1月15日刊)

昭和53(1978)年

『ウェーバーとその社会―知識社会と権力―』(ミネルヴァ書房、昭和53年1月20日刊)

昭和59(1984)年

『神話と科学―ヨーロッパ知識社会 世紀末~20世紀』(岩波書店、昭和59年5月28日刊)

昭和61(1986)年

『世紀末ドイツの若者』(歴史のなかの若者たち④)(三省堂、昭和61年12月20日刊)(文庫本:講談社学術文庫、平成6(1994)年8月10日刊)

平成元(1989)年

『フロイトとユング―精神分析運動とヨーロッパ知識社会―』(岩波書店、平成元年8月29日刊)(新装改版:岩波モダンクラシックス、平成19(2007)年11月15日刊。文庫本:岩波現代文庫、平成26(2014)年9月17日刊)

平成5(1993)年

『魔女とキリスト教―ヨーロッパ学再考』(人文書院、平成5年6月5日刊)(文庫本:講談社学術文庫、平成10(1998)年1月10日刊)

平成17(2005)年

『宗教と科学―ユダヤ教とキリスト教の間―』(岩波書店、平成17年7月21日刊)

平成21(2009)年

『ブーバーとショーレム―ユダヤの思想とその運命』(岩波書店、平成21年11月26日刊)

論文の戒め：田中周友先生と上山安敏先生

—上山安敏先生追悼—

京都大学法学系教授 佐々木 健

ここに、一枚の写真がある。研究室と思しき書棚に、半紙か原稿用紙であろうか、掲示されている。本の背には請求記号ラベルがある。骨組み部分に貼られたのは、「論文の戒め」と「附則」である。戒め、附則、ともに5箇条。戒めには、(1)常に批判的精神をもって文献を読破すべし！など。附則には、(三) 社会学的方法の適用、(四) 動的観察を上位におくこと、などとある【傍点・傍線はママ。但し縦書きのため、傍線は右】。

写真は、我が師、柴田光蔵先生から頂戴した。柴田先生が助手の頃、その師、田中周友先生の研究室に掲げられた「戒め」を写真に収められたそうである。当方は、かつて、単著を以て学位を請求した。学位論文審査委員からは、「説明はなお難渋かつ極めて不親切」、「文章をより分かり易いものとする事」との指摘を受けた。以来、(2) 密度の高い文章を！銜学に走るなかれ！を肝に命じた。しかし、容易ではない。なるべく、複文をやめることにした。

田中周友先生は、柴田先生より前に、上山安敏先生を指導されている。上山先生の研究課題は、「ローマ法の継受」とされた。2015年3月、上山先生卒寿お祝いの会がホテル日航奈良で開催された。全体テーマは「若手研究者から見た、上山先生の学問像」であり、当方も「上山先生の学問像」と題し、先生ご自身の前で報告をした(本輯178頁以下参照)。先生の講義と著書とが、如何に密接に関連しているかを、主に学生便覧を根拠史料としてお示しした。例えば、『ドイツ官僚制成立論』(1964年)に前後して、ドイツ国制史・私法史や、近代法形成と官僚が講義された。『法社会史』(1966年)出版後は、ドイツ法律学・法典形成過程、『憲法社会史』(1977年)に前後して、ドイツ思想家列伝や、法と政治理論の社会史、『ウェーバーとその社会』(1978年)を経て、ウェーバー法社会学と知識社会や、法学と権力構造、『神話と科学』(1984年)を以て近代動揺期の文化史と「法と宗教」【但し、科目名は比較法概論】といった具合である。報告準備を通じ、柴田先生のイタリア留学に前後して、上山先生が学部講義「ローマ法」を担当されたことを知った。学生便覧には、「近代法学の原型を創ったローマ法がいかなる歴史的過程を経て形成されたかを述べるが、総論としては、法曹・訴権類型・社会構造を中心とし、次に各論に入る」とある。「どのような講義をされたのでしょうか」との問いに、上山先生から明快なお答えを得られなかった。経過した年月と、その後の先生の御関心・ご活躍からすれば、当然である。

先日、敬愛する上山先生が、旅立たれた。上山先生には、近々お読みになる予定の本を置く場所があったそうである。そこに、田中周友『法史学第二部 ローマ法史』(三和書房、昭和24年)があったと聞き及ぶ。ご令室が、先生御逝去直後、知人にお話しになったとの由。興味を覚え、取り寄せた。「本書は、限られた時数をもって広汎な範囲に亘る講義をなすに当り、受講の諸君の筆記の労を省き、講義の速度を上げんがために、匆忙の間に筆を執つたものであるから、わたくしの意に満たないところの多々あるのは、固よりであり、逐次筆を加えていくことを念願する次第である」とのこと〔一部、新字に置き換えた。以下同じ〕。「特定の法体系の発展を全体的に把握の対象とする方法」による「外的法史ない

し一般的法史」として、「公法史ないし法源史」が展開される。「国家的権力を中心に展開する素材を扱う」からである。これに対し、「特定の法体系における個々の法制度の発展を個別に把握の対象とする」「内的法史ないし特殊的法史」として、「制度史ことに私法史は、各種の法制度を個別的に研究する内的考察を適当とする」。「先ずその国家および法源を明らかにしようとするのが本書の意図であるから・・・ローマ公法史および法源史を叙述する」。「従つてローマ私法（およびこれに関連するローマ民事訴訟）の発展を対象とするローマ私法史（内史）は、別の機会に纏められる予定である」。現に、有信堂の刊行予定広告に、『ローマ法』があったらしい。しかし、出版が確認できたのは、ミシェル・ヴィレー（赤井節と共訳）『ローマ法』（文庫クセジュ）に留まる。

当方は目下、古代ローマの法制を扱う教科書を執筆中である。「人」「契約」「訴訟」「所有権」という4つの観点から、「1.都市国家の法」「2.地中海世界の法」「3.覇権時代の法」「4.帝政後期の法」との時代区分に沿って分けて描く。都合、16の節からなる。「意に満たない」こともある。編者の発案で、冒頭に「0.古代とはどのような時代か」を置く。外的法史はここで概説する（上記の時代区分に沿い4節に分け、各節はテーマごとに4～7の項を配する）。期せずして、田中周友『ローマ（私）法』令和版になればと願う。

上山先生は、田中『ローマ法史』に何を期待されたのであろうか。上山先生は、当方に、（共和政）ローマ選挙制研究を宿題として残された。2017年には、丸亀裕司『公職選挙にみるローマ帝政の成立』山川出版社が出版されている。当方の単著は、柴田先生のご教示に基づき「特示命令」を主題とした。行政処分・占有訴権・仮処分の祖型ないし起源である。上記の通り、「戒め」に反し、学術的文章で公表してしまった。

上山先生は、研究の初期に、論文「ゲルマン部族法時代における債権関係の一考察—債務と責任を中心として」を『法学論叢』62巻4号に掲載された。占有は、取引行為に際し移転を要する。次第に觀念化することで、債権関係から占有が独立する。これに、債務と責任の区分を見る。債権を、不法行為や身分契約から発展したと解する。ゲルマン地域では、保証契約が特徴的と言えよう。展開過程に一言する能力を当方は欠く。ローマ法の講義や上記教科書では、「政治＝国制（公法）」、「民事訴訟＝占有」、「不法行為＝（懲罰的）損害賠償」との三分法を紹介している。身分は、自由人と奴隷の区別として、都市国家共同体構成員資格＝市民権（公民権）＝権利能力と説明する。債務や契約は、政治的アクターたる地位を前提にし、その上で物権ではなく現実支配たる占有を保護すべきと考える。この点、ゲルマン部族法とローマ法との根本的相違が上山先生の出発点であろう。当方には、田中先生との「格闘」と見える。註や行論に痕跡が残る。債務と責任の区別を巡り、ゲルマニステンとロマニステンの論争も紹介される。同論文に対しては、奇しくも、民法の某教授から、「なお、行文を今少しく平易にせられた方がよくはないかと思料する」との書評が寄せられている。上山先生にさえ、若気の至りがあったのかと安心した。

田中『ローマ法史』は、「第三章 ユスチニアヌス帝後のローマ法および法学」として、「第一節 ビザンチン法」「第二節 ローマ法研究史」「第三節 ローマ法分布史」で終わる。第二節では、「一 ユスチニアヌス帝後のイタリアにおけるローマ法」「二 註釈学派（Glossatoren）」「三 後期註釈学派（Postglossatoren, Kommentatoren, Bartolisten）」「四 復古学派または人文学派（Humanisten）」「五 歴史法学派（Historische Schule）」「六 現代におけるローマ法学の方向」が講じられる。歴史法学派（ロマニステンとゲル

マニステンの項を含む)の検討に先立ち、グロチウス、トマジウス、ルソー、カントなどが紹介される。プフタを紹介するに際し、「ヘーゲルの哲学を採つてサヴィニーの学説を展開することによりローマ法研究の一新生面を拓いた」と評価する。第三節は、「一 フランスにおけるローマ法」に始まり「三 イギリスにおけるローマ法」で終わる。これに挟まれた「二 ドイツにおけるローマ法、いわゆるローマ法の継受 (Rezeption)」は、上山先生のご関心そのものであった。

当方の学部講義は、初回に「史的地図」を用いて日欧におけるローマ法継受影響関係を通史的に描く。近年の歴史学は、欧州中心史観の弊を避ける。同時に、行政史、日常生活史、感情史(心性史)で厚みを増す。外的「公法史」も更新を要する。他方、東西交流と経済史を踏まえた内的「私法史」も同様である。研究史を前に、先入観を排し、的確な「評価」を下すには、中世以降への影響を内実から見極める必要がある。マキャベリ、モンテスキュー、カント、ヘーゲル、サヴィニーといった名を想起させる。もう一人の我が師、クリフォ先生なら、ヴィーゴを挙げるだろう。上山先生なら、ウェーバー、ニーチェ、ユングと言われるかもしれない。

「ローマ法を通つてローマ法の彼方へ」というイェーリングの言で、田中『ローマ法史』の「序説」は締め括られている。上山先生の眼前にあった地平を再現する術を持たないが、それでも、政治史に回収されない「法史」を。思えば、上山「ローマ法」講義から丁度、半世紀を経て、当方は同じ講義を担当している。学生からは、「講義の速度」が速過ぎると言われながら。

上山先生は、拙稿拙著をお送りするたび、必ずお葉書にて感想を下された。50円から今では63円へと、料金の値上げが年月を物語る。書中には、行政、生活史、開拓、生きた人間の社会関係、といった表現が並ぶ。叱咤でもあり、お褒めの言葉でもあると受け止めている。「私法史と公法史のパラダイムを国制史の誕生だと考える者」とは、もしかすると上山先生ご自身のことであったのかもしれない。最近の2通には、「ローマ法が極東の日本のローマ法と直結している今日を更めて認識しました」、「ローマの都市社会の面影を画いて」「ディグスタ【佐々木注：ローマ法大全のうち、パンデクテン法学を生んだ『学説彙纂』の意】の読み方も現代感覚になっています」とある。同時に、「コロナ」の文字が躍る。上山先生は、所見と共に、近況やご体調にも触れておられた。渡世から解放され、冥界、黄泉の国で、田中周友先生と談笑されているに違いない。ご冥福をお祈り申し上げる次第である。合掌。

P.S.拙稿「ローマ法の後世への影響」大黒俊二・林佳世子・南川高志(編)『岩波講座 世界歴史3 ローマ帝国と西アジア』(岩波書店、2021年12月)を上山先生にお送りする手筈を整えていた。コロナ禍で出版が遅れ、叶わなかった。謹んで御霊前に捧げる。

(執筆者紹介)

佐々木健(ささき たけし)

京都大学大学院法学研究科博士後期課程研究指導認定退学。京都大学博士(法学)。現在、京都大学法学系教授。専門はローマ法。近時の業績に、著書『古代ローマ法における特示命令の研究』(日本評論社、2017年)、堀賀貴編『古代ローマ人の都市管理』(九州大学出

版会、2021年)所収「ローマ法の道路行政」、論文として「ローマ法における量刑に関する一覚書」『法学論叢』第170巻第4・5・6合併号515-532頁(2012年)ほか、特別寄稿として『大警視だより』続刊第12号(2021年7月)に「行政警察」と「司法警察」：イタリア・ローマの視点から(警察政策学会資料第115号に再録)、同第14号(2022年1月)に「刑罰としての亡命：ローマからの視点」(本輯179頁以下に再録)、同第15号(2022年7月)に「訴訟の二段階：民刑事の相似」(本輯183頁以下に再録)など。

[初出：『CD版 上山安敏先生略年譜・著作目録(五訂版) —上山安敏先生追悼— 一併載：【附属参考資料1】上山安敏先生エッセイ集(1964~2004) 【附属参考資料2】田中周友博士略年譜・著作目録(八訂稿) —ローマ法・法制史学者著作目録選(第十四輯)—』(私家版、令和4(2022)年2月1日刊)]

(参考3) 上山安敏先生追悼文追加紹介(243~244頁参照)

- * 『有信会誌』第75号(京都大学有信会、令和4(2022)年3月1日刊)
 - ・ 京都大学教授(法学研究科・法学部)伊藤孝夫「上山安敏先生追悼」(22~25頁)
 - ・ 慶應義塾大学総合政策学部教授(1980年卒)上山信一「東京の上山会—卒業後も続いた学年を超えたゼミ」(26~27頁)
- * 『ナマール』第26号(神戸・ユダヤ文化史研究会、令和3(2021)年12月刊)
 - ・ 佐野誠「追悼文：上山安敏先生を偲ぶ」(104~105頁)
- * 『法制史研究72』(法制史学会、令和5(2023)年3月30日刊(近刊予定))
 - ・ 吉原達也「追悼の辞 上山安敏先生のこと」

(参考4) 法制史関係最近刊紹介

- ・ 『法制史研究70』(法制史学会、令和3年3月30日刊。「法史研究の歴史」特集あり。)
- ・ 『法制史研究71』(法制史学会、令和4年3月30日刊)
- ・ 『法制史研究72』(法制史学会、令和5年3月30日刊(近刊予定))
- ・ 『法史学研究会会報』第24号(島善高先生追悼号、法史学研究会、令和3年3月30日刊)(島善高先生については、前輯第115号545頁「島善高教授の御逝去を悼みて」参照。)
- ・ 『法史学研究会会報』第25号(法史学研究会、令和4年3月30日刊)
- ・ 『法史学研究会会報』第26号(法史学研究会、令和5年3月30日(近刊予定))

【附録】 警察史研究部会等作成資料抄

〔目 次〕

1 警察政策学会警察史研究部会編『近代警察史の諸問題—川路大警視研究を中心に—』（警察政策学会資料第110号、令和2（2020）年5月8日刊）目次一覧……………	253
2 警察政策学会警察史研究部会編『近代警察史の諸問題—川路大警視研究を中心に—（第二輯）—武藤誠氏・加藤晶氏・福永英男氏・戸高公德氏追悼記念論集—【上・下冊】』（警察政策学会資料第114号、第115号、令和3（2021）年5月8日刊）目次一覧……………	258
3 警察政策学会警察史研究部会編『令和元年度警察史研究部会特別調査研究報告書 近代警察史関係文献目録抄—川路大警視検討を中心に—』（警察政策学会資料・別刷、令和元（2019）年10月1日刊）目次一覧……………	261
4 『大警視だより』続刊目次一覧（続々・第13～15号分）……………	262
5 その他……………	266
（参考）警察史研究会及び同会誌『手眼』の概要……………	266
1 警察政策学会警察史研究部会編『近代警察史の諸問題—川路大警視研究を中心に—』（警察政策学会資料第110号、令和2（2020）年5月8日刊）目次一覧 （同学会 HP < http://www.asss.jp/ > にアップ済。）	
序文 『近代警察史の諸問題—川路大警視研究を中心に—』 ……警察政策学会警察史研究部会長・大警視川路利良研鑽会会長 廣瀬 権 -1-	
第1編 川路大警視研究	
第1 特別寄稿その他	
心うたれる優れた作品—川路大警視漢詩集『現代語訳付き龍泉遺稿序— 武藤 誠 1	
特別寄稿 川路利良と万国対峙…………… 勝田政治 3	
伊藤博文宛川路利良書簡について…………… 須賀博志 5	
特別寄稿 川路利良と禁門の変…………… 重田麻紀 9	
第2 川路大警視家の歴史及び同大警視の功績	
記念寄稿 大警視川路利良家の家系図について…………… 川路利永 ・松井幹郎 11	
父 利信 川路利永 息子 TOSKY そしてこれから…………… 川路利永 15	
大警視川路利良没後 140 回慰霊祭挨拶文…………… 川路利樹 17	
令和元年『川路大警視慰霊祭』（於鹿児島市皆与志町。謝辞：川路利樹氏） について…………… 18	
川路大警視の偉さ…………… 福永英男 21	
「声なきに聞き 形無きに見る」の出典、「声なきに聞き形無きに見る」拾遺…………… 福永英男 22	
東西二人の創設者…………… 笠井聰夫 27	
19世紀英国及び川路大警視の警察制度改革を巡って…………… 笠井聰夫 28	
第3 『大警視だより』及び『大警視だより』続刊関係	
序文 変動する世情に立つ警察—大警視川路利良の魅力と偉大さ— 加藤 晶 31	

【附録】

「大警視だより」続刊第1号に寄せて……………	川路利永	34
「警察政策学会警察史研究部会」併せて「大警視川路利良研鑽会」の 充実・発展を祈念します……………	松井幹郎	35
「大警視だより」の続刊について……………	加藤 晶	36
「大警視だより」の続刊などについて……………	加藤 晶	37
「大警視川路利良研鑽会」の再スタートに当たって……………	廣瀬 権	38
『大警視だより』続刊の深化を願う……………	川路利永	39
(参考1)『大警視だより』続刊第9号表題……………		41
(参考2)『大警視だより』続刊既刊号一覧……………		41
第4 川路大警視関係著作をめぐって		
坂野潤治先生の口演記録『西郷隆盛に見る対抗エリートの質』を讀ん で大警視川路利良研鑽に憶う……………	加藤 晶	42
川路大警視の真の姿を追って—伊東潤氏『走狗』読後感—……………	加藤 晶	43
第5 大久保利通暗殺事件(紀尾井坂事件)をめぐって		
大久保利通暗殺事件(紀尾井坂事件)後にとられた諸対策……………	廣瀬 権	47
NHKスペシャル「シリーズ07未解決事件—警察庁長官 狙撃事件」 を見て……………	廣瀬 権	51
第6 川路大警視墓表関係		
特別寄稿 松井先生と「大警視川路君墓表」……………	高橋 均	56
川路大警視青山墓前の頌徳碑検討一斑(碑文全文、付句読点文、書下 し文、現代語訳)—故陸軍少将兼大警視正五位勲二等川路君墓表 編修 副長官従五位重野安繹撰—……………	松井幹郎 ・吉原丈司	57
第7 川路大警視の個々の研究		
川路大警視の研究の論点……………	鈴木康夫	70
近代警察制度研究と掃苔……………	鈴木康夫	71
にっぽん!歴史鑑定『日本の警察はどのように生まれた?』を視聴し て……………	松井幹郎	74
『川路利良履歴資料』等に見る川路利良の姿……………	松井幹郎	76
生麦事件と川路利良……………	松井幹郎	78
『フルベッキ群像写真』と川路利良—M氏への返信—……………	松井幹郎	81
「前警視廳典獄山下房親氏談」を付度する—「川路の ^{キンゴ} 鞆丸」追究の旅— 川路正之進を治療した医師ウィリアム・ウィリス……………	松井幹郎	83
エッセー 川路利良のためらい……………	松井幹郎	88
川路大警視の面影を見る……………	原田 弘	93
西郷隆盛と大久保利通との比較—川路大警視との関連で—……………	原田 弘	95
川路大警視と消防制度……………	原田 弘	96
大警視川路利良の呼び名について……………	露崎栄一	98
大警視川路利良墓の展墓行事について……………	露崎栄一	99
警察手眼編纂者植松直久考……………	露崎栄一	101

錦絵に描かれた川路大警視とその画師余聞……………	榊原好恭	103
附 録 ……………		106
（警察史資料 1）川路大警視関係文献目録集抄……………		106
（警察史資料 2）川路大警視漢詩関係著作抄……………		106
（警察史資料 3）肥後精一氏著作目録抄……………		107
（警察史資料 4）『大警視だより』続刊第 9 号内容紹介……………		107
第 2 編 西南戦争及び横須賀市追浜官修墓地研究		
第 1 西南戦争のことなど		
特別寄稿 「三間正弘は軽薄なる男子にあらず」—明治警察史の一齣—……………	小林 宏	109
特別寄稿 西南の役殉職警察官の功績を偲んで……………	原田賢二	112
139 年前の 4 月 14 日、熊本県益城町木山で……………	久野 猛	114
内務卿と大警視の代理も勤めた郵便の父—前島 ^{ひそか} 密 余聞—……………	榊原好恭	116
御用船団が築いた三菱財閥の基礎……………	榊原好恭	118
川路大警視の涙……………	榊原好恭	120
第 2 横須賀市追浜官修墓地のことなど		
反乱鎮定・悪疫跋扈（コレラ）……………	榊原好恭	122
横須賀の奇縁—曾祖父命日、官修墓標ニ相違ナシ—……………	榊原好恭	124
横須賀市官修墓地墓前祭……………	榊原好恭	124
追浜官修墓地について考える……………	廣瀬 権	125
明治維新の残滓～大いなる忘れもの「官修墓」・川路大警視が率いる西南の役……………	齋藤眞康	127
官修墓地の状況を『自警』に紹介……………	齋藤眞康	129
名誉会員榊原好恭氏の御逝去を悼みて（遺稿）……………	加藤 晶	130
横須賀市所在の「官修墓地墓前祭」と警察史研究部会の関わりについて……………	臼井良雄	132
故榊原謙齋氏の「書状」と『榊原謙齋 書状集（元越後高田藩士新撰旅団小隊長の西南戦旅 150 日）』の寄贈先について……………	臼井良雄	137
（紹介 1）榊原好恭氏『大警視だより』続刊御寄稿一覧……………		139
第 3 編 個別警察史研究		
第 1 川路利永氏・重田麻紀先生・石川實先生その他拾遺		
1 川路利永氏拾遺……………		140
コーヒーが冷めないうちに……………		140
青山霊園にて……………		142
西郷隆盛となわた料理……………		145
随想……………		148
我が恋人たち……………		150
「すぐ死ぬんだから」……………		153
同調圧力……………		155
（紹介 2）川路利永氏『大警視だより』続刊御寄稿一覧……………		158

【附録】

2 重田麻紀先生拾遺	159
特別寄稿 「明治 150 年」への雑感	159
(紹介 3) 重田麻紀先生『大警視だより』続刊御寄稿一覧	160
特別寄稿 近世益田家の領地—山口県萩市須佐を訪ねて—	161
3 石川實先生拾遺	163
特別寄稿 久松定弘と湯目補隆の研究回顧	163
4 その他拾遺	166
『関東大震災と警察』に関するメモ	中山好雄 166
『横浜外国人居留地における近代警察の創設 治安の維持と平等条約 (Maintenance of Order & Unequal Treaties)』(『警察政策学会資料』第 86 号) に学ぶ	松井幹郎 170
(紹介 4) 松井幹郎先生『大警視だより』続刊御寄稿一覧	172
坂元純熙、國分友諒両氏の墓所について—中原英典氏のお問いかけを追って—	吉原丈司 173
中原英典氏の処女論考その他—「雲井龍雄と誤られた東北観」『月刊東北』所載及び未公表手稿二題—	吉原丈司 176
松井茂久『警官陶冶篇』研究史抄	吉原丈司 177
附 録	180
(警察史資料 5) 後藤松吉郎とは誰ぞ—昭和 5 (1930) 年 5 月 30 日「警察談話会」集合写真から—	180
(警察史資料 6) 手塚豊博士と警察史研究会	180
(警察史資料 7) 海外駐在内務事務官関係文献抄	181
第 2 加藤晶氏拾遺	
読書偶感	182
警察協会雑誌目次集の発行について	184
序文 [『武藤誠先生略年譜・著作目録』]	186
巻頭言 [『横浜外国人居留地における近代警察の創設』]	189
最近の川路大警視研究について—鈴木康夫氏の御高論に接して— (遺稿)	190
〔連載: 川路利良大警視の伝統に生きる警視庁〕	193
川路利良大警視の伝統に生きる警視庁 (上)	193
川路利良大警視の伝統に生きる警視庁 (下)	195
川路利良大警視の伝統に生きる警視庁 (上・下) 補足	198
川路大警視の伝統に生きる警視庁 (追補)	200
参 考	
1 加藤晶氏略年譜	202
2 加藤晶氏主要著作目録	202
3 加藤晶氏追悼集記念集	205
第 3 加藤晶氏追悼文拾遺	
1 加藤晶氏追悼集 (1)	209
加藤晶先生を偲ぶ	川路利永 209

弔 辞	勝田政治	210
加藤晶会長の御逝去を悼む	重田麻紀	210
加藤晶大警視川路利良研鑽会会長を悼んで	松井幹郎	211
加藤晶先生 ありがとうございます	廣瀬 権	212
2 加藤晶氏追悼集 (2)		214
(1) 故加藤晶先生追悼会 (令和元 (2019) 年 9 月 28 日開催) 概要		214
(2) 追悼辞		215
故加藤晶先生追悼挨拶	廣瀬 権	215
加藤晶先生ありがとうございます。	川路利永	217
加藤会長御令室様御挨拶	加藤悠起子	218
加藤晶会長の御逝去を悼みて—御礼と感謝—	松井幹郎	219
故加藤晶会長を偲ぶ—2019 年 9 月 28 日 (土) 故人追悼の儀に当たり、 故人様の思い出を語る。—	小杉修二	221
加藤晶先生の追悼部会に参列して	齋藤眞康	227
故警察史研究部会加藤晶部会長の思い出	臼井良雄	227
第 4 廣瀬権氏拾遺		
警察協会雑誌目次集の発行に際して		229
「警察協会雑誌の謎」解明に向けた一歩		233
「暴力団」という呼称について (大正末期～昭和戦前期)		246
史実から懲戒免除制度を考える		259
加藤晶会長追慕と資料集刊行について		274
『近代警察史関係文献目録抄—川路大警視検討を中心に—』発刊に当た って		275
折々に思うこと—浅草生まれのひま人から教えられたことなど—		277
「使い走り、走狗」がなんだ!		277
朝井まかて『銀の猫』を読んで		279
葉室麟文学の頂上を目指して (1)		281
葉室麟文学の頂上を目指して (2)		282
平成の「仁義」作家・葉室麟		285
原点回帰		288
(紹介 5) 廣瀬権氏『大警視だより』続刊御寄稿一覧		294
跋—警察史研究部会の過去を振り返りて—		295
(簡便索引)		302
		~306
〔(紹介)、(警察史資料) 抽出〕		
(紹介 1) 榊原好恭氏『大警視だより』続刊御寄稿一覧		139
(紹介 2) 川路利永氏『大警視だより』続刊御寄稿一覧		158
(紹介 3) 重田麻紀先生『大警視だより』続刊御寄稿一覧		160
(紹介 4) 松井幹郎先生『大警視だより』続刊御寄稿一覧		172
(紹介 5) 廣瀬権氏『大警視だより』続刊御寄稿一覧		294

【附録】

(警察史資料 1) 川路大警視関係文献目録集抄……………	106
(警察史資料 2) 川路大警視漢詩関係著作抄……………	106
(警察史資料 3) 肥後精一氏著作目録抄……………	107
(警察史資料 4) 『大警視だより』続刊第 9 号内容紹介……………	107
(警察史資料 5) 後藤松吉郎とは誰ぞ—昭和 5 (1930) 年 5 月 30 日「警察談話会」集合写真から—……………	180
(警察史資料 6) 手塚豊博士と警察史研究会……………	180
(警察史資料 7) 海外駐在内務事務官関係文献抄……………	181

2 警察政策学会警察史研究部会編『近代警察史の諸問題—川路大警視研究を中心に—(第二輯)—武藤誠氏・加藤晶氏・福永英男氏・戸高公德氏追悼記念論集—【上・下冊】』(警察政策学会資料第 114 号、第 115 号、令和 3 (2021) 年 5 月 8 日刊) 目次一覧
(同学会 HP <<http://www.asss.jp/>> にアップ済。)

序文……………警察政策学会警察史研究部会長 廣瀬 権 -1-

特 集

戊辰戦争をめぐる奥羽越列藩とその後裔達		
【特別寄稿】新発田藩偶感—加藤晶前会長を偲んで—……………	小林 宏	1
【特別寄稿】郷土史研究とは何か……………	小林 宏	5
もう一つの戊辰北越戦争……………原案 川路利永・補筆	佐藤雅志	7
【特別寄稿】もう一つの『坂の上の雲』—南部・伊達両藩の 6 人の青年たち—……………	藤井 茂	9

第 1 篇 川路大警視研究

川路利良大警視の真実—(附) 武藤誠先生略年譜及び川路大警視研究関係著作目録抄—……………	武藤 誠	13
加藤晶会長略年譜・著作目録(改訂稿)……………	警察政策学会警察史研究部会編	33
『越後だより』三題……………	川路利永	45
継之助、歳三、そして。……………	川路利永	58
「日本の血脈」……………	川路利永	61
私の警察学校体験—川路魂研鑽の日々—……………	松井幹郎	65
随想『忘れ得ぬ人々』—川路魂に生きる人々—……………	松井幹郎	69
「徳不孤必有隣」の糸物語……………	松井幹郎	72
大警視の慧眼—加藤会長を偲びて—……………	笠井聰夫	76
川路大警視の撃剣再興論……………	小風 明	79
福沢諭吉と取締之法……………	露崎栄一	89
[前輯掲載稿再録] 肥後精一氏著作目録抄(再録)……………		90

『川路利良西南事件に対する大義名分論』とその精神……………	鈴木康夫	91
邏卒総長桑原讓について……………	鈴木康夫	93
国分友諒顕彰碑について—原田弘先生のお教えに接して—……………	吉原丈司	94
『警視総監物語』、『警察物語』の著者杉村幹とは誰ぞ（資料）—明治年代の警視総監のパーソナルヒストリー検討の絡みで—……………	吉原丈司	101

第2篇 中原英典先生遺稿抄

中原英典先生遺稿二題—「昭和20年6月 静岡空襲の前後」及び「昭和20年8月 蘇聯参戦前後」—……………	警察政策学会警察史研究部会編	109
1 昭和20年6月 静岡空襲の前後……………		111
2 昭和20年8月 蘇聯参戦前後……………		127

第3篇 廣瀬権氏拾遺続輯

暴力団問題の原点を三考する……………	廣瀬 権	137
「顔が見える命」と「統計上の命」……………	廣瀬 権	184
コロナ禍と「大義名分」……………	廣瀬 権	187

第4篇 警察教養史研究

ハイデガー「存在と時間」から学ぶ（警察官として）……………	恵良道信	191
明治監獄制度史研究と警察関係史料—新出の『警察監獄学校設立始末』について—……………	兒玉圭司	197
韓国語専科上級課程開設初期の回顧—天理大学委託教育から警察自前の専門課程へ—……………	川野邊寛	199

第5篇 警察人士研究

ヘーン大尉関係文献抄（改訂稿）—戸高公德氏の御業績を偲びて—……………	警察政策学会警察史研究部会編	209
福永英男前部会長略年譜・著作目録（初稿）—福永英男前部会長の御業績を偲びて—……………	警察政策学会警察史研究部会編	218
加賀町警察署長碓山警視の特徴ある活動と事績—外国交際の成功、皇室の警察への信頼獲得、国益の保全、警察実務の刷新改革—……………	小野田博光	227

（以上【上冊】（第114号）、以下【下冊】（第115号））

第6篇 日本警察国際化の歩みと活動の軌跡

【附録】

我が国警察の国際化の歩みと青年警察官が見た 47 年前の米国の警察活動……………	佐藤裕夫	257
カンボジア PKO (UNTAC) 派遣日本文民警察隊アンピル班—反政府軍支配地域に派遣された文民警察の活動実態とポルポト派による襲撃死傷事件の真相—……………	川野邊寛	301

第 7 篇 外国警察制度研究

英米における治安維持活動への軍の関与について……………	黒木慶英	381
-----------------------------	------	-----

第 8 篇 法学、法制史及び歴史地理その他

【特別寄稿】「行政警察」と「司法警察」：イタリア・ローマの視点から……………	佐々木健	441
【特別寄稿】三権分立の意匠……………	阪本尚文	446
【特別寄稿】「福島学派」の遠雷——井上紫電における憲法哲学の胎動……………	阪本尚文	448
【特別寄稿】学部の争い——西村稔先生の教養思想をめぐる覚え書拾遺……………	阪本尚文	451
久保正幡先生述「中田薫先生の思い出と法制史学会の回顧」メモ（要旨・未定稿）……………		455
【特別寄稿】〈学びつつ老いる〉—久保正幡先生の思い出—……………	松村勝二郎	476
日本の戦争呼称に関する考察—大東亜戦争を中心に—……………	山本政雄	489
戦時下京都に於ける河上肇博士の日常生活の一齣（資料）—塚本幸七氏及び太田義一氏との交際について—……………	吉原丈司	507
越前歴史紀行—信濃から飛騨、美濃を抜けて……………	松宇正一	517

第 9 篇 鎮魂・顕彰

往時のコレラ禍による官修墓地のことを通して今の新型コロナウイルス問題を思う……………	臼井良雄	523
〔官修墓地関連参考文献〕……………		524
警察協会と東日本大震災警察協力殉難者・殉職警察職員遺族救援基金……………	佐藤裕夫	525
【御訃報 1】島善高教授の御逝去……………		545
【御訃報 2】坂野潤治教授の御逝去……………		546

附録

1 警察政策学会警察史研究部会編『近代警察史の諸問題—川路大警視研究を中心に—』（警察政策学会資料第 110 号、令和 2（2020）年 5 月 8 日刊）目次一覧……………		549
2 警察政策学会警察史研究部会編『令和元年度警察史研究部会特別調査研究報告書 近代警察史関係文献目録抄—川路大警視検討を中心に—』（警察政策学会資料・別刷、令和元		

(2019)年10月1日刊)目次一覧	554
3 『大警視だより』続刊目次一覧(続・第9~11号)	555
跋	559
簡便索引	560
	~564
奥付	
奥付裏+広告	

- 3 警察政策学会警察史研究部会編『令和元年度警察史研究部会特別調査研究報告書 近代警察史関係文献目録抄—川路大警視検討を中心に—』(警察政策学会資料・別刷、令和元(2019)年10月1日刊)目次一覧

『近代警察史関係文献目録抄—川路大警視検討を中心に—』発刊に 当たって	警察政策学会警察史研究部会長 廣瀬 権 (1)
[凡 例]	(4)
第1編 大警視川路利良関係文献抄	1
第2編 警察関係者警察史著作目録	67
第1 高橋雄豺博士著作目録	67
第2 田村豊氏著作目録	118
第3 有光金兵衛氏著作目録	129
第4 種村一男氏著作目録	138
第5 中原英典氏著作目録	145
第6 武藤誠氏著作目録	165
第7 渡辺忠威氏著作目録	205
第8 加藤晶氏著作目録	215
第9 鳴海國博氏著作目録	220
第3編 その他	224
第1 ヘーン大尉関係文献抄	224
第2 明治中葉警官練習所訳官及び筆記者関係文献抄—続 ヘーン大尉 関係文献抄—	233
第3 明治35(1902)年台北刊行の『警察監獄学雑誌』検討一斑 —続々 ヘーン大尉関係文献抄—	239
第4 『警察協会雑誌』発行表	245
第5 内務省関係者自伝・回想録・追悼録類抄	259
第6 大森鍾一『直興遺篋抄』覚書	269
[簡便索引]	280

【附録】

跋	281
(別添) 特別調査研究補助申請書 (抄)	282
コラム 1 頑鉄後藤狂夫とは誰ぞ	144
コラム 2 雑誌『警察春秋』とは何ぞ	223
コラム 3 頑鉄生 (後藤狂夫) 「警察界に不可忘田山宗堯氏」余話	238

(追記)「福永英男前部会長略年譜・著作目録(初稿)―福永英男前部会長の御業績を偲びて―」警察政策学会警察史研究部会編『近代警察史の諸問題―川路大警視研究を中心に―(第二輯)―武藤誠氏・加藤晶氏・福永英男氏・戸高公德氏追悼記念論集―【上冊】』(警察政策学会資料第114号、令和3(2021)年5月8日刊)は、上記「第2編 警察関係者警察史著作目録」の続編(「第10 福永英男氏著作目録」)の意味を有する。

4 『大警視だより』続刊目次一覧(続々・第13～15号分)

・『大警視だより』続刊第1号(通巻第30号、平成28年(2016)年3月1日刊)～第8号(加藤晶会長追悼号Ⅰ、通巻第37号、令和元年(2019)年7月1日刊)の目次については、既刊警察政策学会警察史研究部会編『令和元年度警察史研究部会特別調査研究報告書 近代警察史関係文献目録抄―川路大警視検討を中心に―』(警察政策学会資料・別刷。警察政策学会、令和元(2019)年10月1日刊)50～58頁に収録した。

次いで、その後に発行の第9号(通巻第38号、令和2年(2020)年1月1日刊)～第12号(通巻第41号、令和3年(2021)年7月1日刊)の目次は、警察政策学会警察史研究部会編『近代警察史の諸問題―川路大警視研究を中心に―(第二輯)―武藤誠氏・加藤晶氏・福永英男氏・戸高公德氏追悼記念論集―【下冊】』(警察政策学会資料第115号、令和3(2021)年5月8日刊。同学会HP〈<http://www.asss.jp/>〉にアップ済。)555～558頁に掲載した。

・上記『大警視だより』続刊中第1号～第8号の全文PDFについては、川路利永・松井幹郎・廣瀬権・吉原丈司共編『【CD版】加藤晶会長追悼記念 大警視川路利良関係資料集〔『大警視川路利良聖地巡礼』ガイドブック〕、『大警視だより』、『大警視だより』続刊及び『大警視川路利良関係文献集成』』(大警視川路利良研鑽会、令和元(2019)年9月1日刊)に収録されている。

〈<https://ndlonline.ndl.go.jp/#!/detail/R300000001-I029970941-00>〉

・【既刊追悼号紹介(抄)】

『大警視だより』続刊第8号(加藤晶会長追悼号Ⅰ、令和元(2019)年7月1日刊)

『大警視だより』続刊第9号(加藤晶会長追悼号Ⅱ、令和2(2020)年1月1日刊)

『大警視だより』続刊第10号(加藤晶会長追悼号Ⅲ、復刊第10号記念号、通巻第39号、令和2(2020)年7月1日刊)

『大警視だより』続刊第11号(加藤晶会長追悼号Ⅳ、令和3(2021)年1月1日刊)

『大警視だより』続刊第12号(福永英男前部会長追悼号Ⅰ、令和3(2021)年7月1日刊)

『大警視だより』続刊第13号（松井幹郎先生追悼号、令和3（2021）年10月13日刊）
『大警視だより』続刊第14号（福永英男前部会長追悼号Ⅱ、通巻第43号、令和4（2022）年1月1日刊）
『大警視だより』続刊第15号（松井幹郎先生追悼号Ⅱ 原田弘先生追悼号、通巻第44号、令和4（2022）年7月1日刊）

聲無キニ聞キ 形無キニ見ル

大警視だより

令和3(2021).10.13 続刊No.13(通巻No.42)

松井幹郎先生追悼号

発行 大警視川路利良研鑽会

(創刊 鹿児島市・松井幹郎、平成23（2011）年6月13日)

(復刊 横浜市・加藤 晶、平成28（2016）年3月31日)

『大警視だより』続刊 第13号（松井幹郎先生追悼号、通巻第42号、令和3（2021）年10月13日刊）

〔目 次〕

【追悼文】

松井幹郎先生を偲ぶ	大警視川路利良研鑽会会長 川路利永	……………2
松井幹郎先生、ありがとうございました		
警察政策学会警察史研究部会長・大警視川路利良研鑽会会長	廣瀬 権	……………4
松井先生の悲報に接して	東京外国語大学名誉教授 高橋 均	……………5
松井幹郎様のこと	武藤 都喜子（武藤誠先生御令室様）	……………6
松井幹郎先生の御逝去をお悼みして	加藤 悠起子（加藤晶元会長御令室様）	……………8
松井幹郎先生を悼む	大警視川路利良研鑽会会員 笠井聰夫	……………9
加藤晶先生追悼会での献杯—松井幹郎先生追悼—		
	警察政策学会警察史研究部会事務局長 佐藤裕夫	……………9

【遺稿 1】川路大警視研究端緒について—『大警視だより 第I集』「編集後記」（再録）—	……………10
【遺稿 2】DVD『川路利良生誕一八〇年 研鑽会発足三周年記念』 （大警視川路利良研鑽会、平成26年12月13日刊）送付状	……………12
【遺稿 3】『大警視川路利良関係資料集』発行に寄せて—加藤晶会長を偲びつつ—	……………13
【資料紹介】最近発行警察史研究部会関連警察政策学会資料抄（含「別刷」）	……………15
【資料再録】（『大警視だより 第I集』（平成27年10月13日刊）未収録号）	……………16
『大警視だより』No.28（全2頁）	……………16
『大警視だより』No.29（最終号。全1頁）	……………18
【御遺族様から】父、松井幹郎について	鈴木裕美子……………19
【略年譜・著作目録】松井幹郎先生略年譜・著作目録（初稿）	……………22
【松井幹郎先生追悼号発行経緯】松井幹郎先生の御逝去を悼みて	……………26
【事務局通信】	……………28

『大警視だより』続刊第14号（福永英男前部会長追悼号Ⅱ、通巻第43号、令和4（2022）年1月1日刊）

〔目 次〕

【巻頭言】「ドライブ・マイ・カー」 大警視川路利良研鑽会名誉会長 川路利永……………2	
（紹介）川路利永名誉会長『大警視だより』続刊御寄稿一覧 ……………4	
「書き残す使命がある」—警察史研究部会の今後によせて—	
警察政策学会警察史研究部会長・大警視川路利良研鑽会会長 廣瀬 権 ……………5	
松井幹郎先生の御逝去と追悼号の発行について（紹介：本誌前号（第13号）） ……………6	
【福永英男前警察史研究部会長追悼集Ⅱ】（前々号（第12号）より続く。）	
福永英男君を偲んで 元警察庁刑事局長 中門 弘 ……………7	
福永英男前警察政策学会警察史研究部会長を偲んで	
大警視川路利良研鑽会会員 笠井聰夫 ……………9	
福永英男先輩の「ひとこと」	
警察政策学会警察史研究部会長・大警視川路利良研鑽会会長 廣瀬 権 ……………10	
福永英男元静岡県警察本部長の思い出 元静岡県警察本部刑事部長 渡辺芳郎 ……………12	
（資料）福永英男前部会長単行書目録 ……………13	
【特別寄稿】刑罰としての亡命：ローマからの視点	
京都大学法学系教授 佐々木健 ……………14	
【特別寄稿】垣見隆禎教授の〈中間団体としての自治体〉論——廃藩置県150年に思う	
福島大学行政政策学類準教授 阪本尚文……………18	
【特別寄稿】押し付け憲法論雑感——憲法の「出生の秘密」をめぐって 阪本尚文 ……………20	
【特別寄稿】強力な混成機動部隊の経験—預金保険機構大阪業務部時代の思い出—	
学校法人二松学舎常任理事 西畑一哉 ……………22	
【武藤誠先生記念集】武藤都喜子様御書翰二通 ……………26	
『武藤誠先生略年譜・著作目録』序文（再録） 元警察史研究部会長 加藤 晶 ……………28	

「オウム真理教・犯罪者集団」との戦いと今日の課題（1）	
警察政策学会警察史研究部会長 廣瀬 権……………31	
高橋功氏「ネパール滞在記」について（紹介）	
警察政策学会警察史研究部会事務局長 佐藤裕夫……………40	
鶏肉のごちそう狩り—ネパール滞在記（1）—	
ボランティア日本語支援教師 高橋 功……………41	
飯縄信仰と戦国武将たち——ランニングで巡る歴史旅日記 研鑽会会員 松宇正一……………45	
【部会員追悼】元警察史研究部会員横山英男氏の御業績を偲びて ……………51	
【追悼】石田雄教授、東山健吾（鄧健吾）先生、高橋由利子先生、色川大吉教授 ……………52	
影法師『大警視だより』些論①「〇〇好き」……………25 ②「前向きに」……………44	
【新刊紹介】……………53 【事務局通信】……………54	

『大警視だより』続刊第15号（松井幹郎先生追悼号Ⅱ 原田弘先生追悼号 通巻第44号、令和4年7月1日刊）

〔目 次〕

【巻頭言】「あっちとこっち」 大警視川路利良研鑽会名誉会長	川路利永……………2
我が家の断捨離	
大警視川路利良研鑽会会長・警察政策学会警察史研究部会長	廣瀬 權……………4
【松井幹郎先生追悼集Ⅱ】（追悼集Ⅰ（本誌第13号所載）続集、下記「既刊号紹介」参照。）	
「最後の約束」 鹿児島県知覧小学校桜組教え子	有吉 和……………6
松井幹郎先生との関係 再会前の約束—追想文—（再会後の記録：平成7（1995）年8月19日～令和元（2019）年12月3日まで）	
知覧小学校桜組教え子	松清吉則……………7
恩師松井幹郎先生との記録—松井先生追想— 知覧小学校桜組教え子	坂之上公仕……………10
【原田弘先生追悼集】	
原田弘先生の御逝去を悼みて	大警視川路利良研鑽会事務局編 ……11
【特別寄稿】訴訟の二段階：民刑事の相似	京都大学法学系教授 佐々木健 ……13
【特別寄稿】罵詈か讒謗か—書面でする誹謗と馬鹿	
武蔵野学院大学国際コミュニケーション学部准教授	高田久実 ……16
【特別寄稿】象徴・コロナ・SNS	福島大学行政政策学類准教授 阪本尚文 ……19
【特別寄稿】【雑感】コロナ禍と大学教育	
慶應義塾大学文学部古文書室研究員・萩市須佐歴史民俗資料館特別学芸員	重田麻紀 ……22
【追悼】上山安敏先生の御長逝を悼みて……………25	
二人の愛国者—川路大警視とガンベ・グロース	
大警視川路利良研鑽会会員	笠井聰夫……………26
国立国会図書館デジタルコレクション「建議」	
警察政策学会警察史研究部会員	小風 明……………28
井上三治氏『警察関係図書目録』について——小風明部会員のお教えを受けて—— ……29	
源頼朝と善光寺—ランニングで巡る歴史旅日記4	
大警視川路利良研鑽会会員	松宇正一……………31
【紹介】既刊警察史研究部会関係警察政策学会資料……………15	
【近刊紹介】警察政策学会資料『近代警察史の諸問題—川路大警視研究を中心に—福永英男氏・原田弘氏・松井幹郎氏追悼論集』（第三輯）……………24	
影法師『大警視だより』些論	
③「嫌なことをやれと言われて」……………5	
④「ウソとホント」……………18	
⑤「適度なスペース」……………30	
【事務局通信】……………34	
（追記：その後、第16号（通巻第45号、令和5（2023）年1月1日刊）が出ている。）	

5 その他

・警察政策学会警察史研究部会編『明治の内政・治安政策と武士の終焉』（鈴木康夫氏執筆。
警察政策学会資料第121号、令和4（2022）年7月刊）

（参考）警察史研究会及び同会会誌『手眼』（全3号）の概要

1 はじめに

・詳しくは前々輯第110号299～302頁参照。

・平成13（2001）年7月の警察政策学会警察史研究部会設置（再設置）以前に、私的研究団体「警察史研究会」（在警察大学校、昭和60（1985）年9月～平成12年）があり、最初坂間裕先生（1914～2014）、次いで武藤誠先生（1922～2013）が主宰していた。同研究会は都合15回（第1回（昭和60年9月27日）～第15回（平成12年10月20日））開催され、うち第1回（昭和60年9月27日）及び第2回（昭和61年10月4日）には同会顧問であった慶應義塾大学名誉教授・法学博士手塚豊先生（1911～1990.4）¹が出席されている。

・同研究会は、武藤先生の配慮で、下記のように、会誌『手眼』（題字揮毫：武藤誠先生）を3冊刊行している。

『手眼』第1号（警察史研究会（代表：坂間裕）、平成3年10月刊）

『手眼』第2号（警察史研究会（代表：坂間裕）、平成4年10月刊）

『手眼』第3号（警察史研究会、平成6年11月刊。奥付なし。末尾に「警察史研究会開催状況」あり。）

・昭和61（1986）年12月に警察史研究会の実質的な「生みの親」警察大学校資料主幹渡辺忠威先生（1926～1986）逝去、その後平成2（1990）年4月手塚豊先生が長逝された。

以下、『手眼』各号の目次を収録しておく。これらは、現在では閲覧すら難しいことから、いずれ復刻の可能性について検討いたしたく考えている。

2 『手眼』第1号（編集・発行 警察史研究会（代表 坂間裕）、平成3（1991）年10月刊）

・手塚豊「西南戦争前後の鹿児島県第四課長（警察）と、〈ママ〉「鹿児島警視出張所長」1～24頁（「あとがき」によれば遺稿とのことであるが、下記の再録か。）

*手塚豊「西南戦争前後の鹿児島県第四課長（警察）と鹿児島警視出張所長—鹿児島県警察本部編『警察風土記』への疑問」手塚豊編著『近代日本史の新研究 VI』（北樹出版、昭和62年12月25日刊）

・草山巖「【史料紹介】私の日本見聞録・一八八八～一八九二—神戸外国人居留地行事局長

¹ 手塚豊先生の明治警察史関係文献については、「手塚豊主要著作目録」「手塚豊・清子追悼録」編集委員会『手塚豊・清子追悼録』（慶應通信、平成3（1991）年4月14日刊）及び「手塚豊主要著作目録」『明治史研究雑纂〔手塚豊著作集〕第10巻』（慶應通信、平成6（1994）年3月10日刊）等各参照
<<http://library.main.jp/index/jst28341.htm>>。

兼警察署長夫人イーダ・トローチックの手記一」25～64頁（神戸市史紀要『神戸の歴史』第18号（昭和62年9月）所収）

- ・後藤正義（1925～1996）「明治新政府に勤仕した町奉行所与力同心について」65～76頁
- ・永井誠吉「松代藩戊辰戦争記」77～89頁
- ・山本将敬「西南戦争と四人の殉職者」91～102頁
- ・武藤誠「西南戦争勃発の事実関係—ドラマ“翔ぶが如く”に寄せて—」103～109頁
- ・あとがき「手眼」第一号の発行にあたり（「書名「手眼」につきましては、ご承知のとおり、「・・・手快眼明・・・」・『警察手眼』から引用し、題字のご揮毫は当研究会発足以来ご指導をいただき会員でもあります警察大学第一九代校長武藤誠先生にお願いしました。」とある。）
- ・奥付

3 『手眼』第2号（編集・発行 警察史研究会（代表 坂間裕）、平成4（1992）年10月刊）

- ・手塚豊（1911～1990.4.14）「「執行セズ」という死刑判決—明治十五年十一月一日・大審院判決を巡る—考察—」1～20頁（末尾に「第二回警察史研究会（昭和61年10月4日）配布資料」とある。）
- ・後藤正義（元警視庁刑事部第二機動捜査隊長、1925～1996）「辻番について」21～62頁（末尾に「第七回警察史研究会配布資料」とある。）
- ・草山巖（元兵庫県警察本部総務部参事）「兵庫県令内海忠勝の監獄肅正と警察—明治十八、九年を中心に—」63～94頁
- ・大橋洋（元和歌山県警察本部情報管理課長）「西南戦争時の和歌山県における壮兵徴募」95～118頁（末尾に「第二回警察史研究会（昭和61年10月4日）配布資料」とある。）
- ・あとがき（「執筆者ご紹介」あり。）

4 『手眼』第3号（警察史研究会、平成6（1994）年11月刊（奥付なし））

- ・後藤正義（元警視庁刑事部第二機動捜査隊長、1925～1996）「江戸の目明しについて—藤岡屋日記を中心に—」1～35頁
- ・草山巖（兵庫県警察史編集顧問、元兵庫県警察本部総務部参事）「明治一二年・兵庫県の協議費交番所創設事情について—条約改正交渉問題との関連を中心に—」37～68頁
- ・警察史研究会開催状況（年1回開催。第1回 昭和60年9月27日～第10回 平成6年11月18日）
- ・あとがき「手眼」第三号の発行に寄せて
- ・奥付なし

【コラム】

【コラム】（第 11 篇 歴史地理その他（補遺））

曾我兄弟の仇討雑感—日本三大仇討の一つ—

大警視川路利良研鑽会会員 松宇正一

長野市民病院の南、古里地区内に虎御前という小字名があり、そこに虎御前塚という石碑が建っている。虎御前とは、現在放映中の大河ドラマ「鎌倉殿の 13 人」でも描かれた曾我兄弟の仇討の兄、十郎祐成の愛人で、大磯の虎と呼ばれた人物である。

曾我兄弟の仇討が美化され語り継がれたのは、鎌倉幕府側のプロパガンダの一環であるとも言われている。彼らの仇討を称賛し、現在の小田原市あたりの曾我荘の年貢を永久に免除するなど、頼朝は、自身の暗殺計画を含む幕府の権力抗争とクーデターの蠢動から御家人たちの目を逸らすためにそのような措置を執ったと考えるのが自然であると思われる。その背後には新体制・新政権発足時の主導権争いが見え隠れしており、「13 人」での曾我五郎時致の台詞「平家が滅んで戦がなくなり、取り立てられるのは文官ばかり。平家が源氏に代わっただけで、我々のような武士はいつまでたっても出世できない。」で説明された現象（統治の源が「武力」から「政治力」に変容するプロセス）が起こっていたのである。

歴史年表を追っていくと、我が国の武家政権発足時には、それが繰り返されてきたことがわかる。鎌倉幕府は最終的に北条家が勝ち残るまでにほとんどの有力御家人が粛清され、室町幕府は新体制構築の前後から内部の争いが絶えず、観応の擾乱など、足利政権が安定するまでかなりの揺らぎを経ている。江戸幕府では、身内の権力争いとは色合いが違うが、大坂の陣や数々の大名の改易などを経て徳川政権の基盤が安定していった。

この武家政権発足時の主導権争いは、その棟梁が三代目となった時に一応の完成をみることになっているようである。

- ・北条家三代泰時が御成敗式目を制定し、
- ・足利三代将軍義満が南北朝を合体させ太政大臣となり、
- ・徳川三代将軍家光は武家諸法度と禁中並公家諸法度を制定し、

それぞれ幕府の権力構造を盤石のものとした。

ここでの三代は、三段跳びの「ホップ、ステップ、ジャンプ」ではなく、イメージとしてはバレーボールの「レシーブ、トス、アタック」がしっくりくる。初代に忠実かつ有能であり、勝利を決定づける三代目のアタッカーを育て上げるセットアップー二代目の存在が重要であると考えるのであるが、二代目が目立った活躍をしたのは、どうやら鎌倉政権だけだったようである。

ところで、曾我兄弟の仇討は、赤穂浪士の討入り、伊賀越えの仇討と並ぶ日本三大仇討に数えられているようで、三本の矢、三つ巴など、武士の戦いの歴史は、三という数字に縁があるように思える。

曾我兄弟の仇討の日の雨は虎の雨と呼ばれており、虎御前の碑は雨乞いの霊石と言われている。ここ数年の自然災害の頻発を見るにつけ、虎御前塚にはあまりその力を発揮し過ぎないように願うばかりである。また、新型コロナウイルスとの闘いも、三度目の正直で、今年こそ収束の年となってほしいと願っている。

跋

本輯は、既刊第一輯、第二輯に倣って編集に努めたが、未だ不手際の連続で十全のものとは言い難い。今後のこともこれあり、まずもって大方の御叱正をお願い申し上げるものである。

我が警察政策学会警察史研究部会の歩みについては、先に第一輯「跋—警察史研究部会の過去を振り返りて—」中で二、三記載したが、小部会は、平成13（2001）年の創部（再設置）以来、武藤誠先生（1922～2013）、加藤晶元部会長（1930～2019）、中山好雄氏（1933～）、福永英男前部会長（1936～2021）、戸高公德氏（1924～2019）を中心に定期的に例会を開催して部会員の報告を中心とした協議検討を進めるとともに、その資料化についても少しく配意し、折々に様々なものを作成してきた。

そうした中、平成 21（2009）年の春頃であったか、部会員の露崎栄一氏が鹿児島県警察学校で研修専門員として教えておられる同氏知人の松井幹郎先生（1935～2021）がこのようなものを作成されたとして部会の例会で報告、紹介されたのが、『「大警視川路利良聖地巡礼」ガイドブック』（初版、私刊、平成 21（2009）年 3 月刊）である。それまで鹿児島県での川路大警視研究者といえば有名な肥後精一先生（1915～2012）のことしか存じ上げなかったのが、武藤誠先生、加藤晶部会長以下部会員皆驚き、早速露崎氏にお願いして松井先生に御連絡をとっていただいた次第である。このことが、小部会のその後の在り方にも多大な影響を与えることになるとは、当時は夢想だにしなかった。露崎氏は、夙に警察史研究部会前身の（在警察大学校）警察史研究会で明治法制史研究の大家であった手塚豊先生（1911～1990）の御指導を受けて、川路大警視『警察手眼』（明治 12 年 10 月刊）を実際にまとめた植松直久（1846～1882）の個人史研究で画期的な業績をあげられ、その後も警察史研究で大変活躍されてこられたが、昨今は御健康がすぐれないとお聞きし、案じているところである。呉々も御養生の上、早き御快癒をお祈りいたすものである。

当時松井先生は東京都青山霊園所在川路家墓所に立つ大警視顕彰碑に刻まれた「大警視川路君墓表」の現代語訳作成作業を精力的に進めておられたことから、小部会では武藤誠先生ともお親しく部会顧問である漢文学大家の高橋均先生（東京外国語大学名誉教授、1936～）に松井先生と御連絡をおとりいただいた。高橋先生はお若き頃松井先生母校の鹿児島大学教育学部で教えられ、鹿児島の地を深く愛しておられたことから、松井先生も大変喜ばれ、両先生間でかなりのお手紙や電翰でのやりとりをされた結果すばらしい現代語訳が完成し、次いでそれを載せる立派な『「大警視川路利良聖地巡礼」ガイドブック』（改訂版、私刊、平成 21（2009）年 10 月 13 日刊）も発行され、大きな反響を呼んだところである。

松井先生には、同書刊行の翌々年平成 23（2011）年 3 月に県警察学校を退任されたが、早くもその 6 月には川路大警視御玄孫の川路利永氏を名誉会長にいただいて「大警視川路利良研鑽会」を立ち上げられ、その機関誌として『大警視だより』（年 6 回、偶数月発行）を創刊し、私ども警察史研究部会にまで毎号送って下さるようになった。同先生は毎年 10 月 13 日の川路大警視御命日には墓所展墓のため必ず上京されることもあって、加藤元部会長とも会われる機会があり、共に川路大警視を崇敬されるお二方は親密な御関係になられた由である。こうしたことに、部会生みの親であり、旧七高造士館卒にして戦後国警時

代の鹿児島県垂水地区警察署長や鹿児島県警察本部長をされ、鹿児島とは深い所縁を有する武藤誠先生も喜んでおられたが、不幸同先生には平成 25（2013）年 11 月 7 日に逝去された。部会では武藤先生御一周忌に『武藤誠先生略年譜・著作目録』（警察政策学会資料・別刷、平成 26 年 11 月 7 日刊）を献じたところであるが、松井先生は尊敬する武藤先生の御長逝後は御令室の武藤登喜子様と御連絡をとられて、武藤先生の研究をも始められ、その一端を収めた『大警視だより』第 26 号（武藤誠先生追悼号、平成 27（2015）年 8 月 13 日刊）を出されたところである。敬服に堪えない次第である。

その後、平成 28（2016）年 2 月松井先生が御健康上の事由から『大警視だより』を休刊されると聞いて、加藤部会長は即座にそれを引き継がれ、当地で『大警視だより』続刊として継続発行することとされた。同誌は、抑々は川路大警視顕彰及びその業績等研究のためのものではあるが、加藤部会長は、それに加え、今後は警察史研究部会の部会報的な性格をも併せ持つようにして、部会員に研究成果を発表する機会を与え、はたまた部外の諸権威の先生方にも御寄稿いただいて、川路大警視研究をベースに広く我が警察史研究のゆるやかにして知的な交流の場としたいとの御意向を強くお持ちであった。しかるに、加藤部会長にはお体の関係で『大警視だより』続刊第 1 号を出された同年 3 月末でもって警察史研究部会長を退かれ、新たに福永英男前部会長が就任されたが、そうした御健康状態の中でも大警視川路利良研鑽会の会長としては『大警視だより』続刊発行の都度必ず執筆、寄稿され、その充実発展に鋭意努められた。その加藤会長も、悲しい哉令和元（2019）年 5 月 8 日に長逝された。大警視川路利良研鑽会では、直ちに川路利永・松井幹郎・廣瀬権・吉原丈司編『【CD 版】加藤晶会長追悼記念 大警視川路利良関係資料集〔『大警視川路利良聖地巡礼』ガイドブック〕、『大警視だより』、『大警視だより』続刊及び『大警視川路利良関係文献集成』』（大警視川路利良研鑽会、令和元（2019）年 9 月 1 日刊）を編纂して、追悼の意を表したところである。加藤会長は御生前病の中にあっても川路大警視関係の資料集編集を進めておられたが、当該 CD はそれらの一部を改めて整理の上まとめたものである。

他方、警察史研究部会では、福永英男前部会長に続き、令和元（2019）年 4 月に廣瀬権氏が新たに部会長になられたが、この時点で発行されていた『大警視だより』続刊は既に 7 号に上り、多くの貴重な論考が収録されていた。而して、その後も毎年二号発行を維持してきたところであり、令和 4（2022）年 7 月時点では第 15 号（松井幹郎先生編集『大警視だより』からの通巻では第 44 号）が最近号である。

このため、廣瀬新部会長は、こうしたものを集成して我が警察史研究の礎石とすることを決意されたが、これは、忝くも警察政策学会理事会様、同事務局様の多大の御配慮を得て、早くも翌春に警察政策学会警察史研究部会編『近代警察史の諸問題—川路大警視研究を中心に—（第一輯）』（警察政策学会資料第 110 号、警察政策学会、令和 2（2020）年 5 月 8 日刊。同学会 HP 〈<http://www.asss.jp/>〉にアップ済。）として発行をみる事が出来た。

そうした中、創部以来部会運営を実質的に牽引された戸高公德氏がこれより先の令和元（2019）年 12 月 13 日に逝かれ、また、前部会長福永英男氏が翌令和 3（2021）年 2 月 10 日に逝去された。まことに悲しいことであった。この悲報を受け、廣瀬部会長は、同年 5 月に、警察政策学会警察史研究部会編『近代警察史の諸問題—川路大警視研究を中心に—（第二輯）—武藤誠氏・加藤晶氏・福永英男氏・戸高公德氏追悼記念論集—【上・下冊】』（警察政策学会資料第 114 号、第 115 号、令和 3（2021）年 5 月 8 日刊。同学会 HP にアップ済。

〈<http://www.asss.jp/>〉) を刊行し、武藤誠氏、加藤晶氏、福永英男氏及び戸高公德氏の四氏に追慕の念を示したところである。

しかるに、その後令和3(2021)年7月6日に長年部会における警察史研究に大きな貢献をされた原田弘氏が遠逝され、更に8月17日には近年長く御病床にあられた松井幹郎先生が鹿児島市で逝去された。『大警視だより』続刊では追悼号を作成することとし、第12号(令和3(2021)年7月1日刊)は「福永英男前部会長追悼号」、同第13号(令和3(2021)年10月13日刊)は「松井幹郎先生追悼号」、同第14号(令和4(2022)年1月1日刊)は「福永英男前部会長追悼号Ⅱ」及び同第15号(令和4(2022)年7月1日刊)は「松井幹郎先生追悼号Ⅱ・原田弘先生追悼号」として各発行したが、多数の心あたたまる追悼文、同記事が寄せられた。このため、今般廣瀬部会長にはこれらを中心に、福永英男氏、松井幹郎氏及び原田弘氏三氏追惜の念を込めた本輯の発行を企図したところである。

本第三輯も、部会員及び大警視川路利良研鑽会会員諸氏から多くの論稿その他の提供を受けるとともに、大警視川路利良研鑽会名誉会長川路利永氏をはじめ多数の御著名な部外諸先生方から貴重な御玉稿をお寄せいただくことができた。すなわち、五十音順に、歴史作家にして元日本大学法学部教授新井勉先生、舞鶴工業高等専門学校人文科学部門教授兒玉圭司先生、國學院大學名誉教授小林宏先生、福島大学行政政策学類准教授阪本尚文先生、京都大学法学系教授佐々木健先生、慶應義塾大学文学部古文書室研究員・萩市須佐歴史民俗資料館特別学芸員重田麻紀先生、台湾・佛光大学佛教研究センター客員研究員柴田幹夫先生、國學院大學栃木高等学校教諭瀬賀正博先生、武蔵野学院大学国際コミュニケーション学部准教授高田久実先生、東京外国語大学名誉教授高橋均先生、学校法人二松学舎常任理事西畑一哉先生及び日本近代史研究家三浦裕史先生の諸先生である。また、松井幹郎先生関係として、御息女様の鈴木裕美子様、先生の深く愛された鹿児島県知覧小学校での教え子の有吉和様、松清吉則様及び坂之上公仕様、警察関係者では武藤誠先生御令室の武藤都喜子様、加藤晶元部会長御令室の加藤悠起子様、元警察庁刑事局長中門弘様、元静岡県警察本部刑事部長渡辺芳郎様及び元中部管区警察局長恵良道信様から、それぞれ御玉稿を賜った。

ここに、上記の方々に対し、謹んで厚く御礼申し上げるものである。特に部外の先生方の本輯に対する御厚情には、ただただ感激あるのみである。これからも何卒よろしく願い申し上げます。

本輯の成るは、従前と同じく、警察政策学会理事会様、同事務局様の格別の御高配によるものであり、深く感謝申し上げます次第である。就中同学会事務局長金丸和行氏、前事務局長清水宜明氏、同次長篠原和良氏及び元事務局長藤田清美氏には特段の御配慮を賜った。小部会事務局長佐藤裕夫氏及び『大警視だより』続刊編輯指南役の松宇正一氏には、いつもながら細心の御配意に与った。また、制作については、前々輯、前輯に続き、今回も東京法令出版株式会社の松本典子氏に大変お世話になった。記して各位に深甚の謝意を表すものである。

小部会では、今後も創部以来の研究課題である我が近世、近代警察史研究に、微力ではあるが更に努力していきたいと考えていることから、今後とも何卒よろしく御高教、御指導の程願ひ上げます。なお、本輯は、諸般の事情により電子版での発行と相成ったことをお断りしておく。

令和4(2022)年5月8日 加藤晶元部会長御命日謹誌(12月23日追記)

【簡便索引】

【簡便索引】

〔本索引は、主として本輯収録諸稿執筆者の各収録稿表題検索のためのものであるが、一部に表題以外の件名をも含む。併せ「篇別一覧」、「資料再録一覧」等を付した。〕

【あ行】

【資料再録】「安立綱之翁叢談」（其 1～6）『自警』昭和 10（1935）年 1～4、6、7 月号：41
新井 勉

【特別寄稿】（追悼文）上山安敏先生の御指導：247 （参考 1～4）：244、246、248、252
有吉 和

「最後の約束」：119

【追悼】石田雄教授の御逝去：240

井上三治氏『警察関係図書目録』について—小風明部会員のお教えを受けて—：36

【追悼】色川大吉教授の御逝去：240

【追悼】上山安敏先生の御長逝を悼みて：243 （参考 1～4）：244、246、248、252

恵良道信

心理学の実務への応用（犯罪抑止対策等）：125

奥付：(277 相当頁)

奥付裏広告：(278 相当頁)

【か行】

影法師：236～238、276

笠井聰夫

福永英男前警察政策学会警察史研究部会長を偲んで：81

二人の愛国者—川路大警視とガンベ・グロース：31

松井幹郎先生を悼む：99

加藤 晶

『武藤誠先生略年譜・著作目録』序文（再録）：60

加藤悠起子

松井幹郎先生の御逝去をお悼みして：98

川路利永

「あっちとこっち」：7

「てとろどときしん」：1

「ドライブ・マイ・カー」：4

松井幹郎先生を偲ぶ：92

（紹介）川路利永名誉会長『大警視だより』続刊御寄稿一覧：9

【簡便索引】：272～276

警察史研究の先人—田村豊氏著作年譜—①、②（警察史資料 2-1、2-2）：90、136

小風 明

国立国会図書館デジタルコレクション「建議」：34

【自著紹介】川路大警視の撃剣再興論（警察政策第 24 巻）について：35

小杉修二

いわゆる「外勤警察」所感：21

小林 宏

【特別寄稿】(追悼文) 上山安敏先生を偲ぶ : 245

兒玉圭司

【特別寄稿】(資料紹介) 小野田元熙『本署改正ノ要目』 : 25

【さ行】

坂之上公仕

恩師松井幹郎先生との記録—松井先生追想— : 123

阪本尚文

【特別寄稿】押し付け憲法論雑感—憲法の「出生の秘密」をめぐって : 206

【特別寄稿】垣見隆禎教授の〈中間団体としての自治体〉論—廃藩置県 150 年に思う : 203

【特別寄稿】暗い時代の人々—博棟華と朱紹文のこと : 198

【特別寄稿】象徴・コロナ・SNS : 208

【特別寄稿】額縁と絵のあいだ—上山安敏先生と西村稔先生 : 211

【特別寄稿】紹介 原田哲史著『19世紀前半のドイツ経済思想—ドイツ古典派、ロマン主義、フリードリヒ・リスト』 : 214

【特別寄稿】紹介 令和4年度福島大学 foR-A プロジェクト「戦後日本社会科学エゴ・ドキュメント・アーカイブの構築と活用」 : 216

(紹介) 阪本尚文先生『大警視だより』続刊御寄稿一覧 : 205

佐々木 健

【特別寄稿】(追悼文) 論文の戒め : 田中周友先生と上山安敏先生—上山安敏先生追悼— : 249

【特別寄稿】刑罰としての亡命 : ローマからの視点 : 179

【特別寄稿】訴訟の二段階 : 民刑事の相似 : 184

(紹介) 佐々木健先生『大警視だより』続刊御寄稿一覧 : 185

佐藤裕夫

加藤晶先生追悼会での献杯—松井幹郎先生追悼— : 99

高橋功氏「ネパール滞在記」について (紹介) : 145

重田麻紀

【特別寄稿】【雑感】コロナ禍と大学教育 : 218

柴田幹夫

【特別寄稿】中国・台湾研究の思い出と台湾での教育を目の当たりにして : 174

【追悼】柴田光蔵先生の御逝去を悼みて : 186

鈴木康夫

明治の衛生警察と疫病 : 38

鈴木裕美子

【御遺族様より】父、松井幹郎について : 109

瀬賀正博

【特別寄稿】中国司法制度と古代律学 (覚書) : 190

【た行】

高田久実

【特別寄稿】罵詈雑言—書面でする誹謗と馬鹿 : 187

【簡便索引】

高橋 功

ネパール滞在記一斑：145

高橋 均

松井先生の悲報に接して：95

【追悼】高橋由利子先生の御逝去：240

田村 豊

警察史研究の先人—田村豊氏著作年譜—①、②（警察史資料 2-1、2-2）：90、136

中門 弘

福永英男君を偲んで：78

【な行】

西畑一哉

【特別寄稿】強力な混成機動部隊の経験—預金保険機構大阪業務部時代の思い出—：132

【は行】

原田弘先生の御逝去を悼みて：87

凡例：-9-

跋：269

【追悼】東山健吾（鄧健吾）先生の御逝去：240

廣瀬 権

「書き残す使命がある」—警察史研究部会の今後によせて—：71

この際、川路利良大警視をもう一度勉強する：11

序文（本輯）：-1-

福永英男先輩の「ひとこと」：82

松井幹郎先生、ありがとうございました：94

我が家の断捨離：73

「私のオウム戦記」からの提言：63

（資料）福永英男前部長単行書目録：90

へーん警察大尉慰霊祭（警察史資料 1）：33

（ぼぜんさい）【紹介】令和 3 年度追浜官修墓地墓前祭中止の件：40

【ま行】

【松井幹郎先生追悼集 I】（『大警視だより』続刊第 13 号所収分再録）：91

【松井幹郎先生追悼集 II】（『大警視だより』続刊第 15 号所収分再録）：119

（松井幹郎先生）【遺稿 1】川路大警視研究端緒について—『大警視だより 第 I 集』「編集後記」（再録）—：100

（松井幹郎先生）【遺稿 2】DVD『川路利良生誕一八〇年 研鑽会発足三周年記念』（大警視川路利良研鑽会、平成 26 年 12 月 13 日刊）送付状：102

（松井幹郎先生）【遺稿 3】『大警視川路利良関係資料集』発行に寄せて—加藤晶会長を偲びつつ—：103

【松井幹郎先生追悼号発行経緯】松井幹郎先生の御逝去を悼みて：116

【略年譜・著作目録】松井幹郎先生略年譜・著作目録（初稿）：112

松宇正一

謙信道——川中島に向かう越後上杉軍のルート——ランニングで巡る歴史旅日記 2：221

飯縄信仰と戦国武将たち——ランニングで巡る歴史旅日記 3 : 225

源頼朝と善光寺——ランニングで巡る歴史旅日記 4 : 232

【コラム】曾我兄弟の仇討雑感—日本三大仇討の一つ— : 268

松清吉則

松井幹郎先生との関係 再会前の約束—追想文—（再会後の記録：平成 7（1995）年 8 月 19 日～令和元（2019）年 12 月 3 日まで） : 120

三浦裕史

【特別寄稿】満洲国軍制の法的構造 : 195

武藤都喜子

松井幹郎様のこと : 96

武藤都喜子様御書翰二通 : 57

目次 : -11-

【や行】

【追悼】元警察史研究部会員横山英男氏の御業績を偲びて : 239

吉原丈司

「台湾警察歌」始末—澤村胡夷に寄せて—（資料）—日本統治下台湾警察史の一齣— : 137

【わ行】

渡辺芳郎

福永英男元静岡県警察本部長の思い出 : 84

【篇別一覧】

第 1 篇 川路大警視研究 : 1

第 2 篇 武藤誠先生・加藤晶元警察史研究部会長記念集 : 57

第 3 篇 廣瀬権氏拾遺続々輯 : 63

第 4 篇 福永英男前警察史研究部会長追悼集 : 77

第 5 篇 原田弘氏追悼集 : 87

第 6 篇 松井幹郎氏追悼集 : 91

第 7 篇 犯罪学研究その他 : 125

第 8 篇 旧外地警察史検討 : 137

第 9 篇 外国事情研究 : 145

第 10 篇 法学、法制史研究その他 : 179

第 11 篇 歴史地理その他 : 221、(補遺) : 268

第 12 篇 鎮魂・顕彰 : 239

【『大警視だより』些論】(影法師) : 236～238、276

【附録】警察史研究部会等作成資料抄 : 253

1 警察政策学会警察史研究部会編『近代警察史の諸問題—川路大警視研究を中心に—』（警察政策学会資料第 110 号）目次一覧 : 253

2 警察政策学会警察史研究部会編『近代警察史の諸問題—川路大警視研究を中心に—（第二輯【上・下冊】）』（警察政策学会資料第 114 号、第 115 号）目次一覧 : 258

3 警察政策学会警察史研究部会編『令和元年度警察史研究部会特別調査研究報告書 近代警察史関係文献目録抄—川路大警視検討を中心に—』（警察政策学会資料・別刷）目次一覧 : 261

【簡便索引】

4 『大警視だより』続刊目次一覧（続々・第13～15号分）：262

5 その他：266

（参考）警察史研究会及び同会会誌『手眼』（全3号）の概要：266

【資料再録一覧】

「安立綱之翁叢談」（其1～6）『自警』昭和10（1935）年1～4、6、7月号：41

『大警視だより』No.28（全2頁）：106

『大警視だより』No.29（最終号。全1頁）：108

（警察史資料）（掲載順）

1 ヘーン警察大尉慰霊祭：33

2 警察史研究の先人—田村豊氏著作年譜—①、②：90、136

【特別寄稿一覧】（掲載順）

兒玉圭司 小野田元熙『本署改正ノ要目』：25

西畑一哉 強力な混成機動部隊の経験—預金保険機構大阪業務部時代の思い出—：132

柴田幹夫 中国・台湾研究の思い出と台湾での教育を目の当たりにして：174

佐々木健 刑罰としての亡命：ローマからの視点：179

佐々木健 訴訟の二段階：民刑事の相似：184

高田久実 罵詈雑言か讒謗か—書面でする誹謗と馬鹿：187

瀬賀正博 中国司法制度と古代律学（覚書）：190

三浦裕史 満洲国軍制の法的構造：195

阪本尚文 暗い時代の人々—博棟華と朱紹文のこと：198

阪本尚文 垣見隆禎教授の〈中間団体としての自治体〉論—廃藩置県150年に思う：203

阪本尚文 押し付け憲法論雑感—憲法の「出生の秘密」をめぐって：206

阪本尚文 象徴・コロナ・SNS：208

阪本尚文 額縁と絵のあいだ—上山安敏先生と西村稔先生：211

阪本尚文 紹介 原田哲史著『19世紀前半のドイツ経済思想—ドイツ古典派、ロマン主義、フリードリヒ・リスト』：214

阪本尚文 紹介 令和4年度福島大学 foR-A プロジェクト「戦後日本社会科学エゴ・ドキュメント・アーカイブの構築と活用」：216

重田麻紀 【雑感】 コロナ禍と大学教育：218

小林 宏 （追悼文） 上山安敏先生を偲ぶ：245

新井 勉 （追悼文） 上山安敏先生の御指導：247

佐々木健 （追悼文） 論文の戒め：田中周友先生と上山安敏先生—上山安敏先生追悼—：249

【『大警視だより』些論】（影法師）

『大警視だより』些論①「〇〇好き」：236

『大警視だより』些論②「前向きに」：236

『大警視だより』些論③「嫌なことをやれと言われて」：237

『大警視だより』些論④「ウソとホント」：237

『大警視だより』些論⑤「適度なスペース」：238

警察政策学会資料 第122号

近代警察史の諸問題 一川路大警視研究を中心に― (第三輯)
福永英男氏・原田弘氏・松井幹郎氏追悼論集

令和4 (2022) 年5月8日発行

編集 警察政策学会警察史研究部会

発行 警察政策学会

〒102-0093 東京都千代田区平河町1-5-5

後藤ビル2階

電話 03-3230-2918

印刷 東京法令出版株式会社

〔警察政策学会警察史研究部会作成資料等紹介〕

1 警察政策学会資料

- ・第31号『警察という言葉の成立事情』（警察史研究部会、平成16（2004）年3月刊）（笠野孝氏執筆）（[警察政策学会資料第031号.pdf \(asss.jp\)](#)）
- ・第51号『「警察巡閲規則」「注解」』（警察史研究部会、平成20（2008）年7月刊）（戸高公德氏執筆）（[警察政策学会資料第051号.pdf \(asss.jp\)](#)）
- ・第60号『普魯西王国警察大尉ウイルヘルム・ヘーン九州、東北各縣巡回視察復命書～付 全国警部長会議における演説～』（警察史研究部会、平成22（2010）年6月刊）（戸高公德氏執筆）（[警察政策学会資料第060号.pdf \(asss.jp\)](#)）
- ・第86号『横浜外国人居留地における近代警察の創設—治安の維持と不平等条約—（Maintenance of Order & Unequal Treaties）』（警察史研究部会、平成28（2016）年3月刊）（鈴木康夫氏執筆）（[警察政策学会資料第086号.pdf \(asss.jp\)](#)）
- ・第107号『明治の国家と警察制度の形成』（警察史研究部会、令和元（2019）年8月刊）（鈴木康夫氏執筆）（[警察政策学会資料_第107号.indd \(seuresite.jp\)](#)）
- ・第110号『近代警察史の諸問題—川路大警視研究を中心に—』（警察史研究部会、令和2（2020）年5月8日刊）（序文：廣瀬權部会長）（[警察政策学会資料_第110号.indd \(seuresite.jp\)](#)）
- ・第114、115号『近代警察史の諸問題—川路大警視研究を中心に—（第二輯）武藤誠氏・加藤晶氏・福永英男氏・戸高公德氏追悼記念論集【上下冊】』（警察史研究部会、令和3（2021）年5月8日刊）（序文：廣瀬權部会長）（[警察政策学会資料_第114号.indd \(seuresite.jp\)](#)）（[警察政策学会資料_第115号.indd \(seuresite.jp\)](#)）
- ・第121号『明治の内政・治安政策と武士の終焉』（警察史研究部会、令和4（2022）年7月刊）（鈴木康夫氏執筆）（[警察政策学会資料_第121号.indd \(asss.jp\)](#)）
- ・第122号『近代警察史の諸問題—川路大警視研究を中心に—（第三輯）福永英男氏・原田弘氏・松井幹郎氏追悼論集』（警察史研究部会、令和4（2022）年5月8日刊）（序文：廣瀬權部会長）（[警察政策学会資料第122号.pdf \(asss.jp\)](#)）（本輯）

2 警察政策学会資料・別刷

- ・『警察協会雑誌目次集—警察政策百年の論述—』（警察政策学会資料・別刷。警察政策学会・（公財）警察協会、平成25（2013）年12月刊）（<https://www.keisatukyokai.or.jp/>）
- ・警察政策学会警察史研究部会編『武藤誠先生略年譜・著作目録』（警察政策学会資料・別刷。警察政策学会、平成26（2014）年11月7日刊。序文：加藤晶部会長）
- ・警察政策学会警察史研究部会編『令和元年度警察史研究部会特別調査研究報告書 近代警察史関係文献目録抄—川路大警視検討を中心に—』（警察政策学会資料・別刷。令和元（2019）年10月1日刊。序文：廣瀬權部会長）

3 大警視川路利良研鑽会刊行物

- ・『大警視だより』続刊（（復刊）第1号（平成28（2016）年3月31日刊）～第16号（最新刊。令和5（2023）年1月1日刊））
- ・『【CD版】加藤晶会長追悼記念 大警視川路利良関係資料集〔「大警視川路利良聖地巡礼」ガイドブック〕、『大警視だより』、『大警視だより』続刊及び『大警視川路利良関係文献集成』』（大警視川路利良研鑽会、令和元（2019）年9月1日刊）